公益財団法人 日本自転車競技連盟

競　技　規　則　集

2015

2015年4月版

付：登録者規程
アンチドーピング規程
競技者登録規程
公認審判員規程
チーム登録規程

JAPAN CYCLING FEDERATION

表紙裏

＊ 目　次 ＊

公益財団法人 日本自転車競技連盟定款 …… 6

競 技 規 則 …… 13

第１章　総則 …… 13
第1条　制定の規範 …… 13
第2条　規則の適用 …… 13
第3条　競技役員の資格 …… 13
第4条　競技大会の呼称 …… 13

第２章　ライセンス(登録証) …… 13
第5条　登録者 …… 13
第6条　競技者 …… 14
第7条　制裁適用者の競技参加制限 …… 15

第３章　競技者の装備 …… 15
第8条　装備 …… 15
第9条　ペーサの装備 …… 17
第10条　ユニフォーム …… 17
第11条　ヘルメット …… 18

第４章　ゼッケン（ナンバー・カード） …… 18
第12条　ゼッケン（ナンバー・カード） …… 18
第13条　ゼッケン（ナンバー・カード）の枚数 …… 19
第14条　ヘルメット・カバー …… 19
第15条　広告の記載 …… 20

第５章　自転車およびオートバイ …… 20
第16条　トラック・レーサーおよびロード・レーサー …… 20
第17条　ドミフォン用自転車およびその他の種目用自転車 …… 26
第18条　ドミフォン用オートバイ …… 26
第19条　ペーサ用オートバイ …… 26
第20条　競技機材における表示 …… 26

第６章　自転車競技場 …… 26
第21条　自転車競技場 …… 26
第22条　コーナー・ラバー・パッド …… 30

第７章　ロード・レース・コース …… 30
第23条　ロード・レース・コース …… 30
第24条　インディヴィデュアル（個人）ロード・レース・サーキット …… 30
第25条　補給所および機材ピット …… 31
第26条　ロード・タイムトライアル・コース …… 31

第８章　競技種目 …… 31
第27条　トラック・レース種目 …… 31
第28条　ロード・レース種目 …… 33
第29条　シクロクロス種目 …… 37
第30条　マウンテンバイク種目 …… 38
第31条　BMX種目 …… 39
第32条　室内自転車競技種目 …… 39
第33条　その他競技種目 …… 39

第９章　制裁 …… 40
第34条　制裁の種類 …… 40
第35条　制裁の適用 …… 40
第36条　制裁の内容 …… 40
第37条　罰則表 …… 42

第１０章　異議の申立て …… 42
第38条　異議申立ての方法 …… 42
第39条　異議申立ての制限時間 …… 42
第40条　異議申立ての裁定 …… 42

第１１章　競技大会の開催および準備 …… 42
第41条　競技大会・競技日程 …… 42
第42条　競技大会の準備 …… 44
第43条　公認競技大会 …… 45
第44条　オープン競技大会 …… 45
第45条　IDカード …… 45
第46条　大会役員 …… 45
第47条　全国競技大会の実行組織 …… 45
第47条A　国際競技大会の実行組織 …… 46
第48条　競技大会の実行組織 …… 46
第49条　競技大会前の委員会の任務 …… 46
第50条　競技大会時の委員会の任務 …… 46
第51条　競技大会後の委員会の任務 …… 47

第１２章　大会要項と参加手続き …… 47
第52条　大会要項と参加手続き …… 47

第１３章　総務・競技担当役員の任務 …… 49
第53条　総務担当役員 …… 49
第54条　競技担当役員 …… 49
第55条　【削除】 …… 49
第56条　チーフ・コミセール …… 50
第57条　コミセール・パネル …… 50
第58条　コミセールおよびアシスタント・コミセール …… 51
第59条　トラック・レース競技担当役員の任務 …… 52
第60条　ロード・レース競技担当役員の任務 …… 53
第61条　タイムトライアル・ロード・レース競技担当役員の任務 …… 54
第62条　セレモニー・コミセールの任務 …… 54

第１４章　トラック・レース規則 …… 54
第63条　トラック・レース …… 54
第64条　競技の進行 …… 56
第65条　200mタイムトライアル …… 56
第66条　スプリント …… 56
第67条　インディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走） …… 58
第68条　チーム・パーシュート（団体追抜競走） …… 60
第69条　1kmおよび500mタイムトライアル …… 61
第70条　ポイント・レース …… 62
第71条　ケイリン …… 63
第72条　チーム・スプリント …… 64
第73条　マディソン …… 65
第74条　スクラッチ …… 66
第75条　タンデム …… 66

第76条　ドミフォン …… 66
第77条　エリミネイション・レース …… 66
第78条　速度競走 …… 67
第79条　アンノウン・ディスタンス・レース …… 68
第80条　イタリアン・パーシュート・レース …… 68
第81条　カナディアン・タイムトライアル …… 68
第82条　ハンディキャップス …… 68
第83条　6日間レース …… 68
第83条A　オムニアム …… 70
第83条B　フライング・ラップ …… 70

第１５章　ロード・レース規則 …… 71
第84条　ロード・レース …… 71
第85条　ワンデイ・ロード・レース …… 72
第86条　チーム・タイムトライアル …… 75
第87条　インディヴィデュアル（個人）タイムトライアル・ロード・レース …… 76
第88条　ステージ・レース …… 77
第89条　クリテリウム …… 80
第90条　インディヴィデュアル（個人）・ロード・レース …… 81

第１６章　シクロクロス規則 …… 81
第91条　シクロクロス …… 81

第１７章　マウンテンバイク規則 …… 84
第92条　マウンテンバイク規則 …… 84

第１８章　室内自転車競技規則 …… 100
第93条　サイクルサッカー規則 …… 100
第94条　サイクルフィギュア規則 …… 112

第１９章　ＢＭＸ競技規則 …… 116
第95条　BMX規則 …… 116

第２０章　トライアル競技規則 …… 129
第96条　トライアル規則 …… 129

第２１章　パラサイクリング …… 135
第97条　パラサイクリング …… 135

第２２章　チームおよびチーム役員(スタッフ) …… 141
第98条A　チーム役員（チーム） …… 141
第98条B　チーム役員（スタッフ） …… 141

第２３章　ドーピング・コントロール …… 141
第99条　ドーピング・コントロール …… 141

第２４章　記録の公認 …… 148
第100条　記録即時認定競技大会 …… 148
第101条　記録公認の条件 …… 149
第102条　記録即時認定競技大会の種類 …… 149
第103条　公認する日本記録の種類 …… 149
第104条　日本記録の公認 …… 149
第105条　世界記録およびアジア大陸記録の公認 …… 150
第106条　競技者および競技大会の限定 …… 150
第107条　外国人競技者の記録の取扱い …… 150
第108条　年度の日本記録 …… 150

第109条　日本記録の公認基準および記録の公告 …… 150
第110条　記録の種類 …… 150
第111条　公認競技会の申請および報告 …… 150

第２５章　選手権者のジャージ …… 150
第112条　日本選手権者のジャージ …… 150
第113条　日本選手権者のジャージの着用 …… 150

第２６章　公式行事 …… 151
第114条　服装 …… 151
第115条　公式行事における服装 …… 151
第116条　表彰式 …… 151

第２７章　賞典 …… 151
第117条　賞典 …… 151
第118条　賞品の条件 …… 151
第119条　副賞 …… 152
第120条　同順位者の賞品 …… 152
第121条　賞品の授与 …… 152
第122条　賞品の管理 …… 152

第２８章　競技運営用器材 …… 152
第123条　写真判定機 …… 152
第124条　電子計時装置 …… 152
第125条　スターティング・マシン …… 152
第126条　コンピュータ装置 …… 152

付則 …… 152

〇競技大会役員編成例示 …… 153
〇競技担当役員編成例示 …… 153
〇競技大会特別規則骨子(例) …… 154
〇特別規則のためのモデル
〇ワンデイ大会 …… 156
〇ステージ・レース …… 158
〇記録即認競技大会(トラック)の運用基準 …… 163

付表１：スプリントの組合せ表 …… 164
付表１A1：ケイリンの勝ち上がり表 …… 166
付表１A2：ケイリンの組合せ表 …… 167
付表２-１：ロード・レースの区分(クラス) …… 168
付表２-２：トラック・レースの区分(クラス) …… 170
付表３：ペナルティ表 …… 171
付表４：ギア比制限 …… 177
付表５-１：自転車競技場および施設に関する基準要項 …… 178
付表５-２：ロード・レースのコースに関する基準要項 …… 181
付表６：リザルト等の様式見本 …… 183
６-１：ロード・レース・スターターズ・リスト 183
６-２：ロード・レース・順位表 184
６-３：トラック・レース・エントリ・リスト 185
６-４：トラック・レース・順位表 185
付表７：サイクル・サッカーの合図 …… 186
付表８：BMX用UCIランダム・スタート・ゲートのタイミングのリズム 187
付表９-１：シクロクロスのスタート・エリア 188
付表９-２：シクロクロスの補給ゾーン（ダブルピット） 189

付表9-3：シクロクロスの補給ゾーン（シングルピット） 189
付表10-1：アンチドーピング検査対象競技者の選定基準 190
付表10-2：ドーピング・コントロール施設の器材・設備 190
付表10-3：アンチドーピング検査用標準検査場所図面 191
付表10-4：UCIアンチドーピング規則下における国際水準の競技者のための聴聞会 192
付表10-5：UCIアンチドーピング規則における制裁措置要約 194
付表10-6：摂取医薬品リスト 196
付表11：UCI規則1.3.023（JCF規則第16条3.（2）d. ②）に拠る適用免除報告書 197
付表12：トラック・レース違反行為に関する用語表（仏-英-西-和） 198
付表13：ロード・レースにおける無線通話要領 200
付表14：ロード・レースにおけるタイム・キーパーの業務 201
付表15A：マウンテンバイク – エリミネイター(XCE)の組合せ(36競技者) 202
付表15B：マウンテンバイク – エリミネイター(XCE)の組合せ(32競技者) 203
付表16：落車時の救護活動/ Blueprint of intervention if there is a fall 204
付表17：パラサイクリング標準パフォーマンス係数表 205
付表18：スティル・カメラマンのためのガイドライン 206

登録者規程 …… 208
審査委員会規程 …… 210
日本自転車競技連盟アンチドーピング規程 …… 211
競技者登録規程 …… 213
競技者のカテゴリ …… 215
日本自転車競技連盟ランキング制度 …… 216
日本自転車競技連盟トラック・タイム・ランキング制度 …… 221
公認審判員規程 …… 222
限定審判員に関する規程 …… 225
ライセンス種類別講習カリキュラム最低時間配分基準 …… 226
第一級公認審判員　検定評価項目・基準 …… 226
主催者登録規程 …… 227
チーム・アテンダント登録規程 …… 229
チーム登録規程 …… 230
日本自転車競技連盟専門委員会規程 …… 233
小委員会および部会に関する規程 …… 235
褒賞金支給要項 …… 236
主催・共催・協賛・後援等に関する規程 …… 237
(公財)日本自転車競技連盟・2014 UCIコンチネンタル・チーム登録基準 …… 238
国際競技大会参加許可証発行事務取扱い規定 …… 239
様式1～5 …… 244
加盟団体名簿 …… 249
STARTER'S MANUAL 2015 …… 250
自転車競技場一覧表 …… 252
競輪場周長補正値表 …… 253
2014主要事業予定表 …… 254
競技大会前のチェックリスト …… 256

公益財団法人日本自転車競技連盟競技規則集・2015年版
2015年4月7日印刷
2015年4月15日発行
141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1　自転車総合ビル5階
Tel.: 03-6277-2690　Fax: 03-6277-2691
E-mail: cycling@japan-sports.or.jp URL: www.jcf.or.jp

公益財団法人日本自転車競技連盟定款

第１章　総則

（名　　称）
第１条　この法人は、公益財団法人日本自転車競技連盟といい、外国に対してはJapan Cycling Federation （略称ＪＣＦ）という。

（事　務　所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

第２章　目的及び事業

（目　　的）
第３条　この法人は、我が国における自転車競技界を統轄し、代表する団体として自転車競技の普及振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（事　　業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
⑴　自転車競技の普及及び指導並びに研究に関すること。
⑵　自転車競技に関する全日本選手権大会及びその他の自転車競技会を開催し、その他国内で行われる自転車競技会を後援、公認すること。
⑶　自転車競技に関する国際競技大会への代表者を選考し、派遣すること。
⑷　国際自転車競技大会を開催すること及び外国から選手等を招聘すること。
⑸　コミセール及び指導者を養成し、その資格を認定すること。
⑹　自転車競技に関する競技力の向上を図ること。
⑺　自転車競技の日本記録及び日本国際記録の公認並びに世界記録を申請すること。
⑻　自転車競技に関する競技規則を制定すること。
⑼　日本自転車界を代表して、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、国際自転車競技連合（ＵＣＩ）及びアジア大陸自転車競技連合（ＡＣＣ）に加盟すること。
⑽　自転車競技に関する施設・用具等を検定し公認すること。
⑾　自転車競技に関する資料の収集、保存及び機関紙その他刊行物を発行すること。
⑿　その他この法人の目的を達成するために必要な事業。
２　前項各号の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第３章　加盟団体

（加　　盟）
第５条　次の各号に掲げる団体でこの法人の趣旨に賛同するものは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の３分の２以上に当たる多数の決議を得、かつ決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数の決議を得て、この法人に加盟することができる。
⑴　各都道府県における自転車競技を統括する団体
⑵　全国的に組織された自転車競技に関する団体

（資格の喪失）
第６条　前条の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。
⑴　脱退
⑵　加盟団体の解散
⑶　除名

（脱　　退）
第７条　第５条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席した理事会においてその過半数の決議を得、かつ決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の決議を得なければならない。

（除　　名）
第８条　第５条の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席した理事会においてその過半数の決議を得、かつ決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の決議を得て、これを除名することができる。

(1)　この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき
(3)　第９条の分担金を２年以上滞納したとき

（分　担　金）
第９条　第５条の加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入しなければならない。
２　既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（加盟及び脱退必要事項）
第１０条　前５条に規定するもののほか、加盟団体ならびに加盟及び脱退について必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。
２　第５条の加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第４章　資産及び会計

（基 本 財 産）
第１１条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第１の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
３　基本財産とすることを指定して寄附された財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産は、基本財産に繰り入れるものとする。

（事 業 年 度）
第１２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第１３条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第１４条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後３か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)　財産目録
２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
３　定款については、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
４　貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）
第１５条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第５章　評議員

（評議員の定数）
第１６条　この法人に評議員５５名以上６５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第１７条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第１７９条から第１９５条の規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員の選任は、次の各号に掲げる者の中から行う。
⑴　第５条第１号の加盟団体が各１名ずつ推薦する者
⑵　第５条第２号の加盟団体が各３名以内で推薦する者
⑶　会長が６名以内で推薦する学識経験者
３　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
⑴　各評議員について、つぎのイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
⑵　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①　国の機関
②　地方公共団体
③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人
④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人
⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任　　期）
第１８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報　酬　等）
第１９条　評議員は、無報酬とする。

第６章　評議員会

（構　　成）
第２０条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　　限）
第２１条　評議員会は、次の事項について決議する。
⑴　理事及び監事の選任及び解任
⑵　理事及び監事の報酬等の額及び支給基準

⑶　評議員に対する報酬等の支給の基準
⑷　事業計画書、収支予算書及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
⑸　事業計画書、収支予算書、貸借対照表並びに損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
⑹　定款の変更
⑺　事業の全部又は一部の譲渡
⑻　残余財産の帰属の決定
⑼　基本財産の処分又は除外の承認
⑽　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　　催）
第２２条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招　　集）
第２３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　　長）
第２４条　評議員会の議長は出席評議員の互選によって選出する。

（決　　議）
第２５条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
⑴　監事の解任
⑵　評議員に対する報酬等の支給の基準
⑶　定款の変更
⑷　基本財産の処分又は除外の承認
⑸　その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２７条第１項各号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議　事　録）
第２６条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　前項の議事録には、議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人２名以上が記名押印する。
３　前２項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に１０年間備え置かなければならない。

第７章　役員

（役員の設置）
第２７条　この法人に、次の役員を置く。
⑴　理事　１８名以上２０名以内
⑵　監事　２名以上３名以内
２　理事のうち１名を会長とする。また、会長を除く３名以内を副会長、５名以内を常務理事とすることができる。
３　前項の会長及び副会長を法人法上の代表理事とし、代表理事以外の常務理事を業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２８条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

（理事の職務及び権限）
第２９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ指定した順序によって、会長の職務を代行する。
４　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
５　会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第３０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第３１条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
３　前２項にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事及び監事については、再任を妨げない。
５　理事又は監事は、第２７条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
６　理事又は監事は、就任時においてその年齢が７０歳未満でなければならない。任期期間中において満７０歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。

（役員の解任）
第３２条　理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
⑴　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
⑵　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報　酬　等）
第３３条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　前項ただし書きに規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、評議員会の決議により定めるものとする。

（名誉会長等）
第３４条　この法人に、名誉会長１名、名誉副会長、顧問及び参与を各若干名置くことができる。
２　名誉会長及び名誉副会長は、理事会で推薦したものにつき、評議員会の議決を経て会長が委嘱する。
３　顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうち、理事会の推薦により会長が委嘱する。
４　名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は無報酬とする。

（名誉会長等の職務）
第３５条　名誉会長及び名誉副会長は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
２　顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
３　参与は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第８章　理事会

（構　　成）
第３６条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　　限）
第３７条　理事会は、次の職務を行う。
⑴　この法人の業務執行の決定
⑵　理事の職務の執行の監督
⑶　会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

（招　　集）
第３８条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長又は常務理事が理事会を招集する。

（議　　長）
第３９条　理事会の議長は、会長とする。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した副会長又は常務理事が理事会の議長となる。

（決　　議）
第４０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議　事　録）
第４１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　理事会に出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に１０年間備え置かなければならない。前条第２項により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第９章　専門委員会

（専門委員会）
第４２条　この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議を経て各種専門委員会を置くことができる。

（専門委員会の業務）
第４３条　専門委員会は、前条の決議によりその所掌とされた事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

（委員の選任）
第４４条　専門委員会に、委員長その他必要な委員を置く。
２　委員長及び委員は理事会において選任する。

（その他の事項）
第４５条　専門委員会について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第１０章　維持会員

（維 持 会 員）
第４６条　この法人の目的に賛同する個人又は法人は、理事会の承認を得て維持会員となることができる。
２　維持会員は、この法人の事業の遂行を援助するため、維持会費を納入するものとする。
３　維持会員及び維持会費に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第１１章　事務局

（事　務　局）
第４７条　この法人の事務を処理するため、事務局を設け職員を置く。
２　職員の選任及び解任は、会長が行う。ただし、事務局長の選任及び解任は予め理事会の決議を経なければならない。
３　職員は、有給とする。
４　事務局に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第１２章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４８条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
　　２　　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第１７条についても適用する。

（解　　散）
第４９条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第５０条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）
第５１条　この法人は、剰余金の分配をすることができない。

（残余財産の帰属）
第５２条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１３章　公告の方法

（公告の方法）
第５３条　この法人の公告は、電子公告により行う。
　　２　　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１４章　補則

（委　　任）
第５４条　この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則
　　１　　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
　　２　　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第１２条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
　　３　　この法人の最初の会長は橋本聖子（石﨑聖子）とする。
　　４　　この法人の最初の副会長は大島研一及び佐久間重光とする。
　　５　　この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。
　　斧　隆夫
　　坂井田米治
　　塚本芳大
　　福島　厚
　　松倉信裕

別表第１　基本財産（第１１条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	49,246,102 円
定期預金	753,898 円

附　則
　　１　　この定款の一部変更は、平成２６年２月４日から施行する。

競技規則

1934年 3月制定
1950年 6月改定
1955年 2月改定
1963年10月改定
1971年 1月改定
1982年 4月改定
1987年 4月改定
1990年 4月改定
1996年 4月改定
1999年 4月改定
2000年 4月改定
2001年 5月改定
2002年 4月改定
2003年 4月改定
2004年 4月改定
2005年 4月改定
2006年 4月改定
2007年 4月改定
2008年 4月改定
2009年 5月改定
2010年 4月改定
2011年 4月改定
2012年 4月改定
2013年 4月改定
2014年 4月改定
2015年 4月改定

本規則は，公益財団法人日本自転車競技連盟定款第4条第8項の規定により制定するものである.

第１章　総則

第1条　（制定の規範）
この競技規則は，国際自転車競技連合（以下UCIという）の定款および諸規則を規範として制定する．これら規則に変更のあった場合には，準拠して改訂する．UCI規則のうち，この競技規則に明文の規定のないものは，UCI規則を準用する.

第2条　（規則の適用）
この競技規則は，公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟またはJCF」という）または加盟団体の主催する国内競技日程以下の自転車競技大会に適用する.

第3条　（競技役員の資格）
本連盟または加盟団体の主催する競技大会において，直接競技に携わる役員は，UCIコミセールおよび本連盟公認審判員とする.

第4条　（競技大会の呼称）
本連盟および本連盟加盟団体以外の競技大会主催者は，選手権，チャンピオンシップ，日本，全日本，全国，ジャパン，JAPANおよびそれに相当，類似した名称を使用してはならない.

第4条A　（「競技中」の定義）
競技中とは，スタート前のスタート・チェック時から，競技結果が確定し，表彰等が終了するまでをいう.

第２章　ライセンス（登録証）

第5条　（登録者）
1．定義：
ライセンスは，その所持者が定款および諸規則を尊重することの確約と，その所持者の自転車競技への参加を承認することの証明書である.
ライセンス所持中の行為に関する制裁は，ライセンスを失った後であっても適用される.
2．原則：
(1) 登録証を所持していない限り，UCI，UCI大陸連合，UCI加盟国内連盟，UCI提携組織または国内連盟提携組織が主催・主管もしくは管理する自転車競技大会に参加することができない.
(2) 有効な登録証を所持していない者は，参加を認められず，懲罰措置の対象となる.
(3) 登録証は，管轄機関が要請する都度提示しなければならない.
(4) 本人の申請に基づいて登録証の発行を申請する者は，UCI，UCI大陸連合および国内連盟の規約・規則を順守し，誠実かつスポーツマン精神にのっとって自転車競技に参加しなければならない．登録者は，特に，登録証取得時の誓約事項に述べる義務を守らなければならない．登録証が発行された場合には，その申請者は申請の時点より，彼の犯した規則違反に責任を持ち，懲罰当事者の権限下に委ねなければならない.
(5) 登録証は，その所持者または当該所持者の法定代理人が単独で責任を負うものとして発行され，使用される.

(6) 本連盟が登録証を発行することは，登録証所持者の人格と法規定を順守することについて本連盟が責任を負うことを承認または容認することを意味しない．
(7) 登録証の発行については競技者登録規程，公認審判員規程およびチーム登録規程による．
(8) 登録証の所持者は，賠償責任保険に加入しなければならない．
(9) 本連盟の公認競技大会における登録証所持者の肖像権は，本連盟に帰属する．
(10) 登録証所持者は，ひとつの国内連盟のライセンスに限り所持することができる．

3．（外国連盟登録者）
本連盟または加盟団体の主催する競技大会には，本連盟競技者規程ならびに登録者規程による登録競技者に加えて，上記の規定を満たす外国連盟登録者も参加できる．

4．（ライセンスの種類）
本連盟が発行し，今後発行予定のライセンスは以下のとおり；
(1) 競技者
(2) チーム役員　（監督，コーチ，メカニック等（チーム･アテンダント））
(3) 役員　（公認審判員等）
(4) 主催者
(5) 競技者代理人
(6) その他　（ロードレースの車両運転者）

5．（ライセンスの有効期間）
(1) 通年
(2) 臨時

第6条　（競技者）

1．競技者のカテゴリ(区分)
(1) UCIにおいては，競技者のカテゴリを以下のように定める．ただし，年齢の基準は，各暦年中に達する年齢で区分する．
① 男子
1. ユース：16歳以下
2. ジュニア：17および18歳
3. アンダー23（U23）：19～22歳．ただしこの年齢でもロード競技においては，UCIワールドチームに属する競技者はエリートとする．UCIワールドチームを辞めた競技者は，U23カテゴリに戻らなければならない．
4. エリート：23歳以上
5. マスターズ：30歳以上の競技者でこの区分を選択した者．ただし，UCI登録チームに属する競技者はこれを選択できない．
6.障害を持つ競技者
② 女子
1. ユース：16歳以下
2. ジュニア：17および18歳
3. エリート：19歳以上
4. マスターズ：30歳以上の競技者でこの区分を選択した者．UCI登録チームに属する競技者はこれを選択できない．
5. 障害を持つ競技者
(2) 本連盟においては，競技者のカテゴリを以下のように定め，さらに性別により分類する．ただし，年齢の基準は，各暦年中に達する年齢で区分する．
① 男子
1. ユース（U13）：12歳以下
2. ユース（U15）：13歳および14歳
3. ユース（U17）：15歳および16歳
4. ジュニア：17および18歳
5. アンダー23（U23）：19～22歳．ただしこの年齢でもロード競技においては，UCIワールドチームに属する競技者はエリートとする．UCIワールドチームを辞めた競技者は，U23カテゴリに戻らなければならない．
6. エリート：23歳以上
7. マスターズ：30歳以上の競技者でこの区分を選択した者．ただし，UCI登録チームに属する競技者はこれを選択できない．

② 女子

1. ユース(U13):12歳以下
2. ユース(U15):13歳および14歳
3. ユース(U17):15歳および16歳
4. ジュニア:17および18歳
5. エリート:19歳以上
6. マスターズ:30歳以上の競技者でこの区分を選択した者. UCI登録チームに属する競技者はこれを選択できない.

2. 競技者の義務

競技者は, 次のことを守らなければならない.

(1) 競技規則および競技の運営・管理上の規定および交通規則を順守すること.
(2) 競技中に引き起こした事故について, 一切の責任を負うこと.
(3) 常にスポーツマンとしての言動を保持すること.
(4) 常に完全に整備された自転車を用いて競技大会に参加すること.

第7条 (制裁適用者の競技参加制限)

登録の資格を停止または除名された者は, 本連盟または加盟団体の主催する競技大会にいかなるかたちでも参加することはできず, 競技大会において関係者以外の立入りが制限された区域に入ることはできない.

第3章 競技者の装備

第8条 (装備)

競技者の基本的装備については, UCI規則に準じ, 以下のとおりとする.

1. 競技者は, 袖付きのジャージと短いパンツを着用する. ひざ上までのものが短いパンツと解される. ワンピース形式も認められるが, 袖なしは禁止する. マウンテンバイクのダウンヒルとフォア・クロスの場合, 防護用レギンズを着用してよい.
2. 競技中と公式行事中には, ジャージの表示やゼッケンを隠すような衣類を着用してはならない. 雨具のデザインは, チーム主要色のひとつを使用してジャージと類似していなければならない.
3. トラック・レース, マウンテンバイク, シクロクロス, トライアル, BMXの競技および練習においては, 本連盟公認のヘルメットの着用を義務付ける. ヘルメットの公認基準は別に定める. ただし, マウンテンバイク・ダウンヒルとBMXにおいては, 公認外であっても別に掲げる規格を満たすヘルメットの使用を認める. また, 本連盟は, 競技者の申請により, その責任において特定の競技大会・競技種目・カテゴリでのヘルメット着用に関する例外を認めることができる.
4. ロード・レースにおいても, 競技・練習において本連盟公認のヘルメットの着用を義務付ける.
5. 規則で着用が義務付けられている場合, 競技中にヘルメットを外した競技者は直ちに失格とする. ヘルメットを被らずにスタート・ラインに付こうとした競技者は, スタートを認められない.
6. 空気抵抗を減じるなど競技者能力に影響をあたえるため, または競技者の身体を強制するため(圧迫, 引張, 支持)の, 付加的な衣類または物は禁じる.
   ロードおよびマウンテンバイク・レース中に袖付きのジャージと短いパンツに加えて衣類と上衣または器材を着用することは, 安全あるいは競技者の健康のために気象条件のみにより必要なものと認められる. この場合, 競技者を悪天候から護るという明白な観点のみにより, 服装または器材の種類と生地は正当化されうる. この判断はレース・コミセールに任せられる.
   屋内トラックにおける競技ではシューズ・カバーの使用は禁止される.
   競技者が着用する装備(ヘルメット, 靴, ジャージ, パンツ等)については, 第16条2. (1)による革新的技術であるとして承認されていない機械的あるいは電子システムの付加または合体による衣類あるいは安全として以外のいかなる目的をも, 適当であるとされることはない.
7. 衣服上の広告表記は以下による. また, 競技者の随行者に関しての広告表記は衣服上のものに限り, 競技者に認められたものと同一とする.
   (1) チームおよび都道府県等選抜チームのジャージ
   チームおよび都道府県等選抜チームは, そのジャージの配色, 主要スポンサー等を本連盟に登録しなければならない. ただし, 国民体育大会, 全国都道府県対抗自転車競技大会については, 当該大会の規則による. その所属する1名またはそれ以上の競技者が国際競技日程の大会に参加する, 地域またはクラブのチームは, 年頭に, その衣服の色彩, 配色およびスポンサーについての詳細を所属する国

内連盟に届け出なければならない．チーム・団体名またはその略称をジャージに表記しなければならない．チーム所属の競技者は上記に従って登録したユニフォームと同じものを着用しなければならない．特別に用意されたものを着用する場合以外は，所属チーム以外の団体あるいは企業の色のユニフォームを着用して競技に出場することはできない．契約したスポンサーの名称を，広告として衣類に表示することができる．この広告は以下のとおりとする．
広告およびそのレイアウトは，同一レースにおいては各チームの競技者全員が同一でなければならない．

①ジャージ：1社あるいは複数のスポンサーの名前，会社名または商標をジャージに自由に表示できる．さらに特定の競技大会および海外の競技大会に参加する場合には，数に制限なく，異なる表記の広告を付けることができる．

(2) リーダー・ジャージ

ステージ・レースにおける部門別リーダー・ジャージは，UCI登録チーム，チーム，ナショナル・ジャージ，世界選手権者のジャージ，日本選手権者のジャージ，ワールドカップのジャージとまったく異なっていなければならない．
個人総合首位者のジャージを設定することを義務付ける．
リーダー・ジャージにおける広告の権利は競技主催者にある．
ジャージの上部の前後の高さ32cm・幅30cmの長方形のうち，その下部22cmの白色部にはチーム，都道府県等選抜チームのスポンサーを表示できる．この規定は，リーダー用のワンピース・ジャージにも適用するが，ワンピースの下半（パンツ部）の各脚の9cm幅の垂直の帯にはチームのスポンサーを表示できる．
製造者のロゴは，ジャージまたはワンピースの1ヶ所に認められる．
リーダー･ジャージの着用者は，そのジャージに調和した色彩のパンツを着用する権利を持つ．
タイムトライアル・ステージでは，主催者がリーダー用のエアロダイナミックス・ジャージまたはワンピースを用意していない場合は，リーダーは所属するUCI登録チームかチームのものを着用してもよい．
アンチドーピング委員会が，UCIアンチドーピング規則条項204に述べられる再検討後に，当該競技者がアンチドーピング違反を犯していたと断言した場合，直ちに，彼が完全に無罪とされるまで，リーダー・ジャージの着用は差し止められる．

(3) ナショナル・ジャージ

ナショナル･ジャージとそのデザインは本連盟固有の財産である．
着用義務のある競技大会は以下のとおり

- ・オリンピック競技大会，IOCおよびNOC規則に従って．
- ・世界選手権大会
- ・大陸競技大会，
- ・ナショナル・チームに属する競技者

世界，大陸，国内選手権者はこの規則を順守しなければならず，ここに引用された競技大会に参加する際にそのナショナル･チーム･ウェエアを着用しなければならない．
ナショナル・ジャージには下記の広告の表記が認められる

- ジャージの前側に最大64cm^{2}のロゴ2つ
- 肩および袖を含む範囲 - 最大高5cmで1行
- ジャージの両側部 - 最大幅9cmの縦帯の範囲内
- パンツの両側部 - 最大幅9cmの縦帯の範囲内
- 製造者のロゴ（25cm^2）は，衣類1点につき1箇所（パンツは各脚に1箇所）

広告は，競技者ごと，競技者のカテゴリ，種目毎に異なってよい．
ジャージおよびパンツのデザインは，競技者の1カテゴリごとに異なってよい．
マウンテンバイク･ダウンヒル競技，トライアルおよびBMXで着用されるレギンズにおける広告物はパンツに対する広告制限を条件としない．加えて，競技者の名前をジャージの背中に付けてよい．これらの基準は，競技中に着用するその他の衣類（雨具その他）にも適用する．
下記の場合を除き，広告スペースは国内連盟が使用するために権利を有する．

a) トラック・ワールドカップ
UCI登録チームに属する競技者の場合，広告スペースはそのチームが権利を有する．ただし，ジャージの前面の64cm^{2}のロゴは国内連盟が権利を有する．

b) シクロクロス・ワールドカップ
ジャージ上の広告スペースは競技者のスポンサーが権利を有する；この場合，承認される広告スペースはジャージ前後の10cmの高さの長方形とする．競技者のスポンサーが広告をつけない場合に限り，国内連盟はジャージの前面に2つの64 cm2のロゴを付けることができる．

UCI登録チームまたはクラブに所属する競技者は，選抜に申請するときに国内連盟にその旨を通知することにより，彼らのUCI登録チームまたはクラブのジャージを着用できる．さもなければ国内連盟はナショナル・ジャージを着用することを要求できる．U23とジュニアのナショナル・チームではナショナル・ジャージは義務付けられる．

(4)　国内選手権保持者のジャージ：

国内選手権保持者のジャージとそのデザインは本連盟固有の財産である．

ロード，トラック，シクロクロス，マウンテンバイク，BMX，トライアルおよび室内自転車競技の国内選手権者はそのタイトルを得た種目，部門，カテゴリにおける全競技大会においてそのジャージを着用しなければならないが，他の競技では着用できない．この規則の目的に照らし，チーム・タイムトライアルは個人タイムトライアルと同等に扱う．6日間競走においては，マディソンの国内選手権者は2人ともに参加する場合でなくても選手権者のジャージを着用しなければならない．

国内選手権を保持しなくなった競技者は，国内連盟の定める技術的細目に従って，そのジャージの襟と袖口**およびパンツの裾**にその国の色の縁飾りを付けることができる．しかしながら，そのジャージは国内選手権を得た種目，部門においてのみ着用でき，他の競技では着用できない．UCIアンチドーピング委員会が，アンチドーピング規則条項204に述べられる再検討後に，当該競技者がアンチドーピング違反を犯していたと断言した場合，直ちに，彼が完全に無罪とされるまで，国内選手権者のジャージあるいはナショナル・カラーの縁取りをつけたジャージの着用は差し止められる．

国内選手権者のジャージは走路上，表彰式，記者会見，テレビ・インタビュー，サイン会および良好なプレゼンテーションを要するその他の機会においては着用されなければならない．

(5)　国内選手権保持者のジャージの広告：

国内選手権者は，国内選手権者のジャージに広告を，公式式典48時間後から次の国内選手権大会開催前夜までジャージには下記の範囲でつける権利を有する．

契約したスポンサーの名称等を以下の範囲に標示できる．ただし，国民体育大会，全国都道府県対抗自転車競技大会については，それらの規則による．

- ジャージの前後に，高さ10cmの長方形
- 肩および袖を含む範囲 - 最大高5cmで1行
- ジャージの両側部 - 最大幅9cmの縦帯
- 製造者のロゴ（25cm^2)は，衣類の１点に1箇所（パンツは各脚に1箇所）．

国内選手権ジャージの着用者は，そのジャージに調和した色のパンツを着用する権利を持つ．

しかし，関係する国内連盟の事前の承認の下に，そして第8条7．（4）の意図において伝統的な国内選手権者ジャージを着用する代わりに，MTB DHI，MTB 4X，およびBMXにおける国内選手権者は競技者の国の旗を左腕袖につけた別個の国内選手権者ジャージを着用することができる．その国内選手権者ジャージの左袖には広告をつけることは認められない．左袖は別として，そして**第8条1．から6．**を損なうことなく，残余のスペース(例えば胸，背および右腕袖)は彼らの通常のスポンサーのために競技者の自由裁量に任せられる．詳細は，UCIウェブサイトから入手できる小冊子で説明されている．

(6)　混成チームのジャージ

複数のチームの競技者により構成するチームが，ワンデイ・レースまたはステージ・レースに参加する場合は，統一した特別のジャージを着用するが，その広告は，各競技者が通常付けているものが許される．

これらのジャージ着用の優先順位は以下のとおり

1. ステージ・レースのリーダー・ジャージ
2. カップ，シリーズあるいはUCIランキングの首位者ジャージ
3. 世界選手権者ジャージ
4. 大陸選手権者ジャージ
5. 国内選手権者ジャージ
6. ナショナル・ジャージ（第8条7.（3）の規程が優先する）

第9条　（ペーサの装備）

ドミフォンのペーサの装備については，UCI規則参照．

第10条　（ユニフォーム）

ユニフォーム（登録されたジャージ・パンツ等）については，UCI規則による．

1．競技者は，所属するチーム色のジャージおよびパンツを着用する．ただし，このジャージ・パンツは，本連盟または加盟団体に登録する．

2．国民体育大会自転車競技会，全国都道府県対抗自転車競技大会等所属する都道府県を単位とする競

技大会に参加するときは，所属する都道府県を表示するジャージ・パンツおよびマークを使用する．この都道府県を表示するジャージ・パンツは，本連盟に登録する．

3．審判員は，競技者のジャージ，パンツ，キャップなどの広告に関する規則が順守されているかどうかを常に監督する．規則違反の場合，審判員は出走を拒否できる．そしてその旨を主催者を通じて本連盟に通知するものとする．

4．団体種目は統一されたジャージ・パンツとする．

第11条 （ヘルメット）

ヘルメットは，硬質な帽体をもつフラット・ヘルメットと，もたないストラップ・ヘルメットに分類する．フラット・ヘルメットは，以下の条件を備えたもので，本連盟の公認した「JCF」の標示のあるものおよび「JKA」の認定のものに限る．

1．構造および形状

(1) ヘルメットは，帽体の内側に衝撃吸収ライナーおよび着装体を内装し，衝撃エネルギーを吸収して頭部への衝撃を緩和する構造を有し，着用者の頭部を完全に保護する設計で，特に内部は着用者の頭部を傷つける可能性のある堅い物質がないこと．またヘルメットが脱げることを防ぐためにあごひもを取付ける．帽体と衝撃吸収ライナーは容易に分離しないこと．

(2) ヘルメットの重量は，2kg以下で，できるだけ軽量であること．

(3) 正常の状態で着用した場合に，次の各号を満足すること．

①頭部によくなじみ，不快感を与えないこと．

②左右の視野は105度以上あること．

③著しく聴力をそこねたり，走行中に振動や騒音を発しないこと．

④内部は夏期のむれ，冬期の冷えなどに充分考慮してあること．

(4) 帽体は強固な一体となったかく（殻）体で，次の各号に適合すること．

①帽体の表面は，滑らかで継ぎ目がなく，縁は丸味をもっていること．

②スナップその他の堅い突起物は，帽体表面から，5mm以上突出していないこと．リベットの頭は1.6mm以上突出していないこと．

③空気抵抗を減じるための特別の形状をしていないこと．

④十分な深さがあること．

(5) 衝撃吸収ライナーは，帽体内面に密着するよう内装し，衝撃を受けた場合に，衝撃エネルギーを吸収し，着用者の頭部を保護するもので，２次衝撃に対しても十分な性能を維持していること．上方部分の厚さは10mm以上とし適当な通気溝を付けてもよい．さらに，日本人の頭部形状になじむ内部形状をしていること．

(6) あごひもは耳の前後をY字型に通り，かく体と衝撃吸収体から容易に分離しないこと．

(7) 外観は，次の各号に適合すること．

①帽体の表面は，本連盟の指定した色調とする．

②帽体および金属類は，傷，ひび，まくれ，さび，はく離などの欠点のないこと．

③衝撃吸収ライナーおよび着装体の各部には，傷などの欠点がないこと．

(8) 材質

①帽体の材質は，ガラス繊維，ポリエステル樹脂その他とし，耐水性，耐熱性，耐寒性および耐候性を持つこと．

②衝撃吸収ライナーは，硬質の発泡スチロールまたはこれと同等以上の品質の材質とし，ぜい化，膨潤，軟化等の変化がなく，かつ皮膚に有害な影響を与えないこと．

③あごひもおよび着装体は，丈夫であって，かつ，ぜい化，膨潤，軟化等の変化がなく，かつ皮膚に有害な影響を与えないこと．

④金属類は，耐蝕性のあるもの，または，さび止め処理を施してあること．

2．衝撃吸収性能，強度，および試験方法は，別に定める基準による．

3．製品に製造年月の表示があること．

4．①マウンテンバイク・ダウンヒル，BMXに使用するヘルメットは別に基準を定める．

②マウンテンバイク・クロスカントリー，シクロクロスにおいてはバイザーの使用を認める．

第４章　ゼッケン（ナンバー・カード）

第12条 （ゼッケン（ナンバー・カード））

1．ゼッケン（ナンバー・カード）は，白地に黒数字を記す．フレームに付けるプレートについても同様とする．

2. 競技者は，常時明瞭に見えるようボディ・ナンバーをしっかり付けなければならない．2枚付ける場合には5cm以上の間隔を空けて付ける．ゼッケン（ナンバー・カード）は折曲げたり，切ったりしてはならない．
3. ゼッケン（ナンバー・カード）は主催者が無料で用意する．コミセール・パネルによる参加者確認の後，発給する．
4. 競技を棄権した競技者は速やかにゼッケンを外さなければならない．
5. 外形寸法，文字寸法等は以下のとおりとする．

	ボディ・ナンバー	フレーム・プレート ハンドサイクルの ヘルメット・ステッカー	肩番号	ハンドルバー番号 (BMX)	ハンドルバー番号 (MTB)
高さ	18 cm	9 cm	11 cm	20 cm	18 cm
幅	16 cm	13 cm	12 cm	25 cm	18 cm
字高	10 cm	6 cm	7 cm	10 cm	8 cm
字幅	1.5 cm	0.8 cm	0.8 cm	1.5 cm	1.5 cm
広告	下部に 高さ6cmまで	上部または下部に 11×2cmの長方形	下部に 高さ2cmまで	下部に 高さ6cmまで	上部および下部に 4cm高さで

第13条 （ゼッケン（ナンバー・カード）の枚数）

ゼッケン（ナンバー・カード）の枚数は以下のとおり．
この表にない種目に対しては種目の特性に応じて枚数を決定する

種目		ボディ・ナンバー	フレーム・ナンバー	肩番号*	ハンドルバー番号
ロード	ワンデイ・レース (クリテリウム，個人ロードレースを含む)	2	1		
	ステージ・レース	2	1		
	タイムトライアル	1			
シクロクロス		1		2	
トラック	スプリント	2			
	個人追抜競走	1			
	団体追抜競走	1			
	【J】200mタイムトライアル	2			
	1kmタイムトライアル	1			
	500mタイムトライアル	1			
	ポイント・レース	2			
	ケイリン	2			
	チーム・スプリント	1			
	マディソン	2			
	オムニアム・（全競技）	2			
	スクラッチ	2			
	速度競走	2			
	エリミネイション	2			
BMX		1	2 (側面)**		1
マウンテンバイク　全競技		1			1
トライアル		**1**			**1**

* 肩番号は，前方から見えるように上腕部に着用しなければならない．
** **大会テクニカルガイドにおいて必要とされるなら，BMXにおいてフレーム・ナンバーを使用する．**

第14条 （ヘルメット・カバー）

大会特別規則に定めることにより，種目によって番号付ヘルメット・カバー等を使用することができる．
ヘルメット・カバーに色別を使用する場合は，以下に準ずる．

1 白	6 白黒	11 黒赤	16 緑	21 緑黄	26 紫青
2 黒	7 白赤	12 黒青	17 緑白	22 紫	27 紫黄
3 赤	8 白青	13 白黄	18 緑黒	23 紫白	28 桃
4 青	9 赤青	14 赤黄	19 緑赤	24 紫黒	29 桃白
5 黄	10 黒黄	15 青黄	20 緑青	25 紫赤	30 桃黒

第15条 （広告の記載）

競技大会主催者は，契約に基づき，ゼッケン，ヘルメット・カバー，横断幕，IDカード等に広告を記載することができる.

第5章　自転車およびオートバイ

第16条（トラック・レーサーおよびロード・レーサー）

1．原則

(1) ライセンス保持者は，自己の装備（付属品等の器材を装着した自転車，ヘルメット，衣服等）の品質や素材またはデザインによって自分自身や他の競技者に危険を及ぼすことがないようにしなければならない.

(2) 各ライセンス保持者は彼がロード，トラックおよびシクロクロス競技において使用する器材が，有効でUCIウェブサイト上で入手できる承認手続きの明細事項に従ってUCIにより承認されていることを保証しなければならない.

(3) ライセンス保持者が自ら選択した装備を使用したために発生した結果については，UCIおよびJCFは何ら責任を負うものではなく，また，その装備の欠陥もしくは不適合性についても何ら責任を負うものではない.

ライセンス保持者は，競技において使われる，製造者によって与えられた機材をどのような点においても改造する権限は与えられていない.

(4) 競技者が競技に参加することができたという事実は決してUCIまたはJCF側の責任を生むものではない；コミセール，代行者あるいはUCIまたはJCFの組織によって実行される機材の検査は，純粋なスポーツ目的の適合性に限られている．必要であれば，チーフ･コミセールあるいはUCI自体あるいはその代理人の要請により，レース後に，機材および材料の検査が実施され得る.

その目的において，コミセールとUCI/JCFは再検査のために機材を接収することができる．必要であれば競技中であっても競技者が乗り換えた後に接収/再検査を行なえる.

2．技術革新

(1) マウンテンバイク・レースを除き，競技中に競技者または他のライセンス所有者により使用され，着装され，保持されるいかなる物（自転車，自転車に取り付ける装備品，付属品，ヘルメット，衣類，通信手段，等）に関するいかなる新技術もUCIの認可を受けるまでは使用できない．認可申請は，すべての必要書類を添えて提出しなければならない．審査を受けるための経費は申請者により負担され，その額は提出された技術革新の複雑さに応じてUCI理事会が決定する．機材委員会の提案により，UCI管理事務局は技術革新の許容性をスポーツの観点から検討し，提出日から6ヶ月以内に回答する．技術革新は受諾された日から有効となる．ただし，日本国内の競技大会における使用許可時期については，本連盟広報誌または加盟団体あての通知による.

(2) レースまたはステージ・レースのスタートにおいて，UCIの認可を得ていない新機材を競技者が持ってきたとコミセール･パネルが判断した場合，競技者がその器材を使用して出場することは拒否されなければならない

競技中に使用した場合,競技者は自動的に除外あるいは失格となる.

このコミセール・パネルの決定に対して異議申立てをする権利はない.

この新技術あるいはUCIにより未承認の機材がコミセール・パネルにより気づかれず，あるいは制裁を受けなかった場合，UCI懲戒委員会（国内競技日程の大会にあってはJCF競技運営委員会，以下同じ）は失格を命じることができる.

UCIおよび/またはJCFは自動的あるいは関係者の要求により，懲戒委員会に委嘱する．懲戒委員会は装備委員会（国内競技日程の大会にあってはJCF競技運営委員会，以下同じ）の意見を受けた後，制裁のみ科すことができる.

レースとは別に，UCIおよび/またはJCFはある品目が技術的改良かどうか，第16条2.(1)にそって手続が行われたかどうかを決定しなければならない.

3．自転車

自転車およびその付属品は，スポーツとしての自転車競技の精神と原則に対応していなくてはならない．この精神は，競技者が平等な条件で競技することを指針とする．この原則は，人間が機械より優位であることを断言するものである.

(1) 原則

① 定義

自転車は，同径の2つの車輪を持つ乗り物である．前輪は操舵可能で，後輪はペダルとチェーンからなる装置を介して駆動される．

② 形式

自転車およびその付属品は，スポーツとして自転車を実践するすべての人が使用できるために市販された形式でなければならない．特定の成果（記録の樹立など）を獲得するために特別に設計された機材の使用を認めない．

③ 姿勢

競技者は，普通その自転車上で着座した姿勢をとらなければならない．その姿勢は，以下の点でのみ支えられていることが必要である：ペダル上の足，ハンドルバー上の手，サドルへの着座．

④ 操舵

自転車はあらゆる状況において，完璧に安全に乗車，操縦できるハンドルバーを備えていなければならない．

⑤ 推進力

自転車の推進力は，チェーンセットを介して円運動する下肢の筋肉（脚）のみにより得られるもので，電気その他の補助があってはならない．

パラサイクリングにおいて，上肢または下肢のためのメカニカルな補綴/整形外科的ブレースは，UCIクラス分け手続に従って評価され，再評価(R)または確認済(C)ステータスを持っている競技者によってのみ使用することができる．

下肢のためのメカニカルな補綴/整形外科的ブレースはパラサイクリング競技外で使用できない．

(2) 技術的詳細

異なることを述べている場合を除き，以下の事項は，ロード競技，トラック競技およびシクロクロスに使用する自転車に適用する．

a) 寸法（「寸法（1）」図を見よ）

寸法（1）

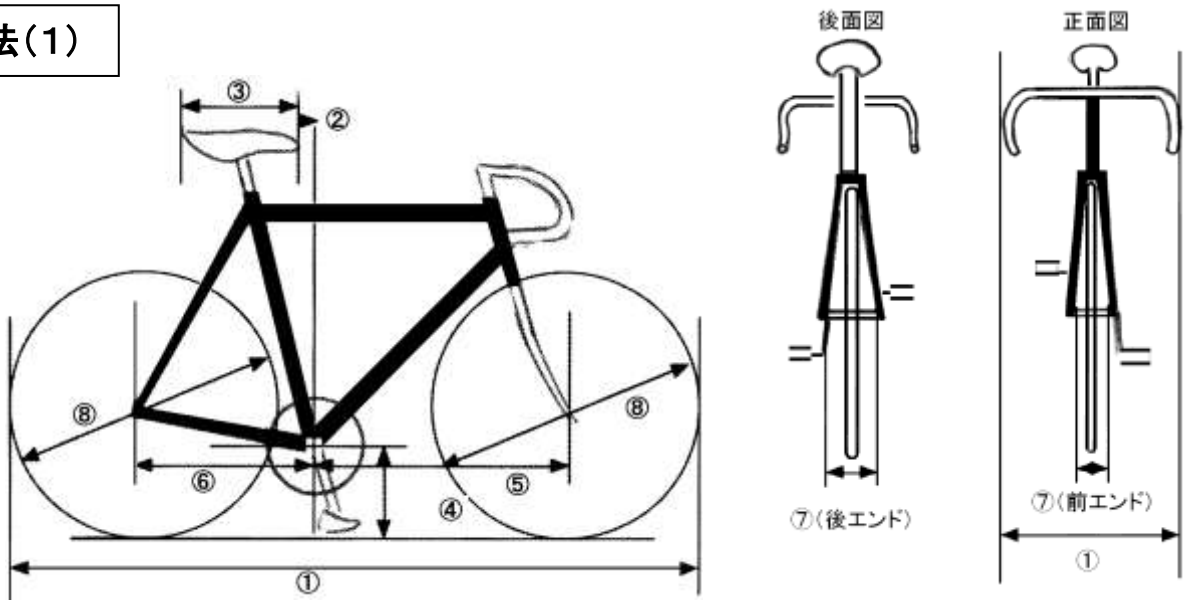

① 自転車は全長185cm以内，全幅50cm以内でなければならない．
タンデム自転車は全長270cm以内，全幅50cm以内でなければならない．

② サドルの先端部が，ボトムブラケットの中心を通る垂線より少なくとも5cm後方に位置しなければならない． ※ この制限は，トラック競技の短距離種目（フライング200mタイムトライアル，フライング･ラップ，スプリント，チーム･スプリント，ケイリン，500mあるいは1kmタイムトライアル）の競技者の自転車には適用しない；しかしながら，いかなる場合も，サドルの先端部はボトムブラケットを通る垂線より前に出てはならない．

※：当条項および第16条3.(2)a)①における注*で示した距離は，身体形態上の理由で必要な場合には，サドルの先端はボトムブラケット軸を通る垂直線まで前進させることができる．身体形態上の理由とは，競技者の体格，手脚の長さに関するすべての要素を考慮に入れて解釈する．
これらの理由により，規定より寸法の小さい自転車が必要であると考える競技者は，バイク･チェック時にコミセール･パネルに申告しなければならない．
身体形態上の理由によるただひとつの免除を要請できる：**第16条3.(2)a)①**に従い，サドル先端を前進させるか，ハンドルバー･エクステンションを前進させることができる．

Measurements (2) / 寸法(2)

③ サドルの前後部の最高点を通る平面は水平でなければならない．サドル自体の長さは最短24cm，最長30cmとする．

④ ボトムブラケットの中心と地面との距離(D-A)は，最小24cm，最大30cmとする．

⑤ ボトムブラケットの中心を通る垂線と，前車軸の距離は最小54cm，最大65cmとする．

⑥ ボトムブラケット中心を通る垂線と，後車軸の距離は最小35cm，最大50cmとする．

⑦ 前フォークのエンド幅は最大10.5cm，後エンド幅は最大13.5cmとする．

⑧ 自転車の車輪は，タイヤも含めて最大70cmから最小55cmのあらゆる寸法を採用できる．シクロクロス用自転車ではタイヤの最大幅（もっとも広い部分で計測する）は33mmとし，いかなる形式でもスパイクやスタッドを組み込んではならない．

第16条2.(1),(2)に反しない場合，2002年より集団スタートのロード・レースとシクロクロス競技においてはUCIの事前承認を得た車輪のみ使用できる．車輪は最少12本のスポークを持つ：それらの断面寸法が10 mmを超えない限り，スポークは丸，扁平もしくは楕円であってよい．承認を得るためには，UCI認可の研究所においてUCIが規定した破壊検査に，合格しなければならない．試験結果は，車輪の通常使用時の衝撃による結果と矛盾しない破壊特性が得られなければならない．次の基準は満たされなければならない：

- 衝撃により，車輪の構成材が分離したり外へ飛び出したりしてはならない．
- 破端は，破片を生じたり，あるいは，鋭利または鋸歯状の破面が使用者，他の競技者および/または第三者を傷つけることがあってはならない．
- 破壊特性は，ハブがリムから外れてしまったり，車輪がフォークから外れるような原因となってはならない．

法，規則あるいは慣例により課せられる検査を損なわない限り，標準（伝統的）車輪は上記の破壊検査を免除される．伝統的車輪とは，最小16本の金属スポークを持つものとみなされる．スポークは断面寸法が2.4mmを超えない円，扁平または楕円断面で，リムはその断面において各面の間隔が2.5cmを超えないものとする．

トラック競技において，前輪へのディスク使用は，タイムトライアル種目にのみ許される．

この条項にかかわらず，車輪の選択と使用は第16条1.(1)から(2)による．

b) 重量

自転車の重量は，6.8kgを下回ってはならない．

c) 形状

① タイムトライアルを除く，集団スタートのロード・レースとシクロクロス競技においては，自転車のフレームは伝統的形態，すなわちメイン三角を中心に構成しなければならない．これは直管またはテーパー付きチューブ（断面形状が円，楕円，偏平，涙滴形状等）を構成材として構成し；各構成材の中心線は常に直線でなければならない．フレームの構成材は，次の形態に適合した接合部をもって配置されなければならない；トップ・チューブ(1)はヘッド・チューブ(2)の上端とシート・チューブ(4)の上端を接続する；シート・チューブ（これからシート・ポストが延長する）はボトム・ブラケット・シェルに接続する；ダウン・チューブ(3)はボトム・ブラケット・シェルとヘッド・チューブの下端に

接続する．後ろ三角は，チェーン・ステイ（6），シート・ステイ（5）およびシート・チューブ（4）により構成され，シート・ステイはトップ・チューブの傾斜に許されている範囲内で，シート・チューブに固定しなければならない．
フレーム素材の最大高は8cm，最小幅は2.5cm．最小幅はチェーン・ステイ(6)とシート・ステイ(5)においては，最小幅を1cmとする．フロント・フォークの最小厚さは1cmとし；フロント・フォークは直線状または曲線状とする(7)．(「形状（1）」図を見よ)
トップ・チューブは，その構成材が最大高は16cm，最小幅は2.5cmで示される水平なテンプレートに収まる範囲で傾斜してよい．

形状（1）

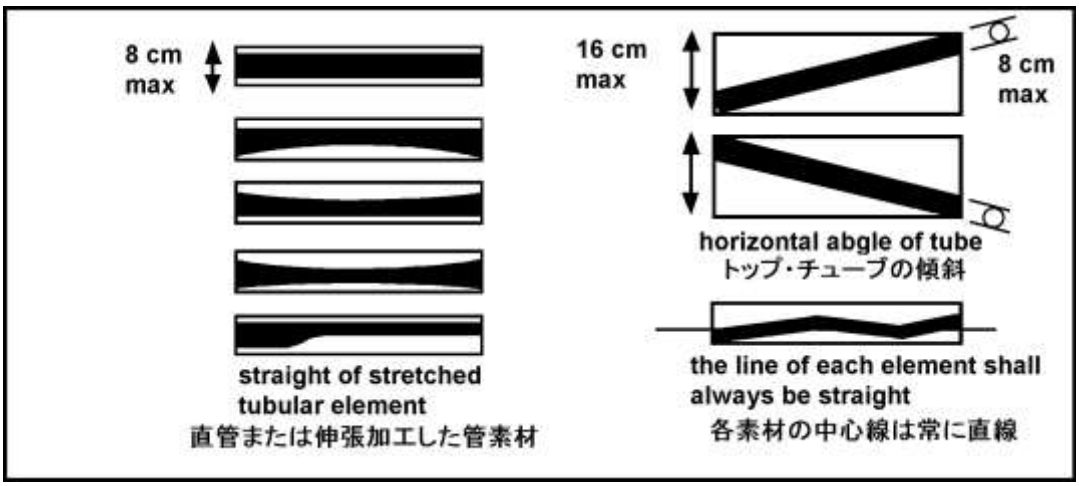

形状（2）

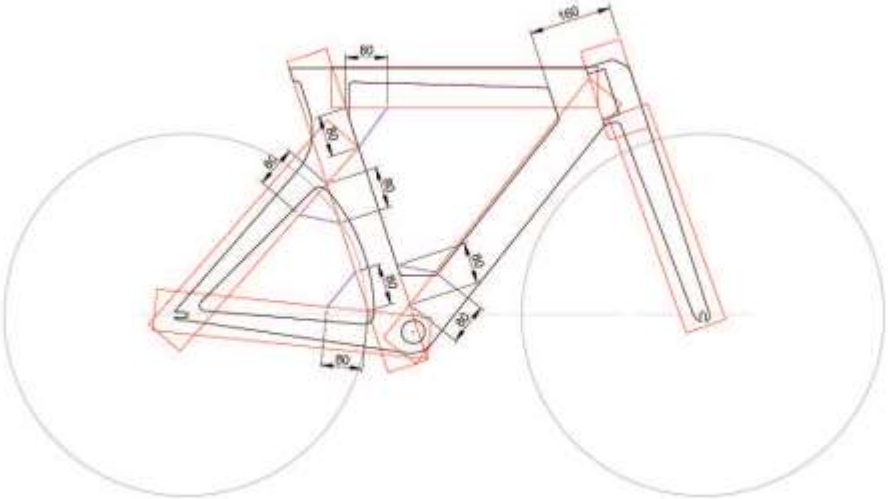

② ロード･タイムトライアルおよびトラック･レースにおける自転車フレームの素材は，あらゆる形状（アーチ状，クレードル状，梁状，その他の形状を含む）の管材または中実材による，組立て構成あるいは一体成形でよい．これらのボトム･ブラケット･シェルを含む素材は，第16条3.(2)c)①に示す「三角形状」のテンプレートに収まる形状でなければならない．(形状(2)を見よ)
2つの8cmの二等辺を持つ補強三角形は，三角形が認可されないチェーン･ステイとシート･ステイ間の結合部を除いてフレーム要素間の結合部で認可されている．さらに，トップ･チューブとダウン･チューブの間の補強三角形は，ヘッド･チューブ･ボックスの前面によりその最前端が幅16cmで区切られる補強結合ゾーンにより置き換えられる．

③ ヘッド･チューブ･ゾーンの事実上の幅は，トップ･チューブとダウン･チューブの内側接合点とヘッド･チューブ･ボックス前面との最狭点において16cmを超えてはならない．

d) 構造

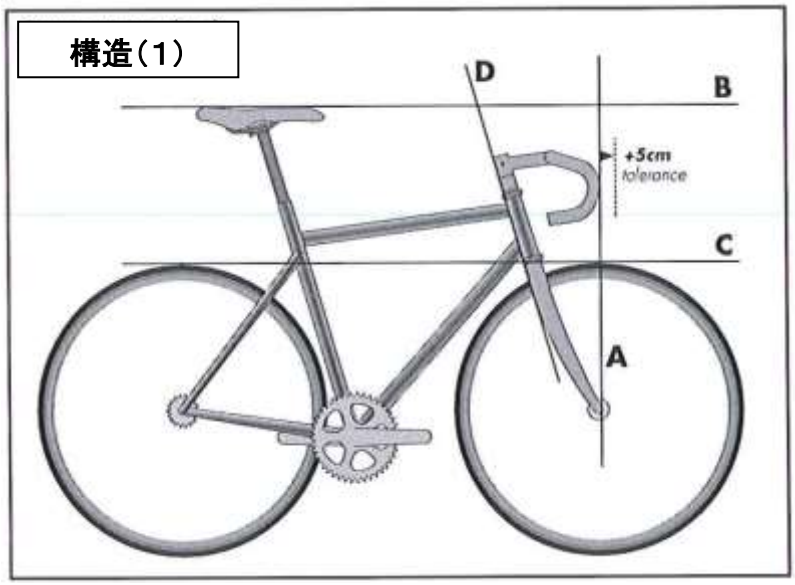

① 第16条3.(2)d)②を適用する以外の競技においては，伝統的形状のハンドルバーのみが使用できる（「構造(1)」図を見よ）．ハンドルバーは以下に明示する範囲になければならない：上限，サドル座面(B)を通る水平面；下限，前後輪（これらは同径である）の上端を通る水平線(C)；後方は操舵軸(D)そして前方は5cmの許容差を以って前車軸を通る垂直線（「構造（1）」図を見よ）．この（A）については，トラックの短距離種目（フライング200m，フライングラップ，スプリント，チーム･スプリント，ケイリン，500mおよび1kmタイムトライアル）に出場する競技者の自転車には適用しないが，前車軸を通る垂直線より10cm以上前に出てはならない．
【J】ハンドルバーの下限(C)（前後輪の上端を通る水平線）は，身体形態上の理由で必要な場合には下方に拡張できる．これらの理由により，規定より寸法の小さい自転車が必要であると考える競技者は，バイク･チェック時にコミセール･パネルに申告しなければならない．
ハンドルバーに付くブレーキ操作部は，二つのレバー保持部からなる．これは，レバー保持部の

上に置いた手でレバーを引いてブレーキを作動できなければならない．二者択一的使用をしやすくするいかなる保持部の延長および変形も禁止する．
ブレーキと変速機操作の複合機構は承認されている．
ストレート/フラットなハンドルバーの使用は認められない．
ロード･タイムトライアルとトラックにおける個人およびチーム･パーシュートにおいては，ステアリング･システムに固定延長部を付加することができる；この場合，肘の支持点とハンドルバー･エクステンションの最高部と最低部（変速レバーを含む）との差は10cmを超えてはならない．．トラックの500mおよび1kmタイムトライアルにおいてもハンドルバー･エクステンションを付加することは可能であるが，この場合，サドルの先端はボトムブラケット軸を通る垂直面より少なくとも5cm後方になければならない．
ボトムブラケット軸を通る垂線とハンドルバーの先端との距離は75cmを超えてはならず；その他の第16条3.(2)d)①(B,C,D)に定める制限は変更されない．肘または前腕の保持部は許される（図「構造（1B）」を見よ）．

ロード･タイムトライアルおいては，ハンドルバー延長部に操作部またはレバーを，75cmマークを超える握りの位置をもたらさない限りにおいて，固定することができる．
前節により規定されるトラックおよびロード競技においては，この75cmの距離は身体形態上の理由により80cmまで延長できる；“身体形態上の理由”とは，競技者の身体部分の長さに起因するものと理解される．この理由により75から80cmの距離を使用する必要があると考える競技者は，そのバイク･チェック時にコミセール･パネルに伝えなければならない．
身長が190cmあるいはそれ以上の競技者においては，ボトムブラケット軸を通る垂線とすべての付属品を含めたハンドルバー･エクステンション先端間の水平距離は85cmを超えてよい．
身体形態上の理由によるただひとつの免除を要請できる：**第16条3.(2)a)①**に従い，ハンドルバー･エクステンションを前進させるか，サドル先端を前進させることができる．

② 構造に加えあるいは一体化した，空気抵抗を減じ，あるいは減少させる効果を持つもの，あるいは人為的に推進力を促進するもの，たとえば保護スクリーン，紡錘形のフェアリング等のいかなる装置も禁止する．
保護スクリーンとは，自転車の構成物の空気抵抗を減ずる目的の風防あるいは風除けの設計の効果を与える固定された構成要素と，定義する．
飲料ボトルはフレームの内側に取付けるものとし，フレーム内側でダウンおよびシート･チューブ上にのみ設置することしかできず，フレームに統合することはできない．競技中に使用するボトル断面の最大寸法は10cm，最小寸法4cmとする．その容量は最小400 mlで最大800 mlとする．

構造（2）

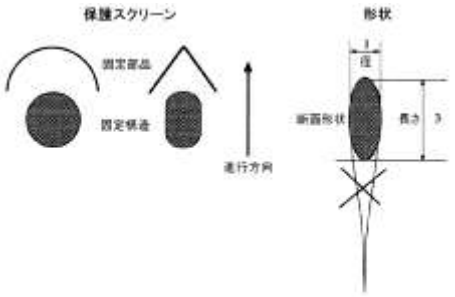

紡錘形とは，断面における延長または流線化と定義する．これは，長さLと径Dの比において，3を超えない範囲まで許容する．

構造（3）

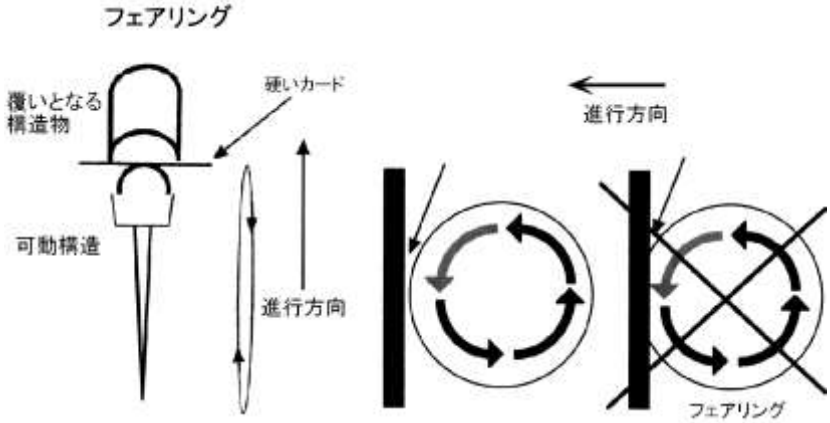

車輪のような可動部分のフェアリングの存在を正当化する実際的な方法： 硬いカード（クレジット・カードのような）を固定構造部と可動部品の間に通すことができること．
フェアリングとは，自転車の車輪，チェーンセットのような運動部分を覆う形式の自転車の構成要素を使用または変形することであると定義する．したがって，固定構造部と可動部品の間には，硬いカード（クレジットカードのような）を通すことができなければならない．
ボトルはフレームの内側に統合されてはならないものとし，フレーム内側でダウンおよびシート・チューブ上にのみ設置することができる．競技中に使用するボトル断面の最大寸法は10cmを超えてはならず，4cm未満であってはならず，その容量は最少400 mlで最大800 mlとする．

③ トラック内では競技，トレーニングにおいて，フリーホイル，多段ギア，ブレーキの使用を禁止する．シクロクロスのトレーニングと競技においてディスク･ブレーキは許可する．
ロードおよびシクロクロス・レースにおいては，両輪に機能するブレーキ装置を必要とされる．

第17条（ドミフォン用およびその他の種目用自転車）

1. ドミフォン用自転車についても，前条に準じる．
2. マウンテンバイク用自転車については第92条，BMX用については第95条，室内自転車競技用については第93条による．

第18条（ドミフォン用オートバイ）

ドミフォン用オートバイについては，UCI規則による．

第19条（ペーサ用オートバイ）

ペーサ用オートバイ（デルニ・バイク等）については，UCI規則による．

第20条（競技機材における表示）

競技機材における表示は，次のとおりに限定する．

①国名
②国内連盟名
③製造メーカー名
④商品名
⑤チーム名
⑥大会スポンサー名
⑦部品名

第6章　自転車競技場

第21条（自転車競技場）

自転車競技場については，UCI規則に準ずる．

1. 国際競技は，UCI公認の自転車競技場で行う．国内競技日程に含まれるトラック競技は，国内的認可またはUCI承認の自転車競技場で開催してよい．
下記の要件を満たさない競技場はUCIの公認するものとならない．

(1) 自転車競技場の構造をなす材料と固定方法の安定性と耐久性は，競技場が建設される国の建設と安

全に関する法律に適合し，地質学的特性と気象条件に注意しなければならない．
これら要素，構造の一般的柔軟性と技術的水準とよい施工の構造材料，は地域の法律または規則に準拠して，所有者，請負業者，設計者，顧問技師，経営者，運営者，使用者，主催者およびその他の責任下にある．この件に関してUCIはいかなる責任も免除される．
UCIによる自転車競技場公認は，自転車競技場の技術的･構造的特性によるものではなく，当段落の条項への外面的特性の適合により，査察によって与えられる．UCIは公認の範囲外，あるいは公認の基礎とする査察後に生じたか明らかになった，過失や欠陥に関して法的責任はない．

(2) トラックの諸元

① 形状

トラックの内側の縁は，2つの直線で2つの曲線を結んで構成する．曲線部の出口と入口は緩和曲線を設定する．
トラックの傾斜は，カーブの半径と諸種目における最高速度を考慮して決定する．

② 周長

トラックの周長は，133mから500mの間でなければならない．トラックの周長は，整数周回あるいは整数+半周周回で，正確に+5cm以内の誤差で1 kmの距離となるように選定する．
世界選手権大会およびオリンピック競技大会を行う競技場の周長は250mとする．
競技場の周長は，トラックの内縁（ブルー･バンドの上限）の上方20cmのところで計測する．

③ 幅員

トラックの幅員はその周長にわたって一定でなければならない．カテゴリ1または2として公認されるトラックの最小幅員は7mとする．その他のトラックは，その周長に釣り合った最小5mの幅員がなければならない．

④ ブルー･バンド

ブルー･バンドとして知られる乗車可能な空色の範囲は，トラックの内縁に沿って備えられなければならない．このバンドの幅員はトラック幅員の10%とし，その表面はトラック表面と同特性とする．この範囲には広告標示は許可されない．
1名または複数の競技者がトラック上にいるときには，乗車した競技者を除いて，いかなる人も物もブルー･バンドにあってはならない．

⑤ 安全地帯

安全地帯は，ブルー･バンドの内側に接して備えられ，明示されなければならない．ブルー･バンドと安全地帯の合計幅は，250m以上のトラックにおいては最小4m，250m未満のトラックにおいては最小2.5mとする．
競技者がトラック上にいるときには，コミセール，乗車した競技者およびあるいはチーフ/コミセールにより許可を与えられた者を除いて，いかなる人も物（スターティング･マシンを含む）も安全地帯にあってはならない．
下記条件に合致する場合を除き，十分に競技者の安全を保証する構造物である，最少高さ120cmの柵を，安全地帯の内側の縁に築かなければならない．
1) 安全地帯とトラック･センター間あるいはトラック･センター内に段差あるいは急斜面がない，および
2) この条項の第2節に従い，安全地帯の内側およおびブルー･バンドから10m以内に，許可を受けていない者あるいは物がないこと．

この柵は透明で，いかなる状況においても，広告物をつけることはできない．
トラックがトラック･センターより1.5m以上高い場合，競技者が負傷することを防止するために，ネット，パネル，あるいは同様の付加的な保護施柵を設けなければならない．
柵に設けられたいかなる出入り口も，簡単で信頼できる締め具を取り付けなければならない．これらは，競技あるいはトレーニングが進行中には閉じた状態に保たれねばならない．

⑥ 断面

トラックのいかなる点においても，トラック走路面の断面は直線でなければならない．コーナー部においては，内側の端はカーブを描いてブルー･バンドに連続的につながらなければならない．
トラックおよび安全地帯のいかなる点においても，トラック走路面からの垂直方向距離3m以下にはいかなる障害物もないことを保証しなければならない．

⑦ 表面

トラック表面は平坦，一様で研磨されていない状態でなければならない．
トラック表面平坦度の許容値は2mあたり5mmである．
トラック全面にわたり上塗りは一様でなければならない．トラックの一部の転がり抵抗を減らす目的の上塗りは禁じられる．
トラックの表面色は，トラックの標示線が明瞭に見えるようでなければならない．

(3) 表示

① 塗装

トラックのいかなる境界，線，広告その他の表示にはペイント，あるいは滑りにくく表面の粘着特性，堅牢性・均質性が変化しない製品を用いなければならない．

トラックの表面の広告はステーヤー・ラインより上に，ステーヤー・ラインの上50cmとフェンス（トラックの外縁）から50cmの間の長さ方向のバンド内に表示する．中央線と200m線の1m以内と，フィニッシュ・ラインの白帯の外端から3m以内の範囲には広告を表示してはならない．

走行方向の線は5cmの一様な幅とする．走路に直交する方向の線は4cmの一様な幅とする．

② 走行方向の標示

1. 測定線

走路の内側の端から20cmの位置に"測定線"を，明色の地に黒色，または暗色の地に白色で引き，10mごとに数字を，5mごとに印をつける．測定線の計測は，その内側の縁において行う．

2. スプリンター・ライン

赤色線を"スプリンター・ライン"としてトラックの内側の端から85cmに引く．

この85cmは赤色の線の内側の縁までを測定する．

3. ステイヤー・ライン

青色線を"ステイヤー・ライン"として，トラックの内側の端からトラックの全幅の1/3あるいは2.45 mの位置（いずれか大きい方）に引く．

この距離は青色線の内側の縁までを測定する．

③ 走路に直交する方向の標示

1. フィニッシュ・ライン

フィニッシュ・ラインを，ストレートの終端，ただし斜度が変化するところより数メートルの位置に，原則としてメイン・グランドスタンドの前に引く．

フィニッシュ・ラインは，72cm幅の白帯の中央に4cm幅の走路に直交する黒線として引く．トラック上のフィニッシュ・ラインの標示は，フェンスの平坦面の頂部まで連続しなければならない．

2. 200m線

フィニッシュ・ラインの手前200mの位置に，スプリント競技における計時開始点となる白線をトラックを横断して引く．

3. 中央線 (パーシュート・ライン)

パーシュートにおけるフィニッシュ・ラインとして，両ストレートの正確に中央位置に，他方と一直線上に走路幅の半分まで走路に直交して赤色線を引く．

(4) 器具・設備

① 出入り口のトンネル

安全地帯の内側の「トラック・センター」には，ひとつまたは複数のトンネルを経て出入りすることが義務付けられる．

② 競技者用区域

トラック・センターの中に，中央線およびフィニッシュ・ライン近くの待機場所だけでなく，競技者が着替え，ウォーミングアップをする区域を備えなければならない．

③ 外柵

トラックの外側の端は，競技者と観客を守るために安全柵で囲わなければならない．これはぐらつかないように強固に固定され，その全高は最小90cmとする．内側部分は，トラック表面から最小65cmの高さまで完全に平滑で連続していなければならない．柵には突出部や部品の突き出しがあってはならない．

トラック外側のトラック表面の外縁から1.5mあるいはさらに下の場所に，競技者がトラックから事故的に落ちる危険を減少させるための補足的安全措置（網，パネル等）を備えなければならない．

外柵の色彩はトラックの色彩と明らかに対照的でなければならない．

外柵に設けられる扉は，単純で信頼できる締め具がついた外側に開くものでなければならない．競技中とトレーニング中は閉じられていなければならない．

(5) その他

① 競技者や観客にはっきりと見える周回板とトラックの隅々まで聞こえる鐘をフィニッシュ・ライン近くに設置する．

パーシュート競技においては，鐘と周回板は第67条14項に従ってトラック両側の中央線の近くに設置する．

② スターティング・マシン，カウントダウン・タイマー，テープ・スイッチおよび電子表示装置（1/1000秒までのタイム，ラップ，ポイント等）を含む常設計時装置，フィニッシュ・ジャッジを補助する写真・ビデオ判定

装置，および自転車競技場全体に明瞭に聞こえる場内放送設備は，すべてのカテゴリ1の自転車競技場に備えなければならない．
テープ・スイッチはトラック全幅にわたり設置し，あるいは光線等による許容し得る検知装置を設置する．

(6) 照明
その国において有効な安全条件に適合した照明を備えなければならない．
照明設備には，主電源から独立して機能する，最低100ルックスの照度を5分間維持する瞬間対応の非常照明設備により補助されなければならない．
観客のいないトレーニング時には，最低300ルックスの頭上からの照明が必要である．競技時には，エリート世界選手権大会とオリンピック競技大会（カテゴリ1の自転車競技場）では最低1400ルックスが，カテゴリ2の自転車競技場では最低1000ルックスが，カテゴリ3と4の自転車競技場では最低500ルックスが要求される．

(7) 役員のための設備
①フィニッシュ・ジャッジのための台
トラック・センターのフィニッシュ・ラインの延長上に，フィニッシュ・ジャッジのための台を設置しなければならない．
②コミセール・パネルのための仕切り席
フィニッシュ・ライン近くのトラック・センターにコミセールのための施設を設けなければならない．

(8) 判定員のための仕切り席
トラックの外側に判定員のための施設を用意しなければならない．ここはたとえば，フィニッシュ・ライン上方のスタンド最上部のような，静粛で，隔離された場所で，視界を妨げられずにトラックを見渡せなければならない．競技中は，判定員と，スタータ，チーフ・コミセールを含む他のコミセールとの間の無線通信が必要である．
カテゴリ1と2の自転車競技場では，全競技の映像再生においてスロー・モーションで見ることのできるヴィデオ映写装置を判定員のために準備しなければならない．

(9) スタータのための中央台
トラック・センターの中央の中央線の延長上に，スタータのための台を設けなければならない．その面積は3～4m^2 で，トラックの高さまで高くしなければならない．

２．．自転車競技場の公認

⑴ 公認に際し，自転車競技場はトラックと設備の技術上の特性により4カテゴリに分類される．このカテゴリはその自転車競技場で開催することのできる競技の水準を，下記の表のように規定する．

カテゴリ	公認	大会の水準
1	UCI	エリート世界選手権大会とオリンピック競技大会
2	UCI	ワールドカップ，大陸選手権大会，ジュニア世界選手権大会
3	UCI	その他の国際競技大会
4	国内連盟	国内競技大会

⑵ カテゴリ1と2の自転車競技場は，下記の基準（計算上の安全最大速度は 85km/hから 110km/h）を満たさなければならない．

トラック周長	250 m	285.714 m	333.33 m	400 m
曲線部半径	19-25m	22-28m	25-35m	28-50m
幅員	7-8m	7-8m	7-9m	7-10m

その他のトラックは，最小安全速度 75km/hを保証して設計しなければならない．

(3) 公認の申請は，競技場が所在する国の国内連盟からUCIに提出する．

(4) 公認の申請は，査察予定日より2ヶ月以上前にUCIに送付されなければならない．申請には，UCIの標準モデルに従った技術ファイルが添付されなければならない．UCIは補足の書類または情報を要求することができる．

(5) 国内連盟は査察のために，UCI代表の指示下に，規定の測定実施に責任を持つ専門家の同席のもとに査察を施行しなければならない．この時，一団の競技者が試走して行う走行検査も行う．
自転車競技場査察に関連して発生するすべての経費は，申請者により負担され，国内連盟も法的連帯責任がある．UCI代表の経費は，有効なUCI財務責任書に示される条件に従って負担される．

(6) 詳細な査察報告書をUCIの代表が作成し，トラック計測の責任者および国内連盟の代表が副署する．

(7) UCIが公認を差し控えるべき局面があると判断した場合，決定を下す前に，申請人を招請してこの局面を弁明させる．これを行わず，競技場公認が差し控えられた場合，当該国内連盟は上訴委員会に提訴できる．

(8) 自転車競技場査察以降の施設のいかなる変更あるいは修理も，認可を無効化する．新しい認可は，本条2.(4)以下の条項に示される手続きに従わなければならない．

3. UCIの公認を受けない場合でも，本連盟の公認競技大会を実施するためには，本連盟の公認を受けなければならない．

(1) 本連盟の公認は，UCIの公認に準じ，本連盟競技運営委員会が審査，査察を行う．

(2) 競技場の測定方法は，以下のように行う．
測定作業は有資格の建築士または測量士により，測定線の内側に沿って，左回り，右回りの2回行う．いずれの場合も同一起点から測定する．この2回の結果の平均をもってトラックの公認周長とする．数値は6mm以上を切り上げ，5mm以下を切り捨ててセンチメートル単位とする．

(3) 測定には，本連盟競技運営委員会から指名された2名の査察員が立ち会う．

(4) 公認の期限は4年間とする．

(5) 競技場を改修した場合は，あらためて公認手続きをとらなければならない．

(6) 公認についての詳細は付表5-1自転車競技場および施設に関する基準要項に定める．

第22条（コーナー・ラバー・パッド）

【J】タイム・レースにおいては，コーナー部分のブルー・バンドに，長さ50cm，厚さ8cmの合成材のラバー・パッドを5m間隔で置いて，走行できないようにする．

第７章　ロード・レース・コース

第23条（ロード・レース・コース）

ロード・レース・コースについては，原則として一般の交通を遮断する．または交通量が少なく，鉄道踏切（平面交差）のない舗装道路を選び，周回コース，往復コース，町から町へのコースを選定する．

1. 発着線は，道路と直角に72cm幅の白地に4cm幅の黒線をもって標示し，発着線の真上4m以上の高さに出発線，決勝線，発着線あるいはSTART，FINISHと大書きした幅60cm～80cmの長方形の横断幕を張る．

2. スタート地点の大会本部は，レースあるいはステージの実際のスタート時刻の2時間前に開設しなければならない．フィニッシュ地点の大会本部も，レースあるいはステージの実際のゴール予定時刻の2時間前に開設しなければならない．
フィニッシュ地点の大会本部は，関係諸機関への競技結果送信を終了するまで，あるいはコミセールがその業務を終了するまで開設しておかなければならない．
大会本部には電話を用意しなければならない．フィニッシュ地点の大会本部には，ファクシミリも用意する．
その他，以下の設備を用意しなければならない．
- タイム・キーパーおよび公式アナウンサー用独立設備
- フィニッシュ・ライン近くに，トイレ，更衣室，シャワー，医事検査室
- 公用車両用駐車場

3. 交差点や注意箇所には，誤走を防ぎ，危険を防止するために標識を立て，競技役員を配置する．

4. コース上には，0km（正式スタート）および50km，フィニッシュ・ラインの手前25km，20km，10km，5km，4km，3km，2km，1kmに標識を立てる．サーキットでレースが終了する場合は，3km，2kmと1kmの標識および残り周回数の表示を行う．
中間スプリントあるいは山岳賞を表示するため，横断幕または両側に置いた2枚のパネルを使用する．
フィニッシュ・ライン前には，500m，300m，200m，150m，100m，50mの表示を設置する．特に，最後の1kmには赤色の三角標識とし，これとフィニッシュの横断幕の間には，その他の横幕等を掲示してはならない．

5. フィニッシュ地点の手前に，競技管理に必要なコミセール・カー，公式ドクター・カー，最小1分以上集団より先行している優勝者のチームカー，**サグワゴン**以外の一切の車両（オートバイを含む）のための迂回路を設けなければならない．

6. 上記以外については，「ロード・レースのコースに関する基準要項」による．

第24条（インディヴィデュアル（個人）ロード・レース・サーキット）

サーキットは本格的なロード・コースの特徴をそなえ，できる限り，平坦区間，上り坂および下り坂を含むものとする．距離が妥当なものであれば，かなり急な勾配であってもよい．落車の危険を避けるために，急すぎたり難しいカーブの設定は避けなければならない．

幅員は6m以上．最後の1km地点からフィニッシュ・ラインに至るまでは8m以上．

1．サーキットで競技を行う場合，サーキットの最小周長は10kmとする．
周長10から12kmのサーキットにおいては，公式な競技機能のための車両1台のみがレースに随行できる．
競技主催者は，本連盟にこの規定を免除することを要求できる．主催者は，遅くとも競技大会開始の90日以前に受信されるように，本連盟へその要求を送付しなければならない．この要求は，コースの詳細な説明と免除の要求を理由づけする申立書を含まなければならない．

2．ロード・レースを競技の一部をサーキットにおいて行う場合，以下の条件で行う．
(1) サーキットの周長は最小3 kmとする．
(2) サーキットの周回数は
① 3kmから 5kmのサーキットの場合，最多3周
② 5kmから 8kmのサーキットの場合，最多5周
③ 8kmから 10kmのサーキットの場合，最多8周
(3) ステージ・レースにおいては，そのレースの最終ステージにおいてのみ，5kmから8kmの周回路における周回数を5回を超えてよい．この場合，サーキットでの合計走行距離は100kmを超えてはならない．

第25条（補給所および機材ピット）

競技大会を組織する競技委員会が必要と認めた場合には，総務委員会と協議のうえ飲食料の補給所および機材ピットを設定する．
この補給区域には，標識を設け，補給が円滑に行われるように十分な長さがなければならない．
各補給区間は，補給区間の直前および直後に競技者が廃棄できるための廃棄区間を伴わなければならない．
主催者はまた，各レースまたはステージの最後の20 km以前に，競技者がその廃棄物を捨てる機会を持てるよう十分な長さの廃棄ゾーンを設けなければならない．
これらの補給は，チームに随行しているスタッフが行うもので，他の者が行ってはならない．彼らは路側にのみ位置しなければならず，当該国における道路通行に使用される側でなければならない．

第26条（ロード・タイムトライアル・コース）

ロード・タイムトライアル・コースの基準は，以下のとおりとする．
① コースは安全で，完全に指示標識を設ける．
② コースは十分に広く，急な曲がり角がないこと．
③ 競技開始時から，競技者がコースを専有でき，車両が追走できること．
④ チーム種目においては少なくとも10km毎に，個人種目においては少なくとも5kmごとに残距離を明瞭に表示すること．最後の1kmは赤色の三角によって示すこと．登坂の競技にあっては，1km毎に表示すること．
⑤ 最短800mのウォームアップ用走路をスタートの近くに設定すること．

第８章　競技種目

第27条（トラック・レース種目）

1．オリンピック種目（**2016年リオデジャネイロ大会**）

①男子	スプリント
	ケイリン
	チーム・スプリント
	4kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
	オムニアム
②女子	スプリント
	ケイリン
	チーム・スプリント
	3kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
	オムニアム

2．世界選手権種目
①男子

【エリート】（U23も含む）

スプリント
4kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
4kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
1kmタイムトライアル
ポイント・レース（決勝40km）
ケイリン
チーム・スプリント
スクラッチ（15km）
オムニアム
マディソン

【ジュニア】

スプリント
3kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
4kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
1kmタイムトライアル
ポイント・レース（決勝24/25km）
ケイリン
チーム・スプリント
スクラッチ（10km）
オムニアム
マディソン

②女子

【エリート】

スプリント
3kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
4kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
500mタイムトライアル
ポイント・レース（決勝24/25km）
ケイリン
チーム・スプリント
スクラッチ（10km）

【ジュニア】

スプリント
2kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
4kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
500mタイムトライアル
ポイント・レース（決勝20km）
ケイリン
チーム・スプリント
スクラッチ（7.5km）
オムニアム

③パラサイクリング男子

【B】

1kmタイムトライアル
4kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
タンデム･スプリント

【C5,C4】

1kmタイムトライアル
4kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
チーム･スプリント

【C3,C2,C1】

1kmタイムトライアル
3kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
チーム･スプリント

④パラサイクリング女子

【B】

1kmタイムトライアル
3kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
タンデム･スプリント

【C5,C4,C3,C2,C1】

500mタイムトライアル
3kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）

チーム･スプリント

3. ワールドカップ種目（※の非オリンピック種目はすべてのラウンドでは実施しない）

①男子
スプリント
ケイリン
チーム・スプリント
4kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
オムニアム
※ポイント・レース（予選15km/決勝30km）
※スクラッチ･レース（予選7.5km/決勝15km）
※4kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
※1kmタイムトライアル
※マディソン（予選20km/決勝40km）

②女子
スプリント
ケイリン
チーム・スプリント
4kmチーム・パーシュート（団体追抜競走）
オムニアム
※ポイント・レース（予選10km/決勝20 km）
※スクラッチ･レース（予選5km/決勝10km）
※3kmインディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）
※500mタイムトライアル

4. 【J】本連盟または加盟団体の主催するトラック競技大会において，ジュニアについて，使用する自転車のギア比を，男子，女子とも7.93mに制限する．さらに16歳以下（U17）の競技者は7.01m， 14歳以下（U15）は6.10m， 12歳以下（U13）は5.66mに制限する．

5. 本連盟または加盟団体の主催する競技大会で実施するトラック・レースの競技種目は，前項1～3に掲げる種目の他，次の種目中から採用する．

女子1kmタイムトライアル
速度競走
タンデム
ドミフォン
エリミネイション・レース
アンノウン・ディスタンス・レース
イタリアン・パーシュート・レース
200mフライング・タイムトライアル
500mフライング・タイムトライアル
1kmフライング・タイムトライアル
ハンディキャップス
その他

第28条（ロード・レース種目）

本連盟または加盟団体の主催する競技大会で実施するロード・レースの競技種目は，次の基準による．

1. 使用できる機材

①ジュニアにおいては，使用する自転車のギア比を，男子，女子とも7.93mに制限する．【J】ただし，16歳以下（U17）の競技者は7.01m，14歳以下（U15）は6.10m，12歳以下（U13）は5.66mに制限する．

②下記の場合を除き，競技者によるあるいは競技者との無線通信その他の遠隔通信のみならず，これらのために使用することのできる機器の所持は禁止される．

・ タイムトライアル競技

③上記の場合において，安全な通信および情報システム（「イアフォーン」）は許可され，下記の条件の下に競技の安全を損なわない通信および情報システムを使用してよい．

- 無線機の出力は5ワットを超えないこと；
- 通信の目的範囲は競技により占有される空間に限られること；
- その使用は，競技者と監督および同チームの競技者間のやり取りに限られること．

こうしたシステムの使用は，関連法律条項と，倫理と決定における競技者の自由を尊重した，思慮深さと道理に合ったものであることを条件とする．

④ 競技者またはチームが当条項により禁止された機器を所持して競技大会に現れると同時に，違反は犯

されたものとなる．禁止された機器が競技のスタート前に除去された場合，競技者あるいはチームはスタートすることができ，罰金のみが科される．

2．参加者数の基準．

① ロード・レースにおける参加者数は200名に制限する．

②【J】各チームのスタートする選手の数は，最少3名，最多10名の間で主催者が設定する．主催者は，大会プログラムまたはテクニカル・ガイドと参加申込用紙にチームあたりのスタートする競技者数を明記する．この数はすべてのチームに同数とする．エントリ用紙により登録されたスタートする競技者数は，主催者が設定した人数と同数でなければならない．この数を超過して参加することを考慮することはない．

③ 各チームは正選手に対する補欠選手を，正選手の1/2を超えない範囲で登録することができる．登録した補欠選手のみが正選手に代って出場できる．

④ 競技の3日前までに，チームは正選手と補欠選手の名前を書面で確認しなければならない．この確認をされた競技者のみが競技に参加できる．

⑤ 参加申込みが，その競技に許容される人数を超えた場合，チーム毎の参加人数を縮小する．この人数は各チーム同数とする．競技一般に，優先順位は主催者が受領した参加申込書中の序列による．主催者は可能な限り早く，全チームにチーム人数の縮小あるいは申込んだ競技者が出場できないことを知らせなければならない．

⑥ 競技の3日前に，参加申込み数が100名以下であった場合，主催者はチームあたりの参加者数を12名まで増加できる．

⑦ 例外も認められるが，その場合は大会特別規則で明示する．

3．ワンデイ・ロード・レース

①ワンデイ・レースは，1日の内に，1回のスタートと1回のフィニッシュを行う競技である．ワンデイ・ロード・レースはチーム単位で行う．通常所属するチームと異なる単位で参加する場合は，統一したジャージを着用するが，その広告は通常付けているスポンサーを表示してよい．

②18歳の女子競技者は，ライセンスを発行した国内連盟の許可を前提に，ワールドカップを除くエリート女子のレースへの参加が許可される．

ワンデイ・ロード・レースの最大距離は以下のとおり．

クラス	カテゴリ	距離
オリンピック競技大会および	*男子エリート*	*250 - 280 km*
世界選手権大会	*女子エリート*	*120 - 140 km*
	男子U23	*160 - 180 km*
	男子ジュニア	*120 - 140 km*
	女子ジュニア	*60 - 80 km*
パラサイクリング国際競技大会	B 男子	最大 120 km
	B 女子	最大 100 km
	C5 男子	最大 100 km
	C4 男子	最大 100 km
	C3 男子	最大 100 km
	C2 男子	最大 75 km
	C1 男子	最大 75 km
	C5 女子	最大 75 km
	C4 女子	最大 75 km
	C3 女子	最大 75 km
	C2 女子	最大 60 km
	C1 女子	最大 60 km
	T2 男子	最大 40 km
	T1 男子	最大 30 km
	T2 女子	最大 30 km
	T1 女子	最大 30 km
	H5 男子	最大 80 km
	H4 男子	最大 80 km
	H3 男子	最大 80 km
	H2 男子	最大 60 km
	H1 男子	最大 60 km

	H5 女子		最大 80 km
	H4 女子		最大 60 km
	H3 女子		最大 60 km
	H2 女子		最大 50 km
	H1 女子		最大 50 km
大陸選手権大会	男子エリート		最大 240 km
	男子U23		最大 180 km
	女子エリート		最大 140 km
	男子ジュニア		最大 140 km
	女子ジュニア		最大 80 km
地域競技大会	男子エリート		最大 240 km
	男子U23		最大 180 km
	女子エリート		最大 140 km
	男子ジュニア		最大 140 km
	女子ジュニア		最大 80 km
UCIワールドツアー	男子エリート	距離はプロフェッショナル自転車競技評議会が決定する	
UCIコンチネンタル・サーキット	男子エリート	1.HC	最大 200 km*
	男子エリート	1.1	最大 200 km*
	男子エリート	1.2	最大 200 km
	男子U23	1.2	最大 180 km
世界	女子エリート	Wcup	120 - 140 km
	女子エリート	1.HC	最大 140 km
	女子エリート	1.1	最大 140 km
	女子エリート	1.2	最大 140 km
世界	男子ジュニア	1.Ncup	最大 140 km
	男子ジュニア	1.1	最大 140 km
世界	女子ジュニア	1.1	最大 80 km

マスターズ・カテゴリの最長距離は下記による:

年齢カテゴリ:	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70 +
男子マスターズ	120 – 160 km				80 -100 km			40 – 80 km	
女子マスターズ	80 – 120 km		40 – 80 km						

* UCI理事会の事前承認がある場合を除く.

4. インディヴィデュアル・タイムトライアル・レース

インディヴィデュアル・タイムトライアルにおける距離の基準は以下のとおり.

カテゴリ		世界選手権大会および オリンピック競技大会	その他の競技大会における 最大距離
男子	エリート	40 km ～ 50 km	80 km
	アンダー23	30 km ～ 40 km	40 km
	ジュニア	20 km ～ 30 km	30 km
	B		35 km
	C5		30 km
	C4		30 km
	C3		30 km
	C2		25 km
	C1		25 km
	T2		20 km
	T1		15 km
	H5		30 km
	H4		30 km
	H3		30 km
	H2		20 km
	H1		20 km

カテゴリ		世界選手権大会および オリンピック競技大会	その他の競技大会における 最大距離
女子	エリート	20 km ～ 30 km	40 km
	ジュニア	10 km ～ 15 km	15 km
	B		30 km
	C5		25 km
	C4		25 km
	C3		25 km
	C2		20 km
	C1		20 km
	T2		15 km
	T1		15 km
	H5		30 km
	H4		20 km
	H3		20 km
	H2		20 km
	H1		20 km

マスターズ・カテゴリの最長距離は下記による:

年齢カテゴリ:	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70 +
男子マスターズ	40 km				30 km			20 km	
女子マスターズ	30 km				20 km				

5. チーム・タイムトライアル・レース

チーム・タイムトライアルの最大距離は以下のとおり.

カテゴリ		最大距離
男子	ジュニア	70 km
	アンダー23	80 km
	エリート	100 km
	マスターズ	70 km
女子	ジュニア	30 km
	エリート	50 km

6. ステージ・レース

(1) ステージ・レースとは2日以上にわたって行い，総合時間順位を競うロード・レースをいう. この競技は，ワンデイ・ステージとタイムトライアル・ステージにより構成する.

(2) 別に規定しない限り，ワンデイ・ステージはワンデイ・レースとして行い，タイムトライアル・ステージはタイムトライアル規則により行う.

(3) ステージ・レースはチーム競技としてのみ行う. 混成チームあるいは通常所属するチームと異なる単位で参加する場合は，統一したジャージを着用するが，その広告は通常付けているスポンサーを表示してよい.

アンダー23とエリート女子の競技において，18才の競技者は，ライセンスを発行した国内連盟が承認した場合は参加できる.

(4) プロローグを行う場合は以下の条件による.

①距離は8km以下. 女子エリートまたはジュニア，あるいは男子ジュニアのレースにおいては，プロローグは4km以下でなければならない.

②個人タイムトライアルとして行う. 60名以上の競技者が参加する場合，各競技者のスタート間隔は1分以下とする.

③個人総合順位に算入する.

④プロローグにおいて事故に遭い完走できなかった競技者は，完走した中で最も遅い競技者のタイムと同等として，翌日からのステージに参加できる.

⑤いかなる競技者もプロローグと同日に第2の競技に参加し，あるいは参加させられることはない.

⑥プロローグは競技日数に算入する.

(5) ステージ・レースの最大期間／距離はUCI規則に基づき以下による

競技日程		1日平均 最大距離	ステージ 最大距離	個人タイムトライアル 最大距離	チームタイムトライアル 最大距離
男子	エリート ＋U23 （クラスHC,1,2）	180	240	60	60
	アンダー23 （クラス2）	150	180	40 ハーフ・ステージ：15	50 ハーフ・ステージ：35
	ジュニア	100	120	30 ハーフ・ステージ：15	40 ハーフ・ステージ：25
女子	エリート	100	130	40	50
	ジュニア	60	80	15	20

プロローグの距離と日数は，1日あたりの平均距離算出時には考慮しない．

(6) UCI理事会の特別許可がある場合には，主催者は下記のステージを含めることができる
①10日以上の男子エリートの競技大会において，2ステージまで260kmを超えることができる．
②男子アンダー23の競技大会において，1ステージのみ230kmまで延長することができる．
③女子エリートの競技大会において，1ステージのみ150kmまで延長することができる．
④男子ジュニアの競技大会において，1ステージのみ130kmまで延長することができる．

(7) ハーフ・ステージ
ハーフ・ステージ数の制限はプロローグを計算に入れず下記のとおり．

競技日程	認められるハーフ・ステージ数	
	6日未満のレース	6日以上のレース
ワールド・カレンダー	ハーフ・ステージは禁止	
男子エリート	2	4
U23	2	4
女子エリート	2	ハーフ・ステージは禁止
ジュニア	2	ハーフ・ステージは禁止

(8) 休養日
・10日間を超える競技においては，最少1日の休養日を5日間の競技後に考慮しなければならない．

7． クリテリウム

(1) クリテリウムは，一般交通を遮断したサーキットで行い，次のいずれかの方法により成績を与える．
①最終周回の着順をもって最終順位とする．
②完走周回数と，中間スプリントで与えられる得点をもとに最終順位を与える．

(2) クリテリウムをいくつかの競技で構成する場合は，個人種目を最終レースとする．

(3) 距離
サーキットの周長は0.8kmから10kmの間とする．競技の最大距離は以下による．

サーキット周長	競技最長距離
0.8 ～ 1.6 km未満	80 km
1.6 ～ 3 km未満	110 km
3 ～ 4 km未満	132 km
4 ～10 km	150 km

8． インディヴィデュアル・ロード・レース

(1) インディヴィデュアル・レースは，個人参加競技者のみにより行われる種目である．

(2) インディヴィデュアル・レースは，下記の条件により行い，国内競技日程にのみ含まれる．
①個人参加による
②最長競技距離は170km
③サーキットで行う場合は，その周長は10km以上が望ましい
④共通機材車により修理サービスを行う

9． その他のロード・レース
その他のロード・レースとして，ペーサ付きレース，ヒルクライム・レース，マラソン・レース等は，UCI理事会または国内連盟に承認された場合は，大陸競技日程または国内競技日程に含まれる．
これらの種目には，一般条項およびワンデイ・レースの特別条項を類推して適用する．

第29条（シクロクロス種目）
本連盟または加盟団体の主催する競技大会で実施するシクロクロスの競技において，特に本連盟が全

日本選手権大会において定める場合を除き，別開催のU23競技がない場合にはU23競技者は男子エリートの競技に参加できる．女子ジュニアと女子エリート競技者は同一の競技に参加する．競技シーズン中を通じた競技者のカテゴリは，そのシーズンに含まれる1月1日の時点で競技者が属するカテゴリとする．

1．　競技はできる限り下記に近い時間で行う:
　① 男子ジュニア　　40 分
　② 男子アンダー23　　50 分
　③ 男子エリート　　60 分（アンダー23とエリートを同時に行う場合を含む）
　④ 女子　　40 分**(50分を超えてはならない)**

2．　競技の周回数は，通常は先頭の競技者の周回時間を基に決定する．最終周回はベルにより示す．

3．　**1日で行なうすべての競技大会は，下記の競技の順番で行なわなければならない:**
　1　男子ジュニア
　2　男子U23
　3　女子
　4　男子エリート

第30条（マウンテンバイク種目）

1．　オリンピック競技大会種目
　①男子
　　クロス・カントリー・オリンピック（XCO）
　②女子
　　クロス・カントリー・オリンピック（XCO）

2．　世界選手権種目
　①世界選手権は次の5種目で構成する:
　　クロス・カントリー・オリンピック（XCO）
　　クロス・カントリー・マラソン（XCM）
　　チーム・リレー（XCR）
　　インディヴィデュアル・ダウン・ヒル（DHI）
　　フォア・クロス（4X）
　②世界選手権タイトルは下記のカテゴリに対して与えられる:

XCO	エリート男子	(23歳以上)
	男子U23	(19～22歳)
	エリート女子	(19歳以上)
	女子U23	(19～22歳)
	ジュニア男子	(17～18歳)
	ジュニア女子	(17～18歳)
XCM	男子	(19歳以上)
	女子	(19歳以上)
DHI	エリート男子	(19歳以上)
	エリート女子	(19歳以上)
	ジュニア男子	(17～18歳)
	ジュニア女子	(17～18歳)
4X	男子	(17歳以上)
	女子	(17歳以上)
XCR	チーム	(17歳以上)

3．　本連盟または加盟団体の主催する競技大会で実施するマウンテンバイクの競技種目は，
　① クロスカントリー:　XC
　　クロス・カントリー・オリンピック: XCO
　　クロス・カントリー・マラソン: XCM
　　クロスカントリー・ポイント-トウ-ポイント: XCP (ポイント-トウ-ポイント)
　　クロスカントリー・ショートサーキット: XCC (クリテリウム)
　　クロスカントリー・エリミネイター: XCE
　　クロスカントリー・タイムトライアル: XCT (タイムトライアル)
　　クロスカントリー・チーム・リレー: XCR (チーム・リレー)

クロスカントリー・ステージ・レース: XCS(ステージ・レース)

② ダウンヒル: DH (ダウンヒル)

ダウンヒル・インディヴィデュアル: DHI

ダウンヒル・マラソン: DHM

③ 4X (フォア・クロス)

④ エンデューロ

第31条（BMX種目）

BMX（バイシクルモトクロス）種目は，性別，年齢別カテゴリにより行う.

1. オリンピック種目

①男子

②女子

2. チャンピオンシップ・レベル

①スタンダード20インチ・バイシクル

BMXレース

エリート男子	ー 19歳以上
エリート女子	ー 19歳以上
ジュニア男子	ー 17 & 18歳
ジュニア女子	ー 17 & 18歳

BMXタイムトライアル

エリート男子	ー 19歳以上
エリート女子	ー 19歳以上
ジュニア男子	ー 17 & 18歳
ジュニア女子	ー 17 & 18歳

3. チャレンジ・レベル

①スタンダード20インチ・バイシクル（車輪径20”）

ボーイズ	ー 5＆6，7，8，9，10，11，12，13，14，15，16歳	（11 カテゴリ）
ガールズ	ー 5 – 7, 8，9, 10，11, 12，13, 14，15, 16歳	（10 カテゴリ）
男子	ー 17歳 – 24歳，25歳 – 29歳，30歳以上	（3 カテゴリ）
女子	ー 17歳以上	（1 カテゴリ）

②クルーザー24インチ・バイシクル（車輪径24”）

ボーイズ/男子 - 12才以下,13-14,15-16,17-24,25-29,30-34,35-39,40-44,45歳以上 （9 カテゴリ）

ガールズ/女子–16歳以下，17-29歳，30歳以上 （3 カテゴリ）

4. マスターズ・レベル

男子 ー 30歳以上 （1 カテゴリ）. 20インチのみ.

マスターズは，チャレンジ・クルーザー24インチでも競技することが認められる.

第32条（室内自転車競技種目）

本連盟または加盟団体の主催する競技大会で実施する室内自転車競技の種目は，次の中から準用する.

1. 世界選手権種目

①男子

サイクル・サッカー

サイクル・フィギュア

②女子

サイクル・フィギュア

第33条（その他競技種目）

1. トライアル等の競技種目は，UCI規則による.

①個人種目：

20 インチ (車輪寸法 18インチから 23インチ)

26 インチ (車輪寸法 24インチから 26インチ)

オープン（18インチから26インチの間で車輪径を自由に選択できる）

②チーム種目：

2.　パラサイクリング種目

①ロード種目：

ロード・レース

個人ロード・タイムトライアル

②トラック種目：

1km/500mタイムトライアル

インディヴィデュアル・パーシュート

タンデム・スプリント

チーム・スプリント

第９章　　制裁

第34条（制裁の種類）

制裁の種類は次のとおり.

警告または戒告

罰金

降格

失格

懲戒

懲戒には資格停止，ライセンス取消しを含む．懲戒については本連盟が決定し公告する.

第35条（制裁の適用）

1．警告と懲戒を除いて，UCI規則違反に対する制裁は，違反時に有効であるUCI定款または規則に従って下される.

2．所属する登録者または外国人に対して国内連盟が加える制裁は，すべての加盟国内連盟において適用される.

3．制裁は，当事者への通知または国内連盟による公告の時点で効力を発する.

第36条（制裁の内容）

制裁の内容は，UCI規則第XII部第１章による.

1．警告または戒告

コミセールまたは関係所管は，小さな過失または誤りの行為による違反者に対して，警告または戒告を言い渡すことができる.

2．罰金

①国際競技における罰金は，UCI規則に基づき，付表3による．国内競技大会における罰金は，これに準じ，大会特別規則による.

②ペナルティが付表3に掲げられていない場合でも，重大な違反を犯したライセンス保持者は，コミセールにより直ちに失格とされ得る.

③レース中の出来事が自転車競技あるいはUCIのイメージ，世評，利益を損なうものである場合，ライセンス保持者は懲戒委員会に召還され，UCI規則条項12.1.005.2によりペナルティを科される.

3．降格

競技中の違反行為に対し，違反競技者の順位を，影響を与えた競技者より下位にする.

4．失格

(1) 失格競技者は，問題の競技において，その競技結果を無効とし，すべての順位から除外され，すべての賞典，ポイントおよびメダルを失う．競技規則，登録者規定に対する著しい違反の場合，当該種目または当該競技大会から除外される.

(2) 失格とは，競技の出走前に違反が見つかった場合，出走を禁止されることであり，また競技中に発覚した場合，競技から除外されることである.

(3) もし，スタートの拒否または失格が事前に適切に科されなかった場合，その違反は除外または失格のかたちで事後に適切に制裁される.

(4) 条項に特に述べられていなくても，失格した競技者あるいはチームの順位は，すべての順位が常に占められるように，次位の競技者またはチームを繰り上げる.

トラック競技においては，競技者またはチームが各種目の1つのラウンドから失格した場合，その種目の前段ラウンドからのいかなる競技者またはチームも順位が繰り上がることはない.

2人以上の競技者またはチームが直接対戦するトラック競技の場合，失格等の原因となったラウンドにおける直接的な競技において対戦していないならば，いかなる競技者またはチームも失格した競技者またはチームの順位を得ることはできない.

5. 懲戒

スポーツ倫理，モラルまたは登録者規程に基づいて課される義務を果たさぬ者を，懲戒することができる. 懲戒については，公式出版物等で公布する.

6. 資格停止

重大な違反および懲戒に値するライセンス所有者は，資格停止を受ける. 資格停止は，本連盟が決定する.

(1) ① 資格停止は，大陸自転車競技連合，国内連盟のもとで実施されるスポーツ活動への参加の権利およびUCI，大陸自転車競技連合，国内連盟およびそれらの所管または関連団体のいかなる活動にも参加する権利を，当該当事者がいかなる立場でも，資格停止になった当事者から剥奪する.

② 自転車競技規則に従って決定された資格停止は，他のスポーツを監理する団体の規則あるいは適用される法律に従い，他のスポーツの実践においても重大な結果をもたらす.
UCIアンチドーピング規則に従って停止されたライセンス保持者は，世界アンチドーピング規程に前もって規定される例外を前提として，世界アンチドーピング規程への署名者が認可あるいは運営する競技あるいは活動に，いかなる資格においても参加する承認を与えられない.

③資格停止中も，ライセンス保持者は，UCI/JCF規則違反への責任を有し，UCI/JCFの権威下にある. 特に，ライセンス保持者はアンチドーピング規則に拘束され，競技者は競技外アンチドーピング検査に服す義務がある.

④ 資格停止期間中は，国内連盟より経済的補助金が競技者に与えられてはならず，競技者はいかなる経済的補助金あるいは彼のスポーツ実践に関連する優位性を受けてはならない.

⑤ UCIアンチドーピング規則に拠る資格停止の結果の具体的詳細は，UCIアンチドーピング規則の条項320から323に規定される.

(2) チーム，協会その他の同様な存在に対する資格停止は，その構成員およびあらゆる形でそれらに関係するすべてのライセンス所持者の資格停止をもたらす. ただし，資格審査委員会は，個人としての活動について，場合によっては制限をつけて権利を与えることができる.

(3)資格停止された登録者は，資格停止期間ライセンスを返納しなければならない. 資格停止された人は，資格停止期間満了まで，ライセンスを返還されあるいは新しいライセンスを与えられることはなく，現行規則またこれに従った決定により負わされた義務をすべて果たさないならば，いかなる資格においても自転車競技大会に参加することはできない.

(4) 資格停止を受けた登録者の競技参加は無効とみなされる. 加えて，当初課された資格停止期間は，参加違反の日から改めて開始するものとする.

(5) 資格停止の決定およびこの決定に対する異議申立ての手続きは，たとえ異議申立てを行いあるいはその異議申立ての大意が調べられていなくても(異議申立ての撤回，容認されないまたは提出が遅れた異議申立て，その他)，資格停止の期間の開始日および終了日を自動的に規定する.
6項(6)に従って，資格停止期間の開始は，異議申立てが可能である期間の終了後すぐに定められなければならない.

(6) 資格停止は，スポーツ活動に関し有効である. 関係する団体の通常の活動期間において有効である. このため，資格停止期間は，年間のいくつかの期間に分割され得る.

(7) 資格停止を下す機関である国内連盟は，資格停止が有効となり次第UCIに通知する. 国内連盟は，次の事項を明記する:

① 当該競技者の身元（姓・名，住所，国籍，国内連盟，カテゴリ，登録番号）
② 資格停止を下した機関
③ ペナルティの対象となった違反行為
④ 資格停止期間の始まりと終りの日付

資格停止の条件のいかなる修正についても，最初に資格停止を報告したように，直ちにUCIに報告しなければならない.
ただし，世界競技日程，大陸競技日程の競技に参加したことがない競技者に関しては，通知は不要である.

7. ライセンス取消し

ライセンス取消しについては，登録者規程，競技者登録規程および審判員登録規定による.

8. 制裁を科した場合，その説明を制裁権者が行う.

第37条（罰則表）

罰則は，ペナルティ表に定める．ただし，国内競技については本連盟が，表中の「その他の競技」の欄に規定するより低位のペナルティを設定できる．

第１０章　異議の申立て

第38条（異議申立ての方法）

原則としてコミセール･パネルの決定が最終であり，異議申立てをすることはできない．大会特別規則で異議申立てを規定した大会においては，ライセンス所持者が競技規則中に定める機関に対してのみ異議申立てを行うことができる．

1. 違反行為の事実または競技中に下された決定に関する異議申立ては，コミセール・パネルに提出する．
2. 第54条の規定によりアピール・パネルが設置されている場合，異議申立てはチーフ・コミセールからアピール・パネルの委員長に手渡される．
3. 異議申立ては，書面にて供託金を付して提出する．異議申立てが認められた場合，この供託金は返還される．
4. 個人種目の場合あるいは個人の順位に影響をおよぼしうることが生じた場合，異議申立てはその競技者個人が行う．
   チームの順位または賞が争点の団体競技の場合は，チームまたはクラブの監督が，異議申立てを行う．
5. 規則を知らなかったということは，異議申立ての理由にならない．

第39条（異議申立ての制限時間）

大会特別規則で異議申立てを規定されている場合，異議申立ては，下記の制限時間内に行う．

1. 競技者の資格，予選結果，競技者の組合せ，服装・機材または競技参加の正当性に対する異議申立てをする場合は，競技開始前に口頭で供託金なしで行うことができる．
2. 異議申立ては，フィニッシュ制限時刻または最後の競技者のフィニッシュ後，30分以内に提出しなければならない．コミセール・パネルのそれ以前の決定あるいは順位に対する異議申立ては，決定が下されあるいは結果が公表されてから30分以内に提出しなければならない．ステージ・レースの順位に関する異議申立ては，次のステージのスタート以前に提出しなければならない．
3. トラック・レースにおける異議申立ては，上記の30分を10分に短縮する．競技者あるいはコミセール・パネルの下した決定に対する異議申立ては，その決定が伝達され，あるいはその競技が終了してから10分以内にコミセール・パネルに提出されなければならない．

第40条（異議申立ての裁定）

①異議申立者とこの異議申立ての対象となった者には，この件についての意見を述べる機会を与える．コミセール・パネルは直ちに決定を下す．

② UCI規則の制裁および手続きの条項に定める以外には，異議申立てに対して下されたコミセール・パネルの決定は，上訴の対象とならない．

③ コミセール・パネルは，その関係者から聴取しあるいは弁明の機会を与えた後，その異議申立てについて可及的速やかに決定を下さなければならない．

④ 異議申立てが十分な根拠があると宣言されたなら，コミセール・パネルはその競走を再レースとするか，結果を取り消すかを決定する．

第１１章　競技大会の開催および準備

第41条（競技大会・競技日程）

競技日程は，種目，カテゴリ，性別により日付順で作成する表である．

1. 競技日程は，下記の種目について作成する．
   ① ロード
   ② トラック
   ③ マウンテンバイク
   ④ シクロクロス
   ⑤ BMX
   ⑥ トライアル
   ⑦ 室内自転車競技

⑧ サイクリング･フォア･オール
⑨ パラ･サイクリング（障害者のための自転車競技）

（競技日程の申請と作成の期日）

2. 競技日程は，毎年，歴年あるいは競技シーズンに合せて作成する.
加盟団体および国内の競技大会主催者は，次年度に開催する競技大会について11月30日までに本連盟に申請する. ただし，シクロクロスについては当該年度の5月31日までに申請する.
本連盟は，国内競技日程を12月末までに作成する.
ただし，原則としてロード･レースの国内選手権大会の日として6月の最終週中，シクロクロスの国内選手権大会の日としてUCI理事会が設定した日，マウンテンバイクの国内選手権大会の日として第29週末，BMX国内選手権大会の日として7月の第1週末を留保する. トライアル国内選手権大会は6月の最終週末に行わなければならない. しかしながら，マウンテンバイク国内選手権大会とともに開催できるなら，第29週末となる.

（国際競技大会の開催申請）

3. 競技大会主催者は本連盟に，世界あるいは大陸競技日程に登録されるべき競技大会を申請する. 3つ以上の国外連盟の競技者が参加した国内競技日程に登録されたシクロクロス，マウンテンバイクまたはBMX競技の主催者，2つ以上の国外連盟の競技者が参加したトラック競技，トライアル，室内自転車競技の主催者は，その次回の競技大会を国際競技日程に含めることを要請しなければならない. 国際競技日程に含まれることが拒否された場合を除き，その競技は国内競技日程に含まれてはならない.
(1) 本連盟は，UCIと当該大陸連盟に，競技部門ごとにUCIの指定する期限までに申請書を提出する. 申請期限は，ロード･レースは6月1日，室内自転車競技，パラサイクリングおよびサイクリング･フォア･オールは7月1日，マウンテンバイク，BMX，トライアルは7月の最終金曜，トラックおよびシクロクロスは12月15日である.
(2) 競技大会が数か国の範囲にわたって行われる場合は，関係国の国内連盟の合意に基づいてのみ，競技日程に登録される.
(3) 主催者は，最初に世界または大陸競技日程に申請する際に，下記の情報を含める.
① 当該国内連盟の承認
② 競技の種類
③ 総距離（km），該当する場合はステージ，サーキットを含むコースの説明
④ 希望する参加チームのタイプおよび数または競技者数
⑤ 予算（賞金･賞品，旅費･宿泊費の負担）
⑥ 主催者の照会先
⑦ 条文に関する技術資料
(4) この申請が受理された場合，その競技大会は現行の日程に調和する日に仮登録される. この競技大会は，UCI代表により，主催者負担で監督される.
(5) 世界または大陸日程への登録には，UCI理事会が毎年定める競技日程登録料を必要とする.
この登録料は，UCIの請求にもとづき競技大会前に主催者が支払う.
(6) UCI理事会は，主催者との協議後，世界または大陸競技日程への登録を拒絶することができる. 主催者が自己の申請を弁護する機会がない場合は，上訴審議会に提訴することができる.
(7) 世界または大陸競技日程に登録した日程の変更は，主催者の属する国内連盟からの申請に対するUCIの事前承認を必要とする. 日程変更または競技大会の中止の場合，主催者はUCI理事会が毎年定める罰金を支払わなければならない.

（競技大会名称の使用）

4. 主催者は，競技日程に登録した名称以外の呼称を用いてはならない.
本連盟とUCIは，競技大会の呼称を，他の大会との混同を避けるために変えることを求めることができる.
いかなる競技大会も，UCI規則に明白に定められていない場合，あるいはUCIまたは本連盟の事前の明白な承認なくして，国内，地域，大陸，世界あるいは選手権大会として指定されることはない.
主催者は，自己の競技大会を実際以上に高い地位にあるかのごとき印象を与えてはならない.

（登録者の参加制限）

5. いかなる登録者も，国内，大陸，世界競技日程に含まれていない競技大会，あるいは本連盟，大陸連合，UCIが認めない競技大会に参加してはならない.
本連盟は，我が国において行われる競技大会，事業等に特別な例外を認めることができる.
登録者は，UCI定款第１８条２項が適用される場合を除き，資格停止された国内連盟の主催する活動に参加してはならない.
前項に違反した者には，1ヵ月の資格停止と50から100スイスフランの罰金を科す.

第42条（競技大会の準備）

（大会本部と事務局）

1．主催者は，競技および各ステージの全期間にわたって常設の事務局を用意しなければならない．主催者の代表者は，事務局で常時待機しなければならない．

スタートおよびフィニッシュにあたり，大会本部は競技またはステージのスタートおよびフィニッシュの実際の時間の2時間前までに設置しなければならない．

フィニッシュ地点の大会本部は，UCIまたは本連盟あてに競技結果が送付されるまで，あるいはコミセールがその仕事を続けている間はその作業を終了するまでの間，開設しておかなければならない．

大会本部は，最小限，電話，ファクシミリおよびインターネットに接続したコンピュータを用意しなければならない．

（競技結果）

2．主催者は，競技結果が出たなら，速やかにUCIまたは本連盟あてに競技結果を，スタートした競技者のリストを添えて，Eメイルまたは本連盟と事前に取り決めた方法で送信しなければならない．

主催者は，競技結果に変更があった場合は，速やかに本連盟に連絡しなければならない．

（安全確保）

3．主催者は，十分な安全確保対策と，警察との協力体制を得られることを保証しなければならない．法的あるいは管理上の条項が適用され，各個人の責任についての注意が払われていても，主催者は，競技者，随行者，観客に特別な危険を招くような場所，状況をコースに含まないことを保証しなければならない．

主催者は，標識によって，事前に予知できる障害と，それにより競技者，随行者に対して安全上問題のある場合，十分な事前予告を与えなければならない．よって主催者は特に以下の事項に注意しなければならない．

(1) 急にあるいは徐々に道幅が狭くなることを，明色の標識により，十分に予告しなければならない．

(2) 可能であればトンネル内に照明を設け，トンネル内と入口において，10mの距離から自動車のナンバープレートが見え，50mの距離から暗色の自動車が見分けられるようにする．

前述する障害物は，プログラムまたはテクニカル・ガイドに示す．また，ワンデイ・レースにおいては，チーム代表者会議においても説明する．

主催者は，障害物を見出すために，競技に先立って点検のための車両を走らせる．

(3) フィニッシュ・ラインの手前300mから以後100mまでの区域には保護柵を設ける．この区域には，主催者の代表，競技者，随行者，チーム監督，許可された報道関係者以外の立ち入りを禁ずる．

（医務対応）

4．競技者がスタート・チェック・エリアに入ってからフィニッシュ地点を離れるまでの医務に関しては，主催者に指名された医師により管理されなければならない．

峠，登坂において事故が発生し治療が必要になった時，医師の乗る車両が停止して治療にあたれなければならない．医師は，車両と同乗者について責任を持ち，治療を受けるために残った競技者が集団内あるいは集団に戻るために助力を受けること（引いたり，車両を追走させたりして）を容認してはならない．

競技大会のスタート以前に，主催者はスタートするチームが負傷を処理するために連絡した病院のリストを利用できるようにしなければならない．

（競技無線）

5．ロード・レースにおいて主催者は，情報提供のための競技無線を用意しなければならない．全車両に，常時「競技無線」を聞くことができるように受信機を用意しなければならない．

（競技スケジュール）

6．競技大会のスケジュールは，天候その他の理由により競技が行えない場合，その競技を同日の後刻もしくは翌日に延期する妨げとならないように競技以外の行事を計画する．

(1) 不可抗力の場合を除いてプログラムは一切変更することができない．変更の場合，関係競技が行われる少くとも12時間前までに，全チームの監督にこの旨を連絡する．

(2) 悪天候のため延期がやむを得ない場合，延期の決定の連絡は放送と書面によって行い，同時に競技の再開の日時と出走順を通告する．

(3) トラック・レースに参加する競技者には，各競技の合間に5分間以内のウォーミングアップの時間が認められる．したがって，式典は組織国内連盟役員，代表，競技者，ペーサ，監督，トレーナーおよびメカニックが日中自由に行動ができるように十分な時間を残して計画しなければならない．

(4) 不可抗力によって競技大会のすべてまたはその一部が延期せざるを得なくなった場合，当初エントリをした競技者は延期の日時，場所にかかわらず出場する義務を負う．

7．タイムトライアルを含む競技大会の主催者は，コミセールが利用できるようにタイムトライアル用自転車寸

法検査測定器を用意しなければならない．測定器はUCIウェブサイトから入手できる製作要項に従ったものでなければならない．主催者は，測定器のUCI仕様適合に単独責任を負う．測定器はUCIの仕様書への適合を確認するチーフ･コミセールに与えられる．

第43条（公認競技大会）

公認競技大会は，本連盟ならびに加盟団体，および本連盟発行の主催者ライセンスを持つ個人または法人の主催する競技大会で，次の要件を備え，本連盟が定める年間競技日程に記載されているものをいう．

1. 参加する競技者が本連盟またはUCIの加盟連盟に属するか，UCIライセンスを所持する競技者であること．
2. 本連盟競技規則（第14章トラックレース，第15章ロードレース，第16章シクロクロス，第17章マウンテンバイク，第18章室内自転車競技，第19章BMX，第20章トライアル，第21章パラサイクリング）によって競技が行われること．
3. トラック競技においては本連盟競技規則第21条（自転車競技場），ロード競技においては第23，24，26条（ロード・コース）に従った競技会場で競技が行われること．（競輪を開催する競輪場は，距離測定を行うことによって公認競技場に準じるものとみなす）．
4. 競技担当役員は，本連盟公認審判員で構成する（ロード，トラック，シクロクロス競技部門においては最少3名の2級以上を含む）．競技部門，大会規模および分類によって，本連盟競技規則第46条～51条および53条～62条に準じて構成する．
5. 記録即時認定競技大会は本連盟競技規則第24章（記録公認）による．
6. 主催者は，JCFが設定した締切日までに，少なくとも次のデータ（適用するものがあれば）に合う専門的資料を提出しなければならない．
   - 当該レースの特別規則；これらの規則は国内連盟が許可するまで発行されない．
   - 競技のプログラムおよびスケジュール
   - 招待競技者名（競技者，クラブ，チームのカテゴリ）
   - エントリ方法，ゼッケン番号の配布
   - 賞金一覧表
   - 旅費，宿泊,食事に関する財務条件
   - 飲食物補給の準備（方法，品名・数，補給場所等）
   - 参加者および荷物運送車輌の準備
   - トラックまたはサーキット（スタートおよびゴールも含む）の詳細図
   - 薬物検査場，事務局，プレス室等の設定
   - 警察，警備および医療施設，写真判定および計時の設置
   - 放送施設とアナウンサー
7. 本連盟は必要に応じて公認する競技大会に別に定める公認料を課すことができる．

第44条（オープン競技大会）

UCIのエリートカテゴリに相当する競技者を対象とし，参加競技者を順位，賞典等において区別しない競技大会をオープン競技大会と呼ぶ．

オープン競技大会としない場合は，大会特別規則にその詳細を記述する．

第45条（IDカード）

大会役員，競技担当役員，競技者，チーム役員，その他関係者にIDカードを発行し，立ち入り場所等の管理を行う．

第46条（大会役員）

大会役員は，大会会長，副会長，顧問，参与，大会委員長，副委員長，委員および総務委員長，競技委員長をもって組織する．

1. 会長は，その競技大会を代表し，副会長は，会長を補佐する．
2. 顧問，参与は，その競技大会の名誉役員とする．
3. 大会委員長は，その競技大会の運営を統括し，副委員長は委員長を補佐する．

第47条（全国競技大会の実行組織）

本連盟が主催，主管および後援する全国競技大会は，次のように組織する．

1. 大会委員長は，競技大会を組織するために総務委員長と競技委員長を任命する．

各委員長は，それぞれの委員若干名を選任し委員会を組織する.

2. 総務委員会は，競技大会の物質的，財政的側面の運営を担当する.
3. 競技委員会は，競技大会の競技面の運営を担当し，チーフ・コミセールを選任する.
4. 大会委員長は，競技委員長を含む3名の1級公認審判員によって構成するアピール・パネルを任命することもできる.

第47条A（国際競技大会の実行組織）

本連盟が主催，主管および後援する国際競技大会は，次のように組織する.

1. 競技大会を組織するために，大会委員長は総務委員長を任命し，競技連盟は競技代表を含むコミセール・パネルを任命する.
2. 総務委員長は，委員若干名を選任し総務委員会を組織する.
3. 総務委員会は，競技大会の物質的，財政的側面の運営を担当する.
4. コミセール・パネルは，競技大会の競技面の運営において，指名されたチーフ・コミセールを補佐する.

第48条（競技大会の実行組織）

前条以外の競技大会については，前条の規定に準じて競技大会を組織する.
ただし，アピール・パネルを構成する場合は，競技委員長を含む3名の2級以上の公認審判員による.

第49条（競技大会前の委員会の任務）

競技大会を組織するための各委員会の競技大会前の任務は，次の事項とする.

1. 総務委員会
   ①競技大会の公認手続きに関すること. (様式2)
   ②実施予算の編成に関すること.
   ③会場の準備に関すること.
   ④参加申込みの受付と参加競技者名簿作成に関すること.
   ⑤大会記録，日本，世界記録のリストの確認に関すること.
2. 競技委員会
   ①チーフ・コミセールの選任に関すること.
   ②コミセール・パネル，アシスタント・コミセールの編成に関すること.
   ③大会特別規則の作成に関すること.
3. 総務・競技委員会の共管事項
   ①大会要項の作成に関すること.
   ②写真判定機，VTR，電子計時装置等競技用器材の使用の決定に関すること.
   ③競技日程の作成に関すること.
   ④競技番組の編成に関すること.
   ⑤チーム代表者会議の開催に関すること.
   ⑥供託金に関すること.
   ⑦本連盟アンチドーピング委員会に協力すること.
   ⑧各項に定める以外の事項に関すること.

第50条（競技大会時の委員会の任務）

競技大会を組織するための各委員会の競技大会時の任務は，次の事項とする.

1. 総務委員会
   ①会場整備に関すること.
   ②救護体制，医務室の確保に関すること.
   ③競技大会開催運営（宿泊，食事，移動）に関すること.
   ④旅費の支給に関すること.
   ⑤広報に関すること.
   ⑥IDカードの発行，管理に関すること.
2. 競技委員会
   ①競技用機材，器具，設備の確保に関すること.
   ②服装，機材の検査に関すること.
   ③ライセンス・コントロール，ゼッケンの配布に関すること.
   ④競技の実施に関すること.
   ⑤競技の進行に関すること.

⑥競技番組の編成に関すること.
⑦異議申立てに関すること.

3. 総務・競技委員会の共管事項
①チーム代表者会議の実施に関すること.
②式典・表彰に関すること.
③コミュニケの発行に関すること.
④競技大会の中止，延期，再開についての決定に関すること.
⑤本連盟アンチドーピング委員会に協力すること.
⑥各項に定める以外の事項に関すること.

第51条（競技大会後の委員会の任務）

競技大会を組織するための各委員会の競技大会後の任務は，次の事項とする．各委員会が作成する報告書は，競技大会終了後1ヵ月以内に大会委員長に提出する．大会委員長は，同報告書の写しを本連盟に提出する.

1. 総務委員会
①新記録が樹立された場合，その申請事務に関すること. (様式5)
②収支決算書の作成に関すること.

2. 競技委員会
① 本連盟競技規則，競技大会特別規則を大会の競技実績に即して検討し，意見を添えて報告書を作成すること. (様式1)
② チーフ・コミセールは競技大会終了後14日以内に大会報告書を作成し本連盟あて提出すること.

3. 総務・競技委員会共管事項
①事業報告書を作成すること. (様式4)
②各項に定める以外の事項に関すること.

第12章　大会要項と参加手続き

第52条（大会要項と参加手続き）

1. 主催者は，大会要項のほか，その大会のプログラムまたはテクニカル・ガイドを作成しなければならない．プログラムまたはテクニカル・ガイドは，競技運営について少なくとも下記の事項を示さなければならない.

(1) UCI規則，本連盟規則に基づいて実施されること.
- UCIペナルティ・スケール適用の明細事項
- 適用する薬物検査規則

(2) 大会特別規則
① ロード・レース
- 大会のクラスおよび適用するUCIポイント基準
- 参加者のカテゴリ
- 1チームあたりの競技者数（最多および最少）
- 出走競技者登録とゼッケン配布の場所と時間
- 大会本部，アンチドーピング検査室の正確な場所
- ラジオ・タワー用無線の周波数
- 必要な情報を含む二次的順位付け（ポイント，同順位時の手順,etc.）
- 適用されるタイム・ボーナス
- 完走の制限時間
- 第2.6.028条適用の丘の頂上でフィニッシュのステージ
- 公式式典手順
- チーム・タイムトライアル・ステージの記録の個人順位へ算入方法
- オートバイによる機材サービスの存在
- タイムトライアルレースまたはステージにおける飲食料補給場所と適用する条件
- タイムトライアルレースとプロローグにおけるスタート順の基準：この基準はチーム順を決定する；各チームはその競技者のスタート順を決定する
- タイムトライアル・ステージにタイムトライアル専用自転車を使用できるかどうか

② トラック･レース
- その競技の特別規則
- 参加者のカテゴリ
- 競技プログラムおよびスケジュール

③ シクロクロス
- その競技の特別規則
- 参加者のカテゴリ
- スタート時刻

④ マウンテンバイクその他
- その競技の特別規則
- 参加者のカテゴリ
- スタート時刻

(3) 参加者のカテゴリ
- ロード･レースにおいては大会のクラス

(4) 表彰および賞金・賞品
① 各種順位.
② 賞金.
③ 公式式典のプログラムと参加するべき勝者のリスト

(5) 競技会場
① ロード･レース
- レースまたはステージのコース説明. 高低差(必要な場合), 距離, 補給所, 適合する場合, サーキット
- コースにおける障害物(トンネル, 踏切, 注意個所等)
- 詳細な道程と予想タイム･テーブル
- 中間スプリント, 山岳賞と各種ボーナス
- 最終 3km 区間の地図と高低差(必要な場合)
- スタートとフィニッシュの正確な位置
- 負傷者受け入れのために主催者より連絡した, 医療施設リスト

② トラック･レース
- トラックの説明(長さ, 舗装, 屋内・外の別)

③ シクロクロス
- 自然または人工の障害物, 機材ピットの場所, 救護所および自転車の洗車場を示したコースの説明
- スタートとフィニッシュの正確な位置, シャワー設備の位置

④ マウンテンバイクその他
- 自然または人工の障害物, 機材ピットの場所, 救護所および自転車の洗車場を示したコースの説明
- スタートとフィニッシュの正確な位置, シャワー設備の位置

(6) 大会本部
① 大会主催者名, 住所, 電話.
② 大会本部の開設時刻.
③ スタートおよびフィニッシュ地点の大会本部, 医事検査室, 報道用室等の詳細.

(7) スケジュール
① チーム監督会議の場所と時間.
② 参加受付けとゼッケン配布の場所と時間.

(8) コミセール・パネル等の構成.

競技時程表の小変更を除いて, 競技の諸条件は, 全当事者の合意を得た場合あるいはUCI規則に従って追加しなければならない場合を除き, 参加申込み受付開始以降, 変更できない.

主催者は必要であれば競技大会のための時程表に以下の状況を条件として大幅な変更を加えることができる:

① 少なくとも15日以前に, チームあるいは競技者とチーフ･コミセールおよびコミセール･パネルに通知すること;

② 時程表の変更に起因する回収不能の経費を, チームあるいは競技者, コミセール, 国内連盟およびUCIに償還しなければならない;

2. 主催者は, おそくとも60日前までに招待チーム競技者に対して競技大会の概括的な情報を送付または

公開しなければならない．ナショナル･チーム，地域およびクラブ･チームが招待された場合，そのチームは自国連盟に対して招待された旨を報告しなければならない．

3．競技大会への参加申込みは，競技大会要項により所定の申込期日までに参加種目，住所，氏名，生年月日，職業，登録番号，所属団体名を明記して申し込む．（参加料を徴収する競技大会の参加申込みは参加料を添えること．1度納入した参加料はいかなる理由があっても返却しない．）

4．本連盟が主催する競技大会の参加申込みは，加盟団体または所属チームから一括提出される．

5．チームまたは競技者は，所属国内連盟の許可がなくても大陸競技日程･世界競技日程の競技大会に参加できるかどうかはその国内連盟が決定する．

(1) ロードおよびマウンテンバイク･レースにおいては，チームまたは競技者は，所属する連盟の書面による許可を提出しない場合は，競技のスタートを許可されない（チームおよび各競技者が，主催者と同じ国内連盟に属する場合を除く）．この許可書には有効な日付と関係する競技者名が記されていなければならない．

(2) その他の競技大会については，チームあるいは競技者が所属する国内連盟の許可を得ずに主催者に参加登録した場合，国内連盟が科す制裁は別として，その参加は尊重しなければならない．

(3) この項の規定は，UCI登録チームとその競技者には適用しない．

6．申込締め切り後は，新たな参加申込みおよび変更は受理されない．

7．参加申込み方法については，大会要項に定めること．

(1) 参加申込みの締切りは，何人に対しても同日とする．締切期限を過ぎて申込みまたは取消しをすることはできない．

(2) ステージ･レースを棄権した競技者は，ステージ･レースが終了するまで，大会事務局およびコミセール･パネルの許可なしに別の競技に参加してはならない．

8．ロード･レースのチーム監督会議は，スタートの2時間以上前に開催されなければならない．会議は，適切な場所で，大会関係者,すなわち，チーム監督，コミセール，また，妥当と考えられる場合は，共通器材車の責任者や治安サービスの出席をえて，それぞれの職務を調整し，それぞれの職務分野におけるレースの特殊性や安全対策について説明を行う．

9．ロード･レースのライセンス･コントロールにおいて，主催者は補欠を含む申込者リストを事前に用意する．チーム監督またはその代理人は，監督会議前の定められた時間帯に，出走競技者名を確定しなければならない．コミッセールは，出走競技者のライセンスとその有効性を確認する．これ以降の出走競技者の変更は認められない．

10．やむをえない事情以外の欠場の場合には，参加料と同額および主催者の負担額と同額を主催者に納めなければならない．

(1) 2種目以上参加している競技者が1種目に欠場した場合，自動的に残り種目も欠場となる．

(2) 負傷または疾病は，公式医師によりスタートできないと宣言された場合，やむをえない事情と認められる．

第１３章　総務および競技担当役員の任務

第53条（総務担当役員）

総務担当役員は，総務委員，補助員等で構成する．ただし，式典，参加申込みの受付事務等で審判資格が必要な部署にはコミセールを配置する．

第54条（競技担当役員）

競技担当役員は，チーフ･コミセール，コミセール，アシスタント･コミセールにより構成する．必要によりアピール･パネルを置くことができる．

国際競技大会においては，アピール･パネルを置かない．

すべての競技役員は，目撃したいかなる違反をも，UCIまたはNFのどちらが適当であるかによって，いずれかに報告する義務がある．

1．アピール･パネル，チーフ･コミセールは，原則として1級公認審判員があたる．ただし，全日本選手権大会のチーフ･コミセールは，UCI国際コミセールでなければならない．

2．コミセールは2級以上の公認審判員があたる．このうちよりコミセール･パネルを構成する．

3．アシスタント･コミセールは3級以上の公認審判員があたる．ただし，アシスタント･コミセールのうち，直接競技に携わらない者についてはこの限りでない．

第55条【削除】

第56条（チーフ・コミセール）

1. チーフ・コミセールは，コミセール・パネルの責任者であり，競技の審判と進行を総括する．ロード・レースなどで特にレース・ディレクタをおく場合以外は，チーフ・コミセールが競技進行に関し指示する．
2. 規則に基づいたあらゆる決定をし，また，規則に規定していない事項についてもその解決を図るためのあらゆる権限を持つ．ただし，規則を修正する権限はない．
3. 次の任務にあたる：
   ① ライセンス・コントロールの責任者となる．
   ② 各競技の開始前に，周回板，ベル，各種電気・電子装置，その他競技に必要な器材の準備が整っているかを確認する．
   ③ コミセール，アシスタント・コミセールに任務分担を指示する．
   ④ 各コミセール，アシスタント・コミセールが所定の位置についたかを確認する．
4. ロード・レースにおいては前記に加え次の任務にあたる：
   ① 通常はレース・ディレクタの任務も併せて務める．
   ② 審判車No.1に乗車し，競技の進行について監督管理する．必要に応じ，レース・ディレクタ車を設定する．
   ③ ピット，チェック・ポイント，警備・安全施設等が，全行程にわたって設置されていることを確認するか，自らの責任において確認させる．
   ④ 各競技担当役員が所定の配置につき，各車両，機材の準備が整っているか確認するか，自らの責任において確認させる．
5. タイムトライアル・ロード・レースにおいては前記に加え次の任務にあたる：
   ① 予期しない追いつき，追い越しが起こらないよう競技の進行について監督管理する．
   ② 必要があれば審判車を使用して監察する．

第57条（コミセール・パネル）

コミセール・パネルは，チーフ・コミセールを中心に競技の進行を管理監督する．コミセール・パネルは，チーフ・コミセールを補佐し，参加競技者のライセンス・コントロールと装備・機材の検査および競技番組の編成等に責任をもち，競技の審判業務を担当する．

国内の競技大会においては，チーフ・コミセールを含む3名または5名でコミセール・パネルを構成する．

1. コミセール・パネルは，競技規則に基づいて大会特別規則を照合する．これが整合しない場合，修正しなければならず，また，修正された規則についてチーム監督・代表者会議で説明しなければならない．
2. コミセール・パネルはレース運営の中で変則的なものに気付いた場合はそれを是正しなければならない．
   コミセールは違反を記録し，自己の権限の範囲でペナルティを科すことができる．
   コミセールは，違反行為と，その権限において科したペナルティを記録しなければならない．各コミセールは個々に，違反を監視し，それらを署名した報告書に記録する．コミセールの報告書は，最終的な監視した事実で構成する．
   ペナルティはコミセール・パネルにより宣言される．
   コミセール・パネルは，その解散の瞬間までに気付いた違反に関して意見を言うことができる．
3. 各コミセールは個々に下記の手段を講じることができる．
   ① UCIおよび/またはJCF規則に合致していないか，あるいは明らかにレースに出場できる状態ではない競技者に対して出場を拒否することができる．
   ② 警告，訓戒を与えることができる．
   ③ 次の場合，即刻レースから失格させることができる．
      - その競技者は明らかにレースを続行することができない場合．
      - 相当な距離の遅れがひどく，レースについていけないとき．
      - 他の競技に危険を与えるおそれがあるとき．

   以上の決定は直ちに署名した報告書とされる．
4. コミセール・パネルもしくは必要であれば個々のコミセールは，正常に競技が行われることを保証するに必要な決定を下すことができる．これらの決定は規則の条項を適用してなされ，可能な限り大会本部と相談のうえ行う．
   適切な時間内に修正できない規則違反があった場合，競技のスタートを遅らせるか，競技を停止してよい．必要であれば，コミセール・パネルは自身の主導あるいはUCI・JCFの訓令により撤退してよい．
5. コミセールの指示に従わないライセンス所持者は，1日から6ヵ月の資格停止と罰金を科される．
6. 懲戒に関するUCI規則条項12.1.012を損なわない限り，コミセール・パネルあるいは適切な場合一人のコミセールによる事実の観察，競技における状況の評価，競技規則の適用あるいはその他の決定に対

するいかなる異議申立ても認められない.

7. レース・セクレタリ

① 競技大会に関するすべてのコミュニケ(指示事項, 競技成績, スタート・リスト, 競技番組等)を作成する.

② 競技中の失格者, 棄権者を記録する.

③ 競技大会終了時に, 競技経過, 競技結果の報告書を作成し, 総務, 競技両委員会の作成する事業報告書に収録する.

8. ロードおよびマウンテンバイク競技大会において, コミセール・パネルは, 第52条5. (1)にて要求される国内連盟の参加許可を調べなければならない.

9. トラック競技において, チーフ・コミセールは, コミセール・パネルのうち1名を判定員に指名しなければならない. チーフ・コミセールはこの任務を自身で行うことはできない.

① 判定員はスプリント, ケイリン, ポイント・レース, マディソン, エリミネイションおよび速度競走において配置することを義務付ける.

② この判定員は, 競技中の競技者の行為とその競技規則の順守を専門に監視する. この問題において, 判定員は単独で速やかにペナルティを科し, あるいは規則の下に必要な決定を行う. 判定員は, 自ら選択した他のコミセールまたはその他の人員の助力を得ることができる.

③ 判定員は, トラックの外側の, トラック全体を見渡せる静かで隔離された場所に位置しなければならない. 彼はチーフ・コミセールと直接連絡できる手段を与えられなければならない. レース中の出来事をスロー再生することができるビデオ・システムも利用できることが望ましい. このシステムは, チーフ・コミセールが非公開で同じ映像を見ることを可能にするために, フィニッシュ・ラインの近くに置かれたテレビディスプレイと接続することが望ましい.

10. ロード・レースにおいては次の任務にもあたる:

① 審判車No.2に乗車し, 競技者集団より先行して, 審判車No.1と連絡を取りつつ競走を監察する.

② 審判車No.3に乗車し, 主に後方の集団を監察する. チームカーがある場合はこれらを監理する.

③ 狭小なコースや山岳路ではモーター・サイクルに乗車して任務にあたる.

. タイムトライアル・ロード・レースにおいては次の任務にもあたる:

① フライングを監察する.

② 折返し点を監察する.

③ 必要があれば審判車を使用して監察する.

第58条(コミセールおよびアシスタント・コミセール)

アシスタント・コミセールは, 競技大会の主管者が指名し総務委員長, 競技委員長が承認する. その任務として, チーフ・コミセールの指示に従い審判業務にあたる.

アシスタント・コミセールが, 当該競技大会の前日に不在の場合, コミセールは, 必要な指示すべてを与えるために, 競技の開始前にアシスタント・コミセールの会議を開く.

1. スタータ(出発合図・出発の判定)

スタータはコミセールの中から選任する.

① スタータは参加全競技者が, 招集されているか否かを, 自身で確認するか, 自己の責任において他の者に確認させる.

② スタータのみが, スタートの有効性を判定できる.

③ スタートは, 大きい音を出すピストルによるか, あるいは, 笛, 旗またはベルを使用して行う. スタートが無効の場合にはピストル, 笛またはベルによって合図する.

④ スタータおよびスタート・ジャッジは, スタート・ラインに付いた競技者が規定に従った装備をしているか, 競技者のゼッケンが定められた位置に正しく付けられているか, 競技者は直ちに使用することのできる一対の予備車輪を用意しているか, などの確認をする.

⑤ 競技に必要な指示を与える.

⑥ タイムトライアル・ロード・レースにおいてはフライング秒数を計時・記録する.

⑦ ロード・レース等においては名誉スタータを起用することができる.

2. フィニッシュ・ジャッジ(決勝審判)

コミセールがこの任務にあたる. 必要に応じて他の役員の援助を受けることができる.

① フィニッシュに関し, 着順判定の唯一の責任者である.

② フィニッシュ・ラインの手前側の縁に垂直な面に自転車の前輪の前端が到達した競技者は, 競技を終了したと判定する. ただし, タイムトライアル系のレースのフィニッシュにおいては, 前輪タイヤが, フィニッシュ・ライン上の電子計時用スイッチに接触することにより判定してよい.

③ 写真判定機を使用する時, その判定に立ち合う.

・判定写真を検査することができる者は，フィニッシュ・ジャッジ，コミセール・パネルのメンバーとする．

④　ロード・レースの山岳賞地点等における通過順位を判定する．

3．　タイム・キーパー（計時・時間管理）

①　競技のタイムを計測する．タイムによって成績を決定する競技は，1/1000秒まで計時しなければならない．

②　電気・電子計時を使用する場合は，その結果を確認する．

③　【J】手動計時については，以下の要領による．

手動計時の場合は，3人で計時することを原則とする．計時主任（3人のタイム・キーパーのうち一人が兼ねることができる）は3人の記入した計時用紙をまとめ，次の手順で正式時間を算出し，主任用計時記録用紙に記入する．

3人の計時結果が一致した場合はそれを正式時間とする．

2人の計時結果が一致した場合はそれを正式時間とする．

それぞれの計時結果が異なるときには，3つの計時結果の2番目の値（B）を正式時間とする．

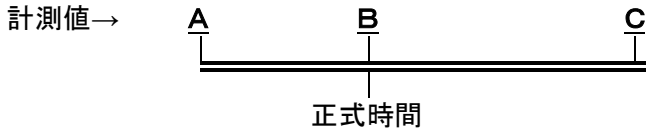

④　各競技種目規則により，時間競走における競走時間を管理する．この場合ピストル，ベル等によりレース終了を予告する．

⑤　各競技大会において，主催者の属する国内連盟は，必要な資格を国内連盟により与えられた十分な数のタイム・キーパーを配置する．タイム・キーパーは，正規の計時以外の方法で，国内連盟により資格を与えられた者による助力を得ることができる．

⑥　タイム・キーパーは，計時したタイムを用紙に記録し，署名してフィニッシュ・ジャッジに手渡す．

4．　アッシャー（招集）

①　競技の出走前に，競技者を確認しスタート・ラインに誘導する．

②　競技規則第8条～第14条に従い，競技者の装備を確認する．

③　競技者を招集場所に集合させ，その後スタート・ラインに誘導する．

5．　バイク・インスペクター（自転車検査）

①　競技規則第16条，第17条，第20条，第27条に従い，競技者の自転車が規則に定められている仕様に合致しているかを確認する．

②　競技規則第18条，第19条に従い，ペーサのオートバイが規則に定められている仕様に合致しているかを確認する．

③　機材ピット，ニュートラル・カーなどに準備される予備自転車についても管理する．

④　補給所，機材ピットが設定される場合には，競技中はそこに位置し，必要事項について管理する．

6．　ラップ・カウンター（周回）

①　競技の周回を確認し，周回板で告知する．

②　ロード・レース等において飲食料の補給が許される周回の開始と終了を告知する．

7．　ベル・リンガー（打鐘）

①　ベルにより最終周回の開始を予告する．

8．　IDチェッカー

①　競技場内において，IDカードの管理を行い無用の者を立ち入らせない．

②　コミセール・エリアには，関係者以外立ち入らせないようにする．

③　アピールがあった場合，その文書と共に供託金を受領し，チーフ・コミセールに取り次ぐ．

④　この任務は総務担当役員があたることもできる．

9．　アナウンサー（通告）

①　競技進行に必要な通告をする．

②　競技経過・競技結果を通告する．

③　競技者に指示を与える場合，必要があればスタータを補佐する．

第59条（トラック・レース競技担当役員の任務）

トラック・レースにおける競技担当コミセールおよびアシスタント・コミセールは，トラック・レースに特有な次の任務も行なう．

1．　スタータ（出発合図・出発の判定）

①　パーシュート種目においては，スタータとフィニッシュ・ジャッジはトラック内側の芝生の中央に隣り合っ

て位置する.

② スタートしてそれが正しく行われたと認められたなら，コミセールはスタート・ラインから人を退去させる. パーシュートまたはタイムトライアル種目のコーチとして1名だけがそこに留まることができる. コミセールはこのコーチが軽率な応援身振りなどを一切しないように注意する.

③ スプリント，ケイリン，速度競走等のスタート位置の抽選を行う.

④ スターティング・マシンを使用した場合には，その適否を確認する.

⑤ スタートの有効性を30m（種目により1/2周）以内に判定し，対応する.

⑥ ハンディキャップスにおけるスタート位置を競技者に示す.

2. コーナー・ジャッジ（監察）

① 競走中の競技者の行動を監視する.

② 競走中の状況を規則に則してチーフ・コミセールに報告する.

③ 主として，コミセール・パネルのメンバーが務める.

④ パンク，自転車の故障等を確認する.

⑤ ポイント・レースのニュートラリゼーションの処置はチーフ・コミセールの指示に基づいて対応する.

⑥ チーム・パーシュートの先頭交代禁止の赤旗による合図を担当する.

3. フィニッシュ・ジャッジ（決勝審判）

① ポイント・レースの中間スプリント，エリミネイション・レースにおける除外，速度競走の先頭責任の判定にあたる.

4. ホルダー（発走）

パーシュートおよびタイムトライアルにおいてホーム・バックから2者同時スタートを行う場合はコミセールが担当する. パーシュート以外は，コミセールが指名したアシスタント・コミセールでもよい.

① パーシュートの場合，ホーム・ストレッチ，バック・ストレッチにおいて各2名のコミセールが担当する. 2名のうち1名は，競技者を支え（チーム・パーシュートにおいては，最も内側の競技者を支える. 他の3名はアシスタント・コミセールでよい），他の1名は，競技者の準備ができたことを確認し，旗を上げて準備完了を合図する.

② これらの場合は，始めから終りまで同じホルダーが担当する.

③ スターティング・マシンを用いる場合にはホルダーが担当する. スターと準備が整いカウント・ダウン開始が可となった時点で旗を掲げて合図する. 通常これに専任者を充てる.

5. ベル・リンガー（打鐘）

① ポイント周回，除外周回等を告知する.

第60条（ロード・レース競技担当役員の任務）

ロード・レースにおける競技担当コミセールおよびアシスタント・コミセールは，ロード・レースに特有な次の任務も行なう.

1. モーターサイクル・コミセール（モト・コミセール）

下記のような任務を分担し，あるいは交代しつつ担当する.

① 違反防止に努める. 必要に応じ，競技者，チーム監督に警告する. 違反があった場合は記録し，レース後に報告する.

② 逃げ競技者と集団，集団間の間隔を計測し，通知する.

③ 競技の諸情報（集団の間隔，中間スプリントの結果，首位者等）を競技者・役員に提供する.

④ カメラマン，TV等の車両を監理する.

2. モーターサイクル・エスコート

公道におけるロード・レースの安全な運営のために，レースの先導，競技者の保護，危険の告知等を分担し，あるいは交代しつつ担当する.

3. ニュートラルカー・コミセール（機材車担当審判員）

① ニュートラル・カーNo.1に乗車し，先行する集団を担当し，機材交換等を監督管理する. その他のニュートラル車両（四輪・二輪）に乗車した者は，競走の展開に応じ，チーフ・コミセールまたはレース・ディレクタの指示により監督管理する.

② 機材の交換があった場合には，交換の理由が認められる事故であるか確認する.

4. タイム・キーパー（計時・時間管理）

① 総合順位決定に時間を必要とする競技においては，フィニッシュにおいて，1名または数名のタイム・キーパーをおく. 数人の競技者が1つの集団でフィニッシュした場合，その同一集団の全競技者に同タイムを与える. ある集団の最後尾の競技者の後輪後端と後続集団の先頭競技者の前輪前端との間に1秒もしくはそれ以上の間隔がある場合，タイム・キーパー － コミセールは後続集団に，その先頭競技者で計測した新たなタイムを与える. 競技者間(後輪 － 前輪間)の1秒もしくはそれ以上の差は，

新しいタイムを伴う．また，ラップ・タイムも計時する．

② ニュートラリゼーション等の管理のため，審判車にも乗車する．

5. チェック・ポイント・ジャッジ（関門審判員）

① チェック・ポイントに位置し，通過競技者と通過時刻を確認する．

② 失格者，棄権者の確認をする．

6. ピット・コミセール（補給所審判員）

飲食料の補給が適正に行われるよう監督管理する．競技者が交換した自転車を検査し，また食飲料補給が許可された時間外では，それらのボトルが空であることを確かめる．

7. サグワゴン・コミセール（収容員）

競技を断念した競技者を収容し，確認する．

8. レース・ラジオ（ラジオ・ツール）

主催者はレース・ラジオによる情報提供を用意しなければならない．大会関係者用のすべての車両に受信機を装備し，レース・ラジオの放送を常時受信できるようにしなければならない．

第61条（タイムトライアル・ロード・レース競技担当役員の任務）

タイムトライアル・ロード・レースにおける競技担当コミセールおよびアシスタント・コミセールは，タイムトライアル・ロード・レースに特有な次の任務も行なう．

1. タイム・キーパー（計時・時間管理）

① 10分の1秒まで計時する．

② フィニッシュ地点で複数の人員で計時する．また，各折返し地点でも計時する．

2. ホルダー（発走）

① 始めから終りまで，1組のホルダーが担当する．

② スタート・ラインにおいて，競技者を横1列に並べ保持する．

③ スタートは，押さずに手を離すだけで行う．

3. チームカー・コミセール

① 次の事項を監督管理する．

・競技者（チーム）間の距離

・競技者（チーム）と追走車間の距離

・チーム間の追い越し，追い越され

・飲食料の補給

・機材の交換，修理

② チームカーに積載した予備自転車についても規則に定められている仕様と合致するか確認する．

③ 競技終了後，競技中に監察した事項をチーフ・コミセールに報告する．

4. フラッグ・インディケーター（旗掲示）

各折返し地点，フィニッシュの前，注意箇所等に位置し，競走の安全確保のために手旗で合図する．

第62条（セレモニー・コミセールの任務）

表彰式の間，コミセールは競技者の服装に関する規則が順守されるよう監視する．

第14章　トラック・レース規則

第63条（トラック・レース）

トラック・レースは第6条に定義されるカテゴリで行う：

U23カテゴリ競技者は，エリートの競技に参加できる．

18歳のジュニア競技者は，U23およびエリートの競技に参加できる．

いかなる場合にも，トラック上の競技者数は以下を超えてならない：

・200mトラックにおいては20名（マディソンでは15チーム）

・250mトラックにおいては24名（マディソンでは18チーム）

・333.33m以上のトラックにおいては36名（マディソンでは20チーム）

(競技者の順守事項)

1. 競技者は，いかなる共謀，他の競技者の行動を妨げ競技結果に影響を与える動作を慎まなければならない．

さらに，トラック上にいる間は，競技者は常に自転車をしっかりとコントロール下におき，ハンドル（あるいは延長部）上に少なくとも片手を置いていなければならない．

2. 競技者が同一の競技において，同じチームの服装をする場合は，遠方から見分けられる印しを付けなければならない．
3. 競技の次の段階への資格を得た競技者は，やむをえない事情がない限り，参加しなければならなず，さもなければ失格とする．
4. 競技者は，トラック上に落下するような物を身体や自転車に付けてはならない．競技者はトラック上では，音楽プレーヤーや無線通信装置を身につけたり使用してはならない．
さらに，表示部のあるいかなる電子装置（例えば速度計やパワーメータ）も，競技者が表示を読むことができないように隠さなければならない．
5. 競技者は，自分が何らかの違反行為あるいは判定により不利になったと判断して競技を中断することはできない．
6. 自転車を下りた競技者は，誰からの補助もなしに，自分の自転車を運搬，牽引または押して，競走を完了することができる．自転車を下りた競技者または自己の自転車から降りるためにトラックから外れた競技者は，別段の規定がない限り，再乗車する時に補助してもらうことができ，トラックから外れた地点から再出走し，落車あるいはトラックを離れた時点で占めていた位置に戻るものとする．
7. 競技者は，やむをえない場合を除きブルー・バンド上を走行してはならない．
8. 個人種目またはタイムトライアルで他の競技者を押すことは，たとえ同一チームの者でも，固く禁じる．
9. 相手競技者を追い越したい場合，その競技者がスプリンター・ラインの外側にいない限り，外側から追い越しをする．
10. 長距離種目では，コースを完走する必要があるのは一着の競技者だけでその後に続く競技者たちは，その時点でフィニッシュ・ラインからの距離に応じて順位を決める，と規則に明記していない限り，受賞の権利を得るためには，競技者全員が完走しなければならない．

（警告・失格）

11. 特に罰則を明記されていない違反やスポーツ精神に反する違反は，付表3に規定する罰金とは別に，その違反の重大性によって，黄旗で示される警告または赤旗で示される当該競技の失格をもたらす．
競技者は失格の前に警告を1回だけ受ける．それぞれの場合に，コミセールは違反競技者のゼッケン番号を同時に示す．
競技において競技者が降格された場合，その違反の重大性，故意であるか，あるいはその影響度により，降格には警告も含まれる場合もある．2回目の警告あるいは3回目の降格を受けた競技者は失格となる．各機会に，コミセールは同時に違反競技者のゼッケンを示す．警告および失格は同一種目内でのみ関連する．

（計時）

12. 時間により成績を決定する種目の場合は，記録公認の要件として電子計時等による1/1000秒までの計時を必要とする．
13. 【J】電子計時が実施されている大会のある種目において，1名または複数の競技者について計時装置の不具合等により電子計時がなされなかった場合，その種目の順位の決定のために，その競技者についてのみ手動計時によるタイムを付与することができる．ただし，スタンディング・スタート種目においては，当該競技者の前後に出走した合計10名の競技者の計時における電子計時と手動計時の差の平均値により補正を行う．当該競技者の前または後に5名以上の出走者が居ない場合，コミッセールが決定した少なくとも5名以上の競技者を対象として差異の計算を行う．フライング・スタート種目においては手動計時タイムをそのまま採用する．手動計時となった記録は公認記録の対象とならない．

（スタート）

14. スタートは，各種目に定められた方法による．スタータは，ピストルまたはホイッスル等によりスタートを合図する．
① スターティング・マシンを用いてスタートする場合，次の方法による：
電気信号によりスターティング・マシンのブレーキが外れると同時に，計時が開始する．自転車がマシンに固定されたなら，競技者の前に置かれた時計がスタートまで50秒のカウントダウンを開始する．カウントダウン用の時計がない場合は，アナウンスによりカウントダウンを行う．
② テープ・スイッチのみで電気計時する場合：
スターティング・マシンを使用しない場合には，競技者はテープ・スイッチの手前10cmの所に前輪の接地点をおいて，ホルダーに支えられてスタートの準備をする．前輪の接地点には印しを付けておく．スタータは競技者の準備を確認した後，ホイッスルで合図し，競技者はこの合図から5秒以内にスタートする．テープ・スイッチを前輪で踏まれることにより計時が開始する．競技者はマークの位置から後退したり，ホルダーに押されてはならない．
③ 手動計時の場合：
スターティング・マシンを使用せず，かつ手動計時の場合は，競技者はスタート・ラインの位置に前輪

前端を一致させ，ホルダーに支えられてスタートの準備をする．スタータは競技者の準備完了を確認し，ピストルでスタートの合図をする．この合図により競技者はスタートし，タイム・キーパーは計時を開始する．

15．スタータが正当と認める理由なくスタートを遅らせる競技者は，スタートすることができない．

16．タイムで順位を決定する種目の出発には，スターティング・マシンあるいはスターティング・ブロックと呼ばれる装置を使用することが望ましい．ただし，記録の公認には，スターティング・マシンを使用しなければならない．

（競技の中止）

17．スタータのみが，不正スタート時の競技中止を判定できる．

18．競技中止は，ピストル2発により示す．【J】ただしUCI規則においては以下の種目を除く：1kmタイムトライアル，500mタイムトライアル．

19．(削除)

（認められる事故）

20．下記は認められる事故と判定される．

① 落車

② パンク

③ 自転車の重要部分の破損

その他すべての事故は認められない事故とみなされる．

（フィニッシュ）

21．判定は，前輪前端を基準とする．転倒して決勝線に到着した競技者の着順は，身体あるいは自転車の一部が決勝線に到着した瞬間とする．この場合自転車と身体が離れてはならない．自転車を引きあるいは運んで決勝線に到着した場合も同様とする．

タイムで順位を決定する種目においては，前輪タイヤの接地点とテープ・スイッチの接触を持ってフィニッシュの基準とすることができる．

（出走制限）

22．パーシュート種目においては，同一競技者の出走限度は1日2回までとする．

第64条（競技の進行）

競技の進行は，チーフ・コミセールが担当する．

1．棄権者が多い場合は，組合せを変更して競技を実施することができる．

2．出走する競技者がスタート・ラインに集まらないときは，その競技者を除外して競走を行うことができる．

3．参加する競技者が多い場合は，予選を行う．必要があれば予選の敗者により敗者復活戦を行い，その後の競技に参加させることができる．

4．競技番組，競技実施時間を変更する場合には，30分以上前に文書，放送等の手段により発表する．

第65条（200mタイムトライアル）

200mタイムトライアルは，200m線からフライング・スタートで行い，スプリント競技において参加者を選抜し順位付けするために行う．

1．競技者のスタート順は，コミセールが決定する．

2．競技者は，直前の競技者が計時装置を起動し通過したら，直ちにトラックに入らなければならない．【J】周長400m以上のトラックにおける国内の競技大会では，スタータの指示に従い前走者が最後の1周に入ってからトラックに入ることができる．

3．競技者は，トラックの周長に基づいた距離を走行し，最後の200mを計時する．

- 250 mおよびそれ以下のトラック: 3.5 周
- 285.714 mのトラック: 3.0 周
- 333.33 mのトラック: 2.5 周
- 400 mおよびそれ以上のトラック: 2.0 周

4．同タイムの場合は，当該競技者間の順位を最後の100mのタイムで決定する．最後の100mのタイムが記録されていない場合，あるいは100mのタイムでも同タイムの場合は，当該競技者間の抽選で順番を決定する．

5．事故が起きた場合，再スタートが与えられる．再スタートは1回のみ認められる．

6．ブルー・バンドのコーナー部にラバー・パッドを設置する．

第66条（スプリント）

スプリントは2名から4名の競技者間で2ないし3周で行うレースである．

1. 別表（付表1）に示す組合せ表により対戦を決定する.
2. 200mタイムトライアルによりスプリント・トーナメントに進出する競技者を決定する. スプリント対戦に進出する人数は, 24名, 18名, 16名, 12名を選ぶ方法がある（付表1参照）. 12名を選ぶ方法を標準的とし, それ以外の場合は大会特別規則で明示しなければならない.
この選出のための200mタイムトライアルのスタート順は, 世界選手権大会においては, 前年の上位8名が成績の逆順で最後に, その他の競技者は抽選による.
【J】1/4決勝を1回戦制とするか, 2回戦制とするかについても大会特別規則で明示しなければならない. 全日本選手権においては1/4決勝を2回戦制で行う.
3. 基本構成要素として次のものを含むものとする.
- 8競技者;
- フライング・スタートの 200 mタイムトライアル;
- 1/4決勝, 1回戦制;
- 5-8位決定戦;
- 1/2決勝, 2回戦制;
- 3-4位および1-2位決定戦, 2回戦制.
4. 競技は, 周長 333.33m未満のトラックにおいては3周, 周長 333.33m以上のトラックにおいては2周で行う.
5. 2名の競技者による対戦において, 一方の競技者が欠場した場合, 相手競技者は勝者と判定されるためにスタート・ラインに来なくてはならないが, 走行する必要はない.
6. スタート位置は, 抽選により決定する. 抽選により1番を引いた競技者はトラックの内側からスタートしなければならない. 2回戦制によるラウンドにおいては, 各競技者は1回ずつ先行する義務を負う. 決定戦（3回戦目）においては, 再度抽選する.
7. スタートは, ホイッスルにより行う.
8. トラックの内側に位置する競技者は, 追い越されない限り, トラック反対側の中央線に達するまで少なくとも歩行のペースで先行し相手競技者に追い越させるような挙動をしてはならない. 各レースにおいて2回までのスタンドスティルが許される. スタンドスティルは最長30秒までとし, これを過ぎた場合, 先行競技者はスタータにより競技を続行するよう指示される. これに従わなかった場合, スタータは, 競技を中止し, 相手競技者にその対戦の勝利を宣言する. 3名または4名による競技の場合, 降格競技者を除外して, ただちに2名または3名により再発走とする.
9. 200m線以前または最終スプリントを開始する前は, トラックの全幅員を使用できるが, 相手競技者が追い抜くに十分な余地を残し, 衝突や落車を引き起こしたり走路外に押出すような行為をしてはならない.
10. 最終スプリント中はもちろんのこと, たとえ200m線以前にスプリントを開始した場合でも, 各競技者はフィニッシュ・ラインまで各自の走行ラインを保持しなくてはならない. 最小限1車長先行するまでは, 相手競技者の追い抜きを防ごうとするためのいかなる動きもしてはならない.
11. 相手競技者がスプリンター・レーンを走行中のとき, 左側から追い越してはならない. また, 先行競技者が, スプリンター・レーンを空けて走行しているときに, 相手競技者が左側から追越しを試みた場合, 相手競技者が1車長リードするまでは, 先行していた競技者はスプリンター・レーンに戻ってはならない.
12. 相手競技者が既にスプリンター・レーンを走行しているときに, その右側から追い抜こうとする時, 相手競技者を減速させたり, 走路から外すことを意図して押込んではならない.
13. スプリンター・レーンの外側でスプリントを開始したとき, 相手競技者が, 既にスプリンター・レーンを走行している場合は、両者の間で1車長の差がつくまでは, スプリンター・レーンに走り込んではならない.
14. 先行競技者がその意に反して測定線（【J】ブルー・バンド）の内側に入った場合に, その時に結果を既定の事実とみなすことができない限り, その競技者を降格する.
15. 3名以上による対戦の場合, 特定の競技者に有利になるような不正行為をした競技者は降格とする. 競技は直ちに降格になった競技者を除いて再スタートとし, 有利になった競技者は1周目を先行しなければならない.

（競技の中断）

16. 競技は下記の場合にのみ中断する.
(1) 落車の場合
ある競技者により落車が引き起こされた場合, その競技者を違反の重大性に応じて降格あるいは失格とし, 他方の競技者を勝者とする. 3名以上による対戦の場合, 競技は直ちに残った競技者により再開する.
競技者がコーナーを低速で走行する等, 競技者の故意によらない落車は再スタートを行う. 原因となっ

た競技者はトラックの内側に位置しなければならない.
落車が競技者の違反によらない場合，コミセールは同じ順番で競技を再スタートするか，落車時の順番をもって順位とするかを決定する.

(2) パンクの場合

(3) 自転車の重要部分の破損の場合

(1)，(2)，(3)の3つの場合，コミセールは同じ順番で競技を再スタートするか，落車時のレース順番をもって順位とするかを決定する.

(4) (1)，(2)，(3)以外の場合，以下による.

① 競技者がバランスを失う，相手競技者に触れる，柵に触れる等があった場合，当該競技者をトラックの内側に位置させて再スタートとする.

② スタータが重大な違反行為を認めて，最後の1周の開始を告げる鐘が鳴る前に競走を中止させたなら，コミセールは違反した競技者を降格または失格とすることができる. 他方の競技者は勝者となり，3または4名による対戦の場合には，競技は残った2または3名により再スタートする.

17. 違反競技者が降格または失格とならなかった場合，違反競技者をトラックの内側に位置させて直ちに再スタートさせる.

第67条　（インディヴィデュアル・パーシュート／個人追抜競走）

2人の競技者が定められた距離で競走する. 競技者はトラックの相互に反対の位置からスタートする. 他者に追いついた競技者あるいはもっとも早いタイムを記録した競技者が勝者となる.

1. 競技の距離は:

男子	4 km
女子	3 km
男子ジュニア	3 km
女子ジュニア	2 km

2. 追いつかれたとの判定は，その競技者のクランク軸に相手競技者のクランク軸が並んだ時に行う.

3. 競技方法は以下とする.

① 予選において決勝に進出する2名と3-4位決定戦に進出する2名を選抜する.
予選3，4位のタイムの競技者により3-4位決定戦を，予選1，2位のタイムの競技者により1-2位決定戦を行う.

② その他大会特別規則で定める方法.

4. 予選におけるスタート順は，コミセールが定める. 予選においてコミセールは，前年度の成績，公式記録等を参考に同等の力量の競技者が対戦するように組合せるが，最強の2者は対戦しないようにする.

5. 予選においては，タイムのみを成績として考慮する.
追いつかれた競技者は，相手競技者のスリップストリームに入って（直後を追走する）はならず，また追い抜いてはならない. これに違反した場合は失格とする.

6. 大会特別規則において1/4決勝や準決勝を行う方法を定める場合，予選後の組み合せは以下による.
これらの対戦において追いつきがあった場合，1/4決勝においては追いつかれた競技者は競走を中止し，追いついた競技者は計時のため完走する. 準決勝以後は，その時点で勝敗が決し，競技は終了する.

7. 順位決定方法は以下による.
決勝の結果により1位～2位を決定する.
3-4位決定戦の結果により3位～4位を決定する.
5位以下も決定する必要のある場合は予選のタイムにより決定する.
大会特別規則において第1回戦，1/4決勝や準決勝を行う方法を定める時，それらで追いつかれた競技者があった場合は，追いつかれるまでに走行した距離に応じて順位を付ける.

8. 欠場者の取り扱いは以下による.
欠場があった場合は，繰上げて組合せることはしない. 認められる理由なく欠場した者は失格とし，その順位は空位とする.

9. 1/1000秒まで同タイムとなった場合，最後の周回においてよいタイム（最終ラップタイム）を出した競技者を勝者とする.

10. ブルー・バンドは，コーナー部に5mおきに長さ50cmの合成素材のパッドを置き，走行できないようにする.

11. スタートは，2名の競技者がトラックの正反対の位置から行う.

12. ホーム側のスタート地点には赤い円盤の標識を付ける. バック側のスタート地点は緑の円盤の標識を付ける.

13. 各フィニッシュ地点には，各競技者がラインを通過した時にそれぞれ緑と赤のランプを点灯するような器材を設けることが望ましい．
14. 各フィニッシュ地点には，周回板とベルを設置する．
15. 各競技者が周回を完了した時に，各半周毎のタイム差と同様に各競技者のタイムと，各競技者の完走タイムを電子掲示板に表示することが望ましい．
16. 各1km毎がちょうどの周回にならないトラックにおいては，最後の1kmは，赤旗1本，緑旗1本で示す．女子ジュニアの場合は最初と最後の500mを同様に示す．
17. 記録即認大会において，スタートには，スターティング・マシンを使用する．
18. スタートは，トラックの内側の端から行う．
19. 予選におけるスタート位置（ホーム/バック）はコミセールが決める．
前段の競技で追いつき，あるいはよいタイムを出した競技者は，ホーム側でフィニッシュする権利がある．
両者とも相手競技者に追いついた者の場合，相手競技者に追いつくまでの距離が，半周ごとの単位で比較して短い方に，この権利がある．この距離も同等の場合，抽選による．
20. 不正スタートがあった場合，スタータは2発のピストルで合図する．そして再スタートさせる．再スタートの場合は，ギア・レシオの変更はできない．これは以下の項の再スタートにも適用する．
予選ラウンドにおいて2回の不正スタートをした競技者は除外される．
決定戦において2回の不正スタートをした競技者は，決定戦において敗者となる．
21. 順位決定戦において，各競技者が完走してフィニッシュ・ラインを通過したとき，または追付きが成立したとき，1発のピストルの合図で競技の終了を示す．

（事故）

22. 予選中の事故
(1) 最初の半周中の事故：
最初の半周中に事故があった場合，競走は中止され，直ちに再スタートとする．
(2) 最初の半周後の事故：
最初の半周を過ぎて事故があった場合は競走を中止しない．事故に遭った競技者は，予選ラウンドの最後に再スタートが認められる（単独で計時，または同様に事故に遭った競技者がある場合はその者と対戦する）．再スタートは1回のみ認められる．
23. 1/4決勝と準決勝，第1回戦と順位決定戦中の事故
(1) 最初の半周中の事故：
最初の半周中に事故があった場合，競走は中止しなければならない．競走は両方の競技者により直ちに再スタートする．
(2) 最初の半周回後の事故：
① 1/4決勝（3項①），準決勝（3項③）：
半周を過ぎてからは競走を中止しない．事故の犠牲となった競技者は，認められる場合も認められない場合も，第1回戦ラウンドの最後に単独でタイムを取ることが許される．対戦者はタイムを記録するために競走を続ける．
第1回戦での敗者はそのタイムに従って順位付けられる．
② 順位決定戦（3－4位、決勝）：
1. 最後の1km（ジュニア女子においては最後の500m）以前：
競走は中断され，両競技者は5分間の制限時間以内にそれぞれの位置から再スタートする：
- 先行していた競技者は，最後に通過完了した半周線に位置する
- 他方の競技者は，その反対側の半周線から，最後に完了した半周までの所要時間を基準にコミセール・パネルが計算した距離分後退した位置から再スタートする
この距離は次の式で算出する．
中央線から下げる距離：　D
優位の競技者の最後の半周の所要時間：　t
両競技者の最後に測定された時間差：　Δt
競技場の半周長：　L
$$D = L \cdot \Delta t / t$$
- 両競技者は，事故前に通過完了した半周線以降の残距離を競走する．
完走時間は，事故前後の部分時間の合計とする．
2. 最後の1km（ジュニア女子においては最後の500m）以降：
先行していた競技者が事故に遭った場合，競走は成立し，その競技者は勝者となる．最後に完了した半周の平均速度をもとに計算した完走時間を与える．

先行していない競技者が事故に遭った場合，先行している競技者は競走を継続し，計時する．
順位決定戦を含めた各ラウンドにおいて，事故による再スタートは1回のみ認められる．

第68条（チーム・パーシュート／団体追抜競走）

チーム・パーシュートは，対戦する2チームが，トラックの両側からスタートするレースである．相手チームに追いつく，あるいはより良いタイムを記録したチームを勝者とする．
男子および女子競技は，4名の競技者で4kmを走行する．

1．以下の項に示す以外の事項は，類推適用を含めて，インディヴィデュアル・パーシュートの規則（JCF規則第67条）をチーム・パーシュートに適用する．
2．チームは，この種目に参加申込みした競技者により構成する．チームの構成は，レース毎に異なってよい．
チーム監督は，当該ラウンド開始の1時間前までにチーム編成の変更をコミセールに伝達する．
3．各チームのタイムと順位は，各チームの3番目の競技者により決定する．タイムは各チームの3番目競技者の前輪により計測する．
4．対戦チーム（最少3競技者がともに走行している）に1m以内まで追いつかれたときに，チームは追いつかれたとみなされる．
5．競技方法は以下とする．
①予選において決勝/順位決定戦に進出する4チームを選抜する．
予選3，4位のタイムのチームにより3-4位決定戦を，予選1，2位のタイムのチームにより1-2位決定戦を行う．
②その他大会特別規則で定める方法．
6．予選は以下のように行う．
(1) 400mより小さいトラックにおいては，各チームは単独で予選タイムトライアルを行う．その他のトラックにおいては，コミセールは，前年度の成績，公式記録等を参考に同等の力量と推量されるチームが対戦するように組合せるが，最強と推量される2チームは対戦しないようにする．
7．順位決定方法は以下による．
本条5項①により，予選により4チームを選抜する場合．
決勝の結果により1位～2位を決定する．
3-4位決定戦の結果により3位～4位を決定する．
5位以下も決定する必要のある場合は予選のタイムにより決定する．
大会特別規則において第1回戦，1/4決勝や準決勝を行う方法を定める時，それらで追いつかれたチームがあった場合は，追いつかれるまでに走行した距離に応じて順位を付ける．この距離は，コミセールに合図される前にチームが通過した半周線による．
8．大会特別規則において第1回戦，1/4決勝や準決勝を行う方法を定める時，第1回戦・1/4決勝では，最終周回以前に追いつかれたチームは走路を離れなければならない．これらのチームは，完走距離で順位付けする．最終周回で追いつかれたチームは，競技を続行し，その順位は完走タイムに基づいて，最後の周回以前に追いつかれたチームより上位とし，追いつき勝ちのチームより下位として決定する．準決勝・決勝において追いつきがあった場合は，競技はその時点で終了し，追いついたチームを勝者とする．
9．メンバーが完全にそろわないチームはスタートできない．予選においてメンバーが完全にそろわないチームは失格とされる．
決勝/順位決定戦においてスタートしないチームがあった場合，新たなチームを補充しない．スタートしなかったチームは順位決定戦における最下位とする．
数チームがスタートしない場合，予選ラウンドのタイムに従い，4位およびその上の順位をつける．走行しない理由がコミセール・パネルに承認されない場合，欠場チームは失格とされ，その順位は空位とされる．
スタートについたチームは，決定戦の組合せを決めるタイムを得るために単独で走行しなければならない．
10．欠場と同タイムに関しては，インディヴィデュアル・パーシュートの規則によって取り扱う．順位決定にあたっては，スタートしなかったチーム（本条第10項）より，2回の不正スタートを行ったチーム（本条第16項）を優位とする，さらに，押したことにより降格されたチーム（本条第17項），さらに事故に遭った後完走しなかったチーム（本条第21項），さらに追いつかれたチーム（本条第4項），を優位として順位付ける．
11．フィニッシュにおける各チームの3番目競技者の前輪を判定するために，電子計時装置のテープ・スイッチを設置することが望ましい．半周毎の計時および記録は，3番目の競技者の前輪を基準とする．
12．各チームの競技者は1mの横間隔をおいてスタート・ライン上に横一列に並ばなければならない．
13．(1)記録即認大会においては，もっとも内側の競技者はスターティング・マシンにより保持する．
(2)スターティング・マシンを使用しない場合はコミセールがこれを保持する．
14．最も内側の競技者は，最初の交代まで先頭を走らなければならない．

特に，スタートの合図より先にスタートした場合や，内側の競技者が先頭を走らないなどの，不正スタートがあった場合，スタータは2発のピストルで合図し競走を中止する.

15. 1競技の内に2回の不正スタートをしたチームは予選では除外し，その後のラウンドではその中での最下位とする．決勝の場合は，2位となる.

16. チーム内でメンバーを押した場合，予選においては失格とし，それ以後のラウンドにおいては最下位とする．決勝の場合は，2位とする.

17. コミセールは，チームが追いつかれそうだと判断した時，他チームとの衝突または進行妨害を避けるため，コミセールは前方のチームに対し赤旗による合図をもって，相手チームが通過するまでの先頭交代禁止とスプリンター・レーンに留まらなければならないことを指示しなければならない．この指示に従わない場合は，直ちにこのチームを失格とする.

18. 各チームの3番目競技者が完走してフィニッシュ･ラインを通過した時，あるいは決勝または本条5項①における準決勝において一方のチーム（最少3競技者がともに走行している）が他方のチームに追いついた瞬間に競技は完了する.
本条5項①における1/4決勝においては，あるチームが相手チームに追いついた時，追いつかれたチームは停止しなければならないが，追いついたチームは計時のために競技を続行する.

（事故）

19. 予選の場合
(1)最初の半周中にいずれかのチームが事故に遭った場合：
直ちにそのレースを再スタートとする.
(2)最初の半周以降にチームが事故に遭った場合：
1名の競技者のみが事故に遭った場合，そのチームは3名で競技を続行することも，中止することもできる．このチームが中止することを選択した場合，事故地点から1周以内に中止しない場合は，失格となる．この際，他方のチームは競技を続行しなければならない.
1名の競技者が事故に遭い中止したチームは，予選ラウンドの最後に，他に同様のチームがあればそれと共に再スタートしなければならない.
事故後の再走行中に事故に遭ったチームは，3人で競技を続けなければならず，さもなければ失格となる.
順位決定戦を含む各ラウンドにおいて，事故を原因とする再スタートは1回のみ認められる.
(3)【J】国内大会においては，上記(1)(2)項の“最初の半周”を“最初の30m”に読み替える.

20. 順位決定戦中の事故
(1)最初の半周中にチームが事故に遭った場合：
競技は中止し，再スタートしなければならない．そのチームが再スタート後にさらに（認められる事故であろうとなかろうと）事故に遭った場合，失格となる.
(2)最初の半周以降にチームが事故に遭った場合：
認められる事故である場合も認められない場合も，事故は考慮されない．当該チームに3名の競技者がトラックに残っている場合は競技を続行するか，さもなければ中止しなければならない．そのチームは準決勝，第1回戦においては最下位とし，決勝においては敗者となる.
順位決定戦を含む各ラウンドにおいて，事故を原因とする再スタートは1回のみ認められる.

(競技者の交代)

21. 公式医師の判断により，出走不可能の場合は，本条第2項の届け出以降であってもチーム編成を変更できる.

第69条（1kmおよび500mタイムトライアル）

1kmおよび500mタイムトライアルは，スタンディング・スタートの個人タイムトライアルとして行う.

1. スタート方法は以下による.
① 1競技者による単独走.
② ホーム・バックよりの2者同時スタート.
③ 複数競技者による時差スタート.
①，②のスタート方法による場合のみ記録が公認される．オリンピック競技大会，世界選手権大会においては，1競技者ずつ単独で走行する.
2. スタート順は，コミセールが定める．世界選手権大会においては，前年の世界選手権大会の10位までの競技者がその逆順で最後にスタートする．その他の競技者のスタート順は抽選による.
3. 競技は直接，決勝を行う.
4. 3位までに同タイムがあった場合は，各順位のメダルを相当競技者に授与する.
5. 各競技者は，同一のラウンドで記録挑戦を行う．もし何らかの理由（例えば天候など）により，このラウンドが完全に終了しない場合は，全競技者は次のラウンドで再挑戦する．その際は，最初のラウンドで競技

者が達成したタイムは，考慮しない．

6．ブルー・バンドは，コーナー部に5mおきに長さ50cmの合成素材のパッドを置き，走行できないようにする．

7．記録即認大会においては，スターティング・マシンを用いる．

8．スタートは，トラックの内側の端から行う．

9．不正スタートの場合，競技者は直ちに再スタートしなければならない．事故が起きた場合は，その競技者はおおよそ15分の後に再スタートをすることができる．再スタートは1回のみ認められる．

10．（削除）

11．2名の競技者が同時にスタートする競技方法をとる場合は，インディヴィデュアル・パーシュート（個人追抜競走）と同様に，トラックの各ストレッチの中央線からスタートを行う．

第70条（ポイント・レース）

ポイント・レースは，最終成績をスプリントおよび周回獲得による得点により決定する競技である．

1．コミセールは参加者数に応じ，予選を設定し，その予選から決勝への選抜人数を決定する．

2．中間スプリントは，2kmまたは2kmに近い周回数毎に設定する．ただし，250mあるいはこれより短いトラックにおいては，中間スプリントは10周ごとに行う．

競技は下記の表に示される，距離，周回数および中間スプリント数により行なう：

周長(m)	男子				女子				ジュニア男子		ジュニア女子	
	予選		決勝		予選		決勝		決勝		決勝	
	15 km		30 km		10 km		20 km		15 km		10 km	
	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数
250	60	6	120	12	40	4	80	8	60	6	40	4

周長(m)	男子				女子				ジュニア男子		ジュニア女子	
	予選		決勝		予選		決勝		決勝		決勝	
	16 km		30 km		10 km		20 km		16 km		10 km	
	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数	周回数	スプリント数
285,714	56	8	105	15	35	5	70	10	56	8	35	5
333,33	48	8	90	15	30	5	60	10	48	8	30	5
400	40	8	75	15	25	5	50	10	40	8	25	5

次の競技大会においては次の表の距離で行う：

世界選手権大会，オリンピック競技大会の選考会では，それらの大会の距離に準ずる．

	男子				女子			
	シニア		ジュニア		シニア		ジュニア	
	予選	決勝	予選	決勝	予選	決勝	予選	決勝
オリンピック		40				24		
世界選手権		40	15/16	24/25		24/25	10	20
（ワールドカップ）	15	30			10	20		
国民体育大会	16	30	16	24				
高校総合体育大会			16	24				

中間スプリントの回数，総周回数は下表による．

競技場周　長	競走距離											
	10km		15/16km		20km		24/25km		30km		40km	
	LAP	SPRINT	LAP	SPRINT	LAP	SPRINT	LAP	SPRINT	LAP	SPRINT	LAP	SPRINT
250	40	4	60	6	80	8	100	10	120	12	160	16
285.7	35	5	56	8	70	10	84	12	105	15	140	20
333	30	5	48	8	60	10	72	12	90	15	120	20
400	25	5	40	8	50	10	60	12	75	15	100	20
500	20	5	32	8	40	10	48	12	60	15	80	20

3．中間と最終スプリントの1位競技者には5点，2位は3点，3位は2点および4位は1点を与える．
主集団に追いついた競技者には20点を与える．
主集団より1周回遅れた競技者は20点を差し引かれる．

4．得点で優劣がない場合は，最終スプリントの順位により成績を決定する．

5．スタート前，競技者の半数は外柵に沿って並び，残りの半数はスプリンター・レーンに一列に並ぶ．

6. 1周の競技外周回の後，フライング・スタートにより競技を開始する.
7. スプリントは，スプリント競技の規則（JCF規則第66条）に従って行う.
8. 競技者が，最大の集団の後尾に追付いた時，追いついたとみなされ20点を与えられる．ただし，集団の大きさは，追付いた結果の数で比較する．競技者が最大の集団に追いつかれた場合は20点を失う.
9. 集団から後方に遅れて，周回を獲得しようとする一人または複数の競技者に追い付かれた競技者は，追付いた競技者に助力を与えてはならない．これに違反した場合は失格となる.
10. 中間スプリントのときに，1名または複数の競技者が最大集団に追いついた場合，これらの競技者は周回を獲得したものと認め20点を与える．スプリントにおいて与えられる得点は，直ちに，その後方または集団の前方の競技者に与えられる.
11. 1周あるいはそれ以上遅れた競技者はコミセール・パネルにより除外される.
12. 競技者間の共謀があると認めた場合，判定員はできれば1回の警告の後，失格とする.
13. 認められる事故が起きた場合，その競技者に1300mに近い周回数（250mのトラックでは5周，333.33mのトラックでは4周，400mのトラックでは3周，500mのトラックでは3周）までのニュートラリゼーションを与える．走路への復帰にあたっては，その競技者が事故前に占めていた位置から再開する.
14. ニュートラリゼーションを与えられた競技者は，最後の1kmの間にトラックに戻ることはできない．認められる事故により与えられたニュートラリゼーション中にこの最後の1kmが始まり，競技者が復帰できなかった場合，この競技者のフィニッシュ着順は最終順位とされ，事故前に獲得したポイントに従って順位がつけられる.
15. 競技者の半分以上が落車した場合は，コミセールは競走を中止し，ニュートラリゼーションの時間を決めなければならない．再スタートは，落車が起きた時点の状況から行う.
16. 最終5周以内で認められる事故に遭った競技者は，事故前に獲得または失った周回および得点に基づいた成績を与える．その他の完走しなかった競技者は最終成績に含めない.
17. 走路が何らかの理由により競技不可能な状態になった場合，コミセールは次の表に従って判断する：

競走距離	同日中に全距離を再スタート	中断時点での成績を継続して再スタート	中断時点での成績を最終成績とする
10km	8km以前で中断	／	8km以降に中断
15/16km	10km以前で中断	／	10km以降に中断
20km	10km以前で中断	10～15kmで中断	15km以降に中断
24/25km	10km以前で中断	10～20kmで中断	20km以降に中断
30km	15km以前で中断	15～25kmで中断	25km以降に中断
40km	15km以前で中断	15～30kmで中断	30km以降に中断

第71条（ケイリン）

競技者は，動力付ペーサの後ろで周回した後，フィニッシュ前600/700メートルでペーサがトラックを離れてからスプリントを競う.

1. 競技は1回戦，敗者復活戦，2回戦，決勝を付表1A1，付表1A2の表のように行う.

トラック周長	周回数	ペーサ（トラック離脱位置）
250	8	2.5
287	7	2.5
333.33	6	2
400以上	5	1.5

2. 基本構成要素として次のものを含むものとする.
   - 12競技者:
   - 6競技者2組による予選ラウンド;
   - 7-12位決定戦;
   - 1-6位決定戦.
3. ペーサはスプリンター・ラインの内側を走り，スタート時は30km/h，少なくとも残り1000mまでに，徐々に50km/hまで加速する．コミセールの指示に従い，原則としてフィニッシュの600～700m前で走路を離れる.
   ジュニア女子とエリート女子においては，それぞれの速度は25km/hと45km/hとする.
4. 競技者のスタート位置は抽選による．この順に中央線に横列で，スプリンター・レーンを空けて並ぶ．競技者は補助者が支えるが、補助者は押してはならない.
5. スタートは，ペーサがスプリンター・レーンにおいて中央線に接近する時に行う．抽選で1番となった競技者は他競技者が追走しない場合，直ちに少なくとも最初の周はペーサの後ろにつかなければならず，これを行なわなかった場合直ちにレースを中止し，その競技者を失格とする．再スタートにあたっては，

【J】最初のスタートと同じ並び順とし，2番となった競技者が直ちにペーサを追走しなければならない．

6. 競技者たちはペーサがトラックを離れる時まで，ペーサの直後についていなければならない．
7. 一人または複数の競技者が，ペーサがトラックを離れる前にペーサの後輪後端を追い抜いた場合，競技を停止し，失格とされる違反競技者を除外して再スタートとする．
8. 競技はスプリント規則に準じて行う．
9. ペーサの後方に位置する間に，1ないし数名の競技者が違反あるいは反スポーツ的行動をした場合には競技を停止しなければならない．競技は失格とされる違反競技者を除外して再スタートする．
10. スタートから半周以内に事故が起った場合，【J】最初のスタートと同じ並び順とし，再スタートを行う．

第72条（チーム・スプリント）

チーム・スプリントは対戦する2チームが同時に，各競技者が1周ずつ先頭を走るレースである．
男子競技は3競技者によるチームでトラックを3周する．
女子競技は2競技者によるチームでトラックを2周する．
【J】なお，500mトラックにおいては，半周ずつ先頭を走る男子1.5周，女子1周としてよい．

1. 競技は次のように行う．
   ①予選により，タイムに基づいて上位4チームを選抜する．
   ②上位2チームで1-2位決定の決勝を，次の2チームで3-4位決定戦を行う．
   ③予選のタイムにより，5位以下を決定する．
2. 順位決定戦においてスタートしないチームがあった場合，新たなチームを補充しない．スタートしなかったチームは4位とする．
   数チームがスタートしない場合，予選ラウンドのタイムに従い，4位およびその上の順位をつける．走行しない理由がコミセール・パネルに承認されない場合，欠場チームは失格とされ，その順位は空位とされる．スタートについたチームは，決定戦の組合せを決めるタイムを得るために単独で走行しなければならない．
3. 同タイムの場合は，最終周回でよいタイムを出したチームを優位とする．
4. 決勝において欠場があった場合，補充しない．相手チームは勝者となる．
   容認されない理由による欠場の場合は，そのチームを失格とする．
5. チームはこの種目にエントリした競技者で構成する．チームの構成は，出走毎に変更できる．人数が不足するチームはスタートできない．チーム監督は，変更がある場合には当該レースの当該ラウンド開始の最小30分前までにコミセールに通知しなければならない．
6. スタートは中央線から行う．予選においては，コミセールがスタート順を決定する．それ以降は，前段の競技においてタイムのよいチームが，ホーム側でフィニッシュするようにする．
7. 各チームの競技者は，スタート・ライン後方に横隊で並ばなければならない．競技者間の側方間隔は1.5mの間の等間隔とする．
   記録即認大会においては，最も内側の競技者はスターティング・マシンにより保持され，最初に先頭を走らなければならない．
8. 走路の内側に位置する競技者が，最初の周回（500mトラックにおいて1.5/1周で行う場合は最初の半周回）は先頭を走る．その後，この競技者は外側に移動し，相手チームを妨害しないようにして走路外に出る．男子においては2番目の競技者も，次の周回（500mトラックにおいて1.5/1周で行う場合は次の半周回）の先頭を走り，同様にして走路外に出る．
   最後の周回にはただ1名の競技者が走路上に残る．
9. 当該競技者の先頭交代時に，先行競技者の後輪後端は後続競技者の前輪先端より前方でパーシュートラインを越えなければならない．
   その後，先行競技者は直ちにわきへ引き，パーシュートラインの後方15メートル以内にスプリンター・ラインの上方に出なければならない．
   同チームの競技者間で押すことは厳しく禁じられる．
   上記の要件のいくつかが満たされないならば，そのチームは競技のその段階における最下位に降格されるものとする．
10. 予選における事故
   事故があった場合，当該チームは予選の最後に再スタートしなければならない．相手チームの事故により走行を妨げられたチームは，コミセール・パネルの裁定により，予選の最後に再スタートが認められ得る．予選においては，再スタートは1回のみ認められる．
11. 順位決定戦および決勝における事故
   事故があった場合，競技を中断し，再スタートとする．2回目の走行中にさらに事故（認められる事故であろうとなかろうと）に遭った場合，そのチームは降格となる．順位決定戦を含む各ラウンドにおいて，事

故による再スタートはチームごとに1回のみ認められる.

12. ブルー・バンドは，コーナー部に5mおきに長さ50cmの合成素材のパッドを置き，走行できないようにする.

第73条（マディソン）

マディソンは，2名で構成するチームで，中間と最終スプリントによる得点と距離を競う種目である．順位は距離と得点により決定する．国内において行う場合は，大会特別規則において競走距離と中間スプリント間隔を定める.

1. 333.33mより小さいトラックにおいては最多18チーム，333.33m以上のトラックにおいては最多20チームにより行う.
   競技は下記の表に示される，距離，周回数および中間スプリント数により行なう:

周長(m)	総周回数		スプリント回数		総距離(km)	
	エリート男子	ジュニア男子	エリート男子	ジュニア男子	エリート男子	ジュニア男子
200	125	100	5	4	25	20
250	100	80			25	20
285.714	90	72			25.71	20.57
333.33	75	60			25	20
400	65	52			26	20.8

2. 各チームの競技者は，同じ番号で異なる色のゼッケンを付ける.
3. 世界選手権大会においては，各国内連盟は1チームずつ参加できる.
4. 世界選手権大会においては，中間スプリントをトラック周長によらず20周ごとに，男子エリートは50km，男子ジュニアは30kmまたはこれに近い距離で，下表により行う.

周長(m)	総周回数		スプリント回数		総距離(km)	
	男子エリート	男子ジュニア	男子エリート	男子ジュニア	男子エリート	男子ジュニア
250	*200*	*120*	*10*	*6*	*50*	*30*
285,714	*180*	*100*	*9*	*5*	*51.4*	*28.57*
333,33	*160*	*100*	*8*	*5*	*53.3*	*33.33*
400	*120*	*80*	*6*	*4*	*48*	*32*

5. 各中間スプリントにおいて最初の4チームの得点は次のとおり．1位は5点，2位は3点，3位は2点および4位は1点.
6. 順位は完走距離（周回数）で決定する．距離に優劣がない場合，スプリントによる得点で決定する．距離でも得点でも優劣がない場合は，最終的には最終スプリントの成績により順位を決定する.
7. 各チームからの1名からなる第1の競技者グループは，スタート位置につく．このグループの半数は外側の手すりに沿って準備し，残り半数はホルダーに支えられてスプリンター・レーンで準備する.
   各チームからの他の1名からなる第2の競技者グループは，反対側の外側の手すりに沿って準備する.
   1周の競技外周回の後，第1の競技者グループに対してピストル1発によりフライング・スタートが合図される．競技外周回の間，第2の競技者グループは動いてはならない.
8. 同チームの競技者同志で自由に，手またはパンツにタッチして交代することができる.
9. スプリントは，スプリントの競技規則に従って行う.
10. 最大の集団の後尾に追いついた時，そのチームは追いついたとみなされる．競技者が，集団の後方に下がって追走する競技者の追いつきに助力を与えた場合，チームとして失格となる.
11. 中間スプリント時に，1名または複数の競技者が最多の集団に追いついた場合，この（これらの）競技者は周回を獲得したものとする．得点はただちに，その後方の競技者あるいは集団に与える.
12. 主集団から3周回遅れたチームは，コミセールにより排除されうる.
13. あるチームの1名の競技者に，落車あるいは機材の故障が生じた場合，もう一方の競技者は，直ちに事故時に占めていた位置につく．この場合，ニュートラリゼーションは与えられない.
14. チームの2競技者がともに落車した場合，そのチームに1000 mまたはこれにもっとも近い周回数までのニュートラリゼーションを与える．トラックへの復帰にあたり，チームの1名はチームが事故前に占めていた集団内の位置に戻る.
    ニュートラリゼーションを与えられたチーム・メイトあるいはチームは，最後の1kmの間にトラックに戻ることはできない．チームの2競技者が最後の1km内で共に落車した場合，あるいは認められる事故のためにチームに与えられるニュートラリゼーション中にこの最後の1kmが始まり，競技者が最後の1km前に復帰できなかった場合，これらニュートラリゼーションを与えられたチームは最終順位に，事故時に獲得または失っていた周回数とポイントによって順位付けられる.
15. チームの半分以上（チームあたり1名を基準として計算する）が落車した場合は競走を中断し，コミセールはニュートラリゼーションの時間を決めなければならない．再スタートは，各チームが落車があったとき

に獲得または失っていた周回数とポイントを保持して行う.

16. 荒天により競技が中断した場合，コミセールは以下のように決定する:

中断:	エリート	ジュニア	決定事項
右記の距離以前	20 km	10 km	同日中に全距離を再スタート
右記の距離間	20-40 km	10-25 km	中断時点での成績を継続して再スタート
右記の距離以降	40 km	25 km	中断時点での成績を最終成績とする

第74条（スクラッチ）

スクラッチは，定められた距離を走りフィニッシュ順位を競う個人種目である.

1. 下記の距離で競技を行なう（原則）:

カテゴリ	UCI		JCF				
	決勝	予選	15/16 km	10 km	7.5/8 km	6 km	4 km
ジュニア女子	7.5 km	5 km			○	○	○
ジュニア男子	10 km	7.5 km		○	○	○	
エリート女子	10 km	7.5 km		○	○	○	
エリート男子	15 km	10 km	○	○	○		

3. スタート前，半数の競技者は外柵に沿って並び，他の半数の競技者はスプリンター・レーンに一列に並ぶ. 1周のニュートラル・ラップの後. フライング・スタートを行なう.
4. 主集団に追い抜かれた競技者は直ちにトラックを離れなければならない.
5. 最終順位は，獲得周回を考慮に入れて，最終スプリントにより決定する.
6. （削除）
7. 競技者間で共謀があった場合，コミセールは当該競技者を失格とする.
8. 競技の最終周回はベルにより示す.
9. 認められる事故にあった競技者には1300mに最も近いニュートラリゼーションを与える. トラックへの復帰にあたり，競技者は事故前に占めていた位置に戻らなければならない.
   ニュートラリゼーションを与えられた競技者は，最後の1kmの間にはトラックに戻ることはできない. 完走しない競技者には順位を与えない.
10. 集団落車があった場合は競技を中断する. コミセールは，全距離を再スタートするか，落車時の状況から残り距離を再スタートするかを決定する.
    悪天候による競技中断についても，同様に適用する.
11. 競技中の行動は，スプリントの競技規則に従って行う.

第75条（タンデム）

タンデムは2人乗り自転車によりスプリントを行う種目である. 下記に規定する事項以外は，スプリント規則を適用する.

1. 各組の競技者は，単一の参加者とみなす.
2. 参加者数と決勝への進出者数により，スプリントの組合せ表により競技を行う. ただし，333.33m以下のトラックにおいては，最多3車とする.
3. 予選は，フライングスタートによる1周を計時する.
4. 競技は下記の距離で行う.
   ・周長 333.33 m 未満のトラックにおいては， 6周
   ・周長 333.33 m のトラックにおいては， 5周
   ・周長 333.33 m を超えるトラックにおいては， 4周
   ・周長 450 m を超えるトラックにおいては， 3周

第76条（ドミフォン）

UCI規則による.

第77条（エリミネイション・レース）

エリミネイション・レースは，各中間スプリント毎に最後尾の競技者を除外していく個人種目である.

1. この種目は特別競技規則により行う. 特別競技規則において，中間スプリント，最終スプリントの周回数を明示する.
2. スタート前，競技者の半数は外柵に沿って並び，残りの半分はスプリンター・レーンに一列に並ぶ.
3. 密集した集団での中速での1周の競技外周回の後，フライング・スタートにより競技を開始する.
4. 中間スプリントは，333.33m未満の競技場においては2周毎，333.33m以上の競技場においては1周毎

に行う.
333.33m未満の競技場においては，スプリントの前の各周回はベルによって示す.

5. 各スプリント後，後輪後端が最後にフィニッシュ・ラインを通過した競技者は除外される．一人または複数の競技者が，スプリントの間に追抜かれ，あるいは棄権した場合，彼らは次回スプリントにおける除外競技者となる.
ある場合において，コミセールはスプリントの最後尾の競技者でなくても除外を決定できる（例えば，ブルー・バンドを走行した競技者）．チーフ・コミセールは，ジャッジ・レフェリーおよびその他のコミセールからの情報に基づいて，誰を除外するかの最終決定をする責任者である.
すべての場合において，どの競技者を除外するかは，除外スプリント後にバックストレートのパーシュートラインを競技者達が通過する以前に，決定され通告されなければならない．この時までに決定がなされないなら，次回スプリントまでどの競技者も除外されない.
除外された競技者は直ちにトラックを離れなければならない．そうしない場合は失格とされる．競技者が直ちにトラックを離れない場合，チーフ・コミセールはこの競技者を除外するためにレースをニュートラライズすることを決定できる.
判定しかねる場合は，除外を行わない．除外の判定をうけた競技者は，直ちに走路の内側に入って競走を中止する.
6. 最後に残った2名の競技者は，最終スプリントを行う．この順位は，前輪前端のフィニッシュ・ラインの通過を基準とする.
7. 1周回追いついた競技者については，その優位性を認めない.
8. 一人または複数の競技者が認められる事故に遭った場合，チーフ・コミセールの決定により直ちに，影響を受けた競技者が集団に復帰できるよう，最長で1300mに近い周回数のニュートラリゼーションが与えられる．すべてのトラック上の競技者が認められる事故に遭った場合，影響を受けた競技者が競技に復帰できるよう，最長3分間のニュートラリゼーションが与えられる.
ニュートラリゼーションはスタートラインにおける黄旗で示され，トラック上の全競技者は緊密な集団で適度の速度で走行しなければならない．事故時の集団において競技者の位置が前方か後方かは考慮されない.
競技再開は黄旗の降納とピストルの発砲による．この時点で競技に復帰できなかった競技者は除外され，彼らの除外時のタイムにより順位が決定される．続く周回で鳴らされるベルによりスプリント周回の開始が示される.
トラック上の全競技者が事故に遭った場合を除き，ひとたび競技者が4名以下になったならばニュートラリゼーションは与えられず，完走しなかった競技者は除外されたタイムにより順位づけられる.
9. 競技中の行動は，スプリントの競技規則に従って行う.
10. 競技者間で共謀があった場合，この者を失格とする.

第78条（速度競走【J】）

速度競走は，数名以上の競技者が発着線からスタータのピストルで一斉に出発し，所定の距離で着順を競う.

1. 2km以上の競走では，周回先頭責任を付与する.
2. 周回先頭責任は，ホーム・ストレッチおよびバック・ストレッチに回数を折半して課し，奇数の場合は，どちらかに1回多く課す．最終回の決勝線は，先頭責任数に加えない.
3. 判定線を通過する競技者が同着であった場合は，同着者全員に先頭責任取得を認める.
4. 順位の決定は，与えられた先頭責任を完了した競技者のフィニッシュ着順による.
5. 先頭責任未完了者の順位は，未完了者中，与えられた先頭責任完了に近い競技者を優位とし，同数の先頭責任を取得した競技者間および未取得の競技者間の順位は，フィニッシュ着順による.
（注1）ホーム側（H）2本，バック側（B）2本の先頭責任回数でH2本，B1本取得した競技者とH3本，B1本を取得した競技者は，同じ本数を取得した扱いとする.
（注2）先頭責任がHB合計3本の場合，H1本，B1本を取得した競技者を，H2本，B0本（あるいはH0本，B2本）の競技者より優位とする.
6. 1周回追い抜かれた競技者は，先頭責任完了者でも競走から除外する．ただし，当該競走成立に著しい支障を来す場合においては，この限りでない.
7. 周回先頭責任の数（N）は，次式によって算出する.
N＝（総先頭責任回数÷出走人員）＋1ただし，小数点以下は切捨てる.
周回先頭責任数計算例（4km速度競走：＊は総先頭責任回数）

出走人員		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	*
周長	333.33	12	8	6	5	4	4	3	3	3	3	2	2	2	23
	400.	10	7	5	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2	19
	500.	8	6	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	15

8. スタート位置は，すべて抽選による.
9. 30m以前で，事故があった場合は，再スタートとする.
10. 競技者が再スタートを求める場合は，手を上げて合図しなければならない．この場合，スタータは2度の合図により競走を中止させ，再スタートさせる．再スタートの原因となった競技者は，最外側からスタートさせる.
11. 出発線上の自転車の位置は，前車輪の最前部が出発線（4cm幅の手前の縁）と垂直な面に接していなければならない.
12. 競走中の行動は，スプリントの規則を適用する.
13. 先頭責任完了者のタイムが記録として認められる.

第79条（アンノウン・ディスタンス・レース）

アンノウン・ディスタンス・レースの競走距離は，スタータが適宜に決定する.

1. 競走距離は，競技者および競技役員も予知することはできない.
2. スタータは，自己の判断で適切な時期にピストルの合図を行う．この合図からあらかじめ発表された周回をもって競走を終了する.

第80条（イタリアン・パーシュート・レース）

イタリアン・パーシュート・レースは，決められた距離を団体で競う．チームは等間隔で配置される．チーム数や間隔は，トラックの大きさに応じて変えることができる.

1. 各チームで，先頭の競技者が決められた1周あるいは2周回を先頭で走行した後離脱し，外側へ退避したあと，2番目の競技者が同周回数先頭で走行した後離脱する．以下同様にして，最後の1，2周では，各チーム共1人ずつの競技者がトラック上にいるものとする.
2. 最後の競技者がスタート地点から最も遠く離れているチームを勝者とする.

第81条（カナディアン・タイムトライアル）

カナディアン・タイムトライアルは，単独で一定の距離を助走し，その加速を利用して一定の距離を走行し，その時間の優劣で順位を決定する.

第82条（ハンディキャップス）

ハンディキャップスは，ハンディキャップ係が各競技者について決めたハンディキャップ距離により，各競技者のスタート位置を決め，一斉にスタートしてフィニッシュ着順を競う種目である.

1. 出走は必ずスプリンター・レーンで行う．2人の競技者が同じ地点から出走する場合，2人は競技プログラムに載っている順序で横に並ぶ．最初に載っている競技者が内側になる．前述の規定は，数名の競技者が同じ地点から出走できない曲線路からの発走には適用しない.
2. 競技者は必ずハンディキャップ係の定めた地点から出走するものとし，自分に当てがわれた位置を拒否することはできない.

第83条（6日間レース）

6日間レースは，連続した6日間に最少24時間の競技時間を持つ競技大会である.

1. 主催者は，上記の範囲で6日間レースの期間・プログラムを設定できる.
2. 6日間レースは，2または3名で構成するチームによる競技である．競技者は，番号を付けた，主催者の選択する広告を付けた同一のジャージを着るが，競技者のスポンサーの広告も高さ8cmの長方形内に表示できる.
3. 6日間レースは，周長140m以上のトラックで行う.
4. 主催者は，トラックの周長に応じて参加チーム数を決定する.
5. マディソン/チェイス・レース（ハンディキャップ競技を除く）のスタート時に，電光表示板のすべてのチームの表示を“0”とする．マディソン/チェイス・レース終了後，電光表示板にその時点での総合順位を表示する.

   競技最終日には，最後のマディソン/チェイス・レースが行われている間，その時点での総合順位を常に電光表示板に表示する.
6. 【削除】

7. 機材故障が起り，コミセールが正当と認めた場合あるいは落車した場合，そのチームは1.5km（1.5kmに近い周回数）までのニュートラリゼーションを与えられる．ニュートラリゼーションの終了時に，チームの1名は，周回減算によるペナルティがない場合は，事故が起きた時に占めていた状態の100%から競技を再開する．
8. チーム員の一人がニュートラリゼーションを与えられている時に，チームによる周回の獲得は，競技中のチーム員が全距離を走っている場合のみ認められる．
9. 時間制のマディソン/チェイス・レースの場合，1名になってしまったチームは，その競技が終了する10周前に走路から離れなければならない．
10. コミセール・パネルの承認により競技運営監督は，そのチームメイトがニュートラリゼーション中の競技者による臨時のチームを構成できる．こうした競技者は，同じジャージと番号を付ける．この臨時チームの臨時の競技における状況を決定するため，臨時チームの各メンバーが本来属しているチームの周回数を加え，最も近い偶数に切り捨て，2名の競技者に分配する．
臨時チームが最終的に解散する時，獲得または失った周回および得点は，臨時チームのメンバーが本来属しているチームの総合成績に帰する．
11. 一人の競技者がニュートラリゼーション中となった時，そのチームメイトは継続しているチェイス･レースを本条8項および9項に従って続けなければならない．もし，ニュートラリゼーションを与えられた競技者が，以降のチェイス･レースを続けられない場合，チーム全体にニュートラリゼーションを与える．
チェイス･レース後，ニュートラリゼーションを与えられたチームは，このチェイス･レースで失った周回も含めて，そのレース開始時に総合順位においてもっとも近いチームと同順位とする．獲得した周回は考慮しない．
加えて，ニュートラリゼーションを与えられたチームに1周回のペナルティを科す．
12. 競技医師は，最長36時間までのニュートラリゼーションを決定することができる．これを過ぎる場合は，その競技者は除外される．
13. 競技者が棄権した場合，チームは解散する．残った競技者は，すべての個人競技に参加しなければならない．48時間以内に他のチームに属さなかった場合，失格となる．
14. 新チームを作る場合，その成績は，解散したチームのうち最もよい成績に1周のペナルティを加えたものとする．
得点は，2チームによるものを加算し，2分する．
15. 得点は以下のように与える：
・チーム競技： マディソン，マディソン-エリミネイション，チーム･タイムトライアル(500-1000 m)： 20，12，10, 8, 6, 4 点
・個人競技： ポイント･レース，エリミネイション，タイムトライアル(1周)，デルニー，スクラッチ，ケイリン：10, 6, 5, 4, 3, 2 点
・スプリント：5，3，2，1点．最後のマディソンにおいては倍得点とする（最多6回，10周毎）．
16. 全チームが同時に競技できない場合，予選を行う．この時，下記の方法を適用する．
(1) 予選1回を総合順位の上位半分のチームで行う
：競技者1名またはチーム毎に10，8，6，4，2点を与える．
- チームごとに（レース中1回のリレー）： 10，8，6，4，2点
- チェイス･レース： 15，10，8，6，4，2点
予選1回を総合順位の下位半分のチームで行う
：競技者1名またはチーム毎に10，8，6，4，2点を与える．
- チームごとに（レース中1回のリレー）： 10，8，6，4，2点
- チェイス･レース： 15，10，8，6，4，2点
(2) 予選2回を総合順位の上位半分のチームで行う
：競技者1名またはチーム毎に5，4，3，2，1点を与える．
予選2回を総合順位の下位半分のチームで行う
：競技者1名またはチーム毎に5，4，3，2，1点を与える．
デルニー追走レースにおいて獲得したラップは総合順位に算入しない．
17. 6日間レース最後のマディソン/チェイス競技以外において，100点毎に1周のボーナスをチームに与える．タイムトライアルのような特別競技についてもボーナス･ラップを与えることができる．ただし，すべてのチームに参加機会が与えられる競技に限る．
18. 個人およびチーム競技において獲得された全得点は,総合順位に算入する．
各チームの少なくとも1名がトラック上にいて獲得した全周回は，総合成績に算入する．
エリミネイション･レースにおける獲得集回数は総合順位に算入しない．
19. 毎日，レースまたはステージの部分成績に加えて，総合成績も完全に周回している周回数および獲得し

た得点に基づいて作成しなければならない.
6日間に，完全な周回であらわされる，走行した全周回距離および獲得得点合計により，最終総合成績を決定する.
ポイント順位は，同一周回のチーム間の順位付けに用いる．獲得得点によらず，もっとも多周回を得たチームが勝者となる.
同一周回かつ同一得点のチーム間の順位付けには，最終スプリントにおけるチームの着順を用いる.

第83条A（オムニアム）

オムニアムは，2日の内に下記の順で行う6競技により構成する単一の**種目**である.

1) スクラッチ･レース　（第74条の表に従う）
2) インディヴィデュアル･パーシュート
4000 m エリート男子
3000 m ジュニア男子およびエリート女子
2000 m ジュニア女子
（決勝を除き，**スクラッチ･レース**後の総合順位により各回毎に2競技者を組み合わせる）
3) エリミネイション
4) タイムトライアル
1km 男子
500 m 女子
（**エリミネイション**後の総合順位により各回毎に2競技者を組み合わせる）
5) フライング･ラップ
6) ポイント･レース
40 km，男子**エリート**
25 km，女子**エリート**
25 km，**男子ジュニア**
20 km **女子ジュニア**
（周回数とスプリント数については第70条の表を参照のこと）

1. 可能な限り，各競技の間に最少30分の間隔を置く.
2. 競技の内1種目にスタートしなかった競技者は，以後の種目に参加することは許されず，その競技から失格したものとみなされる．彼はDNF(did not finish=フィニッシュせず)として最下位とされる.

2A. すべてのポイント･レース，エリミネイションおよびスクラッチ･レースにおいて，競技者は外柵とスプリンター･レーンに沿って一列にスタート･リストの記載順に並ばなければならない．この順は，その時におけるオムニアム順位に基づくものとする.

3. **最初の5種目**について全リザルトを作成する．**これら最初の5種目のみ，各勝者は40点を与えられ，各2位者は38点，各3位者は36点というように点を与えられる.**
21位およびそれ以下の競技者にはそれぞれ1点が与えられる.
4. **ポイント･レースのスタートに先だち，ポイント合計によるその時点の順位が作成され，競技者は最初の5種目において獲得したポイントを持ってポイント･レースをスタートする．競技者はその合計ポイントから，ポイント･レース中におけるラップ獲得，遅れ，中間スプリントによりポイントを加算，減算される.**
最終的な全体の総合順位はポイント･レースを通して展開する.
オムニアムの勝者は，最多合計ポイントを得た競技者とする.

4A. **いかなる理由でも**棄権競技者は，**その競技の棄権者とみなされ，最終順位において最下位競技者の下位に「DNF」（フィニッシュせず）として記録される**.
エリミネイション以外のいかなる種目においても除外された競技者は，40ポイント減算のペナルティを科される.
スクラッチ･レースにおいて，落車により，あるいは最後の1kmであったためにトラックに復帰できず，完走できなかった競技者は，**1ポイントを与えられる**.

5. **最終順位において**同点の場合，**最終種目であるポイント･レースの最終スプリントの順位で決定する**.

第83条B（フライング･ラップ）

フライング･ラップは，オムニアム競技に参加する競技者の順位付けを目的とし，フィニッシュ･ラインからフライング･スタートするタイムトライアルである.

1. 競技者はコミセールが決定する順に従いスタートする.
2. 競技者は，計時装置を起動した直前の競技者が通過したら，直ちにトラックに入らなければならない.
3. 助走と計時周回を含む距離は，トラック周長に基づき下記のとおり一定とする.

250mおよびそれ以下のトラック:　3.5 周
285.714 mのトラック:　3.0 周
333.33 mのトラック:　2.5 周
400 mおよびそれ以上のトラック:　2.0 周

4. 同タイムとなった場合，最後の200mのタイムの優位により競技者を順位づける.
5. 事故があった場合，競技者は再スタートできる．1競技者につき1回の再スタートが許される.

第１５章　ロード・レース規則

第84条（ロード・レース）

1. 主催者は，コミセール・パネルに，参加申込みした競技者のリストと，正選手および補欠選手として確認の終ったリストを提供する.
2. （ライセンス・コントロール）
   ライセンス・コントロールは，一般から隔離した適当な大きさの場所で行う.
   (1) 競技開始前に，コミセール・パネルは競技大会に参加する競技者等をライセンスで確認し，参加者リストと照合する.
   (2) 照合・確認の終った競技者に対し，ゼッケン（ナンバー・カード）を交付する.
   (3) 確認できない競技者等は，競技大会に参加することができず，したがって競技は順位を得ることができない.
3. （出走確認）
   (1) スタート前に，全競技者は，コミセールの監督の下に署名を行う.
   競技者とチーム監督は，スタート・シートに署名する場所に集合しなければならない．集合地点に，スタート時刻のすくなくとも15分前までに集まり準備しなければならない．スタート・シートの署名は，集合地点を離れる時刻の10分前に終了する.
   競技者はスタート・シートに署名しなければならず，さもなければレースから除外あるいは失格とされる．しかし，特定の状況の特別な出来事の場合に，コミセール・パネルは，問題の競技者をスタートさせることができる.
   主催者は，チーム紹介およびワンデイ・レースとステージ・レースの第1ステージでのスターティング・シート署名におけるチーム順を決めることができる．チーム順が尊重されない場合，第37条（罰則表）に従い，競技者とチーム監督は制裁される.
   (2) コミセールは，スタート・ラインに現れた競技者が，規則に則した準備（自転車，服装，ゼッケン等）をしているか確認する.
   (3) 競技者は，2枚のゼッケンを付ける．タイムトライアルにおいては，1枚でよい.
   (4) タイムトライアルを除き，ゼッケン（ナンバー・カード）と同じ番号板をフレームの前方（不可能であればその他の箇所）の見やすいところに付けなければならない.
4. （スタート）
   (1) スタート合図は，ピストル，笛，鐘，旗，電子的方法等で行う.
   (2) スタートは，スタータの合図によって – あるいはその監督下に - 行い，彼のみがスタートの有効か否かを判定できる.
5. （競技者の順守義務）
   (1) 競技者は，いかなる場所でも，食料，食料袋，ボトル，衣類等を，十分に注意することなく投棄してはいけない．競技者は，道路上にいかなる物も，路肩に安全に置く以外は，投棄してはならない.
   主催者により廃棄ゾーンが設定されている場合，競技者はこのエリアの路側に，廃棄物を安全に置くことにより廃棄しなければならない.
   (2) ガラス製容器の携帯，使用は禁じる.
   (3) 他者から物を盗むことは，強く禁止する.
   (4) 競技から除外されまたは棄権した競技者は，直ちにゼッケンを外してコミセールに手渡すか，サグワゴンに戻す．この競技者は，フィニッシュ・ラインを通過してはいけない.
   (5) 競技者はレース前にコースを調べておかなければならない．競技中に警察官等から指示があったとしても，指示されたコースから離れてはならないし，たとえ間違った方向を指示されたり，標識等の不備によって間違った方向に行ったとしても不服をのべることはできない．競技者が近道をとり利益を得た場合，その競技者は，付表3のペナルティ表に従い罰則を適用される.
   (6) コースの一部ではない車道の脇の歩道/舗道，小道または自転車道(すなわち縁石，道の端，高さの差または他の物理的特長によって分離されたもの)を使い，とりわけ他競技者，観客またはレース人員の

ために危険な状況がそのような行動によって作り出されるなら，またはそのような行動が他競技者に対して有利になるようなことは厳に禁止される．この要件を尊重しないことは，適用されうる他のいかなる制裁を毀損することなくJCF競技規則ペナルティ表14bisに従って制裁される．

6．通常の競技またはあるステージにおける通常の競技運営に影響を与える事故が起きた場合，レース・ディレクターはコミセール・パネルに同意を得て，タイム・キーパーに連絡した後，いつでも下記の事項を決定できる．

- コースの変更
- 競技，ステージを臨時に中断する
- そのステージは実施しなかったとみなす
- 途中順位をそれまでの成績としてステージを部分的に取り消し，事故のあった地点の近くから再スタートする
- そこまでの順位を最終成績とする
- 事故があった時点での記録された間隔をもって，再スタートする

7．（フィニッシュとタイム・キーパー）

(1) フィニッシュは，前輪前端がフィニッシュ・ラインの手前側の縁に達した時とする．写真判定は，最終的判定とできる．ロード・タイムトライアルにおいては，前輪タイヤの接地点とテープ・スイッチの接触を以ってフィニッシュの基準とすることができる．

(2) フィニッシュ・ラインの上方に，走路を横切って「FINISH」と書いた横断幕を設置する．横断幕が設置できない場合または破損した場合，フィニッシュ・ラインは，黒白のチェッカー・フラッグ（市松旗）で示す．この旗は，その他のフィニッシュや，ロード・レース中のスプリント，山岳ポイント等の通過ラインを示すにも同様に用いる．

(3) 写真判定機を用いることが望ましい．

(4) VTR，電子計時の記録等は信頼できる証拠となる．これらは，着順決定後であれば，すべてのものが検討することができる．

(5) 各競技大会において，主催者の属する国内連盟は，十分な数の，必要な資格を国内連盟により与えられたタイム・キーパーを配置する．タイム・キーパーは，正規の計時以外の方法で，国内連盟により資格を与えられた者による助力を得ることができる．

(6) タイム・キーパーは，計時したタイムを用紙に記録し，署名してフィニッシュ・ジャッジに手渡す．

(7) 競技者が集団でフィニッシュした場合，同一の集団に属する競技者は同タイムとする．2つの集団が区分できる時，次の集団は新たなタイムとする．

(8) 別に定めない限り，他者からの助力を得ずに完走した各競技者に順位を与える．

(9) 競技者は，自転車を運びあるいは押して，徒歩でフィニッシュすることができる．

8．（随行車両）

(1) 競技コースに乗り入れるすべての車両は，他と区別する標識を付ける．

(2) タイムトライアルを除き，レースに随行するすべての車両は，最大車高を1.66 mに制限される．

(3) 車列中のチームカーの窓には，車両を通じた視界を妨げるようなマークをつけたりしてはならず，随行車両を見分けるために主催者が配布したマーキング以外のデカールで著しく遮ってはならない．

(4) 車両は，道路の，開催国の国内法規で定められた側を走る．

(5) 主催者は，コミセールのために無線送受信機のついた屋根の開く車両を用意する．

(6) チームおよび主催者は，その車両にコミセールが同乗することを拒めない．

(7) 主催者は，オートバイによりレースを追う者，放送の責任者およびコミセール・パネルが参加するブリーフィングを行わなければならない．このブリーフィングはレース前日のチーム監督会議後，あるいはレース当日の朝に開催しなければならない．

9．（随行者）

⑴ 競技に随行する者は，IDを発行されたジャーナリストや来賓を除いて，その旨のライセンスを所持していなければならない．
チームカーには，車両についての責任者である適切なライセンスを所持したチーム監督またはチーム代表者が乗車していなければならない．UCI登録チームに所属する車両においては，このチーム監督は，UCIに監督として登録されていなければならない．

⑵ 随行者は，コースにおいて物を投げ捨ててはならない

⑶ 車両から選手に対して水やスプレー等をかけてはならない．

第85条（ワンデイ・ロード・レース）

（スタート）

1．競技者と，チーム監督またはチーム代表者は，スタート・チェック・シートに署名する場所に集合しなけれ

ばならない．集合地点から，スタート時刻の少なくとも15分前までに，現れ準備しなければならない．
スタート・チェック・シートへの署名は，集合地点を離れる時刻の10分前に終了する．

2．正式スタートは，フライングあるいはスタンディングにかかわらず，集合地点から10km以内で行う．

（競技者の権利と義務）

3．すべての競技者は，相互に飲食料，工具，部品等の提供，交換等の協力をすることができる．タイヤ，自転車の提供，交換，負傷しあるいは集団から遅れた競技者を待つことは，同じチームの競技者間においてのみ許される．他の競技者を押すことは，あらゆる場合に禁止し，違反の場合は失格とする．

4．競技者は，走行中に，不要なレインコート，上着等を，チーフ・コミセール車の後方のチームカーに手渡すことができる．チームの一人の競技者が，チームメイトのためにこの作業を行うことができる．

5．最後に周回路に入ってフィニッシュする場合，同じ周回数の競技者間でのみ協力することができる．

（随行車両）

6．車両の序列は，別図に示す．

7．各混成チームの技術援助等は，共通機材車により行う．主催者は，最少3台の十分に装備された共通機材車(自動車またはオートバイ)と1台のサグワゴンを用意する．

8．各チームにつき1台のみの車両が競技に同行できる．

9．チームカーの順番は，以下のように定める：

(1) チーム監督会議に出席し，第５２条９.に定める時間内にスタートする競技者を確定したチームの車両

(2) チーム監督会議に出席したが，時間内にスタートする競技者を確定しなかったチームの車両

(3) チーム監督会議に出席しなかったチームの車両

(4) 各グループ内での順序は，チーム監督会議における抽選により決定する．

すべての競技大会において，抽選は，エントリしているチームの名を記した紙片を用いて行う．最初に引かれたチームを1番目とし，次に引かれたチームを2番目，…とする．

10．競技においては，車両はチーフ・コミセール車またはコミセール車の後方に位置を占める．すべての状況において，車両に乗車した者は，各車両の行動を最大限に容易にしようとするコミセールからの指示に従わなければならない．

11．自分の意志により競技管理のための車両を追越そうとする車両の運転者は，それらの車両に並び，自分の意図を述べてコミセールより1回のみ前へ出る承認を得る．その場合，できる限り迅速にその仕事を終え，遅れることなく元の車列の位置に戻る．集団の大きさに関わりなく，一度に集団に接近することを許される車両は1台のみである．

12．集団から前方に逃げ出した競技者があった時，そのチームカーはチーフ・コミセールの十分な間隔があるとの判断に基づくところの許可なく，逃げのグループと集団の間に入り込むことはできない．

13．いかなる車両も，競技の最後10kmの間では競技者集団を追い抜いてはならない．

（飲食料の補給）

14．競技またはステージが150kmを超えない場合，競技者への飲食料の補給はチームカーからのみ許容する．この補給は，食料袋，飲料ボトルのみを使用する．
競技者はゆっくりとチームカーまで移動し，補給を受け取る．飲食料の補給は，コミセール車の後方において行い，集団の中で行ってはならない．
15名を超える競技者グループが集団から前方に逃げた場合，そのグループの後方から飲食料を補給する．

15．上記以外の競技またはステージの場合，主催者は補給区域をコース脇に設置する．この補給区域は，標識により示され，補給が順調に進行するように十分な長さがなければならない．
この補給は，地上に立ったチーム随行者のみによって行われ，その他の者が行ってはならない．彼らは路側にのみ位置しなければならず，当該国における道路通行に使用される側でなければならない．

16．補給は，登坂区間，降坂区間，始めの50km，フィニッシュ前20kmには設定しない．上記の距離は，天候条件およびレースのカテゴリ，種類，距離により，コミセールはその場所を変更できる．この決定は，レースのスタート前に関係する団体に伝達しなければならない．

（故障時の修理）

17．競技者は，自身のチームの随行者，共通機材車の係員およびサグワゴンの乗員よりのみ，故障時の補助を受けることができる．
競技中に自転車を交換した場合は，競技者に乗り捨てられた自転車は，いかなる場合も，競技随行車両，チームカー，共通機材車，サグワゴンにより回収されなければならない．
サーキットにおけるレースで許可されたゾーンにおける自転車交換ができる場合を除き，コース上の固定ピットからのメカニカル・サービスは，車輪交換に限られる．
上述の義務を怠ったいかなるメカニカル・サービスも，直ちに，あるいは何らかの方法で証明されコミセー

ルに確認された場合は，レース後において競技者の失格をもたらす．

18. 競技中の位置にかかわらず，競技者が故障修理および機材の点検（例えばブレーキ）を受ける時は，集団の後方で停止状態でなければならない．走行中の車両からチェーンに給油することは禁止する．
落車の場合，この処置の施行はコミセールの裁量に任せられる．

19. 競技者のための機材は，車両の外側で用意してはならない．車両の乗員は，車両から手を差し出したり，乗り出してはならない．

20. モーターサイクルによる補助ができる場合，これには予備車輪のみを積載する．

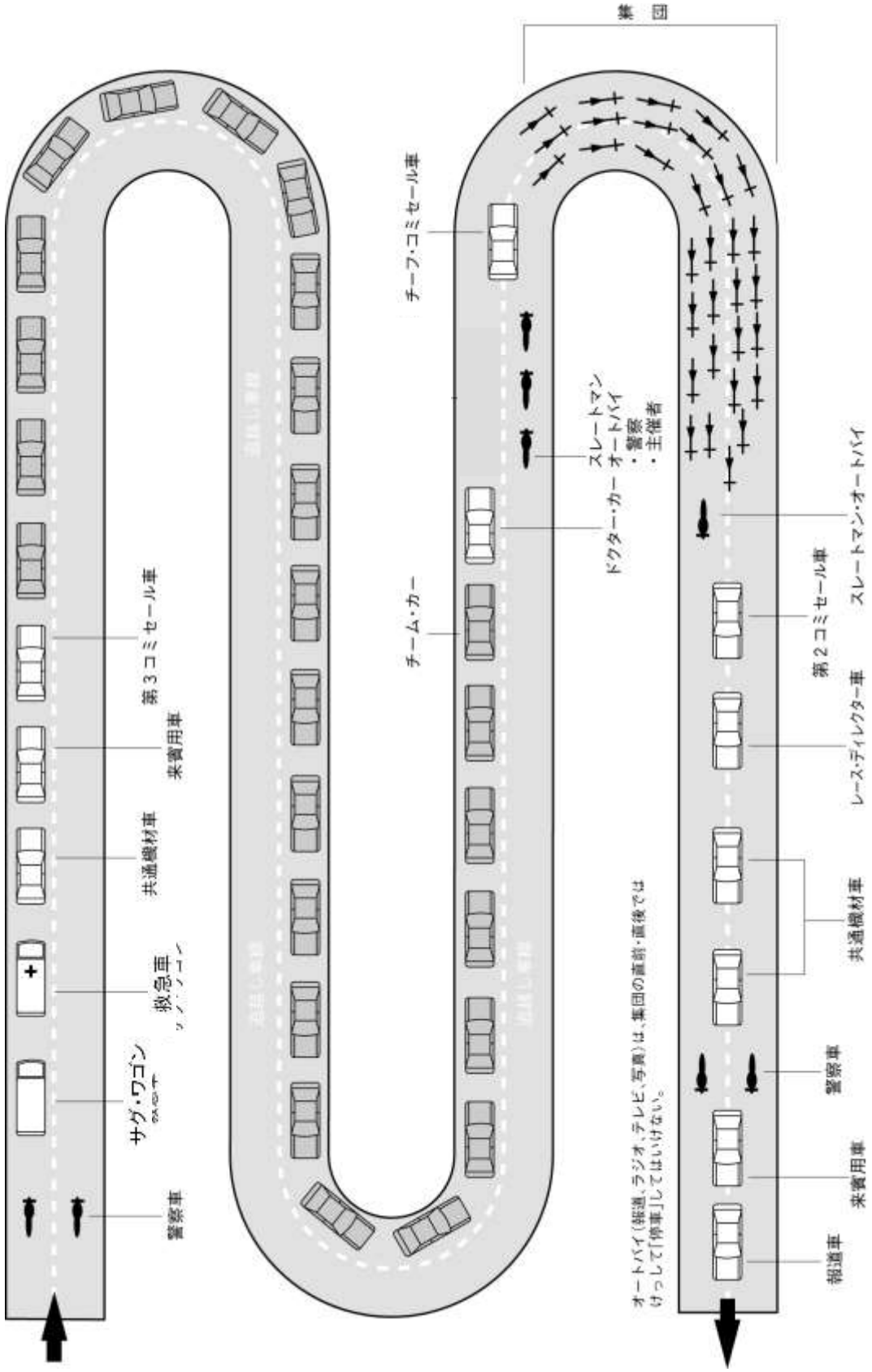

（平面交差の踏切）

21. 遮断機が降りている踏切を通過することは禁止する.
こうした違反に対する法的制裁を別にして，違反競技者は，コミセールにより，その競技から失格とされる.

22. 以下の規則を適用する.
(1) 一人または複数の集団から逃げた競技者が閉じた踏切で停止し，集団が追いつく前に遮断機が開いた場合は，何の処置もせず，閉じた踏切は単なる事故とみなされる.
(2) 一人または複数の競技者が，少なくとも集団から30秒先行して閉じた踏切に到着し，集団に追いつかれた時にまだ踏切が閉っていた場合には，踏切が閉じている間，競技を停止（ニュートラリゼーション）し，競技に先行する車両が通過した時に，同じ間隔をもって再スタートする.
集団からの先行が30秒以下の場合，閉じた踏切は単なる事故とみなされる.
(3) 一人または複数の競技者が踏切が閉じる前に通過し，残りの競技者が踏切で停止した場合，何の処置もせず，閉じた踏切は単なる事故とみなされる.
(4) その他の状況（遮断機の閉鎖が長引く等）に関しては，コミセールが解決する.
(5) この条項は，同様な状況（可動橋，道路上の障害等）に適用する.

（スプリント）

23. スプリントを開始した時に選択したレーンから逸れたり，同様に他者に危険をもたらすことはことは厳しく禁じられる.

（フィニッシュとタイム・キーパー）

24. 順位は，常にフィニッシュ・ラインの通過順により決定する. この順位により，賞金と得点の分配を決定する.
フィニッシュ順位は，スプリント賞，山岳賞等の二次的個人順位において同順位となった競技者を判別するために用いられる.

25. 写真判定を使用することが望ましい.

26. 優勝者の完走時間よりその8%以上遅れて完走した者には原則として順位を与えない. 例外的な状況の場合，コミセール・パネルは主催者との協議のもとに，この制限時間を延長できる.

27. 同一集団の全競技者に，そのフィニッシュ・ライン通過における同タイムを与える. タイム・キーパーはその任務をサグワゴン通過時まで継続する. タイム・キーパーは，設定された制限時間を超えてフィニッシュした競技者のタイムも記録し，そのリストをチーフ・コミセールに手渡す.

28. タイム・キーパーの記録するタイムは，秒単位に切り捨てる.

29. トラックにおけるフィニッシュを設定する場合，トラックの全面を使用できるようにする. 競技者のタイムはトラックの入口で計時する. 異なる集団の競技者が混合することを避けるために，コミセールはトラックの入口でニュートラリゼーションを宣することができる.
トラックが使用できなくなった場合，フィニッシュ・ラインをトラックから移動し，競技者にはあらゆる有効な方法で通知する.

30. 世界選手権大会およびオリンピック大会、日本国内の公認競技大会において，あらゆる技術的手段を用いても上位3位までの内一つが判定不能であった場合，これらの競技者はそれぞれ当該の順位を与えられる. 次の順位は与えられず，3位までが同着の場合は3者を1位とする.

31. チーム順位は任意である. これは，各チームの上位3者の個人タイムの合計を基準とする. 同順位となった場合，それら上位3競技者の獲得順位の合計によって順位付ける. 再度同順位となった場合，それらチームの最上位の競技者の順位によって順位付ける.

第86条（チーム・タイムトライアル）

（チーム）

1. チームあたりの競技者数は，プログラム-テクニカル・ガイド中において決められ，最少2名，最多10名とする.

2. 混成チームは禁じられる.

（スタート順）

3. スタート順は，競技主催者が，大会プログラムまたはテクニカル・ガイドに要約された客観的選抜基準により決定する. 原則として，前年度上位チームはその順位の逆順とする.

4. ステージ・レースにおいて行う，チーム・タイムトライアル・ステージのスタート順については，ステージ・レースの規則による.

5. チームは一定の間隔でスタートする. この間隔は，最後の方でスタートするチームの間において拡大することができる. 原則として，この間隔は2分とする.

（スタート）

6. 各チームの競技者は，予定スタート時刻の少なくとも15分前に，自転車検査場所に本人自らが自転車の点検を受けに，出走する装備で来なければならない．スタート前に，追加検査を行うことができる．
スタートが遅れたチームの記録は，予定されていたスタート時刻から計時するものとする．もし1競技者がスタートに遅れた場合，チームは待ってロスタイムを差し引くか，あるいは予定スタート時間にスタートしてよい．
7. スタートにあたり競技者は，すべての競技者を最後まで担当する「ホルダー」によりスタート・ラインに横並びに支えられ，押すことなく放される．

（計時）

8. 計時は，コースに沿った数箇所で行われ，その結果は，競技中，競技者と観客が常に相対的な時間差を知ることができるように，コースの周りに配信することが望ましい．
9. フィニッシュ・タイムは，少なくとも1/10秒まで計時する．
10. 【廃止】
11. 団体順位の決定については，規定によって，どの競技者がフィニッシュ・ラインを通過したときにタイムを計測するかを明示する．

（競技方法）

12. あるチームが他チームによって追いつかれた場合には，そのチームは追いついたチームを先導したり，追いついたチームの直後を追走することはできない．この規定は脱落した競技者にも同様に適用する．脱落した競技者は，他のチームの中に加わったり，援護を提供したりまたは受けることはできない．
13. 他チームに追いついたチームは，自分のチームと他チームとの間に少なくとも2m以上の横方向の間隔をおくものとする．他チームに追いついたチームは，並走が1kmを超えてからは，少なくとも他チームから25m以上離れて走らなければならない．
14. 必要がある場合には，コミセールは，チームに対して横に2mおよび縦に25mの各距離を確保することを強制しなければならない．これに従わない場合は，別に定める表のペナルティを適用する．
15. 競技者は，同一チーム間であっても，互いに押してはならない．
16. 同一チームの競技者は，食料，飲料，小さな装備部品，ホイールおよび自転車を互いに交換することができ，簡単な応急修理に関して互いに助け合うことができる．
17. 補給の有無ならびにその条件は大会特別規則に規定する．

（追走車両）

18. 追走車には競技者のチーム名を記し，この車のみがチームの競技者を援助することを許される．
19. 追走車はチームの最後尾の競技者を最小10mの間隔で追走し，競技者を追い抜いたり，競技者に並んだりしてはならない．故障の際，故障修理は競技者と停車した車両の間のみで行い，追走車は他者の妨害をしてはならない．
20. 追走車はチームとチームから遅れてまだ50m以内にいる競技者との間に入ってはならない．遅れた競技者は，いかなる場合にも車両を追走してはならない．
21. 追いつかれそうになったチームの追走車は，2チームの間隔が100m以下になったら，相手チームの追走車の後方に下がらなければならない．
22. 他のチームを追い越したチームの追走車は，2チームの間隔が60m開くまでは，2チームの間に入ってはならない．その間隔がその後縮まった場合には，その車両は後方チームの最後尾競技者の後に下がらなければならない．
23. 追走車は，車輪や自転車を交換するのに必要な装備を積むことができる．追走車の外側に，競技者のための機材を用意したり，使えるように保持したりしてはならない．追走車に乗っている者は，手を差し伸ばしたり，身を乗り出したりしてはならない．
24. オートバイによる，故障修理が認められる場合，オートバイにはスペア・ホイールのみを積むことができる．
25. トランジスタ・メガフォン等を使用できる．

第87条（インディヴィデュアル（個人）タイムトライアル・ロード・レース）

（スタート順）

1. スタート順は，競技主催者が，大会プログラムまたはテクニカル・ガイドに要約された客観的選抜基準により決定する．原則として，前年度上位競技者はその順位の逆順とする．
2. 競技者は一定の間隔でスタートする．この間隔は，最後の方でスタートする競技者の間において拡大することができる．原則として，この間隔は2分とする．
3. ステージ・レースにおいて行う，タイムトライアル・ステージのスタート順については，ステージ・レースの規則による．
4. 世界選手権大会およびオリンピック競技大会におけるスタート順は，UCIが決定する．

（スタート）

5. 各競技者は，各自のスタート予定時刻の15分前までに，署名チェック・ポイントに本人自らが自転車の点検を受けに，出走する装備で来なければならず，そうしない場合にはスタートは拒絶される．またスタート前に，追加検査を行うことができる．
6. 競技者は静止した姿勢からスタートしなければならない．競技者はホルダーにより支えられ，押されることなく放される．同じホルダーが各競技者のための仕事を務めなければならない．
   スタート･ラインにおいてテープ・スイッチを用いて計時する場合，前輪タイヤの接地点とテープ・スイッチの距離は10cmでなければならない．
   スタートは，原則として，出発台から行う．
7. 競技者は，タイム･キーパーの指示によりスタートしなければならない．タイム･キーパーはスタート時刻のカウント･ダウンをし，カウント･ダウンに引き続き競走の計時を開始する．スタートに遅れた競技者については，スタータの指示する位置に静止してからスタートしなければならず，そのスタート予定時刻より計時を開始する．
8. スタート･タイムは，前輪タイヤとスタート･ライン上の電子計時用テープ･スイッチの接触をもって決定してよい．競技者が，カウントダウンが0になるわずか前あるいはその後の5秒間内にスタートした場合，テープ･スイッチで起動したタイムを使用する．競技者がこの5秒を過ぎてからスタートした場合，あるいは電子計時装置に問題が生じた場合，該当競技者のタイムは，カウント･ダウン後に計時開始する手動計時による．

（計時）

9. 計時は，コースに沿った数箇所で行われ，その結果は，競技中，競技者と観客が常に相対的な時間差を知ることができるように，コースの周りに配信することが望ましい．
10. フィニッシュ・タイムは，少なくとも1/10秒まで計時する．
11. 世界選手権大会とオリンピック競技大会において，タイムは1/100秒まで計時し，伝達する．

（競技方法）

12. 他の競技者に追いつかれた競技者は，他競技者をリードしてはならず，また追いついた競技者の直後を追走してもいけない．
13. 競技者は，他の競技者に追いついた時に，相手との間に最小2mの横間隔を空けなければならない．並走が1kmを超えたなら，追いついた競技者は相手から最小25m離れなければならない．
14. 必要なら，コミセールまたはアシスタント・コミセールは，競技者に互いに2mの横間隔と25mの距離を置くように強制しなければならない．これに従わない場合は，別に定める表のペナルティを適用する．
15. 競技者は互いに助け合ってはならない．
16. 大会特別規則において，競技者が補給を受けることを許可するかどうか，その条件をどうするかを明示する．

（追走車両）

17. 追走車には競技者のゼッケンを記し，この車のみがチームの競技者を援助することを許される．
18. 追走車は最小10mの間隔で追走し，競技者を追い抜いたり，競技者に並んだりしてはならない．故障の際，故障修理は競技者と停車した車両の間のみで行い，追走車は他者の妨害をしてはならない．
19. 追いつかれそうになった競技者の追走車は，2競技者の間隔が100m以下になったら，相手競技者の追走車の後方に下がらなければならない．
20. 他の競技者を追い越した競技者の追走車は，2競技者の間隔が50m開くまでは，2人の間に入ってはならない．その間隔がその後縮まった場合には，その車両は後方の競技者の後に下がらなければならない．
21. 追走車は，車輪や自転車を交換するのに必要な装備を積むことができる．
22. 追走車の外側に，競技者のための機材を用意したり，使えるように保持したりしてはならない．追走車に乗っている者は，手を差し伸ばしたり，身を乗り出したりしてはならない．
23. オートバイによる，故障修理が認められる場合，オートバイにはスペア・ホイールのみを積むことができる．
24. トランジスタ・メガフォン等を使用できる．

第88条（ステージ・レース）

（順位）

1. 公平でスポーツとしてふさわしい基準に基づく各種順位を設ける．
   これらの順位として下記を例示する．
   ・個人総合時間順位
   ・個人総合ポイント順位

・団体総合時間順位
・山岳賞
・スプリント賞
・その他（敢闘賞，新人賞等）

これら順位に基づき，ワールド･カレンダーの大会およびコンチネンタル･サーキットにおける男子エリートとU23のオー・クラス，クラス1の競技においては4種のリーダー・ジャージ，それ以外の競技においては，最多6つのリーダー･ジャージを授与することができる．個人総合時間順位のリーダー・ジャージは義務付ける．

競技者は，順位づけられ競技継続を許されるためには，各ステージの全距離を完走しなければならない．

2．タイム・キーパーが記録したタイムを，ボーナスとペナルティを加減して総合時間順位に算入する．ボーナスは個人総合順位にのみ算入する．

タイム・ペナルティは個人総合順位に対して科す．それら違反行為の重大性に応じ，コミセール・パネルが決定した場合は，ステージ個人順位にも適用する．コミセール・パネルの判断において，競技者により犯された違反行為が，彼にチームの総合時間順位に利益を与えた場合，そのチームにも30秒のタイム・ペナルティを科す．

3．複数の競技者が，個人総合時間順位において同タイムとなった場合，個人タイム・トライアル（プロローグを含む）において記録したタイムの小数部を総合時間に加えて順位を決定する．これでも同タイムとなる場合は，総合ポイント順位により決定する．

4．その他の順位付け：

(1) 大会特別規則により管理されるチーム･タイムトライアルを除いて，団体区間順位は，各チームにおける上位3名の個人時間の合計を基準とする．同タイムとなった場合，当該ステージにおける各チームの上位3名の獲得順位の合計により順位付ける．さらに同順位になった場合には，ステージ順位における各チーム最上位競技者の順位により順位付ける．

団体総合順位は，各ステージにおける各チームの上位3名の個人時間の合計を基準とする．同タイムとなった場合，順位付けのために下記の基準を適用する：

1. 団体区間順位における1位獲得数
2. 団体区間順位における2位獲得数

以下同様．

それでも同順位となった場合には，個人総合順位における各チーム最上位競技者の順位により順位付ける．

3人未満に減少したチームは団体総合時間から除外される．

(2) 個人総合ポイント最終順位において同点となった場合，順位付けのために下記の基準を適用する：

1. ステージの勝利数
2. ポイント総合順位に算入する中間スプリントの勝利数
3. 個人総合時間最終順位．

(3)個人総合山岳賞最終順位において同点となった場合，順位付けのために下記の基準を適用する：

1. 最高カテゴリの登坂における1位
2. 次位カテゴリの登坂における1位数，以下同様
3. 個人総合時間最終順位．

5．各種順位の首位者は，各順位に対応するジャージを身につけるよう要求される．

一人の競技者が1つ以上の順位において首位となった場合，首位者を示すジャージの着用優先順は下記のとおりとする：

1) 個人総合時間順位;
2) 個人総合ポイント順位;
3) 個人総合山岳賞順位;
4) その他（若年競技者，複合，etc.）；これらのその他順位のジャージの着用優先順は主催者により決められる．

主催者は，相当する順位に従って他の競技者を選んでその順位首位者に着用されないジャージを着用するよう要求することができる．

しかし，この競技者が世界選手権者あるいは国内選手権者のジャージ着用を要求される場合は，そのジャージを着用しなければならない．

同様に，団体順位において首位のチームの競技者は，対応する印を付ける．

（ボーナス）

6．ボーナスは，下記により与える：

(1) 3大ステージ・レース（ツール，ジロ，ヴェルタ）

中間スプリント回数：　　最多3 回

ボーナス：

・中間スプリント　　6秒 －4秒 －2秒　あるいは主催者の決定により3秒-2秒-1秒

・フィニッシュ：　　20秒－12秒－ 4秒　あるいは主催者の決定により10秒-6秒-4秒

主催者が，フィニッシュ･ラインにおいて少ないボーナスの基準を適用することを決定したなら，中間スプリントにも少ない基準を適用しなければならない．

(2) その他のステージ・レース

中間スプリント回数：

・ハーフ・ステージ　　最多1 回

・通常のステージ　　最多3 回

ボーナス：

・中間スプリント		3秒－	2秒－	1秒
・フィニッシュ：	ハーフ・ステージ	6秒－	4秒－	2秒
	通常のステージ	10秒－	6秒－	4秒

7．ステージまたはハーフ・ステージの中間におけるボーナスは，フィニッシュにおけるボーナスを与えない場合は設定しない．この逆もまた同じとする．

8．これらボーナスは，個人総合時間順位にのみ算入する．個人およびチーム・タイムトライアルにおいてはボーナスを与えない．

（賞金）

9．UCI理事会またはPCC（プロフェッショナル自転車競技評議会）が定めた最低金額を損わない範囲で，すべての順位について各ステージまたはハーフ・ステージにおいて賞金を与える．

（個人タイムトライアル・ステージ）

10．個人タイムトライアル・ステージのスタート順は，個人総合時間順位の逆順で行う．しかし，コミセールは同じチームの競技者が続けてスタートしないように変更を加えることができる．
プロローグまたは第1ステージにおいて個人タイムトライアルを行う場合は，主催者がコミセール・パネルの同意を得て各チームのスタート順を決定する；各チームは，競技者のそのチーム内のスタート順を決定する．決定する．

（チーム・タイムトライアル・ステージ）

11．チーム・タイムトライアル・ステージは，競技の初めの1/3の期間に行わなければならない．
チーム・タイムトライアル・ステージのスタート順は，最後にスタートする首位者のチームを例外として，団体総合時間順位の逆順で行う．この順位付けを採用していない場合は，抽選による．

12．このステージの順位は，個人総合時間順位および団体総合時間順位に算入する．大会特別規則に，落伍した競技者のタイムの扱いを含め，このステージの個人タイムの記録法を定める．

（競技者の棄権）

13．競技を棄権した競技者は，そのステージ・レースが行われている期間に行われる他の競技に参加することはできない．これに違反した場合は，15日間の資格停止と，200～1000SFrの罰金を科す．しかしながら，大会事務局とチーフ･コミセールは協議後に，当該チーム監督またはチーム代表の同意を得た競技者の要望により，例外を認めることができる．

（フィニッシュ）

14．正当と認められる落車，パンク，自転車の故障がロード・レース･ステージにおける最後の3km以内で起った場合，その競技者は事故時に属していた集団と同タイムと認められる．この競技者の順位は，実際にフィニッシュ・ラインを横切った順による．

15．ロード・レース･ステージにおける最後の3km以内で落車し，フィニッシュ・ラインを横切ることができなかった場合，この競技者の順位はそのステージの最下位とし，その競技者は事故時に属していた集団と同タイムと認める．

16．タイムトライアル･ステージにおいて赤色三角を過ぎて正当と認められる落車，パンク，機械的故障に遭った競技者は，事故時に一緒だったチーム･メイトと同タイムが与えられる．
赤色三角を過ぎて正当と認められた落車の結果としてフィニッシュ･ラインを通過することができなかった競技者は，事故時に一緒だったチーム･メイトのタイムが与えられる．

16A 前項15，16は，フィニッシュが登板の頂上にある場合は，事故が登板前に起こった場合を除き，適用しない．登板の頂上と登坂前の条件に関する論議については，コミセール･パネルが結論を下す．

（周回路におけるフィニッシュ）

17．ステージが周回路においてフィニッシュする場合も，タイムは常にフィニッシュ・ラインで計時する．

（フィニッシュの時間制限）

19．フィニッシュの時間制限は，ステージの性格に合せて各大会特別規則において定める．
予測不可能で，かつ不可抗力である例外的な場合においてのみ，コミセール･パネルは，主催者との協議後，フィニッシュ制限時間を延長できる．
時間制限を越えた競技者に，チーフ･コミセールによって第2のチャンスが与えられた場合に，この順位において得点合計が負になるとしても，当該ステージにおける勝者に与えられたと等価のポイントが，彼らの個人総合ポイント順位から差し引かれる．

（チームカー）

20．各チームあたり1台の車両が競技に随行できる．
主催者は，UCI登録チームを除く各チームが利用できる随行車両を持っていない場合は，これを用意しなければならない．

21．第1ステージにおけるこれら車両の序列は，プロローグ終了時における個人時間順位の，各チームの最上位競技者の成績による．この結果がない場合は，抽選による．それ以降のステージにおいては，その時点の個人時間順位の，各チームの最上位競技者の成績による．

（結果の報告）

22．第42条2項に従った結果の送信に加えて，主催者はステージの結果をチームにそのフニッシュにおいて，それが不可能な場合は可能な限り早い機会にファクシミリで通知しなければならない．

23．競技結果を確定する前に競技者が失格となった場合，個人順位は調整されなければならない．
競技結果を確定した後に競技者が失格となった場合は，上位3位までは，個人総合順位は調整しなければならない．第4位は空位とする．

第89条 （クリテリウム）

クリテリウムについて以下の条項にない事項は，一般条項およびワンデイ･レースの特別条項を類推して適用する．

（賞金および支払い）

1．主催者は，招待状とともに，参加申込み受付け以前に賞金表を要求に応じて発送しなければならない．

2．もし，成績により追加の賞金がある場合は，この競技に定めた参加者への固定的支払との合計額を支払うことを，主催者と個々の競技者との間に個別に契約しなければならない．UCI登録チームの一員をなす競技者においては，その契約はチーム代表者の副署を必要とする．

3．契約金額は，競技の中止，中断の場合も主催者は支払わなければならない．この金額は主催者と関係する各競技者間の相互の同意によって決められる．

4．賞金は，直接競技者に支払う．

5．賞金と契約金は，競技終了後1時間以内に支払う．

（順位の決定）

6．順位付けは以下のいずれかを適用する：
① 最終周回の着順によって最終順位を決定する．
② 完走周回数と，中間スプリントで与えられる得点を基に最終順位を決定する．
・周回において同等の場合は，得点の多寡による
・周回，得点において同等の場合は，中間スプリントの勝数による
・以上においても同等の場合は，最終スプリントの順位による

（追いつきの認定等）

7．20人以下の集団が後方に遅れ，先行する競技者に追い抜かれた場合は，失格となり，競技から離れなければならない．こうした集団が20人より多い場合，コミセール･パネルは競技を続けさせるか除外するかを決定する．

8．主集団の後尾に追いついた競技者は，1周回先行したとみなす．

（中間スプリントの方法）

9．競技プログラムまたはテクニカル･ガイドに，下記の条項を自動的に適用する，中間スプリントの方法，得点の配分を記載する．

10．中間スプリントは，フィニッシュ･ラインで与え，2つのスプリントの間隔は常に同じにする．

11．中間スプリント以外の周回に，先頭でフィニッシュ･ラインを通過した競技者に得点を与えることができる．この得点は，中間スプリントの勝者に与える得点の40%を超えないようにする．

（ニュートラリゼーション）

12．トラック･レースの規則に示す，認められる事故が起きた場合，周長に応じてコミセールが決定した1ないし2周のニュートラリゼーションが，その競技者に与えられる．ニュートラリゼーション後，競技者は競技を再開するが，直後の中間スプリントにおいて得点することはできない．

第90条（インディヴィデュアル・ロード・レース／個人ロード・レース）

インディヴィデュアル・ロード・レースは，個人参加競技者のみにより行われるが，一般条項およびワンデイ・レースの特別条項から類推して適用する．

第１６章　シクロクロス規則

第91条（シクロクロス）

シクロクロスについては，UCI競技規則第5部に準ずる．

マスターズ・カテゴリに規定される場合を除き，シーズンを通じた全レースにおいて適用されるカテゴリは，翌年1月1日に当該競技者が属するカテゴリとする．

UCI世界選手権大会，別開催の男子U23競技を含むUCIワールドカップおよび，国内連盟の定めるところにより国内選手権を除き，別開催の男子U23競技がない場合には男子U23競技者は男子エリートの競技に参加できる．

男子U23と男子エリートが，同じ競技で競走するならば，同時スタートと同レース距離を意味する：

- **UCIポイントは，エリートポイント基準に従い授与される**
- **選手権大会の場合には，1つのタイトルだけが授与される（たとえば，U23競技者が優勝したならば，エリートタイトルを授与される）．**

国内連盟の判断により国内選手権大会を除いて，女子ジュニアと女子エリート競技者は同一の競技に参加する．

（安全）

1．主催者は，競技者や観衆にとって危険となるような場所，状況がコースに含まれないことを保証しなければならない．

チーフ・コミセールは最初の公式トレーニング期間に先立ち現地に入り，主催者との連携の下に会場とコースの検査を行わなければならない．彼は大会の競技準備を調整しなければならない．最終的なコースとすべての変更（もしあるならば）は，チーフ・コミセールの責任である．

2．少なくともフィニッシュ・ラインの手前100mから，50m過ぎまで保護柵を設けなければならない．

競技者が両方向に走行するコースの近接箇所は安全ネットにより分離されなければならない．使用される安全ネットには1 cm x 1 cmを超える開孔があってはならない．

大観衆が予想される場合，コースの高難度箇所には，下記に示すような安全エリアを観客とコースの間に設けなければならない．

ゾーンA部分は最少75cm幅でなければならない．

レースのスタートの5分前以降，レースの競技者以外のいかなる者もコースを走行してはならない．

主催者は，コースに最少4箇所の観客用の横断箇所を設定しなければならない．各横断箇所には2つの一方通行レーンが必要である．横断箇所には両側に立哨員を配置しなければならない．

レース主催者は，競技および公式トレーニング時において，競技者と観客の安全を確保するために十分な立哨員を配置しなければならない．

2a．はなはだしく気象条件が悪い場合（例えば強風，豪雪，気温が-15度以下），チーフ・コミセールは，必要であれば主催者と相談のうえ，競技の中止を決定できる．

（膨張式アーチ）

2b．　サーキットを横切る膨張式アーチは禁止される．

（設備）

3．フィニッシュ・ジャッジ用の審判台は屋根付きで，できるだけ左側に設置する．

主催者はコミセール・パネルのために最少4台の無線機を用意しなければならない．1チャンネルはコミセール専用に割り当てられ，2番目のチャンネルではコミセールが望むときに主催者に連絡できなければな

らない.

4. 主催者は，競技者のために，機材を洗浄する水と同様に温水・冷水のシャワーのある暖房された部屋を用意しなければならない.

（コースと障害物）

5. シクロクロス競技のコースは，道路，田舎道，林道および牧草地を含んでいなければならず，これにより競技のペースを変化させ，困難な区間の後に競技者が回復できるようにする.
コースは，天候などいかなる状況においても乗車可能でなければならない．粘土質あるいは容易に冠水する土地および耕作地は避けること.
ひとつのコースでは，同日中に最多 5 レースまで行なうことができる.

5a. 主催者は，観客によりコースが損傷を受けることがないような手段をとらなければならない.
各レースのスタート前に，主催者はコースの状態を点検し，必要な修理を行わなければならない.

6. コースは，複数周回走行される2.5km以上，3.5km以下の周回路で形成するものとし，この周回路の90%は自転車で走行可能であること.

7. コースはその全長にわたって，幅を3m以上とし，明確に両側の境界を定めて，保護しなければならない.
コースは，遅くとも競技開始の2時間前までに，旗，チョーク，おがくずなどでよく見えるようにマーキングしなければならない.

8. 世界選手権，ワールドカップ，大陸選手権大会および国内選手権大会の場合には，コースの簡単に傷む箇所にパラレルコースが義務付けられる．他の競技大会についても，パラレルコースを設定することが望ましい.

9. 競技者の集合場所（点呼地点）を，スタート・ラインの後方に設け柵により区画をつけなければならない.
スタート・ラインに直角に，幅75cm，長さ10mの8つのレーンを，競技者のスタート順による整列のために設けなければならない.（付表9-1参照）

10. スタート区間は堅固な地面で，舗装路であることが望ましい．長さ**150** m以上，幅6m以上でなければならない．スタート区間は可能な限り直線とし，下り勾配があってはならない．また，最初のカーブの角度は90度以下でなければならない．**Uターンは許容されない.** スタートの直線区間の後に最初にコース幅が狭くなる地点あるいは最初の障害物は，突然のものでなく，競技者全員が容易に通過できるようなものでなければならない．スタートの横断幕は，スタート･ライン上最低2.5mに，スタート区間の全幅員に渡り設けなければならない.

11. フィニッシュ区間も，直線で，長さ100m以上，世界選手権大会，ワールドカップ，大陸選手権大会およびクラス1の大会では幅6m以上でなければならない．その他の大会では最少幅員4mとする．この区間は平坦であるか，上り勾配でなければならない.「FINISH」と書いた横断幕を，フィニッシュ･ラインの上方2.5m以上の高さに，コースに直交して設置しなければならない.

13. スタート区間およびフィニッシュ区間には，障害物を設けてはならない.

14. できるだけ，コースには方向転換部分，小障害物ならびに自転車を肩にかついで走らなければならない部分（各ゾーンにつき，最長80m）があることが望ましい．障害物区間の全合計長はコースの10%を超えてはならない.

15. コースには，競技者が自転車から降りるような（しかし必ずしも降りることを要しない）人工の障害物を最多6個含むことができる．ひとつの障害物区間は80mを超えてはならず，その高さは40cmを超えてはならない．障害物区間の全合計長はコースの10%を超えてはならない．非自然の砂場は，最短40m，最長80mで最小幅6mとする．砂場は直線区間に位置し，その入口と出口は水平であることを要する.
コースには厚板による障害区間をひとつ含むことができる．この区間は上記の障害物の一部とみなされなければならない．この人工的障害物は，最短4m，最長6m間隔の2枚の木の厚板からなる．それらは全高にわたり隙間がなく，鋭利な縁を持たず，金属性のものであってはならない．障害物の高さは最高で40cm，幅はコース幅と同じとする.
下り部分に階段を設定してはならない.

16. 橋または木製の歩道橋の通過は，幅が3m以上であって，両側に保護柵が設けられていることを条件として許可される．その場合，観客用に別の歩道橋が設けられていなければならない．橋または歩道橋には，すべり止めの表面材（カーペット，金網，特殊な滑り止め塗料）を用いなければならない.

17. 障害物の通過は，競技者にアクロバットを要求するようなものであってはならない.

18. 主催者と相談のうえ，チーフ･コミセールは，サーキットが著しく滑りやすい場合に人工障害物を取り除かなければならない．ダウンヒルの底部で危険が生じないように，予防措置を取るものとする.

19. 1日に5試合を越える競技を同一のコースで行うことはできない．主催者はサーキットが傷まないようにするため，一般の立ち入りを防ぐ手だてをしなければならない．競技が開始してからは，その競技に出場している競技者のみがサーキットを使用できる.

（機材ピット）

20. ピット･エリアとは，競技者がホイールまたは自転車を交換することのできる，コースの一部である．
ピット･エリアは直線でなければならず，障害物を含まない．これらは速度が高くなく，砂利区間や下り坂でない，コースの一部に設定する．

21. ダブル･ピット･エリア（付表9-2参照）は，UCI世界選手権大会，UCIワールドカップ大会，大陸選手権大会，国内選手権大会，およびクラス1の大会においては，義務付けられる．
ダブル･ピット･エリアは，コースの2つの部分が十分に近く，コースに添った距離が連続するピット間で両方向が凡そ等しくなるエリアに設定しなければならない．
もし上記に従ってダブル･ピット･エリアが設定されることができるようにコースを設計することが可能でない場合，2つのシングル･ピット（付表9-2参照）を設定することによりのみ実施され得る．
ダブル･ピットが義務付けられない大会においては，主催者はコースに沿って適当な距離にダブル･ピット･エリアあるいは2つのシングル･ピットを設置しなければならない．

22. ピットの全長にわたり，競技レーンとピット･レーンは柵とマーカー･テープを用いて分離しなければならない．
器材ピットには標識を設置し，競技レーンとピット･レーンに分岐する部分の始まりと終わりに黄色い旗をもって，明瞭に表示しなければならない．
ピット･レーンの横に，少し離して最少2mの奥行きの区域をメカニシャンと機材のために設置しなければならない．

23. ダブル･ピット･エリアの準備として，機材洗浄のための水利が作られねばならない．シングル･ピット･エリアにおいては，水利はメカニシャンがコースを横切らずに利用できるよう，直近になければならない．
高圧洗浄機のための水タンクあるいはコネクターが提供される場合，これらは自由に使用できるよう設けなければならない．

（ピット･ボックス）

24. UCI世界選手権大会，UCIワールドカップ大会および大陸選手権大会において，ピット･エリアは最少70mの長さとする．
ピット･レーンに沿って，幅4mに柵で仕切られた12から15のピット･ボックスが設けられなければならない（付表9-2参照）．
クラス1の大会においては，ピットは最少60mの長さで，最少12のピット･ボックスが設けられなければならない．
競技者につき2 名の承認された者が，この競技者のボックスに入ることを許される．

（機材交換）

25. 競技者は自転車あるいは車輪を交換するため，**あるいは他の機械的補助**にのみピット･レーンを使用できる．
暖かい気候の場合（20℃以上），コミセール･パネルはピット･レーンにおける飲食料補給を許可することを決定できる．この条件下で，補給は最初の2周中と最後の2周中では許可されない．
機材交換は，ピット･レーン内の同一地点で行なわれなければならない．
ピット･エリアの終端を通過した競技者は，自転車または車輪の交換のために次のピット･エリアまで走りつづけなければならない．ピット･エリアの競技レーンにいる競技者は，他の競技者の妨害をすることなく，競技レーン上で自身の経路を後戻りしてピット･レーンの入口から入ることができる．
競技者間でホイールまたは自転車を交換することはできない．

（アテンダント）

25a. 各競技者は，1名のマッサーと2名のメカニシャンを伴ってよい．
マッサーとメカニシャンは，その職務のために確保されたエリアに立ち入ることのできる無料のIDを主催者より提供されなければならない．
このIDはサーキット外の明瞭に示された場所で配布されなければならない．

（コミセール･パネル）

26. コミセール団は以下の者で構成する．
(1) ワールドカップ大会
- UCIが指名するUCI国際コミセールであるチーフ･コミセール
- UCIが指名するコミセール･パネル･セクレタリ
- 国内連盟が指名する2人のその他のUCI国際コミセール･パネル･メンバー
- その他国内連盟が指名する3人のUCI国際/国内コミセール

(2) 第1カテゴリの競技大会
- UCIが指名するUCI国際コミセールであるチーフ･コミセール
- 国内連盟が指名するコミセール･パネル･セクレタリ
- その他国内連盟が指名する 1人のUCI国内コミセール･パネル･メンバー

・その他国内連盟が指名する2人のUCI国際/国内コミセール

(3) 第2カテゴリの競技大会

・UCIが指名する開催国出身のUCI国際コミセールであるチーフ・コミセール

・国内連盟が指名するコミセール・パネル・セクレタリ

・その他国内連盟が指名する2人のUCI国際/国内コミセール

（スタート順）

27. **スタート・エリアに召集ゾーン（付表9-1）が設けられない場合，**スタート前に，競技者はコミセールの監督の下にスタート・シートに署名しなければならない．競技者は， UCIシクロクロス・ランキングに従って，競技開始10分前よりスタート地点に並ぶことができる．
競技者は少なくとも片足を地面についてスタートを待たなければならない．これに従わない者は，スタート・レーンの後方に送られる．

（不正スタート）

28. 不正スタートした競技者は競技から除外とする．
不正スタートがあった場合，再度召集しグリッドにつかせなければならない．

（最終周回）

28a. 最後の周回は，ベルにより示す．

（棄権競技者）

29. 優勝者より後にフィニッシュ・ラインを横切ったすべての競技者は，レースを終了したものとし，その順番に従って順位が与えられる．
棄権した競技者は直ちにコースを離れ，フィニッシュ・ラインを通過してはならない．この競技者はリザルトに«DNF»（フィニッシュせず）として記録され，この大会においていかなるポイントも与えられない．

（順位）

30. 周回遅れとなった競技者は追抜かれた周回を完了しなければならず，フィニッシュ・ストレート前あるいは**第91条31項**が適用される場合はこれに示される「80%」ゾーン内に設置された出口から競技を離れなければならない．これらの競技者は，競技リザルトに，完走できなかった周回数を付して除外された順に表示されるものとする．

31. 80%規則が適用されるかの決定は，主催者との協議の後，チーフ・コミセールによりなされる．レースの先頭競技者の第1周目のタイムより80%以下のいかなる競技者も，レースから除外される．この競技者は最終周回にいる場合を除いて，その周回の最後に，この目的で設置されたゾーン（80%ゾーン）からレースを離れなければならない．UCI世界選手権大会とUCIワールドカップ大会において80%規則は適用されなければならない．

（公式表彰）

32. 表彰式は10分間以下とし，優勝者およびその他の賞を受けるすべての競技者が出席しなければならない．表彰式は，最後の競技者が到着した後できるだけ早く行われる．
表彰式に出席する競技者は，上着を着用することができる．

（競技中の通信）

33. 無線機その他の遠隔通信手段を競技者が用いることは禁止される．

第１７章　マウンテンバイク規則

第92条（マウンテンバイク規則）

マウンテンバイク競技は，UCI国際マウンテンバイク規則による．

1. 総則

(1) 年齢カテゴリと参加

① レースへの参加は，下記に明記される場合を除き，第6条に規定する年齢カテゴリに基づいて運用される．

② 女子U23： クロスカントリー・オリンピック・マウンテンバイク競技においては19歳から22歳の女子は「U23」カテゴリにまとめられる．

③ クロスカントリー・オリンピック - XCO：
UCI世界選手権大会，大陸選手権大会および，国内連盟の裁量により国内選手権を除いて，U23競技が別に運営される場合も，U23男子および女子はエリート男子および女子の競技に参加できる．

④ クロスカントリー・マラソン - XCM： クロスカントリー・マラソン競技は，マスターズ・カテゴリの競技者を含む19歳以上の全競技者が参加できる．

⑤ クロスカントリー･エリミネイター – XCE: クロスカントリー･エリミネイター競技は，17歳以上の全競技者が参加できる．ジュニア，U23あるいはエリート･カテゴリのための別個のリザルトは発行される必要はない．

⑥ クロスカントリー･ショートサーキット – XCC: クロスカントリー･ショートサーキット競技は，17歳以上の全競技者が参加できる．ジュニア，U23あるいはエリート･カテゴリのための別個のリザルトは発行される必要はない．

⑦ ダウンヒル - ダウンヒル競技は，世界選手権大会を除き，17歳以上の全競技者が参加できる．

⑧ 4X – フォア･クロス: フォア･クロス競技は17歳以上の全競技者が参加できる．ジュニア，U23あるいはエリート･カテゴリのための別個のリザルトは発行される必要はない．

⑧A エンデューロ競技は17歳以上のすべての競技者が参加できる．ジュニア，U23，エリート･カテゴリのための別個のリザルトは発行されない．

⑨ ステージ･レース: ステージ･レースは19歳以上の全競技者が参加できる．ジュニア，U23あるいはエリート･カテゴリのための別個のリザルトは発行される必要はない．

⑩ マスターズ: マスターズ･ライセンスを所持する30歳以上の競技者は，下記の例外を除いて，UCI国際マスターズ競技日程上のマウンテンバイク競技に参加を許される．

1. 当該年において，マウンテンバイク･マラソン世界選手権大会を除く，地域競技大会あるいはコモンウェルス大会の国際競技日程上の大会に参加した競技者．
2. 当該年において，UCI登録チームのメンバーである競技者．
   a. クロスカントリ･マラソンあるいはUCIマウンテンバイク･マラソンシリーズにおいては，管轄権のある国内連盟が発行する臨時あるいはデイ･ライセンスで参加できる．
   b. このライセンスには，その有効期間の開始日と終了日を明確に規定する．国内連盟は，臨時あるいはデイ･ライセンス所持者が，その有効期間内において，年間ライセンスと同様の保険による保護を与えられることを保証する．
   マスターズ世界選手権大会で競技するために，マスターズ競技者は年間マスターズ･ライセンスを所持しなければならない．

(2) 技術代表

① オリンピック競技大会，世界選手権大会，ワールドカップおよび大陸選手権大会においては，技術代表がUCIにより指名される．これ以外の大会においてはJCFが指名する．

② 主催者の責任を損なうことなく，技術代表は競技大会の競技面の準備を監督し，この事項におけるUCI/JCF本部との連携に勤めなければならない．

③ 新会場で競技大会が発起される場合，技術代表は先行して査察（コース，距離，補給と技術支援ゾーンの位置，設備，安全，大会スケジュール，等）を実施しなければならない．主催者と会い，査察報告書を遅滞なくUCIマウンテンバイク･コーディネイタあるいはJCF事務局に提出しなければならない．

④ 技術代表は，最初の公式トレーニング期間に少なくとも1日先立って現場にいて，主催者とチーフ･コミセールと連携して会場とコースの査察を実施しなければならない．彼はその大会の競技面の準備を調整し，査察報告書でなされた勧告が実行されることを保証しなければならない．コースと全ての変更についての最終形は技術代表の責任である．当条項1. (2)の下に技術代表が指名されない場合，この任務はチーフ･コミセールが行う．

⑤ 技術代表はチーム監督会議に出席しなければならない．

(3) マーシャル

① すべての主催者は，マーシャル･コーディネイタを任命しなければならない．チーフ･コミセールは，マーシャルへ指示（緊急時の計画，用具，ホイッスル，旗，無線機，その他）を与える手順を効率化するために，競技以前にマーシャル･コーディネイタと接触する．
競技および公式トレーニング中における競技者と観客の安全を確保するために，主催者は十分なマーシャルを提供しなければならない．
すべての主催者は，その大会のために詳細なマーシャル配置図を作成しなければならない．マーシャル配置図は大会に先立ち承認のために，チーフ･コミセールに提出しなければならない．

② マーシャルの最低年齢は20歳とする．

③ マーシャルはバッジか特有のユニフォームで容易に見分けられなければならない．

④ マーシャルはホイッスルと無線機を備えて必要な場所（主催者により指定された場所）に位置しなければならない．マーシャルは，コース全体をカバーする無線連絡を提供するために配置されなければならない．

⑤ マーシャルは，その任務について適切に簡潔な指示を与えられ，事故の場所を簡単に参照できるコースマップを受けとっていなければならない．

(4) 競技大会手順

① 安全

1. コースは競技および公式トレーニング期間中のみ競技者が走行できる．公式トレーニング期間中は，マーシャルおよび医療体制は存在していなければならない．他の全ての人はコースに入らないように保たれなければならない．

② 競技中止

1. 悪天候時，チーフ･コミセールは主催者と，指名されている場合は技術代表と協議の後，競技の中止を決定することができる．

③ スタート前

1. 各競技のコースは，スタートの前に明確に示され，スタート･チェックの署名場所に表示されなければならない．コースへのアクセスは，競技大会のために指名されたUCI技術代表あるいは，適当な場合はチーフ･コミセールの到着時(コース査察)より，UCIの監督下に置かれる．
   彼らの到着以前，コースへのアクセスは，競技会場を支配する有効な法律と地方規則を条件としなければならない．主催者は他の理由をもってコースへのアクセスを拒否することはできない．
2. 公式トレーニング期間がスタートする前に，技術代表はコースが正確にそして安全に表示されているか確かめなければならない．この確認の報告は，チーフ･コミセールと主催者によってなされる．技術代表がいない場合，コース確認と報告はチーフ･コミセールによりなされる．
3. オリンピック競技大会，世界選手権大会，ワールドカップ競技大会，大陸選手権大会，オー･クラスの大会，およびすべてのステージ･レースにおいて，チーム監督あるいはチーム代表者は，チーム監督会議に出席しなければならない．会議は競技大会の公式プログラムに示されていなければならない．

4.ライセンスの検査と管理およびスタート･チェックの署名は，大会の執務室で行わなければならない．公式トレーニングはライセンスがチェックされ，他の登録手続きが完了してハンドルバー･ナンバーが配布された後に許可される．

5.競技のスタート前に，最終的なスタート･リストが作成されなければならない．競技者名のみならず，UCIチーム，UCIコード，カテゴリ，競技種目およびスタート時刻も正確に一覧されなければならない．

6. 競技大会主催者は，コミセールが適切に連絡できるように技術代表に1台，UCIセクレタリに1台，最少6台の無線機をコミセール･パネルに提供しなければならない．これら無線機は，1チャンネルはコミセール･パネル専用に確保され，他のチャンネルではコミセールから主催責任者に連絡可能でなければならない．4X競技の場合，主催者は無線機用にヘッドセットを提供しなければならない．

④ スタート

1. オリンピック競技大会，世界選手権大会，ワールドカップ大陸選手権大会およびオー･クラス大会では，競技者がスタート･ゾーン近くでウォームアップするに十分な大きさの待機エリアを，主催者は準備しなければならない．その他の主催者も待機エリアを設定することを推奨される．
2. 集団スタート競技において，競技者は競技の予定スタート前20分以降にスタートのために召集されなければならない．この期間は参加者数に合わせて短縮してよい．召集の5分前に放送設備を用いて競技者に事実を伝達する通告を行わなければならず，さらに3分前に繰り返す．
   競技者は，スタート･ラインに呼ばれる順番にラインにつかなければならない．各列に並ぶ競技者数はチーフ･コミセールにより決定され，コミセールにより監督される．競技者は自身で列につく位置を決定する．
   いったん競技者が並んだなら，スタート･エリアの内外におけるウォームアップ(ローラー，ターボトレーナ等)は禁じられる．
   下記の手順によりスタートする：スタートの3，2，1分前および30秒前に予告し，その後15秒以降に，スタート･コミセールによりスタートの合図が行われる．
   スタートの合図にスタート･ピストルあるいは，これを使用できない場合はホイッスルを使用する．
3. スタート･コミセールはスタートの3分前からスタートが行われるまでの間，放送設備を独占使用する．
4. スタートの指示は少なくともUCI公式言語のひとつで与えられる．

⑤ 競技者の行動

1. 競技者は常にスポーツ的態度で行動しなければならず，すべてのより速い競技者に邪魔することなく追い越させなければならない．
2. いかなる理由にせよ，競技者がコース外に出た場合，正確に同じ地点からコースに戻らなければならない．チーフ･コミセールが，競技者が優位性を得たとみなした場合，その競技者は失格

（DSQ）となる.

3. 競技者たちは自然を尊重しなければならず，彼らがコース会場を汚染しないことを確実にしなければならない．コースを変えたことを発見されたいかなる者も，彼/彼女のIDを没収され，競技者の場合には失格(DSQ)とされる.

⑥ 器材

1. 無線機その他の遠隔通信手段を競技者が使用することは禁止する.
2. タイヤに金属スパイクあるいはねじをつけることは許可しない.
3. MTBレースにおいて伝統的なロード用ハンドルバーは使用できない．トライアスロンあるいはタイムトライアル･タイプのハンドルバー･エクステンションは禁止されるが，伝統的バーエンドは認められる.

⑦ 設備

1. コースを横切る膨張式アーチは禁止される.
2. 主催者は自転車洗浄エリアを提供しなければならない.

⑧ コース

1. 可能な限り，クロスカントリー，フォア･クロスおよびダウンヒル競技のコースは，同一会場で運営される他の競技のコースとは完全に分離されていなければならない．そうでない場合，トレーニングとレースのタイム･テーブルは，コースが同時に使用されることがないよう作成されなければならない.
2. スタートおよびフィニッシュ･ゾーンには，落車や衝突の原因となる障害物があってはならない.

2. クロスカントリー競技

(1) レースの特性

① クロスカントリー･オリンピック – XCO

1. クロスカントリー･オリンピック競技の競技時間は下記の範囲内とする（時間･分）.

	世界選手権大会 ワールドカップ 大陸選手権大会 オー･クラス クラス1大会		クラス2大会		クラス3大会	
	競技時間	周長	競技時間	周長	競技時間	周長
男子ジュニア	1:00 - 1:15	4km - 6km	1:00 - 1:15	4km - 10km	1:00 - 1:15	無制限 いかなるレース型式でも
女子ジュニア	1:00 - 1:15		1:00 - 1:15		1:00 - 1:15	
男子U23	1:15 - 1:30		N/A*		N/A*	
女子U23	1:15 - 1:30		N/A*		N/A*	
男子エリート	1:30 - 1:45		1:30 - 2:00		無制限	
女子エリート	1:30 - 1:45		1:30 - 2:00			

*** U23はエリートと混走**

2. オリンピック形式のクロスカントリー競技用のコースは，理想的に，観客とすべてのテレビ報道のために良好な視界を助長するように，クローバー型交差点デザインの魅力的なレイアウトを使うべきである．両側よりの補給/技術支援ゾーンが強く推奨される.
   コースには，フィニッシュ･ラインまでの残距離を示す距離標示を1kmごとに記さなければならない.
3. 競技者はひとつの集団としてスタートしなければならない.

② クロスカントリー･マラソン – XCM

1. マラソン形式の競技距離は最短60km，最長160kmの距離を尊重しなければならない：
   コースには，レース残距離を示す距離標示を10kmごとに記さなければならない.
   レースは1周回，あるいは3周回を限度とする複数周回で行うことができる.
   1周回による競技の場合，コースには，競技者が2度通過する箇所を含んではならない．スタートおよびフィニッシュ･ラインのみ，同一場所に位置してよい.
   複数周回競技の場合，女子レースのための周回中のショート･カットは認められない.
2. 競技者はひとつの集団としてスタートしなければならない.

③ クロスカントリー･ポイント-トウ-ポイント – XCP

1. クロスカントリー･ポイント-トウ-ポイント用のコースは1つの場所でスタートし，他の場所でフィニッシュするものとする.

2. 競技者はひとつの集団としてスタートしなければならない.
3. XCP競技はXCO競技とみなされるので，XCO国内選手権者はXCO国内選手権者ジャージを着用しなければならず，XCO世界選手権者はXCO世界選手権者ジャージを着用しなければならない.

④ クロスカントリー･ショートサーキット– XCC

1. スタートとフィニッシュは同じ場所とする. コース周長は2 kmを超えてはならず，競技時間は30分から60分でなければならない.
2. 自然あるいは人工的障害物はそれらの使用がUCI技術代表あるいは彼がいない場合にはチーフ･コミセールの事前許可がある場合のみ許される.

⑤ クロスカントリー･エリミネイター – XCE

1. クロスカントリー･エリミネイター･レースのためのコースは500mから1000mの間とし，自然あるいは第９２条2.(1)④2.に従った人工的障害物を含むものとする. 全コースは100%乗車可能でなければならず，シングル･トラック区間は通常許可されず，可能ならば，コースは通常180度を超えるコーナは含まないものとする. 短時間のレース･プログラムとするために，スタートとフィニッシュのエリアは隔てなければならない.
   樹木，階段（登り／降り），急降下，橋あるいは木造の障害物は，動的短時間レースを構成できる.
   コースには，第92条2.(3)1.から9. に従って印をつけなければならない.
2. 予選ラウンドには最少12競技者が参加するものとし，そうでなければXCE競技は実施しない.
   完全なプログラムでは，予選ラウンドはメイン･イベントと同日に実施するものとする.
   予選ラウンドは，コースを1周する個人タイムトライアル形式をとる. 上位32競技者（4名×8組）あるいは36競技者（6名×6組）がメイン･イベントに進出する（付属書6-7参照）.
   予選ラウンドにおいて同タイムとなった場合，直近のUCI個人XCOランキングにより順番を決定する. 当該競技者がUCI個人XCOランキングを持っていない場合，抽選により順番を決定する.
   i ランキングのあるエリートおよびU23競技者にランキング順に
   ii ランキングのあるジュニア競技者にランキング順に
   iii ランキングのないエリートおよびU23競技者にランダムに
   iv ランキングのないジュニア競技者にランダムに
   予選ラウンド用のレース･ナンバーは，直近のUCI個人XCOランキングに基づく，33あるいは37から始まる連番とする.
   競技者は，もっとも大きな番号を最初に，そのレース･ナンバーの順にスタートする. 女子は男子の前に走行する.
3. メイン･イベント用のレース･ナンバーは，予選ラウンドの結果を基とし，予選ラウンド1位者を1番として開始し，割当てる.
   メイン･イベントは，付属書6および7，XCE 競技構成の表に見られるように，競技者グループを対戦させるエリミネイション･ヒートにより構成される.
   ヒートの順序：
   ・ 女子と同等の対戦システムになるまで男子を先に行なう;
   ・ 順位決定戦: 女子スモール･ファイナルに続き女子ビッグ･ファイナルを行なう;
   ・ 男子スモール･ファイナルに続き男子ビッグ･ファイナルを行なう.
   他の競技者の減速，落車あるいはコース逸脱の原因となる，押す，引くあるいは他の方法による故意の接触は許されず，これら行為は行為者の失格（DSQ）に帰着する.
   唯一コミセール･パネルの裁量により，競技者は降格(REL)を通告されることができ，彼の実際のフィニッシュと異なる競技順位を与えられる.
   準決勝においてDNF，DSQあるいはDNSであった競技者は，スモール･ファイナルに参加できない.
   競技の最終順位は，下記の順のグループごとに作製する：
   i DSQ競技者以外のビッグ･ファイナルで競技した全競技者を順位付けする.
   ii DSQ競技者以外のスモール･ファイナルで競技した全競技者を順位付けする.
   iii 準決勝で DNF, DSQ あるいは DNS であった競技者を順位付けする.
   iv その他の競技者の順位は，達したラウンド，ラウンドにおける順位，そしてレース･ナンバーにより決定する.
   上記の各グループ内において，DNF競技者はDSQ競技者より上に，DSQ競技者はDNS競技者より上におく. DNFあるいは DNSが複数いる場合，レース･ナンバーにより順位付けする.
   メイン･イベント第1ラウンドのDNFあるいはDNS競技者は順位外に一覧される.
   メイン･イベントのDSQ競技者は順位外に一覧される.

メイン･イベントに参加できなかった競技者は，最終順位に含まれない．

4. スタート･グリッドを地表に描く．競技者は1線上に互いに隣あって一列に並ぶ．各ヒートにおいて競技者はそのレース･ナンバー順にスタート位置を選んでよい．最小番号の競技者が最初に選択する．
   競技者は地面に足をつけた状態からスタートしなければならない．
   ワールドカップ競技として行われたXCE競技のみにUCIポイントが与えられる．

⑥ クロスカントリー･タイムトライアル - XCT

1. クロスカントリー･タイムトライアル競技は，ステージ･レース（XCS）中のみで行われる．

⑦ クロスカントリー･チーム･リレー - XCR

1. クロスカントリー･チーム･リレーは，世界選手権大会と大陸選手権大会で実施できる．

(2) コース

1. クロスカントリー競技のコースには，通常，道路区間，林間の小道，野原，土あるいは砂利の小道，さらにかなりの総量の登坂および降坂などの地形の多様性を含まれる．舗装あるいはタール/アスファルト路はコース全長の15%を超えることはできない．
2. 困難な天候状況においてもコースはすべてにわたり乗車可能でなければならない．容易に悪化するようなコース区間においては，並行区間を用意しなければならない．
3. 【削除】
4. 長大なシングル･トラック部分には，断続的に追い越し区間を必要とする．
5. 【削除】
6. 世界選手権大会，大陸選手権大会，ワールドカップおよびオー･クラスのクロスカントリー競技大会のコースには，最少6箇所の観客のための横断場所を設けなければならない．横断場所には両側にマーシャルを配さなければならない．

(3) コース標示

完全なコースは，下記方式に従って標示され，指示されなければならない：

1. 方向指示矢印（白色または黄色の地に黒矢印）は，コースにおける従うべき変針，交差点および潜在的危険状況を示す．方向指示矢印の最小寸法は40cm×20cmとし，地表から1.5m以上の高さに表示してはならない．
2. 矢印は，右曲がり箇所のために手前と曲がり箇所にはコース左側に矢印を表示しなければならない場合を除いて，コースの右側に表示しなければならない．
3. 進行すべき正しい経路を示すため，各分岐点の手前10mと分岐点，および分岐点の10m先に矢印を設置する．
   はっきりと見える「x」サインは間違った方向を示す印である．
4. 潜在的に危険な箇所については1本以上の下向きの矢による標識をその障害物の10～20m手前と障害物の場所に設置し，障害物と潜在的危険の程度を示す．
   2本の下向き矢印による表示はより危険な状況を表す．
   十分な注意を必要とする深刻な危険は，3本の下向き矢印により表示しなければならない．
5. 次に示すサインの複製を用いる．

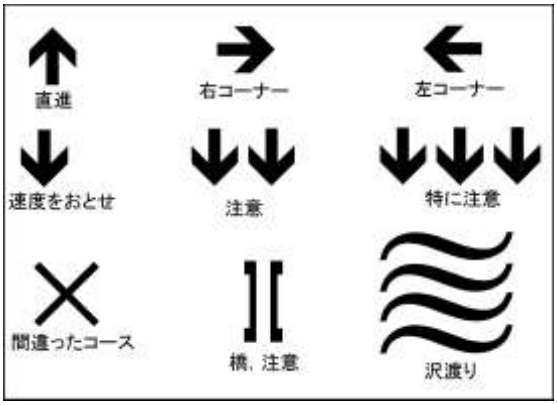

6. クロスカントリー･コースの急あるいは潜在的危険がある斜面の箇所には，標示を付け，非金属製の望ましくは竹もしくはポリ塩化ビニル製の1.5～2mの高さの杭（スラローム用杭）を用いて防護する．
   コースの高速箇所において，技術代表あるいは，彼が不在の場合にはチーフ･コミセールが適当と認めた場合，図示するように小横断幕をコース走行部分を表示するために使用することができる．（テープは，スキー旗門/パイプのテレビ撮影の妨げにならない高さ – 通常地表より50cm – に止めなければならない．）「ゾーンA」部分は最小2m幅を必要とする．

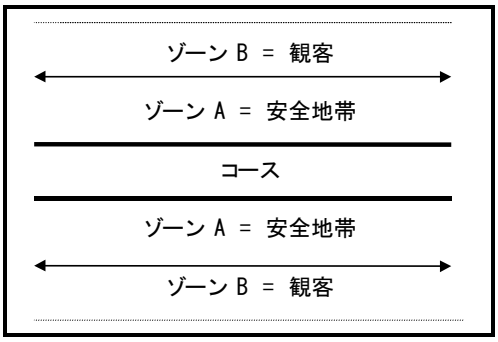

7. 壁，切り株または木の幹などの障害物があるコースの部分には，干草の梱あるいは適当な詰め物をしたものを競技者の保護のために使用しなければならない．こうした保護物によりコースの走行可能性を制限してはならない．
   急勾配の崖の縁などにおいては，安全規格に適合したキャッチネットを使用しなければならない．5 cm x 5 cm以上の目のあるネットあるいは網柵を使用してはならない．
   木製の橋または斜路は，滑り止めを施さなくてはならない（カーペット，チキンワイヤー，または特殊滑り止め塗料）．
8. オリンピック競技大会，世界選手権大会，ワールドカップ，大陸選手権大会およびオー・クラス大会におけるオリンピック形式のレースにおいてはコースは杭，横断幕などにより標示され，コースの全長に渡り防護されなければならない．
   すべてのマラソン形式のレース，においてコースは問題なくコースをたどれるように十分に標示されなければならない．
9. 可能ならば，木の根，切り株，突出した岩，等に，生物分解性の蛍光塗料を塗る．

(4) スタートおよびフィニッシュ・ゾーン

1.スタートおよび/またはフィニッシュの横断幕は，スタートおよびフィニッシュ・ラインの直上に位置し，地表より最小2.5mの高さで，走行部分の全幅をカバーしなければならない．
2. クロスカントリー競技（集団スタート競技）のスタート・ゾーンは：
   世界選手権大会とワールドカップにおいて：
   - スタート・ラインの手前少なくとも50mは最小幅員8 m
   - スタート・ラインの先，少なくとも100mは最小幅員8 m

   その他の競技大会において：
   - スタート・ラインの手前少なくとも50mは最小幅員6 m
   - スタート・ラインの先，少なくとも100mは最小幅員6 m

   すべての競技大会において：
   - コース中の平坦または登坂箇所に設定する．

   スタートしてから最初に狭くなる場所は，競技者が相互に容易に通過できなければならない．
3. クロスカントリー競技（集団スタート競技）のフィニッシュ・ゾーンは：
   - フィニッシュ・ラインの手前少なくとも50mは最小幅員4 m；世界選手権大会，ワールドカップ競技大会においては，このゾーンは少なくとも80m長で，最小幅員8mとする．
   - フィニッシュ・ラインの先，少なくとも20mは最小幅員4 m；世界選手権大会，ワールドカップ競技大会においては，このゾーンは少なくとも50m長で，最小幅員8mとする．
   - コース中の平坦または登坂箇所に設定する．
4. スタートおよびフィニッシュ・ライン（同一地点でない場合）の両側の手前100mおよび先50mにわたり，柵を設けなければならない．
5. レースの最後の1kmは，明確かつ正確に表示されなければならない．

(5) 飲食料の補給– 補給/技術支援ゾーン

1. 飲食料の補給は，この目的のために指定されたゾーン，そしてまた技術支援ゾーンとしても使われる地帯でのみ許可される．このゾーンは，補給/技術支援ゾーンと呼ばれる．
2. 各補給/技術支援ゾーンは，この目的のために低速で十分に広い，平坦あるいは登坂の箇所に設定する．このゾーンは，十分に長く，合理的に均等にコースの周りに間隔を空けて配置しなければならない．複式の補給/技術支援ゾーンが強く推奨される．
3. オリンピック形式のクロスカントリー競技（XCO）においては1つのダブル・ゾーンまたは2つのシングル・ゾーンを設定する．マラソン形式のクロスカントリー競技（XCM）においては最少3つの補給/技術支援ゾーンを設定する．主催者は，クロスカントリー・マラソン競技中にチームスタッフが出入りする可能性を予期し，対処しなければならない．

4. 技術代表あるいは，彼が不在の場合にはチーフ･コミセールが，主催責任者と協力して，補給/技術支援ゾーンの配置を決定する.
5. 補給/技術支援ゾーンは，競技者が妨害されずに停止しないで通過するに十分に広く，十分な長さがなければならない.
   ワールドカップ競技においては，これらはまた下記の3つのエリアを含む:
   - 一部は，UCI エリートMTB チーム.
   - 一部は，ナショナル･チーム用.
   - その他の部分は，個人競技者あるいはUCI非登録チームの競技者用(彼らは個人競技者として扱われる).

   競技者のために働くスタッフは容易に見分けられるチームの服装を着用しなければならない.
6. 補給/技術支援ゾーンは，明確に見分けられ，番号付けされなければならない．これらは観客から完全に分けられる柵で囲まれていなければならない．出入りはコミセールおよび/またはマーシャルにより厳重に監理されなければならない.
7. オリンピック競技大会，世界選手権大会，ワールドカップおよび大陸選手権大会においては，ADを持たない者は補給/技術支援ゾーンに立ち入ることはできない.
   上記の大会において，ADは，チーム監督会議終了時に，コミセール･パネルより発行される:ワールドカップ競技大会には，シーズンに亘る長期ADが，UCIエリートMTBチームとUCI MTBチームに発行される．国内連盟と個人競技者のパスは主催者が用意し，登録時に手渡される: 彼らは競技者1名，ゾーン1つごとに1枚のADを受取れる．ダブルの補給/技術支援ゾーンでは，競技者ごとに1枚のADのみ受取れることに注意すること.
8. 補給者/メカニシャンと競技者との間の身体的接触は，補給/技術支援ゾーン内でのみ認められる.
   ボトルと食料は，補給者またはメカニシャンより，手渡しされなければならない．補給者またはメカニシャンは競技者に併走することは許されない.

図1: 補給/技術支援ゾーン・片側式

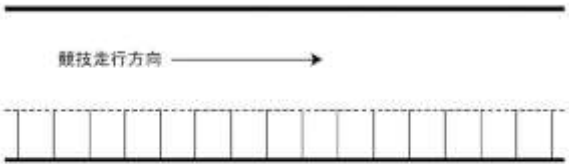

図2: 補給/技術支援ゾーン・対向式

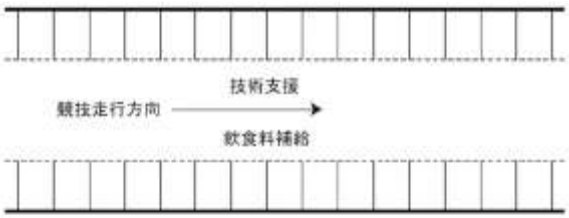

図3: 補給/技術支援ゾーン・両側式

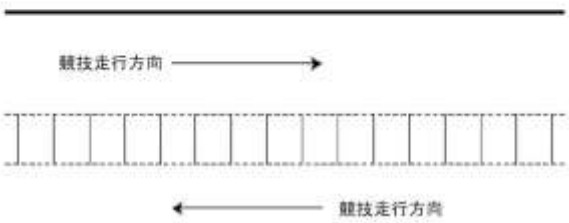

9. 競技者または自転車に，補給者またはメカニシャンが水をかけることは禁じられる.
10. アイウェアを交換することができるエリアは，ゾーンの終了部に設定することができる.
11. 補給/技術支援ゾーンに到着するためにコースを逆走することはできない．逆走した競技者は失格となる．補給/技術支援ゾーン内においてのみ，他競技者の妨害にならなければ競技者は後戻りしてよい.

(6) 技術支援

以下の状態を条件としてレース中の技術支援は許可される.

1. 許可される技術支援は，競技中のフレーム以外の自転車部品の修理および交換による．自転車そのものの交換は許されない．また，競技者はスタート時と同じナンバー･プレートを装着してフィニッシュしなければならない.
2. 技術支援は補給/技術支援ゾーンにおいてのみ行うことができる.
3. 交換部品，修理工具類はゾーン内に置いておかなければならない．競技者は自ら，またはチームメイト，チーム･メカニシャンあるいは共通技術支援者の助力を得て修理または部品交換を行うことができる．インナー･チューブのような小部品や小工具は補給/技術支援ゾーンにおいて手渡すことができる.
4. 補給ゾーンでの技術支援に加え，技術支援は補給ゾーン外でも，同じチームのメンバーである競技者間であれば許される.
   競技者は，競技者自身あるいは他の競技者に危険及ぼすことがなければ工具，交換部品を持参

することができる.

(7) 安全

① マーシャル

1. どんな場合でも可能な限り，各マーシャルは互いに直視できる場所に位置する．彼らは競技者が現れたときに，ホイッスルを短く，強く吹く.
2. サーキットの潜在的注意箇所に配置されたマーシャルは，事故時に他の競技者に警告するために振る黄旗を所持しなければならない.

② 応急手当て（最低必要条件）

1. すべてのレースにおいて，少なくとも1台の救急車と基本的な救急処置場所を必要とする.
   各競技大会において，最少1名の医師と最少6名の有資格者が．会場所在国の法律の下に応急手当を実施する．.
2. 応急処置場所は中心部に位置し，すべての参加者に容易にわかるようにしなければならない.
3. 応急処置場所と応急処置要員は無線機により，相互と，主催者，マーシャル･コーディネイタおよびチーフ･コミセールと連絡できなければならない.
4. 全応急処置要員は適当なマークあるいはユニフォームにより容易に見分けられなければならない.
   この識別は特有のものであるべきである.
5. 応急処置要員はコースの主要な場所に配置され，各競技日に出席していなければならない.
   応急処置要員は公式トレーニング日にも出席していなければならない.
6. 主催者は，コースのいかなる場所からでも負傷者の迅速な搬出を容易にするに必要な方策を採らなければならない．難しい場所に迅速に到達するために，全地形対応車両（モーターサイクル，四輪バイク等）と熟練した運転者が利用できなければならない.
   潜在的注意箇所は明瞭に示され，救急車（必要であれば4輪駆動車）で到達できなければならない.
7. 主催責任者，応急処置責任者，マーシャルの責任者およびチーフ･コミセールの参加するブリーフィングを競技前に行わなければならない.
   主催者は，コースの地図を応急手当スタッフに支給しなければならない.
8. 主催者はクロス・カントリー・マラソン競技において，レースの前方を示すモーターサイクル(「先導モト」)と，レースの後方を示すモーターサイクル(「後尾モト」)を提供しなければならない．オリンピック形式の競技において，先導モトのみはその前部にレースの残り周回数を与えられ掲示しなければならない.

(8) 競技大会手順

① トレーニング

1. 主催者は，最初のレース開始の24時間前までに，コースをトレーニングのためにマーク付けて使用できるようにしなければならない．ワールドカップのXCO競技においては，この期限は最初のレース開始の48時間前までとする.
   競技者はトレーニング･セッション中はハンドルバー･ナンバーを掲示しなければならない.

② スターティング・グリッド

1. スタート順は下記により決定する:
   - ♦ 最新発表のUCI XCO個人ランキングに従って;
   - ♦ ランキングのない競技者: 抽選による.
2. XCM競技
   - ♦ 最新発表のUCI MTBマラソン･シリーズ・ランキングに従って;
   - ♦ 最新発表のUCI XCO個人ランキングに従って;
   - ♦ ランキングのない競技者: 抽選による.

③ 順位

1. レースを棄権した競技者はリザルト･シートに示され，「DNF」（フィニッシュせず）と位置づけられ，当該大会のいかなるポイントも与えられない.
2. 周回遅れとなった競技者は，周回遅れとされた周回を完了し，フィニッシュ・ストレートが始まる前に位置する退避路，または第92条2.(8)③3.が適用される場合はこの規則に説明される"80%"ゾーンを経てレースから離れなければならない．これら競技者はリザルトにおいてレースを離れた順に不足周回数を示して一覧される.
3. クロス・カントリー・オリンピック競技(XCO)に80%規則が適用されるとの決定は，主催者との討議の後，チーフ･コミセールによりなされる．レースの首位者の最速ラップより80%以下のタイムの競技者は，レースから除外される．首位者がその最終ラップにいる場合を除き，彼はこの目的のために設けられたゾーン("80%ゾーン")で彼の最終ラップにおいてレースから離れることを要求され

る．大陸選手権大会，ワールドカップ，世界選手権大会，オリンピック競技大会におけるクロス・カントリー・オリンピック競技においては，80%規則を適用しなければならない．

4. 前項の下に除外された競技者は，リザルトにレースを離れた順と不足周回数を示して一覧される．

3. ダウンヒル競技

(1) 競技の運営

1. **単独走が用いられなければならない．これは下記のいずれかを意味する：**
   - **予選ラウンドと呼ばれる予選走行により，前もって大会特別規則によって決定された数の競技者が決勝に進出することを許される．決勝において最速の競技者は優勝者（ワールドカップのために使われたシステム）と宣言される．**
   - **最速のタイムを持つ競技者が勝利する1回の走行のためのスタート順を決定するシーディングラン．**
2. 集団スタート競技は以下より構成される：
   - 予選ラウンド（競技者への決勝参加資格付与のタイムトライアル，予選通過人数はテクニカルガイド中において主催者によって設定されなければならない），この予選はまた，スタート順決定にも役立てられる．
   - マラソン・ダウンヒル（集団スタート・ダウンヒル）

   個々の主催者は，その大会のテクニカルガイドにおいて詳細情報を明確にしなければならない．
3. 2ラン・システム（速いタイムの一方のみを成績とする）は，UCIマウンテンバイク委員会の事前承認を条件として，特定の状況で適用可能である．
4. 2回のタイムの平均あるいは合計に基づく方式は認められない．
5. 最高タイムより100%以上遅い競技者は，第2リザルトにDNF（did not finish = フィニッシュせず）として一覧され，いかなるポイントも与えられない．この規則は，予選ラウンドと順位決定戦に適用される．

   例外的な状況下において，フィニッシュの最大許容時間制限はレース中に変更してよい．この決定は，技術代表との協議後にチーフ・コミセールよりなされる．

(2) コース

1. ダウンヒルのコースは降坂路に沿わなければならない．
2. コースは多彩な地形区間を含むべきである：狭い小道，広い小道，森林地帯の道および小道，野原の小道と岩石状の小道．これらは通常早さの区間と技術的な区間の混合である．コースの重要点は競技者の身体的能力よりむしろ技術技量を試すものになるべきである．
3. コース長と競技時間は下記のように決定する：

	最短	最長
コース長	1500 m	3500 m
競技時間	2 分間	5 分間

4. ダウンヒルコース全体は，高さ1.5から2 mの非金属製，できればPVCの杭（スラローム・ステイク）を用いて印づけられ，保護されなければならない．

   競技者の走行ラインがコース境界に近い，高速で危険なセクションにおいては，図のように安全地帯を設定しなければならない．

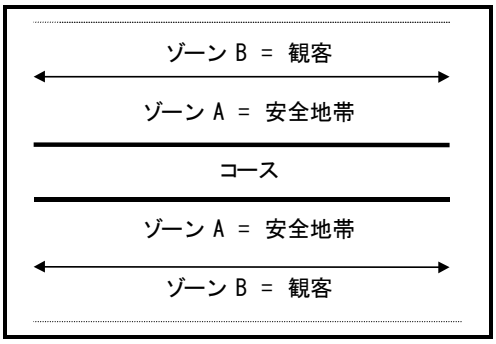

5. 【削除】
6. コースを区画するためにわら梱を使用することは許されない．
7. スタート地点は最小1m幅，2mを超えない幅でなければならない．

   スタート地点は適当な手すりが設けられ，床面は滑らないもので覆われ，有蓋でなければならない．

   フィニッシュ・エリアは最小6mの幅がなければならない．
8. フィニッシュ・ライン後に最短35-50mの，適切に保護され，観衆から遮断された制動区間が必要で

ある. 競技者の出口は最小限の速度を保てるように設計されなければならない. この区間に障害物があってはならない.

(3) 衣服と保護具

1. 伸縮性のある材質のタイト・フィットの衣類は許可されない.
2. コース上でのレースおよびトレーニングの両方でフルフェイス・ヘルメットを正しく着用しなければならない. ヘルメットにはバイザーをつけなければならない. オープン・フェイス形式のヘルメットは着用できない.
3. UCIは競技者が下記の保護具を着用することを強く推奨する:
   - 背, ひじ, ひざおよび肩の堅い材質でできたプロテクタ
   - 首筋と頸部の脊椎骨のための保護具;
   - すねおよび腿のパッド
   - 引裂きに強い材質で膝とふくらはぎの保護具と一体となった幅広の長ズボン, または引裂きに強い材質の幅広の半ズボンに硬質の表面の膝とふくらはぎのプロテクタをつける.
   - 長袖シャツ
   - 指先まである手袋.

   国内連盟は, それらの領域内で行われる国際競技を含み, ヘルメット以外の保護具の使用をそれらの国内規則において, そして国内連盟の責任の下に課すことができる. 国内連盟は, UCIを除いてそのような規則の遵守を監視することについて責任がある.

   国際競技において, 国内連盟によって課された保護具を着用していない競技者は, 国内連盟の責任者の要求のみにより, その責任の下にコミセール・パネルにより競技から排除されるものとする.
4. 予選ラウンドおよび決勝においてカメラは許可されない. 競技者は, 危険性を排除するためにカメラの確実な固定に責任がある. JCFは, TV製作会社の使用の場合にのみ, 決勝中におけるカメラの使用許可を決定できる.

(4) マーシャル

1. 各マーシャルは互いに直視できる場所に位置しなければならない. 彼らは競技者が現れたときに, ホイッスルを短く, 強く吹く.
2. 下記の安全方式が適用できるように, マーシャルは旗を供給されなければならない.
3. 公式トレーニング中, 全マーシャルは, 事故時に減速すべき他の競技者に警告するために振る黄旗を所持しなければならない.
4. 主催者およびマーシャル・コーディネイタに特に指名された何人かのマーシャルは赤旗を持たなければならず, チーフ・コミセール, 主催責任者, 医療チーム, マーシャル・コーディネイタおよび, 参加している場合はUCI技術代表と同周波数の無線機を持つ. 彼らは, コースの前後の直近の2名の同僚を直接視認できる, コースの戦略的ポイントに位置する.

   赤旗はトレーニングとレースにおいて使用する.

   重大な事故を目撃した赤旗を持つマーシャルは, チーフ・コミセール, 主催責任者, 医療チームおよび, 参加している場合はUCI技術代表に速やかに通知することができるマーシャル・コーディネイタに, 直ちに無線機で報告しなければならない.

   赤旗を持つマーシャルは, ただちに事故に遭った競技者の状況を評価し, 無線機によるマーシャル・コーディネイタへの報告を続けなければならない.

   直接事故に関与していない赤旗を持つマーシャルは, 適切な無線伝達事項に従わなければならない. もしコース後方遠くの同僚が赤旗を振っていることに気づいた場合, 彼らもまた直ちに赤旗を振らなければならない.
5. 競技中に赤旗が振られるのを見た競技者は, 直ちに停止しなければならない.

   停止した競技者は, 落ち着いてフィニッシ地点に進まなければならず, フィニッシュ・ライン・コミセールに再出走を要求して次の指示を待つ.

(5) 応急手当て(最低必要条件)

1. 応急処置は第92条2. (7)②1.から7.に従うものとするが, その国の法律において応急処置をする企画を持つ者の人数は最少7名でなければならないと理解される.

   医師1名は競技中, フィニッシュ・エリアからの出口に待機していなければならない.

   主催者は, 世界選手権大会, ワールドカップおよび大陸選手権大会に先だって, 避難と医療計画をUCIに提出しなければならない. 主催者の医療コーディネイタは, 最初のトレーニング以前に, もしいる場合は技術代表に, あるいはチーフ・コミセールに会わなければならない.

(6) トレーニング

1. 下記のトレーニング期間を設定しなければならない:

■ 徒歩によるコース視察は，最初のトレーニング期間に先立ち設定しなければならない.
■ 競技の前日に，トレーニング期間.
■ 競技の当日の朝に，トレーニング期間.
レース実施中のトレーニングは許されない.

2.各競技者は，最少2回のトレーニング走行を完了しなければならず，そうでない場合は失格となる. スタート・コミセールはこの規則が適用されることを確認しなければならない.

3. 競技者はすべてのトレーニング走行を公式スタート・ゲートから行わなければならない. スタート・ラインより下からトレーニング走行を行った競技者は，その競技において失格とする.

4. 予選ラウンドと決勝中のバック・ナンバーのみならず，トレーニング中もハンドルバー・ナンバーを標示しなければならない.

(7) 輸送

1. 主催者は，毎時100名の競技者とその自転車をコース頂上まで搬送できる輸送手段を提供しなければならない.

4. フォア・クロス競技

(1) 特性

1. フォア・クロスは同じダウン・ヒル・コースを3名または4名の競技者(ヒートと呼ぶ)が並走して競うエリミネイション競技である. この競技の性質として，競技者間で意図的でない接触がありえる. これについては，チーフ・コミセールが競技の精神，他の競技者に対するフェアプレイとスポーツ的態度の範囲内にあるとみなす場合は許容される

(2) 競技の運営

1. 決勝と同日に練習走行を設定しなければならない.
2. 予選ラウンドは，なるべくメイン・イベントと同じ日に行う.
3. 予選ラウンドは，各競技者によるコースでの計時走行の形態をとる. 予選ラウンドにおいて同順位となった場合，直近のUCI個人4Xランキングにより順位差をつける. 当該競技者のランキングがない場合，順位付けのために抽選する. 予選ラウンドでDNF，DSQ あるいは DNSであった競技者はメイン・イベントに参加できない.
競技者はスタート・リストで決められた順に，スタート・コミセールの指示によりスタートしなければならない. 女子は男子の前にスタートする.
予選ラウンドに使用するレース・ナンバーは，直近のUCI個人4Xランキングを基に，33または65から始まる連続番号とする.

予選ラウンドで順位付けられた競技者数	段階
48+	64 競技者
24-47	32競技者
12-23	16競技者
6-11	8競技者

予選ラウンドにおける競技者数は6名未満であってはならず，6名未満なら4X競技は行わない.
メイン・イベント用のレース・ナンバーは，予選ラウンドの結果を基として割当てる；予選ラウンドで最良のタイムの者を1番として以下順番に附番する.

5. 予選ラウンドにおける最速の競技者が，2番目の競技者と決勝でのみ対戦することを保証するために，下の一覧表において示される競技者のグループに引きあてられる競技者のグループによるエリミネイション・ヒートにより構成されるメイン・イベントは，下記に示されるような対戦とする.

Men / 男子

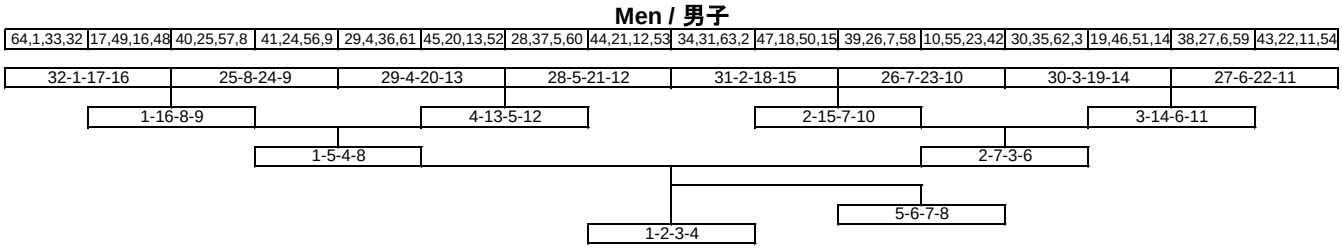

Women / 女子

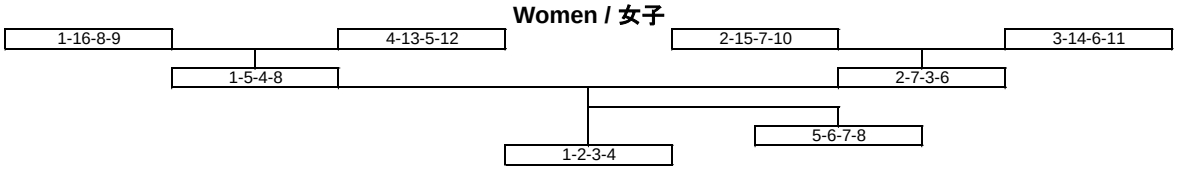

6. 各ヒートの競技者は，ラウンドあたり1回のみ走行する．各ヒートにおいて3位と4位の競技者は除外される．1位と2位の競技者は次のラウンドの参加資格を得る．
7. 決勝ラウンドに加えて，準決勝での3位と4位の競技者によりスモール･ファイナルを行う．準決勝でDNF, DSQ あるいは DNSであった競技者はスモール･ファイナルに参加できない．
8. 競技の最終順位は，下記の順のグループごとに作製する：
   1. ビッグ･ファイナルで競技した，DSQ競技者を除く全競技者を順位付けする．
   2. スモール･ファイナルで競技した，DSQ競技者を除く全競技者を順位付けする．
   3. 準決勝で DNF あるいは DNS であった競技者を順位付けする．
   4. その他の競技者の順位は，達したラウンド，ラウンドにおける順位，そしてレース･ナンバーにより決定する．

   上記の各グループ内において，DNF競技者はDNS競技者より上に順位付ける．DNFあるいはDNSが複数いる場合，レース･ナンバーにより順位付けする．
   メイン･イベント第1ラウンドのDNFあるいはDNS競技者は順位外に一覧される．
   メイン･イベントのDSQ競技者は順位外に一覧される．
   メイン･イベントに参加できなかった競技者は，最終順位に含まれない．
   4Xメイン･イベント（エリミネイション･ヒート）が何らかの理由により取りやめる必要があったとき，予選ラウンドの結果を最終結果とする．
9. 各ヒートの競技者は，そのレース･ナンバーの順にスタート位置を選ぶことができる．最小番号の競技者が最初に選択する．
10. 競技者は停止状態からスタートする．
    スタート信号以前に前輪の一部がスタート･ラインを超えた場合，その競技者は降格（実際のフィニッシュとは異なりヒート内で順位づけられる）となる．
11. 競技者は各旗門をまたがずに通過することを要求される：すなわち，自転車の両輪が各旗門の内側の軌跡をたどらなければならない．これはコース沿いに位置するジャッジあるいは利用できるならTVの複合により判定される．旗門不通過または跨ぎ越しは，競技者が正しく通過しなおさない限り，その競技者をメイン･イベントにおいて降格とする．
12. 予備ラウンドでヒートの全競技者が落車またはフィニッシュ･ラインを通過しなかった場合，コースのもっとも多くを走った競技者を勝者とする．

(3) コース

1. 理想的には，コースは一定の斜度を持った中程度の斜面上に設定される．コースはまた，ジャンプ，こぶ，バンクつきのコーナー，土盛り，くぼみ，自然の平坦地およびその他特殊な点の混合を含まねばならない．バンクなしのコーナーを含んでよい．競技者がペダルを踏む必要があるような登りは通常はない．
   コースは4人の競技者が横に並び，さらに追い抜きに十分な幅も必要である．
   コースには，第92条項2.（3）6.の図に従って完全に印をつけなければならない(ゾーンAおよびゾーンB)．ゾーンAはコースから少なくとも2m離れ，最小2mの幅とする．
2. レース時間は，予選ラウンドの勝者が45秒から60秒で走行することを理想として，30秒から60秒の間でなければならない．
3. コースの最初の5mにわたり4つの等幅のレーンを白線（テープ，生物分解性の塗料，穀物粉を使用）により印をつけなければならない．この白線を横切ったり踏んだ競技者は降格となる．競技者が白線を横切ったり踏んだ時に，彼が同走の競技者より後の順位で，彼らを妨げず，まったく優位性を持っていない場合は，降格は警告に変更することができる．
4. スタート後の直線部は少なくとも30mの長さが必要である．最初の30mにおける障害は，コースの幅全体を横切って同様でなければならない．
5. コース上の旗門は，非金属製の望ましくはポリ塩化ビニル製の1.5～2mの高さの杭（スラローム用杭）を用いる．
   旗門は下部を内側に，上部を外側になるように設置しなければならない．
6. 最終旗門はフィニッシュ･ラインから最小限10m手前に設置しなければならない．
7. フォア･クロス･ジャッジが遮られることなくコース全体の視界が得られるよう，高くした台を主催者は用意しなければならない．この台は，観客が立ち入ることのないような地帯に位置しなければならない．

(4) 輸送

1. 主催者は，コースのスタート地点に競技者を速やかに輸送するための手段を提供しなければならない．コースが，利用可能なスキーリフトあるいはケーブル･カーに沿っていることが望ましい．

(5) 衣服と保護具

1. コース上でのレースおよびトレーニングの両方でフルフェイス・ヘルメットを正しく着用しなければならない．ヘルメットにはバイザーをつけなければならない．オープン・フェイス形式のヘルメットは着用できない．
2. 第92条項3.(3)1および2に明記する衣服と保護具を着用すること．

(6) 応急手当て（最低必要条件）

1. 応急処置は第92条項2.(7)以下の条項に従うものとするが，その国の法律において応急処置をする資格を持つ者の人数は最少8名でなければならないと理解される．
2. 医師1名は競技中，フィニッシュ・エリアからの出口に待機していなければならない．
   主催者の医療コーディネイタは，最初のトレーニング以前に，もしいる場合は技術代表に，あるいはチーフ・コミセールに会わなければならない．

(7) トレーニング – 競技

1. 下記のトレーニング期間を設定しなければならない：
   - 徒歩によるコース視察は，最初のトレーニング期間に先立ち設定しなければならない．
   - 競技の前日に，トレーニング期間．
   - 競技の当日の朝に，トレーニング期間．
     4X競技が夜間に行なわれる場合，競技者のための夜間練習セッションを設定しなければならない．
     レース実施中のトレーニングは許されない．

2.4X競技が夜間に行なわれる場合，競技者のための夜間練習セッションを設定しなければならない．
レース実施中のトレーニングは許されない．

3. 競技者はトレーニング中もハンドルバー・ナンバーを，4X決勝中はバック・ナンバーを，標示しなければならない．

(8) カード手続き

1. メイン・イベント中，フィニッシュにおけるコミセールにより色カード方式が用いられる．彼の決定はチーフ・コミセールにより確認されなければならない．

カード	意味	コード	
黄	警告 競技者は優位性を得なかったが，行動は規則違反であった	WRN	1回目 > ペナルティなし
青	降格 第92条４．(2)10.-11.および第92条４．(3)3.に明記	REL	ヒート順位は実際のフィニッシュとは異なる
赤	失格 第92条２．(1)⑤3.に明記	DSQ	以降の競技から除外，順位なし

   - 競技者が色に関わらず2枚目のカードを統一大会で呈示された場合は，失格となる
   - カードは指名されたコミセール（カード・コミセール）により，チーフ・コミセールの確認後に呈示され，TVまたは通告により直接伝えられなければならない．

５．ステージ・レース

(1) 一般規則

1. ステージ・レースは，チーム，国内連盟競技者および個人競技者が参加する一連のクロスカントリー競技である．競技者は，次のステージの参加資格を得るために，大会特別手順に従って各ステージを完走しなければならない．
2. 第４３条６．に述べられるとおり，主催者はJCFの承認を得るために，その大会のレース・プログラムと詳細なテクニカル・ガイドを提出しなければならない．
   この承認がない場合，その大会は開催できない．
3. ステージ・レースは，関係する国の国内連盟がその主催とコースを承認することを条件として，数カ国にわたる地域で実施することができる．この承認の証拠は，競技日程記載申請書とともに提出しなければならない．
4. ステージ・レースはチームと個人競技者の両方が参加できる．
   チームは最少2名，最多6名で構成する．

(2) 期間とステージ

1. ステージ・レースは最短3日，最長8日とする．
   1日に1ステージのみ実施できる．
2. クロスカントリー・エリミネイター（XCE）を除く，第９２条２．(1)①から⑥に述べる種々のクロスカント

リー競技をステージ・レースに含むことができる.

3. 距離と競技時間は以下のとおり:
   - XCO: 周長 4 kmから 6 kmのサーキット
   - XCM: 60 km から 120 kmのステージ
   - XCP: 25 km から 60 kmのコースまたは1周回
   - XCC: 2 km以上のコースで, 競技時間は30分から60分
   - XCT: 4 から 25 km
   - チーム・タイムトライアル: 4から25km. チームのタイムは, 2番目の競技者のタイムとし, チーム総合順位に算入する.

   ステージがサーキットでフィニッシュする場合, フィニッシュ・ラインで周回が完了する時に計時する.

(3) 順位付け

1. 個人男子および個人女子の総合時間順位は義務付けられる.
   個人総合時間順位は, 各ステージの個人競技者の累積タイムによる.
   2名以上の競技者が個人総合時間順位において同タイムとなった場合, 個人タイムトライアル(プロローグを含む)における秒以下の記録を合計時間に再加算して順位を決定する.
   それでも同タイムであるか, 個人タイムトライアル・ステージがない場合, 各ステージでの順位を総和し, 最終的には最後のステージの順位を考慮する.
2. ポイント総合順位, 山岳総合順位などのその他の総合順位, 男子および女子のチーム総合時間順位は随意選択である.
   チーム総合時間順位のあるステージ・レースにおいては, 下記の2種類のチームのみがこの順位を競うことができる:
   - UCI エリートMTB チーム
   - UCI MTB チーム
   - ナショナル・チーム.

   チーム・タイムトライアルの場合を除き, 男子および女子両方のチーム総合順位は, 各ステージにおける上位2競技者のタイムを総和して得る.
3. ボーナスとタイム・ペナルティは算入する. ボーナスは個人総合順位にのみ参入する. 個人あるいはチーム・タイムトライアルきょうぎにはボーナスは与えられない.

(4) 技術的準備

1. ステージ・レースには, 競技日3日あたり1回を超える車両移動を含んではならない. 各車両移動は3時間を超えてはならない. 1時間未満の移動は考慮に入れない.
2. リエゾン(非競走)は最多でステージの75%まで含むことができる. 35kmを超えるリエゾンは含むことができない. 先導車両は, スタート・ラインに到達するまで集団の速度をコントロールしなければならない. スタートは, スタート・ラインにおいて停止状態から行わなければならない. スタートは, 先導車両到着後30分以内に行わなければならない.
3. 個人タイムトライアルを除き, 全ステージで2台のオートバイ(先導モトと最後尾モト)が必要である.
4. 主催者は男子および女子個人総合順位首位者に衣服を提供しなければならない.

6. エンデューロ競技

(1) レースの特徴

1 レースにはいくつかの中継ステージと計時ステージを含む.

2 すべての計時ステージにおいて達成されたタイムは合計時間に積算される.

3 エンデューロ・コースは多様なオフロード地形から構成する. 走路はオフロード路面の混合の上に, 狭隘, 広幅員, 低速と高速の細道と走路の混合を含むべきである. 各計時ステージは主として下降路でなければならないが, 多少ペダルを踏むか, 登坂のセクションは容認できる.

4 中継ステージは, 機械式リフト(例えばスキーリフト), ペダルをふむ登坂, または両方の混合を含むことができる. トラックは, 競技者の楽しみ, 技術, そして身体的な能力に重点を置かれなければならない.

5 他のいかなる方法も例外的な状況の下だけで容認され, UCIから事前認可を条件とする.

(2) 技術支援

1 最多1の技術支援ゾーンが主催者によって提供されることができる. 外部からの技術支援はこのエリア内でのみ許可される.

2 1競技会中において, 1つのフレーム, 1組の前後のサスペンション・ユニット(フォーク/後部ショック), および1組の車輪のみを1競技者が使用することができる. フレーム, サスペンションおよび車

輪はレースのスタート前に役員によって個々に印を付けられ，フィニッシュにおいて検査される．破損部品は，5分のペナルティを伴う承認により，交換することができる．

(3) 機材

1 競技者は，競技中は常にヘルメットを着用していなければならない．非常にテクニカルな地形においてまたは急勾配な山腹または非常に高速な細道を特徴とするコースにおいては，競技者がフルフェイス・ヘルメットを着用しなければならないと，主催者は特別規則中に規定することができる．UCIは，条項4.3.013中で示されるように，競技者が防護物を身につけることを強く推奨する．

(4) コース図

1 コース図は主催者によって作成され，最初のトレーニング・セッションが始まる前にすべての競技者が利用可能とならなければならない．長いコースの場合，またはナビゲートしづらい地形においては，コース図は競技者が携帯可能とするべきである．

(5) コース標示

1 エンデューロ･コースは，明確に矢印，ゲートおよび伝統的なコーステープの組み合わせを使って，示されていなければならない．

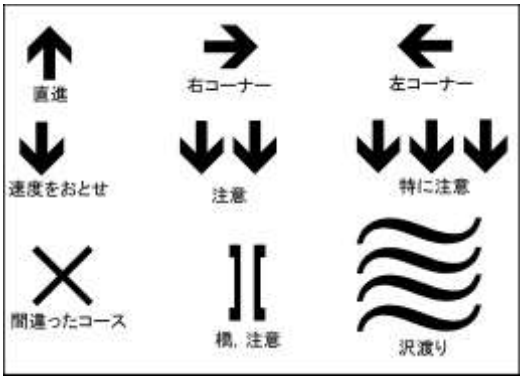

2 コースが明確に示され，いかなるショートカットも可能でないことを確かなものとするために主催者によって特別な注意が払われなければならない．

3 コーステープによって示されているコースのセクションでは，トラックの両側がマークされなければならない．

4 容易に識別可能なゲートを，理解困難あるいは明瞭に示すことが困難なセクションに取り付けるべきである．ゲートはコースの重要なエリアに取り付けられるべきであり，チェックポイントとして一覧されるべきである．

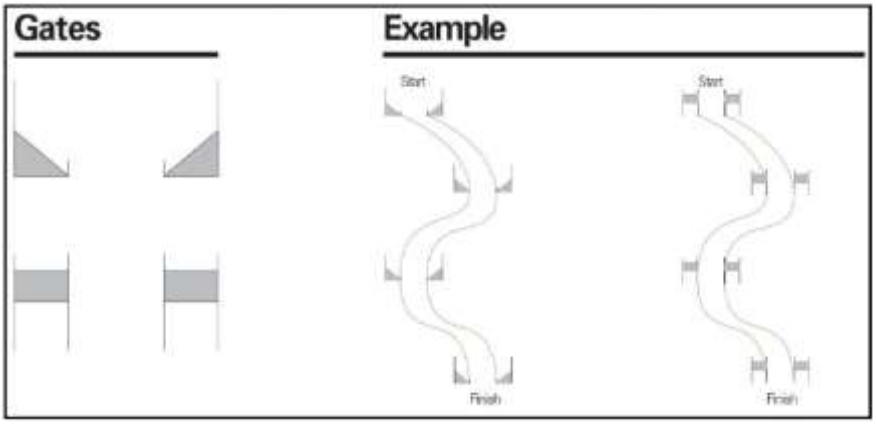

(6) 競技の運営

1 主催者は，各計時ステージのスタート時刻を設定しなければならない．

2 各競技者は個別にスタートし，競技者間のスタート間隔は少なくとも20秒なければならない．

3 最少3の計時ステージが競われなければならない．
各競技者の合計時間は最小限10分なければならない．

4 計時ステージのために，最小限2つの異なるコースが使われなければならない．予期できない例外的な状況（例えば天候）の下で，UCIコミセールは主催者に相談した後に，ステージをキャンセルするか，それを総合順位から除外することができる．

5 中継ステージには特性上の制限がまったくない．競技者の頂上への移動は，機械的手段（スキーリフト，トラックなど）によってまたはペダルを踏むか，両方の混合によってよい．

6 適正なトレーニングはすべての計時ステージのために主催者によって提供されなければならない．

(7) 結果

1　競技の総合成績は，各競技者において，すべての計時ステージ時間を積算することによって算出される.

(8) 違反行為

1　競技者は常にスポーツマンらしい態度で行動しなければならず，いなかるより速い競技者も妨害することなく追い越しを許さなければならない.

2　チーフ･コミセールは，違反行為が2つの異なるチームのメンバーである少なくとも2人の競技者によって報告されたならば（例えば技術支援ゾーンの外で援助を受けた競技者、コースをショートカットした競技者），レース役員によって目撃されていない規則違反も検討することができる.

(9) フライング･マーシャル

1　少数の特別な訓練をされたマーシャル，フライング･マーシャルまたはコミセールは，競技中にコース周辺の未公表地点に動くべきである. モーターバイク，ATV，MTBを使用できる.

(10)医療サービス

1　主催者は適切な医療サービスを設定しなければならない. 主催者は緊急連絡先詳細を各競技者に提供しなければならない。

第１８章　室内自転車競技規則

第９３条（サイクル・サッカー規則）

第1部　テクニカルコンディション

第１項　競技種目

1．サイクル・サッカーの試合は，体育館やホールで行う. 次の表面がサイクル･サッカーに適している. ：木製，寄せ木張り，チップボード，樹脂合板，合成の床. 試合は，各々２人の競技者の2チームで行う.

第２項　競技委員

1．サイクル・サッカー競技を行うには，競技委員は最低１名のコミセール，１名のタイム・キーパーと1名のセクレタリで構成しなければならない.
線審として何人かのコミセールを置くことができる. 線審はコミセール･ライセンスを所持しなければならない.

2．競技以前にチーフ･コミセールが指名されていない場合，試合開始以前に1名を指名しなければならない.
チーフ･コミセールは，競技あるいは試合が規則に従って進行することに責任を持つ.

3．コミセールは，試合が規則に従って行われることを確実にする責任がある.

4．線審は，試合全体を見守らなければならない. 彼らはゴール･ラインの延長上でコーチング･ゾーンの対角線上に座る（競技場平面図を参照）.
彼らはコミセールに知らせ，手を上げることにより観察に基づく情報を与える.
線審は，コーナー･キックの場合は常にその方向を示さなければならない. コミセールは線審に相談することができる.

5．タイム・キーパーは前後半の試合時間に責任を持ち，前後半の終了を明瞭に聞こえるホイッスルで合図しなければならない. 彼はコミセールの判断により時計を止めなければならない. タイム・キーパーにより記録された時間は最終的なものである.
彼は前後半の間のハーフタイムの時間経過を計測し，1分45秒経過時にコミセールに知らせなければならない.

6．セクレタリはゴールを記録し，成績表を作成する. セクレタリあるいは会場アナウンサーは成績および関連する情報を通告しなければならない.

第３項　競技場と広さ

1．国際競技の競技場の広さは，11×14mでなければならない.

2．しかしながら，国内競技においては最小寸法11×9mまで許容される.

3．ゴールの両側（ゴール･ラインの延長）に，全幅にわたり60cm以上の余地がなければならない. この寸法は，ゴール･ライン延長の外側の位置とフェンスの間を計測する.

4．競技場の各端において，60cm幅の余地がなければならない（競技場のフェンスと壁または観衆との距離）.

第４項　競技場のフェンス

1．競技場の周囲全部を木製かプラスティック製の傾斜したフェンスによって囲まなければならない.

2．フェンスは下記の寸法のものでなければならない.
高さ30cm

垂直面からの傾斜角は60°から 70°
上端はなめらかに丸められていなければならない

3．フェンスは，床に固定してはいけない．
4．フェンスに広告を付けることかできる．

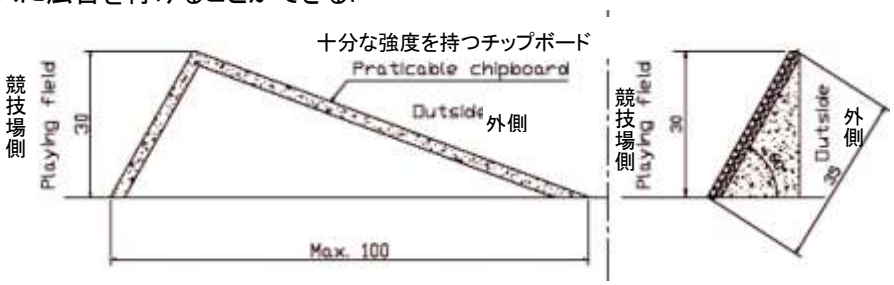

第5項　競技場の標示

1．競技場は規則に従って標示され，図に示すように鮮明な線と点が描かれなければならない．
2．線幅は3cmから5cmでなければならない．点は，直径10から15cmでなければならない．
3．すべての寸法は，外側の寸法である．

第6項　ゴール

1．ゴールは，図のような寸法と構造でなければならない．
2．ゴールには網（針金は不可）を取り付ける．網目はボールを止められる大きさでなければならない．
3．ゴールは，床に固定してはならない．

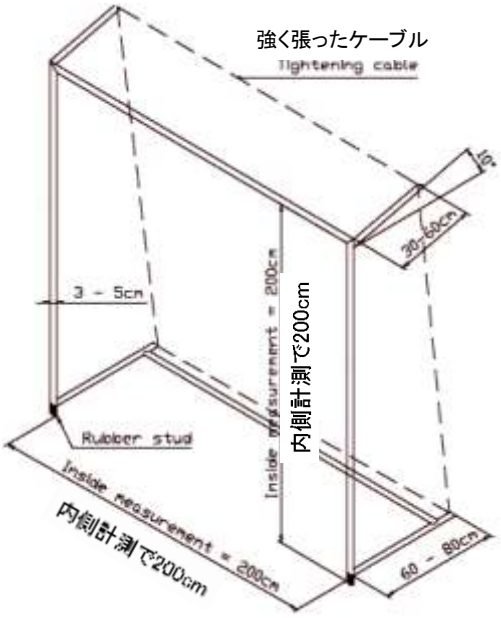

第7項　ボール

1．サイクル・サッカー用ボールの表面は布製で，直径17cmから18cmでなければならない．それは球形でなければならない．
重量は500gから600gとする．ボールの状態が許容しうるものかの決定はコミセールの責任である．

第8項　サイクル・サッカー　競技場

1．8mと0.5mの円は，サイクル・フィギュア競技にのみ使用される．
競技のための床面の一貫した状態に影響しない限り，広告はハッチングされたエリアで許される．

第9項　服装

1．服装はジャージまたはTシャツと，ショートパンツ／自転車用パンツを着用する．上衣はパンツの中に入れなければならない（事故を防ぐため）．ワンピースは使用できる．
自転車用パンツを着用する場合，ジャージはパンツの上になるように着用できる．
チームの両選手はまったく同一の服装でなければならない．
2．足首を守るためにハイカットの靴または足首の保護具を着用しなければならない．
3．ハイソックスやストッキングを履かなければならない．脛骨保護具は推奨される．
4．グローブと汗用バンド，ヘルメットは，着用できる．
5．他の選手を危険にさらす物を着用することはできない．突起にはテープを巻かなければならない．
6．双方のチームが同様の服装を着用している場合，1方のチームは着替えなければならない．どちらのチームも自発的に着替えない場合は，コミセールはコイン投げによって決めなければならない．それをまだ

拒むチームは，0対5での負けとみなされる.

7. UCI規則に従っている限り，服装の広告は許される.

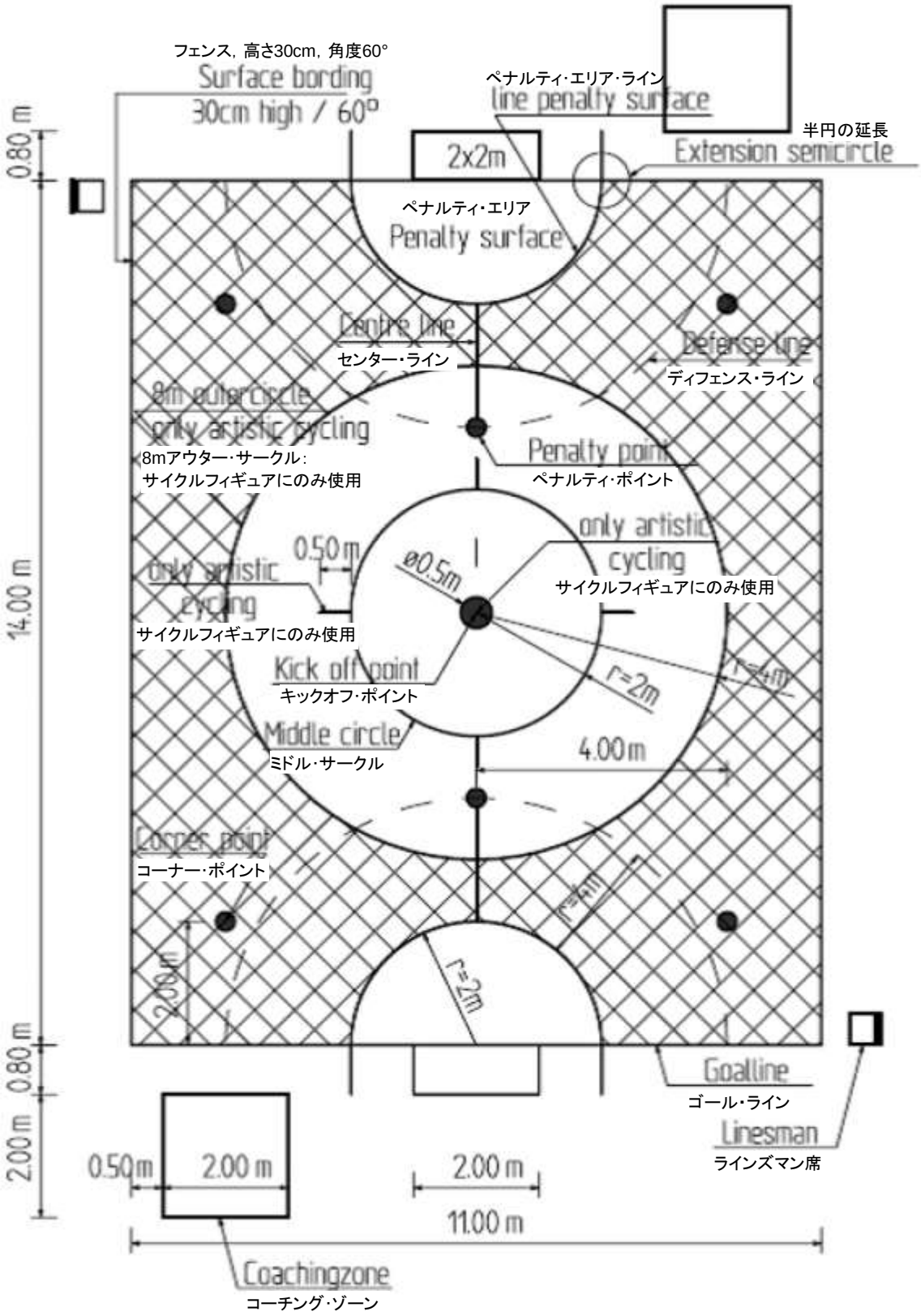

第10項　サイクルサッカー用自転車

1. 自転車は，次のガイドラインおよび寸法に従って製作されたものでなければならない.

寸法:		
	A = 150 - 180mm	B = 395 - 455 mm
	C = 560 - 610mm	D = 500 - 550mm
	E = 400 - 500mm	F = 370 - 410mm
	G = 360 - 410mm	H = 815 - 960mm
	J = 530 - 580mm	K = 920 - 970mm

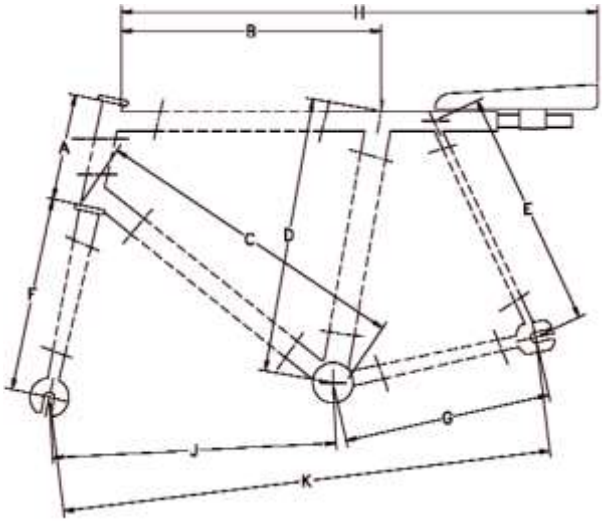

小さ目の自転車に対して寸法は，車輪寸法に比例して小さくすることができる．
フレーム･チューブは，円断面か長円断面とする．湾曲したパイプを使用できる．チューブ断面は50mmを超えてはならない．
ボールの直径より大きな補強や助材をチューブにつけることは許されない．
これらの基準と異なる，自転車に関する新開発は，UCIの承認なしに使用できない．

2．（ボトムブラケット）前スプロケットの最下部と床面との間隔は最小220mm（誤差±2mm）とする．
3．（クランク）ボトムブラケット軸中心とペダル軸間におけるクランク長は135mmから170mmの間とする．
4．（ハンドルバー）ハンドルバーの全幅は380mmを超えてはならない．ハンドルバーの端部は事故を防ぐために塞がれていなければならない．
5．（サドル）皮革またはプラスティック製のサドルを使用できる．サドルの最大長は300mmとし，最大幅は200mmとする．サドルは（フレームのトップ･チューブの延長上の）シート･チューブ上に直接取り付けなければならない．サドル無しでは競技できない．サドルの最高部は水平フレーム･チューブより上方で，最大100mmまででなければならない．
6．（ペダル）ペダルは，金属露出部分がすべてゴムかプラスティックで覆われていなければならない．
7．（車輪）前後の車輪は同径でなければならない．いかなる場合も26インチ以下，20インチ以上の径でなければならない．スポーク車輪のみが使用でき，ディスク車輪は使用できない．前後の車輪径は，DIN標準7168，すなわち26インチ車輪，誤差±3mm，に従うものとする．
8．（伝動装置）自転車はクランク1回転につき，2.0m以上，3.2m未満動くものでなければならない．
9．（総則）フレームの付加部材，足掛けのような，危険な装置や補助具は許されない．
前後の車軸とチェーン引きは袋ナットにより保護されなければならない．

第11項　自転車の欠陥／交換

1．他の競技者に危険を与える損傷した自転車での競技続行は許されない．他の競技者に怪我をさせる危険があるために自転車を交換すべきとコミセールが決定したなら，交換中は計時を停止する．
当該競技者は自転車交換後直ちに競技を続行しなければならない．自転車が修理されたなら待つことは許可されない．
2．自転車の交換は，対抗相手を妨害することなく，自陣のゴール･ライン後方の競技場外（コーチング･エリア）で行わなければならない．これに従った行動をしない競技者は，繰り返す場合はイエロー･カードを示される．試合中は，コーチやメカニシャンは競技場内に（フェンスを越える）入ることや妨害をしてはならない．もし競技場内に入った場合は，そのチームは，ペナルティ･キック（4m）で処罰される．

第12項　試合の計画

1．競技以前に，各チームは競技の参加登録状況，グループ分けや順番，時間割等の情報を知らされなければならない．

第13項　年齢カテゴリ／試合時間および延長試合時間

1．サイクル･サッカーは下記のように年齢カテゴリに分けられる：

少年リーグ	14歳まで	＝ U15
ユースリーグ	16歳まで	＝ U17
ジュニアリーグ	18歳まで	＝ U19
ヤングエリートリーグ	19歳から	＝ U23
エリートリーグ	19歳以上	＝ 19歳以上

リーグは，生まれ年によるものであり，例えば，競技者が年内に18歳を越える場合，彼はジュニアリーグ

での競技を許される.
リーグは，必要であれば国内連盟の決定により，競技者数を制限するために分割したり，少なすぎる場合にはいくつかを統合することができる.

2. 試合時間は，年齢カテゴリによって異なる:

エリートおよびヤングエリート	7分間の2回
ジュニア	6分間の2回
その他	5分間の2回

試合時間は，特定のトーナメントや予選ラウンドのために，最短5分間2回までに短縮することができる.
試合時間は，前後半間の2分間のハーフタイムを除く，前半，後半を意味すると解される.

3. 決定戦は，（サイドチェンジを除く）ワンハーフで行う. 普通の試合時間の同様の7分，6分，5分の１回である.
4. サイドチェンジに許される時間は最長2分を超えてはならない. この規則の違反は，2回の口頭警告の後，当該チーム（両競技者）に公式警告のペナルティが科される. チームがこの公式警告を無視した場合，2回目の警告がなされ，試合継続を停止される.
5. 一競技者またはチームによる意図的時間延長，試合中断あるいは試合妨害はコミセールによる警告の後，試合中断を招く. このような場合，コミセールはタイム・キーパーを介して延長時間（最短20秒）を告げなければならない.
残り時間は明瞭に告げられなければならない. タイムが電子的に表示される場合，口頭通告は必要とされない.
コミセールはホイッスルを吹くことにより再開する. ボールが競技できない場所に行った場合，タイム・キーパーに正確な通知を与えるためにホイッスルを吹く.
6. 試合の前半終了の合図が早すぎたり，遅すぎたりした場合，後半は，相殺するために適当な時間延ばしたり短くしなければならない.
正確な残り時間についての異なる意見が出た場合，常にタイム・キーパーが記録した時間で最終決定する. ハーフタイムおよび試合終了時は，試合終了を決定するタームキーパーの合図により始まる.
不慮の時間延長中に決まったいかなるゴールも，取り消されない. 終了合図が早すぎた場合，残り時間の通告の後に，残り試合時間を試合する. タイムに関する論議があった場合は，コミセールはタイム・キーパーに相談後，決定する.

第２部　競技規則

第１項　総則

1. 競技場の標示は中立であること
2. 競技者は，自転車でボールを突いて相手ゴールに入れる. 両手はハンドルバーに，両足はペダル上になければならず，そうでない場合はゴールは有効とならない. 有効ゴールとならない場合，この行動はペナルティあるいはコーナー・キックをもたらさない. 試合は右のコーナー・マークからアウト・ボールとして続行されなければならない.
自転車または競技者の身体に当たったボールは正当なキックとみなされる. ヘディングも認められる.
3. 相手競技者への妨害（故意に自転車で突っ込んだり，押したり掴んだりする），ゴールポストあるいは壁に寄りかかる，他競技者に手や身体で寄りかかる，（チーム内で，コーチに対して，相手競技者あるいはその他の者に対して）大声で叫ぶ，（仲間の競技者，相手競技者，コミセール，競技委員，コーチあるいは観衆に対して）抗議することは，規則違反とみなされ，制裁される.
4. 相手や自転車へではなく，ボールだけを攻めることができる. ボールを所有している競技者に対して，自転車のボールがある側からのみ攻めることができる.
5. 競技場の内側やフェンス上において，相手競技者の妨害していない場合に，ボールをブロックしたり戻したり進めたりしてはならない.
競技者が相手競技者に妨害されていない場合，コミセールが注意を与えた後も試合を進行しなかったなら，規則違反とみなされる.
6. ボールが自転車あるいは競技者に引っかかった場合，競技者はボールを離さなければならない. 必要であれば，これは手によって行われる. 手によってパスをしたりパスとなるような，ボールを離すことにより優位性を得ることは認められない.
ボールを離すことにより競技者が優位性を得た場合，規則違反とみなされる.
7. 届かないボールを取るために自転車から飛び降りることは許されない. 違反が繰り返される場合，競技者は公式警告により制裁される.
8. コーチング・エリア： チームの責任者2名までが，コーチング・エリア内の（競技場平面図を参照）の椅子に座ることが許される.

9. （遅延行為）チームがボールをキープし，時間を稼ごうとしているとコミセールが確信する場合，コミセールは手信号（写真4）により競技者に合図する．
このチームは20秒間攻撃を試みなければならない．このチームが合図を無視し，攻撃を最後まで続けなかった場合，コミセールは試合を中断しなければならない．
この遅延行為は競技場の中央からの相手のフリー・キックにより制裁される．

第2項　キックオフ

1. 試合開始にあたり，コミセールはコイン・トスによりどちらのチームが試合を開始するかを決定する．トスに勝ったチームは前半を開始する．他方のチームは後半を開始する．
各ゴール後に，得点をあげられたチームは試合を再開する権利を持つ．

第3項　試合開始

1. 試合開始および各有効ゴール（得点）後，ボールはセンターポイントに置かれなければならない．
2. 前半，後半の開始時，ゴールの後は，競技者はセンターサークル内と相手チームのペナルティ・エリア内を除いて競技場の望む場所に位置できる．
3. 開始のホイッスルの後，攻撃側チームはセンターサークル内に乗り入れ，ボールを動かす．最初の競技者は，何度もボールに触れる事ができる．
守備側はボールが攻撃側の一人によって触れられた後のみにセンターサークルに入る事ができる．
4. 守備側の一競技者が，攻撃側がボールに触る前にセンターサークルに入った場合，守備側は守備側ゴール（センター・ライン）に最も近い場所からのフリーキックにより制裁される．
コミセールは，攻撃側チームが遅れ無しに攻撃を続けられる場合，随意に優位性（＝アドバンテージ）を与えることができる．

第4項　中断／ホイッスルの合図／ニュートラルボール

1. 前後半とすべての中断状態からの試合開始は，コミセールのホイッスルの合図による．各ゴール時にコミセールはホイッスルを長く鳴らす．
前半と試合の終了は，タイム・キーパーにより合図される．コミセールは前半の終了と試合の終了を確定するために，2回長くホイッスルを吹鳴しなければならないが，最終的な合図はタイム・キーパーによるものである．
2. コミセールは，次の場合に試合を中断しなければならない．
   - 規則違反があった場合
   - ボールが競技場から出た場合
   - ゴールの場合
   - ボールが天井に当たった場合

   コミセールは，次の場合には試合を中断し，手信号（写真6による）とホイッスル短吹鳴3回により試合時間を止めなければならない．
   - 競技者，競技委員や他の者に対して口頭で注意を与えなければならない場合
   - 得点や時間が明らかでない場合
   - 競技者が負傷したか負傷した疑いがある場合
   - 公式警告の場合
   - 失格の場合
   - 競技場が適切に準備されていない場合あるいは規則に準じていない場合
3. 試合経過時間は，自転車器材の問題あるいは正しくない服装の場合には停止しない．例外は，競技場に物が散乱した場合や，服装が見苦しくなった場合である．
4. 競技が何らかの理由で中断された場合に，ボールが競技場を出ていない，あるいは規則違反がないことが認められたなら，試合はニュートラル・ボールという方法によって継続しなければならない．ニュートラル・ボールは，ボールが天井やその他の競技に無関係な物に当たった場合にも与えられる．
ニュートラル・ボールは，常に競技場のセンターポイントから始められる．競技者はセンターサークルの外側で待機し，コミセールのホイッスルの後，センターサークルに入りボールに触れることができる．競技者はボールに，何度も触れる事ができる．

第5項　アドバンテージ・ルール

1. 規則違反を犯した競技者がその状況下で優位性を得られない場合；コミセールは試合を中断することなく，他のチームが違反を犯したことによる被害チームにアドバンテージを与えることを決定できる．
アドバンテージが与えられる場合，コミセールは試合の進行方向を示し（写真4を参照）て「ゴー・オン」と発声して（写真2を参照）これを合図しなければならない．
一度与えられたアドバンテージは，取り消すことはできない．

第6項　ゴールライン後方への後退 / 試合参加の許可

1. 試合中に（中断やハーフタイムを除く）競技者が転倒したり，床に触れたり，他の競技者に寄りかかったり，

壁に寄りかかったり，競技場フェンスに寄りかかったり，ボールあるいはゴールに寄りかかった場合，競技者は，競技を続行することを許されない．

2．競技資格を再び得るためには，当該競技者は自転車に乗り，または歩いて，直ちに自チーム側のゴールライン後方へ行き，同じ側から競技場に戻らなければならない．彼は，ペナルティ･エリアの外側でゴールラインを片輪は横切らなければならない．

3．試合に参加することを許されていない競技者が，長時間横たわったり立ったり，相手競技者をさえぎったり掴んだり，相手の不利を意図してボールに触れたりした場合，この競技者はフリー･キックにより制裁される．

4．自陣のペナルティ・エリア内に居る競技者が，床に触れたり，ゴールポストに寄りかかった場合，競技者は，直ちに自陣のペナルティ・エリアを離れ，再び試合に戻るためにゴールラインを横切らなければならない．
問題の競技者がゴールラインを横切る際は，自転車の両輪がペナルティ・エリアを離れ，少なくとも片輪がペナルティ・エリア外のゴールラインを横切るかたちでなければならない．

5．資格の無い競技者がペナルティ・エリア内に残っていて，相手を邪魔したり，ボールに触ったりした場合，4mのペナルティ・キックが相手チームに与えられる．

6．ゴールライン後方へ下がることについての競技場内での違反はフリーキックで制裁され，ペナルティ・エリア内での規則違反はペナルティ・キックで制裁される．

第7項　有効得点

1．ゴールは，ボールがゴール･ポスト間でゴールラインを通過したときに有効となる．ボールが床を転がっている場合，ボールの接地中心点がゴールラインの後方部分を通過しなければならない．同じ原則を空中のボールにも適用する．
競技者がシュートの後で自転車から落車した場合であっても，ゴールは有効である

2．試合中にゴールが定位置からずれ，その時にゴールが成功した場合は，床の標示線ではなく，2本のゴールポストの間の仮想線が基準となる．2本のゴールポストの間の仮想のラインをボールが通過した場合，ゴールは有効となる．

3．偶然あるいははずして自陣ゴールにボールを入れた場合，相手チームの得点に数える．

4．ゴールが相手による規則違反や他の状況によって妨げられた場合，有効なゴールと認められない．
規則違反によりゴールが妨げられた場合，フリーキックかペナルティ・キック（規則違反がペナルティ・エリア内で起こった場合）が与えられる．

5．無効なゴールの後は，ボールを右側コーナー･ポイントに置き，守備側チームから再開する．

第8項　アウトボール

1．ボールが転がってもしくは空中から長いサイドラインを越えて競技場を出た場合，試合は中断されなければならない．コミセールはボールを確保し，ボールがサイドラインを越えた地点から1m離れた所に置く．
ボールを競技外に出した方でないチームが，ボールキックを行う．相手チームは，ボールから最小2m離れていなければならず，コミセールは合図なしに試合再開を認めなめればならない．相手がボールから最小2m離れていない場合，フリーキックが与えられる．

2．攻撃側のチームがゴールラインの外にボールを蹴った場合ボールは，ボールが出た所と同じサイドのコーナー・マークに置かれる．ボールがゴールラインを越えた時コミセールはホイッスルを鳴らす．守備側チームはコミセールからの合図なしに試合を再開できる．

3．アウトボールは，キックをする競技者によって何度も触れることができる．

4．ボールが出ている間に前半あるいは試合時間終了となった場合は，ゴールラインあるいはサイドラインからのアウトボールに関わらず，キックは行われない．

第9項　コーナー・ボール（コーナー・キック）

1．ボールが，守備側の競技者の身体または自転車に触れてゴールラインを越えた場合，試合は止められコーナー・キックが相手側に与えられる．コーナー・キックは，コミセールのホイッスルの合図後にコーナー・ポイントからキックをされなければならない．すべての競技者は正しく位置しなければならない．

2．コーナー・キックが行われる時，守備の競技者（ゴールキーパー）は，自転車の両輪を自陣ペナルティ・エリア内に位置しなければならない．もう一人の守備側の競技者はセンター・ラインを隔てたコーナー・マークの反対側に位置しなければならない．点線で示されたディフェンスライン外側ではこの競技者はボールまで4mの距離を保たなければならない．
攻撃する競技者がボールに触れた後，守備競技者はその指定位置を離れることができる．
コミセールのホイッスルの後，攻撃側競技者がボールに触れた時に，ボールはキックされたとみなされる．
攻撃を行なうチームのもう一人の競技者は，守備側のペナルティ・エリア内や反対側のペナルティ・エリアと点で示されたディフェンスラインの間のいずれにも位置することは許されない．ペナルティ･ポイントとペナルティ・エリア中心の間のミドル・ラインは，ペナルティ・エリアも含めて“壁”と考えられる．この“壁”は，攻

撃，守備の競技者いずれもコーナー・キックが行われる前に越えてはならないことを意味する．これは，自転車の車輪の接触面だけではなく，車輪や自転車や競技者の身体も含まれる．

3．コーナー・キックは，1度しかボールに触れることはできない．キックされたボールが，ゴールポストやフェンスによって跳ね返った場合，他の競技者に触れられていない限りは，コーナー・キックを行った競技者が2回目に触れることはできない．

4．コーナー・キックは，通常の試合時間が終了（前半終了と試合終了）しても行なわなければならない．試合時間の終了後（前半終了と試合終了）のコーナー・キックは，ボールがキックよって直接または守備側ゴール・キーパーの失敗によってゴールに入った場合のみ，得点と数えられる．
試合終了後，両チームの他の選手は，その行為を妨害したり惑わしたりすることは許されない．

5．コーナー・キックが通常の試合時間の終了後に行われ，ゴール・キーパーによって規則に従って防御された場合，更なるコーナー・キックは適用されない．
ペナルティ・キック・キックが規則に従って防御されなかった場合は，ペナルティ・キックが相手側に与えられ，実施されなければならない．

第10項　ゴール・ディフェンス

1．ペナルティ・エリア内にいるゴール・キーパーによるすべての規則違反は，ペナルティ・キックにより制裁されなければならない．

2．ゴール・ディフェンスは，チーム内の両競技者どちらでも行なうことができる．ゴール・キーパーに競技権があり，両輪がペナルティ・エリア内にあり，両足が自転車のペダル上にある状態で，ゴール・キーパーは片手もしくは両手でゴールを守備する資格が与えられる．

3．ペナルティ・エリア内に位置するゴール・キーパーによってキャッチされたボールは，点線で示されたディフェンスラインを越えて外に投げることは許されず，キャッチしたボールを3秒以内に床に触れさせなければならない．ボールを，ディフェンスライン外のチームのもう1人の競技者の頭や身体，自転車に向けて投げることは許されない．
手で打ち返されたボールが，ディフェンスラインの手前に落ち，そして転がって線を越えた場合，規則違反とはならない．

4．ボールを初めに片手もしくは両手でキャッチしない限り，手で打ち返したボールがディフェンスラインを越えることは許される（2回打ち返した場合も）．

5．手で打ち返したボールが，ディフェンスライン内から転がったか，ディフェンスラインの外から転がったかは問題ではなく，正しい守備を行ない他の競技者が触れた後ゴールに入った場合，得点となる．
したがって，ゴール・キーパーのミスによるオウンゴールの場合を除いて，直接手によるゴールは得点にはならない．

6．ゴール・キーパーはボールを手で捕らえた場合，そのボールを1回だけ床にバウンドさせ，もう一度捕球することが許される．その後，ボールを投げるか，キックしなければならない．

第11項　ペナルティ・エリア

1．試合中は，チームの中の一人の競技者だけがゴール・キーパーとしてペナルティ・エリアに留まることが許される．自転車や身体の一部がペナルティ・エリア内の床に触れた場合，その競技者はペナルティ・エリア内に位置するとみなされる．

2．ボールが相手側のペナルティ・エリア内にある場合，攻撃側チームの競技者の1名だけが，相手側のペナルティ・エリアに乗り入れることができる．競技者は，身体か自転車の一部が相手側のペナルティ・エリア内の床に触れた場合に，相手のペナルティ・エリア内に位置するとみなされる．
競技者がペナルティ・エリア内の床にあるボールを取った場合，その競技者がペナルティ・エリア外にいたとしても，その競技者はペナルティ・エリア内に位置するとみなさえる．
ペナルティ・エリアからゴールラインの後ろに延長されたラインは，ペナルティ・エリアとはみなさない．

3．ボールがペナルティ・エリアから蹴り出され，これによって攻撃側の競技者がボール無しでペナルティ・エリアに残っても，ボールがゴールから遠くにありゴール・キーパーが攻撃側の競技者からいかなる方法でも妨害されなかった場合は規則違反にならない．
攻撃側の競技者がボールを得た場合，アドバンテージが生じず，“オフサイド”とみなされる．相手陣ペナルティ・エリア内にいる攻撃側の競技者は，ペナルティ・エリアを離れた場合にのみ競技権を取り戻す．

4．コミセールが規則違反と決定した場合，この違反は，ミドル・ラインの開始点でペナルティ・エリアのセンター（オフサイドポイント）からのフリーキックで制裁される．

5．ボールがペナルティ・エリア内にあったとしても，攻撃側の両競技者が相手陣ペナルティ・エリア内にいる場合は規則違反とみなされ，オフサイドポイントのフリーキックで制裁される．コミセールのホイッスルの後に守備側チーム1人の競技者によってボールはキックされる．ボールをキックした競技者は一回だけボールを触れることが許される．

6．ゴールエリアはペナルティ・エリアの一部とみなされる．

第１２項　フリーキック

1. フリーキックは，ペナルティ・エリアの外で起こった規則違反に対する制裁である．ボールは，規則違反が起こった地点に置かれるが，フェンスからは少なくとも1m離す．
   規則違反を犯したチームは，コミセールのホイッスルで相手チームがボールをキックするまで，最低4mの距離を保たなければならない．ボールがキックされる前に，この距離が保たれていない場合，新しい規則違反が与えられる．（付表7-図3 – 距離）
   フリーキックがゴールキーパーから4mより近い場合，以下が義務付けられる：ホイッスル吹鳴前に，守備側ゴール・キーパーはペナルティ・エリア内で自陣ゴールラインから15cm以内でゴールラインに並行に立たなければならない．そのゴール・キーパーは相手によってボールがキックされた後にこの位置から離れられる．
   フリーキックは，1度のみ蹴る事ができ，2度目を蹴る前にボールは他の競技者，あるいはその自転車に触れていなければならない．競技者は，ゴールポストや競技場のフェンスに触れたボールに対して2度目のキックをする資格は与えられない．
2. フリーキックは，通常の試合時間が終了（前半終了，試合終了）しても，実施されなければならない．それが“ラストキック”となる．
   “ラストキック”のボールがゴールに直接入るか，守備側のミスでゴールが決まった場合にのみ得点となる．
   フリーキックが時間終了後に行なわれ，正しく守られ，ゴールラインを割った場合は，更なるコーナー・キックは与えられない．両チームの他の競技者は，妨害したり，惑わしたりするような行為は認められない．
   守備の規則違反は，ペナルティ・キックで制裁される．

第１３項　ペナルティ・キック

1. ペナルティ・キックは，競技者自陣側のペナルティ・エリア内の規則違反行為に対する制裁である．
2. 自陣ペナルティ・エリア内での規則違反：
   競技者は，ペナルティ・エリアの床に自転車や身体の一部が触れている場合，規則違反がペナルティ・エリア外でなされても，自陣のペナルティ・エリア内に位置するとみなされる．
3. 自陣ペナルティ・エリア外での規則違反：
   A　自転車から相手競技者にタックルや引っ張るような重大な違反によって相手競技者を止めた場合
   B　競技資格のない競技者が2m以上歩いたり，走ったり，ジャンプしたりして攻撃を避けた場合．
   C　ペナルティ・エリア外で故意に手を使ってプレーした場合
   D　守備の競技者やそのコーチやチームメイトによって故意にゴールを押したり引いたりしてコールを移動させた場合．
   E:　競技者が自転車を保持していない時に，故意にボールを保持あるいは逸らせ，あるいは相手を妨害した場合．
   F:　競技者が空のゴールにおいてボールを蹴る用意ができているときに，相手競技者に妨害された場合．
4. ペナルティ・キックの場合，ゴール・キーパーとボールをキックする競技者を除く全ての競技者は，ボールが置かれているペナルティ・キック・ポイントの後方に位置しなければならない．ホイッスルの合図後，ボールは直接ゴールの方向にキックされなければならない．他の2名の競技者は，どんなことがあっても妨害してはならない．
   ゴール・キーパーではない守備側競技者はボールから4m離れなければならず，攻撃側競技者がボールに向かって行くのとは反対側にいなければならない．他の2名の競技者はボールがキックされた後に行動を起こせる．
   守備側競技者が規則違反した場合は，ペナルティ・キックを繰り返すことで罰しなければならない．攻撃側チームのもう1人の競技者による規則違反は，相手チームに対してフリーキックを与える．
5. ペナルティ・キックは，1度しか蹴ることができず，直接ゴールに向かって蹴らなければならない．ボールを通過したり，攻撃中に止まる事（フェイント）は許されない．
   これに関する規則違反は，フリーキックで制裁される．
   ゴールポストからのリバウンドボールに，ペナルティ・キックをした競技者に2度目のキックの資格は与えられない．
6. ペナルティ・キックに対する守備において，ホイッスルの合図の前には，ゴール・キーパーは前後輪をゴールライン平行で，ゴールライン前方15cm以内に位置しなければならない．
   ゴール・キーパーは，ボールが蹴られた後にこのポジションを離れることができる．
   これに対する規則違反が行われた場合，ペナルティ・キックが繰り返される．
7. 前半または試合が終了してもペナルティ・キックを行わなければならない．もし，ペナルティ・キックを行う前に終了の合図が鳴った場合，コミセールは，ゴール・キーパーが位置についたらキックをするためにホイッスルで合図する．ボールが空中にありゴールにまだ入っていない時に終了の合図が鳴った場合，ゴ

ールは数えられず，ペナルティ・キックも繰り返されない．
試合時間終了の後に行われるペナルティ・キックは，ボールがペナルティ・キックに関わらない競技者の手助け無しにゴールが決まった場合にのみ得点となる．ペナルティ・キックに直接関わる競技者は，キックする競技者と守るゴール・キーパーである．キックをした競技者は，ゴールポストやゴール・キーパーによって止められたボールを，再度キックすることは許されない．
試合終了後にペナルティ・キックが正しく行われ，ゴールラインを越えた場合は，コーナー・キックにはならない．
ペナルティ・キックが正しくない守備で，ゴールに失敗した場合，ペナルティ・キックは繰り返し行われる．
試合終了後のペナルティ・キックが，例えばキックの途中に止まるなどで，正しく行われなかったとしても，さらなる規則違反にはならない．ペナルティ・キックは行われず，試合は終了する．

第14項　ホイッスルの合図

1. 試合の開始，コーナー・キック，ペナルティ・キック，フリーキック，ニュートラルボールにおいては，ホイッスルの合図の後にキックされる．
コーナー・キック，ペナルティ・キックやフリーキックは，1度のみキックすることができ，その後，ボールは他の競技者やその自転車により触られなければならない．キックの後，すべての他の競技者は，競技を続けることができる．
2. ボールはホイッスルの合図の後にキックすることができるが，合図の前にキックされた場合，それは再度行われなければならない．
3. ボールが試合時間中に競技場の外に出た場合，ホイッスルの合図で試合が中断される．ボールは，ボールが競技場から出た位置にコミセールによって置かれる．ボールがゴールラインから出た場合，ボールが出た側のコーナー・ポイントにボールが置かれる．試合はコミセールのホイッスルの合図なしで再開される．
ボールのキックは，ゴールの守備位置に着いたかに関わらず，すぐに競技できる．
4. すべての規則違反において，コミセールはどちらのチームに対してフリーキックやペナルティ・キックが与えられるかを明確に示さなければならない．また，アウトボールとコーナー・キックの場合も同様である．
5. フリーキックやペナルティ・キック，コーナー・キック，ニュートラルボールの合図は，競技者がボールから要求された距離の位置についたらすぐに発せられる．

第15項　不平／不作法な行為／非スポーツ的行為

1. 競技者やチームが不正行為をした場合は，コミセールはイエローカードによって対象者に警告を発する．
不正行為とは下記事例を含む：
   - 一競技者あるいは複数競技者が，コミセールの判定を繰り返し批判した時
   - 対戦相手，パートナー，公式競技競技委員，観客との議論を試みる時
   - 繰り返し手を上げて不当な抗議を示す時
   - 規則違反行為を故意に繰り返し行なう時
   - 正当な理由無く，試合をやめたり，競技場を去ったりする場合
2. チームのコーチやサポーターは，自分のチームに対して有利に相手に対して不利益になるよう，試合の継続を繰り返し妨げ，またコミセールの批判を繰り返す場合，コミセールは試合を中断し，試合時間を止め，対象者を懲戒する権限がある．
また，コミセールは妨害しているコーチや個人にその試合の間は競技会場から退場しているよう要求する権限を持つ．
3. 警告を発しなければならない場合，試合を中断しなければならない．時間は止められ（写真6），対象者に“イエローカード”を示される．
コミセールはイエローカードの理由を競技委員に報告しなければならない．競技委員は，警告内容と残り時間をアナウンスしなければならない．電子標示タイム・パネルがある場合，時間をアナウンスしない．その後，コミセールは試合を再開する．
4. 同一の試合中に競技者が二度目のイエローカードを受けるような行為をした場合，コミセールは第2部第15項3．に基づいて行動しなければならない．
その後コミセールは，当該競技者にレッドカードを見せ，当該者は競技場から退場しなければならない．
相手チームが既にそれ以上に有利なスコアでない限り，その試合は相手チームの5対0とされる．
5. 極度のスポーツマンらしからぬ行為があった場合，当該競技者は事前の警告無しに直接レッドカードを与えられる．
スポーツマンらしくない行為とは：
   - 相手競技者を押し倒したり，自転車から引きずり落とすような乱暴な方法で，相手を止めたり捕まえたりした場合(緊急停止)
   - 競技者，判定員，コミセール，観客に対する暴力行為

- コミセールを侮辱した場合
- コミセールにボールを投げつけたり蹴りつけたりした場合
- コミセールに，わざと自転車で突っ込んだり押したりした場合

このような場合，試合は中断され，試合は，相手チームが既にそれ以上に有利なスコアでない限り，そのチームは0対5で負けになる.

6．警告の後はイエローカードが示されなければならない.

第16項　競技者とチームの負傷と出場停止

1．不参加や遅刻をした場合は，チームの失格のみならず以下のような手続きが取られる：
2．試合開始の合図があった時に，チームの両競技者が競技場内にいない場合，このチームは，0対5で試合に負けたとみなされる.
3．そのチームが試合に遅れた原因が不可抗力である場合には，競技委員は，試合順序を変更することを許される.
4．競技会場に遅れて到着したチームのグループの試合がすべて終わっていなかった場合，そのチームは残りの試合に参加できる．しかしながら，参加を逸した試合は0対5で負けとして数えられる.
5．トーナメントやリーグ戦に現れず大会を中断したチームは，すべての試合を0対5で負けたものとする.
6．第2部第15項4．によって出場停止となったチームや競技者は，その競技者やチームは続く試合で試合を続行できる.
7．第2部第15項5．によって出場停止となった競技者は，その後の続く2試合に出場することが許されない．その競技者は，補欠競技者に代役を務めてもらうことができる.
事実が非常に重大な場合，対象者に対してUCI規則第12章“懲戒および手続き”に従った手続きが始められる.
8．チームの両競技者が第2部第15項5．により出場停止になった場合，そのチームのすべての試合はキャンセルされる．そのチームは順位や賞から除外される.
9．選手権戦や順位決定戦において，チームの両競技者が第2部第15項5．により出場停止になった場合，既に得た勝ち点ははカウントされる．残りの試合は，0対5で負けとなる.
10．怪我，病気，補欠競技者がいないためにチームが試合を中断した場合，その時点までの試合結果はカウントされる．残りの試合は，0対5で負けとなる.
11．もし，競技者が手を上げて怪我をしたことを示した場合，コミセールは攻撃が終了した後に試合を中断することができる.
コミセールがはっきりと傷害を確認することができないとき，彼が彼の合図に気付いたことを示す合図を手を上げて示さなければならないが，試合を止めるという義務はない．コミセールはその障害が，損傷した自転車のような種々の理由による虚偽のものでないことを確認しなければならない.
コミセールが真の傷害があるという結論に達したなら，試合を中断しなければならない．責任者あるいは医師に競技場内に入ることができる合図を与える．責任者，医師あるいは医療サービスに所属する者が競技場に入るように許可される.
コミセールが挙手することにより合図する以前に責任者あるいは医師が競技場に入った場合，当該チームはペナルティ･キック（4m）により罰せられる.
傷害による時間中断の間，自転車を交換すること，フェンス外（コーチング･ゾーン）で修理することができる．すべての規則違反を認め，あるいは状況を明らかにするためにラインマンは非常に厳正にこれらの行為に従うものとする.
12．競技者が重症を負い競技場を離れた場合，直ちに補欠競技者が代わることができる．競技は5分以内に再開されなければならない（タイム中断）．特別な場合，コミセールは最大10分まで中断タイムを延長できる.
負傷した競技者は，補欠と交代した後も，コミセールあるいはチーフ･コミセールに通告した後に協議を継続することができる．同一競技者が再び負傷した場合，この競技者は再び競技に参加することはできない．最初のチームの1名の競技者は常にチームに残っていなければならない．他の競技者は競技場を離れることは許されない.
負傷中断中に，相手チームの関係メンバーは競技場に入ることは許されない．彼らはフェンスの後方に止まらなければならない.

第3部　成績／ポイントによる格付け／異議申立

第1項　成績

1．すべての有効なゴールは，得点として数えられる.
2．各々の有効得点後と前半終了と試合終了時に，得点が明瞭に通告されなければならない.
3．ゴールはその得点時に，競技委員のセクレタリによって記録されなければならない.

競技者と観客のために，スコアボードにその時点での得点が標示されなければならない．

4．試合の勝者は，もっとも多く得点を上げたチームである．両チームが同点の場合，試合は引き分けで終わる．

第2項　勝ち点による順位付け

1．各試合において，勝者チームに勝ち点3を与える．引き分けで終わった試合は，両チームに勝ち点1を与える．敗者チームには勝ち点は与えられない．

2．トーナメントや選手権の結果は，各チームの勝ち点の合計によって計算される．

3．予選などが行われる場合，そこで与えられる勝ち点は当該ラウンドにおいてのみ計算される．しかしながら，事前に参加者に知らされている場合，予選や準決勝からの勝ち点を合計できる．

4．勝者は，勝ち点合計が最も多いチームである．

第3項　同点／決定戦

1．（数日にわたる大会や競技会）勝ち点が同点の場合，得失点差で順位が決定される．得失点差は，得点から失点を引くことによって計算される．このゴール差（得失点差）は，プラス，マイナス，ゼロになる可能性がある．

得失点差の同じチームが出た場合，総得点数の高いチームが上位となる．

それでもなお結果が同じ場合，次のラウンドへ進出，または，昇格や降格を決定するために，第1部第13項3．に従って決定戦が行なわれなければならない．

2．（選手権大会や国内，国際大会の最終ラウンド）第1位を争う2チームの勝ち点が同じだった場合，まず第1部第13項3．に従って決定戦が行なわれる．その試合の結果が同点の場合，第3部第4項に従い，ペナルティ・キック戦により決定する．

第1位を争う2チーム以上が同じ勝ち点の場合，これらのチーム間での試合成績が考慮される．この成績評価で上位の2チームが，第1部第13項3．に従って決定戦を行なう．この試合の結果が同点の場合，第3部第4項に従いペナルティ・キック戦が実施される．

上記の成績評価後，3チーム以上の勝ち点が同じ場合，得失点差の大きい2チームが1位と2位になる．

得失点差においても同じ場合，総得点の多いチームが勝者となる．

上位の2チームが勝者を決めるために第1部第13項3．に従って決定戦を行なう．この試合の結果が同点の場合，第3部第4項に従いペナルティ･キック戦が実施される．

さらに，得失点差が3チーム以上において同点だった場合，決勝ラウンドの全成績により首位者を決める．

得失点差において最高の2チーム間で，もし3チーム以上の間で得失点差が等しい場合には総得点の大きい2チーム間で第1部第13項3．に従って決定戦を行なう．この試合の結果が同点の場合，第3部第4項に従いペナルティ・キック戦が実施される．

これらの試合の対戦順序はキックオフ権と同様に抽選により決められる．

この決定戦で最も高い勝ち点を上げたチームが勝者となる．

決定戦の後，再び2チーム以上の勝ち点が同じだった場合，第3部第4項に従ってペナルティ･キック戦が実施される．

各ペナルティ・キック戦で勝ったチームは勝ち点3，負けは勝ち点0が与えられる．最も高い合計勝ち点を上げたチームが勝者となる．

まだ勝ち点が同じだった場合，勝者は得失点差が一番高いチームで，それが同じ場合，総得点が一番多いチームである．すべてがまだ同じ場合は，勝者が決まるまでペナルティ・キック戦が続けられる．

決定戦に参加するチームは，これらの決定戦終了後に順位を決定される．それ以外のチームは，勝ち点，得失点差，総得点によって順位が決められる．この方法で結果が同じ場合，直接対決の試合を考慮する．それが引き分けの場合，次のラウンドへの進出や昇格や降格で重要な場合，決定戦が行われる．

3．（世界選手権大会-大陸選手権大会/　ワールドカップ-コンチネンタルカップ）これらの大会中においては，すべてのメダル順位を決めるために第3部第3項2．に従った手順が実施されなければならない．

メダルを争わないチームは，勝ち点，得失点差，総得点に従って順位付けされる．この結果が同じ場合，直接対決の試合結果によって決められる．それが引き分けで終わっていた場合，決定戦が実施されなければならない．

第4項　ペナルティ・キック

1．決定戦の結果，2つより多くのチームの勝ち点が同じだった場合，ペナルティ・キックが実施される．初めのペナルティ･キック･ラウンドは各チームの各競技者によって2回ずつ相手ゴールに対してキックされなければならない．

2．コミセールは，抽選によって先攻のチームを決める．各チームは初めにキックする競技者を宣言し，そして交互にキックをする．各チームは，相手のゴールに向かって同じ順番でキックをしなければならない．

ゴール・キーパーは，チーム内で変更出来る．

３．勝利チームは勝ち点3になる．初めのペナルティ・キック・ラウンドで勝者が決まらない場合，勝者が決まるまで各チーム1回ずつのペナルティ・キックにより続けられる．

第5項　異議申立て

１．事実やコミセールの決定に対して異議申立てをすることはできない．
同様にコミセールの割り当てに対する異議申立てもできない．

２．組み合わせやグループ分け，試合日程，試合順に対する異議申立ては，それを受け取った直後に提出されなければならない．

３．競技場，ボール，ゴールなどに関する異議申立ては，試合の始まる前に提出されなければならない．

第９４条（サイクルフィギュア規則）

第1項　競技種目

１．１　競技種目は男子シングル競技，女子シングル競技の個人競技とする．

第2項　競技大会

２．１　国内で開催される競技大会は本競技規則によるものとする．

第3項　競技者の服装

３．１　競技者の服装はTシャツ，シャツ，ブラウスのいずれか，ショートパンツ，ロングパンツのいずれかを身に着け，シューズは底の薄いスポーツシューズを使用しなければならない．

第4項　競技場

４．１　競技場の広さは11×14mとする．以上の寸法は境界線の寸法を含めたものである．

４．２　コートの中央には3種類のサークルが描かれていなければならない．このサークルは直径0.5m（スモール・サークル）・直径4m（4mサークル）・直径8m（8mサークル）とする．

４．３　ラインはすべて3～5cmの太さで描かれ，コートの色彩に合わせてラインの色を変えることができる．

４．４　サイクル・サッカーのゴールとフェンスおよびその他の障害物はライディングエリアから50cm以上離さなければならない．

４．５　ライディングエリア内，ならびにその周囲のコンディションを審判員と大会役員はチェックし可能な限り良好な状態にしておかなくてはいけない．

第5項　サイクル・フィギュア用自転車

５．１　サイクル・フィギュア用自転車は，次の規格により製作されたものでなければならない．

① クランク：クランクシャフトの中心からペダルシャフトの中心までの長さは130～170 mmとする．．

② ハンドルバー：ハンドルバーのグリップエンドは丸く閉じていなければいけない．グリップの代わりにテープを巻くことは許される．

③ サドル：サドルの大きさは長さ最大300mm ，幅最大220mm，ベンド高60mmとする．

④ ホイール：フロントホイールとリアホイールは同じ直径のホイールを使用しなければならない．46cm高以上のフレームでは直径が24インチ以上，50cm高以上のフレームでは直径が25インチ以上のホイールを使用しなければならない．

⑤ ギア：ギアの歯数はフロントギアがリアギアよりも少なくてはいけない．

⑥ ドーン：ハブ軸の両側に50mmまでのドーンを付けることが許される．

⑦ その他：その他補助となるものは一切許されない．

第6項　年令区分

６．１　日本国内競技においては各競技会で年令区分を設ける．

第7項　演技時間

７．１　演技時間は6分間とする．

７．２　演技経過時間は1分毎に自然な音で競技者に知らせなければならない．演技終了時にはその音を2度連続で鳴らし競技者に知らせ，「タイム」と言葉でアナウンスされなければならない．

７．３　2コート以上で行なわれる競技会においては，各コートでその音色を変えなければならない．

第8項　課題の数

８．１　採点用紙に申請できる課題の数は28種目までとする．

第9項　採点と採点用紙

９．１　プログラムの採点は難度点と実施点によって決定する．各競技者の持ち点は各課題の難度点と基本点とからなり，基本点は競技者全員に200 点が与えられる．持ち点から難度減点と実施減点が差し引かれた点数がそれぞれの競技者の得点になる．

９．２ 課題リストにあるもの以外はプログラムに取入れることはできない．課題リストに上げられているものであればどれを選ぶのも順番も競技者の自由である．同じ課題リストグループのプラクティス NO' a),b) etc. の中からは一つしか選ぶことができない．したがって，採点用紙に上げられるのは同一の課題からは一つだけである．採点用紙には，課題NO',プラクティスNO',課題名，ポイントを正確に記入し，計算されて

いなければならない.

９．３ おのおのの審判員は競技開始前に必ず各競技者の採点用紙をチェックしサインしなければならない．もし採点用紙に間違いがあったときには審判員は競技者の了解を得て訂正しなければならない．このような採点用紙上の間違いはすべて競技者自身の責任となる．審判員によるチェックが終った後は採点用紙の変更は認められない.

９．４ 提出された採点用紙に則した演技を行なわなくてはいけない（課題の順序，方法等）．おのおのの課題は各課題の解説にあるように正確な姿勢で演技されなければならない.

９．５ 演技実施中，競技者は自転車から下りることは許されない.

９．６ すべての競技会には前ページの採点用紙を使用しなければならない.

第10項　審判員の任命

１０．１ 国内競技大会においては連盟が責任を持って任命しなければならない.

第11条　各競技会における審判員の構成

１１．１ 国内の競技大会における審判員は以下のように構成されなくてはならない．審判長1名，アナウンス審判員2～4名，記録審判員1～3名，時計審判員1名.

１１．２ 審判員は長い方のサイドラインの外側に位置し，審判長と時計審判員，アナウンス審判員と記録審判員がそれぞれ隣同士に位置しなければならない.

第12項　審判員の任務

１２．１ 審判長は各採点用紙の採点結果をチェックしサインしなければならない．そしてそれによってその採点用紙が成立する.

１２．２ 審判長は特別な異常や妨害が起こった場合に備えて常に演技を注意深く観察しなければならない.

１２．３ 記録審判員は演技者の課題プログラムを順番に読み上げる．アナウンス審判員は難度減点と実施減点をチェックするために演技を観察し，それぞれの課題が正確に実施されたか，または減点がどうであったかを記録審判員にアナウンスする．記録審判員はアナウンス審判員からのアナウンスをすべて採点用紙に記録する.

１２．４ おのおのの審判員はその採点に全責任を取り，それに対して採点用紙にサインしなければならない.

１２．５ 演技終了後，審判長が各審判グループの採点用紙をチェックし，明白な採点エラーと判断されたときには審判員全員で協議しなければならない.（これは次の演技者が演技を行なう前までに決定される．）

１２．６ 審判長は各審判グループの平均を小数点第二位まで算出し，もう一度計算が正しく行なわれているか確認し，サインしなければならない.

１２．７ 審判長はその結果を正式に公表する責任がある．もし同点の結果がでた場合はその演技の内容の充実度を持って審判員全員で順位を協議する．この場合，得点は同点として公表する.

第13項　審判員の責任

１３．１ 採点において各審判員は規則に則して責任を持って判断し，だれからの影響も受けてはいけない．そして，すべての審判員は絶対的な中立の立場を守らなくてはいけない.

１３．２ 一度公表された結果には審判員全員が責任を持たなければならない.

１３．３ 得点は正当な異議申し立てにおいてのみ審判員の協議によって改めることができる．これは審判長の処理によらなければならない.

第14項　指示

１３．４ 課題の順序を外部から指示することは許されない．この規則を審判長が守らせるよう努力し，この規則の違反については審判員全員の判断に委ねられる.

第15項　音楽の伴奏

１５．１ 大会本部は，演技のためのB.G.M.を準備しなければならない．もし競技者が特別の伴奏を希望するのであれば，競技者自身が準備しなければならない.

第16項　演技の一時停止

１６．１ 突然の事故，病気等が発生し演技，審判の続行に不都合が生じた場合，時計を一時止めることができる.（この場合腕を高く上げる）　この場合審判長は直ちにタイムを確認し時計を止め，演技続行が可能かどうかを決定しなければならない．この場合のタイムは通常の残り時間で行なう.

１６．２ けがや病気の場合でドクターの診断が必要と思われる場合にはドクターに診断してもらう.

１６．３ このような場合でも演技が続けられたり競技者自身の過失によるものでなかったら，その減点は審判員の判断により取り消さなくてはいけない.

第17項　結果の公表

１７．１ 採点結果が計算されたらすぐに公表されなくてはいけない．また，演技が終るたびに順位表も公表されなくてはいけない．採点用紙は演技終了後に競技者に返却しなければならない.

第18項　異議申し立て

１８．１ 採点に対しての異議申し立てはいかなる場合もできない．ただし計算上のエラーについてはこのかぎり

ではない.

18．2　この異議申し立ては採点用紙返却後20分までとし以後は無効とする.

第19項　　採点細則

19．1　以下に定める細則は難度採点，実施採点を遂行する上での基本となる.

第20項　　難度採点

20．1　難度審判員の権威は次のものとする.

a）　採点法における論評.

b）　課題リストにおける論評.

c）　各課題のイラストと解説.

d）　減点の遂行.

20．2　採点の始まりは競技者が基本姿勢から「スタート」と声をかけたところから始まる．基本姿勢とは各課題に解説されている姿勢であり，それらの解説から逸脱することは減点となる.

a）　スクワットジャンプ，ターンジャンプ　- - - - - -　-100%

b）　その他の課題　- - - - - -　-50%

20．3　すべての課題は採点用紙に書かれた課題NO' の解説に合致していなくてはならない.

- - - - - -　-100%

20．4　すべての課題の始まりはその課題の姿勢に完全に付いたときであり，グリップがフリーハンド，ワンハンドの場合は手が真横に上がったときとする．一つの技が完結されなかった場合にはそれぞれ50% あるいは100%の減点になる．例えばサークルでの技で半周以上は行なったが一周は完全に行なえなかった場合は50% の減点になり半周以上も行なえなかったときには100%の減点になる．スチルスタンド系の技は3秒，ターンジャンプ・スクワット・移行系の技では技の開始よりクランクが一周した時点で完結したと見なす.

20．5　すべての課題は開始から終了まで身体が伸ばされていなくてはならない．そのストレッチの程度によって　- - - - - -　-100%

- - - - - -　-50%

20．6　課題の順序が間違ったとき　- - - - - -　-100%

この減点は競技者が飛ばした演技をやり直しても残る.

20．7　演技の終了とは持ち時間の終了，もしくはプログラム最後の課題を終了したときとなる．演技終了後は直ちに自転車から下り終了しなければならない.

第21項　　実施採点

21．1　実施採点の基本を以下に取りまとめる.

a）　競技者には実施点として 200点の基本点が与えられる.

b）　課題リストの解説に従い演技されてない場合減点となる.

c）　実施採点ではプログラム実施中の実施減点に該当するすべてのものが減点の対象となる.（各課題間についても減点の対象になる）

21．2　実施採点における減点は次の場合である.

a）　不安定な実施

b）　ドライビングエリアから出た場合

c）　床に足を着いた場合

d）　許されないものを支えとして触れた場合

21．3　わずかな姿勢の乱れに対する減点1a.（－0.2　　×）

この減点は一つの課題における同じミスには一度しか課せられない.

a）　腕や指先がしっかり伸びていない

b）　脚と足首がしっかり伸びていない

c）　無駄な腕の動きがある

d）　上体の姿勢が悪いとき

e)　不安定な走行

f)　スピンのスポットが50cmの枠を越えた場合

g)　自転車の動きの後,ステップの補正，最後の演技グループにおけるホッピング

21．4　姿勢の大きな乱れに対する減点1b.（－0.5　　～）

この減点は一つの課題における同じミスには一度しか課せられない.

a)　ペア競技における同時性の乱れ

b)　スムーズさに欠けたペダリング

c)　エイトサークルを描いたときに二つのサークルの大きさが異なった場合.

d)　エイトサークルを描いたときに二つのサークルが正対していない場合.

e)　自転車の進行方向に対する身体の方向が悪いとき.
f)　サークルとエイトサークルの中心がライディングエリアの中心からずれたとき.

21．5　技術的な減点1c.（－0.5　　～）
この減点は一つの課題における同じミスには一度しか課せられない.
a)　ライディングエリアからでた場合
b)　サークルを描くときにミドルサークルの中に入った場合.
c)　エイトサークルを描くときにインナーサークルを通過しなかったとき.

21．6　技術的な減点1d.（－0.5　　～）
この減点は同じ課題における同じミスには一度しか課せられない.
a) 演技終了時，あるいはタイムアウトの時に正しく自転車から降りない場合

21．7　技術的な減点2.（1.0　　／）　この減点はそのつど減点される.
a)　フリーハンド演技実施中にハンドルやフレーム，あるいはパートナーに片手または両手で触れて再び走行した場合.
b)　ウィリー系と移行系の演技中に前輪が一旦床に触れて再び上げて走行した場合.
c)　足が床に触れた場合.（1秒以内）
d)　ターンジャンプ系とスクワット系の演技中に脚や足がフレームやハンドルあるいはサドルに触れた場合.
e)　ターンジャンプの終了時に足がペダルを捕える前にフレームに触れた場合.
f)　パートナーにもたれかかった場合.
g)　参加者が最後に立っているが，自転車は床に倒れている（最後の演技グループ）.

21．8　技術的な減点3.（3.0　　○）
この減点は競技者および過失の種類ごとに，そのつど減点される.
a)　落車したり床に立った場合.
b)　自転車とパートナー以外のものにしがみついた場合.
c)　ペア競技の二台から一台に変更するときに，競技者の関係者がライディングエリアの中に入った場合.
d)　ペア競技の二台から一台に変更した時に，一台の自転車をライディングエリアに残した場合.
e)　参加者は最後に立っていない（最後の演技グループ）.

21．9　もしクロス（×），ウェーブ（～），ストライプ（／）の減点とサークル（○）の減点が重なった場合にはサークル（○）のみの減点となる.

第22項　　補足

22．1　第1項　演技のプログラムは定められた課題リストから選び出さなくてはいけない．この場合，おのおのの課題ブロックから一つの課題だけしか選び出すことができない.

22．2　ターニングハンドルバー，スチルスタンド，ターニングジャンプ，スクワット，ターン，スピン，移行等の課題についてはドライビングエリア内であればどの地点で行なっても良い．これら以外の課題についてはサークルで描くかエイトサークルで描くか採点用紙に明記しなければならない．もしこのことが明記されていなかったならばサークルで行なうものとする.

22．3　課題リストにフリーハンドの指示のない課題については，フリーハンドで行なうかどうかは競技者に任される．課題リストに明記されているものはハンドルバーやフレーム等その他のものに手で触れてはいけない.

22．4　すべての課題は課題リストに示されているように正しい姿勢で行なわなくてはいけない.

22．5　バックワード（backw.）と記していない課題についてはすべてフォワード（forw.）とし，前方に進むものとする．フォワードかバックワードかの判断は自転車本体の進行方向により判断する．ただしウィリー系の課題については競技者自身の顔の方向で判断する.

22．6　演技の始まりは両輪を床に付けたレギュラーシート・forw.から競技者自身の「スタート」のかけ声によって始まるものとする．この時のレギュラーシートとは両手でハンドルグリップを握り，両足がペダルに置かれた状態を指す.

22．7　サークルとはセンターポイントを中心にした直径4m以上の円を描くことであり，4mサークルの中に入った場合はその部分を演技の対象から外される.

22．8　エイトサークルとは直径4m以上のサークルをセンターポイントを対称軸に二つ描くこととする.

22．9　ベンドスタンドとは頭，身体，脚が一直線にならなければならない.

22．10両輪での課題（ウィリー系以外）では常に両輪が床に接触してなければいけない.（各課題間に置いては問題ではない）

22．11ウィリー系の技では後輪だけで演技しなければならない.

22．12スチルスタンド系での演技は三秒以上静止しなければならない.

22．13スクワット演技中，脚はフレーム，ハンドルバーに触れてはいけない.

22．14シザースジャンプ，ターンジャンプは下肢がハンドルバー，フレームを支えとして触れてはいけない．

22．15移行はウィリー系での演技から次の演技に移る（または逆）時の技でありその間は脚を付いたり前輪を降ろしたりはできない．また，移行の前の技と移行後の技のポジションを続けて正確に取らなくてはいけない．もしウィリー系の演技に続くものであればそのウィリー演技を省くことはできない．

22．16ターン，スクワット，シザースジャンプ，移行の始まりと終りは，それぞれの課題リストの解説に従うとともにクランクペダルが一周した時に成立する．

22．17ウィリー・スピンは後輪の支点が直径50cm以内に納まらないといけない．この採点の始まりはこのスポットに入ったときから始まる．ウィリー・スピンは少なくとも三回転以上行なわないといけない．

22．18課題における略号は次のように定める．

1 leg.	- - - - -	片足でペダルを回す	reg.	- - - - -	レギュラー
frh.	- - - - -	両手放し	rev.	- - - - -	リバース
backw.	- - - - -	バックワード	frt.	- - - - -	フロント
8	- - - - -	エイトサークル	P.	- - - - -	移行

22．19実施採点時における減点の略号は次のように定める．

×（クロス）	- - - -	第21条　第3項
～（ウェーブ）	- - - -	第21条　第4項～第6項
／（ストライプ）	- - -	第21条　第7項
○（サークル）	- - - -	第21条　第8項

第１９章　　ＢＭＸ競技規則

第95条（BMX規則）

BMX競技は，UCI BMX規則による．

1．一般規則

(1)　参加者の年齢

1. 競技者のカテゴリは，競技大会の開催年と競技者の生年の差によって定義される競技者の年齢により決定される．
   UCI 認可の BMX 競技に参加する競技者の最低年齢は 5 歳とする．最少年齢 5 歳は，レース開始日における暦上の実年齢とする．
2. BMX 競技は，エリートとジュニア・カテゴリから構成されるチャンピオン・レベルとチャレンジ・レベルおよびマスターズ・レベルの 3 つの競技水準に区分される．
3. 17 歳以上の競技者は，シーズン開始時，該当する年齢および性別グループにおいて，チャンピオンシップ，チャレンジまたはマスターズのいずれかのレベルで競技することを選択できる．競技者は同じシーズン中にはチャンピオンシップおよびチャレンジの両方レベルに参加することはできない．競技者ライセンスは競技者のカテゴリを示さなければならない．
4. 2013 年より，競技シーズンは 1 月 1 日に始まり，12 月 31日に終了する．

(2)　統合規則

1. 5 名の競技者はひとつのカテゴリを構成する．
2. あるカテゴリへの参加登録が 5 名未満の場合には，これらの競技者は，1つ上の年齢カテゴリに統合される．しかしながらクルーザー・カテゴリの最長年齢の 34 歳以上では，1 つ下のカテゴリに統合する．
3. 参加予定人数が不足しているカテゴリをこの規則に従って統合することができない場合は，当該カテゴリは行わない．
4. 5 名の競技者に不足しない参加登録があった場合，それより少ない競技者しか来ない場合も当該カテゴリは実施する．1 つのカテゴリに 5 名以上の競技者が登録し，レース当日に現れた場合には，負傷または病気によって実際に競技する競技者数が必要人数を割った場合でも，カテゴリの統合は行わない．
5. チャンピオンシップクラス相互あるいはチャレンジとチャンピオンシップクラスは，UCI 登録レースにおいて下記を原則として統合できる：
   - 主催者はテクニカル・ガイドおよびその国内連盟および競技者への通信において，クラスの組み合わせを発表する．
   - リザルトはリザルト要約に基づいた2つの別個のクラスに分割される．
   - 競技者は，別個リザルトにおける順位と一致するランキングポイントを得る．
   - 競技者は，別個リザルトにおける順位と一致する賞金を授与される．

クラス1イベントの組み合わせ例 エリート女子とジュニア女子:

レース結果（順位）	競技者のカテゴリ	UCIランキングポイント・ジュニア女子	UCIランキングポイント・エリート女子
1	ジュニア女子	30点（WJ1位）	
2	エリート女子		30点（WE1位）
3	ジュニア女子	30点（WJ2位）	
4	エリート女子		30点（WE2位）

6. 統合規則による場合を除き，いかなる競技者も，UCI 登録レースにおけるその年齢または性別グループ以外のグループで競技をすることはできない.

2. 技術代表

JCF が指名する技術代表とは:

1. 主催者の責任を侵害することなく，大会の準備と競技面を監督する.
2. JCF 本部と JCF(BMX 委員会)間の連絡役となる.
3. 会場の事前査察を行い，主催者と会談し，JCF(BMX 委員会)への査察報告書を速やかに作成し，報告書の写しを主催者に提供する.
4. 会場査察報告書からの勧告が適切に満たされたと保証するために，大会に至るまでの間主催者を監督しフォローする.
5. 最初の公式トレーニング期間に先立って会場に行き，チーフ・コミセールおよび主催者と合同して会場および走路の査察を実施する;トラックおよび変更の最終決定は技術代表の責任による. 技術代表の指名がない場合，これはチーフ･コミセールに課せられる.
6. JCF への総合大会報告書を作成； 主催者のために報告書の写しを作成する.
7. コミセール・パネルの仕事に関し秘密報告書を作成する.
8. チーム/競技者会議を調整する.

3. 競技

(1) 競技

1. 競技大会に参加登録した競技者は，その年齢，性別，自転車形式および競技水準に従ってクラス分けされる. 二つの部門が認められる: BMX レースおよび BMX タイムトライアル.
2. BMX レースにおいては 2 つの自転車形式が認められる： 当条項8.(2)の規定により，スタンダード 20 インチおよびクルーザー24 インチ. BMX タイムトライアルはスタンダード 20 インチのみにより行われる.
3. BMX レースは 3 段階で構成される； モト，予選ラウンド(参加者数により 1/32, 1/16, 1/8, 1/4 および 1/2 決勝)，および決勝.

   モトは 3 ラウンドに細分され，その終了時に総合で最良の成績を収めた競技者が予選ラウンドに進出する.

   予選ラウンドはレースの除外段階である. 決勝から離れる度合いに応じて相互に区別される，いくつかの段階に細分される(参加者数により 1/32, 1/16, 1/8, 1/4 および 1/2 決勝).

   最終段階は決勝である.

   9 人未満の競技者が 1 つのカテゴリを構成している場合，3 回のモト終了時のスコア総計が最終結果を決定する，3 回モト・システムがある.

   BMX 競技会の終了時に，最終結果を明確にし，UCI ランキングポイントと賞金を与えるため使われる最終順位が決定される.

   競技の最終順位（結果要約）は次により決定される:

   1. 到達した段階 （決勝，½決勝，¼決勝，1/8決勝，1/16決勝，1/32決勝，モト）;
   2. 到達段階での順位;
   3. 到達段階での合計ポイント;
   4. 最終走のタイム，同等の場合は，その前の走行タイムを考慮する.

   タイムによっても同等の場合は，それらの競技者は同順位とする.

   複数クラスを統合した場合，この結果要約は 2 つのクラスの結果分割とカテゴリ毎の分割結果作成に使用される.
4. BMX タイムトライアルは，タイムトライアル予選およびタイムトライアル・スーパーファイナルの 2 段階で行う. 各段階は 1 回の走行で構成する. スーパーファイナルへの参加資格を得る競技者数は，各カテゴリにおける参加登録数に因る. タイムトライアル・スーパーファイナルは最終段階であり，タイムトライアル結果を決定する.

参加登録数 24 以上　　上位 16 人がタイムトライアル・スーパーファイナルに
参加登録数 16-23　　上位 8 人がタイムトライアル・スーパーファイナルに
参加登録数 12-15　　上位 6 人がタイムトライアル・スーパーファイナルに
参加登録数が 12 以下の場合，タイムトライアル予選でタイムトライアル結果を決定する．この場合，タイムトライアル・スーパーファイナルは行わない．

(2) 練習

1. ライセンスを持った競技者として大会に公式参加登録し確認をするまでは，いかなる競技者も競技日にトラックに入ることは許可されない．
2. 競技大会において最少 1 回の公式練習をレースに先立ち行わなければならない．各カテゴリあるいはその他の指定グループに別々の練習時間を割り当てる．各グループには，全競技者がゲート・スタート練習を含み最少 4 周回することができるだけの最少時間を与えられる．
3. 練習終了後，コミセールは必要であればチーム監督会議を招集する．この会議の目的は，チーム監督と競技者にレース中に有効な補足規則とレースの一般運営に関する詳細指示を伝えることである．

(3) レース・スケジュール

1. レースのスケジュールは，UCI 規則に規定される手順に従い設定する．
2. レース・スケジュールと順番はスタート･リストとして情報板に掲示する．情報板に掲示されるスタート･リストには下記を示す：
   a. 各競技者の氏名，UCIコード，国およびプレート番号
   b. レース番号;
   c. 競技者が進出する予選ラウンド;
   d. 各モトにおけるスタート位置．

(4) 進出およびスコアリング

1. モトにスタートしなかった競技者は，"Did Not Start (DNS)"（スタートせず）として記録される．進出資格を決定するために，スタート･リスト上の競技者数より 2 ポイント多い点を与えられる．
2. 2 回以上モトにスタートしなかった競技者は進出資格を得られない．進出システムは UCI 規則第 6 部付属書 1 において説明される．
3. 進出あるいは順位付けにおいて同点が生じた場合，前予選ラウンドにおける順位で決定し，さらに決しない場合は下記による：
   A. 降順で第3，第2，第1モトのフィニッシュ結果．
   B. タイムトライアルの結果あるいは達成ラップ．
   C UCIランキング
4. 当てはまる場合，各モトでは，競技者は，レースでの自己の着順に等しいポイントを得る．すなわち，1 位の競技者が 1 ポイントで，8 位の競技者まで同様に計算し，8 位の競技者が 8 ポイントを得る．モトで獲得した合計ポイント数が最も少ない競技者が，UCI 規則第 6 部付属書 3 に示されている規則に従って次の段階の競技に進出する．
5. 予選ラウンドでは，4 位まででフィニッシュした競技者が次の競技段階に進出する．
6. モトにおいてスタートはしたが，完走しなかった競技者は "Did Not Finish (DNF)"（フィニッシュせず）として記録され，そのモトで出走した競技者の数に等しい得点を得る．この競技者は，進出資格を有する．
   スタートしたが，コミセールにより最下位に降格された競技者は，「降格（REL）」として記録され，モトにスタートした競技者数に 2 を加えたスコアを与えられる．
7. 1 名あるいはそれ以上の競技者が決勝においてスタートしない場合，スタートせず(DNS)と宣言される．
   IRM（無効レース序列）の順
   1. DNF
   2. REL
   3. DNS
   決勝においてDNF，RELまたはDNSが多数の場合，各グループ内における順位基準は下記のとおり：
   1. 前段階における順位;
   2. 前段階の最終走におけるラップタイム;
   3. タイムトライアルの結果．

(5) スコアリング(成績判定)方式

BMX 競技には下記のスコアリング方式を用いなければならない：

1. 写真判定
   写真判定は，1/1000 秒以上の分解能のある装置に限定される．
2. 計時トランスポンダによるスコアリング

ステージング・オフィシャルは，供給されたトランスポンダが正しく取り付けられていることを確認するために，競技者の自転車を点検しなければならない．とはいえ競技者は，レース中にトランスポンダが正しく取り付けられていることに単独で責任がある．
各レースにおいて全競技者のフィニッシュ・ライン通過順と競技者がレースをフィニッシュしない場合(DNF)を記録する計時オペレータが存在しなければならず，チーフ・コミセールは計時オペレータに対し，競技者のフィニッシュ結果を直ちに確定しなければならない．

3. 光線(光電素子).
4. フィニッシュ・ライン・ビデオ・カメラ装置によるスコアリング
ビデオ・カメラ装置は，フィニッシュ・ラインの一直線上に地表高さあるいは直上に設置しなければならない．ビデオ・カメラは走路表面においてフィニッシュ・ラインの妨げられない視野を持たなければならない．ビデオ・カメラの視野の背景は，再生時の清明さを阻害したり，再生施設における映像を混乱させたりしないよう，クリアでなければならない．
加えて，競技者のナンバー区別を容易にするために，正面位置に追加カメラを置く．前述の各場合に，装置は微速での逆再生・再生の能力が要求される．同様に装置はカラー再生できるものとする．
5. フィニッシュ・ライン・コミセール
各レースにおいて全競技者のフィニッシュ・ライン通過時の着順を記録する責任を有する，5 名以上の有資格フィニッシュ・ライン・コミセールを配置しなければならない．各レースの公式着順は，フィニッシュ・ライン・コミセールの単純な多数決で決定される．公式のフィニッシュ結果は，モト・シートに表示のためにコミセール・パネル・セクレタリに伝達される．

(6) ステージングおよびゲート・ポジション

1. モトのゲートにおけるスターティング・ポジションは，下記の表にに従って決定され，スタート・リスト上に示される．資格獲得段階（1/32，1/16，1/8，1/4 および 1/2 決勝）および決勝におけるゲート・スターティング・ポジションは，下記のうち 1 法により決定する：
   A. 前段ラウンドのラップ・タイムあるいはタイムトライアルによる振り分け(最速の競技者がゲートを最初に選ぶ).
   B. 前段のフィニッシュ順による（第1位の競技者がゲートを最初に選ぶ）.

Moto 1	Moto 2	Moto 3
8	2	3
7	6	1
6	3	5
5	1	7
4	8	2
3	5	6
2	7	4
1	4	8

全競技者は指定されたゲート位置からスタートしなければならない．異なるゲート位置からスタートした場合のペナルティは失格とする．
しかるべき時間にステージング・エリアおよびゲート上に集合することは，各競技者の責任とする．競技者が，ステージング・オフィシャルによって示されるステージングの定刻どおりでないならば，競技者はゲート選択のポジションを失い，最後にゲートを選択しなければならない．
再走する場合，全競技者は前に指定されたゲート位置からスタートしなければならない．

(7) スタート

1. BMX レースのスタートにはボイス・ボックス・スターティング・システムを用いる．
2. 電子制御式スターティング・ゲートをボイス・ボックス式スターティング・システムと共に使用するとき，ボイス・ボックスに録音した命令は以下のとおりとする:
   a) 第1段階: «ok ライダーズ，ランダム・スタート». スタータはスタートが安全に進行する条件を満たすまで第1段階のかけ声を差し控え，条件が整ってからボイス・ボックス・スタート・システムを起動する．ボイス・ボックスに録音された命令は以下のとおり：
   b) 第2段階: «ライダーズ・レディ».
   c) «ウォッチ・ザ・ゲート».
   安全上の理由のために，停止ボタンはいつでも(ステージ 2 の終わりまで)押すことができる．
   ボイス・ボックスおよび電子式スターティング・システムの必要条件は，付表 8 に記述される．

(8) トラック上での運営

1. 競技に登録済みで競技者確認中に参加の確認をした競技者のみが，競技日にトラックで競技や練習を行うことが許可される．
2. あらゆる競技において，コミセール・パネルが最終的権限を有し，安全のため，ならびに，本規則に対する違反を理由として，競技者，親，観客あるいはチーム監督を退場させる権利を有する．
3. レースの終了前にコミセールがレースを停止した場合には，そのレースの参加競技者は，速やかにスタート・ラインに戻り，指示を待たなければならない．
4. 再スタートの合図は，チーフ・コミセールまたはその指名した者によって行われる．モト，予選ラウンド

あるいは決勝の再レースは，そのレースの進行がスタート手順中の妨害，観客，動物の妨害あるいは他の外部作用によって悪影響を受けたとチーフ・コミセールが判断した場合にのみ行われる．

5. レース中に自転車の動作不良によって競技者が転倒したり中止せざるを得なかった場合，当該競技者は，他の競技者に対する妨害を最小限にとどめるようにコース外に自転車と共に直ちに出なければならない．転倒後に競技者が立ち上がれなかったり，立ち上がらなかった場合には，当該競技者は救急員により，あるいは，免状を有する医師の許可のもとに運び出す．
6. 無線機その他の遠隔通信手段を競技者が用いることは許可しない．

(9) フィニッシュ

1. 競技者は，その前輪タイヤがフィニッシュ・ラインの手前側の縁を通る垂直面に接したときにフィニッシュとなる．自転車と競技者が一緒にフィニッシュ・ラインを通過する必要がある．
2. BMX 競技において，当条項3.(5)に従い，種々のスコアリング方式が使用される．競技中にいくつかの方式が使われる場合，以下の優先順を適用しなければならない：
   A. タイムトライアルの場合
      1. 写真判定または光線 (光電素子)
      2. 条項6.1.019に規定する，計時トランスポンダ
   B. モト，資格取得ラウンドおよび決勝の場合
      1. 写真判定または光線 (光電素子)
      2. 当条項3.(5)に規定する，計時トランスポンダ
      3. ビデオ・カメラ
      4. フィニッシュ・ライン・コミセール
   C. ゲート選定の場合
      1. 当条項3.(5)に規定する，トランスポンダ
      2. 写真判定または光線 (光電素子)
3. UCI 規則により特定のスコアリング方式が必要とされる場合，このスコアリング方式は必須とし，優先度の低い他の方式は不要とする．国際 BMX レースにおいては，ビデオ・カメラ装置の使用は必須とする．
4. 決勝においてレースが成立するためには最少 2 名の競技者がフィニッシュ・ラインを通過する必要がある．
5. レース不成立と宣言された場合，15 分以内に最少 3 競技者による再スタートを行う．再スタートが行われない場合，準決勝のタイムおよび結果が最終結果と宣言される．決勝以前の取消しの場合，前段階の結果が最終結果として宣される．

4．競技場

(1) トラック・フラッグ(旗)

トラック・オフィシャルは，下記の色の旗の緑と黄色の旗を相互の通信手段ならびにトラック上の競技者に対する通信手段として用いてよい．赤旗はトラックコミセールの 1 人のみにより使用される．これらの旗の意味は下記のものとする：

グリーン：コースに障害物がなく，レースを続行できる．
イエロー：コースに障害物があり，レース参加競技者はゲートで待機する．
レッド：　トラック上の競技者は，即座に停止してスタート・ゲートに戻り，その後の指示を待つ．

(2) BMX 用トラック

1. トラックは，コンパクトな閉ループ設計のもので，中央線に沿って測定した長さが 300m 以上，400m 以下の周回路を形成しなければならない．
2. トラックの幅は，そのスタート位置において 10m 以上を有し，コースのあらゆる地点において 5m 未満の幅に先細りになってはならない．

(3) スターティング・ヒル

1. スターティング・ヒルは，10m 以上のトラック幅と，スタート・ストレートのレベルよりも 1.5m，なるべくなら 2.5m 以上高い位置を有すること．
2. スタート・ゲートから平坦地レベルまでの最初の傾斜部は，長さが 12m 以上とする．

(4) スタート・ゲート

1. UCI BMX 競技日程上の BMX 大会においては，スタート・ゲートは，幅が 8m 以上であること．
2. ゲートの高さは 50cm 以上とし，スターティング・ポジションの自転車の車輪を支持する傾斜面に対する角度が 90° 以下とする．
3. ゲート上には，1 から 8 までのスターティング・ポジションを明示しなければならない．
4. すべての UCI BMX 競技日程上の BMX 大会で使用すべき電子制御式ゲートは，「ライダーズ・レ

ディ」の位置のあらゆる競技者にとって不利とならず，すべてのスタート・レーンから明確に見える位置に置かれた適切な色のスタート・ライト・システムとタイミングが完全に一致する方式のものでなければならない．
ゲート開放装置が故障した場合には，ゲートは落下位置に倒れなければならない．

6. 公認 BMX 大会では「ボイス・ボックス」装置は義務付けられる．
7. 成績判定装置が利用される場合には，ゲートを落とすためにゲート・スタート機構が起動するる瞬間に計時開始するときに，スコアリング装置は起動しなければらない．

(5) スタート・ストレート

1. スタート・ストレートの長さは，40m 以上とする．
2. スタート・ストレートの最初の障害物の前側底部は，スタート・ゲートから 35m 以上で，第1コーナーの曲点から 20m 以上の位置にあることを推奨する．ただし，上級の競技者用に特別に設計されたトラックでは，スタート・ゲートと最初の障害物の前面との間の距離は，これよりも短縮できる．

(6) 第1コーナー

1. 第1コーナーはどちらの方向に曲がっていてもよいが，すべての年齢の競技者がレース速度のまま安全に進入出できるような角度のバンクを付ける．
2. 第1コーナーにおいては，内径部のトラック表面から外径部のバーム・トップまでの直線に沿って測定したトラック幅が 6m 以上でなければならない．

(7) コーナーと障害物

1. トラックには，3 箇所以上のコーナーがなければならない．
2. トラックは，それぞれのコーナーの全体にわたって 5 m 以上でなければならない．
3. トラックの上のすべての障害物は，あらゆる年齢のすべての競技者の安全を考慮して製作されなければならない．年長の競技者が特にチャレンジしたくなるような障害物を設計する際にも，最も若い競技者達の技能を考慮しなければならない．第一ストレートでは，2 つの障害物間の最低距離は 10m とする．一つの障害物は，その前面および後面の傾斜によって境界が定まるものとし，シングル，ダブル，トリプルあるいはマルチジャンプならびに 4 連，5 連あるいは多連障害物が可能とする．
4. トラックは，チャンピオンシップ・カテゴリの競技者のみが走行する代替部分を含むように設計してもよい．これらの部分には，そのコースの主周回路上の障害物よりも本質的に難易度の高い障害物を設けることができる．

(8) 競技トラックのマーキング

競技トラックの境界を交差区間も含めて明確に白線でマーキングしなければならない．

(9) フェンス

1. 大会参加者と観客との間の境界を設けるために，トラックをフェンスで囲むものとし，このフェンスは，あらゆる地点において，競技コースから 2m 未満に位置していてはならない．
2. フェンスは，あらゆる体格の競技者がレース速度でフェンスに衝突しても，その全衝撃を吸収することのできるプラスチック製の網のような堅固な材料で製作する．

(10) フィニッシュ・ライン

1. 競技者の順位決定位置を示す明確なフィニッシュ・ラインが印されていなければならない．フィニッシュ・ラインは，72 cm 幅の白帯の中央に，両側に 34 cm ずつの白い部分を残すように，4cm 幅の黒い直線で構成する．
2. フィニッシュ・ライン上あるいはトラックに沿った他のあらゆる場所でトラックを横切って設置されるすべてのバナーは，これらのバナーの下部を通る競技者の妨げとならないように，トラックのレベルから十分な高さに位置していなければならない．
3. すべてのフィニッシュ・ライン・コミセールは，フィニッシュ・ラインを通過する競技者を障害物なしに明確に見ることができるように，フィニッシュ・ラインのすぐ近くの区域で作業を行う．

5. 競技施設

なんらかの競技大会にUCI 公認を求める国内連盟あるいは主催者は，当該大会用に提案する施設が当セクションに定められている仕様を満たすことを，UCI に証明することができなければならない．

(1) ステージング・エリア

スタート・ヒルの近くに，1 から 10 までの番号を付けた 10 個のステージ・レーンから成るステージング・エリアを設けるものとし，競技者は，ステージング・オフィシャルが与える指示に従ってこの区域に集まる．

(2) チーム・エリア

レースとレースの間に競技者が集まることのできる区域をトラックのステージング・エリアの近くに設け，明瞭に印をつける．

(3) 【削除】

(4) アナウンス・エリア
アナウンサーに，アナウンサーがトラックを明確に障害物なしに見ることのできる区域を確保する．この区域は，トラックのレベルよりも高い位置にあることが好ましい．

(5) 掲示板
モト組合せ／レース結果を掲示するためのしっかりした構造で耐候性の掲示板および/または成績モニターを，競技者用エリア，チーム監督エリアおよびステージング・エリアの最少 3 ヶ所に設置する．雨天の場合にモト掲示板および/または成績モニターを覆うための透明のプラスチック・シートを用意する．

(6) 管理およびレース事務所
登録およびレース管理は，周囲フェンスの境界内に位置し，多数の競技者を秩序立って処理するために十分な寸法の事務所に拠点を置く．この事務所内に掲示される情報は，英語および開催国の２つの言語で書かれなければならない．

(7) PA（場内アナウンス）装置
PA は，アナウンサーの声をトラックのすべての部分，競技者用エリアおよびステージング・エリアに伝達することのできるものでなければならない．アナウンスは，英語および開催国の２つの言語で行われる．

(8) 駐車場および観客設備
1. それぞれのレースの予測規模に見合った車両数用の駐車場をトラックの近くに用意しなければならない．レース開催日には，駐車区域に適切にスタッフを配置して，秩序立った交通の流れと自動車の整然とした駐車を確保できるようにする．
2. 下記の大会については，以下の人数に適した能力の観客用設備（座席，トイレならびに食事サービスが含まれるものとするが，これらに限定されるものではない）を提供しなければならない：
   - 国際 BMX 大会： 3,000 人の観客
   - 大陸 BMX 選手権大会： 5,000 人の観客
   - BMX スーパークロス・ワールドカップ大会： 3,000 人の観客
   - 世界 BMX 選手権大会： 7,000 人の観客
   - オリンピック競技大会： 7,500 人の観客

(9) インドア大会
インドアでのBMX大会は，土，木またはコンクリート製の表面を有し，同様の材料で製作された障害物を有するトラックで開催することができる．当条項に定められている規則は，インドア大会に共通に適用される．

6．競技役員
UCI/JCF 規則は，BMX 競技が運営されるべき方法を明らかにする．競技大会に参加している全て役員は，すべての競技大会を統治する UCI/JCF 規則とその全補足に完全に精通していることを要求される．ポジションを受け入れることにより，全役員はそのような規則に明らかに束縛される．

(1) 一般則
すべての BMX 競技には，当条項に示されている様々な職務のすべての責任を担い，すべての義務事項を履行する適切な人数の有資格コミセールと競技担当役員を配備しなければならない．コミセールのために食事が用意されなければならない．

(2) コミセール・パネル
1. チーフ・コミセール補は，競技においてチーフ・コミセールをその職務において補佐し，チーフ・コミセールがその任にあたれない時は代行する．
2. コミセール・パネルは競技における最終権威者であり，安全のため，あるいはこれら規則への違反に対し，当条項10．(2)に記述されるガイドラインに従い，UCI 規則第 1 部に従って，競技者，親，チーム監督にペナルティを科す権利を有する．
3. チーフ・コミセールは，コミセール・パネルの長であり，他のコミセールを統率する．トラック全体を視野に収められる位置から管理する．
4. チーフ・コミセール補は，競技においてチーフ・コミセールをその職務において補佐し，チーフ・コミセールがその任にあたれない時は代行する．

(3) コミセール・パネル・セクレタリ
コミセール・パネル・セクレタリは，競技大会において全競技者の参加登録とクラス分けと，モト・シートの作成と掲示，全リザルト（中間および最終リザルト）の作成に責任を持たなければならない．コミセール・パネル・セクレタリは，当条項6．(7)に記述される十分な数の運営進行員に補佐されなければならない．

(4) レース・コミセール
1. レース・コミセールは，あらゆる大会に適用されるすべての規則の順守の達成に対する責任を担う．
2. レース・コミセールは，下記の資格を有していなければならない：

a. コミセールは，英語を流暢に話すことができるか，通訳を利用できなければならない．;
b. コミセールはUCIの理事または役員でなくてもよい;
c. すべてのコミセールはなんらかの特別な衣服を着用し，競技者およびチーム監督が容易に識別できるようにする;
d. 各レース･コミセールは，明確な立場から運営しなければならない．

(5) フィニッシュ・ライン・コミセール

1. フィニッシュ順がフィニッシュ･ライン･コミセールにより決定される競技大会においては，当条項3．(5)に記述されるとおり行動しなければならない．

(6) スタート･コミセール

スタート･コミセールは，各レースのスタートを指揮することについて責任があるものとする．スタータは，各レースが安全で公正なスタートが行われることを保証するために，スターティング･ゲートを操作し，必要で適切なその他の行動を行なうものとする．スタータは，彼の任務を実行することを妨害する競技者を罰するようにチーフ･コミセールに進言することができる．タイミングシステムが利用される時に，スタータは最初に，ステージング・オフィシャルとスタート･ゲートに来ていない競技者を確認し，タイミングシステム・オペレータと彼の機器の用意が，レースのスタート手順を開始する前にできていることを確認しなければならない．

(7) 要員

1. スタート・ヒル・オフィシャル - スタート・ヒル・オフィシャルは，各レースのスタートに先立ち,競技者が正しいレーン(モト・シートによる)についたかチェックすることに責任がある．彼は，競技者の安全装備が正しいかをチェックする責任も有する．スタート・ヒル・オフィシャルは，UCI 規則に適合しない安全装備の競技者についてチーフ･コミセールに報告しなければならない．
2. ステージング・オフィシャル - ステージング・オフィシャルは，レースのすべてのラウンドにおいて，競技者を正しいステージング・レーンに導く任務を有する．これらのオフィシャルは，それぞれのレース・ナンバー，年齢グループおよび各レースにおけるそれぞれの競技者の名前を発表する．適当な枚数のモト・シートのコピーを上級ステージング・オフィシャルが役立てられるようにしなければならない．
3. レース・オフィシャル - レース・オフィシャルは，トラックにおける競技者のふるまいを監視し，他の競技担当役員が注目しているトラックの状態を知らせる責任を有する．大会に必要なレース・オフィシャルの人数は，チーフ・コミセールが決定する．レース・オフィシャルは，トラックに沿って配置される． レース・オフィシャルは，目撃したあらゆる規則違反あるいは出来事を記録する．これらの記録は，チーフ・コミセールの要求により提出される．
4. フィニッシュ・ライン・エリア管理オフィシャル - フィニッシュ・ライン・エリア管理オフィシャルは，競技者および他の人々のフィニッシュ・ライン・エリアへの通行を管理する任務を有する．これらのオフィシャルは，フィニッシュ・ライン・エリアへのそれぞれの出入り口に位置し，医療上の緊急事態によって必要となる場合を除き，親，チーム監督および観客の立ち入りを防止する．フィニッシュ・ライン・エリア管理オフィシャルは，また，レース後にフィニッシュ・エリアで待機する競技者の秩序を保つ任務も有する．
5. 運営進行員
   a. 競技者受付確認係は，下記の任務を有する：
      - すべての競技者のエントリ用紙および／または許可証申請を受け取り，エントリ規則に対するその適合性を確認する;
      - それぞれのカテゴリへのエントリ競技者のリストを作成し，これらのクラスの連続順番付けを行う．
   b. モト・シート係（スコアラー）は，それぞれのカテゴリのエントリ競技者全体を8名以内のいくつかのモトに分け，これらの競技者の名前を該当するモト・シート上に記録する任務を有する．
   c. モト・シート・オフィシャルは，モト・シートをモト掲示板に掲示する任務を有する．これらのシートは，各レース・ナンバーがはっきりと見える状態で，年齢グループ毎に順番に掲示される．
6. 計時オペレータ -計時オペレータは計時装置の設置と操作に責任を持ち，モト掲示板に掲示するために競技者のフィニッシュ順位を運営進行員に渡すことに責任を持たなければならない．

7.トラック・アナウンサー - トラック・アナウンサーは，競技に関する正式の放送を行い，競技者，観客，コミセールおよびオフィシャルに対して，レース予定表のあらゆる変更を通知する責任を有する．

8. 保安要員 – 主催者は十分な人数の保安要員を，競技者と観客の安全を確保するために用意しなければならない．保安要員は，容易に区別できるような独特の衣服かその他のものをつけなければならない．
9. 救急 - 少なくとも 1 台の救急車と適切な人数の救急スタッフ（医師免状を有する医師を含む）が，すべてのプラクティスおよびレース・セッション中に待機しなければならない．主催者は，複数の医師を，

競技者に医療を提供するために任命するものとする．救急車および救急スタッフのどちらも，インフィールド内に配置されるものとし，公道に通じる救急車用の障害物のない退出路を設けて，これを大会の進行の全期間を通じて維持しなければならない．適切な医療サービスが利用できる状態が保証されない限り，プラクティス・セッションもレース・セッションも実施することはできない．

10. 主催者により指名されるレース・ディレクタは，コミセールの補助のもとで，下記の業務に対する責任を担う:
    1. 大会の予定表の維持管理;
    2. 大会の規模に見合った人数のすべてのコミセールと競技担当役員および運営スタッフの名簿作成および編成;
    3. 競技実施に必要な設備の準備;
    4. トロフィーおよび他の賞品の購入，展示および授与．

7. 衣服および安全装備

(1) 検査

1. 公式練習の前や，競技大会などの開始前あるいはコース中で，装備が本規則に適合しているか否かを確認するために，競技者，競技者の自転車，ヘルメットならびに衣服について，コミセールによる検査を行う．UCI は，この検査において検査対象となりうるあらゆる自転車，衣服，安全装置あるいは他の装置のトラックに対する適応性に関しては，いかなる主張および/または意見表明も行わない．
2. 検査員あるいはレース・コミセールが競技者の装備について安全性に欠けると判断した場合には，それが本規則のなんらかの特定の規定に違反しているか否かを問わず，当該競技者はトラック上で競技を行うことはできない．
   すべての競技者は，トリムとスタイルにおいて BMX タイプの衣服および他の自転車競技部門とまったく異なる衣類を着用しなければならない．
3. 検査員またはレース・コミセールが装備に関して競技者に与えたすべての指示に従わない競技者は，いかなる競技にも出場することは許可されず，彼の装備の不適合が気づかれるならばチーフ・コミセールにより，降格されるか，失格とされる．
4. 個人装備における空力的付加物は許可されない．

(2) ヘルメットおよび保護具

ヘルメットは最短 10cm のバイザーを装備するフルフェイス構造でなければならない．ヘルメット・ストラップはレース完了までの間確実に締められていなければならない．オープンフェイス・ヘルメットは許可されない．

競技者が下記の保護具を着用することは強く推奨される:

- 硬質の材料で作られた，背，ひじ，ひざおよび肩のプロテクタ
- 頸椎の保護具

(3) ジャージ

1. ジャージは競技者の手首の下まで伸びる密着しない長袖のものでなければならない．
2. BMX ジャージとして下記は許可されない:
   - 伸縮性生地
   - 腰より上のジッパー
   - 後部ポケット
   - ロード/トラック用のジャージ
3. ジャージは邪魔にならないようにスタート前にパンツに押し込まれなければならない．

(4) パンツ

1. パンツは防滴素材で作られた密着しないロング・パンツとする．
2. 膝の保護から完全にすね，あるいは足首の上部まで伸びる，硬い表面を持つ膝と肌のプロテクタを用いる場合，防滴素材で作られたショートパンツは許可される．パンツの下，あるいは膝の反故でない限り，伸縮性素材は許可されない．
3. パンツは1体の構成で，腰部でジャージと分かれていなければならない．

   以下の品目はBMXパンツとして許されない:

   - ワンピース・スキンスーツ
   - 足をカバーするために伸びる必要があるきつくフィットしたパンツ
   - 伸縮性生地のパンツ
   - 陸上競技用/ジョギングパンツ
   - ロード・トラック競技用パンツ

- デニム / ジーンズ

(5) 手袋

手袋の指部分は，競技者の指先を完全に覆うものでなければならない.

(6) その他

個人装備上の空力的付加物は禁止される.

予選ラウンドおよび決勝においてカメラは許可されない．競技者は，危険性を排除するためにカメラの確実な固定に責任がある．UCI は，TV 製作会社の使用の場合にのみ，決勝中におけるヘルメット･カメラの使用許可を決定できる．金属/恒久的なカメラの取付け具は禁止され，テープあるいはベルクロのみ許可される.

8. 自転車

BMX 競技に使用するすべての自転車は，この章で規定される下記の一般仕様を満たさなければならない.

(1) フレーム

1. 自転車のフレームは，BMX レースの苛酷さに耐えるのに十分な強度のものでなければならず，ひびが入ったり変形したフレーム部材があってはならず，また，ひびや他の欠陥のある溶接部があってはならない.
2. 空力的付属品，チェーン･ガード，サイド･スタンド，マッド･ガード，燃料タンクなどに擬した板金付属品，蝶ねじ，あるいはチェーン･ガード･ラグ，フレーム取付けの反射器およびその他の鋭い突起状の溶接あるいは機械的に取り付けられた余分なものは，許可されない.
3. 車輪の車軸は，ハブ･ナットから 5 mm を超えて突出していてはならない.
4. すべての構成部品，付属品ならびに他の部品は，自転車に確実に固定されていなければならない.

(2) 車輪

1. 20 インチ車輪の自転車のみがスタンダード･カテゴリで競技できる．クルーザーはクルーザー･カテゴリでのみ競技できる.
2. 下記に定められている例外を除き，スタンダードの 20"クラスで使用されるすべての自転車には，呼び径 20"の適合する車輪が装備されていなければならない．空気を入れたタイヤを含む車輪の径は 22-1/2" (57cm)を超えてはならない.
3. クルーザー･クラスにおいては，空気を入れたタイヤを含む車輪の径は最小 22-1/2" (57cm)とし，空気を入れたタイヤを含む車輪の径は 26”を超えてはならない.
4. 6 才以下の競技者の自転車には，20"未満の車輪を装備してもよい.
5. 車輪には，ハブおよびリムに適合したすべてのスポークが完全に組み合わされていなければならない．スポークには適切な張力が与えられ，ハブ･ベアリングは，顕著な遊びを排除するように調整されていなければならない．ディスクホイールは許可されず，車輪を覆ってはならない.
6. タイヤは，一体型構造のもので，トラックの表面に対して適当なグリップを与えるのに十分なトレッド(溝)を有していなければならない.
7. タイヤは，レースの条件下で安全に走行するのに十分な空気圧が確保されていなければならない.
8. クイック･リリース式の車軸は薦められないが，リリース･レバーがテープまたは針金でロック位置に固定されている場合には，使用することができる.

(3) ハンドルバー

1. スタンダードの自転車ならびにクルーザーの双方について，ハンドルバーの最大幅は，74cm (29") とする.
2. スタンダードの自転車およびクルーザーの双方について，ハンドルバーの最大高さは，30cm (12") とする.
3. ハンドルバーのグリップは，必須とし，ハンドルバーの端部を完全に覆っていなければならない．ひびが入ったり，変形したハンドルバーは許可されない.

(4) ステアリング･ヘッド

1. フォークは，ヘッドセットのベアリング内で，ひっかかりや過度の遊びなしに，滑らかに回らなければならない.
2. ステムは，ヘッドセットのロックナットの上側にメーカーの推奨値を超えて突出していてはならず，最大高さマークがステム上に記されていない場合には，5cm を超えて突出してはならない.

(5) ブレーキ

1. 競技にエントリするすべての自転車は，有効な後輪ブレーキを備えていなければならず，このブレーキは，手（キャリパー･ブレーキ）で操作できるものでなければならない.
2. 【削除】

3. 後輪ブレーキのケーブルは，フレームに固定しなければならない.
4. 前輪ブレーキは，装備してもよいが，義務付けではない.
5. ハンドブレーキ・レバーの自由端は，滑らかに丸みを付けるか，危険でないように被覆されていなければならない.
6. 露出しているすべてのケーブル端には，ほつれを防止するためにキャップを付けるか，はんだ付けまたは被覆する.

(6) シート

1. シート・ベースは，シート・ポストが貫通しないように十分な強度の材料で作られていること.
2. シート・ポストは，シート・ポスト・クランプによってシート・チューブに確実に固定されていること．このクランプ用の固定ボルトは，クランプの本体から 5mm を超えて突出してはならない.

(7) クランク，ペダルおよびトランスミッション

1. クランクは，1ピース，2ピースあるいは3ピース構造のものでよい．クランク・アームは，自転車の地上高を妨げない限りにおいて，任意の長さのものでよい.
2. ボトムブラケットのベアリングは，クランクが顕著な遊びなしに滑らかに回転できるように調整されなければならない.
3. ペダルは，クランク・アームに確実に取り付けられ，また，ペダル軸に沿ったペダル本体の側方運動を排除するように調整されていなければならない．ペダル軸は，競技の苛酷さに耐えるのに十分な強度のものでなければならない．ペダル・ケージ上の歯部は，競技者の靴を効果的にグリップするように十分に突起しているものとするが，安全を脅かすほど鋭利なものであってはならない．トウ・クリップおよびストラップは許可されない．ただし，ペダル・クリートのインターロッキング・システムは許可される．インターロッキング・ペダル・クリート・システム使用時には，競技大会における役員からの要請に応じて，ペダルから着脱可能であることを証明することができなければならない.
4. 多段変速ギアシステムは許可されない.

(8) セーフティ・パッド

それぞれ厚み 1cm 以上の下記のセーフティ・パッドを装着することが推奨される:

a. ハンドルバーのクロスバーを取り囲むパッド
b. フレームのトップ・チューブを取り囲むパッド
c. ハンドルバーをフォークに接続するステムを覆うパッド

(9) ナンバー・プレート

1. 競技にエントリする各自転車は，ハンドルバーの前面にナンバー・プレートを取り付けなければならない．クロスバー付きのハンドルバーの場合は，このナンバー・プレートの上縁部がクロスバーのセーフティ・パッドよりも上に延びていてはならない.
2. ナンバー・プレートは，プラスチックまたは他の同様の柔軟な材料によるものとする.
3. 競技者は，自己の参加するクラスの正しい配色のプレートとナンバーを使用しなければならない:

チャンピオンシップ・レベル

エリート男子，エリート女子	・白プレートと黒ナンバー
ジュニア男子，ジュニア女子	・黒プレートと白ナンバー

チャレンジ・レベル/ マスターズ・レベル

男子，ボーイズ	・黄プレートと黒ナンバー
ガールズ	・青プレートと白ナンバー
クルーザー	・赤プレートと白ナンバー

4. 写真判定装置が使用できる場合，競技にエントリした各自転車は，シート・チューブ直後に位置する側面ナンバー・プレート/ステッカーを表示しなければならない．白地に黒数字とする．数字高は最小 8cm，字幅は 1cm とする.
5. プレート上のナンバーの背景となる部分には，競技の全期間を通じて，マーキングやステッカーや，ナンバーを読みづらくするような他の障害物があってはならない．競技者は，主催者から提供されたナンバー・プレートを切ったり，切り詰めたり，ステッカーやマークを追加してはならない.

9. シーディング

(1) 一般原則

1. すべての選手権水準の国際競技大会において，最高ランクの競技者が最終ラウンドで対戦するような原則に従い，シーディング・システムを適用する.
2. 以下のうち一方法でシーディングする;

A. UCI BMXランキング（適用できるレベル）によるシーディング;
B. タイムトライアルを用いてシーディングする.
C. ランダム・シーディング

D. 予選モトの結果によるシーディング

(2) UCI ランキングを用いるシーディング

1. UCI･BMX ランキングにおける競技者順位に従ったモトのシーディングは，下記(4)項に示すように，下に向かって左右ジグザグ式の原則に従い実施する.
2. モト内でのスタート･ゲート位置は，第95条3(6)による.

(3) タイムトライアルを用いるシーディング

1. シーディングは，タイムトライアル(スーパーファイナルに参加した競技者のためのタイムトライアル･スーパーファイナルの一連のタイム，およびタイムトライアル･スーパーファイナルに参加しなかった競技者のためのタイムトライアル予選の一連のタイム)により決定し，競走の競技者のラップ･タイムは条項 6.1.024 に概説するようにフィニッシュ･ライン通過直後に記録する.
2. タイムトライアル結果順位に基づくシーディングは，下記(4)項に示す原則に従い実施する.
3. スタート･ゲート位置は第95条3(6)による.

(4) シーディングの例

64 競技者

1	2	3	4	5	6	7	8
1	8	4	5	2	7	3	6
16	9	13	12	15	10	14	11
17	24	20	21	18	23	19	22
32	25	29	28	31	26	30	27
33	40	36	37	34	39	35	38
48	41	45	44	47	42	46	43
49	56	52	53	50	55	51	54
64	57	61	60	63	58	62	59

32 競技者

1	2	3	4
1	4	2	3
8	5	7	6
9	12	10	11
16	13	15	14
17	20	18	19
24	21	23	22
25	28	26	27
32	29	31	30

16 競技者

1	2
1	2
4	3
5	6
8	7
9	10
12	11
13	14
16	15

10. 規則違反，ペナルティおよび異議申し立て

(1) 規則違反

全競技者は，大会中いかなる時も，これら規則を順守し，コミセールまたは役員から与えられる指示に従わなければならない．すべての競技者は常にスポーツマン精神の理想を反映した品行を尊重し，自身あるいは BMX 競技を悪評におとしめるような行為を避けなければならない．ひわいあるいはおぞましい言語の使用は禁じられる．こうした言葉を使用した競技者は，コミセール･パネルの決定する方法で罰せられる.

この章に記述される規則違反は，当条項 10. (2)以下に従い，コミセール･パネルにより罰せられる.

必要な場合，コミセールは規則違反が故意によるものか否かを決定する．出来事が避けられたものであった場合，規則違反は故意によるものとみなされる.

1. スタート･ゲートにおける自転車の位置

   前輪はゲートに接して，接地して位置し，スタータのコール中静止したままでなければならない．全競技者は指定されたゲート位置からスタートしなければならない.

2. 故意の不法妨害

   BMX がコンタクトスポーツであることを考えると，不法妨害はしばしば複合的違反である．コミセールはそれが故意であったか否かを決定する．もし，違反あるいは不法妨害が避けることができ，引き起こされるなら，コミセールは故意のものとして決定できる．2 者あるいはそれ以上の競技者間の故意の不法妨害は，当条項 10. (2)以下に規定するように罰せられる.

   a. 故意のトラック逸脱の強制

      いかなる競技者も故意に他の競技者をトラックから外れるよう強制してはならない.

   b. トラック再進入

      レース中にトラックを離れた競技者は，状況にかかわらず，直近の安全ポイントからトラックに再進入しなければならない．彼は他のいかなる競技者の進行を妨げたり利益を得るためにトラックをカットしたりしてはならない.

   c. 接触

      競技者は，レース中に彼を追い抜く競技者の進行を妨げたり，他競技者を追い抜くための意図をもって自身の身体あるいは自転車のいかなる部分をも他競技者の身体あるいは自転車に接触させてはならない.

   d. 最終の直線路上の妨害

      先行競技者は，トラック上の自身のラインを選び，コーナーを通過する権利を持つ．最終の直線部分で，先行競技者であっても追い抜く他競技者を故意に妨害してはならない．この違反には，当

条項10. (2)以下に規定するようにチーフ･コミセールからペナルティが科される.

e. チーム走行
よりよいフィニッシュ順位を得ようとのチーム走行や，他競技者を助けることは禁じられる.

f. 第三者の妨害
チーム監督，親および競技者の仲間の他者が，チームあるいは競技者の代わりにレースを邪魔してはならない.

(2) ペナルティ

1. 公式警告
競技者は，ある不正行為に対し公式の口頭による警告を受ける得る. 最初の警告には，警告を勧告する以上の特定のペナルティは伴わないが，同競技において，同じ違反または他のなんらかの違反により二回目の警告を受けた者は，その競技を失格する.
警告は，競技結果の印刷物およびモニターに表示あるいはセクレタリによりモト･ボードに掲示される.

2. 降格
競技者は，“降格”(REL)とされ，モトにスタートした競技者数に 2 を加えて記録される.

3. 競技者の失格
競技者は失格となり，これにより，違反を犯した競技カテゴリあるいは競技大会のすべてのレースには出場することができない. 競技者は結果要約において順位付けされず，この競技のランキング･ポイントを得られない.

4. 競技会場からの違反者除外
コミセール･パネルは，この規則書に定める条文に対する違反に対し，その唯一の裁量において競技会場からの違反者除外する権限を持つ.
UCI は，独自の裁量により，BMX 大会で競技を行う権利を競技者に与えるライセンスを，任意の期間，あるいは，永久に取り消すことができる. 下記の違反がライセンス停止の理由となる:

a. 偽名で競技を行った場合.
b. レースの登録時に，不正な有利となるために，年齢，クラス等に関して，虚偽の情報を使用した場合.
c. レースの結果をあらかじめ決めるために，他の1名以上の競技者と共謀した場合.
d. 他の人物（BMX 大会の競技者，コミセール，オフィシャルならびに観客を含むが，これらに限定されない）から，または，他の人物に，レースの結果に影響を与えるための賄賂または他の勧誘手段を直接または間接に提供，供与または受領した場合.
e. ラップタイム･スコアリング･システム機器を変えたり，取り外したり，干渉したり，あるいは正確に対応しないものを付けることも含んで，競技規則に適合しない自転車を故意にエントリしたり，その自転車で競技を行った場合.
f. 検査後に，競技規則の違反となるような自転車の改造を行った場合.
g. 特定の大会に関係しているか否かを問わず，BMX 競技に不利益ななんらかの不正な所行，不品行あるいは行為に係わった場合.

5. 競技者は，BMX のレースあるいは競技大会において，その親，チーム監督ならびに他のあらゆる仲間の行為について責任を問われる. これらの人物のうちのなんらかの者による不適切な行為は，レース･コミセールまたはレース･ディレクタの裁量によって，競技者に対する失格または資格停止処分の対象となるものとし，違反をした人物は，トラック･エリアから退場させられる場合がある.

(3) 異議申立て

1. 一般規則
あらゆるBMX大会において，競技者は，スコアリング（成績）について，当該競技者が所属する国内連盟のチーム監督を通じて， チーフ･コミセールに抗議を行うことができる:
競技者による競技中の抗議は許されない. 任にあるレース･コミセールは，競技中に事件や違反があった場合，チーフ･コミセールを通じて直ちに決定しなければならない.

2. 異議申立て方法

a. 上記の当条項1O. (3)1.b. に関する異議申立てを行うことを望む競技者は，書面によってのみこれを行うことができる. 異議申立ては，対象となったレースのモト･シートが掲示されてから15分以内に当該競技者のチーム監督がチーフ･コミセールに提出しなければならない. チーフ･コミセールは，調査を行い，当該競技者の次のレース･ラウンドの開始前に，その異議申立てについての決定を下す.

b. モト･リザルト上に掲示された自己の着順に競技者が同意しない場合には，チーフ･コミセールに対して，書面による異議申立てを行わなければならない. すべてのリザルトは，各レース後10分以内に掲示されなければならない. チーフ･コミセール（または彼のアシスタント）とセクレタリが，

適用したスコアリング方式を見て，決定を下すものとする．

c. チーフ・コミセールの要求に基づき，その異議申立てに関係するナショナル・チーム監督（単数または複数）または競技者（単数または複数）に説明が求められる場合がある．

d. 3つの予選モトの内ひとつにおいて適用したスコアリング方式で明確な決定ができないような状況が生じた場合には，両方の競技者を，上位側の着順で記録する．例えば，4位と5位の着順間での異議申立てについて，引き分け決定の場合には，最終的には，その特定のレースについて，双方の競技者に4位の着順を与える．

e. スコアリングについてのビデオ判定要求異議申立ては，モトの1ラウンドの時間内に提出しなければならない．例えば，最初のラウンドのモトNo.42が，競技者がビデオを観たいモトである場合には，ビデオ判定要求抗議は，2回目のラウンドのモトNo.42までに提出しなければならない．

f. 進出に係わる順位についての異議申立てを行う場合には，競技者は，自己の次のレース・ラウンドまでに異議申立てを行わなければならない．異議申立てが決勝の順位にかかわる場合は，決勝のリザルトが掲示されてから15分以内に提出されなければならない．

g. 異議申立ての対象となったレースが，機械的故障のためにビデオ・テープで検討できない場合には，そのレースの着順は，スコアリング・シートによって決定される．

コミセール・パネルは，当条項10．(3)1.に関して提出された異議申立ての結果，競技者に対して失格までのペナルティを科す権限を有する．

第２０章　トライアル競技規則

第96条（トライアル規則）

1．序論

(1) 総論

① 国際トライアル競技は，自然環境に配慮しながら行う．競技は，街の中心部，屋内，スタジアムあるいは屋外で行うことができる．

② 主催者と競技者は， UCI規則，環境保護の現行の指示事項，現行トライアル競技規則における準備，管理上の要求を満たすことを要求される．

③ 主催者は，国際競技を催し，計画したコースを使用するための管理上その他で必要な認可を得ることに責任を持たなければならない．

(2) 競技の種類

このトライアル競技規則に記述する個人競技として以下の種類が公式トライアルと認められる．

20 インチ (車輪寸法 18インチから 23インチ)

26 インチ (車輪寸法 24インチから 26インチ)

オープン（18インチから26インチの間で車輪径を自由に選択できる）

これらの競技内のカテゴリは年齢に拠る．

2．競技規則

(1) 定義

トライアルは，**自転車競技であり，このスポーツの目的は，セクション中にグループ化された障害を，ペナルティ・ポイント(ダブ)を招く地面または障害物に足をつくことなく，あるいは自転車の一部（タイヤを除く）に足をつくことなく乗り越えていくことである**．全障害を通過するのに必要な全競技時間は，相応に設定する．

(2) セクション（競技区間）

① 主催者は，競技者の各カテゴリに応じて，決められた数のセクションをレイアウトしなければならない．

② 各競技における最少セクション数は**5** とし，最多セクション数は**10** とする．

③ セクションは困難な区間である．これらのセクションは，人工あるいは自然の，たとえば石，水，階段，傾斜面，盛り土，木の幹，コンクリート管あるいはコンクリート建造物，金属構造物，木造物，枕木，スプール等の，最多5つの主要な困難個所(障害)を含まなければならない．

④ 以下のセクションの寸法が推奨される：

長さ：**30mから50mの間，「UCIトライアル・セクション建設ガイド」で説明されるように対応する種々のトライアルスキルに依存する**

最小幅は1m（ハンドルバーの高さで）

⑤ セクションの両側はプラスティックのコーステープで印をつけなければならない．テープは地上から20cmから30cmの高さに設置する．

また，難度の異なる経路を示すか，あるいは難度を追加しているいくつかの障害を閉鎖するために，セクション中にプラスティックのコーステープを設置できる．テープは，主催者ガイドの技術仕様に説明されるように，最小12cm幅で高品質なものでなければならない．
セクション内では矢印により下記のように標示する：
- 方向: 1つの矢印は競技者の進行方向を示す．
- ゲート: 相互に向かい合い，競技者が通過すべき間隔を空けた2つの矢印（同色・同番号）．

セクション内の矢印とゲートは，容易に判るように番号をつけなければならない．**最後の矢印は数字を円で囲って示されなければならない．**

⑥ 各セクションには入り口と出口を設け，スタートとフィニッシュのラインと対応するパネル（STARTおよびFINISHと表示）で標示する．入り口にはセクション番号を表示する（例：START 1）．

⑦ 各セクションはスタート・ラインの前に3mの《ニュートラル区間》を含まなければならず，ここには1名のみの指名された参加者が入ることができる．ニュートラル区画の寸法は，2m×1.5mとする．

⑧ スタート・ラインは競技者に十分な間隔を与えるために，最初の障害より少なくとも3m手前に設ける．フィニッシュ・ラインは，ペナルティに関する議論を避けるために，最後の障害より少なくとも3m後に設ける．

⑨ セクションへの進入と退出は，前輪の車軸を基準に判定する．

⑩ 競技開始前の公式セクションは自転車に乗って通過してはならない．

⑪ 違反があった場合，競技者はスタートすることを許可されない．

⑫ セクションの最大制限時間は**2分**であるが，コミセール・パネルはセクションの難度により時間を調整できる．

⑬ セクションの選定にあたり，以下の降下高さを超えないようにすること：（必要があれば，国際審判団は主催者にこれを要求できる）

プッシン:	白:	最高0.60 m
ベンジャミン:	青:	最高0.80 m
ミニメ:	緑:	最高1.00 m
カデット:	黒:	最高1.20 m
若年少女:	**白:**	**最高 0.60 m**
少女:	桃:	最高0.80 m
男子ジュニア:	赤:	最高1.40 m
男子エリート:	黄:	最高1.80 m
女子**エリート**:	桃:	最高1.40 m

特別な状況下では，コミセール・パネルは異なる最大降下高を認めることができる：

(3) **競技エリア**

① 魅力的なものとするため，**競技エリアと呼ばれる**セクションは町の中心部，ホール，スタジアムまたは屋外の1つの近接したエリアに設置されるものとする．大会本部**（競技本部，ステージ・エリア，スクリーン・エリア）**，VIPエリア，プレス・オフィス，音響設備，**チーム・エリア，ウォームアップ・セクション**は**競技エリア**に近接して設置されなければならない．**競技エリア全体は柵で囲わなければならない．**
理想的なレイアウトは，競技者が**観客**を通り抜ける必要がないように，**競技エリア**と大会本部が相互に接続されたものである．**競技エリア**は，観客が容易に競技を追うことができるような方法でレイアウトされなければならない．

② **セクション図**は，**競技者とチームが競技のどの段階でセクションが使用できるかわかるように**掲示しなければならない．

③ 技術代表は，チーフ・コミセールの同意の下に，セクションを一定の順で通過するか，任意の順で通過することができるかを決定する．

④ セクションは，コミセール・パネルの同意がある場合に限り，2回のラウンドの間にレース・ディレクタにより変更を加え得る．

(4) スタートと乗車の規則

① 【削除】

② 各競技者は，自身のスタート時間を順守することに責任を持たなければならない．

③ 競技中，競技者は全員に平等な機会を保証するためのUCIおよび/またはJCFの指示・命令を順守しなければならない．競技者はこれらの条件の詳細について，その参加申込みを提出する前に知らされていなければならない．

④ 事故があった場合，競技者は，直ちに相互に応急手当を行なうか，少なくとも助けを求めることを要求される．これによるタイム・ロスは，援助された競技者自身が確認しなければならない．

⑤ 競技者がセクションのコースや状態をを変更することは禁止される.
⑥ 【廃止】
⑦ 審判員，コミセール･パネル，レース･ディレクタを除き，審判員にその名前を呼ばれた競技者のみが監察区間に入ることができる.
⑧ セクションは歩いて通過してよい.
⑨ コミセール・パネルに科されたペナルティは，スタート時に与えられたスコア･カードに記入しなければならない．さらに，ペナルティ･ポイントは，各セクションに備えられたペナルティ･チェック･リストに記入しなければならない．スコア･カードとこのチェック･リストの間に差異があった場合，コミセール・パネルが裁定する.
⑩ コースは，競技のカテゴリに対応した色彩の番号つき矢印により示される．競技はこの印に従って走行しなければならない.
⑪ 競技者は，彼自身以外のカテゴリのためのゲートに侵入してはならない.
⑫ 競技者はニュートラル区画内**に前後車輪を入れた状態**でスタートしなければならない.
⑬ 競技から棄権した競技者は，競技結果を確定するためにポイント･カードを**競技本部**に返納しなければならない.

(5) 競技の継続時間
① 競技の合計時間は，レース･ディレクタがコミセール・パネルの合意のもとに設定しなければならない；これは設定時間内で競技者が競技を終えることができるよう設定しなければならない．コミセール・パネルは競技中にこれを延長してよい.
② 標準時間は30分である．10名以上の競技者が失格する場合，コミセール・パネルは競技後にこれを延長してよい.

(6) 計時，競技結果
① スタートとフィニッシュを計時しなければらない．各競技者の合計競技時間は，ペナルティ･カード記載のスタート時間と最終ペナルティ･カード記載のフィニッシュ時間の差である.

(7) 修理
① 競技中に修理を行うことはできるが，**セクション**の中や他の競技者の妨げとなったり危険を及ぼすような場所で行ってはならない.

(8) 【削除・次項に移動】

(9) ペナルティ点数
① セクションにおいて下記のペナルティ点を累加的に競技者に科すことができる：
1. からだの一部あるいはタイヤの範囲外のトライアルバイクの一部で，競技者のバランスを取り戻すために，障害物または地面に支点をとる(1**ペナルティ・ポイント**).
からだは4部分に分けられる：
- 足首までの足;
- 足首から腰までの間;
- 腰から腕と頭を含む上体;
- 手首までの手（手が触れている場合はハンドルバーも含まれる）.
複数個所で支点を取った場合に，**ペナルティ・**ポイントは累積される.
からだの一部または複数個所が障害物または地面に接触した場合，ペナルティ･ポイントを科される．競技者のバランスを取戻すことにならない自転車の一部の地面または障害物への接触は許される.
バイク・トライアルの動作中に重量をかけずに自転車または体の一部が触れてこすること，スタンド・スティルは許される．片足で一点で回転することは許される.
2. 地面または障害物に，ペダルまたはチェーン・ガード下部で支点をとる(1**ペナルティ・ポイント**).
3. セクションの最大制限時間**2分**を過ぎる(15秒につき1**ペナルティ・ポイント**)
4. セクションの境界を示すテープおよび矢印を乗り越え，潜り，あるいは持ち上げ，切断する(5**ペナルティ・ポイント**)．車軸と前後方向の中心線が判定ポイントをなす.
5. 他のカテゴリの競技のゲートに入る，自身のカテゴリのゲートあるいは矢印をとばす，あるいは正しい順番でゲートあるいは矢印を乗車しない(5**ペナルティ・ポイント**).
同じ数字のついた2つの矢印の間のラインが，矢印の意味どおりに越えられる場合のみ，ゲート通過となる．いったんゲートを通過し，それが逆方向で越えたなら，競技者は再び（矢印の正しい意味に従って）それを通過する必要がある.
矢印と次のテープの間のラインが，矢印の意味どおりに越えられる場合のみ，矢印通過となる．．いったん矢印を通過し，それが逆方向で越えたなら，競技者は再び（矢印の正しい意味に従って）それを通過する必要がある.

少なくともひとつの車輪軸が矢印の高さあるいはゲートラインを越えた場合のみ有効な通過とされる．両車軸が矢印高さより低くラインを越えた場合，まだ通過していないとされる．**すべての他のカテゴリにおいて，矢印の高さ以下で両方の車軸が越えた場合は許されるものとする．**

6. **ヘッドセットより上部以外の部分で自転車を持つ(5ペナルティ・ポイント)．**
7. 地面または障害物に，両足を同時につく(5**ペナルティ・ポイント**)．
8. 入り口ゲートの外に前車輪が出る(5**ペナルティ・ポイント**)．すなわち，セクションに入った後，ゲート外に前車軸が再度出る．
9. 片足が地面についているときに，自転車の同じ側に両足をつく(5**ペナルティ・ポイント**)．
10. 落車，すなわち，腰以上のからだの一部が地面につく，地面あるいは障害物に座る(5**ペナルティ・ポイント**)．
11. ペナルティの最大値(5**ペナルティ・ポイント**)に達したとき，競技者はセクションを離れなければならない．
12. セクションに入ることなく，スコア・カードに5**ペナルティ・ポイント**を記載することは禁じる．
13. ハンドルバーを握っていない手で，地面または障害物に触れる (5**ペナルティ・ポイント**)．

② 追加のペナルティ

この章の第96条2．(9)①のペナルティに加えて，競技者に以下のペナルティ点を累加できる．

1. 分間隔でスタートするときに，1分間スタートが遅れる(1**ペナルティ・ポイント**)．
2. 随行者の援助を求める(10**ペナルティ・ポイント**)．
3. ポイント・カードを紛失する，あるいはセクションを抜かす(10**ペナルティ・ポイント**)．
4. 反スポーツ的行動(10**ペナルティ・ポイント**)．
5. 選手権競技において，3つ以上のセクションを省略する(失格)．
6. サーキットを離れる，ショート・カットする(失格)．
7. 競技を途中で放棄する(失格)．
8. セクションの状態を変更する（失格）．
9. 医師の承認なく，負傷した競技者が競技を継続する（失格）．
10. アピール・パネルの同意をもってレース・ディレクタが科す追加ペナルティは，その他のペナルティ点に加算する．
11. 設定された競技時間を延長した競技者には，標準時間内において各分または分未満ごとにペナルティ**1ペナルティ・ポイント**を科す．
12. 標準時間を延長した競技者は，順位から除外する．
13. ヘルメット着用に関する規則を尊重しない(**失格**)．
14. ナンバー・プレートおよび/またはボディ・ナンバーに関する規則を尊重しない(10**ペナルティ・ポイント**)．
15. 外部よりの援助

    競技中，関係者，随行者あるいはアテンダントは干渉してはならない．

    アテンダントまたは随行者による競技者を助ける以下の行為は，禁止され，かつ援助を受けた競技者に10点のペナルティが科される．

    a. セクションの入り口で，競技者のために場所取りをする．
    b. 審判を批判する．
    c. セクションに立ち入る．競技者を保護するための援助は，競技結果に影響を与えなければ許容される．
    d. セクションで乗車中の競技者に助言(位置等)を与える．

(10) 順位，競技結果

① 自身のカテゴリにおいて最少合計ペナルティの競技者が勝者となる．

② それ以下の順位は，科された**ペナルティ・ポイント**の順に位置付ける．

③ 同順位の場合（2名またはそれ以上の競技者が合計点において同**ペナルティ・ポイント**），下記の優先順に順位付けを行う；

1. ゼロ・**ペナルティ・**ポイントで通過したセクションが多い順;
2. 1**ペナルティ・**ポイント，2**ペナルティ・**ポイントで通過したセクションが多い順, etc;
3. 準決勝における成績順;
4. 準決勝が行われない競技で表彰台順位にかかわる場合，コミセールの指定による決定戦セクションを通過しなければならない．決定戦セクションにおいて同点の場合はそのタイムによって決定する．何人かの競技者が5**ペナルティ・ポイント**であった場合，そのゾーンにおいてもっとも長く走行した者を勝者とする;
5. 表彰台順位以外において同**ペナルティ・ポイント**の場合，総競技時間により決定する．

決勝における同点の場合，1/2決勝ラウンドにおけるペナルティ・ポイントにより順位を決する.

(11) 競技者会議

① 全競技者は，競技開始前に行われる競技者会議に参加しなければならない.

② スタート方法および時間，セクションの数と順番，周回数，全競技時間およびコミセール・パネル会議により決定された競技規則に対する修正が通知される.

③ 技術代表の決定により，この会議は，通知書の配布あるいは掲示に代えることができる.

(12) 異議

① 【削除】

② 競技者あるいはその合法的代理人のみが異議を提出できる.

③ 異議申立ての期限は，当該カテゴリの最後の競技者のフィニッシュの30分後である.

④ 集団的異議，計時またはコミセールの判定に対する異議は受容されない.

⑤ 提出された異議に対して，アピール・パネルとの協議後，レース・ディレクタが裁定する.

3. 年齢と競技カテゴリ

(1) トライアル・カテゴリ

① 20インチ・トライアル・バイク競技のカテゴリは年齢による．参加資格のある年齢別クラスは，その年より競技者の生年を引いて得た年齢により決定する.

②

プーサンズ:	9歳と 10歳	白コース;	オープン
ベンジャミンズ:	11歳と 12歳	青コース;	オープン
ミニムズ:	13歳から14歳	緑コース;	オープン
カデット:	15歳と 16歳	黒コース;	オープン
若年少女:	9歳から11歳	白コース;	オープン
少女:	9歳から15歳	桃コース;	オープン
男子ジュニア:	16歳から18歳	赤コース;	20”
男子ジュニア:	16歳から18歳	赤コース;	26”
男子エリート:	19歳およびそれ以上	黄コース.	20”
男子エリート:	19歳およびそれ以上	黄コース.	26”
女子エリート:	15歳およびそれ以上	桃コース;	オープン

セクション内の矢印には，わかり易くするために番号をつけなければならない.

③ 15歳以下の少女は，年齢により，ひとつ下のカテゴリとする.（カテゴリが8競技者より少ない場合）

④ 前年の「ジュニア」の世界選手権者は，その要望により，その年齢より上級のカテゴリで競技できる.

(2) 女子カテゴリ・トライアル 20インチ・26インチ

① 女子のカテゴリは年齢による．参加資格のある年齢別クラスは，その年より競技者の生年を引いて得た年齢により決定する.

② 女子 15歳以上 桃コース.

4. 装備

(1) トライアル競技の自転車

① 総論: 競技に使用するすべての自転車は，この章で規定される一般仕様に従わなければならない.

② フレーム：自転車のフレームは，トライアル乗車の苛酷さに耐えるに十分な強度がなければならず，いかなる亀裂，曲がったフレーム構成材，溶接部の割れ，その他の欠陥があってはならない.
すべての構成部分，付属品およびその他の部品は自転車にしっかりと固定されなければならない.

③車輪とタイヤ：名目上18から23インチ（総外径）の車輪寸法は，20インチ・クラスに許されるものとする.
名目上24から26インチ（総外径）の車輪寸法は，26インチ・クラスに許されるものとする.
タイヤには，チェーン，ロープその他の仕組みを取り付けてはならない.

③ ブレーキ: トライアル・バイク自転車は，2つの有効なブレーキ（ひとつを前輪に，もうひとつを後輪に）を有しなければならない.

⑤ クランク，ペダル: ペダルはクランク・アームに確実に取り付けられ，ペダル・ボディがペダル軸に対して横方向の遊びがないように調整されていなければならない．ペダル軸は競技の過酷性に耐えるに十分な強度がなければならない．ペダル・ケージの歯は十分に鋭く，危険を及ぼさない程度に競技者の靴を効果的に捕らえるようにとがっているものとする．ペダル・フックあるいはトウ・ストラップは使用できない.

⑥ 26インチ・クラス: 変速機側に1個のロックリング・チェーン・ガードをつけることができる．追加の下部チェーン・ガードをつけることはできない.

⑦ ハンドルバー: 亀裂や曲がりのあるハンドルバーは使用できない．ハンドルバーにはエンドキャップをつけなければならない.

(2) ゼッケン番号

① 競技者のボディ・ナンバーとナンバー・プレートは，耐水性で明瞭にスタート番号とコース色とスポンサー・ロゴが示されなければならない．ナンバー・プレートの色は当該コースに一致（例：黄プレートはエリート，赤プレートはジュニア等）しなければならない．プレートについては技術詳細に記される．

② ナンバー・プレートは，ボディ・ナンバーは背中につけなければならないので，前方よりよく見えるように取り付けなければならない．

③番号布にスポンサーのロゴを標示する場合には，それらのロゴは除去したり隠したりしてはならない．ボディ・ナンバーとナンバー・プレートは，取り去ったり変形してはならない．こうしたことにはペナルティが科される．

④ スタート番号は，最初の競技から一貫して割り当てる．

(3) 競技用衣服

スタート前，あるいは競技・大会のコース中において，競技者，その自転車，ヘルメットおよび衣服は，これらが当規則に従っているか否かを確かめるために，コミセール・パネルによる検査の対象となりえる．その機材が，コミセール・パネルの意見において危険とされた競技者は，当規則の明白な条項にそれが反していなかったとしても，その競技において許可されない．

その機材に関してコミセール・パネルから与えられたすべての指示に従わない競技者は，いかなる競技大会にも参加を許されないものとする．

① すべてのトライアル競技中，セクション間の移動中およびトレーニング中はヘルメットを着用しなければならない．ヘルメットのストラップは，サーキットの競技中確実に締められていなければならない．

② 適した長袖または半袖のジャージを使用することを要求される．

③ 適した長または半パンツを使用することを要求される．

④ 頑丈な靴を使用することを要求される．

⑤ すね/下腿の防具は強く推奨される．

⑥ 手袋を着用することを推奨する．

⑦ 背部保護具の着用を強く推奨する．

5． 競技施設

(1) 競技者**とチームの**エリア

競技間に競技者が集合できるエリアは，競技エリアの近くに設定され，明瞭に標示されなければならない．**競技者とチームのために確保されたエリアは，競技本部近傍の競技エリア外に位置することとする．ウォームアップ・セクションは競技者とチームのエリアの中に設置されることとする．**

(2) 掲示板

スタート・リストおよびリザルト・リスト**および全競技者情報**を掲示するための良好な造りの防水掲示板および/またはモニターは，**競技本部**近傍に建てなければならない．

映像スクリーン**・エリア**：**競技本部近傍のスクリーン・エリアは，競技者，チームおよび観客のために，良好な視界がなければならない．**

(3) 競技本部競技本部は，できればトライアル競技会場の中央部に位置し，トライアル競技者により容易なアクセスを与え，およびよりよい視界を観客に与えるようにしなければならない．このエリアは柵で仕切られなければならない．

主催者はこの目的のために，コンテナおよびテントまたはトラックを用いたエリアを設けなければならない．スクリーン・エリアとディスクジョッキーエリアは有蓋で堅牢で，耐風でなければならない．

競技本部へのアクセスは限定され，コース上の競技者，UCI役員、およびIDを与えられたメディアだけがアクセスを許可されるものとする．

競技者確認手続き中はすべての競技者にアクセスが許される．

インターネット接続（Wi-Fiまたはケーブル）は特にセクレタリが使用できなければならない．

(4) 場内アナウンス設備

場内アナウンス設備は，アナウンサーの声が**ステージ周辺だけでなく**すべてのセクションに伝わる能力がなければならない．アナウンスメントは英語および開催国の両方の言語でなされなければならない．

(5) 観客施設**トライアル競技大会において必要とされる種々の目的のすべてのタイプの観客施設の詳細は主催者ガイド中で明確にされる．**

6． 競技役員

すべてのトライアルには，この章に規定する各役割の全任務の責任を引き受け実行するチーフ・コミセールを含む，十分な人数の有資格コミセールおよび役員を，配置しなければならない．

(1) コミセール・パネル

コミセール・パネルはすべての競技の最終的権威者であり，いかなる競技者，親，観客あるいはチーム監督にも，安全のためあるいは規則違反に対し，第96条2．(9)に記述されるガイドラインおよびJCF

規則第9章に従って，ペナルティを科す権利を持つ.

(2) セクレタリ

セクレタリは，競技大会における全競技者の参加登録と順位付け，スタート・リストの作成と掲示，全リザルトの作成（中間および最終の両方）に責任がある．セクレタリは，第96条6．(4)に記述される，十分な人数の管理者に補佐されるものとする.

(3) 競技ディレクタ

主催者に指名された競技ディレクタは，コミセール・パネルの補佐を受けて，特に下記について責任あるものとする：

a. 競技のタイム・テーブルを作成し，維持管理すること;
b. 大会規模に応じて十分な人数のコミセール，役員および管理スタッフを徴募し，組織すること;
c. 競技運営に必要な機材を手配すること;
d. トロフィーおよび他の賞を入手し，展示し，授与すること.

(4) 役員/人員

a. セクション・オフィシャル – セクション・オフィシャルは，スタートおよびリザルト・リストをセクションに掲示し，スコア・カードを収集してコミセール・パネルを補佐する．セクションの入り口および出口の各ポイントに位置し，観客あるいはその他の認められない人の侵入を防ぐ．.

b. 管理員

管理員は下記によりセクレタリ（コミセール・パネルのメンバー）を補佐する:

- 全競技者のエントリ用紙を受け取り，エントリ規則に従っているか，競技者のUCIコードとライセンスをチェックする;
- 申請を許可する；
- スタート/リザルト・リストを掲示板に掲示する.

c. アナウンサー

アナウンサーは競技をアナウンスし，競技に関する公式発表をし，レース予定の変更について競技者，観客，コミセールおよび役員に通知することに責任がある.

d. 保安要員

競技者と観客の安全を確保するために，容易に見分けられるように特色ある種類の衣服が他のものを着用した，十分な人数の保安要員を，主催者は提供しなければならない.

e. 救急措置

最少1台の救急車および，有資格医師を含む十分な人数の救護人員が，すべての練習および競技を通じて参加していなければならない．救急車および救急人員の両方とも競技エリアの近くに位置するものとし，救急車を公道に導くはっきりした出口が用意され，競技の進行を保つこと．適切な医療サービスなくして練習も競技も行うことはできない.

第２１章　パラサイクリング

第97条（パラサイクリング）

1. パラサイクリング競技には，UCI規則第16部において定義された，パラサイクリング・スポーツ・クラス・プロフィルを持つ競技者のみが参加資格を有する.
2. 国内パラサイクリング大会において，IPC/UCI/JCF規則に違反しない条件の下に，JCFの諮問下に主催者は，大会を成功させる必要性により，区分，スポーツ・クラス，年齢および性別グループを混合してもよい.

（係数制種目）

3. 係数制競技（性別および/またはスポーツ・クラスにおける）の場合には，付表17の標準パフォーマンス係数が結合されたスポーツ・クラス間の公平を保証するために適用しなければならない.

（表彰・メダル授与）

3A.競技者が4名に満たない場合，メダルが授与される場合には「マイナス・ワン」規則を適用する： 競技者1名の場合メダルなし，競技者2名の場合メダル1個，競技者3名の場合メダル2個，競技者4名以上の場合メダル3個とする.

しかしながら，表彰対象とする競技者が，そのレースに存在する次位スポーツクラスにおける第3位競技者に対応する最小パフォーマンス基準（不表17参照）を満たす場合場合には,上記規程は適用しない：

（年齢カテゴリ）

4. パラリンピック競技大会を除くパラサイクリング大会において，第6条1．に記述されるカテゴリを男子女子ともに適用する.「ユース」カテゴリを除いて，異なる年齢カテゴリでも競技してよい．IPC年齢合同カテ

ゴリにおいては，年齢カテゴリ表彰は義務的でない．

- IPCトラックおよびロード自転車競技において，ユース・カテゴリの最低年齢は，競技者が14歳になる誕生日の年であり，16歳以下である．
- ユース・カテゴリの全ロード・サーキットは他の交通から完全に遮断されていなければならない．
- ユース・カテゴリ競技者はそのカテゴリ内においてのみ競技しなければならない．
- ユース・カテゴリのパラサイクリング競技大会の最終参加申し込み用紙には，競技参加に同意する旨の親（法的保護者）の署名を必要とする．
- パラリンピック競技大会を除く国際競技大会には，UCI年齢カテゴリにおけるジュニアおよびエリートが参加できる．

（クラス分け）

5. 障害を持ついかなる競技者も，彼がクラス分けシステムに従って適格であるか，または彼が不適格(NE)と考えられるかどうかを決定するために，以下に定められたクラス分け手続に従って評価されなければならない．

彼が適格であれば，機能クラスはこの章に従って割り当てられる．

パラサイクリング・クラス分けの目的は，競技における競技者の成功がトレーニング，体育学，および個人的な運動競技の才能に頼ることができるように，競技結果上の損傷の影響を最小限にすることである．クラス分けは進行中の手順である．すべての競技者が，競技者のための一貫性と公平性を確かなものとするためのクラシファイアによる，規則的な観察下におかれる手段としての進行中のプロセスである．

この目的を達成するために，競技者が彼らの損傷に起因する活動限界の程度に従ってクラス分けされる．競技者は，彼らの損傷が自転車競技における能力の核となる決定因子にどの位影響するかに従って位置づけられる．

クラス分けには2つの重要な役割がある：

- 競技の適性を決定するため；そして
- 競技のために競技者をグループにするため．

6. パラサイクリング・スポーツ・クラスは以下のとおり：

ハンドバイク	トライサイクル	自転車競技	タンデム
ハンドバイク・クラスH1	トライサイクル・クラスT1	自転車競技クラスC1	タンデム・クラスB
ハンドバイク・クラスH2	トライサイクル・クラスT2	自転車競技クラスC2	
ハンドバイク・クラスH3		自転車競技クラスC3	
ハンドバイク・クラスH4		自転車競技クラスC4	
ハンドバイク・クラスH5		自転車競技クラスC5	

（タンデム・パイロット）

7. UCI登録チームのメンバーであるプロフェッショナル競技者はタンデム・パイロットとして参加することはできない．

UCI**ワールドチーム**あるいはUCIコンチネンタル・プロフェッショナル・チームのメンバーであった競技者は，タンデム・パイロットとして参加するまでに，契約を満了してから24ヶ月の待機期間を尊重しなければならない．この待機期間は，UCI規則条項1.1.041に記述されるその他のUCIチームのメンバーであった競技者については12ヶ月とする．

18歳以上の男子および女子の競技者は，下記競技大会（すべての種目を含み）のうちのひとつに，所属する国内連盟から選抜されたことがないという条件の下に，タンデム・パイロットとして競技できる．

- UCI世界選手権大会(マスターズを除く)，オリンピック競技大会 – パラサイクリング競技大会に先立つ少なくとも24ヶ月以内
- UCIワールドカップ，地域大会または大陸選手権大会 - パラサイクリング競技大会に先立つ少なくとも12ヶ月以内

盲人あるいは視覚障害者の各競技者は，UCI競技大会に最多1名のパイロットを認められる．

（ロード・レース）

8. ロード・レース・コースは他の交通から完全に遮断されていなければならない．

UCI競技のロード・レース・サーキットは， 7kmから15kmの間でなければならない．7 km未満のサーキットであっても，ユニークで望ましい特徴（たとえばモーター・レースのために建設された）を持つ場合は，指名技術代表の勧告により， UCIの裁量権により許可し得る．

いかなるサーキットも平均8%の平均勾配を持たねばならず，最も急な区間でも最大15%を超えてはならない．登板の長さは，サーキット全周長の25%を超えてはならない．

三輪車，ハンドサイクルおよびユース・カテゴリの競技者は，より短く，技術的難度の低いサーキットを使用できる．

9.　無用のクラス間の混合を避けるため，各クラスあるいはスポーツ・クラスは最少2分の間隔を置いてスタートしなければならない．
スタートにおいて補助を必要とする競技者は，全員が安全にスタートできるよう設備された柵の近くに位置するべきである．

10.　異なる区分が同時スタートする（複合スタート）ロード・レースにおいては，これらの区分間における追走，ドラフティングは許される．
複合スタートのレースを除き，他のすべてのレースにおいて，他のクラス，グループ，区分の競技者を追走あるいはドラフティングをしたいかなる競技者も失格とされる．このドラフティングについては，第87条12～15項に準じる．

11.　ハンディキャップの性質およびある競技者にとってはレース中にボトルをつかむことが困難であることを考慮し，ロード・レース中の地上からの飲食料補給に下記の方法を適用できる：
- 最初と最後の周回中の飲食料補給は禁じる．
- 道路の両側からの飲食料補給を認める．これら補給ゾーン（複数）は，最短50mは分離していなければならない．

12.　パラサイクリング国際レースにおける順位は，下記の手順で作成される必要がある：
1. それぞれの順位で競技を終了した競技者
2. 周回遅れとなり除外された競技者
3. 棄権した競技者 (DNF)
4. 失格した競技者 (DSQ)

周回遅れとなり除外された競技者は，周回遅れとなったときの逆順に順位づけられる．レースを完走しなかった競技者は，走行した周回数により順位づけられる．

（インディヴィデュアル・タイム・トライアル）

13.　全コースが競技外の交通から完全に遮断されていることが推奨される．最小限，全コースが対面方向の交通から遮断されることが要求される．タイムトライアル・コースとして，同一大会のロード・レースのサーキットを使用することができる．

14.　個人タイムトライアルのスタート順は，第88条10項に準じる．しかしながら，コースが狭すぎる時には，“T1-2”区分および“H”クラスの順番を，コミセール・パネルは変更することができる．この特別な場合には，順番はレース中の追抜きを容易にするために，最速の競技者から始まり，最遅の競技者が最後になるように決定する．
スポーツ・クラス間のスタート順は，あるスポーツ・クラスの競技者が他のスポーツ・クラスの競技者を追抜く危険を最小化するために作製されるべきである（すなわち: C5-C4-C3 …）．

（チーム・リレー）

15.　下記の区分の競技者によるレースである：
男子 – H4; H3; H2; H1
女子 – H4; H3; H2; H1
チームは3名の競技者と補欠により構成される．チームは，混成とすることができるが，上記の区分からの競技者で構成するものとする．
すべてのパラ・サイクリングのチーム・リレー競技において，すべての与えられた構成（ナショナル・チーム，トレード・チーム，・・・）において最多2チームであるものとする．各構成において，それがすべて女性のチームの場合のみ，3番目のチームが登録されうる．以下の表から見るとおり，3人のチーム・リレー参加者のためのポイント合計は1ポイントの1競技者を含めて，最大6ポイントでなければならない．

性別，クラスおよび区分	ポイント	性別，クラスおよび区分	ポイント
男子H5	3	女子H5	2
男子H4	3	女子H4	2
男子H3	2	女子H3	1
男子H2	1	女子H2	1
男子H1	1	女子H1	1

16.　チーム監督は，氏名とスポーツ・クラスを提示し，チーム・リレーに参加する競技者の順番も含んでチームを構成しなければならない．順番はH区分の競技者が参加する競技終了後1時間以内にチーフ・コミセールに提出しなければならない．この順番はその後変更することができない．

17.　1番目の競技者は，通常のロード・レースのように同時にスタートする．チームの競技者が彼の周回を完了し，チームメイトの前端を過ぎたなら，次競技者が彼の周回を開始する．各チームは，リレー・エリアにおいて次チーム競技者の援助をするスタッフ2名を許可される．

18.　あるチームの競技者がレースの先行者に追抜かれた場合，そのチームはレースから除外され，リザル

トに周回遅れとして示される.

（トラック・レース）

19. “H”クラスおよび“T1-2”区分は，トラック競技に参加することはできない.
安全上の理由により，曲線部の前半においてはラバー・パッドを置くことを禁じる.

（1kmおよび500mタイムトライアル）

20. 下記のトラック競技においてはすべてのクラスでスターティング・マシンを使用しなければならない：
インディヴィデュアル・パーシュート，チーム・スプリントの第1走者，1km/500mタイムトライアル.

21. 競技は下記の区分および距離で行う：

クラス / 区分	距離
タンデム男子；女子 –B	1,000 m
二輪車男子 - C5; C4; C3; C2; C1	1,000 m
二輪車女子 - C5; C4; C3; C2; C1	500 m

（インディヴィデュアル・パーシュート）

22. 競技は下記の区分および距離で行う：

区分	距離
タンデム男子–B	4,000 m
二輪車男子 - C5; C4;	4,000 m
二輪車男子 - C3; C2; C1	3,000 m
タンデム女子–B	3,000 m
二輪車女子 - C5; C4; C3; C2; C1	3,000 m

23. “C”区分におけるハンディキャップ類型の多様性を配慮し，インディヴィデュアル・パーシュートの予選においては，ある競技者が不利になったり有利になったりしないよう，同様なハンディキャップの競技者を対戦させるよう推奨する．この配慮は競技者の組み合わせについて優先順位を持つ.

（タンデム・スプリント）

24. 競技は盲人・視覚障害の男子，女子において行う.
タンデム・スプリントの予選タイムは200mを計測する.

（チーム・スプリント）

競技は下記区分の競技者において行う： 男子 - C5; C4; C3; C2; C1 女子 - C5; C4; C3; C2; C1 チームは3名の競技者と補欠により構成する．チームは上記区分よりの競技者による混成でよい. 下記の表によって，3名のチーム・スプリント参加者のポイント合計は10ポイント以下でなければならない．性別，クラスおよび区分	ポイント
男子C5	4
男子C4	4
男子C3	3
男子C2	2
男子C1	1
女子C5	3
女子C4	3
女子C3	2
女子C2	1
女子C1	1

（スクラッチ・レース）

25. トラックパラサイクリングのスクラッチ・レースに，第47条および下記を，下記条項を除いて適用する.
各スポーツ・クラスは下記距離で行なう：

性別，クラスおよび区分	距離
男子自転車 – C5; C4; C3; C2; C1	15 km
女子自転車 – C5; C4; C3; C2; C1	10 km

（競技機材）

26. IPCロード競技におけるすべてのスポーツ・クラスにおいて，競技者は自身の下記に示す正しいスポーツ・クラス色あるいは適切な色彩のカバーを使用したヘルメットを着用しなければならない：

赤ヘルメット:	Ｃ５ 男子および女子 Ｔ２ 男子 Ｈ４ 男子および女子 タンデム男子
白ヘルメット:	Ｃ４ 男子および女子 Ｈ２ 男子および女子 タンデム女子 Ｔ２ 女子
青ヘルメット:	Ｃ３ 男子および女子 Ｈ２ 男子 Ｔ１ 女子
黒ヘルメット:	Ｈ５ 男子および女子 Ｃ２ 男子および女子 Ｔ１ 男子
黄ヘルメット:	Ｃ１ 男子および女子 Ｈ１ 女子

ロード競技において間違った色のヘルメットを使用した競技者は，スタートを許されず，および/またはレースから除外され，失格となる.

27A タンデム競技の競技者は，原則として同一の競技服（ジャージ，パンツ）を着用しなければならない.

27. パラサイクリング競技大会で使用される自転車は，第16条の現行必要条件に合致しなければならない. 身体形態上あるいは障害を理由として，例外は許容されるが，自転車に関するUCI規則の原則は守られなければならない. 例として，競技者が変速機あるいはブレーキ・レバーを操作するために補助器具を必要とする場合，空気力学的優位に関する公平性や安全性が損なわれない限り，上肢に障害を持つ競技者にはハンドルバー・アダプターが許される.

UCIウェブサイトより入手可能なすべての広く適用されるUCI承認要領は適切な場合に尊重されなければならない.

エネルギー蓄積または補助機構は整形外科的ブレース/補綴に組み込まれてはならない. 下肢の機械式の整形外科的ブレース/補綴について，膝関節のピボットポイントは影響を受けていない脚の大腿部の関節と等しい位置になければならない.

人工的握りおよび装具を障害のある上肢に使用することは許されるが，自転車に固定してはならない.

落車時の安全上の理由から，自転車の部品に設置または固定した硬質の整形外科的ブレースまたは固定した上下肢は許可されない. いかなる場合にも，安全機構は取付ける必要がある.

ハンドサイクルを除いて，競技者のポジションはペダル，サドルおよびハンドル・バーのみにより支えられなければならない.

膝上切断の競技者は大腿のみを支える補装具を使用できるが，安全上の理由により大腿部を自転車に固定することはできない. これが意味するのは，補装具は自転車に付けられた，閉じられた基部と基部において最大10cm側面からなる半円筒形であるが，大腿を固定する器具の使用は許されない.

28. ロード用二輪車，タンデム，三輪車およびハンドサイクルは独立した2系統の制動装置を備えなければならない. 二輪車およびタンデムは独立した制動装置を各車輪に備えなければならない.

ハンドサイクル： ハンドサイクルの場合，同軸輪のブレーキは，両輪に効くものでなければならない. ブレーキ機構は動的でなければならず，車輪固定もしくはストッパーは許容されない.

三輪車： 三輪車の場合，2系統のブレーキを，ひとつは前輪にひとつは後輪につけなければならない. ハンドサイクルと同じく，同軸車輪のブレーキは動的で，両輪に効くものでなければならない.

ディスクブレーキはダブル・ホイールへの使用が認可される.

29. 競技中の無線通信あるいは他の遠隔通信手段の使用に関しては，第28条項1.②-④が適用される.

（タンデム）

30. タンデムは2人の競技者のための，UCIの自転車構造の一般原則に適合した，同径の2つの車輪を持つ車両である. 前車輪は「パイロット」として知られる前方の競技者により操向可能でなければならない. 両競技者は伝統的な自転車の姿勢で前を向き，後輪はペダルとチェーンで構成される装置で両競技者により駆動されなければならない.

タンデムのトップ・チューブおよび追加の補強チューブは，競技者の身体的寸法に応じて傾斜してよい.

目が不自由な，または視覚障害がある競技者は自転車の乗車ポジションについて第16条項3.(2)a)①，第16条項3.(2)a)②，および第16条項3.(2)d)②に対応しなければならない.

（三輪車）

31.　三輪車は同径の三つの車輪を持つ車両である．前車輪（単数または複数）は操行可能でなければならない．後車輪（単数または複数）はペダルとチェーンで構成される装置で駆動されなければならない．
パラサイクリング競技においては，もたれかかった姿勢の三輪車は許可されない．

32.　二つの後車輪を持つ三輪車は，UCIの二輪自転車の構造および，後ろ三角を除くボトムブラケット，シート・チューブおよびサドル位置の寸法に適合しなければならない．
二つの操向可能な前車輪を持つ三輪車は，UCIの二輪自転車の構造および，後ろ三角を含む寸法の一般原則に適合しなければならない．
三輪車の車輪は，タイヤを含んで最大70cmから最小55cmの間の種々の直径で，伝統的な自転車の部品を使用していること．必要であれば改造したハブ取付け具を使用してよい．三輪車の2車輪間の幅は，タイヤ接地面の中心間で計測して最大85cm，最小60cmの種々の寸法とする．
三輪車の2車輪を持つ後車軸に差動装置を持たない場合，曲走路における車輪間の速度差のために，1車輪のみ駆動しなければならない．
三輪車は，全長において200cm，全幅において95cmを超えてはならない．
競技者が容易に乗車できるように，三輪車のトップ・チューブをダウン・チューブに平行になるまでを限度として傾斜させてよい．
三輪車の2車輪は，1輪およびトップ・チューブを通る中心線のいずれかの側に最大限10cmオフセットしてよい．
ロード・レースにおいて，二つの後車輪を持つ三輪車は，後続の三輪車の前輪が後車輪の間の空間に入り込むことを防ぐために安全バーを取り付けなければならない．安全バーは，競技中に動く危険が無いように三輪車に強固に固定しなければならない．地面から安全バーまでの距離は，地面と競技のための空気圧のタイヤをつけた車輪のハブ中心との距離と等しいものとする．

（ハンドサイクル）

33.　ハンドサイクルは，腕力による（AP）か，腕胴の力によるか(ATP)か，膝立ち姿勢による三輪車で，車台フレーム・チューブが直線状でなくてもよいことを除いてUCIの自転車構造の一般原則に適合するパイプで構成された開放フレームを持つもので，座席または背もたれのためのフレーム管はUCIの一般原則に定める最大直径を超えてよい．
一輪は他の同軸輪と異なる直径でよい．前車輪（一輪または二輪）は操行可能で，前車輪または後車輪の一輪は握りとチェーンで構成された機構で駆動されなければならない．
ハンドサイクルは，ペダルに替えたハンドグリップをつけたクランク・アーム，チェーンホイール，チェーンおよびスプロケットによるチェーンと在来型の自転車推進機構によってのみ推進されなければならない．
手，腕および上体を主として推進されなければならない．

34.　リカンベント（もたれかかった姿勢)において，競技者は明瞭な視界を持たなければならない．そのとき競技者の水平視線は，競技者が正対するハンドル・バーを最大限伸ばした上に手を置き，背もたれに彼の肩甲骨の先が接し，もしあればヘッドレストに頭が接した状態で着座した時に，クランク・ハウジング/クランクセットの上方になければならない．クイック・レリーズのボディ・ハーネスは使用できる．
以下のように測定する：上述の姿勢から，地上から着座した競技者の眼までと，クランク・ハウジング/クランクセットの中央までの距離を測定する．眼から地面までの距離は，最少，クランク・ハウジング/クランクセットの中央から地面までの距離と等しいかそれ以上であることを必要とする．
個人ロード・レースにおいて，リカンベント・ハンドサイクルでは，後方視界を得るために競技者のヘルメットあるいは自転車の前方箇所に鏡をつけなければならない．

35.　膝立ちの場合，競技者の脚と足は支えられ，地表面から護られなければならない．

36.　競技中に器材の調整が可能であってはならない．すべての調整は競技スタート前になされなければならない．

37.　ハンドサイクルの車輪は，最小径406mm，最大径622mm (ETRTO)とする．必要であれば，改修されたハブ取り付け具は使用できる．手動自転車の同軸車輪間隔は，接地点におけるタイヤ中央間の距離において，最小55cm，最大70cmとする．
集団スタート競技において，ハンドサイクルにはディスク車輪を使用できる．
ハンドサイクルの最大長は250cmとする．その最大幅は全幅で70cmとする．

38.　変速装置はH1を除きハンドル・バー先端につけられなければならない．H1では腕で変速できるように競技者の体側に変則機構をつけることができる．
最大のチェーンリングには競技者を保護するための安全ガードをつけなければならない．保護は十分に堅固な材料で作られ，チェーンリングの競技者に面する半円周(180°)を完全に覆わなければならない．
フレーム管の最大寸法は，材料，形状に関わりなく80mmとする．管の接合部につけるひれ状，脈状のものは，強度向上のためのもののみとする．機能のない，空力的装置は競技には許容されない．

39.　必要に応じ，可動部品から動かない下肢を守る安全対策の脚および足台は取り付けなければならない．ハンドサイクル競技者は，ハンドサイクルが足が外に出てしまう危険のない足載せとなる殻体/構造を持たない限り，安全対策として，靴または足を完全に覆う十分に固い足の保護を着用しなければならない．この場合，競技者は最低限靴下を着用しなければならない．すべての場合において，足は足台から外へ落ちることを防ぐ何らかの種類の装置で自転車に固定されるべきである．
ロード･レースにおいて，2つの後輪を持つハンドサイクルには，後続のハンドサイクルの前輪が後輪の間の空間に入ることを防ぐ安全バーをつけることを義務付ける．安全バーは後輪タイヤの幅を超えることなく，すべての管端は塞がれなくてはならない．安全バーは車輪に垂直方向に15mm後方であることを必要とする．これは十分に堅い材料で作られた円管(最小直径18mm)でなければならない．両方の管端は塞がれていなければならない．地面から管の中心までの距離は280mm(+/-10mm)とする．安全バーはタイヤの15mm(+/-2mm)後方に取り付ける．安全バーの構造と取り付けは，レース中に起こる，通常の衝突がバーの安全機能に影響を与えないことを保証するものでなければならない．

第２２章　チームおよびチーム役員（スタッフ）

第９８条A（チーム）

本規則におけるチームとは，自転車競技参加を目的として競技者と競技者を支援する人員で構成するスポーツ組織である．文脈により「チーム」という語は，ある競技大会に参加するチームの競技者をも示す．

(UCI登録チーム)

1.　下記のチームはUCI登録チームである．これらチームはUCI規定ライセンスの“チーム”の項に表示される：
UCI ワールドチーム: UCI 規則条項 2.15.047 以下参照.
UCI プロフェッショナル･コンチネンタル･チーム: UCI 規則条項 2.16.001 以下参照.
UCI コンチネンタル･チームおよび UCI 女子チーム: UCI 規則条項 2.17.001 以下参照.
UCI 女子チーム: UCI 規則条項 2.18.001 以下参照.
UCI マウンテンバイク･チーム: UCI 規則条項 11.1.1 以下参照.
UCI トラック･チーム: UCI 規則条項 3.7.001 以下参照.
UCI BMX チーム: UCI 規則条項 6.8.001 以下参照.

(ナショナル･チーム)

2.　ナショナル･チームとは，国籍のある国の国内連盟により選抜された競技者によるチームである．

(地域チーム)

3.　地域チームとは，国内連盟の地域等の部門により選抜され，当該連盟のライセンスを交付された，UCI登録チームに所属しない競技者によるチームである．

(クラブ･チーム)

4.　UCIに登録していないチームはUCI規定ライセンスの“クラブ”の項に表示される．

第９８条B（チーム役員(スタッフ)）

本規則におけるチームとは，別に定める「チーム登録規程」により定義したチームのことをいう．本連盟はチーム役員ライセンスを発行する．本連盟のライセンス所持者，(公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ，同公認自転車競技各級指導員はこのライセンスの受給資格を持つとみなされる．

1.　競技において，各チームはチーム代表者により統轄される．
2.　チーム代表者は，そのチームの競技者が規則を順守することを保証し，自らがその見本となる．
3.　チーム代表者は，競技大会開催に先立つチーム代表者会議に出席する．
4.　チーム代表者は，会議における決定事項，チーフ･コミセールの指示事項等を，そのチームに伝達する責任を負う．
5.　チーム代表者は，そのチームの競技者が，要求された時，場所（スタート時の署名，スタート･ライン，アンチドーピング検査等）に行くことを保証する．
6.　チーム代表者は，チーフ･コミセールまたは大会本部の出頭要請に応じなければならない．
7.　チーム代表者は，コミセール･パネルに対して競技者を代表することができる．

第２３章　ドーピング･コントロール

第９９条ドーピング･コントロール）

本規則は，UCI（世界自転車競技連合）以外のアンチドーピング機関が発議し，UCI アンチドーピング規則に

拠らずにドーピング･コントロールが行なわれる際に，WADA（世界ドーピング防止機構）の世界ドーピング防止規程および検査に関する国際基準，JADA（日本アンチドーピング機構）の日本ドーピング防止規程を，自転車競技の現場において補完するものである.
自転車競技への参加者は，たとえ自分の競技結果，自分の健康状態に何の影響もないと考えていようとも，禁止物質ならびに禁止方法等を行使してドーピングを行わないという確約が求められている.

1. 当アンチドーピング規則はすべての本連盟ライセンス所持者に適用する.
   さらに，当規則は以下に規定するその他の競技者，競技者支援要員，または組織その他団体(以下“人”という)にも適用する.
   (1) 競技者，コーチ，トレーナ，監督，チーム監督，チーム･スタッフ，代理人，役員，医療スタッフあるいは親を含むいかなる資格においても，ライセンスを所持しないで自転車競技会に参加する人
   (2) クラブ，トレードチーム，国内連盟，その他の組織の枠組みから，準備または競技者支援のために，ライセンスを所持しないでスポーツ競技に参加する人

(競技会時検査)

2. 国際競技大会
   (1) 日本国内で開催される国際競技大会における競技会時検査を UCI が発議し，本連盟に検査の管理を要請した場合，当該大会に参加する競技者は，UCI アンチドーピング規則の下に行なう競技会時検査を受けなければならない.
   (2) 日本国内で開催される国際競技大会における競技会時検査を UCI が発議しない場合，本連盟は競技会時検査を発議し，管理する権限がある. この場合，当該大会に参加する競技者は，UCI アンチドーピング規則の下に行なう競技会時検査を受けなければならない.
   (3) UCI 以外のアンチドーピング機関が国際競技大会における検査実施を望み，UCI の同意がない場合，この機関は世界ドーピング防止規程条項 15.1.1 の条件下に世界アンチドーピング機構(以下 WADA という)よりこの検査を行う権限を与えられる.
   この場合，ドーピング･コントロールはそのアンチドーピング機関によりその規則に従って実施される.
3. 国内競技大会
   国内競技大会に参加する競技者は，本連盟あるいは日本アンチドーピング機構（以下 JADA という）その他のアンチドーピング機関が競技会時検査を発議し，管理する場合，その検査を受けなければならない.
   この場合，ドーピング･コントロールは JCF および JADA の規則に従って実施される.

(競技会外検査)

4. 競技者は，資格停止あるいは暫定的資格停止に服している期間および引退状態から競技への復帰に先立つ期間中を含み，競技会外検査に服さなければならない.
   UCI または JCF が競技会外検査を発議し，実施する場合，ドーピング･コントロールは UCI アンチドーピング規則の下に行なわれる.
   UCI/JCF 以外のアンチドーピング機関が競技会外検査を発議する場合，ドーピング･コントロールはそのアンチドーピング機関によりその規則に従って実施される.

(スポーツからの引退)

5. 結果管理過程の進行中にライセンス保持者が自転車競技から引退する場合，結果管理手続きまたは聴聞手続き実施中のアンチドーピング機関は，当該結果管理および/または聴聞過程を完了させる権限を保有し続ける. 仮に，ライセンス保持者が結果管理過程の開始前に引退する場合，ライセンス保持者がアンチドーピング規則に違反した時点においてライセンス保持者の結果の管理に責任を持っていたアンチドーピング機関が，UCI の欠席管轄権を損なうことなく結果の管理を実施する権限を有する.

(ドーピングの定義)

6. ドーピングとは，次項に定められた一つあるいは複数のアンチドーピング規則違反が発生することをいう. ライセンス所持者は，アンチドーピング規則違反の構成要件，禁止表に掲げられた物質と方法を知る責任を負わなければならない.
7. 以下に掲げるものがアンチドーピング規則違反を構成する:
   (1) 競技者の生体からの検体に，禁止物質，あるいはその代謝物またはマーカーが存在すること.
   (2) 競技者が禁止物質･禁止方法を使用すること，または使用を企てること.
   (3) 検体採取を回避すること，あるいは当アンチドーピング規則下に権限を与えられた通知を受けたあとに，検体採取を受けない，もしくは正当な理由なく検体採取を回避すること.
   (4) 競技者が競技会外検査への競技者の参加に関する適切な要請に違反すること. 検査未了の回数または居場所情報未提出の回数が，UCI または競技者を所轄するアンチドーピング機関により決定された 18 ヶ月以内の期間に単独でまたはあわせて 3 度に及んだ場合には，アンチドーピング規則違反を構成する.
   (5) ドーピング･コントロールの一部に不当な改変を施し，または不当な改変を企てること.

(6) 禁止物質および禁止方法を保有すること.
(7) 禁止物質もしくは禁止方法の不正取引を実行し，または不正取引を企てること.
(8) 競技会時において，競技者に対して禁止物質もしくは禁止方法を投与すること，もしくは投与を企てること，競技会外において，競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を投与すること，もしくは投与を企てること，またはアンチドーピング規則違反を伴う形で支援し，助長し，援助し，教唆し，隠蔽し，もしくはその他の形で違反を共同すること，またはこれらを企てること.
禁止物質もしくは禁止方法を投与することは，当アンチドーピング規則に従って定められた TUE(**治療使用特例**)に関する条項に合致する限りにおいて，アンチドーピング規則違反とはみなされない.

(禁止表)

8. 当アンチドーピング規則は，WADA により規程第 4.1 条に記述されるように発行され改訂される禁止表を包含する.

(**治療使用特例**)

9.
(1) **治療使用特例**（TUE）とは，他の状況では使用が禁止される禁止表上の物質または方法の，治療目的のための使用の許可であり，UCI アンチドーピング規則の第 IV 章に定められる条件と手続きに従って認められる．禁止物質と禁止方法の存在，使用，保有または投与の許可のためには，他の状況下では前述の 7 項の下にアンチドーピング規則違反に帰せられるこうした存在，使用，保有または管理は，その第 IV 章に従って与えられ認められる TUE に一致していなければならない.
(2) 禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある旨の文書を所持している競技者は，禁止物質または禁止方法の使用，保有または投与に先立って，**治療使用特例**（TUE）を取得しなければならない.
(3) UCI の検査対象者登録リストに含まれる競技者は，JADA から TUE を受取っていたとしても，UCI から TUE を取得しなければならない.
(4) UCI の検査対象者登録リストに含まれない競技者は，JADA から TUE を取得しなければならない.

(**治療使用特例**（TUE）の付与に関する基準)

10. TUE は，下記の基準が厳格に満たされている場合のみ付与される.
(1) 承認を必要とするときより 21 日前までに TUE の申請を，UCI の提供する書式により競技者が行っていること.
(2) 急性または慢性の病状を治療する過程において禁止物質または禁止方法を用いなかった場合に，当該競技者が深刻な障害を受けること.
(3) 当該禁止物質または禁止方法を治療目的で使用することにより，競技能力の強化（ただし，正当な病状治療を経て健康状態に回復することから予想されるものは除く．）が生じないこと．禁止物質または禁止方法を用いて「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは，妥当な治療措置であるとは見なされない.
(4) 当該禁止物質または禁止方法を使用する以外に，適正な治療法が存在しないこと.
(5) 当該禁止物質または禁止方法を使用の必要性は，当該禁止物質または禁止方法の治療目的以外で全面的あるいは一部使用したことの継続となっていないこと.
(6) TUE の申請が事後承認であると見なされないこと．ただし，下記いずれかの条件が満たされている場合は、この限りではない.
① 緊急治療または急性病状の治療が必要である場合
② 不測の事態につき，競技者が申請を請求する時間的余裕がなかった場合，または，TUE を承認する機関が申請内容を検討する時間的余裕がなかった場合.

11. TUE の申請を行う場合には，相応の資格を有する医師が記載した証明書を含めなければならず，この証明書では，競技者の治療における当該禁止物質または禁止方法の必要性を証明するとともに，使用の認められている代替薬剤を治療に用いることができない理由，または用いることができなかった理由を記載しなければならない.
当該禁止物質または禁止方法の投与量，投与頻度，投与経路または投与期間は，具体的に明記しなければならない．変更がある場合は，新しい申請書を提出しなければならない.

（TUEの有効期限）

12. 各 TUE の有効期限は，治療目的使用の承認証明書に異なる期間が示されない限り，1 年間とする.

（居場所情報）

13.
(1) 検査対象者登録リストに含まれた競技者は，アンチドーピング委員会から検査対象者登録リストから除外されたことを通知されるまで，居場所情報を更新連絡することを要請される.
(2) UCI に自転車競技からの引退を通知し，そして国際水準の競技への復帰を望む競技者は，少なくとも 6 ヶ月前に UCI に通知しなければならない．この競技者は検査対象者登録リストに含まれ，彼が居場

所情報を提供し，事前非通知競技会外検査対象となる 4 ヶ月経過後でなければ，国際水準競技会に復帰できない．競技者による競技復帰前の居場所情報提供期間における検査未了ごとに，この期間は 1 ヶ月延長される．

(3) 検査対象者登録リスト上の各競技者は，当該競技者の次期四半期中の居所について正確で完全な情報を提供する四半期報告書を，その四半期中のいかなる時にも検査に臨めるように，提出しなければならない．

(4) 競技者は，次期四半期におけるそれぞれの日において，検査のために指定された場所に出頭可能な，午前 6 時から午後 11 時の間の指定された 1 つの 60 分の時間枠を，居場所情報提出において詳細に指定しなければならない．これは時と場所とを問わずに検査に応じるべきであるという競技者の義務をいかなる意味においても限定するものではない．

(5) 競技者が居場所情報提出において提供した居場所情報が，いかなるアンチドーピング機関もその四半期中の定められた日に，提出した居場所情報においてその日に指定した 60 分間の時間帯を含み，かつその時間帯に限定せず，彼を検査のために位置確認することができるよう正確で十分なものであることを（必要であれば更新を含み）保証することは，競技者の義務である．競技者によりあるいは競技者を代理して事前に提出された情報がもはや正確かつ完全ではないことを意味する変更があるとき，競技者は，ファイル中の情報が再び正確，完全で十分な詳細となるよう，居場所情報提出を更新しなければならない．彼はこの更新を可及的速やかに，いずれにしてもファイル中のその日の 60 分間の時間枠以前に，行わなければならない．

14. 検査未了

(1) 検査対象者登録リスト上の競技者は，当該四半期内の指示された日に，彼の居場所情報提供において指定したその日の 60 分時間枠に，その提出においてその競技者が指定した時間枠における居場所において，その競技者の競技会外検査を行う管轄権を持つアンチドーピング機関による検査に臨み受けなければならないことは明白である．この検査を受けなかった場合は，検査未了に該当し，結果として第 99 条 7.(4)の目的における居場所情報義務違反を構成する．

(2) 競技者が，自らの居場所情報提出において特定したその日の 60 分時間枠中に，指定された場所において検査に応じることができず，かつ，その日における代わりの時間枠/場所を提供するために当該 60 分時間枠以前に居場所情報提出を更新しなかった場合，彼がその日遅くに臨み，彼から検体が無事採取されたとしても，当該不更新は検査未了に該当し，結果として第 99 条 7.(4)の目的における居場所情報義務違反を構成する．

(3) 居場所情報未提出は，競技者が要求される提出を怠った四半期の最初の日，または，同一四半期中にそれに引き続く居場所情報未提出は，先の居場所情報未提出修正のために指定された期限が満了した日に発生したとみなされる．

15. 検査と検査の実施者

(1) 検体は，当アンチドーピング規則により採取され，分析されなければならない．

(2) ドーピング・コントロール・オフィサーは検査実施現場での責任者でなければならない．
UCI または JCF がコミセールをドーピング・コントロール・オフィサーとして指名するとき，後者はアンチドーピング・インスペクタの肩書きをつけてよい．

(3) 検査は，規則の本章に従って，ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタ，またはドーピング・コントロール・オフィサーあるいはメディカル・インスペクタの単独により実施される．

(4) 下記の場合，JCF が 2 名以上のドーピング・コントロール・オフィサー(DCO)を指名する．
① UCI の指定による B リスト(国内連盟が DCO を指名する大会のリスト)の大会時の検査；
② 第 99 条 2.(2)により UCI から権限を得た国内連盟による，大会時の競技会時検査；
③ UCI から競技者に対して実施する権限を得た国内連盟による競技会外検査．

(5) メディカル・インスペクタは，競技後検査のために指名されなければならない．メディカル・インスペクタは他のすべての検査にも指名されてよい．メディカル・インスペクタが指名されている場合，メディカル・インスペクタは，手続ガイドラインに記述される検体採取の責任者である．

(6) メディカル・インスペクタは，DCO としての訓練を受け，あるいは検体採取の経験のある医師でなければならない．

(7) メディカル・インスペクタは JCF が指名するものとする．レース医師を，その大会の検査のためのメディカル・インスペクタとして指名できない．

(8) メディカル・インスペクタが指名されている場合，ドーピング・コントロール・オフィサーの手が空いていないときは，メディカル・インスペクタがドーピング・コントロール・オフィサーの役を務めなければならない．

(9) ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタは，シャペロンおよびブラッドコレクショ

ン・オフィサーを含み，これらに限定しない他の人たちが適任と思われるなら，彼らを検体採取の助手として指名してよい．

(10) ドーピング・コントロール・オフィサーとメディカル・インスペクタは，彼らによって任命された他の人の役を務めてよい．

(11) UCI，あるいは JCF は，他のアンチドーピング機関あるいは有資格の研究機関や会社により実施される検査を手配できる．ドーピング・コントロール・オフィサー，メディカル・インスペクタ，ブラッドコレクション・オフィサー，シャペロンおよび検体配達の証人となる人の職務は，指名された機関，研究機関または会社によりその目的で指名された人（複数または単数）により実行されなければならない．しかし，競技後検査における検体採取時の監視者は医師または看護師でなければならない．

16. 検査の実施

(1) 競技会時および競技会外において，検査を随時，随所で通告なしに実施できる．

(2) UCI は，場所，時間および検査対象競技者について，あるいは検査を行なう国内連盟に権限を与えることについて決定をするものとする．ドーピング・コントロール・オフィサーは，彼が指定された場所，時間において見つけた他の競技者を検査することができる．

(3) 検査は，競技者のプライバシーが保証され，可能であれば検体採取時にドーピング・コントロール施設としてのみ使用される場所で実施する．

17. 競技者への告知

(1) 可能なときはいつでも，検査は，事前通告なしでなければならない．

(2) 競技者を，通知様式を用いて検査に招請する．

(3) 競技者は本人に通知されなければならない．しかしながら，競技会時に競技後検査の枠外で通知が行われる場合，通知が行われる場所において競技者の監督またはクラブ代表者が見つけられた場合にはいつも，こうした通知が検査実施に役立つならば，競技者にはそのチーム監督またはクラブ代表者を介して正式に通知してよい．通知様式上のチーム監督またはクラブ代表者の署名は競技者を拘束するものである．

(4) 競技者，第 99 条 17.(3)の場合にはそのチーム監督またはクラブ代表者は，通知書の原本に署名しなければならない．競技者，そのチーム監督またはクラブ代表者が通知受領の署名を拒絶する場合，あるいは通知を逃れようとする場合，シャペロンはこのことを用紙に記入しなければならない．

(5) ステージ・レースと世界選手権大会においては，チーム監督またはクラブ代表者は，その競技者に可能な限り迅速に連絡できるように，競技者の所在を示せるよう，常にひとところにいなければならない．

(6) 事前通告なしの検査の通知を受けた競技者は，本人への通知を受けた瞬間から検体採取完了までの間，シャペロンの視界内に留まらなければならない．常時シャペロンが競技者を監視できなかった場合，このことをシャペロンは記録しおよび/またはドーピング・コントロール・オフィサーに報告しなければならない．

(7) ドーピング・コントロール・オフィサーは，検体採取の競技者が出頭すべき期限を，状況を考慮して設定しなければならない．検体採取は可及的速やかに開始しなければならず，異常な状況下を除いて，競技者（あるいは第 99 条 17.(3)の場合にはチーム監督またはクラブ代表者）が通知を受けてから 1 時間以内とする．正当と理由付けられる例外的状況の場合，ドーピング・コントロール・オフィサーは，緊急の優先事項をドーピング・コントロール施設への手続き前に行いたい旨の競技者からの要求を認めてよい．競技者が連続的な監視を受けることができない場合には，その要求を拒否しなければならない．

18. 随行者

(1) 競技者には，尿検体採取時を除き，検体採取過程において競技者が選択する 1 名の者および 1 名の通訳が付き添うことができる．

(2) 未成年競技者，および立会人となる人の権利として，未成年競技者が尿検体を排出している時に随行者が立会人を監視できるが，未成年競技者にそのように要請されなければ，随行者なしで検体の排出を直接監視する．未成年競技者が随行者を辞退するとき，ドーピング・コントロール・オフィサー，シャペロンあるいは立会人は，通知中および/または競技者からの尿検体採取中に第三者を指名できる．

(3) 競技者，随行者および通訳，さらに彼らが持ち込むすべての物を捜索できる．

19. 検体採取の出頭とその期限

(1) 競技者が出頭期限までにドーピング・コントロール施設に出頭しなかった場合，ドーピング・コントロール・オフィサーは各自の判断において競技者への接触を試みるかどうかを判断することができる．

(2) 競技者が，出頭期限内に出頭することを妨げられることが予想された場合，あらゆる可能な手段を用いて，ドーピング・コントロール・オフィサーに通知することを試みなければならない．

(3) 最低でも，ドーピング・コントロール・オフィサーと，メディカル・インスペクタ（もしいる場合）は，出頭期限から 30 分待って検査場所を離れることができる．

(4) 最低待ち時間以降でドーピング・コントロール・オフィサーおよび/またはメディカル・インスペクタがまだ

いる間に，競技者がドーピング・コントロール施設に出頭してきた場合，彼らまたは彼は可能な限り検体採取処理を行い，競技者がドーピング・コントロール施設への出頭が延着した詳細を記録すること.

(5) 競技者の随行者あるいは通訳の到着を待つために検体採取を遅らすことはできない.

(6) 競技者は，ドーピング・コントロール・オフィサーに承認され，ドーピング・コントロール・オフィサーあるいはシャペロンによる継続的な監視下にある場合のみ，ドーピング・コントロール施設を離れることができる. 正当と理由付けられる例外的状況の場合，ドーピング・コントロール・オフィサーは，競技者が検体を提供できるようになるまで，競技者がドーピング・コントロール施設を離れる合理的な要求を配慮しなければならない.

ドーピング・コントロール・オフィサーが競技者にドーピング・コントロール施設を離れる承認を与える場合，ドーピング・コントロール・オフィサーは競技者と下記について合意しなければならない：

① 競技者がドーピング・コントロール施設を離れる目的;

② 戻る時間 (あるいは合意された活動の終了時に戻ること);

③ 競技者は常時監視され続けること;

④ 競技者はドーピング・コントロール施設に戻るまで，放尿しないものとすること

ドーピング・コントロール・オフィサーは，この情報と競技者が離れた時間，戻った時間を書類で立証しなければならない.

(7) ドーピング・コントロール・オフィサーは，当手続ガイドライン下に要求される検体を競技者が排出するまで，ドーピング･コントロール・セッションを続けなければならない.

(8) 手続ガイドライン下に要求される検体が採取される前に，第 99 条 19.(6)に従った承諾なしに競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合，この競技者は検査を拒否したとみなされ，制裁を招く.

(9) 検体が採取された後，すべての正式手続が完了する前に，競技者がドーピング・コントロール施設を離れた場合は，この検査は有効とみなされる.

(10) ドーピング・コントロール・オフィサーあるいはメディカル・インスペクタが，競技者が検査される前に競技者を放免したり検査を終了した場合には，当該競技者は検体採取に選定されなかったものとみなされ，ドーピング・コントロール施設を離れたことによるアンチドーピング違反を犯したこととならない.

(11) 第 99 条 19.(1)から(10)の項目に該当することは，記録しなければならない.

20. 変則事態

(1) 競技者および/または競技者の関係者による当規則あるいは適用する手続きガイドラインから逸脱する行動，または検体採取に関する潜在的危険性を伴うその他すべての変則事態は記録しなければならない.

ドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタは，順守不履行により起こり得る結果について，可能であれば競技者または他の人に知らせなければならない.

(2) 検体の出所あるいは真正に疑いのある場合，または検体が手続ガイドラインの要求を満たさない場合，競技者に追加またはさらに別の検体を要求しなければならない. 競技者が追加検体の提供を拒否する場合，これはドーピング・コントロール・オフィサーが記録しなければならない. 追加検体の提供拒否は，検体採取に従うことへの拒否とみなされる.

21. 文書作成

(1) ドーピング・コントロール・オフィサーは，競技者に検体採取セッションがどのように実施されたかなどの懸念に関し文書化する機会を提供しなければならない.

(2) 検体採取セッションの終了時に競技者とドーピング・コントロール・オフィサーは，競技者の懸念の記録を含め，競技者の検体採取セッションの詳細を正確に反映した記録文書に満足を示した適切な文書に署名すること. 競技者が未成年の場合，競技者の代理人(もしいる場合)と競技者双方は文書に署名しなければならない. 競技者の検体採取セッションにて正式な役割を果たしていたその他の人物も執行手続きの承認として文書に署名してもよい.

ドーピング・コントロール・オフィサーは競技者により署名された検体採取セッションの記録のコピーを提供しなければならない.

(3) 競技者は，検査用紙に自分の署名を付すことにより，競技者により記録された懸念事項を条件として，以下の事項を確認しなければならない：

① 検査が適切な標準と規則に従って実施されたこと

② 以降の苦情申し立てはまったく許されないこと

③ この検査用紙のコピーを受領したこと

（競技後検査セッション）

22. 自転車競技における競技後検査セッションは以下の条項による.

(1) 検査を実施するステージ・レースにおいては，JCF が別に定めない限り，競技後検査セッションは各ス

テージ後に行なわなければならない.

(2) 国内競技大会において JCF は，競技後検査実施の実務的側面について主催者に義務を課し，必要な人員を指名する.

(3) JCF は，メディカル・インスペクタが男性である場合は女子選手からの検体採取の立会人として女性看護師も，メディカル・インスペクタが女性である場合には男子選手からの検体採取のために男性看護師も指名するものとする.

(4) 検査実施場所により必要な場合で JCF の責任を損なわないような場合，ドーピング・コントロール・オフィサーはメディカル・インスペクタおよび/または看護師を現場で指名でき，あるいはドーピング・コントロール・オフィサーまたはメディカル・インスペクタは単独で，適当な場合競技者と同性の者を検体採取の証人として指名する条件で競技後検査を実施できる.

(5) 付表 10-2 および 10-3 に実質的に従った検体採取に適した施設を，フィニッシュ・ラインのすぐ近くに設けなければならない．フィニッシュ・ラインからこの場所までの行き方を，案内標識を用いて明瞭に表示する.

(6) ドーピング・コントロール・オフィサーの要求があった場合には，主催者は，ドーピング・コントロール施設への入口を警護して，検査に関係ない者の立ち入りを防止するための職員を任命しなければならない.

（競技後検査セッションにおける検査対象競技者の選定）

(7) 原則として付表 10-1 に従い検査対象競技者を選定する．しかし，この表によらずに他の競技者が検査を受けた状況にあっても，その競技者の検査は無効とならない.

（競技後検査セッションにおける競技者への告知）

(8) いずれの競技者（競技を棄権した競技者を含む）も，競技後に自分が検査を受けるよう選定されるかもしれないことを承知していなければならない．そして，以下に明記されるように，検体採取のために出頭することを要求されるかいなかにかかわらず，個人的に保証することについて責任がある.
競技者が万一，彼がフィニッシュラインを越えた後 10 分以内にシャペロンにより通知されなかった場合，その競技者は，検体採取のために出頭することを要求された競技者のリストが掲示される場所またはドーピング・コントロール施設の場所を突き止め，そこに行かなければならない.
レースを棄権した競技者は直ちにドーピング・コントロール施設に行かなければならない．シャペロンによる通知のないことは，競技者が適切な時間にドーピング・コントロール施設に出頭しないことを容赦するものではない.

(9) 可能な場合はいつもシャペロンにより競技者に通知するものとする.
主催者は最少 1 名のシャペロンを検査に選定された競技者のために提供することを要請される.

(10) シャペロンは競技者の近くにとどまり，常時彼を観察し，ドーピング・コントロール施設まで随行しなければならない.
検体採取を通知されてから完了するまでの間常に競技者はシャペロンの視界に留まらなければならない．競技者の補助者は，競技者を常時監視するシャペロンを妨げてはならない.

(11) 集団スタート・ロード・レースの場合，主催者およびドーピング・コントロール・オフィサーは，検体採取に出頭要請される競技者のリストを，フィニッシュ・ラインならびにドーピング・コントロール施設の入口の直近に，優勝者がフィニッシュする前に掲示することを，確実にしなければならない.
競技者は，レースのフィニッシュまたは棄権の直後に，競技者に通知するためにシャペロンが待機している場所を確認し，そこに行かなければならない.
競技者がフィニッシュライン通過後 10 分以内にシャペロンにより通知されなかった場合，競技者は直ちに，リストが掲示してある場所を確認して行くか，あるいはドーピング・コントロール施設に行かなければならない．シャペロンにより通知されないことは，競技者が適切な時間にドーピング・コントロール施設に出頭しないことを容赦するものではない.

(12) 競技者を，検体採取に出頭要請される競技者リスト上において，その氏名，ゼッケン番号あるいは順位によって特定しなければならない.

(13) いかなる競技者も，掲示されたリストに自分のゼッケン番号あるいは順位がなかったとしても，もし他の方法で特定されていたり，もし自分が検体採取に出頭を要請されていたことを他の方法で教えられていたということが証明された場合は，これをもって免除することはできない.

（競技後検査セッションにおける出頭の期限）

(14) 検査を受けるべき各競技者は，競技終了後可及的速やかにかつ 30 分以内に，ドーピング・コントロール施設に自身で出頭しなければならない．競技者が公式式典に出席する場合，あるいは規則の規定下に出席を求められて記者会見に出席する場合，期限は式典終了後，あるいは記者会見への出席が必要なくなってから，どんなに遅くとも 30 分とする.

(15) 競技を棄権した競技者は，順位を与えられる最終競技者がフィニッシュしてから 30 分以内に出頭しなければならない.

(16) 同日中に他の競技に参加しなければならない競技者は，上記の期限内に，他の競技の終了後に検体採取を受けることについてのドーピング・コントロール・オフィサーの許可を求めることができる．ドーピング・コントロール・オフィサーは，検査をすぐに行うべきであるか，他の競技後に行うべきであるかを決定する．

（競技後検査セッションにおける報告）

(17) 各競技後検査において，ドーピング・コントロール・オフィサーは，検査が当アンチドーピング規則と手続ガイドラインに従っていたことを証明し，彼が観察した異常について記した報告書を作成しなければならない．

（検体の分析）

23. 第 99 条 7.(1)の目的のため検体は，WADA 公認分析機関さもなければ WADA が承認した機関にのみ送付しなければならない．

（結果の管理）

24. 国内競技大会における競技会時検査の結果管理は JADA による．

（暫定的資格停止）

25. JADA より暫定資格停止についての通知があった場合，JCF は JCF 規則第 36 条の規程に従い適切な措置を行なうものとする．

（規律手続）

26. 第 99 条 24.（結果の管理）により違反が発生した可能性があるとされた場合には，当該事件は日本ドーピング防止パネルに委ねられる．

（制裁措置）

27. 国内競技大会における競技会時検査の制裁措置は JADA 規程による．

（チームに対する制裁措置）

28. チーム競技においては，JADA による制裁措置に加えて以下の措置を行なうものとする．

(1) チーム・パーシュート，チーム・タイムトライアル等のチーム競技においては，競技者がチーム・メンバーとして参加したチーム競技に関連してアンチドーピング規則違反を犯したことを発見された場合，そのチームをその競技から失格としなければならない．
UCI アンチドーピング規則条項 289.2a または 3，あるいは条項 290 により，同じ競技大会の他の競技において競技者が失格となった場合，その競技者がメンバーであったいかなるチームも，構成を変えたり構成から外したりしても，その競技者と同じ競技から失格とする．

(2) ステージ・レースにおけるチーム・タイムトライアル・ステージにおいては，UCI アンチドーピング規則条項 291 により，ステージにおいてチームが記録した実時間の 1%をチーム総合順位において加算する場合を除き，そのチームをステージ最下位に降格し，実タイムを与え，総合成績においては 10 分のタイム・ペナルティを与えなければならない．同一のチーム・タイムトライアル・ステージにおいて複数の競技者がアンチドーピング違反を犯したことを発見されたチームは，そのステージ・レースから失格となる．

（守秘義務および一般情報開示）

29. 情報： 当アンチドーピング規則に基づく義務を履行するに当たり，JCF は，ライセンス所持者およびその他の人に関する個人情報を収集し，保管し，加工しまたは開示することができる．

30. 守秘義務： ドーピング・コントロールにおいて何らかの業務を行う者は，当アンチドーピング規則により通知または公開することが要求されていない個々の事件に関するあらゆる情報について，秘密を厳守しなければならない．
こうした守秘義務に対する違反には，JCF 資格委員会が定める罰金が科せられる．JCF 資格委員会は，同委員会が定める期間，対象者の指定業務への参加を停止させることもできる．

（薬物治療）

31. JCF が指定した競技大会においては，チームまたはクラブの医師は，各競技者が服用しているすべての医薬品とその用量ならびに競技前 72 時間以内に競技者が受けた可能性のある薬物療法のリストを作成する義務を有する．これを行わない場合には，そのチームは競技参加の資格を失う．

第２４章　記録の公認

第１００条　（記録即時認定競技大会）

本連盟の主たる直轄事業で，第１０１条の基準に適合する競技大会においては，競技記録を即時認定する．加盟団体で競技大会を開催する時は，第１１１条の基準に従い申請し，承認を得て記録を即時認定する競技大会にすることができる．

第101条　（記録公認の条件）

記録の公認は，次の各号を満たしているものについて，別に定める運用基準に基づき行う.

1) 公認競技場または運用基準に基づき周長測定された競技場であること.
2) 競技役員が定数を満たしていること.
3) スターティング・マシン，電子計時装置（テープ・スイッチ使用）および証明のあるプリンタ付き時計を使用して1/1000秒単位で測定したものであること.
4) 記録即時認定競技大会開催申請および公式記録報告が期日内に提出されているもの.

第102条　（記録即時認定競技大会の種類）

1) オリンピック競技大会代表選考会
2) 世界選手権大会代表選考会
3) 全日本選手権自転車競技大会トラック大会
4) 全日本アマチュア自転車競技選手権大会
5) 国民体育大会
6) 全国都道府県対抗自転車競技大会
7) ジュニア・オリンピック・カップ自転車競技大会
8) 国際自転車競技連合に定める競技大会
9) その他本連盟の加盟団体で，前条の基準に適合し，承認を得た競技大会.

第103条　（公認する日本記録の種類）

次の種目・距離において日本記録を公認する．今後，UCIが認めた種目を追加する.

1．個人種目

		男子		女子	
		エリート	ジュニア	エリート	ジュニア
フライング・スタート	200m	○	○	○	○
	500m	○	○	○	○
スタンディング・スタート	500m			○	○
	1km	○	○	○	○
	2km				○
	3km		○	○	
	4km	○			
	アワー・レコード	○		○	
	最優秀アワー･パフォーマンス	○		○	
	デルニー追走の最優秀アワー･パフォーマンス	○			

2．団体種目

		男子		女子	
		エリート	ジュニア	エリート	ジュニア
チーム・パーシュート	4km	○	○	○	○
	3km				
チーム・スプリント	250 m×3	○	○		
	500×1/2m×3	○	○		
	333.33 m×3	○	○		
	400 m×3	○	○		
	500 m×3	○	○		
	250 m×2			○	○
	500×1/2m×2			○	○
	333.33 m×2			○	○
	400 m×2			○	○
	500 m×2			○	○

第104条　（日本記録の公認）

前各条の条件を満たし，公認日本記録は1/100秒以上の記録が更新された場合にはこれをすべて日本記録として公認する．アワー・レコード，最優秀アワー･パフォーマンスについてはUCI規則による.

第105条　（世界記録およびアジア大陸記録の公認）
この記録の公認は，UCI規則，アジア大陸自転車競技連合の規則による.

第106条　（競技者および競技大会の限定）
日本記録は，日本国籍の登録者によって日本国内の公式競技大会および国外におけるUCI公認国際競技大会において記録されたものでなければならない.

第107条　（外国人競技者の記録の取扱い）
本連盟競技規則第2章第5条，競技者登録規程第12条2項に従って公認競技大会に参加を認められた外国人競技者の記録は次のように取り扱う.
1) 競技大会における記録は，公認記録として認定する.
2) 日本記録の対象としないが，日本国際記録として認める.
3) 本連盟登録競技者ランキングの対象としない.
4) 多国籍競技者間の混成チームの場合は，日本国際記録として認めない.

第108条　（年度の日本記録）
同一年度内に更新された日本記録のうち，最高の記録を当該年度の日本記録とする.

第109条　（日本記録の公認基準および記録の公告）
日本記録の公認は次の基準により行う.
1) 同一競技会および同一期日において複数の記録が更新された場合は，そのすべてを公認する.
2) その時点での日本記録と同一の記録は公認する.
3) 日本記録が更新された場合，主催者は，24時間以内に（公財）日本自転車競技連盟事務局にファクシミリ等文書で連絡する.
4) 公認された日本記録は，連盟機関誌，事業報告書等で1ヶ月以内に公告する.
5)

第110条　（記録の種類）
公認競技会の記録は下記とする.
1) 日本記録
2) 大会記録
3) 参考記録
4) 日本国際記録

第111条　（公認競技会の申請および報告）
本連盟規則，記録公認の条件に従い，申請，承認のうえ開催し，報告する.
1)「公認競技大会開催申請書」は所定事項を記入し，実施日の前日を含めて2週間以前に本連盟あて提出しなければならない.
2) 公認競技大会の開催には，上記の申請に対する本連盟の承認を必要とする.
3)「公認競技大会開催報告書」は，競技大会終了後2週間以内に本連盟あて提出しなければならない.

第25章　選手権者のジャージ

第112条　（日本選手権者のジャージ）
1. 日本選手権は，当該年の1月1日より日本国籍を持つ競技者に与える.
2. 日本選手権者のジャージは，その年の西暦およびその種目名を表示し，本連盟制定のものとする.
3. 日本選手権者のジャージの色およびレイアウトを含んだデザインの権利は本連盟が所有する．このジャージは本連盟の許可なく製造することはできない．このデザインはいかなることがあろうとも修正することはできない.

第113条　（日本選手権者のジャージの着用）
1. 日本選手権者には，前条のジャージを授与する.
2. 日本選手権者はその選手権を保持する間，同一種目に出場する際は，このジャージを着用しなければならない．他の種目において着用することはできない.
個人ロード・レース選手権者は，ワンデイ・ロード・タイムトライアルと世界選手権を除く全てのロード・レースで選手権者ジャージを着用する.
個人ロード・タイムトライアル選手権者は，ロード・タイムトライアル世界選手権大会以外のワンデイ個

人ロード・タイムトライアルにおいて選手権者ジャージを着用し，他のレースでは着用しない．
トラック，MTB，BMX，トライアル，室内自転車競技選手権者は，タイトルを獲得した種目のみで着用し，他の種目では着用できない．
国内選手権者のジャージは特に競技中，表彰式，記者会見，テレビ・インタビュー，サイン会，フォトセッションの公的に人前に出る機会においては着用されなければならない．

3. 日本選手権者のジャージ上の広告等については，第8条第7項(4)による．

第２６章　公式行事

第114条　（服装）

1. 公式服装とは，役員および競技者の指定された服装をいう．
2. ユニフォームとは，本連盟，本連盟に加盟する都道府県および加盟団体単位の表示がある統一された服装をいう．
3. 本章で言うジャージとは，チャンピオン・ジャージをはじめ，競技用のシャツ，パンツ，ワンピースをいう．

第115条　（公式行事における服装）

国際競技大会参加については，UCI規則，本連盟規則および競技者規程による．

1. 全日本自転車競技選手権大会，全日本アマチュア自転車競技選手権大会，オリンピック競技大会，世界選手権大会等の代表選手選考会については，本連盟競技規則に記載の所属を表示した競技用ジャージで参加しなければならない．
2. 国民体育大会，全国都道府県対抗自転車競技大会（国体リハーサル大会）等の都道府県を単位とする競技大会において，当該県実行委員会が主催する開会式（開始式）・閉会式には，所属の都道府県を表示するユニフォームまたは競技用ジャージで参加しなければならない．帽子等の着用についても同等とする．
3. 国民体育大会，全国都道府県対抗自転車競技大会（国体リハーサル大会）等の競技大会には，所属する都道府県を表示するジャージおよびマークを使用する．この都道府県を表示するジャージのデザインを変更する場合は7月末までに本連盟に登録する．

第116条　（表彰式）

UCI競技規則，本連盟競技規則第１０条および前条による．

1. 国民体育大会および全国都道府県対抗自転車競技大会（国体リハーサル大会）等の当該県実行委員会が関わる表彰式には前条2項，3項による．この服装は，表彰式会場内では厳守しなければならない．
2. 表彰式会場とは，表彰者控室（場所）から表彰式が終り，表彰者控室（場所）で解散するまで厳守する．
3. 一般に表彰式は種目ごとに行う．
   (1) 各種目終了後10分以内に(別に用意され，公式コミュニケにより正確に伝達された場合を除き)，表彰対象の競技者は，チーフ・コミセールが責任者として執り行う表彰式に臨む用意をしなければならない．
   (2) チーム種目においては，メダルとジャージはそのチームの各競技者に授与する．チーム・パーシュートとチーム・スプリントにおいては，決勝に参加した競技者のみが表彰式に臨むことができる．各チームにおいて最少2回競技した1名の競技者に追加のメダルとジャージを授与する．
   (3) 競技者は，表彰式場から離れるまで第１１４条第２・３項の服装で，無帽，ヘッドバンド・サングラスなしで臨まなければならない．

第２７章　賞典

第117条　（賞典）

賞典については，UCI規則および国内大会要項による．

第118条　（賞品の条件）

賞品は，その競技大会を記念する文字または字句を表示し，受賞者が記念として長期間所持できる物品であること．この物品の価額は，UCI規則，本連盟規則による．

第119条　（副賞）

副賞として，前条の規定の範囲内において授与することができる．

第120条　（同順位者の賞品）

同順位者の賞品は，その競技大会の当該順位者に与えられる賞品と全く同一のものを授与する．永久に所持し得ない物品（例えば持廻りトロフィー，優勝旗等）である場合は，公平な期間を定め受賞者それぞれが保有する．

第121条　（賞品の授与）

賞品および記念品は，その競技大会の会長またはその委任を受けた代理者が授与する．

第122条　（賞品の管理）

前条の賞品を授与された者は，その保有期間中保管の責任を負う．

1．主催者から賞品の返還を求められた場合は，直ちにその要求に応じなければならない．この場合の送料は，主催者の負担とする．
2．賞品を保有期間中に，火災その他の不可抗力の事故以外により，喪失または破損した場合には，同一物品またはその物品に値する代金をもって弁償しなければならない．不可抗力の事故と判断するための資料は，受賞者の所属する加盟団体において整えなければならない．

第２８章　競技運営用器材

第123条　（写真判定機）

写真判定機の使用については，UCI規則に準ずる．

1．第102条に定める，本連盟の公認する競技大会においては，使用を義務付ける．
2．加盟団体の主管する全国競技大会においても，原則として使用する．

第124条（電子計時装置）

電子計時装置の使用については，UCI規則に準ずる．

1．電子計時装置を使う場合にも手動計時を併用する．
2．第102条に定める，本連盟の公認する競技大会においては，使用を義務付ける．
3．加盟団体の主管する全国競技大会においても，原則として使用する．

第125条（スターティング・マシン）

この装置は下記の仕様に合っていること．

1．ステーティング・マシンは，操作簡便な構造で，トラック上から最大5秒以内に移動できなければならない．これらは，UCI技術代表あるいは当該大会のチーフ・コミセールにより試験され，承認されなければならない．
2．走路面の傾斜にかかわりなく，自転車を垂直に保持できるように，調節可能な脚をもったものでなければならない．
3．ブレーキにより自転車の後輪リムの端をはさむことにより，自転車をしっかりと保持する．
4．ブレーキは，異なった直径や厚みのリムを固定するために，高さと厚みを調節できるものでなければならない．
5．競技者全員が完全に同時にスタートできるために,ブレーキはスタートの瞬間に後輪を開放する．
6．スターティング・マシンのブレーキは，電子システムにより開放し，同時に計時開始を行えるものとする．

第126条（コンピュータ装置）

競技成績表作成，番組編成等を敏速かつ正確に行うため，原則としてコンピュータ装置を使用する．

付則

第1条　この規則は，1991年4月1日から施行する．
この規則は，1996年4月1日から改訂する．
この規則は，1999年4月1日から施行する．
この規則は，2001年5月1日から施行する．
この規則は，2002年4月1日から施行する．
この規則は，2003年4月1日から施行する．
この規則は，2004年4月1日から施行する．
この規則は，2005年4月1日から施行する．
この規則は，2006年4月1日から施行する．
この規則は，2007年4月1日から施行する．
この規則は，2008年4月1日から施行する．
この規則は，2009年5月1日から施行する．
この規則は，2010年4月1日から施行する．
この規則は，2011年4月1日から施行する．
この規則は，2012年4月1日から施行する．
この規則は，2013年4月1日から施行する．
この規則は，2014年4月1日から施行する．
この規則は，2015年4月1日から施行する．

第2条　UCI規則については本連盟ウェブサイトに掲載する．

○競技大会役員編成例示

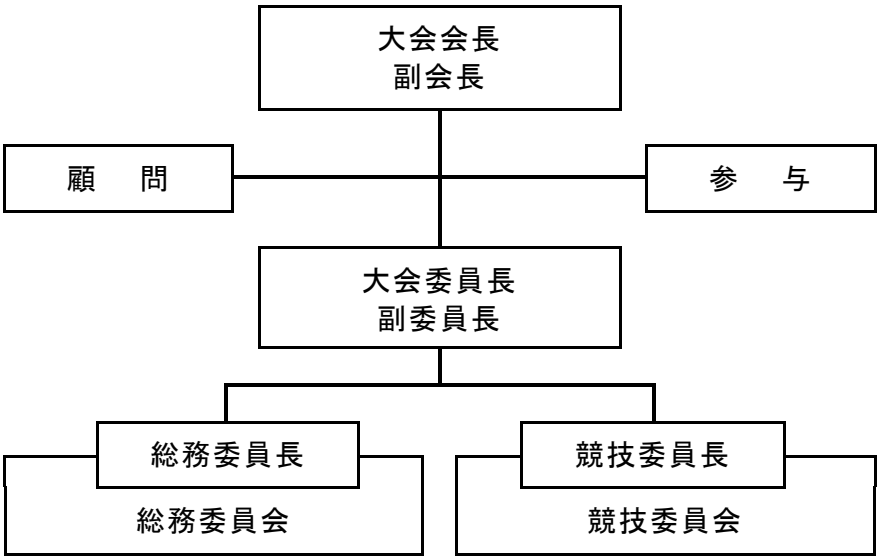

・大会会長:　本連盟会長
・副会長:　共催団体会長，主管団体会長，本連盟副会長
・顧問:　関係団体の首長および特別委嘱者
・参与:　関係団体の副首長格，学識経験者，間接的本連盟役員等
・大会委員長:　本連盟常務理事
・副委員長:　主管団体の理事長

○競技担当役員編成例示

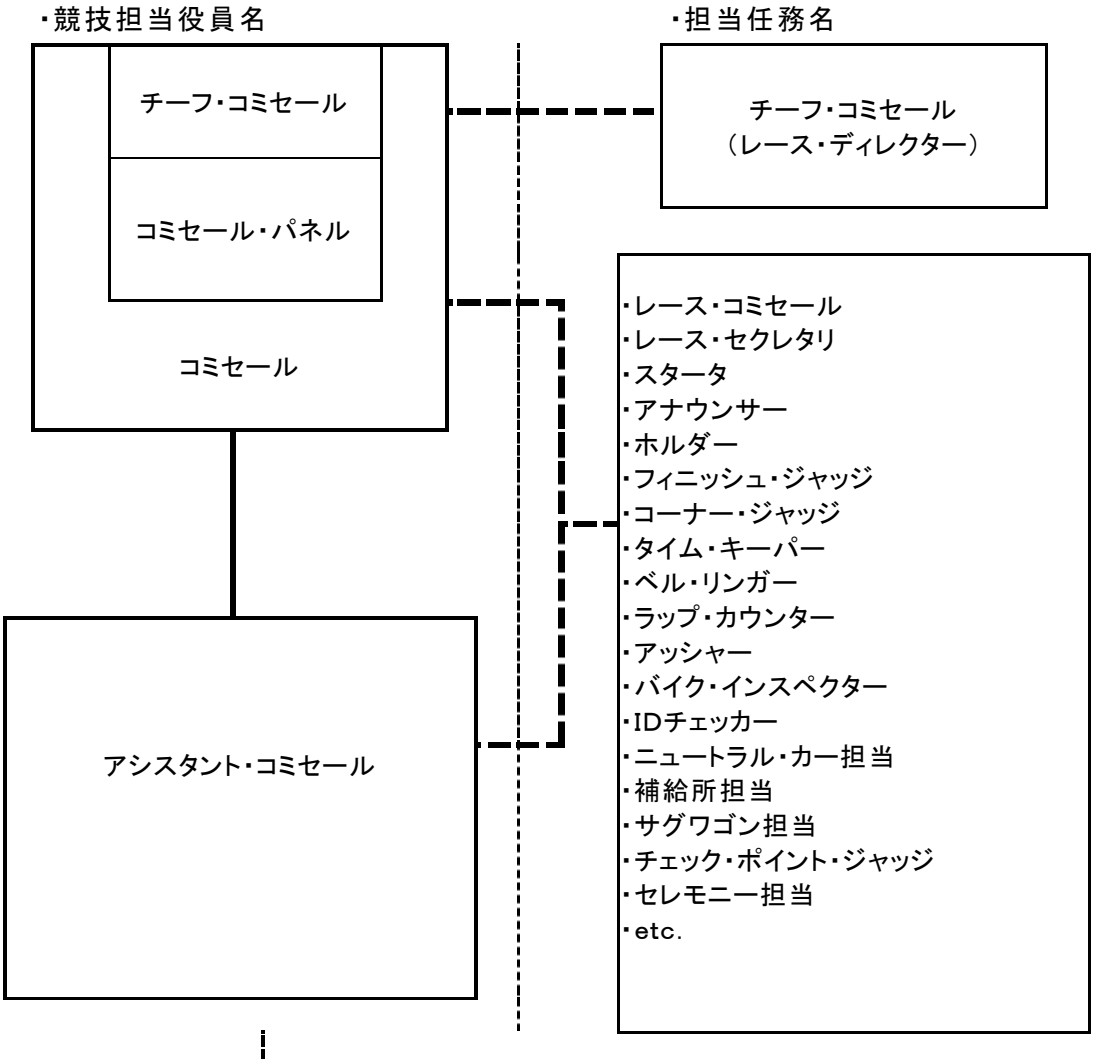

○競技大会特別規則骨子（例）

第1条　（第×回××××自転車競技大会）
第×回××××自転車競技大会は，UCIおよび（公財）日本自転車競技連盟の規則に準じ，本大会特別規則によって実施する．本大会特別規則は第×回××××自転車競技大会のための規則であり，他の競技大会に適用されたり，先例となるものではない．

第2条　（競技日程）
本競技大会においては，第1日目から第×日目まではトラック・レースとし，第××日目をロード・レースとする．

第3条　（参加資格）
20××年度に有効な，（公財）日本自転車競技連盟登録あるいはUCI加盟国内連盟のライセンスを持つ者．

第4条　（参加申込）
20××年××月××日までに，××自転車競技連盟あてに所定の様式で申込む．
参加料（競技者賛助金）は期日までに（現金書留・銀行振込・郵便振替）にて送金すること．

第5条　（競技者受付・登録）
競技者受付は，20××年××月××日××時から××時までとする．
ライセンス提示，出走検査表署名を条件に，ゼッケンを交付する．

第6条　（実施種目およびエントリ人数）
(1) 1kmタイムトライアル　：各団体1名ずつ
(2) スプリント　：各団体2名ずつ
(3) インディヴィデュアル・パーシュート　：各団体1名ずつ
(4) チーム・パーシュート　：各団体1チームずつ
(5) チーム・スプリント　：各団体1チームずつ
(6) ポイント・レース　：各団体1名ずつ
(7) 速度競走　：各団体2名ずつ
(8) ロード・レース　：各団体5名ずつ

第7条　（使用機材）
ロード・レースにおけるスピード・メーターの使用は許容する．

第8条　（服装）
所属する（本連盟加盟団体，学校，チーム）のユニフォームを着用すること．

第9条　（賞典）
(1) 各種目優勝者には，×××を授与する．
(2) 各種目入賞者には，×××を授与する．
(3) 各種目入賞者には，副賞として×××を授与する．

第10条（救急措置）
競技中の負傷疾病については，現場における応急措置は主催者にて用意するが，以後の措置については参加者自身の責任によって行うこと．

第11条（アンチドーピング検査）
この競技大会においては，医事検査を実施する．検査の対象者は，以下のとおり．
(1) 1kmタイムトライアル　：上位3名＋抽選による1名
(2) スプリント　：上位4名＋1回戦進出者から抽選による1名
(3) インディヴィデュアル・パーシュート　：上位4名
(4) チーム・パーシュート　：上位4チームより各1名
(5) チーム・スプリント　：上位4チームより各1名
(6) ポイント・レース　：上位3名＋抽選による1名
(7) 速度競走　：上位3名＋抽選による1名
(8) ロード・レース　：上位3名＋抽選による1名

第12条（1kmタイムトライアル）
(1) ×××mのトラック××周で行う．
(2) スタートは×××・ストレッチの中央線から行う．
(3) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）．
(4) 電子計時装置を使用する（使用しない）．

第13条（スプリント）

(1) 予選200mフライング・タイムトライアルは電子計時装置を使用する（使用しない）.
(2) 予選200mフライング・タイムトライアルは××周××mを走行するうちの最後の200mを計時する.
(3) 予選上位16人による1/8決勝から開始する.（エントリが××人に満たない場合は予選上位8人による1/4決勝から開始する.）

第14条（インディヴィデュアル・パーシュート）

(1) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）.
(2) 電子計時装置を使用する（使用しない）.
(3) 予選上位2人による決勝，3・4番目の2人による3・4位決定戦を行う.
(4) 予選の結果により5～8位を決定する.

第15条（チーム・パーシュート）

(1) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）.
(2) 電子計時装置を使用する（使用しない）.
(3) 予選上位2チームによる決勝，3・4番目の2チームによる3・4位決定戦を行う. .
(4) 予選の結果により5位以下を決定する.

第16条（チーム・スプリント）

(1) スタートにはスターティング・マシンを使用する（使用しない）.
(2) 電子計時装置を使用する（使用しない）.
(3) 予選上位2チームによる決勝，3・4番目の2チームによる3・4位決定戦を行う. .
(4) 予選の結果により5位以下を決定する.

第17条（ポイント・レース）

(1) 予選××周××km，決勝××周××kmで行う.
(2) 予選各組上位××名が決勝に残る.
(3) ポイント周回は××周ごととする.
(4) ニュートラリゼーションは最大××周回まで.
(5) ××周回以降はニュートラリゼーションからトラックに復帰することはできない.
(6) 番号付きヘルメット・カバーを使用する（使用しない）.

第18条（速度競走）

(1) ××周，××mで行う.
(2) 先頭責任の総本数は××本である.
(3) 予選各組上位××名が決勝に残る.
(4) 番号付きヘルメット・カバーを使用する（使用しない）.

第19条（ロード・レース）

(1) インディヴィデュアル・ロード・レースとして行う.
(2) 周長×kmのコース，××周，×××kmで行う.
(3) 飲食料の補給は，××周目以降，メイン・ピットで行うことができる.
(4) 機材の修理・交換は，メイン，補助ピットで随意に行うことができる.
(5) 共通機材車は，××台走行する．共通機材車の機材は，認められる故障の時のみ使用できる.
(6) （先頭集団／メイン集団）に追い抜かれた競技者は失格とする.

第20条（公式セレモニー）

全参加者は，主催者により企画された公式セレモニーに正しい服装で出席することが義務付けられる.

第21条（チーム代表者会議）

チーム代表者会議を，20××年××月××日××時から×××にて行う.

第22条（IDカード）

全参加者は，常時IDカードを身に付けなければならない．IDカードは所持者の身分を明らかにするためと，管理された場所に出入りするために必要である.
IDカードの色別は下記のとおり.

・白：×××　　・赤：×××
・緑：×××　　・黄：×××・…

MODEL FOR SPECIFIC REGULATIONS
特別規則のためのモデル

ONE-DAY EVENT
ワンデイ大会

ARTICLE 1. Organisation / 主催者

The ***NAME OF EVENT*** is organised by ***ORGANISER*** under the regulations of the International Cycling Union. It is to be held on ***DATE***.
この[**大会名**]は，国際自転車競技連合（UCI）の規則の下に，[**主催者名**]により開催される．当大会は[**年月日**]に行われる．

ARTICLE 2. Participation / 参加

The ***NAME OF EVENT*** is open to UCI Teams as per article 2.1.005 of the UCI regulations. The maximum number of riders per team is **x** as per article 2.2.003 of the UCI regulations.
この[**大会名**]には，UCI 規則第 2.1.005 条に従い，UCI 登録チームが参加できる．チームあたりの最多競技者数は，UCI 規則第 2.2.003 条に従い，[X]名である．

ARTICLE 3. UCI Rankings / UCI ランキング

The event is in class **1.1** and, in accordance with article 2.11.014 of the UCI regulations, points will be awarded as follows for the UCI individual rankings:
80 - 56 - 32 - 24 - 20 - 16 - 12 - 8 - 7 - 6 – 5 and 3 points for all riders classified up to the 12th place.
当大会はクラス 1.1 であり，UCI 規則第 2.11.014 条に従い，UCI 個人ランキングのために下記のポイントが付与される：
80 - 56 - 32 - 24 - 20 - 16 - 12 - 8 - 7 - 6 – 5 および 3 ポイントが 12 位までの順位獲得者に与えられる．

ARTICLE 4. Race headquarters / 大会本部

The race headquarters at the start shall be open on ***DAY*** from ***TIME*** to ***TIME*** at:
スタート時の大会本部は下記の場所に，[**日付**]の[**時刻**]から[**時刻**]まで開設される：

RACE HEADQUARTERS LOCATION
[大会本部の場所]

Race numbers may be collected by licence-holders representing the teams between ***TIME*** and ***TIME*** [ending 15 minutes before the team managers' meeting]
ゼッケンは，チームを代表するライセンス所持者に，[**時刻**]から[**時刻**]までの間に配布される．[チーム監督会議の 15 分前に終了する]

The team managers' meeting, organised in accordance with article 1.2.087 of the UCI regulations, in the presence of the Members of the Commissaires Panel, is scheduled for ***HOUR*** at ***RACE HEADQUARTERS LOCATION***.
チーム監督会議は，UCI 規則第 1.2.087 条に従い，コミセール・パネル・メンバー出席の下に，[**大会本部の場所**]で[**時刻**]に開催される．

ARTICLE 5. Radio Tour / ラジオ・タワー

Race information will be broadcast on the "Radio Tour" frequency ***XXX***.
レース情報は，周波数[XXX]の”ラジオ・タワー”により放送される．

ARTICLE 6. Prices awarded for the finish placings / 最終順位に与えられる賞金

TABLE OF PRIZES
賞金表

[..]

TOTAL VALUE OF PRIZES / 賞金総額	**XXXXXX**

ARTICLE 7. Mountains/climbers' prize / 山岳賞

A mountains/climbers' prize is awarded on the basis of the ***X*** counting climbs for this category.
山岳賞は，このカテゴリの X 箇所の対象登坂を基に与えられる．

For each climb ***X*** - ***X*** - ***X*** - ***X*** and ***X*** points will be awarded to the first ***X*** to pass the summit.
各登坂において，頂上通過上位 X 着までに ***X*** - ***X*** - ***X*** - ***X*** および ***X*** ポイントが与えられる．

A general classification shall be drawn up by totalling the points awarded on the ***X*** counting climbs for the Mountains/climbers' prize.
総合順位は，山岳賞のための X 箇所の対象登坂で与えられたポイントを合計して作成される.

To receive the prizes for the final general classification, the riders must finish the event.
最終総合順位を与えられるためには，競技者はこの大会を完走しなければならない.

In the event of a tie, the riders' placing at the finish shall determine the classification.
同得点となった場合，当該競技者のフィニッシュ順位により決定する.

The prize list for the Mountains/climbers' prize is distributed over the classifications at the summit of each climb and the general classification as per the table below.
山岳賞のための賞金表は，各登坂頂上における着順と総合順位に対して下記の表に従って配分される.

TABLE OF PRIZES
賞金表

For each counting climb / 各対象登坂に対して:
- to the 1st: ***XXX***
- to the 2nd: ***XXX***
- to the 3rd: ***XXX***

----

or ***XXX*** X ***X*** = ***XXX***

Final general classification / 最終総合順位
- to the 1st: ***XXX***
- to the 2nd: ***XXX***
- to the 3rd: ***XXX***

----

or ***XXX***

TOTAL VALUE OF THE MOUNTAINS/CLIMBERS' CLASSIFICATION ***XXX***
山岳賞順位賞金総額

ARTICLE 8. Young riders' classification / 若年競技者順位

The Young riders' classification is restricted to riders born since the 1 January YEAR.
若年競技者順位は，［年］1 月 1 日以降に生まれた競技者に制限される.

Prizes for the young riders' classification /若年競技者順位賞金:
to the 1st placed rider / 第 1 位競技者に対して ***XXX***

TOTAL VALUE OF THE YOUNG RIDERS' CLASSIFICATION ***XXX***
若年競技者順位賞金総額

TOTAL VALUE OF PRIZES / 賞金総額 ***XXX***

ARTICLE 9. Time limit / 制限時間

Any rider finishing in a time more than 5% greater than that of the winner shall not be given a placing.
優勝者の完走時間を 5%以上超えて完走した競技者には順位は与えられない.

ARTICLE 10- Anti-doping tests / アンチドーピング検査

The anti-doping tests will take place at ***RACE HEADQUARTERS LOCATION***.
アンチドーピング検査は，［**大会本部の場所**］において行う.

ARTICLE 11. Official ceremony / 公式式典

The following must attend the official ceremony: the first **XXX** of the event and the winners of the secondary classifications.
下記の者は公式式典に出席しなければならない:フィニッシュ順位における上位 **XXX** 位までと，2 次順位における勝者.

ARTICLE 12. Penalties / ペナルティ

The penalties will be in line with the UCI regulations.
ペナルティは UCI 規則に一致する.

MODEL FOR SPECIFIC REGULATIONS
特別規則のためのモデル

STAGE RACE
ステージ・レース

ARTICLE 1. Organisation / 主催者

The ***NAME OF EVENT*** is organised by ***ORGANISER*** under the regulations of the International Cycling Union. It is to take place from ***DATE*** to ***DATE*** over ***XX*** stages.
この［大会名］は，国際自転車競技連合（UCI）の規則の下に，［主催者名］により開催される．当大会は［年月日］に行われる．

ARTICLE 2. Participation / 参加

The ***NAME EVENT*** is open to UCI Teams as per article 2.1.005 of the UCI regulations. The maximum number of riders per team is **x** as per article 2.2.003 of the UCI regulations.
この［大会名］には，UCI 規則第 2.1.005 条に従い，UCI 登録チームが参加できる．チームあたりの最多競技者数は，UCI 規則第 2.2.003 条に従い，［X］名である．

ARTICLE 3. UCI Rankings / UCI ランキング

The event is in class **2.2** and, in accordance with article 2.11.014 of the UCI regulations, points will be awarded as follows for the UCI individual rankings:

- 40, 30, 16, 12, 10, 8, 6 and 3 points to the 8 first riders of the final general classification.
- 8, 5, 2 points to the 3 first 3 riders of a stage or half-stage
- 4 points to the leader of the general classification.

当大会はクラス 2.2 であり，UCI 規則第 2.11.014 条に従い，UCI 個人ランキングのために下記のポイントが付与される：

- 40, 30, 16, 12, 10, 8, 6 および 3 ポイントが，最終総合順位 8 位までの競技者に与えられる．
- 8, 5, 2 ポイントが，ステージまたはハーフ・ステージの 3 位までの競技者に与えられる．
- 4 ポイントが，総合順位首位者に与えられる．

ARTICLE 4. Race headquarters / 大会本部

The race headquarters shall be open on ***DAY from TIME to TIME.***
大会本部は，［日付］の［時刻］から［時刻］まで開設される：

Race numbers may be collected by licence-holders representing the teams between ***TIME*** and ***TIME*** *[ending 15 minutes before the team managers' meeting]*
ゼッケンは，チームを代表するライセンス所持者に，［時刻］から［時刻］までの間に配布される．［チーム監督会議の 15 分前に終了する］

The team managers' meeting, organised in accordance with article 1.2.087 of the UCI regulations, in the presence of the Members of the Commissaires Panel, is scheduled for ***HOUR*** at ***RACE HEADQUARTERS LOCATION***.
チーム監督会議は，UCI 規則第 1.2.087 条に従い，コミセール・パネル・メンバー出席の下に，［大会本部の場所］で［時刻］に開催される．

ARTICLE 5. Radio Tour / ラジオ・タワー

Race information will be broadcast on the "Radio Tour" frequency ***XXX***.
レース情報は，周波数［XXX］の”ラジオ・タワー”により放送される．

ARTICLE 6. Mountains/Climbers' classification / 山岳賞順位

A Mountains/Climbers' classification is to be contested over the ***X*** counting climbs for this classification.
山岳賞順位は，この順位のための X 箇所の対象登坂で競われる．

The following points are allocated for each category:
各カテゴリにおいて，下記のポイントが配分される：

1st category climbs:
- to the 1st: ***X*** points
- to the 2nd: ***X*** points
- to the 3rd: ***X*** points

etc.
第 1 カテゴリの登坂:
- 1 着: ***X*** ポイント

- 2 着:　　***X*** ポイント
- 3 着:　　***X*** ポイント
etc.

2nd category climbs:
etc.
第 2 カテゴリの登坂:
etc.

A general classification will be drawn up by totalling the points scored on all of the climbs counting for the Mountains/Climbers' classification. The leader of the classification will wear a ***COLOUR*** jersey.
総合順位は，山岳賞のための全対象登坂の得点を合計して作成される．この順位の首位者は[**色**]のジャージを着用する．

In accordance with article 2.6.017 of the UCI regulations, in the event of a tie in the individual general classification of the Mountains/Climbers' competition, the following criteria shall be applied until the tie is broken:
UCI 規則第 2.6.017 条に従い，個人総合山岳賞順位において同点の場合，下記の基準を順位差ができるまで適用する:

1. Number of first places in the highest category climbs
2. Number of first places on climbs in the next highest category and so on
3. Final individual general classification by time.
1. 最高カテゴリの登坂における1位数
2. 次位カテゴリの登坂における1位数，以下同様
3. 個人総合時間最終順位.

To receive the prizes for the general classification, each competitor must have completed the whole course of the race within the time limits set by the regulations.
総合順位を得るためには，各競技者は大会の全コースを規則に定められる制限時間内に完走しなければならない.

ARTICLE 7. Points Classification / ポイント順位

A points classification is drawn up by totalling the points awarded in each of the ***X*** stages, and in the intermediate sprints.
ポイント順位は，X ステージそれぞれおよび中間スプリントで競われる.

Points are awarded for each of 3 intermediate sprints during:
ポイントは，下記のうち 3 つの中間スプリントに与えられる:

STAGE DETAILS.
[ステージの詳細]

X – X and X points to the first X first classified.
[X － X および X ポイントを上位 X 着に与える]

A the finish of the ***X*** stages:
[X ステージのフィニッシュ]

STAGE DETAILS.
[ステージの詳細]

X – X – X – X – X – X – X – X – X and X points to the first X finishers.
[X － X － X － X － X － X － X － X － X および X ポイントを上位 X 着に与える]

The leader of the classification will wear a ***COLOUR*** jersey.
この順位の首位者は[**色**]のジャージを着用する.

In accordance with article 2.6.017 of the UCI regulations, in the event of a tie in the individual general classification of the points competition, the following criteria shall be applied until the tie is broken:
UCI 規則第 2.6.017 条に従い，個人総合山岳賞順位において同点の場合，下記の基準を順位差ができるまで適用する:

1. Number of stage wins
2. Number of wins in the intermediate sprints
3. Final individual general classification by time.
1. ステージの勝利数
2. 中間スプリントの勝利数
3. 個人総合時間最終順位.

To receive the prizes for the general classification, each competitor must have completed the whole course of the race within the time limits set by the regulations.
総合順位を得るためには，各競技者は大会の全コースを規則に定められる制限時間内に完走しなければならない.

ARTICLE 8. Team Classification / チーム順位

In accordance with in article 2.6.016 of the UCI regulations, the team classification for the day shall be calculated on the basis of the sum of the three best individual times from each team. In the event of a tie, the teams are separated by the sum of the places acquired by their three best placed riders on the stage. In the event that the position is still tied, the teams are separated by the placing of their best placed rider for the stage.
UCI 規則第 2.6.016 条に従い，日毎チーム順位は各チーム上位 3 人の個人時間合計を基に計算する．同タイムの場合，そのステージにおいて各チーム上位３人が獲得した順位数合計により区分けする．それでも同位の場合，そのステージにおけるチーム内最上位の競技者の順位により区分けする.

The team general classification shall be calculated on the basis of the sum of the three best individual times from each team in each stage ridden. In the event of a tie, the following criteria shall be applied in order until the teams are separated:
チーム総合順位は，各ステージにおける各チーム上位 3 人の個人時間合計を基に計算する．同順位の場合，下記の基準を順位差ができるまで適用する:

1. Number of first places in the daily team classifications
2. Number of second places in the daily team classifications
   Etc.
1. 日毎チーム順位における1位数
2. 日毎チーム順位における2位数
   Etc.

In the event that the position is still tied, the teams are separated by the placing of their best placed rider in the individual general classification.
なお順位に差ができない場合，個人総合順位において各チーム内最上位者の順位により区分けする.

Any team reduced to fewer than three riders shall be eliminated from the team general classification.
人数が3人より少なくなったチームは，チーム総合順位から除外される.

ARTICLE 9. Young riders' classification / 若年競技者順位

The Young riders' classification is restricted to riders born since the 1 January ***YEAR***.
若年競技者順位は，**［年］**1 月 1 日以降に生まれた競技者に制限される.

ARTICLE 10. Time bonuses / タイム・ボーナス

Time bonuses (applied only to the individual general classification) are awarded for the following stages. 2.6.018):
タイム・ボーナス（個人総合順位のみに適用される）は，下記のステージに与えられる:

STAGE DETAILS.
［ステージの詳細］

They are awarded for intermediate sprints and the stage finish. The time bonuses awarded are as follows:
ボーナスは，中間スプリントとステージのフィニッシュで与えられる．タイム・ボーナスは下記のように与えられる:

1°) For each intermediate sprint, 3, 2 and 1 seconds are awarded to the 3 first riders classified respectively.
各中間スプリントにおいて，3-2-1 秒を上位 3 競技者に与える.

2°) At the stage finishes, 10, 6 and 4 seconds are awarded to the first 3 riders classified respectively.
ステージのフィニッシュにおいて，10-6-4 秒を上位 3 競技者に与える.

[half-stages and Major Tours: see article 2.6.018]
［ハーフ・ステージと主要ステージ・レース：第 2.6.018 条を見よ］

ARTICLE 11. Summit finishes / 頂上におけるフィニッシュ

For the purposes of the application of article 2.6.029 of the UCI regulations, stages ***XX*** and ***XX*** have summit finishes.
UCI 規則第 2.6.029 条を適用されるのは，第［XX］ステージと第［XX］ステージである.

ARTICLE 12. Time limits / 制限時間

The time limits vary depending on the nature of the stages and their degree of difficulty:
制限時間は，ステージの特質と勾配の困難さによって変化する:

- Flat stages: **8%** Stages **X**, **X** and **X**
- Moderately hilly stages: **12 %** Stages ...
- Mountain stages: **15 %** Stages ...
- Time trial stages: **25 %** Stages ...
- 平坦ステージ: **8%** ステージ **X**, **X** and **X**
- 適度な起伏のステージ: **12 %** ステージ...
- 山岳ステージ: **15 %** ステージ...
- タイムトライアル・ステージ: **25 %** ステージ...

Any exceptional situation may be determined by the Commissaires Panel after consulting the organisers.
例外的な状況は，主催者との協議後，コミセール・パネルにより決定されえる.

ARTICLE 13. Individual time trial / 個人タイムトライアル

For the ***Xth*** stage to ***TOWN***, run off as an individual time trial, riders will start every **1 minute** in reverse order of the general classification drawn up at the end of the ***Xth*** stage: ***TOWN*** – ***TOWN***.
[地名]に至る第[X]ステージは，個人タイムトライアルとして行われ，競技者は[1 分]間隔で，第[X]ステージ終了後に作成された総合順位の逆順でスタートする:**[地名]** – **[地名]**.

The starting order for individual time trial stages is the reverse of the general classification by time. However the Commissaires Panel may alter this order in order to avoid two riders of one team starting in succession.
個人タイムトライアル・ステージのスタート順は，総合時間順位の逆順とする. しかし，同じチームの 2 名の競技者が連続してスタートすることを避けるため，コミセール・パネルはこの順番を変えることができる.

Additional service cars shall be made available to competitors who cannot receive technical assistance from their own team.
自チームの車両から技術的援助を受けることができない競技者のために，追加のサービス・カーを使用できるようにしなければならない.

During the prologue where the first stage is an individual time trial, the start order of the teams is set by organiser by agreement with the Commissaires Panel; each team shall determine the order of start of its riders.
最初のステージが個人タイムトライアルであるプロローグにおける，チームのスタート順はパネルの合意により，主催者によって設定される;各チームは，その競技者のスタート順を決定する.

ARTICLE 14. Prize list and special primes / 賞金表および特別賞

The following prizes and special primes will be awarded for the ***XXXXXX***:
下記賞金および特別賞が[XXXXXX]に与えられる:

1°) STAGE AND GENERAL CLASSIFICATION PRIZES
ステージおよび総合順位賞

TABLE OF PRIZES
[賞金表]

OVERALL TOTAL PRIZE VALUE / 賞金全総額: XXX

2°) POINTS CLASSIFICATION
ポイント順位

For each stage / 各ステージ:

TABLE OF PRIZES
[賞金表]

For each intermediate sprint / 各中間スプリント:

TABLE OF PRIZES
[賞金表]

Final general classification / 総合順位:

TABLE OF PRIZES
[賞金表]

TOTAL OF PRIZES FOR THE POINTS CLASSIFICATION / ポイント順位賞金総額XXX

3°) SPECIAL PRIZES FOR THE MOUNTAINS/CLIMBERS' CLASSIFICATION
山岳賞順位

Climbs in the Xth Category / 第[X]カテゴリの登坂

TABLE OF PRIZES
[賞金表]

Climbs in the Xth Category / 第[X]カテゴリの登坂

TABLE OF PRIZES

［賞金表］

Etc.

Final general classification / 最終総合順位:

TABLE OF PRIZES

［賞金表］

TOTAL VALUE OF PRIZES FOR THE MOUNTAINS/CLIMBERS' CLASSIFICATION / 山岳賞順位賞金総額 *XXX*

4°) TEAM CLASSIFICATION
チーム順位

To the 1st team in the final general classification
最終チーム順位における第 1 位チームに対して ***XXX***

TOTAL OF PRIZES FOR THE TEAM CLASSIFICATION / チーム順位賞金総額 *XXX*

5°) YOUNG RIDERS' CLASSIFICATION
若年競技者順位

To the 1st rider in the final general classification
最終チーム順位における第 1 位競技者に対して ***XXX***

TOTAL OF PRIZES FOR THE YOUNG RIDERS' CLASSIFICATION / 若年競技者順位賞金総額 *XXX*

TOTAL VALUE OF PRIZES AND PRIMES / 賞金全総額

ARTICLE 15. Anti-doping tests / アンチドーピング検査

The anti-doping tests will take place at:
アンチドーピング検査は，次の場所において行う:

1st stage: ***RACE HEADQUARTERS LOCATION***
2nd stage: ***RACE HEADQUARTERS LOCATION***
Etc.
第 1 ステージ: **［大会本部の場所］**
第 2 ステージ: **［大会本部の場所］**
Etc.

ARTICLE 16. Official ceremony / 公式式典

The following must attend the official ceremony at the end of each stage: the first **XXX** of the stage, the leader of the general classification and the leaders of the secondary classifications.
下記の者は公式式典に出席しなければならない:各ステージのフィニッシュ順位における上位 **XXX** 位までと，総合順位首位者，および 2 次順位における首位者.

ARTICLE 17. Penalties / ペナルティ

The penalties will be in line with the UCI regulations
ペナルティは UCI 規則に一致する.

○記録即認競技大会（トラック）の運用基準

1. トラック周長測定

公益財団法人日本自転車競技連盟の公認競技場を除き，記録即認競技大会（トラック）開催を申請する加盟団体は，競技会場をUCI規則に準拠してトラック周長の測定を行う．この場合，下記(1)①，(1)②の2つの実施方法のいずれかを採用する．

(1) 測定方法

① 測定線のない競技場（競輪場）では，内圏線を測定線として周長測定する．

② 測定線のない競技場（競輪場）では，内圏線の内側をブルー・バンドと仮定し，内圏線の内側の縁から外側20cmの位置の連続線上で周長を測定する．

③ 測定作業は，測定線の内側に沿って，左回り，右回りの2回行う．いずれの場合も同一起点から測定する．この2回の結果の平均をもってトラックの公式周長とする．数値は6mm以上を切り上げ，5mm以下を切り捨ててセンチメートル単位とする．

(2) ラバー・パッドの設置位置

① (1)①の場合，内圏線の内側から20cmの位置を基準として配置する．

② (1)②の場合，内圏線の内側の位置を基準として配置する．

③ 曲線部において5m間隔で配置する．

④ 容易に動かないような処置が必要である．

(3) スタート・フィニッシュ位置の決定

スタートまたはフィニッシュの位置は，競技種目（距離）に合せて調整する．

(4) 測定への立合い

公認競技会開催申請を受理後，本連盟競技運営委員会から2名の検査員を派遣する．

(5) 周長測定の有効期間

周長測定の有効期間は2年とする．ただし，補修等でラインの引き直しが行われた場合は新たな測定を必要とする．

2. 競技役員構成

記録即認競技大会申請書は，当該大会開催団体の会長および総務委員長の連名で本連盟会長あて，構成競技役員等の所定を記入し申請する．（申請加盟団体で，構成競技役員ができない場合は，本連盟で補充派遣する．）

3. 電子計時装置

(1) 電子計時装置（テープ・スイッチ使用），ピストル，スターティング・マシンの一式を装置という．

(2) 手動計時も並行実施する．その場合，プリンタ付きの証明ある機種を使用する．

(3) 記録更新があった場合，手動計時の記録紙も添付する．

(4) 競技中，万一電子計時装置が停止したときは，手動計時をその競技記録とするが，記録更新がなされても，参考記録として記録する．

4. 経費負担

記録即認競技大会の記録公認に関わる部分の経費は申請団体で負担する．

(1) トラック周長測定作業の派遣役員2名分の旅費日当，必要があれば宿泊費．

(2) 電子計時装置一式の輸送費．（保険料を含む）

(3) 電子計時装置の搬入，設置，搬出費．

(4) テープ・スイッチ，テープ類その他の消耗品．

(5) 競技役員派遣費（旅費日当，必要があれば宿泊費）

(6) 負担経費計上部分で，申請団体で賄える部分については減免できる．

5. 記録即認競技大会の申請および報告

本連盟規則，第111条に従い，申請・承認・報告を行う．

(1)「記録即認競技大会開催申請書」（様式2）に所定事項を記入し，実施日の前日から2週間以前に申請しなければならない．

(2) 本連盟では速やかに審査し，可否を通知する．

(3)「トラック周長測定報告」（様式3）

(4) 競技成績報告は登録番号を付して，1週間以内に報告する．

(5)「記録即認競技大会報告書」（様式4）

(6)「記録報告書」（様式5）競技委員長の署名押印

実施団体の総務委員長は早急に報告書を作成し，会長・総務委員長の連名で2週間以内に本連盟に報告する．

(7) 本連盟では，最新の記録表を作成する．

注1：特に記録報告書は永久保存書類となる．様式にそって一覧できるよう作成する．

注2：記録即認競技大会の開催が，主とする競技大会の一部である場合がある．一括プログラムで報告せず，その公式競技会の形態が一覧できるよう，様式・別紙等を作成する．

（プログラム一括報告は，大会開催記録保管と記録帳簿保管の関係から様式にそって簡便明解に心掛ける）

付表１：スプリントの組合せ表

■予選により12名を選出する場合【J】【標準】

人数	組合せ方法	組	編　　成	1着	2着
12	1/8 決勝 6×2	1 2 3 4 5 6	N 1 - N12 N 2 - N11 N 3 - N10 N 4 - N 9 N 5 - N 8 N 6 - N 7	1A1 2A1 3A1 4A1 5A1 6A1	1A2 2A2 3A2 4A2 5A2 6A2
(6)	敗者復活戦 2×3	1 2	1A2-　4A2-　6A2 2A2-　3A2-　5A2	1B 2B	敗者は9-12位 決定戦へ
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL) 2回戦制	1 2 3 4	1A1 - 2B 2A1 - 1B 3A1 - 6A1 4A1 - 5A1	1C 2C 3C 4C	敗者は 5-8位 決定戦へ
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL)	1 2	1C - 4C 2C - 3C	勝者は決勝へ, 敗者は3-4位決定戦へ	

■予選により16名を選出する場合

人数	組合せ方法	組	編　　成	1着	2着
16	1/8 決勝 8×2	1 2 3 4 5 6 7 8	N 1 - N16 N 2 - N15 N 3 - N14 N 4 - N13 N 5 - N12 N 6 - N11 N 7 - N10 N 8 - N 9	1A1 2A1 3A1 4A1 5A1 6A1 7A1 8A1	200m TTによる予選の成績に従い順位付ける 【ワールドカップでは"B"トーナメントに進む】
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL) 2回戦制	1 2 3 4	1A1 - 8A1 2A1 - 7A1 3A1 – 6A1 4A1 – 5A1	1B1 2B1 3B1 4B1	敗者は 5-8位 決定戦へ
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL) 2回戦制	1 2	1B – 4B 2B – 3B	1C1 2C1	1C2 2C2
4	決勝 (FINAL) 2回戦制	1 2	1C1 – 2C1 1C2 – 2C2	1位（金） 3位（銅）	2位（銀） 4位

注：8×2とは2名による対戦を8組行うこと.

"B" トーナメント

人数	組合せ方法	組	編　　成	1着	2着
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL)	1 2 3 4	1A2 – 8A2 2A2 – 7A2 3A2 – 6A2 4A2 – 5A2	1D1 2D1 3D1 4D1	200m TTの結果により13-16位決定
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL)	1 2	1D1 – 4D1 2D1 – 3D1	1E1 2E1	1E2 2E2
4	決勝 (FINAL)	1 2	1E1 – 2E1 1E2 – 2E2	9位 11位	10位 12位

■予選により18名を選出する場合（オリンピック競技大会）

人数	組合せ方法	組	編　　成	1着	2着
18	第1回戦 9×2	1 2 3 4 5 6 7 8 9	N 1 - N18 N 2 - N17 N 3 - N16 N 4 - N15 N 5 - N14 N 6 - N13 N 7 - N12 N 8 - N11 N 9 - N10	1A1 2A1 3A1 4A1 5A1 6A1 7A1 8A1 9A1	1A2 2A2 3A2 4A2 5A2 6A2 7A2 8A2 9A2
(9)	敗者復活戦 3×3	1 2 3	1A2 - 6A2 - 9A2 2A2 - 5A2 - 7A2 3A2 - 4A2 - 8A2	1B 2B 3B	200 m TTの結果により順位決定
12	1/8 決勝 6×2	1 2 3 4 5 6	1A1 - 3B 2A1 - 2B 3A1 - 1B 4A1 - 9A1 5A1 - 8A1 6A1 - 7A1	1C1 2C1 3C1 4C1 5C1 6C1	1C2 2C2 3C2 4C2 5C2 6C2
(6)	敗者復活戦 2×3	1 2	1C2- 4C2- 6C2 2C2- 3C2- 5C2	1D 2D	敗者は9-12位 決定戦へ
8	1/4 決勝 (1/4 FINAL) 2回戦制	1 2 3 4	1C1 - 2D 2C1 - 1D 3C1 - 6C1 4C1 - 5C1	1F 2F 3F 4F	敗者は 5-8位 決定戦へ
4	1/2 決勝 (1/2 FINAL)	1 2	1F - 4F 2F - 3F	勝者は決勝へ, 敗者は3-4位決定戦へ	

■予選により24名を選出する場合（UCIトラック･ワールドカップおよびUCI世界選手権大会）

人数	組合せ方法	組	編　　成	1着	2着
24	1/16決勝 12 X 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	N1 – N24 N2 – N23 N3 – N22 N4 – N21 N5 – N20 N6 – N19 N7 – N18 N8 – N17 N9 – N16 N10 – N15 N11 – N14 N12 – N13	1A 2A 3A 4A 5A 6A 7A 8A 9A 10A 11A 12A	200m TTの結果により, 13-16位決定
12	1/8 決勝 6×2	1 2 3 4 5 6	1A – 12A 2A – 11A 3A – 10A 4A – 9A 5A – 8A 6A – 7A	1B1 2B1 3B1 4B1 5B1 6B1	1B2 2B2 3B2 4B2 5B2 6B2
(6)	敗者復活戦 2×3	1 2	1B2 – 4B2 – 6B2 2B2 – 3B2 – 5B2	1C 2C	200m TTの結果により 9位-12位決定
8	1/4 決勝 2回戦制	1 2 3 4	1B1 – 2C 2B1 – 1C 3B1 – 6B1 4B1 – 5B1	1D 2D 3D 4D	5-8位 決定戦へ
4	1/2 決勝 2回戦制	1 2	1D – 4D 2D – 3D	1E1 2E1	1E2 2E2
4	決勝 2回戦制	1 2	1E1 – 2E1 1E2 – 2E2	1位（金） 3位（銅）	2位（銀） 4位

付表１A１：ケイリンの勝ち上がり表

	第1回戦		
競技者数	組数	組あたり競技者数	
12 to 14	2	6-7	上位３競技者は 1-6 位決定戦へ 4-6位競技者は7-12位決定戦へ

	第１回戦			敗者復活戦			1/2決勝		
競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/2 決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/2 決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	
15 to 21	3	5-7	2	2-3	5-7	2-3	2	6	上位３競技者は 1-6 位決定戦へ 4-6 位競技者は 7-12 位決定戦へ
22 to 28	4	5-7	2	4	3-5	1			
29 to 42	6	4-7	1	6	3-6	1			

	第１回戦			敗者復活戦			1/4決勝			敗者復活戦			1/2決勝		
競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/4 決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/4 決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/2 決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	各組から1/2 決勝に進む競技者数	組数	組あたり競技者数	
43 to 49	7	6-7	1	6	6-7	2	3	6-7	2	2	6-7	3	2	6	上位３競技者は 1-6 位決定戦へ 4-6 位競技者は 7-12 位決定戦へ
50 to 56	8	6-7	1	7	6-7	2	4	5-6	2	2	7	2			
57 to 63	9	6-7	1	8	6-7	2	4	6-7	2	4	4-5	1			
64 to 70	10	6-7	1	9	6-7	2	4	7	2	4	5	1			

付表１A2：ケイリンの組合せ表

28競技者によるケイリン組み合わせの典型

1回戦:

組合わせ:　4 組×7 競技者

A	B	C	D
W1	W2	W3	W4
W5	W6	W7	W8
W9	W10	W11	W12
C4	C3	C2	C1
C8	C7	C6	C5
C12	C11	C10	C9
C16	C15	C14	C13

略号:　”W”は前年の世界選手権における上位 12 競技者
”C”は当該年のワールドカップ総合順位において順位を持つ者

結果:

*QA1	*QB1	*QC1	*QD1
*QA2	*QB2	*QC2	*QD2
QA3	QB3	QC3	QD3
QA4	QB4	QC4	QD4
QA5	QB5	QC5	QD5
QA6	QB6	QC6	QD6
QA7	QB7	QC7	QD7

* 2回戦に進出

敗者復活戦:

組合わせ:　4 組×5 競技者

QA3	QB3	QC3	QD3
QD4	QC4	QB4	QA4
QC5	QB5	QA5	QD5
QB6	QA6	QD6	QC6
QA7	QD7	QC7	QB7

結果:

*RA1	*RB1	*RC1	*RD1

* 2回戦に進出

2回戦（準決勝）:

組合わせ:　2 組×6 競技者

FA	FB
QA1	QB1
QD1	QC1
QB2	QA2
QC2	QD2
RA1	RB1
RD1	RC1

結果:

*FA1	*FB1
*FA2	*FB2
*FA3	*FB3
**FA4	**FB4
**FA5	**FB5
**FA6	**FB6

*　1-6 位決定戦に進出
**　7-12 位決定戦に進出

付表2-1：ロード・レースの区分（クラス）

1. 国際（世界+大陸）競技日程

2011年1月1日より，UCIプロツアーおよびヒストリカル競技日程は，新UCIワールド・ツアー競技日程に統合される．

クラス	サーキット	参加
オリンピック競技大会	世界	UCI規則第XI部による
世界選手権大会	世界	ナショナル・チーム，UCI世界選手権大会規則に従う
大陸選手権大会	大陸	ナショナル・チーム，UCI大陸選手権大会規則に従う
大陸競技大会	大陸	ナショナル・チーム，UCI大陸競技大会規則に従う
UCIワールド・カレンダー		- UCIワールドチーム（義務的参加） - 招待されたUCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - 条項2.15.154が適用される場合：開催国のナショナル・チーム
ME+MU HC (1.HC+2.HC)	UCIヨーロッパ・ツアー	- UCIワールドチーム (最多 70%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI 開催国のコンチネンタル・チーム - 主催者の国のナショナル・チーム
ME+MU 1 (1.1+2.1)	UCIヨーロッパ・ツアー	- UCIワールドチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム
ME+MU 2 (1.2 + 2.2)	UCIヨーロッパ・ツアー	- UCI 開催国のプロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム
ME+MU HC (1.HC+2.HC)	UCIアフリカ・ツアー UCIアメリカ・ツアー UCIアジア・ツアー UCIオセアニア・ツアー	- UCIワールドチーム (最多 65 %) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム
ME+MU 1 (1.1+2.1)	UCIアフリカ・ツアー UCIアメリカ・ツアー UCIアジア・ツアー UCIオセアニア・ツアー	- UCIワールドチーム (最多 50%) - UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム
ME+MU 2 (1.2+2.2)	UCIアフリカ・ツアー UCIアメリカ・ツアー UCIアジア・ツアー UCIオセアニア・ツアー	- UCI プロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - アフリカのミックス・チーム(3)
ME 2 (Nカップ) (1.2+2.2)	大陸	- ナショナル・チーム - 混成チーム
MU 2 (1.2 + 2.2)	大陸	- UCI 開催国のプロフェッショナル・コンチネンタル・チーム - UCI コンチネンタル・チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム - 混成チーム
WE Wcup	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム - 地域およびクラブ・チーム
WE 1 (1.1+2.1)	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル・チーム(4) - 地域およびクラブ・チーム(4)

WE 2 (1.2+2.2)	世界	- UCI 女子チーム - ナショナル･チーム(4) - 地域およびクラブ･チーム(4) - 混成チーム
MJ NCup (1.NCup +2.NCup)	世界	- ナショナル･チーム - 地域およびクラブ･チーム - 混成チーム
MJ 1 (1.1+2.1)	世界	- ナショナル･チーム - 地域およびクラブ･チーム - 混成チーム
WJ 1 (1.1+2.1)	世界	- ナショナル･チーム - 地域およびクラブ･チーム - 混成チームWJ 1
M M WM	世界	- ナショナル･チーム - 地域およびクラブ･チーム

(3) UCIアフリカ･ツアーにおいてのみ

(4) ジュニア2年目の女子は，彼らのライセンスを発行した国内連盟の許可を条件として，これらチームに所属してよい．

- 大陸サーキットは，各大陸の大陸競技日程のすべての男子エリート（ME)とU23（MU）ロード･レースにより構成される．
- 国際競技日程に登録可能されるためには，競技大会は外国から最少5チームが参加することを保証しなければならない．混成チームは，過半数の競技者が外国籍の場合，外国のチームとみなされる．
- 混成チームは，既にその競技への参加を，参加資格がありながら契約していないチームの競技者からのみ構成される．競技者は彼らの通常のスポンサーの広告を表示した同一のジャージを着用しなければならない．
- 男子U23競技者はクラスMEの競技に参加できる．クラスMUは男子U23競技者のみに限定される．"ME Nカップ"とクラス分けされる競技は，UCIワールドチームに属する競技者を含み，19-22歳の競技者に限定される．
- UCI理事会の事前承認を受けることなく，主催者は，ジュニア，U23，エリート･カテゴリに類似の年齢制限を設定することはできない．

2. 国内競技日程

- 国内競技日程，その構成，国内競技のクラス分けおよび参加規則の管理は，下記の条項を条件として，当該国内連盟の責任下にある．
- 当該国のUCIコンチネンタル･チーム，地域およびクラブ･チーム，ナショナル･チームおよび混成チームのみが国内競技大会に参加できる．ナショナル･チームのみが，UCIワールドチームあるいはUCIプロフェッショナル･コンチネンタル･チームの競技者を含めることができる．
- 国内競技大会には最多3の外国チームを受け入れることができる．
- 国内連盟は，国境地帯に居住する外国競技者の参加についての協定を結ぶことができる；こうした競技者は外国競技者としてみなされない．これら協定は競技を管理するコミセール･パネルに提出されなければならない．

3. 使用呼称の定義

(1)

UCI登録チーム	
- UCIワールドチーム	UCI規則第2.15.047条以下によるチーム
- UCI プロフェッショナル･コンチネンタル･チーム	UCI規則第2.16.001条以下によるチーム
- UCI コンチネンタル･チーム	UCI規則第2.17.001条以下によるチーム
- UCI 女子チーム	UCI規則第2.17.001条以下によるチーム
- UCI マウンテンバイク･チーム	UCI規則第4.10.001条以下によるチーム
- UCI トラック･チーム	UCI規則第3. 7.001条以下によるチーム

(2)

- ナショナル・チーム	ナショナル・チームとは，国籍のある国の国内連盟により選抜された競技者によるチームである．
- 地域チーム	地域チームとは，国内連盟の地域等の部門により選抜され，当該連盟のライセンスを交付された，UCI登録チームに所属しない競技者によるチームである．
- クラブ・チーム	クラブ・チームとは，国内連盟に加盟したチームである．その構成は，UCI登録チームに競技者が所属しない限りを除き，国内連盟により規制される．

4. ステージ・レースの最大期間は以下による:

下記に示される期間は，競技日程に占める日数に相当する．すなわち，競技日，プロローグ，休養日を含む．

レース	最大
UCIワールドツアー	期間はプロフェッショナル自転車競技評議会が決定する
主要ステージ・レース	15日～23日
コンチネンタル・サーキット	現存の大会の期間はUCI理事会により短縮されうる．この場合，主催者はUCI理事会に聴取される権利を持つ． オー・クラス，クラス1，クラス2の新規大会の期間は，理事会による例外が認められない限り，5日間に限られる．
エリート女子ワールド・サーキット	クラス1，クラス2の新規大会の期間は，理事会による例外が認められない限り，6日間に限られる．
ジュニア男子およびジュニア女子ワールド・サーキット	新規大会の期間は，理事会による例外が認められない限り，4日間に限られる．

付表2-2：トラック・レースの区分（クラス）

トラック・レース競技大会は以下のクラス分けと参加基準にしたがって競技日程に掲載される．

1. 世界競技日程

競技大会の種類	参加方法
オリンピック競技大会	- オリンピック競技大会規則による
世界選手権大会	- 世界選手権大会規則による
ワールドカップ大会	- UCI規則第3.4.004条から第3.4.007条による
大陸選手権大会 大陸競技大会	- UCI規則第3.8.004条を見よ
Class 1	- 最少5 カ国の参加 - 男子エリートの競技 - ジュニア（男/女），U23（男/女），女子またはパラサイクリングの競技（最少3カテゴリ） - 最少5の種目*
Class 2	- 最少4カ国の参加 - 男子エリートの競技 - ジュニア（男/女），U23（男/女），女子またはパラサイクリングの競技（最少2カテゴリ） - 最少3 の種目*
Class 3	- 最少3カ国の参加 - 男子エリートの競技 - ジュニア（男/女），U23（男/女），女子またはパラサイクリングの競技（最少1カテゴリ） - 最少2の種目*

*競技 ＝ エリート世界選手権大会プログラムにおけるカテゴリごとの種目

付表３：ペナルティ表

1．罰金およびタイム・ペナルティ　　【単位:SFr(スイスフラン)】

	ロード	男子エリート世界選手権 オリンピック・男子エリート ワールド・カレンダー クラス HCおよび1 -男子エリート	その他の競技
	トラック	男子エリート世界選手権 男子エリート・ワールドカップ エリート6日間競技 その他エリート競技	その他の競技
	マウンテン・バイク	エリート世界選手権 オリンピック競技大会 ワールドカップ	その他の競技
	シクロクロス	エリート世界選手権 ワールドカップ クラス1	その他の競技
	パラサイクリング	世界選手権 パラリンピック競技大会 ワールド・カップ	その他の競技
	競技中の出来事		
1.	**署名チェック**		
	1.1 署名せずにスタートする	**除外または失格，および100**	**除外または失格，および30**
	1.2 **チームが，署名チェックにおけるチーム順を尊重しない**	**競技者:100** **チーム監督:500**	
2.	自転車		
	2.1 規則に適合しない自転車で競技またはステージ・レースのスタートに現れる.	スタートは拒絶される	スタートは拒絶される
	2.2 規則に適合しない自転車を競技に使用する.	除外または失格	除外または失格
3.	衣服		
	3.1 必須でないものを着用する(8条)	スタートは拒絶される	スタートは拒絶される
	3.2 義務づけられたヘルメットなしにスタートしようとする.	スタートは拒絶される	スタートは拒絶される
	3.3 義務づけられたヘルメットを競技中に外す	失格，および100	失格，および50
4.	ゼッケン，フレームナンバー等の形を変えまたは悪い位置につける		
	4.1 ワンデイ・レース	競技者： 50	競技者： 30
	4.2 ステージ・レース	1回目： 50 2回目:200 3回目:除外	1回目： 30 2回目： 50 3回目:除外
5.	ゼッケン,フレ-ムナンバ-等見えない，認識できない - ワンデイ・レース - ステージ・レース	競技者:100 1回目:100 2回目： 200 3回目:除外	競技者： 50 1回目： 30 2回目： 50 3回目:除外
6.	棄権後にゼッケン，フレームナンバー等を返却しない	競技者： 50	競技者： 50
7.	規則に違反して上着を着るまたは脱ぐ	競技者： 50 チーム監督:200	競技者： 30 チーム監督:100
8.	他チームの競技者に規則外の援助を与える	関連した各競技者に対し，	関連した各競技者に対し，
	8.1 ワンデイ・レース	失格＋200	失格＋100
	8.2 ステージ・レース	各回 200＋2',5',10'のタイム・ペナルティ. 4回目以降は除外＋200. その他の登録者： 200.	各回 100＋2',5',10'のタイム・ペナルティ. 4回目以降は除外＋100. その他の登録者： 50.

9.	フライング・リレー	関わった各競技者:	関わった各競技者:
	9.1 同チームの競技者間	200	100
	9.1.1 ワンデイ・レース	最後の1km:200+集団の最後に降格	最後の1km:100+集団の最後に降格
	9.1.2 ステージ・レース	違反1回につき200 + 10秒 ステージ最後の1km:200+30秒 + 集団の最後に降格	違反1回につき100 + 10秒 ステージ最後の1km:100+30秒 + 集団の最後に降格
	9.2 他チームの競技者間:		
	9.2.1 ワンデイ・レース	失格 + 200	失格 + 100
	9.2.2 ステージ・レース	200 + 1分 最終ステージまたは2回目は除外	100 + 1分 最終ステージまたは2回目は除外
10.	スプリント		
	10.1 走行ラインを逸れて他競技者に危険をもたらした場合		
	10.1.1 ワンデイ・レース	失格＋ 200	失格＋ 100
	10.1.2 ステージ・レース	1回目: 集団最後に降格+ポイント順位において当該ステージ1位得点に等しいペナルティ点+200+総合成績に30秒 2回目: ステージ最下位に降格+ポイント順位において当該ステージ1位得点に等しいペナルティ点+200+総合成績に1分 3回目: 除外 +200	1回目: 集団最後に降格 +100+総合成績に30秒 2回目: ステージ最下位に降格 +100+総合成績に1分 3回目: 除外 +100
	10.2 反則スプリント		
	10.2.1 ワンデイ・レース	集団最後に降格 + 200	集団最後に降格 + 100
	10.2.2 ステージ・レース	1回目:集団最後に降格 + 200 2回目:ステージ最下位に降格 + 200 3回目:除外 +200	1回目:集団最後に降格 + 50 2回目:ステージ最下位に降格 + 100 3回目:除外 +200
	重大な場合，上記にかかわらずコミセール･パネルは1回目の違反で除外および200SFrの罰金を科すことができる		
	10.3 ジャージを引っ張る		
	10.3.1 ワンデイ・レース	競技者:200	競技者: 50
	10.3.2 ステージ・レース	違反1回につき200 + 10秒	違反1回につき 50 + 10秒
	10.3.3 最後の1km(ワンデイ)	失格＋200	失格＋ 100
	10.3.4 最後の1km(ステージ)	1回目: 200＋20秒 2回目: 200＋除外	1回目: 100＋20秒 2回目: 100＋除外
11.	押す		
	11.1 車,バイク,他競技者を押し退ける	競技者に対して:	競技者に対して:
	11.1.1 ワンデイ・レース	違反1回につき 50	違反1回につき 30
	11.1.2 ステージ・レース	違反1回につき 50 +ポイント順位においてペナルティ5点+10秒	違反1回につき 30 +10秒
	11.2 チームメイト間で押す	関係競技者に対して:	関係競技者に対して:
	11.2.1 ワンデイ・レース	違反1回につき 50	違反1回につき 30
	11.2.2 ステージ・レース	違反1回につき 50 +10秒	違反1回につき 30 +10秒
	11.3 他チーム競技者を押す	押した競技者に対して:	押した競技者に対して:
	11.3.1 ワンデイ・レース	200 + 除外	50 + 除外
	11.3.2 ステージ・レース	200 + 10秒 最終ステージまたは2回目は除外 その他登録者:200	50 + 10秒 最終ステージまたは2回目は除外 その他登録者:200
	11.4 観客に押される	競技者: 20	競技者:警告
12.	競技者,チームカーによる故意の妨害	競技者に対して:	競技者に対して:
	12.1 ワンデイ・レース	200 + 除外	50 + 除外
	12.2 ステージ・レース	200 + 10秒 2回目は 200 +除外 ｽﾃｰｼﾞ最後の1km:200+30秒およびｽﾃｰｼﾞ最下位に降格 最後のｽﾃｰｼﾞで上位10位以内:200 + 除外 その他登録者:1000	50 + 10秒 2回目は 50 +除外 ｽﾃｰｼﾞ最後の1km:100+30秒およびｽﾃｰｼﾞ最下位に降格 最後のｽﾃｰｼﾞで上位10位以内:100 + 除外 その他登録者:200

13.	サーキットでのフィニッシュにおいて禁じられた助力をする	関係競技者に対して:	関係競技者に対して:
	13.1 ワンデイ・レース	200 + 除外	100 + 除外
	13.2 ステージ・レース	200 + ｽﾃｰｼﾞ最下位に降格 最終ステージまたは2回目は 200 + 除外	100 + ｽﾃｰｼﾞ最下位に降格 最終ステージまたは2回目は 100 + 除外
14.	故意にコースを逸れ，自転車で全距離を走破することなく自動車・オートバイに乗った後競技を再開して，順位を得ようとする	競技者:200+除外	競技者:100+除外
14 bis	コースの一部ではない車道の脇の歩道/舗道，小道または自転車道を使用する.	競技者:200 および/または 除外	競技者:100 および/または 除外
15.	過失により経路を有利に近道する.	タイムトライアル:ペナルティ 20秒 ステージ・レース:集団の最下位に降格 ワンデイ・レース: 除外	タイムトライアル:ペナルティ 20秒 ステージ・レース:集団の最下位に降格 ワンデイ・レース: 除外
16.	既に閉じている踏切を通過する.	除外	除外
17.	だます，だまそうとする，他チーム競技者と共謀する	関係競技者に対して:	関係競技者に対して:
	17.1 ワンデイ・レース	200+除外	100+除外
	17.2 ステージ・レース	200 + 10秒 + 最終ステージまたは2回目は除外 その他の登録者は,首謀者,参加者，共犯者に拘らず: 200 + 除外	100 + 10秒 + 最終ステージまたは2回目は除外 その他の登録者は,首謀者,参加者，共犯者に拘らず: 100 + 除外
18.	競技者が自チームの車両につかまる	競技者:除外 + 200 監督:除外 + 200 チーム:チーム車両は最後尾に排除され,復帰できない.	競技者:除外 + 100 監督:除外 + 100 チーム:チーム車両は最後尾に排除され,復帰できない.
	競技者がその他の車両につかまる	競技者:除外 + 200 車両の責任者である登録者:除外 + 200 その車両が他チームに属している場合:そのチームの監督/代表は除外+チーム車両は最後尾に排除され,復帰できない.	競技者:除外 + 100 車両の責任者である登録者:除外 + 100 その車両が他チームに属している場合:そのチームの監督/代表は除外+チーム車両は最後尾に排除され,復帰できない.
19.	車両の後につく,スリップストリームに入る		
	19.1 短時間	競技者:30	競技者:警告
	19.2 しばらくの間		
	19.2.1 ワンデイ・レース	最初の注意を無視:50+除外 車両の責任者であるその他の登録者:200	最初の注意を無視:30+除外 車両の責任者であるその他の登録者:100
	19.2.2 ステージ・レース	違反1回につき 50 +20秒 車両の責任者であるその他の登録者:200	違反1回につき 50 +20秒 車両の責任者であるその他の登録者:100
20.	規則外の故障，医事支援		
	20.1 ワンデイ・レース	競技者:100 最後の20km:除外 + 200 第85条17.を尊重しない: 失格+200	競技者: 30 最後の20km:除外 + 50 第85条17.を尊重しない: 失格+200
	20.2 ステージ・レース	1回目: 50 2回目:100 3回以降:200 ステージ最後の20km:200+集団の最後に降格,総合成績に1分のペナルティ その他登録者:200 第85条17.を尊重しない: 失格+200	1回目: 警告 2回目: 20 3回以降:100 ステージ最後の20km:50+集団の最後に降格,総合成績に1分のペナルティ その他登録者:100 第85条17.を尊重しない: 失格+200
21.	随行者が車両から乗り出す，補給品を車外に保持する	チーム監督またはリーダー 1回目:1000 2回目:2000	チーム監督またはリーダー 1回目:200 2回目:500
22.	オートバイが車輪以外の補修部品を運ぶ	運転者:200＋除外	運転者:100＋除外

23.	認められない飲食料補給	競技者 :	競技者 :
	23.1. ワンデイ・レース - 最初の50km - 最後の20km	200 1000 その他登録者:1000	50 150 その他登録者:150
	23.2. ステージ・レース ステージの最初の50km ステージの最後の20km	200 違反1回につき200 + 20秒 3回目は1000 その他登録者:1000	50 違反1回につき50 + 20秒 3回目は150 その他登録者:150
24.	規則外の飲食料補給	競技者:違反毎に50 その他登録者:違反毎に200	競技者:違反毎に20 その他登録者:違反毎に 50
25.	競技中の車両の動きに関する規則違反	運転者:200	運転者:100
26.	審判車両の進行を妨害する	競技者:50 その他登録者:100	競技者:20 その他登録者:50
27.	チームカーからコミセールを下ろしてしまう	チーム監督等: 2000	チーム監督等: 200
28.	競技管理, コミセールを尊重しない	競技者:30〜100 その他登録者:100〜200	競技者:20〜100 その他登録者: 50〜200
	28.1. 車両に関する指示を尊重しない	- ワンデイ・レース:当該競技の全期間, 車両を車列の最後尾に置く - ステージ・レース:当該ステージの全期間, および違反の重要度に応じて続く1—ステージの間, 車両を車列の最後尾に置く	- ワンデイ・レース:当該競技の全期間, 車両を車列の最後尾に置く - ステージ・レース:当該ステージの全期間, および違反の重要度に応じて続く1—ステージの間, 車両を車列の最後尾に置く
29.	侮辱,脅迫,下品な行動	いかなる登録者も: 50〜200	いかなる登録者も: 50〜200
30.	暴力をふるう		
	30.1. 競技者間	違反1回につき 200 + ｽﾃｰｼﾞﾚｰｽではさらに1分 重大な違反の場合は除外	違反1回につき 100 + ｽﾃｰｼﾞﾚｰｽではさらに1分 重大な違反の場合は除外
	30.2. その他の者に対して	競技者:除外 + 200 その他登録者:5000	競技者:除外 + 100 その他登録者:1000
31.	食糧,飲料,その他の物を競技中に盗む	あらゆる登録者:1000	あらゆる登録者: 300
32.	ガラス容器を使用する	あらゆる登録者: 50	あらゆる登録者: 30
33.	物品を不適当不法・危険に捨てる 物品を人ごみに投げる	あらゆる登録者: 50 同一レースで再度違反をする:50 – 200(競技者を個人として同定できない場合はペナルティをチームに科す)	あらゆる登録者: 30 同一レースで再度違反をする:30 – 120(競技者を個人として同定できない場合はペナルティをチームに科す)
34.	ガラス容器を捨てる	あらゆる登録者:除外+100	あらゆる登録者:除外+ 50
35.	ゼッケンを付けたまま, フィニッシュ・ラインを競技の進行方向に再通過する	競技者:30	競技者:警告
36.	公式式典に参加しない - ワールドカップ - その他の競技大会	競技者:200+賞金の没収+当該競技の得点に10点のペナルティ 競技者: 200+賞金の没収	競技者: 100+賞金の没収
ステージ・レース			
37	(削除)		
37 bis	自転車競技のイメージを損なう, 機材上の援助, 飲食料補給およびチーム監督および/または競技者の行動 (例:"スティッキー・ボトル*", 停止時に適切になされないメカニカル・チェック, 等) *ボトル受け渡し時に長時間ボトルから手を離さないこと	1回目の違反: - チーム監督: 30〜100 - 競技者: 30〜100 同じステージまたは大会における2回目の違反: - チーム監督: 100 - ワンデイ・レース: 当該レースの最後まで車両を車列最後に下げる. - ステージ・レース: 当該ステージの最後まで車両を車列最後に下げる. - 競技者: 100, ポイント順位においてペナルティ5ポイントおよび10秒	1回目の違反: - チーム監督: 20〜100 - 競技者: 20〜100 同じステージまたは大会における2回目の違反: - チーム監督: 100 - ワンデイ・レース: 当該レースの最後まで車両を車列最後に下げる. - ステージ・レース: 当該ステージの最後まで車両を車列最後に下げる. - 競技者: 100, ポイント順位においてペナルティ5ポイントおよび10秒

		同じステージまたは大会における3回目の違反: チーム監督: 200, 競技からの除外 チーム: 車両を, 復帰の可能性なしに, 競技終了まで除外する - 競技者: 200, ポイント順位においてペナルティ5ポイントおよび10秒	同じステージまたは大会における3回目の違反: チーム監督: 200, 競技からの除外 チーム: 車両を, 復帰の可能性なしに, 競技終了まで除外する - 競技者: 200, ポイント順位においてペナルティ5ポイントおよび10秒
38	授与されたリーダー・ジャージを着用しない	競技者:スタートを認めないまたは除外 ＋200	競技者:スタートを認めないまたは除外 ＋50
39.	除外を無効にするために,示威行動,抗議をする	競技者:200～1000	競技者: 50～ 200
個人ロード・タイムトライアル			
40.	競技者が距離と間隔の規則を順守しない	競技者:100	競技者: 30
	40.1. ドラフティング	100+12.1.041条の表によるタイム・ペナルティ	30+12.1.041条の表によるタイム・ペナルティ
41.	10mの間隔を順守せず車両が追走する	チーム監督等:200 競技者:20秒	チーム監督等:100 競技者:20秒
42.	サーキットとウォームアップに関する規則に違反する	チーム監督等:200 競技者:100 主催者:500	チーム監督等:100 競技者: 30 主催者:100
チーム・ロード・タイムトライアル			
43.	競技者が距離と間隔の規則を順守しない	各競技者:100	各競技者: 30
44.	44.1 ドラフティング	各競技者:100+12.1.041条の表によるタイム・ペナルティ	各競技者: 30+12.1.041条の表によるタイム・ペナルティ
	同チームの競技者間で押す		
	45.1 通常の競技	チームを失格とし, 関わった各競技者に200	チームを失格とし, 関わった各競技者に 50
	45.2 ステージ・レース	チームの各競技者の個人区間成績に1分を科し, 関わった各競技者に200	チームの各競技者の個人区間成績に1分を科し, 関わった各競技者に 50
45.	10mの間隔を順守せず車両が追走する	チーム監督等:200 チームの各競技者:20秒	チーム監督等:100 チームの各競技者:20秒
46.	サーキットとウォームアップに関する規則に違反する	チーム監督等:200 競技者:100 主催者:500	チーム監督等:100 競技者: 30 主催者:150
シクロクロス			
47	機材の規則外交換	除外	除外
48.	競技者がランキング(91条27項)に基づくスタート順を順守しない	100	100
49.	競技者が最終回以前に抜かれ(91条3項)てからも競技を続ける	100	100
50.	認められない飲食料補給	失格	失格
	マウンテンバイク競技		
51.	規則外の援助	除外	除外
52.	暴力的行動	除外	除外
53.	競技者によるスタート規則不尊重	100	100
54.	無線機その他の遠隔通信手段の使用	スタートは拒絶される	スタートは拒絶される
55.	遅れ, あるいは追い抜かれた競技者が規則違反下に競走を継続する	除外	除外
56.	トレーニング中にハンドルバー・プレートを違反使用する	100	100

2.タイムトライアルに適用するタイム・ペナルティ表

Dist.	SPEED IN KPH																															Dist.
in	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	in
50	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	50
100	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	100
150	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	6	6	150
200	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	7	7	7	200
250	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	7	7	8	8	8	9	250
300	2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7	8	8	8	9	9	9	10	10	11	12	300
350	3	3	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7	8	8	8	9	9	10	11	11	12	13	14	15	350
400	3	3	3	3	4	4	4	5	5	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	9	10	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	400
450	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8	8	9	10	11	11	12	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	23	450
500	4	4	4	5	5	5	6	6	7	7	7	8	8	9	9	10	11	12	12	13	14	15	16	17	18	20	21	22	24	26	28	500
550	5	5	5	6	6	6	7	7	8	8	8	9	10	10	11	12	13	14	15	16	16	17	18	20	22	24	26	27	29	31	33	550
600	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13	14	15	16	17	19	20	21	23	25	27	29	31	33	35	38	600
650	6	6	6	7	7	7	8	8	9	10	11	12	12	13	14	15	16	17	18	20	22	23	25	27	29	31	33	35	37	40	43	650
700	6	6	7	7	8	8	9	9	10	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	46	49	700
750	6	7	7	8	8	8	9	10	11	13	14	15	16	17	18	20	21	22	24	26	28	30	32	35	37	40	42	44	47	50	55	750
800	7	7	7	8	9	9	10	11	12	14	15	16	17	19	21	23	24	25	27	29	31	33	36	39	42	45	47	49	52	56	61	800
850	7	7	8	9	9	10	11	13	14	15	17	18	19	21	23	25	27	29	31	33	35	37	40	43	47	50	53	56	59	62	68	850
900	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	19	20	22	24	26	28	30	32	34	36	39	42	45	48	51	55	58	61	65	69	75	900
950	8	9	10	11	12	13	14	15	17	19	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	42	45	48	51	55	60	64	67	71	75	82	950
1000	8	9	11	12	13	14	15	17	19	21	23	25	27	29	31	34	36	38	40	43	46	49	52	56	60	64	68	72	77	82	90	1000

付表４：ギア比制限

ロードおよびトラック・レースにおいてジュニア以下の競技者に適用

27'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
FRONT SPROCKET	54	10.410	9.543	8.809	8.179	7.634	7.157
	53	10.217	9.366	8.645	8.028	7.493	7.024
	52	10.025	9.189	8.482	7.876	7.351	6.892
	51	9.832	9.012	8.319	7.725	7.210	6.759
	50	9.639	8.836	8.156	7.574	7.069	6.627
	49	9.446	8.659	7.993	7.422	6.927	6.494
	48	9.253	8.482	7.830	7.271	6.786	6.362
	47	9.061	8.306	7.667	7.119	6.644	6.229
	46	8.868	8.129	7.504	6.968	6.503	6.097

26'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
FRONT SPROCKET	54	9.639	8.836	8.156	7.574	7.069	6.627
	53	9.461	8.672	8.005	7.433	6.938	6.504
	52	9.282	8.509	7.854	7.293	6.807	6.381
	51	9.104	8.345	7.703	7.153	6.676	6.259
	50	8.925	8.181	7.552	7.013	6.545	6.136
	49	8.747	8.018	7.401	6.872	6.414	6.013
	48	8.568	7.854	7.250	6.732	6.283	5.891
	47	8.390	7.690	7.099	6.592	6.152	5.768
	46	8.211	7.527	6.948	6.452	6.021	5.645

24'		REAR SPROCKET					
		11	12	13	14	15	16
FRONT SPROCKET	54	8.760	8.030	7.412	6.883	6.424	6.022
	53	8.598	7.881	7.275	6.755	6.305	5.911
	52	8.435	7.733	7.138	6.628	6.186	5.799
	51	8.273	7.584	7.000	6.500	6.067	5.688
	50	8.111	7.435	6.863	6.373	5.948	5.576
	49	7.949	7.286	6.726	6.246	5.829	5.465
	48	7.787	7.138	6.589	6.118	5.710	5.353
	47	7.624	6.989	6.451	5.991	5.591	5.242
	46	7.462	6.840	6.314	5.863	5.472	5.130

	男子・女子ジュニア	7.93 m	ロードは2000年1月1日，トラックは2012年4月1日より
	16歳以下（U17）	7.01 m	
	14歳以下（U15）	6.10 m	
	12歳以下（U13）	5.66 m	

付 表 5－1：自転車競技場および施設に関する基準要項

本連盟が使用する自転車競技場および施設は，以下に示す基準によって建設する．

1．自転車競技場の敷地

競技場の敷地は，観客人員数ならびに諸施設の位置および構造に応じた適当な広さをもち，その敷地面積は通常，競走路敷地面積の他に，2,300～2,500㎡以上の面積が必要である．

2．競走路の周長，幅員および所要敷地面積

2-1.　屋外における競走路の周長（測定線において計測する）は，500m，400m，333.33m，285.714mおよび250mの5種類とし，競走路の幅員（路面実長）は7.0m～9.0mとする．

周長別の競技場の面積は概ね，次のとおりとする．

500m競技場の面積	25,000㎡
400m競技場の面積	22,000㎡
333.33m競技場の面積	18,000㎡
285.71m競技場の面積	
250m競技場の面積	

2-2.　屋内における競走路の周長は133m以上とする．ただし，1kmあたりの周回数は整数または整数+0.5とし，1kmごとの誤差が1m未満となるように選定する．

3．競走路の構造

競走路の路面は，木造板張りまたはコンクリート舗装，アスファルト舗装をもって施工し，競走を安全に行うために必要な硬度および強度を有し，平坦でかつ均一な材質でなければならない．また，濡れた場合にもできるだけ速く乾くよう不透水性であることが望ましい．

4．安全地帯

競走路の内側に，ブルーバンドを含めて最少幅員4mの安全地帯を設ける．競技者がトラック上にいるときには，コミセール，乗車した競技者あるいはチーフ/コミセールにより許可を与えられた者を除いて，いかなる人も物（スターティング･ブロックを含む）も安全地帯にあってはならない．

5．コーナーおよびバンク

5-1.　競走路は，長さ15m以上の直線部，最小曲率半径を有する円曲線部およびこれらの直線部と円曲線部を結ぶ緩和曲線部を有する．

ホーム側とバック側の両直線部の相互の距離は，ドミフォン競技を行う競技場においては，周長の0.17倍以上，ドミフォン競技を行わない競技場においては0.125倍以上とする．

円曲線部と緩和曲線部のバンク（横断勾配）は，ドミフォン競技を行う競技場においては85km/hで走行したときに，ドミフォン競技を行わない競技場においては75km/hで走行したときに，走路面に対する垂直面より車体が25度以上傾かないように設定する．また，走路の内縁より上側の横断形は直線でなければならない．

緩和曲線の線形は，マッコーネル曲線，クロソイド曲線またはレムニスケート曲線を使用する．

緩和曲線部および円曲線部のバンク最小値の計算は次式で行う．

$$Tan(\alpha + 25) = \frac{V^2}{g \cdot R}$$

α　：バンクの最小値(degree)
V　：設計速度
g　：重力加速度
R　：曲率半径

5-2.　直線部は通常6～8°の横断勾配をつけるが，緩和曲線部の横断勾配により調整する．ただし，15°を超えないようにする．

6．胸壁または金網柵

6-1.　競走路と観客席を区画するために，競走路の外側に沿って最低90cmの高さの胸壁を設ける．内側部分は，トラック表面から最小65cmの高さまで完全に平滑で連続していなければならない．柵には突出部や部品の突き出しがあってはならない．

6-2.　下記条件に合致する場合を除き，十分に競技者の安全を保証する構造物である，最少高さ120cmの柵を，安全地帯の内側の縁に築かなければならない．

1)　安全地帯とトラック･センター間あるいはトラック･センター内に段差あるいは急斜面がない，および

2)　当基準要項4．に従い，安全地帯の内側およびブルー･バンドから10m以内に，許可を受けていない者あるいは物がないこと．

この柵は透明で，いかなる状況においても，広告板をつけることはできない．

トラックがトラック･センターより1.5 m以上高い場合，競技者が負傷することを防止するために，ネット，パネル，あるいは同様の付加的な保護施策を設けなければならない．

柵に設けられたいかなる出入り口も，簡単で信頼できる締め具を取り付けなければならない．これらは，競技あるいはトレーニングが進行中には閉じた状態に保たれねばならない．

7．競走路の周長測定

7-1.　競走路の周長測定は，測量士の免許を有する者により行われることを必要とし，本連盟より派遣する2名の代表者の立合いのもとに，同一地点から最初は時計廻りに，次に反時計廻りに測定する．

7-2.　周長の測定は鋼鉄製巻尺を使用し，競走路の内縁より20cm外側の「測定線の内側の縁」に沿って計測する．

7-3.　正式周長は，7－1により計測した2値の平均とする．

7-4.　周長の測定値は，6ミリメートル以上を切り上げ，6ミリメートル未満は切り捨ててセンチメートル単位とする．

8．競走路の標示線

8-1.　競走路の内縁から内側を最少走路の10%幅でブルーに塗り，これをブルー・バンドと称する．ブルー・バンドは競走に用いない．
8-2. 競走路の内縁（ブルー・バンドの外縁）から20cm外側に測定線を引く．この線は幅5cmとし，その基準位置はその内側の縁とする．測定線の色は，走路が明色である場合は黒色，暗色である場合は白色とし，スタート・ラインを基準として5mごとに印を，10mごとに数字を付す．
8-3.　競走路の内縁から85 cmの位置にスプリンター・ラインを引く．この線は幅5cmとし，その基準位置はその内側の縁とする．スプリンター・ラインの色は，赤色とする．
8-4.　競走路の内縁から1/3位置にステーヤー・ラインを引く．ただし，1/3の位置が内側から2.5m以下となる場合は，2.45 mの位置にラインを引く．この線は幅5cmとし，その基準位置はその内側の縁とする．ステーヤー・ラインの色は，青色とする．
8-5.　フィニッシュ・ラインは，72cm幅の白色帯の中央に4㎝幅の黒色で，走路面から保護地帯にかけて表示する．ただし，保護地帯に鏡を取り付けた場合は，その背後には表示する必要はない．
8-6.　フィニッシュ・ラインの手前200mに，競走路の内縁に直角に全幅にわたって幅4cmの白色線を引く．
8-7.　ホーム側とバック側の両直線部のそれぞれの中央に，競走路幅の半分だけ，幅4cmの赤色線を引く．
8-8.　標示線に使用する塗料は，自転車のタイヤが滑らない性質でなければならない．

9. 排水設備
ブルー・バンドより50cm以上内側に，有蓋堅牢な排水設備を設ける．

10. 補助走路
インフィールドまたは保護地帯の内側にウォーミングアップ，クーリングダウンのための補助走路を設ける．

11. 諸旗掲揚設備
競技場バック・ストレッチ側に，諸旗の掲揚設備を設ける．

12. 電源・配線設備
インフィールドを含む競技場内の必要箇所に電源を設置する．（別記参考）
フィニッシュ・ライン付近の競走路下に，通信用配線等を追加設置するための内径15cm以上の配線管を敷設する．
(1)　競走路外側の計時装置等の操作位置より，競走路・補助走路の下を通ってインフィールドに達する“主配線管”1本．
(2)　競走路と補助走路の間の周回板装置，計時用センサ等から，補助走路の下を通ってインフィールドに達する“配線管”をホーム側とバック側に1本ずつ計2本．
(3)　上記の配線管の電線取り出し部分は競技時・練習時にも安全を確保するための適切な蓋等を備えること．

13. 放送設備
場内放送設備を必要な場所に設ける．スピーカーは，インフィールドおよび観客席双方に対応する．

14. 審判施設
(1)　フィニッシュ・ラインに正対して内側にフィニッシュ・ジャッジのための台を設置する．
(2)　フィニッシュ・ライン近くのトラック・センターにコミセールのための施設を設けなければならない．
(3)　トラックの外側に判定員のための施設を用意しなければならない．ここはたとえば，フィニッシュ・ライン上方のスタンド最上部のような，静粛で，隔離された場所で，視界を妨げられずにトラックを見渡せなければならない．競技中は，判定員と，スタータ，チーフ・コミセールを含む他のコミセールとの間の無線通信が必要である．
(4)　競技場の中央に，パーシュート用のスタータ台を設ける．
(5)　フィニッシュ・ラインに正対して写真判定設備（照明も含む）を設ける．
(6)　パーシュート用のVTR装置をホーム／バックに設ける．
(7)　競走競技用とパーシュート用の周回板と鐘等を備える．
(8)　印刷およびその配布のための設備を設ける．
(9)　電子計時装置を備える．または設置できるように設備しておく．
(10)　フィニッシュ・ラインに正対する審判席と各コーナーのジャッジとを結ぶ有線通信回線を設備する．各コーナーにはこの回線のための適当なポストを設ける．またこのポストは各コーナー・ジャッジからの走路面の死角をなくし，広い視角を確保するための審判台とすることもできる．
(11)　審判施設は，競技者・観客から仕切られていなければならない．

15. 管理に必要な施設
管理に必要な施設はなるべく観客から隔離し，次の施設を設ける．
(1) 管理事務室
(2) 自転車の検査場，修理場および保管場所
(3) 医務室
(4) 医事検査室
(5) 競技者，役員の控え室
(6) シャワー設備および便所
(7) 競技者の観覧席
(8) 通信連絡設備
(9) 競技者，役員の駐車場

16. インフィールド
円滑な競技大会運営のために，インフィールドにいる人員が妨げにならないよう，インフィールドは走路より75～100cm低くすることが望ましい．

17. インフィールドへの出入口

インフィールドへの出入は，地下道とする．地下道の断面は，緊急時に備え，救急車等が通行できる大きさであることが望ましい．

18．観客席
18-1．観客席は観客全員を収容できるものであり，適当な数の座席を必要とする．
18-2．観客席にはVIP席，報道関係者席を設ける．
18-3．観客席および通路には転落防止のための堅牢な鉄柵等を設ける．

19．観客用付帯設備
19-1．　観客の用に供するため，適当な数および広さを有する次のような施設を設ける．
(1) 湯茶接待所
(2) 売店
(3) 洗面所および便所
(4) 駐車場
19-2．適当な場所に，じんあい処理設備を設ける．
19-3．観客の通行に供する場内の通路および広場は，舗装を行うか砂利等を敷き，その周囲は緑地帯とするようにする．
19-4．場内の保安場必要な場所には照明設備を設ける．

20．公認トラック競技場の備品について
国内最高位の大会および国際大会においても対応可能な備品を列挙した。
それぞれ大会のレベルに合わせて最小必要品を備えるように規定する。
1．スターティング・マシン：最低2台十予備1台
2．カウントダウンタイマ：最低2台
3．テープ（光電・光線）スイッチ：中央ライン・200mライン．S / Fライン
4．電子表示装置（常設計時装置）：1/1000秒・ラップ・ポイント表示
5．フォトフィニッシュ
6．フィニッシュ用ビデオシステム
7．判定員用ビデオシステム
8．ラップ・カウンター：最低2台
9．ベル：最低2台
10．インカム・ラジオコミュニケーションシステム：最低8台
11．スタート用電子ピストル
12．スタータ用ピストル
13．グリーン・レッドフラッグ：最低2セット
14．警告用レッドフラッグ：最低2個
15．コーナー・ラバー・パッド：必要数
16．チーム・パーシュート用トランスポンダ：各チームに4個ずつ
17．ポイント・レース用トランスポンダ：出走者数
18．ケイリン用ペーサ：最低1台
19．バイク計測器：最低2台
20．バイク計量器および120度アーム測定器
21．ポイント・レース用ヘルメットカバー，1～50番の表示付き
22．4000m速度競走用フラッグおよび表示台
23．コミュニケ配布ボックス：コミセール用・チーム用
24．コンピュータ・システム：レース管理用
25．プリンタ

【参考】自転車競技場に必要な電源設備

	ホーム側(審判席付近)	バック側	フィールド中央
審判器材用	2KVA以上	1.5KVA以上	1.5KVA以上
場内放送用	1KVA インフィールドにスピーカーを設置する場合はそれに相当する容量		
表示盤用	0．5KVA	0．5KVA	
イベント用 （予備）	照明用・音響用として必要な容量 （予備としては2KVA程度）		

付 表 5-2：ロード・レースのコースに関する基準要項

本連盟の使用するロード・レースのコースの基準は次による.

1. ロード・レースのコース

1－1.　インディヴィデュアル・ロード・レースのコース

その競技大会の特性を考慮し，町から町への片道コース，大きく1周して戻るコース，環状コースを複数回周回するコース，P字または逆P字型の折り返し点のあるコースを選択する.

登坂路，降坂路とともに平坦な区間も含み，鉄道踏切，鋭角のカーブ，断崖，降り坂の急カーブ等の注意箇所のない舗装道路とする. また，選手団通過時に全面交通規制ができることが望ましい.

幅員は6m以上で，最後の1km地点からフィニッシュ・ラインの後方100mまでは最小8mとし，10m以上であることが望ましく，視距離前後200m以上とする. ただし，道路外が直ちに建物，壁，側溝，崖等になっている場合は配慮する. フィニッシュ地点は平坦もしくは上り坂とする.

また，1日ロード・レースの場合は，スタート／フィニッシュが同一地点であることが望ましい. スタート／フィニッシュを含み，コースの各所に観衆が集りやすく，かつ競技の妨げにならないように設定する.

国民体育大会のロード・コースは1周10km～15kmの周回コースであることを原則とする.

1－2.　タイムトライアル・ロード・レースのコース

理想的には，1往復または2往復するコースとして設定する. 上下線とも完全交通規制を行う.

この競技の特徴を十分考慮し，完全舗装の道路を選定する. この道路は，ある程度の起伏があることは許されるが，急勾配や，長い勾配路，大きな標高差があってはならない. 標高差の限度の目安は200m. また，急角度のカーブや，曲がりにくいカーブがあってはならない.

幅員は8m以上，一つのコースを往復使用する場合は12m以上で，折返し点は十分な幅員が必要である. また，ウォーミングアップ用の最短800mの補助走路が必要である.

2. スタート地点の設備

2－1.　スタート地点の付近に参加競技者が着替え，自転車の整備を行うための場所を確保すること. 参加競技者，役員等関係者の駐車場を確保すること.

便所および飲料用の水が確保されていること.

随行車両の駐車場，スタート直前の待機場所を確保すること.

2－2.　本部としてのテントまたは近隣の建物を用意する.

ここには，電話，ファクシミリ，インターネット接続ポイント等の外部との通信設備，競技用の無線設備，成績集計作業場所，印刷設備等を備えること.

放送設備を備えること.

2－3.　観衆を隔離するために発着線を中心に前後100mに綱あるいは柵を設ける.

3. フィニッシュ地点の設備

3－1.　随行車両がフィニッシュ・ラインを横切らずに駐車場へ入れる迂回路があること.

3－2.　随行車両用の駐車場が本部施設の近くにあること.

3－3.　フィニッシュ・ジャッジ，タイム・キーパーの使用する審判台（階段状）を有すること.

3－4.　写真判定機を設置する写真判定台を設置する.

3－5.　本部としてのテントまたは近隣の建物を用意する.

ここには，電話，ファクシミリ等の外部との通信設備，競技用の無線設備，成績集計作業場所，印刷設備等を備えること. インターネットに接続可能であること.

3－6.　フィニッシュ地点またはその近傍にシャワー設備，便所を準備すること.

3－7.　報道関係者の取材場所，待機場所，ライティングルーム，電話，ファクシミリ，インタビュー場所等を準備すること. インターネットに接続可能であること.

３－８.　観衆を隔離するために発着線を中心に前後100mに綱あるいは柵を設ける.

３－９.　フィニッシュ･ライン後方のカメラマン区域は道路幅の40%を超えてはならない. カメラマンはラインよりの最少距離15mより離れて位置しなければならない. この距離は, 大会の性格を基準に, チーフ･コミセールとカメラマン代表とともに主催者により決定される.

４. 発着線および標識

スタート･ラインはコースに直角に幅5cmの白線をもって表示し, その4m上方に「START」の横断幕を掲げる.

フィニッシュ･ラインは幅72cmの白色の帯の中央に幅4cmの黒線をもって表示しその4m上方に「FINISH」の横断幕を掲げる.

５. 標識

決勝線, 折返し点の手前1kmおよび各10kmごとに距離標識を設置する. 特に, フィニッシュ･ラインまでの距離25km, 20km, 10km, 5km, 4km, 3km, 2km, 1kmに標識を立てる. フィニッシュ･ラインの手前には残り1kmの赤の逆三角形標識, 500m, 400m, 300m, 200m, 150m, 100m, 50mの標識を設置する. サーキットでレースが終了する場合は, 3km, 2kmと1kmの標識および残り周回数の表示を行う.

補給所の1kmおよび200m手前にも標識を設置する.

交差点や注意地点には誤走を防ぎ, 危険を防止するために標識をたて, 競技役員を配置する.

６. 補給所

６－１.　周回コースの場合, 複数箇所の器材補給所を設置できる.

６－２.　競技のコース, 距離, 天候等の条件により, 必要と認めた場合飲食料の補給所を設置する.

６－３.　補給所の場所を知らせるため, その区間を標識で示すとともに, 白線で補給所と大書する. また, 補給員等の関係者以外の立入りを禁止する.

７. コースの測定

コースを実際に測定することは必須ではないが, 測定するときは鋼鉄製巻尺または同等の精度をもった測定機を用い, 道路の中央線上を路面に沿って測定する.

実地に測定しない場合は, 道路管理者等の使用する図あるいは資料から道路延長を算出する.

８. 安全確保

主催者は, 十分な安全確保対策と, 警察との協力体制を得られることを保証しなければならない. 法的あるいは管理上の条項が適用され, 各個人の責任についての注意が払われていても, 主催者は, 競技者, 随行者, 観客に特別な危険を招くような場所, 状況をコースに含まないことを保証しなければならない.

主催者は, 標識によって, 事前に予知できる障害と, それにより競技者, 随行者に対して安全上問題のある場合, 十分な事前予告を与えなければならない. よって主催者は特に以下の事項に注意しなければならない.

８－１.　急にあるいは徐々に道幅が狭くなることを, 明色の標識により, 十分に予告しなければならない.

８－２.　可能であればトンネル内に照明を設け, トンネル内と入口において, 10mの距離から自動車のナンバー･プレートが見え, 50mの距離から暗色の自動車が見分けられるようにする.

前述する障害物は, プログラムまたはテクニカル･ガイドに示す. また, ワンデイ･レースにおいては, チーム代表者会議においても説明する.

主催者は, 障害物を見出すために, 競技に先立って点検のための車両を走らせる.

８－３.　フィニッシュ･ラインの手前300mから以後100mまでの区域には保護柵を設ける. この区域には, 主催者の代表, 競技者, 随行者, チーム監督, 許可された報道関係者以外の立ち入りを禁ずる.

付表６：リザルト等の様式見本

６－１：ロード・レース・スターターズ・リスト

COMMUNIQUE No.X

NAME OF EVENT / 大会名称 – Date / 期日

STARTERS LIST / スターターズ･リスト

START･スタート時刻: 10:00,
Distance/距離：151.3km

Organiser/主催者:

No.	NAME/First Name	氏名	UCI CODE
LAM	**LAMPRE-DAIKIN**	**ランプレ・ダイキン**	**ITA**
1	BERTOGLIATI, Rubens	ベルトリアーティ・ルーベンス	SUI19790509
2	CODOL, Massimo	コドル・マッシモ	ITA19730227
3	CORTINOVIS, Alessandro	コルチノビス・アレッサンドロ	ITA19771011
4	QUINZIATO, Manuel	クインツィアート・マニュエル	ITA19791030
5	BARBERO, Sergia	バルベーロ・セルジョ	ITA19690117
Team Manager/監督: COPELAND, Brent		コープランド・ブレント	
COA	**TEAM COAST**	**チーム･コースト**	**GER**
11	SCHWEDA, Raphael	シュヴェダ・ラファエル	GER19760417
12	BELTRAN, Manuel	ベルトラン・マヌエル	ESP19710528
13	HERNANDEZ, Jaime	エルナンデス・ハイメ	ESP19720118
14	CASERO, Angel	カセロ・アンヘル	ESP19720927
15	CHRISTENSEN, Bekim	クリスチャンセン・ベキム	DEN19730917
Team Manager/監督: PETERMANN, Andreas		ピーターマン・アンドレアス	
COF	**COFIDIS, LE CREDIT PAR TELEPHONE**	**コフィディス**	**FRA**
21	CLAIN, Mederic	クレン・メデリク	FRA19761029
22	LAMOUR, Claude	ラムール・クロード	FRA19691018
23	FARAZIJN, Peter	ファラゼイン・ペーター	BEL19690127
24	PEERS, Chris	ピールス・クリス	BEL19700303
25	PLANCKAERT, Jo	プランカート・ヨー	BEL19701216
Team Manager/監督: DELOEUIL, Alain		ドルーユ・アレン	
CST	**TEAM CSC TISCALI**	**チームCSC・ティスカリ**	**DEN**
31	GARCIA, Marcelino	ガルシア・メルセリノ	ESP19710227
32	PIIL, Jakob	ピール・ヤコブ	DEN19730309
33	RASMUSSEN, Michael	ラスムッセン・ミカエル	DEN19740601
34	SORENSEN, Nicki	セレンセン・ニキ	DEN19750514
35	SCHLECK, Frank	シュレック・フランク	LUX19800415
Team Manager/監督: ANDERSEN, Christian		アンデルセン・クリスチャン	
MAP	**MAPEI-QUICK STEP**	**マペイ・クイックステップ**	**ITA**
41	BODROGI, Laszlo	ボドロギ・ラースロ	HUN19761211
42	CANCELLARA, Fabian	カンチェラーラ・ファビアン	SUI19810318
43	PAOLINI, Luca	パオリーニ・ルーカ	ITA19770117
44	ROGERS, Michael	ロジャース・マイケル	AUS19791220
45	SINKEWITZ, Patrik	シンケヴィッツ・パトリック	GER19801020
Team Manager/監督: CRESPI, Alvaro		クレスピ・アルヴァロ	

6-2：ロード・レース・順位表

COMMUNIQUE No. X

NAME OF EVENT / 大会名称 – Date / 期日

Final/General/Stage No. … Classification / 決勝/総合/第Xステージ･･･順位

Organiser/主催者:
START･スタート時刻:
Distance/距離: km
Average speed of winner/勝者の平均速度: km/h

PL	No.	UCI Code	NAME, First Name	氏名	NAT	R-No.	Team	Time	Time Gap
1	5	ITA19690117	BARBERO, Sergio	バルベーロ・セルジョ	ITA		LAM	4:03:29	-
2	51	ESP19760329	ASTARLOA, Igor	アスタルロア・イゴル	ESP		SAE	4:03:29	0:00
3	55	ITA19740522	SACCHI, Fabio	サッキ・ファビオ	ITA		SAE	4:03:47	0:18
4	43	ITA19770117	PAOLINI, Luca	パオリーニ・ルーカ	ITA		MAP	4:03:47	0:18
5	12	ESP19710528	BELTRAN, Manuel	ベルトラン・マヌエル	ESP		COA	4:03:47	0:18
6	2	ITA19730227	CODOL, Massimo	コドル・マッシモ	ITA		LAM	4:03:47	0:18
7	82	JPN19740325	SHIMBO, Koki	新保　光起	JPN	9700041	AIS	4:03:47	0:18
8	1	SUI19790509	BERTOGLIATI, Rubens	ベルトリアーティ・ルーベンス	SUI		LAM	4:03:47	0:18
9	33	DEN19740601	RASMUSSEN, Michael	ラスムッセン・ミカエル	DEN		CST	4:03:47	0:18
10	45	GER19801020	SINKEWITZ, Patrik	シンケヴィッツ・パトリック	GER		MAP	4:04:06	0:37
11	54	ESP19770407	FUENTES, Juan	フェンテ・フアン	ESP		SAE	4:05:28	1:59
12	101	JPN19720510	OKAZAKI, Kazuya	岡崎　和也	JPN	9702105	JUR	4:09:40	6:11
13	74	JPN19741225	SUZUKI, Shinri	鈴木　真理	JPN	9700980	SMN	4:09:40	6:11
14	71	JPN19690510	IMANISHI, Hisafumi	今西　尚志	JPN	9701714	SMN	4:09:40	6:11
15	134	JPN19771021	HIROSE, Voshimasa	広瀬　佳正	JPN	9700520	BST	4:09:40	6:11
16	111	JPN19700216	MANABE, Kazuyuki	真鍋　和幸	JPN	9702430	MYT	4:09:44	6:15
17	135	JPN19710913	FUKUSHIMA, Shinichi	福島　晋一	JPN	9701228	BST	4:09:46	6:17
18	84	JPN19750725	SAKAGUCHI, Hiroshi	坂口　博	JPN	9701494	AIS	4:09:48	6:19
19	102	JPN19790929	BEPPU, Takumi	別府　匠	JPN	9701032	JUR	4:09:49	6:20
20	41	HUN19761211	BODROGI, Laszlo	ボドロギ・ラースロ	HUN		MAP	4:09:49	6:20
21	31	ESP19710227	GARCIA, Marcelino	ガルシア・メルセリノ	ESP		CST	4:09:49	6:20
22	3	ITA19771011	CORTINOVIS, Alessandro	コルチノビス・アレッサンドロ	ITA		LAM	4:09:49	6:20
23	85	JPN 19770408	ESHITA, Kentaro	江下　健太郎	JPN	9702487	AIS	4:09:49	6:20
24	112	JPN19750301	YUKINARI, Hideto	行成　秀人	JPN	9702437	MYT	4:09:49	6:20
25	35	LUX19800415	SCHLECK, Frank	シュレック・フランク	LUX		CST	4:09:49	6:20
26	73	JPN19730714	KANO, Tomoya	狩野　智也	JPN	9700539	SMN	4:09:49	6:20
27	42	SUI19810318	CANCELLARA, Fabian	カンチェラーラ・ファビアン	SUI		MAP	4:09:49	6:20
28	52	ITA19780108	BERTAGNOLLI, Leonardo	ベルタニョリ・レオナルド	ITA		SAE	4:09:49	6:20
29	125	JPN19670324	NISHITANI, Masashi	西谷　雅史	JPN	9702838	OEO	4:09:49	6:20
30	15	DEN19730917	CHRISTENSEN, Bekim	クリスチャンセン・ベキム	DEN		COA	4:09:49	6:20
31	4	ITA19791030	QUINZIATO, Manuel	クインツィアート・マニュエル	ITA		LAM	4:09:49	6:20
32	22	FRA19691018	LAMOUR, Claude	ラムール・クロード	FRA		COF	4:09:49	6:20
33	21	FRA19761029	CLAIN, Mederic	クレン・メデリク	FRA		COF	4:09:49	6:20
34	23	BEL19690127	FARAZIJN, Peter	ファラゼイン・ペーター	BEL		COF	4:09:49	6:20
35	34	DEN19750514	SORENSEN, Nicki	セレンセン・ニキ	DEN		CST	4:09:49	6:20
36	24	BEL19700303	PEERS, Chris	ピールス・クリス	BEL		COF	4:09:49	6:20
37	44	AU519791220	ROGERS, Michael	ロジャース・マイケル	AUS		MAP	4:09:49	6:20
38	11	GER19760417	SCHWEDA, Raphael	シュヴェダ・ラファエル	GER		COA	4:09:49	6:20
39	121	KAZ19781122	BAIGUDINOV, Kairat	バイグディノフ・カイラット	KAZ		OEO	4:09:49	6:20
40	13	ESP19720118	HERNANDEZ, Jaime	エルナンデス・ハイメ	ESP		COA	4:09:49	6:20
41	103	ITA19790601	RIBOLZI, Giuseppe	リボルツィ・ジュゼッペ	ITA		JUR	4:09:49	6:20
42	132	JPN19700508	HASHIKAWA, Ken	橋川　健	JPN	9702631	BST	4:12:05	8:36
-	61	JPN19730821	FUKUSHIMA, Koji	福島　康司	JPN	9800418	PCA	FAD	-
-	133	JPN19721023	OKADA, Tetsuya	岡田　哲也	JPN	9701314	BST	FAD	-
-	14	ESP19720927	CASERO, Angel	カセロ・アンヘル	ESP		COA	DNF	-
-	25	BEL19701216	PLANCKAERT, Jo	プランカート・ヨー	BEL		COF	DNF	-
-	32	DEN19730309	PIIL, Jakob	ピール・ヤコブ	DEN		CST	DNF	-
-	53	ITA19810919	CUNEGO, Damiano	クネゴ・ダミアーノ	ITA		SAE	DNF	-

〜〜〜

〜〜〜

-	75	JPN19750607	NODERA, Hidenori		JPN	9701438	SMN	DNF	-
-	64	JPN19760302	SHIRAKI, Masahiko		JPN	0100533	PCA	DNF	-

Number of starters: 74
Number finishing after the deadline: 2
Riders dropping out: 30

DNF=Did Not Finish=途中棄権
DNS=Did Not Start=不出走
FAD=Finised After the Deadline=制限時間切れ

6-3：トラック・レース・エントリ・リスト

COMMUNIQUE No. X

NAME OF EVENT / 大会名称 – Date / 期日

List of Participants / 参加者一覧表

Organiser/主催者:

No	氏名	Name	S	Team	UCI code	登録者連	L-No.	SP	TT	IP	KR	PR	SC	TS	TP
100	田中　雄介	TANAKA, Yusuke	M	日本体育大学	JPN19xxxxxx	秋田県	981135				X			X	
101	金子　沙織	KANEKO, Saori	F	日本体育大学	JPN19 xxxxxx	東京都	0210161	X	X						
102	加藤　尚恵	KATO, Hisae	F	日本体育大学	JPN19xxxxxx	埼玉県	0210151			X					
103	笠井　直樹	KASAI, Naoki	M	日本体育大学	JPN19xxxxxx	神奈川県	0210176					O			
104	田島　理江	TAJIMA, Rie	F	日本体育大学	JPN19xxxxxx	福島県	981184	X	X						
105	太田　晋悟	OTA, Shingo	M	日本体育大学	JPN19xxxxxx	神奈川県	0210050					O			
106	森　誠二	MORI, Seiji	M	日本大学	JPN19xxxxxx	山形県	970363								
107	津末　浩平	TSUSUE, Kohei	M	日本大学	JPN19xxxxxx	大分県	972601								
108	西谷　泰治	NISHITANI, Taiji	M	日本大学	JPN19xxxxxx	広島県	972345					X			
109	吉野　鉄平	YOSHINO, Tetpei	M	日本大学	JPN19xxxxxx	広島県	972366								X
110	圓谷　崇	TSUMURAYA, Takashi	M	日本大学	JPN19xxxxxx	福島県	970412								
111	井戸川　智則	IDOGAWA, Tomonori	M	日本大学	JPN19xxxxxx	福島県	981169	R			R				
112	小野寺　孝太	ONODERA, Kota	M	日本大学	JPN19xxxxxx	岩手県	970107								
113	小笠原　豪	OGASAWARA, Go	M	日本大学	JPN19xxxxxx	青森県	972652								
114	竹沢　浩司	TAKEZAWA, Koji	M	日本大学	JPN19xxxxxx	富山県	971276	X	X						
115	普久原　奨	FUKUHARA, Masaru	M	日本大学	JPN19xxxxxx	沖縄県	972623								
116	前田　吉昭	MAEDA, Yoshiaki	M	日本大学	JPN19xxxxxx	石川県	981517								
117	伊藤　太一	ITO, Taichi	M	日本大学	JPN19xxxxxx	山梨県	981438		X	X					
118	樫山　新太郎	KASHIYAMA, Shintaro	M	日本大学	JPN19xxxxxx	福岡県	990521	X	R						
119	明珍　多久雄	MYOCHIN, Takuo	M	日本大学	JPN19xxxxxx	福島県	981188			R		R			X
120	盛　一大	MORI, Kazuhiro	M	日本大学	JPN19xxxxxx	茨城県	981199								X

SP = Sprint
TT = Time Trial
IP = Individual Pursuit
KR = Keirin

PR = Points Race
SC = Scratch
TS = Team Sprint
TP = Team Pursuit

X = Participate
R = Reserve
O = Out of Competition

6-4：トラック・レース・順位表

COMMUNIQUE No. X

NAME OF EVENT / 大会名称 – Date / 期日

Race No. … Classification / 競技番号No. …･･順位

Organiser/主催者:

THE RESULT of A FINAL "Kilometer TIME TRIAL RACE"

Rank		#	N	氏名	Name	UCI code	大学名	所属	R-N	DN?	Time	Km/h
1	18	H	114	竹沢　浩司	TAKEZAWA, Koji	JPN19xxxxxx	日本大学	富山県	971276		1.07.734	53.15
2	17	B	186	川村　崇	KAWAMURA, Takashi	JPN19xxxxxx	早稲田大学	東京都	000919		1.08.027	52.92
3	11	B	117	伊藤　太一	ITO, Taichi	JPN19xxxxxx	日本大学	山梨県	981438		1.08.534	52.53
4	19	B	136	黒木　裕介	KUROKI, Yusuke	JPN19xxxxxx	法政大学	宮崎県	982139		1.08.868	52.27
5	17	H	92	小倉　知幸	OGURA, Tomoyuki	JPN19xxxxxx	東北学院大学	福島県	991542		1.09.623	51.71
6	18	B	89	牧野　真左彦	MAKINO, Masahiko	JPN19xxxxxx	東北学院大学	岐阜県	981608		1.09.624	51.71
7	15	B	209	吉井　淳	YOSHII, Atsushi	JPN19xxxxxx	関西大学	広島県	980304		1.10.433	51.11
8	16	H	140	佐野　伸弥	SANO, Shinya	JPN19xxxxxx	法政大学	岐阜県	981597		1.10.467	51.09
9	4	B	234	辻　龍一	TSUJI, Ryuichi	JPN19xxxxxx	京都産業大学	大阪府	991311		1.10.719	50.91
10	15	H	25	野口　智史	NOGUCHI, Satoshi	JPN19xxxxxx	順天堂大学	岐阜県	991252		1.10.922	50.76
11	14	B	73	丹沢　秀樹	TANZAWA, Hideki	JPN19xxxxxx	東京大学	東京都	981379		1.11.026	50.69
12	12	H	50	小林　彰夫	KOBAYASHI, Akio	JPN19xxxxxx	中央大学	福島県	001361		1.11.368	50.44
～～～												
～～～												
30	11	H	36	関根　浩三	SEKINE, Kozo	JPN19xxxxxx	信州大学	長野県	020207		1.16.537	47.04
31	6	H	20	高橋　基統	TAKAHASHI, Motonori	JPN19xxxxxx	札幌学院大学	宮城県	991519		1.16.875	46.83
-	2	H	37	伊藤　寛之	ITO, Hiroyuki	JPN19xxxxxx	信州大学	長野県	020206	DNS		
-	8	B	203	清水　都貴	SHIMIZU, Miyataka	JPN19xxxxxx	鹿屋体育大学	鹿児島県	980051	DNS		
-	10	H	75	吉田　曉弘	YOSHIDA, Akihiro	JPN19xxxxxx	東京大学	東京都	010123	DNS		
-	19	H	46	篠原　忍	SHINOHARA, Shinobu	JPN19xxxxxx	中央大学	群馬県	980395	DNS		

付 表 7 : サイクル・サッカーコミセールの合図

Picture 1 – Goal
写真1 - ゴール

Picture 2 - Advantage
写真2 - アドバンテージ

Picture 3 – Distance
写真3 - 距離

Picture 4 – Time wasting
写真図4 – 遅延行為

Picture 5 – Not valid goal
写真5 – 無効ゴール

Picture 6 – Time out
写真4 – タイムアウト

付 表 8：BMX用UCIランダム・スタート・ゲートのタイミングのリズム

A. スタートのケイデンス(リズム)

UCIスターティング・ケイデンスは，内蔵の遅延装置により自動的に，あるいはケイデンスの後半にスタートボタンを押すようにオペレータに要求することにより手動で使用できる.

一般にケイデンスは，「OKライダーズ， ランダム・スタート． ライダーズ・レディ? ウォッチ・ザ・ゲート」の決まり文句で構成されている. これにライト・ツリーの表示と同時に起こる4音が続き，最後の音と表示点灯と共にゲートが落ち始める.

「ゲート」の語の後，点灯と制御機による発音およびゲートの作動までに，0.1秒から2.7秒の間の遅延がある. この時間遅延は完全にランダムで制御機によりなされなければならず，競技者あるいはスタータに予測されてはならない. さらに，スタータは時間間隔に関しては管理や入力をするべきでない.

ケイデンスと独立した部分としての付加物は，オペレータによりゲートが起き上がるときに競技者に報せる警告音と，ケイデンスがオペレータにより中断されたときにスタート待機状態を解くよう競技者に報せる警告音である.

詳細としてケイデンスの構成は以下のとおり;

1. 「OKライダーズ， ランダム・スタート」1.5秒以内に発声される言葉として．自動モードでは，2番目の言葉の1組(セット)の前に1.8秒の間隔を置く.
2. 「ライダーズ・レディ? ウォッチ・ザ・ゲート」は2.0秒以内に発声される.
3. 2番目の言葉の1組(セット)が終了後，LEDが点灯しパルス音が起動するまでに，0.1秒から2.7秒のランダムな遅延が生じる. ランダムな遅延とパルス音は制御チップが発生し，したがってこれらはMP3ファイルには含まれない.
4. 632ヘルツのパルス音3回が鳴った後，2.25秒の長音が続く. 短いパルス音は60ミリ秒の長さで，60ミリ秒の間隔で鳴る. 4個のLED(赤，黄，黄そして緑)点灯は，各パルス音発生と正確に同調する.

- 赤灯が最初のパルス音と共に点灯する
- 1つ目の黄灯が2番目のパルス音と共に追加点灯する
- 2つ目の黄灯が3番目のパルス音と共に追加点灯する
- 緑灯が長音のパルス音と共に追加点灯する.

5. 緑灯点灯時に，ゲートを落とし開く信号が起動する. 全LEDは最後の長音が鳴り止むまで点灯し続け，その後消灯する.
6. パルス音連続の終了時に，次のスタートのためにゲートを起こすためにストップ・ボタンを押すようオペレータに警告するために，コントロール・ボックス上のLEDが点滅する.
   ストップ・ボタン押下により，ゲートを上げるソレノイド通電前に，1150ヘルツのパルス音が，0.25秒間隔で0.25秒の長さで， 5回鳴る.
7. 安全のため，連続動作中断のためにスタート・ボタンが押された後，ストップ・ボタン押下は随時(2番目の言葉の1組(セット)終了時まで)可能である.「スタンド・ダウン(スタート待機状態を解く)」音は，0.22秒の740ヘルツのパルス音に直接続く0.44秒の680ヘルツの音で構成され，ゲート作動中断時に鳴る.

スタート時の連続動作

順序	動作	時間
1	「OKライダーズ， ランダム・スタート」	1.50 秒
2	間隔(自動モード)	1.80 秒
3	「ライダーズ・レディ? ウォッチ・ザ・ゲート」	2.00 秒
4	ランダムな遅延	0.1 ～ 2.70 秒
5	632ヘルツの音 – 赤燈点灯	0.060 秒
6	間隔	0.060 秒
7	632ヘルツの音 – 黄燈点灯	0.060 秒
8	間隔	0.060 秒
9	632ヘルツの音 – 黄燈点灯	0.060 秒
10	間隔	0.060 秒
11	632ヘルツの音 – 緑燈点灯	2.25 秒

ゲート起動警告

順序	動作	時間
1	1音 (1150ヘルツ)	0.25 秒
2	間隔	0.25 秒
3	1音 (1150ヘルツ)	0.25 秒
4	間隔	0.25 秒
5	1音 (1150ヘルツ)	0.25 秒
6	間隔	0.25 秒
7	1音 (1150ヘルツ)	0.25 秒
8	間隔	0.25 秒
9	1音 (1150ヘルツ)	0.25 秒

中断・スタート待機状態解除

順序	動作	時間
1	1音 (740ヘルツ)	0.22 秒
2	1音 (680ヘルツ)	0.44 秒

ゲート下降速度

ゲートは平均速度を以って約0.310秒で直立位置から下降位置(角度90度)まで降りなければならない. +/- 7%の誤差は許容され， 最大範囲は0.289秒から0.331秒とする.

測定はUCI承認の，ProStuff 製SpeedMeter計時装置，あるいは同様の計時装置で行う.

付表9-1：シクロクロスのスタート・エリア

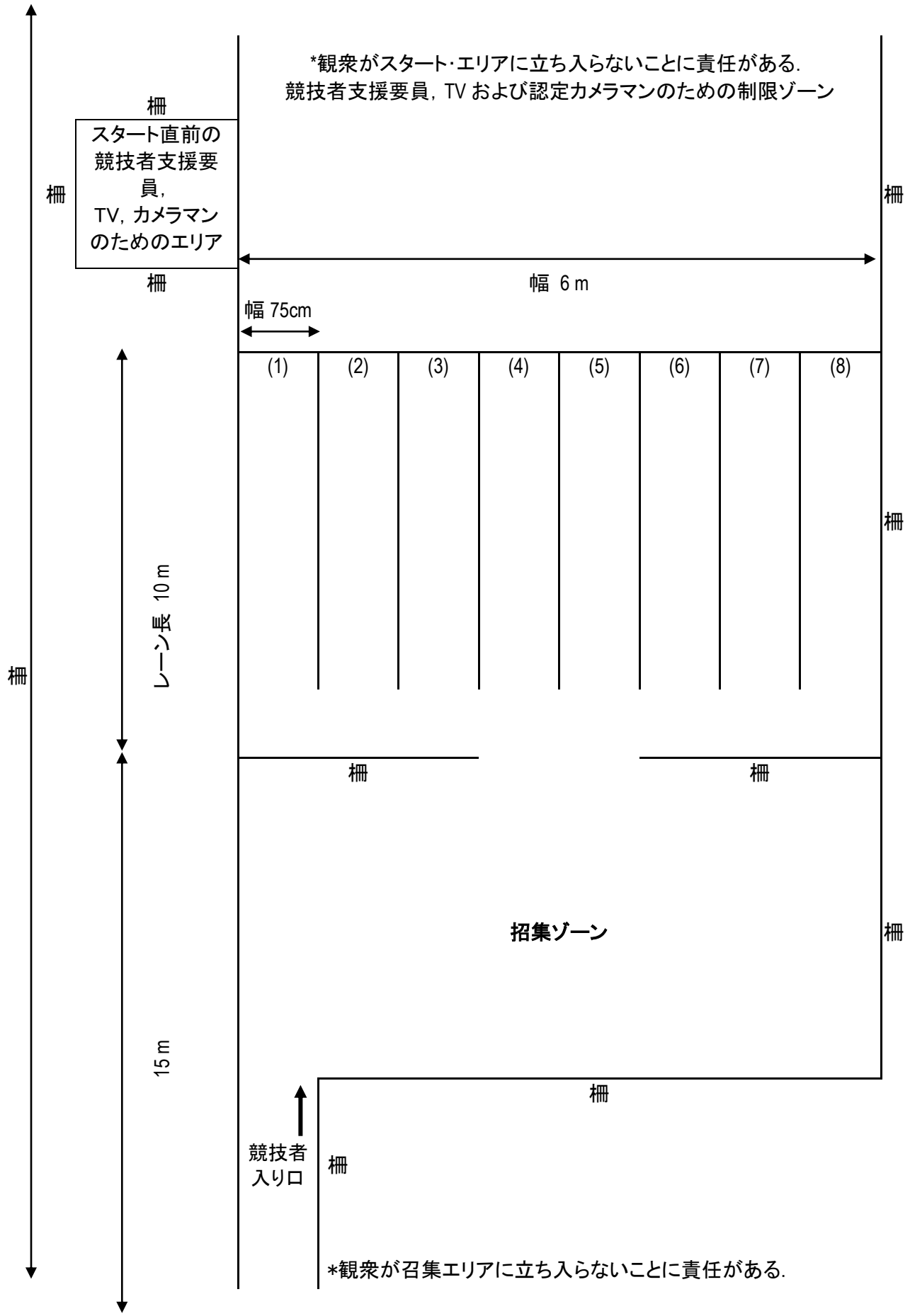

付表9-2：シクロクロスの補給ゾーン（ダブルピット）

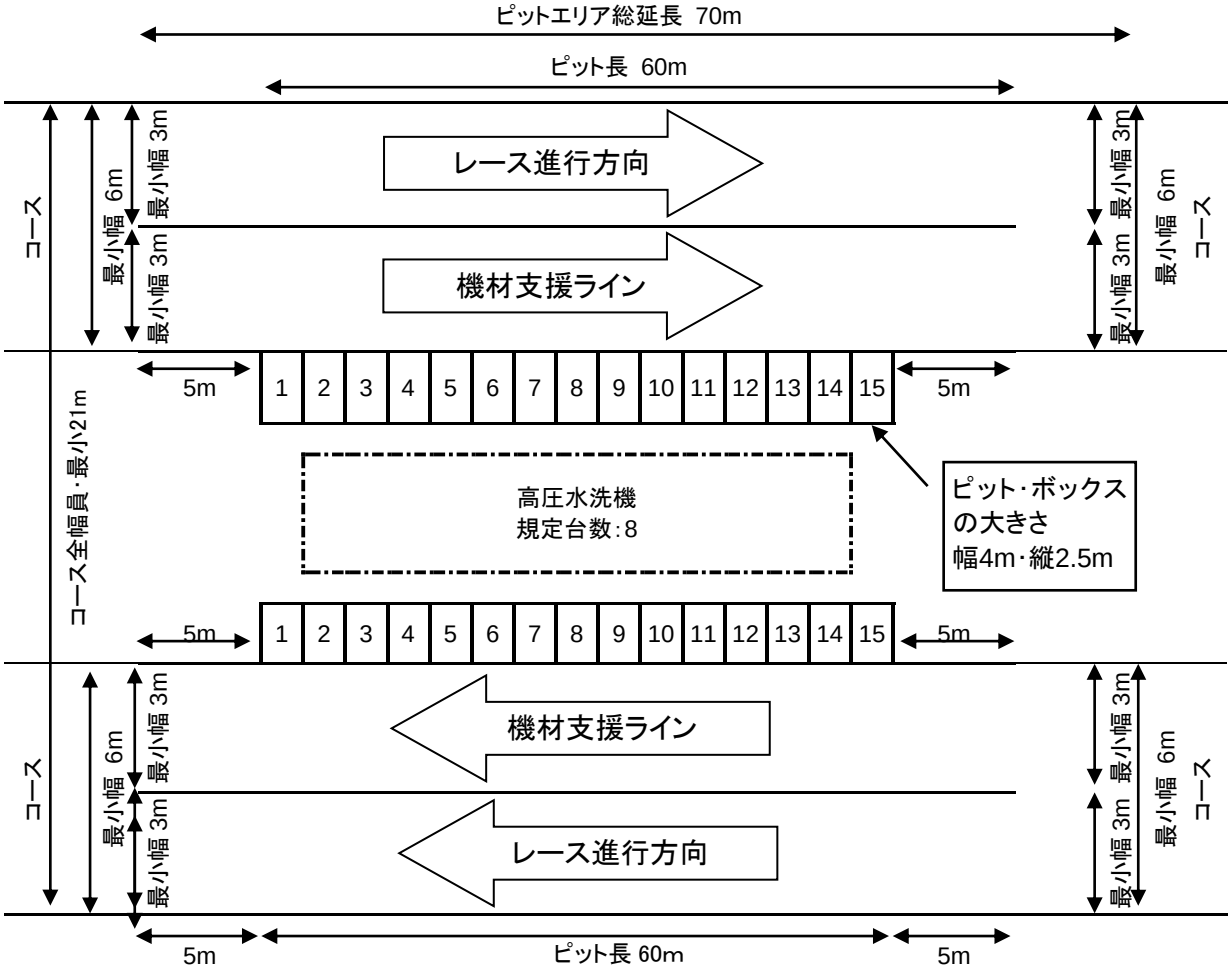

付表9-3：シクロクロスの補給ゾーン（シングルピット）

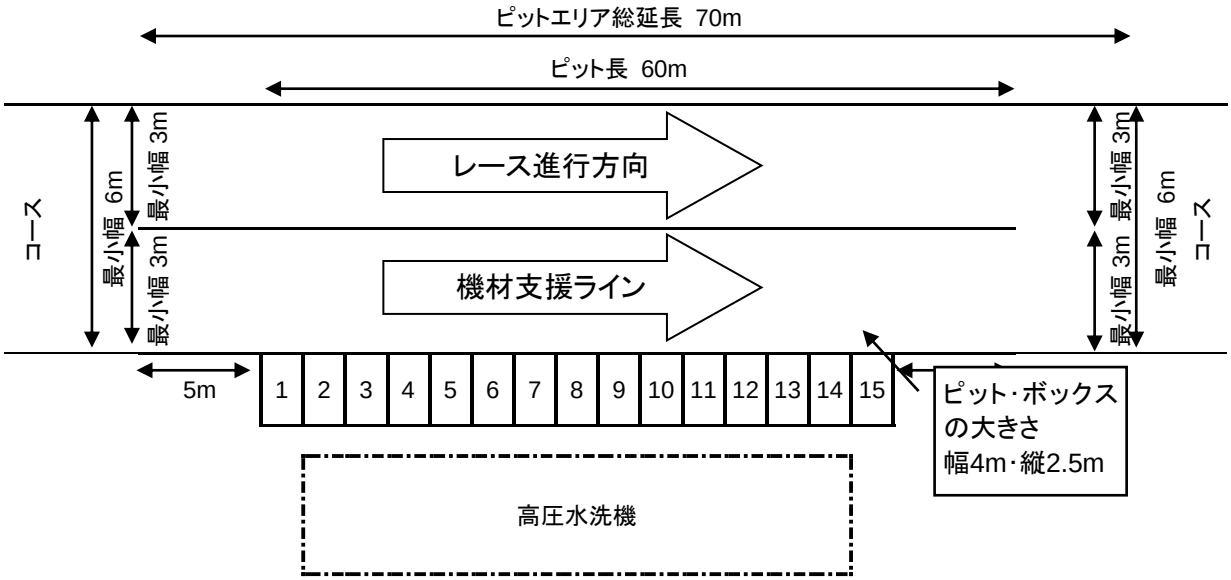

付 表 １０－１：アンチドーピング検査対象競技者の選定基準

◎アンチドーピング委員会が特に指示しない場合は以下の基準による.

1. ワンデイ･レース（すべての競技部門）

- **一般規則**
  1.優勝者
  2.DCOが無作為に選出した 2 名の競技者
- ハーフ･ステージ
  1.第 1 ハーフ･ステージの勝者
  2.第 2 ハーフ･ステージの勝者
  3.それぞれのハーフ･ステージについてDCOが無作為に選出した 1 名ずつの競技者
- チーム競技
  1.優勝チームからDCOが無作為に選出した 1 名の競技者
  2.他のすべてのチームからDCOが無作為に選出した 2 名の競技者

2. ステージ･レース（プロローグを含むすべての競技部門）

- 一般規則
  1.ステージの優勝者
  2.ステージ終了時の総合順位の首位の競技者
  3.DCOが無作為に選出した 2 名の競技者
- チーム･タイム･トライアルのステージ
  1.優勝チームからDCOが無作為に選出した 1 名の競技者
  2.ステージ終了時の総合順位首位の競技者
  3.他のすべてのチームからDCOが無作為に選出した 2 名の競技者
- **ハーフ･ステージ**
  1.第 1 ハーフ･ステージの優勝者
  2.第 2 ハーフ･ステージの優勝者
  3.第 2 ハーフ･ステージ終了時の総合順位首位の競技者

3. タイム･トライアルレース

- 個人
  1.上位 3 名の競技者
  2.DCOが無作為に選出した 2 名の競技者
- チーム
  1.優勝チームからDCOが無作為に選出した 1 名の競技者
  2.第2位のチームからDCOが無作為に選出した 1 名の競技者
  3.無作為に選出された 4 チームのそれぞれからDCOが無作為に選出した各 1 名の競技者

4. トラックレース（すべての競技種目）

- 個人
  1.優勝者
  2.DCOが無作為に選出した1名の競技者
- 団体
  1.優勝チームからDCOが無作為に選出した 1 名の競技者
  2.他のすべてのチームからDCOが無作為に選出した 1 名の競技者

付 表 １０－２：ドーピング･コントロール施設の器材･設備

ドーピング･コントロール施設は，検査実施を容易にするべく設備されなければならない．以下に示すリストは器材をすべて網羅してはいないが，最低限以下のものを含まなければならない：

【提供すべき器材】

- アンチドーピング･キット*と採取容器
- UCIアンチドーピング様式
- 手袋
- 暫定シール･キット
- 留保用プラスティック･バッグ
- 送付用包装キット
- 粘着テープ
- 封筒
- ひも
- はさみ
- 大量の飲料（レモネード，ミネラルウォータ等）

* 少なくとも2つのキットからの選択をできるように十分な数量.

【備品】

第 1 室 (20-25m^2)	・テーブル	2
	・椅子	8
	・冷蔵庫	1
	・ゴミ入れ	1
	・電話接続（電話とファックス）	1
第 2 室	・テーブル	2
	・椅子	3
	・便所 (WC)	
	・流し台，シャワー	
	・ゴミ入れ	1
	・タオルと石鹸	
	・換気設備または開放できる窓	

付 表 １０-３ : アンチドーピング検査用標準検査場所図面

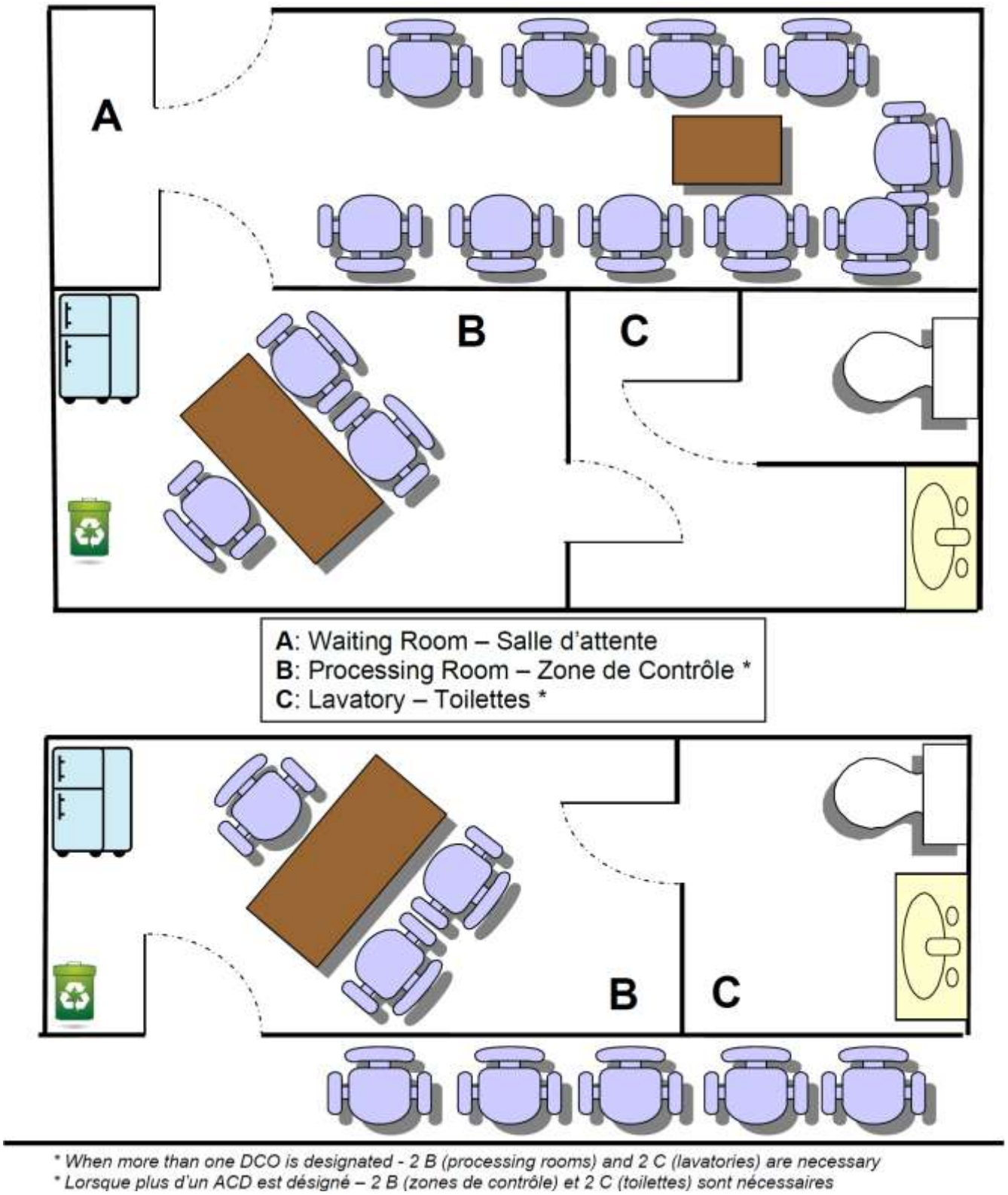

A : 待 機 室
B:検 査 室
C :トイレ

*2名 以 上 のDCOが指 名 されているとき, 二 つの待 機 室 と二 つの検 査 室 は必 須 である.

付 表 １０－４：UCIアンチドーピング規則下における国際水準の競技者のための聴聞会

1. UCI が，UCI アンチドーピング規則第 VII 章に記す結果管理過程後において，ライセンス所持者がアンチドーピング規則違反を犯したと断定し，これを JCF に通知し，制裁を科すよう要求された場合，ライセンス所持者がアンチドーピング規則違反を認め，制裁，結果および経費について UCI に同意したなら，この同意は UCI 聴聞パネルの決定に代えられ，聴聞パネルにおける過程は終結する．
   上記の同意がない場合，JCF は，理由と説明を聴聞するために当該ライセンス所持者を呼び出さなければならない．この召喚状は，UCI アンチドーピング規則条項 249 の UCI による要求書の受領から 2 就業日以内に送付しなければならない．
   (1) この召喚状は書留郵便にて送付しなければならない．これはライセンス所持者に対しての事件の性質を示さなければならない．この召喚状には，検査分析報告書の写しおよび UCI から JCF が受信した書類も添付しなければならない．これら同封物が欠けている場合，ライセンス所持者は遅滞なく JCF に通知しなければならない．
   (2) この召喚状はライセンス所持者に対する聴聞のための呼び出しの少なくとも 10 日前までに送付しなければならない．召喚状の写しは同時に UCI にも送付しなければならない．
   召喚状には聴聞の日時，場所を示さなければならない．
   (3) 関係当事者が不可抗力を立証できる場合を除き，聴聞会の延期は 1 回のみで，最大 8 日間とする．
   (4) ライセンス所持者は聴聞を放棄することもできる．この場合，その件の検討は書面にて実施する．

2. 被告側の権利
   (5) JCF の規則に従い，管轄権のある聴聞パネル（JCF においては審査委員会）により，ライセンス所持者は意見を聴聞され，その事件は調査される．
   (6) UCI アンチドーピング規則により，他の規則によらず，JCF 審査委員会は事件について聴取する．
   JCF が外部の聴聞パネルに事件を付託する時，この聴聞パネルは，事件の聴取を引き受けることにより，UCI アンチドーピング規則の適用を受け入れる．JCF は，外部の聴聞パネルが当アンチドーピング規則を順守することに責任がある．
   (7) 聴聞パネルにおける手続きは，以下の条項を考慮しつつ，聴聞パネルの手続き規則に従わなければならない．
   ① 聴聞パネルは公平で不偏でなければならない．
   ② ライセンス所持者は，審理記録の内容を閲覧する権利を有する．各当事者は，費用自己負担で，コピーを入手することができる．
   さらに，聴聞会の間に審理記録を閲覧することができる．
   ③ 当事者は，提出しようとするすべての陳述書および書類をできる限り早い機会に互いに提供し合う．当事者は同時に，UCI にもこれらの書類を送付しなければならず，これに違反した場合は最小 200 スイスフラン，最大 1,000 スイスフランの罰金を科される．
   ④ UCI はその件についての資料全体（聴聞会の議事録および当事者が提出した書類を含む）のコピーを要求することができる．聴聞機関または国内連盟が 1 週間以内にこの件の文書を UCI に提供しない場合，当該国内連盟は最小 5,000 スイスフラン，最大 10,000 スイスフランの罰金で制裁される．
   ⑤ UCI は，書面にてあるいは聴聞時にそれぞれの件において，意見を述べ，制裁を科す要求をすることができる．
   ⑥ UCI は，事件の完全なファイルを受領しその見解を出す前に聴聞が行なわれないよう，要請することができる．
   この場合において，UCI がその見解を出す前に聴聞が行なわれたなら，国内連盟は最小 5,000 スイスフラン，最大 10,000 スイスフランの罰金で制裁される．
   UCI がその見解を出さず，あるいはその権利を放棄する事実は，UCI の不服申立て権を制限するものではない．
   ⑦ その件の当事者のいずれかが要求した場合，あるいは，下記の者が自ら要求した場合には，下記の者の意見聴聞も行う：主催者が所属する国内連盟，分析を実施した分析機関，ドーピング・コントロール・オフィサー，メディカル・インスペクタ，証人および専門家証人．
   上記の者の審理への呼び出しと経費については，関係当事者が責任を有する．関係当事者は，同時に，他の当事者および聴聞パネルに通知を行う．
   ⑧ ライセンス所持者が特に要求しない限り，聴聞会は公開で行う．
   聴聞パネルの議長は，公共の利益の理由から，あるいは，プライバシー保護または医学上の守秘の見地から正当化される場合には，当然の権利として聴聞会の全体または一部の間，一般大衆の入室を禁

止することもできる.

⑨ 各当事者は，書面による許可の提示を条件として，資格を有する弁護士あるいは代理人を代理とする権利を有する．当事者は，当事者が選択する他のあらゆる者の補助を受けることができる.

⑩ 召喚された各当事者ならびにあらゆる証人および専門家証人を，電話あるいは書面提出による宣誓の聴聞パネルの裁量による受諾を条件として，聴聞しなければならない．ライセンス所持者は，最後に発言する権利を有する.

⑪ 召喚された当事者が出頭しない場合には，審議は当該当事者の欠席のまま進行する．この場合の決定は，当該当事者の正式な意見聴聞後に行われたものとみなされる.

⑫ ライセンス所持者が審理の言語の十分な知識がないと聴聞機関が判断した場合，ライセンス所持者は聴聞において通訳を使う権利を有する．聴聞パネルは通訳の身元と経費負担について決定する.

⑬ 各当事者は，証人と専門家のための通訳の費用について責任を持たなければならない.

(8) 聴聞パネルの決定

① 聴聞パネルによる決定には，召喚されたあるいは意見聴聞された当事者の身分情報を示し，手続きの簡単な要約を記載する.
決定には，決定を下した者の名前を示し，これらの者が署名する.

② 決定には，日付を入れ，理由を示す.
決定には，該当する場合，競技者の検体中に発見された，あるいは競技者が使用した禁止物質または禁止方法を示す.
決定には，ライセンス所持者に下された制裁を示し，資格停止期間の理由を説明しなければならない.
決定には，資格停止期間の開始日と期間，および暫定的資格停止と暫定的処置の期間の控除を示さなければならない．それにはまた，競技者が失格となった競技大会，金銭的制裁および費用も示さなければならない.

(9) 聴聞の費用

① UCI アンチドーピング規則条項 275 を条件とし，明白に正当化された決定がない場合，各当事者は生じた費用を負担しなければならない.

② ライセンス所持者がアンチドーピング規則違反に有罪と認められた場合，その者は下記を負担しなければならない：

1. 聴聞パネルの決定に従っての審理費用.
2. UCIによる結果の管理費用；より高額がUCIから請求され，聴聞機関に決定された場合を除いて，この費用は1000スイスフランとする．.
3. 当てはまる場合，B検体の分析費用．国内連盟は連帯して，あるいは個別にUCIに支払う責任を負う.

ライセンス所持者は，決定を受けない場合も，第2項と第3項の費用を負わなければならない．ライセンス所持者の無罪が宣言された場合には，決定中で指定された当事者が第2項の費用を負担する.

(10) 聴聞パネルの決定の通知

① 聴聞パネルの議長が署名した，決定の完全なコピー最少 1 部を，ライセンス所持者と UCI に送付しなければならない．これらのコピーは，決定日から 3 就業日以内に受取証明付き書留郵便で送付しなければならない．UCI は，決定文を，WADA およびライセンス所持者の国内アンチドーピング機関に送付しなければならない.

② 当条項の条件に従った決定の受領のみが，不服申立て期間を開始するものとする.

（国内レベルでの不服申立ての排除）

3. ライセンス所持者が所属する国内連盟の聴聞パネルが下した決定については，同じ国内連盟の範囲内では他の機関に（不服申立て委員会，裁判所等）不服申立てはできないものとする.

（UCIアンチドーピング規則下における国内水準のライセンス所持者）

(11) JCF は，UCI アンチドーピング規則条項 203 において付託される国内水準のライセンス所持者の聴聞を，第 99 条 26.および 27.の手続き上の要求に従って，実施するものとする.

(12) JCF は，聴聞過程の状況と発見について，内部的不服申立ておよび審査も含んで，常によく UCI に情報を伝えなければならない.
JCF は，すべての決定と不服申立て行為の写しを UCI に送付しなければならない.

(13) 聴聞過程の完了が不合理に遅れたとき，その遅延が JCF の内部的不服申立て過程の水準で，何の決定もなされず直接 CAS に不服申立てされるなら，UCI はその事件をスポーツ仲裁裁判所(CAS)からの 1 人の仲裁人に直接持っていくことを選択できる.

付 表 １０－５：UCIアンチドーピング規則における制裁措置要約

1. 個人競技結果の自動的失効

競技会時検査に関わるアンチドーピング規則の違反は，その競技における個人競技結果の自動的失効を招く.

個人記録における失格は，チーム結果，および/または個人ランキング，チーム・ランキングおよび国ランキングに，UCI規則に規定されるように影響を及ぼす.

2. アンチドーピング規則違反が発生した競技大会における結果の失効

(1) 下記についての違反である場合，すべての競技者の個人結果が失効する.

① 不当な改変を施し，または不当な改変を企てること
② 保有すること
③ 不正取引を実行すること
④ 投与・使用すること，または投与・使用を企てること
⑤ 上記の違反におけるすべての形の共犯関係に限定

(2) 違反が下記に関係する場合，次の場合を除いて，すべての競技者の結果が失効する. (i) 違反があった競技以前の競技会時における場合で，競技者（または共犯事件の場合他の競技者）が陰性結果であった場合，および (ii) 第i項の競技大会以前の競技会時の場合.

① 特定物質以外の，禁止物質または禁止方法の存在，使用または使用の企て
② 検体採取回避または検体採取の拒否
③ 競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する時を除いて，検体採取に服さないこと
④ 上記の違反におけるすべての形の共犯関係に限定

(3) 特定物質の存在，使用または使用の企てに関する違反の場合，違反があった競技以後の競技会時において獲得した競技者の結果は，これら結果が違反により影響を受けていなかったと間違いない場合を除いて，すべて失効する.

(4) 違反が検体採取を行わなかった場合で，競技者が重要な過失か怠慢でないと立証する場合，他の競技で競技者が得た結果は失効しない.

3. 禁止物質および禁止方法の存在，使用または使用の企て，または保有に関する資格停止

(1)「禁止物質，その代謝物またはマーカーの存在」,「禁止物質・禁止方法の使用，または使用の企て」，および「禁止物質または禁止方法の保有」の1回目の違反に対して課される資格停止の期間は，2年間とする.

(2) 上記(1)以外のアンチドーピング規則違反に関する資格停止期間は，下記のとおり:

①「検体採取の拒否・不出頭」または「ドーピング・コントロールの不当な改変または不当な改変の企て」に違反した場合，資格停止期間は，別に規定される資格停止期間の免除または短縮の条件，あるいは条資格停止期間の延長の条件に該当する場合を除いて，2年間とする.

②「不正取引または不正取引の企て」または「禁止物質・禁止方法の投与・使用または投与・使用の企て」に違反した場合，資格停止期間は，別に規定される資格停止期間の取消しまたは短縮の条件に該当する場合を除いて，最低4年間から最高で永久とする. 未成年を巻き込むアンチドーピング規則違反は，特に重大な違反であると見なされ，さらに競技者支援要員による違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には，当該競技者支援要員に対して永久資格停止が課されるものとする. さらに重大な違反がスポーツに関連しない法令違反にも及ぶ場合には，権限のある行政機関，専門機関または司法機関に対して報告が行われるものとする.

③「居場所情報未提出の違反および/または検査未了」の違反の場合，資格停止期間は，競技者の過誤の程度に基づき，最短1年間，最長2年間とする.

4. アンチドーピング規則に対する2回目の違反

2回目の違反 / 1回目の違反	RS	FFMT	NSF	St	AS	TRA
RS	1-4	2-4	2-4	4-6	8-10	10-永久
FFMT	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
NSF	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
St	2-4	6-8	6-8	8-永久	永久	永久
AS	4-5	10-永久	10-永久	永久	永久	永久
TRA	8-永久	永久	永久	永久	永久	永久

記号の説明

RS: 特定物質による短縮された制裁措置

FFMT: 居場所情報未提出または検査未了

NSF: 重大な過誤または過失がないことによる短縮された制裁措置

St: 条項3.(1)または3.(2)①による通常の制裁措置

AS: 加重制裁措置

TRA: 不正取引または不正取引の企て，および投与または投与の企て

5. 3回目のアンチドーピング規則違反

3回目のアンチドーピング規則違反は常に永久の資格停止となる．ただし，3回目のアンチドーピング規則違反が「特定物質」の資格停止期間の取消しまたは短縮の要件を満たす場合，または「居場所情報未提出および/または検査未了」に関するものである場合にはこの限りではない．上記ただし書きの場合には，資格停止期間は8年から永久とする．

注：それぞれの項について種々例外規定があるので，詳しくはUCIアンチドーピング規則・第Ｘ章を参照すること．

付表10-6：摂取医薬品リスト

LIST OF MEDICINES TAKEN

摂取医薬品リスト

(article 359 of the Anti-Doping Rules/JCF規則第99条31.**)**

Name of the race
競技大会名 _____ Country
国 _____

Date of the race
競技大会日付 _____

Team/Club
チーム/クラブ _____

The undersigned team / club doctor
署名したチーム/クラブの医師名/責任者 _____

Name and address
氏名と住所 _____

_____

declares that in the 72 hours prior to the start of the event the following riders* have taken medicines or undergone treatments as follows:

レースのスタート前 72 時間以内に，下記の競技者* が，以下に示す医薬品を摂取し，あるいは，下記の治療を受けたことを申告する:

Rider 競技者	Medicine or treatment (indicate dose and manufacturer) 医薬品または治療（用量および製造業者を示す）
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	
7.	
8.	
9.	
10.	

Date
日付 _____

Signature
署名 _____

* N.B. - All the riders of the team / club taking part in the event must be listed; where applicable indicate "none".

*注意：そのレースに参加するチーム／クラブのすべての競技者を列挙し，該当しない場合には，"none"（なし）と記載する.

付 表 １１ ：UCI規則1.3.023（JCF規則第16条3.（2）d. ②）に拠る適用免除報告書

INTERNATIONAL CYCLING UNION

EXEMPTION REPORT
IN ACCORDANCE WITH ARTICLE 1.3.023
条項 1.3.023 による適用免除報告

EVENT/大会名: …… **DATE/日付:** ……..

EXEMPTION INFORMATION: Only one box may be completed for each rider. Exemption information can only be given for the saddle position or the advanced position of the handlebar extension, not both.

適用免除情報: 各競技者につき一つの欄のみ記入してよい．適用免除情報は，サドル位置 または ハンドルバー･エクステンションの前進位置のいずれかに与えられ，両方には与えられない．

POSITION OF SADDLE サドル位置 Min. 最後退位置 - 5 cm/4/3/2/1/0	Rider's surname and first name: 競技者氏名:	ADVANCED POSITION 前進位置 Max. 最前進位置 + 75 cm/76/77/78/79/80
	……	
	……	
	……	
	……	
	……	
	……	
	……	
	……	
	……	

TEAM / チーム名: ……

Directeur Sportif / チーム監督: ……

Signature / 署名: ……

This document must be returned, duly completed by the Directeur Sportif, to the President of the Commissaires' Panel at the Directeurs Sportifs' meeting.
チーム監督は，この書類に完全記入し，チーム監督会議時に，チーフ･コミセールに提出しなければならない．

Thank you for your co-operation.
ご協力に感謝します

President of the Commissaires' Panel / *チーフ･コミセール*: ……

Signature / 署名: ……

付 表 １２：トラック･レース違反行為に関する用語表（英-和）

A	WARNING 警告	B	FINE 罰金	C	RELEGATION 降格	D	DISQUALIFICATION 失格

MOVEMENTS OF RIDERS ON THE TRACK
トラック上での競技者の行動

1	**for not holding his/her line during the final sprint/** ファイナル･スプリントにおいて自身のラインを保持しない
2	**for riding on the blue band during the sprint** スプリントにおいてブルーバンド上を走行する
3	**for deliberately riding on the blue band during the race** レース中，ブルーバンド上を故意に走行する
4	**for not having held his/her line during the last 200 mtrs of the race** レース最後の 200 メートルで，自身のラインを保持しない
5	**for irregular movement to prevent his opponent from passing** 相手競技者の追越しを妨げるための反則的な動き
6	**for dangerous riding in the final bend** 最終コーナーでの危険な走行
7	**for dangerous riding during the race** レース中の危険な走行
8	**for entering the sprinter's lane when the opponent was already there** 相手競技者がすでにスプリンター･レーンにいるときに，スプリンター･レーンに進入した
9	**for moving down towards the inside of the track when a rival was already there** 対戦者が既にトラックの内側にいるときに，そこへ降りていった
10	**for moving down towards the inside of the track and forcing other competitor off the track** トラックの内側に降りていき，他の競技者を走路外へ押し出した
11	**for crowding his/her opponent with the intention of causing him to slow down** 相手競技者を減速させる意図をもって，押し込んだ
12	**for moving outward with the intention of forcing the opponent to go up** 相手競技者を強制的に上へ押し上げることを意図し，外側へ動いた
13	**for going down too quickly after overtaking his/her opponent** 相手競技者を追い抜いた後，過早に前に入り込んだ
14	**for deliberate and flagrant fault against...** . . . . . に対する故意，またはあからさまな違反
15	**for causing the crash of his/her opponent** 相手競技者の落車の原因となった
16	**for having blocked an opponent** 相手競技者の走行をブロックした
21	**for pushing his/her rival** 相手競技者を押した

BEHAVIOUR
態度・行動

17	**for being late at the start-line** スタートラインへつくのが遅れた
19	**for incorrect gestures** 妥当でない身振り
20	**for incorrect behaviour** 妥当でない行為
23	**for incorrect behaviour or disrespect towards an official** 役員に対しての妥当でない行為あるいは非礼
27	**for protest with hands off handlebar** 抗議のためにハンドルバーから手を離した
30	**for ignoring commissaires instructions to leave track after being overlapped** 周回遅れによりトラックを離れるようにとのコミセールの指示を無視する
31	**for failure to obey commissaires instructions** コミセールの指示に従わない
32	**for failing to maintain proper control of the bicycle** 自転車の適切なコントロールを維持しない
33	**for taking off their helmet when on the track after passing the finish line** トラックの上でフィニッシュライン通過後にヘルメットを脱ぐ

RACE NUMBER
レース・ナンバー

18	**for wearing only one number** ボディ・ナンバーを 1 枚のみ付けた
24	**for folding or mutilating the race number** ボディ・ナンバーを折りたたんだり，切ったりした

ADVERTISING
広告

22	**for improper attire/advertising during the protocol ceremony** 公式式典中の不適切な服装/広告
25	**for improper advertising on national jersey or short** ナショナル・ジャージやパンツに不適当な広告がついていること

SPARE MATERIAL
予備器材

29	**for not being ready with extra wheels or other equipement at the start ′** スタート時に予備車輪や他の器材を準備しなかった

INTERVENTION OF STAFF
スタッフの介入

28	**for using two persons to give information to the team / rider** チーム/競技者へ情報を伝えるために 2 人の人を使った

ABSENCES
欠場

26	**qualified to.....but did not start without justification** .....に参加資格を得たが，正当な理由なくスタートしなかった

付 表 １３：ロード･レースにおける無線通話要領

自転車競技のレース車列内での役割のためにラジオ･ツアーを使わなければならない個々の者たちのために，**強い規律が常に必要とされる**．さらに，ラジオツアー･マイクロフォンの使用に当たって円滑な通話を行うために，自信を持っている送話者にとってさえ**いささかの量の練習**が必要である．優良な**ラジオ･ツアー使用者**，特にラジオ･ツアー･アナウンサーは，以下に掲げる規則と原則に従わなければならない．

▶ マイクロフォンの使用に関して，下記について注意する：

- スタート前に，**動作試験**をして，器材の働きを確認する．
- 仕事に注目： いつでも話に割り込む用意をする．
- **明瞭に発音**；**ゆっくり**，**一定の声**で話す．
- **公式言語を正しく使用する．**
- 常に**送信中の発言を尊重する**．絶対的な緊急事態に直面しない限り，たとえ他の送話者が異なる周波数を使っているとしても，もう1人が送信している限り，話さないことが好ましい．
- **話し始める前**に，発話の最初の単語が聞こえないことがないように，**マイクロフォンのスイッチを入れる**．送信システムが中継器を介している場合は，話し始める前に最少1秒待つこと．
- **正しい位置にマイクロフォンを保持する**こと（技術スタッフに助言を求めること）．
- 雑音を抑えるために，**正しい距離**に(+/- 5 cm)**マイクロフォンを位置**させること．
- **2人の個人間**で通信するとき，下記の手順を踏むこと；
  1. 呼び出しを行う者が発信するとき，彼自身の識別を明らかにする；
  2. 彼は他者を呼び，後者からの受信確認を待つ；
  3. 呼び出し者は**メッセージを伝える**（尊重されるべき，メッセージの形式と内容に関する原則は，以後に詳述される）；
  4. 絶対に必要なことだけに**発言を制限**する．メッセージが長い場合，緊急メッセージのための他者が割り込めるよう，いくつかの中断をおく．

▶ **メッセージ**に関して，下記について注意する：

- 常に**丁寧**であること．
- **必要あるいは適当なとき**にのみ話すこと．
- **何が必要不可欠で，何が余分であるかの区別をする**．
- 下記の質問を自身に問うことにより，**発言を用意する**こと：
  1. 何を自分は話そうとするのか？
  2. **誰に対する**メッセージか，その結果として，**どの周波数**で発信するべきか?
  3. その**周波数は**占有されていず，**使用できる**か?

付 表 １４：ロード･レースにおけるタイム･キーパーの業務

プロローグ / タイムトライアル計時作業要領

1. ☐ DNS 競技者を確認する.
2. ☐ 正しい順でスタートしたかを確認する.
3. ☐ 不正スタートがあった場合，確認･記録する.
4. ☐ フィニッシュ順を確認し，スタート順と異なる場合はマークする.
5. ☐ フィニッシュ･タイムを計時･記録する.
6. ☐ DNF 競技者を確認する.
7. ☐ 完走タイムを計算する.
8. ☐ タイム･ペナルティがある場合は加算する.
9. ☐ 個人区間順位を作成する.
10. ☐ 個人区間順位により，スプリント賞のポイントを計算する.
11. ☐ 個人総合時間を計算する.
12. ☐ 個人総合時間順位を作成する.
13. ☐ チームごとに上位 3 競技者の「順位」と「タイム」を抽出する.
14. ☐ チーム区間時間を計算する.
15. ☐ 順位（チーム区間）をつける.
16. ☐ フィニッシュ順を加えて，スプリント賞のポイントを計算する. (過去ステージ未完走者を除外する)
17. ☐ 第 1 位者の平均速度を算出する.
18. ☐ チームカー序列を作成する.

集団スタート･ロードレース / ステージ計時作業要領

スタート前

1. ☐ DNS 競技者を確認する.
2. ☐ 過去ステージで失格になりながら，特例で競技を継続している競技者を確認･マークする.

競技中

3. ☐ 中間スプリント，山岳賞地点の通過順位を確認･記録する.
4. ☐ 毎時の通過距離を記録する.
5. ☐ 周回コースの場合は，毎周回のタイムと集団間隔を記録する.
6. ☐ DNF 競技者を確認する.
7. ☐ スプリント賞のポイントを計算する.
8. ☐ 山岳賞のポイントを計算する. (過去ステージ未完走者を除外する)
9. ☐ フィニッシュ･タイムを，集団ごとに，サグワゴン到着まで，計時･記録する.

フィニッシュ後

10. ☐ フィニッシュ順を加えて，スプリント賞のポイントを計算する. (過去ステージ未完走者を除外する)
11. ☐ 個人順位と個人タイムを確定する.
12. ☐ 区間第 1 位者の平均速度を算出する.
13. ☐ 個人総合時間を計算する.
14. ☐ 個人総合時間順位を作成する.
15. ☐ 個人総合第 1 位者の通算平均速度を算出する.
16. ☐ ボーナス･タイムを個人総合時間から減算する.
17. ☐ タイム･ペナルティがある場合は個人総合時間に加算する.
18. ☐ チームごとに上位 3 競技者の「順位」と「タイム（ボーナスとペナルティは含まない）」を抽出する.
19. ☐ チーム区間時間を計算する.
20. ☐ チーム区間順位を作成する.
21. ☐ チーム区間時間を積算して，チーム総合時間を算出する.
22. ☐ チーム総合順位を作成する.
23. ☐ チームカー序列を作成する.

付 表 １５Ａ：マウンテンバイク – エリミネイター(XCE)の組合せ(36競技者)

ROUND 1

QR	Bib	Heat 1	Rank
1.	1		
12.	12		
13.	13		
24.	24		
25.	25		
36.	36		

QR	Bib	Heat 2	
6.	6		
7.	7		
18.	18		
19.	19		
30.	30		
31.	31		

QR	Bib	Heat 3	Rank
3.	3		
10.	10		
15.	15		
22.	22		
27.	27		
34.	34		

QR	Bib	Heat 4	Rank
4.	4		
9.	9		
16.	16		
21.	21		
28.	28		
33.	33		

QR	Bib	Heat 5	Rank
2.	2		
11.	11		
14.	14		
23.	23		
26.	26		
35.	35		

QR	Bib	Heat 6	Rank
5.	5		
8.	8		
17.	17		
20.	20		
29.	29		
32.	32		

1/2 FINALS

	Bib	Semi Final 1	Rank
Heat 1 > 1.			
Heat 1 > 2.			
Heat 2 > 1.			
Heat 2 > 2.			
Heat 3 > 1.			
Heat 3 > 2.			

	Bib	Small Final	Rank
Semi Final 1 > 4.			
Semi Final 1 > 5.			
Semi Final 1 > 6.			
Semi Final 2 > 4.			
Semi Final 2 > 5.			
Semi Final 2 > 6.			

	Bib	Big Final	Rank
Semi Final 1 > 1.			
Semi Final 1 > 2.			
Semi Final 1 > 3.			
Semi Final 2 > 1.			
Semi Final 2 > 2.			
Semi Final 2 > 3.			

	Bib	Semi Final 2	Rank
Heat 4 > 1.			
Heat 4 > 2.			
Heat 5 > 1.			
Heat 5 > 2.			
Heat 6 > 1.			
Heat 6 > 2.			

Notes / 注

- If fewer than 18 riders are ranked in the qualifying round (QR), the first round will be the 1/2 finals: Semi Final 1> Bib 1-3-6-7-10-12, Semi Final 2> Bib 2-4-5-8-9-11
- The competitiion shall not be held if fewer than 12 riders are entered for the qualifying round.
- 予選ラウンド(QR)において順位付けられた競技者が18名に満たない時，第1ラウンドは1/2決勝となる.
  1/2決勝第1組 > レース･ナンバー：1-3-6-7-10-12，1/2決勝第2組 > レース･ナンバー：2-4-5-8-9-11
- 予選ラウンドへのエントリが12名に満たない時,競技は実施されない.

付 表 １５Ｂ：マウンテンバイク – エリミネイター(XCE)の組合せ(32競技者)

1/8 FINALS

QR	Bib	Heat 1	Rank
1.	1		
16.	15		
17.	17		
32.	32		

QR	Bib	Heat 2	
8.	8		
9.	9		
24.	24		
25.	25		

QR	Bib	Heat 3	Rank
4.	4		
13.	13		
20.	20		
29.	29		

QR	Bib	Heat 4	Rank
5.	5		
12.	12		
21.	21		
28.	28		

QR	Bib	Heat 5	Rank
2.	2		
15.	15		
18.	18		
31.	31		

QR	Bib	Heat 6	Rank
7.	7		
10.	10		
23.	23		
26.	26		

QR	Bib	Heat 7	Rank
3.	3		
14.	14		
19.	19		
30.	30		

QR	Bib	Heat 8	Rank
6.	6		
11.	11		
22.	22		
27.	27		

1/4 FINALS

	Bib	Heat 9	Rank
Heat 1 > 1.			
Heat 1 > 2.			
Heat 2 > 1.			
Heat 2 > 2.			

	Bib	Heat 10	Rank
Heat 3 > 1.			
Heat 3 > 2.			
Heat 4 > 1.			
Heat 4 > 2.			

	Bib	Heat 11	Rank
Heat 5 > 1.			
Heat 5 > 2.			
Heat 6 > 1.			
Heat 6 > 2.			

	Bib	Heat 12	Rank
Heat 7 > 1.			
Heat 7 > 2.			
Heat 8 > 1.			
Heat 8 > 2.			

1/2 FINALS

	Bib	Small Final 1	Rank
Heat 9 > 1.			
Heat 9 > 2.			
Heat 10 > 1.			
Heat 10 > 2.			

	Bib	Small Final 2	Rank
Heat 11 > 1.			
Heat 11 > 2.			
Heat 12 > 1.			
Heat 12 > 2.			

FINALS

	Bib	Small Final	Rank
Semi Final 1 > 3.			
Semi Final 1 > 4.			
Semi Final 2 > 3.			
Semi Final 2 > 4.			

	Bib	Big Final	Rank
Semi Final 1 > 1.			
Semi Final 1 > 2.			
Semi Final 2 > 1.			
Semi Final 2 > 2.			

Notes / 注

- If fewer than 24 riders are ranked in the qualifying round (QR), the first round will be the 1/4 finals:
  Heat 1> Bib 1-8-9-16, Heat 2> Bib 4-5-12-13, Heat 3> Bib 2-7-10-15, Heat 4> Bib 3-6-11-14
- The competitiion shall not be held if fewer than 12 riders are entered for the qualifying round.
- 予選ラウンド(QR)において順位付けられた競技者が24名に満たない時，第1ラウンドは1/4決勝となる.
  第1組 > レース･ナンバー:1-8-9-16，第2組 > レース･ナンバー:4-5-12-13，第3組 > レース･ナンバー:2-7-10-15，第4組 > レース･ナンバー:3-6-11-14
- 予選ラウンドへのエントリが12名に満たない時,競技は実施されない.

付 表 １６：落車時の救護活動/ Blueprint of intervention if there is a fall

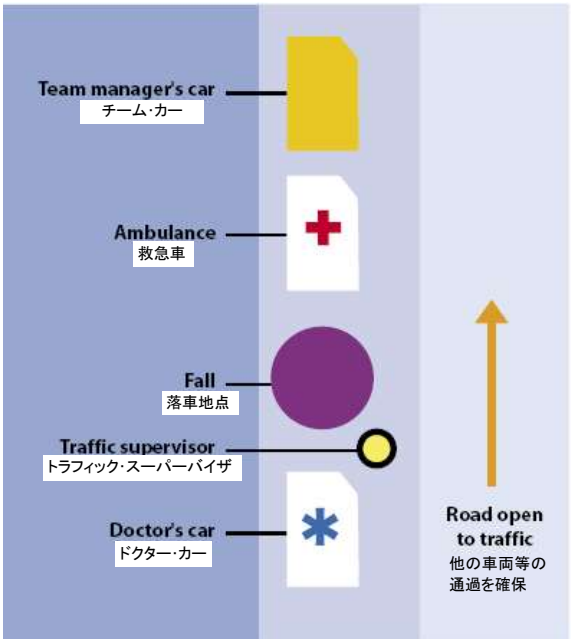

- the doctor's car, which is close to the event or race manager's vehicle, stops behind the place of the fall on the side of the road
  大会またはレース監督車の直近のドクター･カーは，落車地点直後の路側に停車する
- the doctor gets out of the vehicle as soon as possible
  医師は可及的速やかに車外に出る
- the driver walks towards the place of the fall to help the doctor and take instructions:
  運転士は，医師を助け，指示に取り掛かるために，落車地点方向に歩く:

  - radio call to an ambulance,
    救急車の無線呼出し
  - call to the event manager,
    大会監督の呼出し，
  - call to an emergency service (Samu, fire-fighters,...)
    緊急サービスの呼出し（救急医療サービス機関，消防署等）

    or to assist race vehicles to pass
    あるいはレース車両の通過を助ける
- the ambulance will stop ahead of the fall, close to the rider to be evacuated, taking care not to block the traffic if the race is not stopped
  救急車は，レースが中断していない場合には交通を妨害しないように気をつけながら，搬送すべき競技者近くの落車地点の前方で停車する.
- the team manager's vehicle will stop ahead of the ambulance
  チームカーは救急車の前方に停車する
- whatever race personnel are there must assist, prevent the place of the fall from being invaded, and protect the work of the medical staff (ask the public and the press to keep at a distance, help to put up a blanket to make a screen,...).
  その場のレース関係者は，落車地点が他者に侵入されることから防ぎ，医事スタッフの仕事を守る助力をしなければならない（観客と報道に距離を置くように依頼し，目隠しとして毛布を広げるなど，･･･）.

To intervene in a coordinated way, the information relayed on the Race Radio must be swift, clear and precise. To ensure this, the presence and role of the traffic supervisor is of great importance in this case.
協調的に措置できるように，レース･ラジオで交信される情報は迅速，明確，正確でなければならない．これを確かなものとするため，この件についてトラフィック･スーパーバイザの存在と任務は非常に重要である.

付 表 １７：パラサイクリング標準パフォーマンス係数表

区分C

C5	男子	100.00%									
C4	男子	98.57%	100.00%								
C3	男子	93.36%	94.71%	100.00%							
C2	男子	89.49%	90.79%	95.85%	100.00%						
C5	女子	87.71%	88.98%	93.95%	98.01%	100.00%					
C4	女子	86.46%	87.71%	92.60%	96.61%	98.57%	100.00%				
C1	男子	84.02%	85.24%	90.00%	93.89%	95.79%	97.18%	100.00%			
C3	女子	81.89%	83.07%	87.71%	91.50%	93.36%	94.71%	97.46%	100.00%		
C2	女子	78.49%	79.63%	84.07%	87.71%	89.49%	90.79%	93.42%	95.85%	100.00%	
C1	女子	73.69%	74.76%	78.94%	82.35%	84.02%	85.24%	87.71%	90.00%	93.89%	100.00%

区分H

H5	男子	100.00%									
H4	男子	100.00%	100.00%								
H3	男子	97.25%	97.25%	100.00%							
H5	女子	87.71%	87.71%	90.19%	100.00%						
H4	女子	87.71%	87.71%	90.19%	100.00%	100.00%					
H3	女子	85.30%	85.30%	87.71%	97.25%	97.25%	100.00%				
H2	男子	77.72%	77.72%	79.40%	88.04%	88.04%	90.53%	100.00%			
H2	女子	67.73%	67.73%	69.64%	77.72%	77.72%	79.40%	87.71%	100.00%		
H1	男子	56.64%	56.64%	58.24%	64.58%	64.58%	66.40%	73.35%	83.63%	100.00%	
H1	女子	49.68%	49.68%	51.08%	56.64%	56.64%	58.24%	64.34%	73.35%	87.71%	100.00%

区分T

T2	男子	100.00%			
T2	女子	87.71%	100.00%		
T1	男子	83.41%	95.10%	100.00%	
T1	女子	73.16%	83.41%	87.71%	100.00%

区分B

B	男子	100.00%	
B	女子	87.71%	100.00%

付表18：スティル・カメラマンのためのガイドライン

スティル・カメラ・モト（モト＝モーターサイクル）はスタート・ラインの直前に駐車する.

スティル・カメラマンは，ステージ/日付とモトの番号を記した証明書を発行される．カメラマンはこれをスタート・ラインの直前でモトとともに待機するモト・ライダーに提示しなければならない.

あなたの要件を示すため，スタートの少なくとも30分前に彼に会うこと.

制限速度，都市部では時速50km～80km，最高100km.

後席搭乗者は重いカメラ機材を持ち，モト用ウェアは着用しないのが普通である.

道路の専有使用はないので，警察からの完全交通規制ではない護衛を得つつ，交通規則に従うことを保証する.

モーターサイクルに後ろ向きに着座することは法律に反する.

モーターサイクル上でビデオ・カメラを使用することは厳禁される.

レース中モーターサイクル上ではカメラマン用ビブの着用は必須である.

カメラマン用ビブあるいは証明タグの交換または使いまわしは厳禁される.

スティル・カメラ・モトは，カメラマンを乗せないで動き回ることは許されない.

スティル・カメラ・モトの台数は1台または可能ならば10台までに制限される.

モト・ライダーはモト同士が前方で集団とならないことを保証しなければならず，いかなるモト集団もチーフ・コミセール車の後方，競技者の後方にいなければならず，一時に1台のみ前方に移動できる.

どのモーターサイクルも，競技者の直前を先行したり，あるいは競技者の後方を走行してコミセールの視界を妨げてはならない.

集団に呼ばれたチームカーの動きや，レース・マーシャル/警察車両の追抜きを妨げないよう注意しつつ，チーフ・コミセール車の後方で一列に走行すること.

すべてのモーターサイクルは，レース中は常に調整にあたるチーフ・コミセールおよびレース・ディレクタの両方の監督下にある.

いかなるモーターサイクルも，逃げ競技者と主集団の間隔が30秒以下の場合その間にいることは許されない.

できれば2秒を目安として，車両との間に安全間隔を保つこと.

毎日スタート前にレース・マニュアルをチェックし，ステージ終了時の迂回路，駐車場の位置を確認すること.

すべてのスティル・カメラ・モトは常に使用可能なレース無線機を装備しなければならず，使用可能であるよう整備し確認することはモト・ライダーの責任とする.

レース・ディレクタ/コミセールの許可なく集団あるいは逃げ競技者を追抜くことは禁止される.

プレス・カー内から写真を撮ること，あるいは動画を撮ることは禁止される.

スティル・カメラ・モトは，決してレースを妨げないよう，スリップ・ストリーム効果を与えないよう注意しつつ，その仕事を続けなければならない．カメラマンが撮影する時以外は，モトは競技者の前方あるいはその近くに長く留まってはならない.

レースのどのような場合においてもモーターサイクル1台のみでなければならず，集団が合併したり2台のモトが出会ったりした場合，1台は直ちに引き下がらなければならない．TVはライブで撮れるよう，常に優先される.

レース前方を走行する場合は，警察指揮車とレース・ディレクタの先導車との間ではなく，警察指揮車の前方を走行されたい．これら2台の車両間では良好な視界が必要である.

TVモトがいる時，それらのモト・ライダーは膝を振ることによりあなたの存在を認めるだろう．それに応じて，あなたスティル・カメラマンが仕事をすることができるよう，彼はより広い視界のために引き下がるだろう．急ぐこと，そうすればこれをしばしば繰り返すことができる.

禁止事項!!

スプリントまで1km以内，登坂の最後の1kmあるいは補給ゾーン内のすべての場所では，写真のために競技者を追抜き，追越しすることは禁止する.

最後の10kmを過ぎてからは主集団を追越すことは許可されない.

登坂でのフィニッシュのステージでは例外としてこの距離は3kmとされ，さらに主集団ではなくステージ首位者に関連する. この距離内で後方についたいかなるスティル･カメラ･モトも，最後尾のチームカーの後方に位置を取り，指示に従ってコース外に出なければならない.

長い降坂において報道モトは，降坂が終わるまで最後尾のチームカーの後方に位置を取るよう勧告される.

コミセールにより追越しをしないよう指示される時，コミセールは前方の危険あるいは長く曲がりくねった道を示すロード･ブックを持っている.

テレビがライブになるとき，決してテレビカメラ･モトとその競技者への視界の間で運転しないこと.

モト･ライダーは集団と一緒になろうと試みてはならず，競技者がコーナーで最短距離を取れるよう，常に広い側に通過できる余地を残すよう試みること.

ステージの終わりにあたり，モーターサイクルは迂回路に従ってレース･コースを離れ，フィニッシュ後方の並行路を通ること. フィニッシュ･ラインへ行くための柵の隙間がある表彰台後方でカメラマンを下すこと.

カメラマンは実際のフィニッシュ･ライン後方からカメラマン･ラインに至ること. フィニッシュあるいはフォト･フィニッシュ･エリアを通行してはならない.

安全な撮影のためのヒント

前方に出て走行するモト･ライダーは，乗せているカメラマンの便宜のために減速してはならない. これは競技者の追走を許すことになるので，よい対処としては停止し，路外に出て，後方に下がってからコミセールに追越して撮影する許可を求める.

モト･ライダーは確実に一定の速度を保つこと. しかし競技者に近づきすぎない（約3.5m～4.5m）こと. カメラマンが撮影したなら，他のカメラマンが仕事できるよう直ちに集団を追越し，必要に応じて繰り返すこと.

モーターサイクルに乗ったカメラマンが後方あるいは側方から映像を撮ろうと思う時，集団を追越しながらの撮影は，道幅が十分広い時に限られる. 前方からの撮影は制限され，かつ専門的技術によりなされる.

スプリント･フィニッシュ時に集団落車が起きた時，カメラマンはフィニッシュ･ラインからそこに走っていくことを制限される. すべての集団の安全なフィニッシュを待つことが優先される.

レース中の落車の場合，落車場所に近づく必要のあろうチームカーあるいは救急車の障害とならないよう，モト･ライダーは停止には注意しなければならない.

カメラマンは，注意していようがいまいが，道路上にカメラ･バッグを置いてはならない. 柵外に置くか，肩にかけていること.

撮影のために道路に横たわらないこと，さらに競技者に背を向けないこと.

フィニッシュ･ラインにおいては，膝をつくなら片脚のみとすること. 動き回れ動けるようにしていること. しかし，他のカメラマンが撮影できるよう，他者の前に立ち上がらないこと.

同じ競技者の後方に数台のモトがいることに気付いた時，ただ1台のTVモトと1台のスティル･カメラ･モトが関与できる. 他のすべてのモトはその競技者のチームカーの後方で順番を待たなければならない.

登 録 者 規 程

この登録者規程は，公益財団法人日本体育協会の制定した「スポーツ憲章」を受けて，国際自転車競技連合（UCI）の規則に準拠し，我が国のアマチュアスポーツのあり方の変化を勘案して作成した．

第１章　総　　則

第１条　（登録者）

本連盟に登録する登録者は，競技規則をはじめ諸規程およびUCI規則を順守し，自転車競技を自発的に愛好し，競技参加に際しては常にフェアーなプレーに終始する．

第２条　（順守事項）

登録者は，次の事項を順守しなければならない．

(1) 本連盟または加盟団体，競技別委員会が容認しない競技会または参加を禁止した競技会に参加してはならない．
(2) 偽名，変名を用いたり，国籍，住所，所属，生年月日を偽って登録申請を行ってはならない．
(3) 競技に際して，特にドーピングまたは暴力行為などによりフェアプレーの精神に明らかに違反してはならない．
(4) この規程に違反し，登録者として著しく品位または名誉を傷つけてはならない．

第３条　（競技者）

本連盟に登録する競技者は，公益財団法人日本体育協会の制定する「スポーツ憲章」および本連盟競技規則第５条により，次の者とする．

(1) 自転車競技を愛し，楽しむために，自発的に行う者とする．
(2) UCIプロチーム，UCIプロフェッショナル・コンチネンタル・チームとプロフェッショナル競技者として契約していた者，あるいは自転車競技法に定める競輪振興法人に選手として登録していた者は，契約または登録を解除してから満1年を経過しなければ次の大会に参加できない．
a.全国都道府県対抗自転車競技大会
b.国民体育大会

第２章　報酬の取得

第４条　（報酬の取得）

登録競技者は本連盟が主催しまたは承認した賞金付き競技会および報酬付き宣伝広告等に参加し，その報酬を受け，あるいは競技成績に対する奨励報酬を受けることができる．
参加報酬および競技成績に対する奨励報酬の限度額は別途定める．

第３章　役　　員

第５条　本連盟および加盟団体，競技別委員会の認める組織の役員は，常に品位と名誉を重んじ，競技者の模範となるよう行動しなければならない．

２．役員とは本連盟および加盟団体の理事，監事その他組織上の役員の他，本連盟および加盟団体が任命する専門委員会の委員，コーチ，メカニシャン，マッサー，スポーツドクター，競技会役員あるいはチーム編成時の監督その他役員をいう．

第４章　資格審査

第６条　登録者資格に触れ，あるいは触れるおそれのある者の資格審査および競技規則第３４条の「懲戒」については常務理事会で選任する審査委員会で行う．

２．本連盟の事業に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては，公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により，解決されるものとする．

第５章　補　　足

第７条　　本連盟の事業に関して行った決定事項に対する不服申し立てについては，公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により，解決されるものとする．

第６章　付　　則

第８条　　本連盟理事会の議決を経てこの規程の改廃を行うことができる．
２．この規程に定められていない事項については，国際自転車競技連合（UCI）規則による．
３．この規程は公益財団法人日本体育協会に届け出る．

第９条　　この規程は昭和　７年（１９３２年）１２月２３日制定
昭和４１年（１９６６年）１２月　１日改定
昭和４５年（１９７０年）１２月１０日改定
昭和６２年（１９８７年）　４月　１日改定
平成　８年（１９９６年）　４月　１日改定
平成１１年（１９９９年）　４月　１日改定
平成１９年（２００７年）　４月　１日改定
平成２５年（２０１３年）　４月　１日改定
平成２６年（２０１４年）　６月　４日改定

審 査 委 員 会 規 程

(総則)

第1条　本連盟登録者規程第4章「資格審査」第11条にいう審査委員会の運用に関してはこの規定に定める.

(目的)

第2条　審査委員会は本連盟に登録する登録者が登録者規程に触れ，あるいは触れるおそれのある者の資格審査および競技規則第9章「制裁」第34条「懲戒」について審議し決定する.

（委員会の構成）

第3条　常務理事会で選任された委員12名以内をもって構成する.

(委員の選任)

第4条　委員は次に掲げる者とし，理事会の議を経て会長がこれを委嘱する.

1. 本連盟会長・副会長　3名
2. 本連盟常務理事　6名以内
3. 学識経験者　若干名

委員に欠員を生じたときは前項の規定に基づき補充する.

(委員長と副委員長)

第5条　審査委員会は委員の互選により委員長1名，副委員長1名を置く.
委員長は，審査委員会を総理する.
副委員長は委員長を補佐し，委員長が欠員のとき，または事故あるときは，その職務を代行する.

(委員の任期)

第6条　委員の任期は2年とし，再任は妨げない．ただし補充による委員の任期は前任者の残任期間とする.

(会議の招集)

第7条　審査委員会は委員長が招集し，委員長が議長となる.

(会議の成立)

第8条　審査委員会の委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開催することはできない.
ただし，委員長が緊急やむをえないと認めたときは定数未満の委員によって審査し，その後に開催する最初の審査委員会にその理由と審査結果を報告しなければならない.

(議事)

第9条　審査委員会の議事は出席委員の過半数をもって決定し，可否同数のときは委員長の決するところによる.
委員は代理人をもって会議に出席し，または議決に加わることはできない．ただし，委員長に対し予め書面をもって審査事項について意見を述べることができる.

(関係者の招致)

第10条　審査委員会は必要に応じ関係者の出席を求め，意見および事情を聴取することができる.

(審査と委託)

第11条　審査委員会委員長は登録者規程第2条「順守事項」3項にいうドーピングに該当するもののうち，軽微な違反と判断されるものについてはアンチドーピング委員会に付託し，審査し決定することを委託することができる．ただし，アンチドーピング委員会による決定は直近に開催される常務理事会および審査委員会に報告するものとする.

（委員の義務）

第12条　委員は審査委員会で知りえた内容について，これを他に漏らしてはならない.

（庶務）

第13条　審査委員会の庶務は本連盟事務局において処理する.

（付記）

第14条　この規程の改訂は本連盟理事会の議決を経なければならない.

付則　平成14年（2002年）4月1日制定

公益財団法人日本自転車競技連盟アンチドーピング規程

1. 世界ドーピング防止規程および日本ドーピング防止規程

1.1 公益財団法人日本自転車競技連盟（以下，「本連盟」という．）は世界ドーピング防止規程（以下，「WADA規程」という．）および日本ドーピング防止規程(以下，「JADA規程」という．)に基づき，ドーピング・コントロールの開始，実施に対する責任を担うこととなった．
ただし，このことは国際自転車競技連合（以下，「UCI」という．）が，その規則によりアンチドーピングを監理すること，これに本連盟が従い，協力することを妨げるものではない．

1.2 WADA規程に基づき，本連盟は以下の役割および責任等を担うものとする．
(1) ドーピング防止方針および規則がWADA規程および日本ドーピング防止規程に準拠すること．
(2) 本連盟加盟団体のドーピング防止方針および規則がWADA規程および日本ドーピング防止規程に準拠することを加盟または承認の条件とすること．
(3) （公財）日本アンチ・ドーピング機構（以下，「JADA」という．）と協力すること．
(4) 本連盟加盟団体に通常登録していない競技者に対し，日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として，オリンピック競技大会の開催日の1年前から，要求された検体採取を受け，正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること．
(5) WADA規程または日本ドーピング防止規程に違反した競技者または競技者支援要員に対し，資格停止期間中，交付金および助成金の交付の全部または一部を停止すること．
(6) ドーピング防止教育を奨励すること．

2. アンチドーピング規程の適用

2.1 本規程は以下の者に対して適用される．
(1) 本連盟
(2) 競技者
(3) 日本代表選手団のメンバー
(4) 競技者支援要員
(5) 本連盟加盟団体

2.2 ドーピング防止規則違反に対し，制裁措置が適用される．

3. 義務

3.1 競技者は，以下の義務を負うものとする．
(1) 適用されるドーピング防止方針および規則を理解し，遵守すること．
(2) 検体採取に応ずること．
(3) ドーピング防止と関連して，自己が摂取し，使用するものに責任をもつこと．
(4) 医師に，禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え，自己に施される治療が，WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針および規則に違反しないことを確認する責任をもつこと．

3.2 本連盟に通常登録していない競技者は，日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として，オリンピック競技大会の開催日の1年前から，要求された検体採取を受け，正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出すること．

3.3 競技者支援要員は，以下の義務を負うものとする．
(1) 自らにまたは支援する競技者に適用されるドーピング防止方針および規則を理解し，遵守すること．
(2) 競技者の検査プログラムに協力すること．
(3) 競技者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること．

4. 検査

本連盟は，WADA規程および日本ドーピング防止規程に従い，ドーピング防止機関（UCI，JADAを含む．）が行う検査の分析結果を承認する．

5. 本規程違反

5.1 ドーピング防止規則違反を犯すことは，本規程に違反する．

5.2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために，WADA規程および日本ドーピング防止規程の各第1条，第2条，第3条，第4条，第5条，第6条および第17条が適用される．

6.　ドーピング防止規則違反の承認

本連盟は，全てのドーピング防止機関による，競技者，競技者支援要員，または組織その他団体がドーピング防止規則違反を犯したとの決定を承認し，かつ尊重する．ただし，その認定がWADA規程および日本ドーピング防止規程に準拠し，関連団体の権限に基づく場合に限る．

7.　本連盟が課す制裁措置

7.1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された競技者，競技者支援要員，または組織その他団体は，本連盟理事会の決定に従い，制裁措置の期間，日本代表選手団またはその選考の資格，本連盟からの交付金，助成金および補助金の交付の全部または一部を受ける資格，ならびに，本連盟で役職に就く資格を失う．

7.2 制裁措置の期間は，WADA規程および日本ドーピング防止規程の各第10条および第11条に従って決定される．

7.3 本連盟は，違反が1回目か2回目かを判断するにあたり，いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する．

8.　懲戒措置手続

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は，WADA規程および日本ドーピング防止規程に準拠して判断され，WADA規程および日本ドーピング防止規程の条項に従って，認定がなされ，不服申立がなされるものとする．

9.　通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には，本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する．

(1) 国際オリンピック委員会および公益財団法人日本オリンピック委員会
(2) WADA規程第14.1項および日本ドーピング防止規程第14.3項に基づき，通知を受ける権利を有する者
(3) 国際自転車競技連合（UCI）
(4) WADAおよびJADA
(5) 本連盟が通知を必要と考えるその他の人

10.　不服申立て

不服申立てについては，日本ドーピング防止規程第13条の規定に従うものとする．

11.　ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された者が後日，当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合，またはその他の誤りがCAS，日本スポーツ仲裁機構またはドーピング防止機関により明らかになった場合，本連盟はドーピング防止規則違反およびそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし，本規程第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し，そのことを報告するものとする．

12.　解釈

12.1　本規程中，以下の語は以下の意味を持つものとする．

- 「ドーピング防止規則違反」とは，WADA規程および日本ドーピング防止規程の各第2条に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう．
- 「競技者」とは，WADA規程および日本ドーピング防止規程に定義されているとおりの意味を有する．

12.2　本規程で定義されていない語は，文脈より異なる意味を持つものを除き，WADA規程および日本ドーピング防止規程で付与された意味を表すものとする．

（平成21年（2009年）5月1日制定）

競 技 者 登 録 規 程

（競技者登録）

第１条　公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）または本連盟の加盟団体である都道府県自転車競技連盟（以下「都道府県車連」という），日本学生自転車競技連盟（以下「学連」という），全国高等学校体育連盟自転車競技専門部（以下「高体連」という），全日本実業団自転車競技連盟（以下「実車連」という），ならびに日本プロフェッショナルサイクリスト協会（以下「プロ協会」という）が主催する競技会または競技別委員会が認める競技会に出場する者は，この競技者登録規程の定めるところにより，本連盟が登録を認めた競技者（以下「登録競技者」という）でなければならない．

（登録申請手続き）

第２条　競技者登録申請者は，申請書に，必要事項を記載し，登録料を添えて都道府県車連あてに登録申請手続きを行うものとする．

２．都道府県車連は，前項により登録申請書を受理したときは，集計し日本自転車競技連盟登録システムに入力する．

３．（削除）

４．登録申請は，国際ライセンスと国内ライセンスとする．
国際ライセンスは新規申請のみとする．国内ライセンスは，新規申請と更新申請とし，更新申請には継続申請と再登録申請がある．

（登　録）

第３条　本連盟に提出された登録申請書は，資格の適否を審査し，登録番号を付して登録台帳に記載する．

（カテゴリ（種別））

第４条　登録競技者はプロフェッショナル（以下「プロ」という），アマチュア（以下「アマ」という），ビギナーに区分し，性別によって，男・女に分類する．

カテゴリ;プロ（区分:“P”）

(1) 本連盟競技登録者規程による，プロフェッショナル登録競技者．
(2) 日本国を代表して，オリンピック競技大会，世界選手権大会等の国際競技大会に参加することができる．
(3) 本連盟および本連盟加盟の主催団体が認めたとき，アマ競技会へ参加することができる．

カテゴリ;アマ

(1) 本連盟登録者規程による，アマチュア登録競技者．
(2) 日本国を代表して，オリンピック競技大会，世界選手権大会等の国際競技会に参加することができる．
(3) 当該暦年中に達する年齢によりユース，ジュニア，アンダー２３，エリートに区分する．
ユース（区分:“Y”）: 17歳未満の競技者
ジュニア（区分:“J”）: 17歳～18歳の競技者
アンダー２３(区分:“U”): 19歳～22歳の競技者
エリート（区分:“E”）:23歳以上の競技者
(4) 競技別の競技実績によりクラス分けを行い，競技を行うことができる．
(5) 登録競技者競技別ランキング制度は別に定める．
(6) 本連盟およびプロ協会が認めたとき，プロ競技会へ参加することができる．

カテゴリ;ビギナー（区分:“B”）【この項は2013年より削除】

(1) カテゴリ，プロ，アマ以外の競技者．
(2) 当該暦年中に16歳以下の競技者は原則としてすべてビギナー登録とする．
(3) 本連盟または加盟団体の実施する競技会に参加するときは，本連盟競技者規程，競技規則および大会特別規則を順守しなければならない．

（登録申請期日と登録証発行と交付）

第５条

１．国際ライセンスの申請と交付

申請は毎月末に締め切り，翌月の15日までに申請の都道府県に交付する.

2．国内ライセンスの申請期日

継続申請は，毎年2月1日より3月30日までとする.

新規と再登録申請は，4月1日～1月31日までとする.

3．登録証の発行と交付

登録申請者に対し，本連盟は本連盟競技者登録証（以下「登録証」という）を発行し，申請のあった都道府県車連を経由してこれを交付する.

4．発行の期日

登録証は，各申請受付け日から1ヶ月以内に発行する.

（登録の有効期間）

第6条

1．国際ライセンスの登録の有効期間は，本連盟が登録を認めた日から当年の12月31日までの1ヵ年とする.

2．国内ライセンスの登録の有効期間は，本連盟が登録を認めた日から翌年の3月31日までの1ヵ年とする.

（登録料）

第7条　登録競技者は，別に定める登録料を本連盟に納入しなければならない.

（登録資格の発効）

第8条　登録競技者としての資格は，本連盟で受付け審査されたときをもって効力が発生する.

（登録証の提出）

第9条　登録競技者は，本連盟および加盟団体が主催する競技会に参加するときは，必ず登録証を提出しなければならない.

（登録記載事項の変更）

第10条　登録競技者は，登録証の記載事項に変更を生じたときは，直ちに都道府県車連を経て本連盟に届け出るものとする.

2．都道府県車連は，変更内容を確認のうえ登録証の当該事項を訂正し発行する.

（登録証の再発行）

第11条　登録競技者が登録証を紛失または破損したときは，競技者登録証再発行申請書を，都道府県車連を通じて本連盟に申請する．それにより都道府県車連は再発行し交付する.

2．破損の場合は，その登録証を都道府県車連に返還する.

（外国人の競技者登録）

第12条　外国籍をもつ者（日本国籍と二重国籍の者を含む）は居住する都道府県車連を経由して，競技者登録を申請することができる．この場合，1ヶ月以内に関係する国内連盟に対し，申請と発行の通知をしなければならない.

2．UCI（国際自転車競技連合）またはUCI加盟のNF（国内競技連盟）が発行する競技者登録証を保持する者は，本連盟の競技者と同等として認める.

（登録の取消）

第13条　登録競技者が次の各号に該当するときは，その登録を取消す.

① 登録の取消を申請したとき.

② 死亡したとき.

③ 第2条に規定する申請書に虚偽の届出をしたとき.

④ 本連盟の競技規則に抵触し，登録競技者の資格を失ったとき.

⑤ 競技者規程に抵触したとき.

⑥ 前各号のほか，本連盟の理事会が登録競技者として不適当と認めたとき.

（登録証の返還）

第14条　前条により登録を取消された者は，登録証を本連盟に返還しなければならない.

（資格審査の不服申立）

第15条　資格審査に不服のある登録競技者は，その旨を本連盟の審査委員会に申し立て，その裁定を受けることができる.

２．審査委員会の決定は最終とする.

（再登録）

第１６条　登録競技者でその登録を取消された者が，次の各号にいたったときは，再登録の申請をすることができる．再登録は本規程第８条を経て発効する.

①登録を取消された日から起算して，満1ヵ年を経過した者.

③ 復権を認められた者.

（不服申立中の競技者の競技会参加）

第１７条　登録競技者としてその資格停止され，本連盟に不服申立中の競技者は，決着がつくまで競技会に参加することはできない.

（競技会参加の範囲）

第１８条　本連盟に登録された競技者は，所属する連盟が開催する競技会に参加できるだけでなく，本連盟の加盟団体が参加することを認めた場合は，その競技会にも参加することができる.

（例外規定の運用と処理）

第１９条　この規程に定めていない事項，または登録に関する疑義および紛争が生じたときは，本連盟の常務理事会が処理するものとする.

（施行期日）

付　則　　昭和　９年（１９３４年）１２月１２日連盟副則として制定
昭和２５年（１９５０年）２月　４日改定
昭和３５年（１９６０年）１月３１日改定
昭和３７年（１９６２年）２月２５日改定
昭和４３年（１９６８年）２月２５日改定
昭和５３年（１９７８年）４月　１日改定
平成　１年（１９８９年）４月　１日改定
平成　８年（１９９６年）４月　１日改定
平成１１年（１９９９年）４月　１日改定
平成１３年（２００１年）４月　１日改定
平成１５年（２００３年）４月　１日改定
平成２１年（２００９年）５月　１日改定
平成２３年（２０１１年）４月　１日改定

別表１：競技別の競技実績によるクラス分け

1. トラック・ロード

トラック・ロードには，年齢カテゴリはあるが，競技実績によるクラス分けはない.

2. シクロクロス

男子を“1”，“2”，“3”に分ける．ジュニアは“2”，ユースは“3”までとする.
競技者ごとのカテゴリは，公認大会の成績に基づき，本連盟またはその委員会が決定する.

競技者のカテゴリ

	マスターズ	エリート	アンダー23	ジュニア	ユース		
					アンダー17	アンダー15	アンダー13
ギア比	無制限			7.93	7.01	6.10	5.66
2015	～1985	1986-1992	1993-1996	1997/1998	1999/2000	2001/2002	2003/2004
2016	～1986	1987-1993	1994-1997	1998/1999	2000/2001	2002/2003	2004/2005
2017	～1987	1988-1994	1995-1998	1999/2000	2001/2002	2003/2004	2005/2006
2018	～1988	1989-1995	1996-1999	2000/2001	2002/2003	2004/2005	2006/2007
2019	～1989	1990-1996	1997-2000	2001/2002	2003/2004	2005/2006	2007/2008

※　各カテゴリは競技者の生年により区分する.

※　女子においては，通常はアンダー23はエリートに含まれる.

※　ギア比は競技規則第27条4項，第28条１項によりそれぞれ最大値が制限される．この値は，クランク1回転につき自転車が進む距離で表される.

日本自転車競技連盟ランキング制度

1．目的

公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」），本連盟加盟団体が主催する公認大会，競技別委員会が認める競技大会およびUCI国際競技日程の競技大会のうち，対象大会，指定種目に参加した競技者にポイントを付与する．このポイントの累計によりランキングを与え，明確な種目別，階層別の評価基準とし，登録競技者の競技力と競争心の向上に寄与する．

この日本自転車競技連盟登録競技者を対象としたランキングは本連盟固有の財産である．

2．対象競技者

(1) 本連盟の登録競技者とする．

3．ポイントを付与する競技

(1) 競技者にポイントを付与する競技は以下の競技とする

①トラック・レース
② ロード・レース
③ シクロクロス
④ マウンテンバイク（MTB）

4．ポイントの対象大会と大会別ポイントの決定

(1) 対象競技大会と大会別ポイントは，本連盟競技運営委員会が決定する．決定事項に変更があった場合は，シクリスムエコー誌上で公表する．
(2) 対象競技大会と大会別ポイントは，大会の規模，内容，競技水準，参加競技者のカテゴリにより定める．
(3) オープン競技大会あるいは国際競技大会（国内開催，国外開催）においては，オープン参加者および外国競技者を含めた順位でポイントを与える．
(4) 主催者は，競技大会の1週間前までに，エントリ競技者のリストを本連盟あてにEメイルまたは本連盟と事前に取り決めた方法で送信しなければならない．
(5) 主催者は，JCF規則第42条(2)に従い，競技結果が出たなら，速やかに本連盟あてに競技結果を，スタートした競技者のリストを添えて， Eメイルまたは本連盟と事前に取り決めた方法で，大会終了後24時間以内に送信しなければならない．この場合，付表6に示される「リザルト等の様式見本」に準じ，登録証番号，UCIコードを付すこと．

主催者は，競技結果に変更があった場合は，速やかに本連盟に連絡しなければならない．

5．トラック・レースにおけるポイントの付与

(1) 対象競技大会および大会別のポイント

UCI国際競技日程上の大会および別表1に示す国内競技大会．

(2) 順位によるポイント

UCI国際競技日程上の大会においては，UCI規則3.3.010に準じる．国内競技大会は別表3による．

(3) ポイントの集計とランキングの公表

① ポイントの集計区分

種目別に集計する．

② 男子エリート（U23層も含む）の集計は，エリートのトラック世界選手権の直後に無得点の状態から開始し，次回の世界選手権で終了する．ランキングは，UCIトラック・ランキング発表の日を目処として作成・発表する．

③ 男子ジュニア，女子の集計は，1月1日に無得点の状態から開始し，12月31日で終了する．ランキングは，クラス2以上の大会終了後およびシーズン終了時に作成・発表する．

④ 必要な場合は，前回のランキングを修正することがある．

6．ロード・レース

(1) 対象競技大会および大会別のポイント

UCI国際競技日程上の大会およびJCF国内競技日程上の大会．

(2) 順位によるポイント

別表4による．

(3) ポイントの集計とランキングの公表

① ポイントの集計区分
ステージ・レースを含む総合を集計する.

② 男子エリートとU23の集計は，**UCIランキングに準じ，52週間のローリング・ランキングとする**.
対象大会毎に獲得ポイントを加算することによって作成される．同時に，前年の大会で獲得されたポイントは控除される．

③ 必要な場合は，前回のランキングを修正することがある.

7．シクロクロス

UCIシクロクロス・ランキングに準じる.

(1) 対象競技大会および大会別のポイント
UCIシクロクロス・ランキング表による.

(2) 順位によるポイント
UCIシクロクロス・ランキング表による.

(3) ポイントの集計とランキングの公表
世界選手権大会終了後に公表する.

8．マウンテンバイク（MTB）

(1) 2015 マウンテンバイク・ポイント・ランキング・テーブル

(2) ポイントの集計とランキングの公表

① 年間を通じて，公認大会を対象としてクロスカントリー，ダウンヒルそれぞれ上位者にポイントが与えられる.

② 各競技者が各大会で獲得したポイントを，獲得ポイント上位の大会からランキング集計の対象となる大会数までの大会におけるポイントを集計して，個人のランキングを決定する.

③ ランキング集計の対象となる大会数は，**当該年度の全日本選手権大会及びCJ-U、CJ-1の大会合計数に65%を掛けて算出**（小数点以下切り上げ）する.

付則

制定 平成 8年（1996年）4月1日
改定 平成 10年（1998年）4月1日
改定 平成 11年（1999年）4月1日
改定 平成 13年（2001年）4月1日
改定 平成 14年（2002年）4月1日
改定 平成 15年（2003年）4月1日
改定 平成 16年（2004年）4月1日
改定 平成 18年（2006年）4月1日
改定 平成 24年（2012年）4月1日
改定 平成 26年（2014年）4月1日
改定 平成 27年（2015年）4月1日

【別表1】 JCFトラック･ランキング対象国内競技大会とそのクラス

	大会名	Class	EM	U23	JM	EF	JF
3 月	全国高等学校選抜自転車競技大会	3			○		○
4 月	第 12 回 JBCF トラック記録会	4	○	○	○	○	○
4 月	2012 年 UCI トラック世界選手権大会	CM	○	○		○	
4 月	チャレンジ･サイクル･トラックレース	4	○	○	○	○	○
5 月	第 32 回西日本学生選手権トラック自転車競技大会	4	○	○	○	○	○
5 月	第 52 回東日本学生選手権トラック自転車競技大会	4	○	○	○	○	○
5 月	第 59 回全日本プロ選手権自転車競技大会トラック･レース	2	○	○			
5 月	第 81 回全日本アマチュア自転車競技選手権大会トラック･レース	2	○	○	○	○	○
6 月	第 53 回全日本学生選手権トラック自転車競技大会	3	○	○	○	○	○
7 月	第 46 回 JBCF 西日本トラック	4	○	○	○	○	○
7 月	第 43 回 JBCF 東日本トラック	4	○	○	○	○	○
7 月	平成 24 年度全国高等学校総合体育大会	2			○		
8 月	2012 年 JOC ジュニアオリンピックカップ自転車競技大会	2			○		○
8 月	2012 年 UCI ジュニアトラック世界選手権大会	CM			○		○
8 月	第 15 回全日本自転車競技選手権大会トラック･レース	1	○	○	○	○	○
8 月	文部科学大臣杯第 68 回全日本大学対抗選手権自転車競技大会	2	○	○	○	○	○
9 月	第 47 回全国都道府県対抗自転車競技大会	3	○	○	○	○	○
10 月	第 67 回国民体育大会自転車競技会	2	○	○	○		
10 月	第 43 回 JBCF 全日本トラックチャンピオンシップ	2	○	○	○	○	○

【別表3】 国内トラック競技大会用ポイント･テーブル

Rank	Class 1	Class 2	Class 3	Class 4
1	50	30	10	5
2	25	15	8	4
3	21	13	6	3
4	18	11	5	2
5	15	9	4	1
6	13	8	3	1
7	11	7	2	1
8	10	6	1	1
9	9	5	-	-
10	8	4	-	-
11	7	3	-	-
12	6	2	-	-
13	3	1	-	-
14	3	1	-	-
15	3	1	-	-
16	3	1	-	-

・16位までの最終成績が主催者により順位付けされていないときはポイントの対象としない.
・団体種目を適用の際は, 順位決定時のメンバーに, 上記のポイントの1/2を与える.

【別表4】ロード競技大会用ポイント・テーブル（男子エリート）

EVENT	ジャパンカップ	ツール・ド・沖縄	国内競技日程ワンデイレース	ツアー・オブ・ジャパン	ツール・ド・熊野	全日本選手権		ツール・ド・北海道
CLASS	1.H	1.2	N1.2	2.1	2.2	タイムトライアル	ロードレース	2.2
総合順位								
1	200	40	10	125	40	15	30	40
2	150	30	7	85	30	10	25	30
3	125	25	4	70	25	5	20	25
4	100	20		60	20		15	20
5	85	15		50	15		10	15
6	70	10		40	10		5	10
7	60	5		35	5			5
8	50	3		30	3			3
9	40	3		25	3			3
10	35	3		20	3			3
11	30			15				
12	25			10				
13	20			5				
14	15			5				
15	10			5				
16	5			3				
17	5			3				
18	5			3				
19	5			3				
20 位以下	5（40位まで）			3（25位まで）				
ステージ毎の順位								
1				14	7			7
2				5	3			3
3				3	1			1
4								
5								
6								
リーダー保持				3	1			1

EVENT	アジア選手権				世界選手権			
CLASS	エリート		U23（エリートと別レースのときのみ）		エリート		U23	
	タイムトライアル	ロードレース	タイムトライアル	ロードレース	タイムトライアル	ロードレース	タイムトライアル	ロードレース
総合順位								
1	70	125	25	50	300	600	125	225
2	55	85	20	40	250	500	85	150
3	40	70	15	30	200	400	70	125
4	30	60	10	20	150	350	60	100
5	25	50	5	10	125	300	50	85
6	20	40	3	5	100	250	40	70
7	15	30			85	200	35	60
8	10	20			70	175	30	50
9	5	10			60	150	25	40
10	3	5			50	125	20	35
11					40	100	15	30
12					30	90	10	25
13					25	80	5	20
14					20	70	3	15
15					15	60	1	10
16					10	55		5
17					5	50		3
18					5	45		1
19					5	40		1
20					5	35		1
21						30		
22						25		
23						20		
24						15		
25						10		
26 - 30						5		

N1．2対象大会については別途定める

【別表5】 2015　マウンテンバイク・ナショナル・ランキング算出用ポイント表

順位	全日本選手権大会・CJ-U	CJ-1	CJ-2,	DHI クオリファイ（予選）, XCT 等
1	300	250	75	20
2	240	200	60	17
3	210	175	53	15
4	180	150	45	13
5	168	140	42	11
6	156	130	39	10
7	144	120	36	9
8	120	100	33	8
9	108	90	30	7
10	102	85	27	6
11	96	80	24	5
12	90	75	21	4
13	84	70	19	3
14	78	65	17	2
15	72	60	16	1
16	66	55	15	-
17	60	50	14	
18	54	45	13	
19	48	40	12	
20	46	38	11	
21	44	36	10	
22	41	34	9	
23	39	32	8	
24	36	30	7	
25	34	28	6	
26	32	26	5	
27	29	24	4	
28	28	23	3	
29	27	22	2	
30	26	21	以降 1	
31	25	20		
32	24	19		
33	23	18		
34	22	17		
35	21	16		
36	20	15		
37	19	14		
38	18	13		
39	17	12		
40	16	11		
41	15	10		
42	14	9		
43	13	8		
44	12	7		
45	11	6		
46	10	5		
47	9	4		
48	8	3		
49	7	2		
50	6	以降 1		
51	5			
52	4			
53	3			
54	2			
55	以降 1			

◇　ナショナルランキング（個人）
当該年度の全日本選手権大会と，その他の高得点大会を集計してランキングを作成する.
集計対象大会数（全数）は，当該年度の全日本選手権大会およびCJ-U、CJ-1の大会合計数に65%を掛けて算出（小数点以下は切上げ）する.

◇　チームランキング
プレミアチームを，エンデュランス系とグラビティ系とに分けて集計する.
チーム所属競技者（対象；エリートおよびジュニアクラス）の高ポイント獲得者2名の合計ポイントとする.
同ポイントの場合，男子エリート上位，女子エリート上位，男子ジュニア，女子ジュニアの順（以降繰り返し）とする.

◇　各クラスとも大会事前受付時に5名に満たない場合には上位クラスと，上位が少ない場合には下位クラスと統合して競技を行う．統合されたクラス名は上位クラスのものとなる.
競技者は統合されたクラスにて獲得した順位による表彰，またポイントを受ける．ポイントについては自身のクラスでのランキングに反映される.
この規則にかかわらず，チーフコミッセールの権限において安全面，合理的理由により統合を行わない場合がある。

日本自転車競技連盟トラック･タイム･ランキング制度

1. 目的

公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」）登録競技者の競技力の向上に寄与するため，タイムランキング制度を制定する.

2. 対象競技者

本連盟の登録競技者

3. 対象大会

本連盟競技規則第24章第100条および第102条に規定する「記録即時認定競技大会」とする.（ただし，同第102条に規定する国際自転車競技連合に定める競技大会等については本連盟派遣選手のみを対象とする.）

3. 対象種目および区分

		男子		女子	
		19歳以上	19歳未満	19歳以上	19歳未満
フライング・スタート	200m	○	○	○	○
スタンディング・スタート	500m	-	-	○	○
	1km	○	○	-	-
	2km	-	-	-	○
	3km	-	○	○	-
	4km	○	-	-	-

4. 発表方法

当該暦年中に達する年齢により，上記3. の対象種目および区分毎に，暦年制で集計し，翌年2月に上位20名を発表するものとする.

付則
制定　平成16年（2004年）4月1日

公 認 審 判 員 規 程

第1章 総　則

（目　的）

第1条　この規定は，公益財団法人日本自転車競技連盟（以下本連盟）または本連盟の加盟団体（都道府県自転車競技連盟，日本学生自転車競技連盟，全国高等学校体育連盟自転車競技専門部，全日本実業団自転車競技連盟，日本プロフェッショナルサイクリスト協会）が主催または共催する競技大会（以下「競技会」という）および競技別委員会が認める競技会の運営の適正ならびに審判の権威と公正を期するために制定する.

第2章 公認審判員の登録

（登録の義務）

第2条　競技会の審判に従事する者は，登録された公認審判員でなければならない.

（登録申請手続）

第3条　登録申請者は，申請書に必要事項を記入し，別に定める登録料を添えて，本人の所属する加盟団体に申請する.

2.　申請を受けた加盟団体は，公認審判員登録申請書を審査のうえ，本連盟に登録の手続きをする.

3.　公認審判員登録申請書は2月1日から受付けを開始する.

（登　録）

第4条　前条の手続によって本連盟に提出された公認審判員登録申請書は，本連盟がこれを審査し，登録番号を付し本連盟登録台帳に登録する.

2.　登録された公認審判員には，加盟団体が4月1日以降有効の公認審判員登録証（以下「登録証」）を交付する. ただし，年度の途中で登録された者はこの限りでない.

（登録の有効期間）

第5条　登録の有効期間は登録された日から当該年度の3月31日（1ヵ年以内）まで有効とする.

（公認審判員資格の発効）

第6条　所定の手続を完了し，本連盟登録台帳に記載され，登録証が交付されたときをもって公認審判員としての資格が発効する.

（登録証記載事項の変更）

第7条　公認審判員は，登録証に記載された事項に変更が生じた場合は，第8条に定める登録証の再交付を受けなければならない.

（登録証の再交付）

第8条　公認審判員は，登録証を紛失または破損したとき，または登録証記載事項に変更が生じたときは，公認審判員登録証再交付申請書により登録証の再交付を申請する.

2.　申請を受付けた加盟団体は，申請書を審査のうえ，公認審判員登録証再交付申請書によって本連盟に申請する.

3.　加盟団体は提出された公認審判員登録証再交付申請書を審査し，登録台帳を変更し，登録証を再発行する.

4.　破損または記載事項の変更の登録証は本連盟に返還しなければならない.

（外国人の登録）

第9条　外国籍を有する者が競技会の審判に従事する場合はこの規定に基づくものとする. だたし，国際自転車競技連合（UCI）の審判ライセンス所持者については，この限りではない.

（登録の取消）

第10条　公認審判員が次の各号に該当したときは登録を取り消す.

①　本人が登録の取消しを申請したとき.

②　本人が死亡したとき.

③　本人の年齢が満70歳になったとき.
④　競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず特別の事由なく，1年以上その任にあたらなかったとき.
⑤　公認審判員としての品位を傷つけるような行為のあったとき.
⑥　身体に故障が生じ，審判の能力を欠くに至ったと認められたとき.

２．前項第4号，第5号および第6号の場合は本連盟競技運営委員会で審議し，理事会を経て会長がこれを行う.

３．登録を取り消された者は登録証を本連盟に返還しなければならない.

（再登録）

第１１条　再登録する場合は，次の各号による.

①　登録を取り消されたものは，その日から起算して満１年を経過以降，再び公認審判員登録申請を行うことができる.
ただし，第１０条第１項第４号，第5号および第6号の規定によって登録を取り消された者については本連盟競技運営委員会ならびに理事会の議を経なければならない.

②　更新期間内に登録証の更新をしなかった場合，登録証は失効する. ただし，第1級および第2級公認審判員の場合は，失効期間が5年以内であれば再登録を認める. それ以降は，新規に受講しなければならない. なお，第3級公認審判員の場合は，常時再登録を認める.

（公認審判員資格の有効範囲）

第１２条　本連盟に登録された公認審判員は公認審判員登録証に記載された競技種目に審判として従事することができる.

第３章　公認審判員の資格と種類

（公認審判員の資格と競技別種類）

第１３条　本連盟の公認審判員資格は名誉審判員，第１級公認審判員，第２級公認審判員および第３級公認審判員とする.

①　第１級公認審判員は，競技会の企画，運営ならびに審判ができる練達堪能なる技術と識見をもった者とする.
②　第２級公認審判員は，競技会の運営ならびに審判ができる識見と熟練した技術をもった者とする.
③　第３級公認審判員は，競技会の審判ができる技術を持った者とする.
④　特例として，限定審判員を設けることができる. 限定審判員については別に定める.

２. 公認審判員の種類は別表による.

（公認審判員資格の付与）

第１４条　第３級および第２級公認審判員の資格については，本連盟競技運営委員会で審査し，会長がこれを付与する.

２．第１級公認審判員の資格については，本連盟の競技運営委員会で審査し，理事会の承認を得て，会長が付与する.

３．本連盟の公認審判員は次の各号に基き，資格を付与する.

①　新たに第３級公認審判員を希望する者は，加盟団体主催の第３級公認審判員講習会を受講し，第３級公認審判員試験に合格しなければならない.
②　第３級公認審判員で引続いて4年以上その資格を有する者，あるいは2年以上その資格を有し，さらに全国，地域大会で4回以上の執務経験を持ち，本連盟競技運営委員会の審査に通った者のうち，本連盟競技運営委員会代表者の立合いによる加盟団体主催の第２級公認審判員講習会を受講し，第２級公認審判員試験に合格した者を，加盟団体は第２級公認審判員として本連盟競技運営委員会に推せんする.
③　第２級公認審判員で引続いて4年以上その資格を有する者，あるいは2年以上その資格を有し，さらに全国，地域大会で4回以上の執務経験を持ち，本連盟競技運営委員会の審査に通った者のうち，本連盟競技運営委員会主催の第１級公認審判員講習会を受講し，第１級公認審判員試験に合格した者を，本連盟競技運営委員会は第１級公認審判員として本連盟理事会に推薦する.
④　国際自転車競技連合（UCI）ライセンス受験推せん資格は，UCI規則条項1.1.054による.
⑤　本連盟競技運営委員会は，国際自転車競技連合（UCI）の審判ライセンス所持者に対し，

第1級公認審判員として本連盟に推せんすることができる.

⑥ 4月1日からの新たな資格を得ようとする者は，公認審判員登録申請受付期間が始まる2月1日から3月31日までの期間に開催される公認審判員講習会および試験を受講･受験することができる.

4．各級別公認審判員講習会ならびに試験の内容基準については，別に定める.

（名誉審判員）

第15条　名誉審判員は本連盟および加盟団体の主催する競技大会に長年従事し，大会の発展に寄与貢献した満65歳以上の有資格審判員に対し，本連盟競技運営委員会で審査し，理事会の承認を得て，会長がこれを付与する.

2．名誉審判員の登録

① 登録は終身とし，登録時に名誉審判員登録料を納付しなければならない.

② 名誉審判員として登録したものは，公認審判員資格を取得することはできない.

3．名誉審判員の資格

① 本連盟公認審判員として，通算20年以上経過した者で加盟団体の推薦のある者.

② 特別な場合，本連盟競技運営委員会の承認が得られたもの.

4．資格審査手続きと承認

① 本連盟競技運営委員会は，毎年1月に資格審査を行い，その結果を定期理事会に報告を行う.

② 審査への提出資料
名誉審判員被推薦者の審判資格取得年月日と活動経歴を資料として，12月末日までに提出すること.

（競技会の審判構成）

第16条　競技会の審判は公認審判員をもって組織し，その構成基準については別に定める.

（登録証の所持等）

第17条　競技会の審判に従事する公認審判員は，本連盟の交付する公認審判員証を所持していなければならない.

2．公認審判員は，公認審判員登録証を着用して，競技会の審判に従事しなければならない.

3．公認審判員の服装は別に定める.

4．公認審判員の業務要領については競技規則に基づき別に定める.

（資格審査の不服申立て）

第18条　資格審査に不服のある公認審判員は，その旨を本連盟に申し立てて裁定を受けることができる.

2．裁定は，本連盟の競技運営委員会で審議し，理事会の決定をもって最終とする.

（不服申立て中の公認審判員の資格）

第19条　前条によって不服申立て中の公認審判員は，当面付与されている資格のまま競技会の審判に従事できる. ただし，第10条第1項第4号，第5号および第6号に関わる不服申立て中の者は，競技会の審判に従事できない.

第4章　補　則

（例外規定の処理）

第20条　この規程に定められていない事項または，この規程に関する疑義が生じたときは，本連盟理事会が処理する.

付　則　昭和25年（1950年）2月5日制定
昭和25年（1950年）4月1日施行
昭和53年（1978年）4月1日改定
昭和62年（1987年）7月1日改定
平成 8年（1996年）4月1日改定
平成11年（1999年）4月1日改定
平成12年（2000年）4月1日改定

平成14年（2002年）4月1日改定
平成15年（2003年）4月1日改定
平成18年（2006年）4月1日改定
平成19年（2007年）4月1日改定
平成25年（2013年）4月1日改定

別 表：公認審判員の種類
公認審判員規程第13条第2項の公認審判員の種類は以下のとおりとする.
①トラック／ロード／シクロクロス
②マウンテンバイク
③サイクル・サッカー
④サイクル・フィギュア
⑤BMX（バイシクルモトクロス）
⑥トライアル

限定審判員に関する規程

公認審判員規程第13条第1項第4号の規定に基づく限定審判員に係わる事項はこの規程による.

第1条　（目的）
国民体育大会等各種目別大会の競技運営に関し，競技役員の補助業務のため有効期間に制限を設けた限定審判員を養成，登録し，同大会の円滑な運営に資する.

第2条　（執務する競技大会の範囲）
国民体育大会および同大会の予行を兼ねた競技大会または特に認めた競技大会とする.

第3条　（執務の内容）
各種目別に執務できることとし，競技役員の補助業務を行うものとする.

第4条　（登録の方法）
各種目別に関し，必要な講習を実施し，受講修了者に対して限定審判員として登録する.

第5条　（登録の期限）
当該の各種目別競技大会に係わる業務が終了するまでとする.

第6条　（登録料）
登録期間を通じて1，000円とする.

付　則
（平成　8年（1996年）4月1日制定）
（平成10年（1998年）4月1日改訂）

ライセンス種類別講習カリキュラム最低時間配分基準

種別	項目	公認審判員						チームアテンダント	
		1級		2級		3級		レベル1	
		TR&RR	その他の競技部門	TR&RR	その他の競技部門	TR&RR	その他の競技部門	TR&RR	その他の競技部門
共通事項に関する講義		**5.0**	**5.0**	**3.0**	**3.0**	**2.0**	**2.0**	**2.0**	**2.0**
	競技規則概論								
	「スポーツとしての自転車競技の運営」総論								
	大会の企画・準備・運営								
	スポーツ的安全性とコンディション								
	懲戒と罰則手続き								
	アンチ・ドーピング検査								
	審判員・コミッセールのと職務における心理・倫理観（公認審判員）								
	チームスタッフとしての倫理観（チームアテンダント）								
種目毎の事項に関する講義		**10.0**	**5.0**	**6.0**	**3.0**	**4.0**	**2.0**	**4.0**	**2.0**
	ロードレース，シクロクロス	5.0		3.0		2.0		2.0	
	トラックレース	5.0		3.0		2.0		2.0	
	マウンテンバイク，BMX，サイクルサッカー，トライアル，サイクルフィギア，パラサイクリング		5.0		3.0		2.0		2.0
講義の合計		**15.0**	**10.0**	**9.0**	**6.0**	**6.0**	**4.0**	**6.0**	**4.0**
ケーススタディ		**2.0**	**1.5**	**1.0**	**1.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**
筆記試験		**1.5**	**1.0**	**1.5**	**1.0**	**1.0**	**1.0**	**1.0**	**1.0**
実技研修・試験		**10.0**	**6.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**
口頭試験		**0.5**	**0.5**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**
総合計		**29.0**	**19.0**	**11.5**	**8.0**	**7.0**	**5.0**	**7.0**	**5.0**

第一級公認審判員　検定評価項目・基準

筆記検定

	科　目	配点
1	共 通 事 項	**100**
2	競技種目ごとの規則に関する事項（ロード・トラックの場合は各100）	**200**
3	ケーススタディ	**100**
	合計	**400**

※　すべての科目が科目毎に2/3以上（100点満点で67点以上）、総合計で3/4以上（400点満点で300点以上）

実技検定

1	審 判 員 と し て の 心 構 え ， 道 具 の 準 備	**30**
2	競 技 規 則 の 知 識 ， 理 解 度	**30**
3	業 務 の 実 践 的 遂 行 能 力 ， 経 験	**30**
4	審判団とのコミュニケーション能力，ならびにリーダーシップ	**30**
5	一 級 取 得 後 の 目 的 意 識 ・ 意 欲	**30**
6	口 頭 試 験	**50**
総合評価		**200**

※ すべての科目が科目毎に2/3以上（100点満点で67点以上）、総合計で3/4以上（200点満点で150点以上）

第二・三級公認審判員ならびにチームアテンダント講習合格基準

※ 筆記試験における得点率が6／10以上

主 催 者 登 録 規 程

（主催者登録）

第１条　公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）の競技規則および諸規則の下に競技大会を主催する者は，この主催者登録規程の定めるところにより，本連盟が登録を認めた主催者（以下「登録主催者」という）でなければならない．

（主催者のカテゴリ）

第２条　主催者のカテゴリは以下のとおりとする．

１．本連盟の加盟団体．
本連盟の加盟団体は，都道府県自転車競技連盟と全国的に組織された団体（日本学生自転車競技連盟，全日本実業団自転車競技連盟，全国高等学校体育連盟自転車競技専門部，日本プロフェッショナルサイクリスト協会）に分けられる．
加盟団体には，その領域において実施する競技大会を主催するライセンスを与える．

２．本連盟の加盟団体以外の諸団体，法人，個人．
加盟団体以外の諸団体，法人，個人には，その主催しようとする競技大会または競技大会シリーズごとに主催するライセンスを与える．

（登録申請手続き）

第３条　主催者登録申請者は，申請書に必要事項を記載し，必要書類を添えて本連盟あてに登録申請手続きを行うものとする．

２.本連盟は，前項により登録申請書を受理し，主催者としての認可が適当であると判断したときは，申請者に対して別に定める競技大会のカテゴリおよびクラスに応じた登録料を請求する．

３．本連盟は，登録料の入金を確認し，主催者としてのライセンスを与え，登録証を発行する．

４．本連盟に提出された登録申請書および添付書類は，登録番号を付して登録台帳に保管する．

５．登録申請は，新規申請と更新申請とし，更新申請のときは添付書類の一部を免除することができる．

（登録認可の条件）

第４条　主催者のカテゴリにより登録認可の条件を下記に定める．

１．本連盟の加盟団体．

【都道府県自転車競技連盟】

(1) 当該都道府県内において開催する競技大会，および主として当該加盟団体に登録する競技者を対象とする競技大会を主催するライセンスを与える．
(2) 本連盟が推奨する安全対策を講じること．
(3) 大会運営に関する危険に関して有効な保険に加入していること．
(4) 事故があった場合，報告およびその後の対策を本連盟に提出すること．

【全国的に組織された団体】

(1) 主として当該団体が統括する登録競技者を対象とする競技大会を主催するライセンスを与える．
(2) 本連盟が推奨する安全対策を講じること．
(3) 大会運営に関する危険に関して有効な保険に加入していること．
(4) 事故があった場合，報告およびその後の対策を本連盟に提出すること．

２．本連盟加盟団体以外の諸団体，法人，個人．

申請書において下記事項について特定する:

(1) 競技部門　（例:ロード，トラック，マウンテンバイク，BMX，シクロクロス，トライアル，室内自転車競技，パラサイクリング，サイクリング･フォア･オール）
(2) 競技種目　（例:ワンデイレース，ステージレース，クロスカントリ，ダウンヒル，サッカー，フィギュア等）
(3) 大会名称
(4) 開催場所
(5) 開催日程
(6) 競技者カテゴリ（男子／女子，エリート，ジュニア，マスターズ，ユース）
(7) 大会のクラス（UCI登録，全国大会，地域大会，都道府県内大会等）

提出書類:

(1)主催者の代表者および連絡先の詳細
(2) 主催者の法的地位を明らかにする書類（会社定款，登記謄本，決算公告等）
(3) 大会実施計画書
(4) 大会収支予算書・前年大会の収支決算書
(5)（必要に応じ）大会警備計画書・安全対策計画書
(6) テクニカルガイド（案）

安全対策:
(1) 本連盟が推奨する安全対策を講じること.
(2) 大会運営に関する危険に関して有効な保険に加入していること.
(3) 事故があった場合，報告およびその後の対策を本連盟に提出すること.

（登録申請期日）
第5条
1．本連盟の加盟団体.
当該年度の前年度1月31日までに登録申請を行うこと.
2．本連盟の加盟団体以外の諸団体，法人，個人.
【国際自転車競技連合（UCI）国際競技日程の大会を主催するとき】
当該年度のUCI国際競技日程登録締切日の2ヶ月前までに登録申請を行うこと.
【本連盟国内競技日程の大会を主催するとき】
当該年度の前年度1月31日までに登録申請を行うこと.

（登録の有効期間）
第6条
1．本連盟の加盟団体.
当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする.
2．本連盟の加盟団体以外の諸団体，法人.
【国際自転車競技連合（UCI）国際競技日程の大会】
登録認可日から，当該年度のUCI国際競技日程の最終日とする.
【本連盟国内競技日程の大会】
当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする.

（登録主催者の権利）
第7条　登録申請時に選択することにより，本連盟による別記の追加サービスを受けることができる．登録期間の途中で登録料の差額を納めることにより，サービスを追加することができる.

（登録料）
第8条　登録主催者は，そのカテゴリ，種目，形態，クラス，サービスに応じて別に定める登録料を本連盟に納入しなければならない.

（登録の表示）
第9条　登録主催者は，競技大会に関する印刷物，掲示物，アクレディテーション，車両，バナー等に，登録認可および本連盟のロゴを表示できる.

（登録記載事項の変更）
第10条 登録主催者は，登録申請時の諸事項に変更を生じたときは，直ちに本連盟に届け出るものとする.

（登録の取消）
第11条 登録主催者が次の各号に該当するときは，その登録を取消す.
① 登録の取消を申請したとき.
② 主催団体としての実態を失ったとき.
③ 第3条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき.
④ 本連盟の競技規則に抵触し，登録主催者の資格を失ったとき.
⑤ 登録者規程に抵触したとき.
⑥ 前各号のほか，本連盟の理事会が登録主催者として不適当と認めたとき.

（登録証の返還）
第12条 前条により登録を取消された者は，登録証を本連盟に返還しなければならない.

（資格審査の不服申立）
第１３条 資格審査に不服のある登録主催者は，その旨を本連盟の審査委員会に申し立て，その裁定を受けることができる．
２．審査委員会の決定は最終とする．

（再登録）
第１４条 登録主催者でその登録を取消された者が，次の各号にいたったときは，再登録の申請をすることができる．再登録は本規程第8条を経て発効する．
①登録を取消された日から起算して，満1ヵ年を経過した者．
②復権を認められた者．

（例外規定の運用と処理）
第１５条 この規程に定めていない事項，または登録に関する疑義および紛争が生じたときは，本連盟の常務理事会が処理するものとする．

（施行期日）
付　則　2012年4月1日制定

チーム･アテンダント登録規程

（チーム･アテンダント）
第１条　公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）または本連盟の加盟団体が主催する競技会または競技別委員会が認める競技会に出場するチームに関与する者は，本連盟競技規則第98条Bにより，(公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ，同公認自転車競技各級指導員もしくは，このチーム･アテンダント登録規程の定めるところにより本連盟が登録を認めたチーム･アテンダントでなければならない．

（登録申請手続き）
第２条　チーム･アテンダント登録申請者は，申請書に，必要事項を記載し，登録料を添えて本連盟加盟団体あてに登録申請手続きを行うものとする．
２．本連盟加盟団体は，前項により登録申請書を受理したときは，集計し日本自転車競技連盟登録システムに入力する．

（登録の有効期間）
第３条　登録の有効期間は登録された日から当該年度の3月３１日（1ヵ年以内）までとする．

（チーム･アテンダント資格の付与）
第４条　新たにチーム･アテンダント資格を希望する者は，本連盟または加盟団体主催のチーム･アテンダント講習会を受講し，試験に合格しなければならない．

（登録証の所持）
第５条　競技会に参加するチーム･アテンダントは，本連盟の交付する登録証を所持していなければならない．

（登録の取消）
第６条　チーム･アテンダントが次の各号に該当するときは，その登録を取消す．
①　登録の取消を申請したとき．
②　第２条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき．
③　本連盟の競技規則に抵触し，チーム･アテンダントの資格を失ったとき．
④　登録者規程に抵触したとき．
⑤　前各号のほか，本連盟の理事会が登録主催者として不適当と認めたとき．

付　則
2013年4月1日制定

チーム登録規定

自転車競技を支える活動母体である各チームの独自性を確保し，チームおよびチーム員の権利を保護し，かつそれらの自転車競技会における権利と義務を明確化し，自転車競技の健全な発展に継続的に資することを目的にチーム登録制度を制定する.

第1条（チームの定義）

チームとは，自転車競技者の育成と，（公財）日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）と本連盟の加盟団体およびUCIまたはUCIの加盟団体が主催･主管する公認大会に参加するためにし構成された統一体である.
国内においては，本連盟または本連盟加盟団体の後援を受け競技会運営および応援するために構成された統一体でもある.

第2条（チームの構成とチーム員の条件）

チームは共通の意識を持つか，雇用関係にある下記の人々で構成される.

2. 雇用者（雇用関係がある場合），代表責任者，チーム役員（チーム代表者，監督，コーチ，メカニシャン，医師，アテンダント等），および競技者. チーム代表者は監督が兼任できる
3. 監督およびコーチは，下記の登録証を所持する者でなければならない.
   (1) （公財）日本体育協会 公認スポーツ指導者制度で規定された競技別指導者（自転車競技）: A,B,C級コーチ，A,B,C級スポーツ指導員の登録証
   (2) UCIまたはUCI加盟団体が発行する登録証
4. 競技者は活動当該年度有効な本連盟競技者登録証，またはUCIまたはUCI加盟の競技連盟が発行する選手登録証を所持しなければならない.

第3条（チームの名称および継続性）

(正式名称)チームは，他のチームまたは団体と明確に区別できる固有の正式名称を持たなければならない.

2. （呼称）UCIプロフェッショナル･コンチネンタル･チーム以上のチームのみが，“プロフェッショナル”，“プロ”の呼称をその名称に含むことができる.
3. （国内呼称）その活動を国内のみに限るチームは，所属競技者とUCIプロフェッショナル･コンチネンタル･チームと同等の報酬で契約する場合に限り，“プロフェッショナル”，“プロ”の呼称をその名称に含むことができる.
4. (通称)正式名称またはその前後に，スポンサーの名称や商標を加えた通称を登録できる.
5. (略称)第3条1,2項を表す略称を登録するものとする.
6. (制限)すでに本連盟，本連盟加盟団体，本連盟競技別委員会およびUCIに登録されている名称と同一，または，まぎらわしい名称は使用することができない.
7. (継続性) 前年と同一の正式名称を持ち，その構成員の過半数が前年と同じであるチームが，継続したチームとみなされる. 前年と名称が異なっても，本連盟競技運営委員会の審査により継続しているとみなされたチームは，旧チームの権利と義務を継承する.

第4条（チームの権利）

登録したチームは，チーム単位で参加が認められた公認大会，講習会等に参加することができる.

2. 登録したチームは，スポンサーと契約することができる.
3. 登録したチームは，チーム名をユニフォームに表示することができる. チームと契約したスポンサーの名称を，ユニフォームに表示することができる.
4. 登録されたチーム名のみが，リザルト(競技成績)上に表示され得る.
5. 登録したチームは，本連盟チーム･ランキングを与えられる.

第5条（チームの義務）

登録したチームは，本連盟および本連盟加盟団体の規則，UCI規則，そして大会特別規則を順守し，組織および競技大会の運営に協力しなければならない.

2. チームで公認大会に参加するときは，登録した名称，ユニフォームを使用しなければならない.
3. チームは，競技者およびチーム員の人格と権利を尊重しなければならない.
4. チームは，雇用関係により競技者と契約を行ったとき，最低賃金と契約期間の資金が保証されていなければならない.
5. チーム代表者は，チーム構成員の行為と言動に対し，責任を持たなければならない.
6. 代表責任者は，競技者が賠償保険へ加入していることを保証しなければならない.
7. チーム代表者または監督は，大会規定で定める諸会議への出席と，公式式典へチーム員が出席するが出席することを保護と保証しなければならない.
8. チームに対する，ペナルティおよび罰金は代表責任者または監督が責任を負わなければならない.

第6条（チームの統括）

本連盟または本連盟の加盟団体である都道府県自転車競技連盟（以下「都道府県連盟」という），日本学生自

転車競技連盟（以下「学連」という），全国高等学校体育連盟自転車競技専門部（以下「高体連」という），全日本実業団自転車競技連盟（以下「実業団」という）および日本プロフェッショナル協会（以下「プロ協会」という）は，管轄下で活動するチームを統括，指導そして管轄するものとする．
本連盟競技委員会管轄下のマウンテンバイク，シクロクロス，室内自転車種目およびBMX種目で活動するチームは，競技委員会が認めた競技別委員会が，統括，指導および管轄するものとする．

2. 本連盟に登録するチームは，下記のチームとする
   (1) UCI認定チーム，ただし本連盟を通じ登録されたチーム
   (2) 本連盟ナショナル･チーム
   (3) 国内連盟チーム（ナショナル･チームほか，JCF代表/選抜チーム等）
   (4) 加盟連盟代表チーム(本規程第１４条のチーム)
   (5) 本規程第8条により本連盟に登録したチーム

第7条（チーム登録申請手続き）

登録を申請するチームは，多数をしめるチーム員が活動を行う第6条の各加盟団体または競技別委員会へ，申請用紙に必要事項を記載し，登録料を添え，チーム･ユニフォームのデザインまたは写真を添付し，登録申請手続きを行うものとする．

2. 登録申請は，新規申請と更新申請とし，更新申請には継続申請，再登録申請および登録抹消申請がある．

第8条（登録）

本連盟，本連盟各加盟団体および競技別委員会に申請された登録申請書は，各加盟団体および競技別委員会が，内容を確認し登録の可否決定を行い，登録番号を付して登録台帳へ保管する．また，登録申請チームへ登録の結果を回答するものとする．

2. 各加盟団体および競技別委員会は，登録を認めた各チームの申請書と添付資料を本連盟へ報告するものとする．
3. 本連盟は，登録が認められた各チームの登録台帳を作成し記帳する．
4. 本連盟は，登録が認められた各チームと登録抹消された各チーム名簿を，本連盟各加盟団体および競技別委員会へ公開する．
5. 本連盟，本連盟各加盟団体および競技別委員会が登録を認めることは，チームやチーム構成員の人格と法規定を順守することについて，本連盟，本連盟各加盟団体および競技別委員会が責任を負うことを承認または容認することを意味しない．

第9条（登録申請の期日）

新規申請と継続申請は毎年12月31日までに，本連盟各加盟団体または競技別委員会へ提出するものとする．年度途中の申請として毎年6月30日までを認める．

2. 申請期間は12月1日から12月31日，6月1日から6月30日とする．
3. 各加盟団体および競技別委員会は，12月31日分は翌年1月20日まで，6月30日分は7月20日までに本連盟へ報告するものとする．
4. 本連盟は報告の月末までに登録台帳へ記帳し，翌月1日付けで各加盟団体および競技別委員会へ公開するものとする．

第１０条（登録の有効期間）

登録の有効期間は１年間とし，本連盟，本連盟各加盟団体および競技別委員会が認めた日から当該年度12月31日までとする．

第１１条（登録料）

登録を行うチームは，別に定める登録料を登録申請する本連盟，本連盟各加盟団体または競技別委員会へ納入しなければならない．

第１２条（チームの資格停止と異議申立て）

チームが本連盟競技規則第9章（制裁）の資格停止およびライセンス取消しの適用を受けたとき，チームは本連盟競技規則第9章と同じ制限を受ける．

2. 制裁期間中，チーム員にも同等の制限を受ける．
3. 異議申立ては，本連盟競技規則第10章を適用する．
4. チームがUCIおよびUCI加盟団体より制裁を受けたとき，国内でも同等の制限を受ける．

第１３条（競技者のチーム名使用の制限）

登録競技者は，公認大会参加にあたり競技者登録証へ記載したチーム名で参加できる．ただし，大会要項にチーム名の使用が制限されているときは，それに従う．

2. チーム名を使用するときは，参加申込み用紙にチーム名を記載すること．
3. チーム名で参加するときは，登録したユニフォームで参加しなければならない．

第14条（都道府県代表チームと学連，高体連，実業団そしてプロ協会代表チームとの関係）

競技者が本連盟加盟団体の代表チームとして公認大会に参加するとき，派遣する団体のチーム名およびユニフォームを使用するものとする.

2. 都道府県代表チームへ所属できる競技者は，競技者が登録申請した都道府県とする．ただし国民体育大会は国民体育大会の実施要項に従う.

3. 代表チームが混成のチーム員から構成されるとき，チームのジャージへの表記は競技規則第8条7項(5)に従う．ただし第8条7項(1)が優先する.

第15条（競技者とチーム所属の制限）

競技者は複数の登録が認められたチームへ所属または契約することはできない.

2. (例外事項) 異なる競技種別のときは，双方の代表責任者の承認があったとき，所属または契約することができる.

(1) 所属または契約できるﾁｰﾑ数は，2チームまでとする.

(2) 競技種別は下記の分類とする.

① ロード/ トラック
② シクロクロス
③ マウンテンバイク（MTB）
④ 室内競技
⑤ BMX
⑥ トライアル

第16条（競技者のチーム間移籍）

登録競技者は，競技種別のシーズン途中で所属チームの変更を行うことができない．特別な事情により，所属チームの変更が必要になった場合は，本連盟競技委員会の審査を経て，競技委員会委員長が許可を与えることができる.

第17条（チーム登録申請への記載事項）

・正式名称，通称，略称（全角7文字，半角14文字以内のこと）
・住所，郵便番号，電話番号，Fax番号
・代表責任者氏名
・監督氏名，登録証の種類，登録番号，有効期限
・コーチ氏名，　登録証の種類，登録番号，有効期限
・メカニシャン，その他のチーム役員氏名
・設立年度
・所属競技者名簿

第18条（チーム名称の変更権）

チームの正式名称，通称および略称で登録済みチームと類似のものが発生したとき，またスポーツ団体名称としてふさわしくないとき，本連盟，本連盟各加盟団体そして競技別委員会は，名称変更権を有し，行使することができる.

変更権が行使され申請チームへ連絡があったとき，各チームはチーム名の使用を止めると共に2週間以内に名称変更の連絡を行うものとする.

2. 登録されたチームの名称でも，本連盟，本連盟各加盟団体および競技別委員会は，名称変更権を行使することができる.

3. 名称変更権は，本連盟が優先権をもつものとする.

付則

第1条　本規程は，平成11年(1999年)12月1日から施行する

ただし，平成11年(1999年)6月1日から6月30日までに，チーム登録申請があり，登録が認められたチームは，本規程の適用を行う.

日本自転車競技連盟専門委員会規程

（目　的）

第1条　この規程は，公益財団法人日本自転車競技連盟（以下「本連盟」という）の定款第42条の規定に基づき設置する専門委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営について必要なことを定める.

（種　類）

第2条　委員会の種類は，次のとおりとする.

総務委員会
選手強化委員会
競技運営委員会
広報委員会
アンチドーピング委員会

2．選手強化委員会の上部組織として選手強化本部会を置く．強化本部会規程及び強化委員会規程は別に定める.
3．委員会には必要に応じ小委員会又は部会を設置することができる.
4．第1項に定める各委員会の業務分掌は別に定める.

（業　務）

第3条　委員会は，定款第4条に規定された事項について協議し，理事会に意見を具申するとともに，理事会が決定した計画に基づき所管の業務を処理する.

（委　員）

第4条　委員会は，委員をもって組織する.

1．委員会の委員は本連盟の理事4人以上5人以内.
2．専門的知識を有する者若干名.
3．委員の人数は7名を超えることができない.
4．委員は理事会の議を経て会長が委嘱する.
5.

（委員の任期）

第5条　委員の任期は，2年とし再任を妨げない.

（委員長及び副委員長）

第6条　委員会に，委員長及び副委員長各1名を置く.

2．委員長及び副委員長は委員のうちから会長が任命する.
3．委員長は，議長となり，委員会の議を経て分掌業務を処理する.
4．副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，委員長の職務を代行する.
5．委員長は，専門委員長会議において，当該委員会の業務処理内容を報告し，各委員会の調整を図る.

（委員会の召集）

第7条　委員会は，会長の承認を得て委員長が召集する.

（委員会の議事）

第8条　委員会の議決は出席委員全員の賛成を原則とし，意見の相違する場合は委員長が総合的に判断した上で決定する.

（委員長の専決措置）

第9条　委員長は，緊急を要するため委員会に付議することが困難であるときは，常務理事会に諮り諒承を経てこれを専決することができる.

2．前項の場合においては，次回の委員会に報告して承認を受けなければならない.

（委員会の参考人）

第10条　委員長が必要と認めたときは，委員会に参考人の出席を求め，その意見を聴くことができる.

（執行部の出席）

第11条　会長，副会長及び常務理事は，委員会に出席して意見を述べることができる.

（委員長会議の開催）

第12条　総務委員会委員長は，必要に応じ委員長会議を召集して議長となり，各委員会の業務内容を把握するとともに，会務の推進について協議し，総合的調整を図る.

附　則

平成　7年（1995年）　6月24日制定
平成　9年（1997年）　3月　4日改正
平成11年（1999年）　4月24日改正
平成13年（2001年）　4月13日一部改正
平成15年（2003年）　4月23日一部改正
平成25年（2013年）　3月25日一部改正
この規程は，公益財団法人日本自転車競技連盟の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する.
平成27年（2015年）　2月25日一部改正
この規程は，平成27年　2月25日から施行する.

専門委員会業務分掌

総務委員会
（目　的）　本委員会は，本連盟の運営に関する事項を審議し，健全な運営を図る.
1)　本連盟の財源の確保及び財務の健全な運用を図る.
2)　本連盟の運営に関わる基本的な事項と関係団体との渉外に関すること.
3)　評議員会，理事会，常務会，各専門委員会の開催と運営に関すること.
4)　本連盟の事業計画，予算及び事業報告，決算に関すること.
5)　寄付行為及び規程の改廃に関すること.
6)　本連盟への加盟及び脱退に関すること.

選手強化本部会・選手強化委員会
別に定める選手強化本部会規程及び選手強化委員会規程による.

競技運営委員会
（目　的）自転車競技の発展，拡大を目途に競技会の万全なる運営を図ると共に審判技術の向上，競技に関する調査・研究，指導者の育成等多角的に検討を加え実践する.
1)　国際，国内競技会に係わる計画，運営に関すること.
2)　競技規則，規程及び制度に係わる研究，立案，改正に関すること.
3)　競技施設の調査，検査，公認に関すること.
4)　記録の公認，管理に関すること.
5)　競技，審判用器材の研究，開発，公認に関すること.
6)　競技者，審判員の審査，登録，管理及び登録証の発行に関すること.
7)　審判員の養成，技術の向上に関すること.
8)　その他競技，審判に関すること.
9)　自転車競技の普及啓蒙に関すること.
10)　指導者の育成に係わる講習会及び研修会に関すること.
11)　競技用自転車，部品の貸与に関すること.

広報委員会
（目　的）　自転車競技のPR計画と共に連盟の公式発表及び刊行物の発行を行う.
1)　自転車競技のPR計画及び実施に関すること.
2)　広報資料の収集，調査，提供に関すること.
3)　報道機関に対する公式発表に関すること.
4)　本連盟の機関誌及び刊行物の編集・発行に関すること.

アンチドーピング委員会
（目　的）　ドーピングはスポーツと医学の双方の倫理に反するものであり，自転車競技における薬物乱用の防止及びアンチドーピング体制の整備，運営を図る.
1)　アンチドーピングの教育に関すること.
2)　ドーピング・コントロールに関すること.
3)　禁止薬物使用に係わる制裁に関すること.
4)　その他，アンチドーピングに係わるすべてに関すること.

附　則
平成　9年（1997年）　3月　4日制定
平成11年（1999年）　4月24日制定
平成13年（2001年）　4月13日制定
平成15年（2003年）　4月23日一部改正
平成27年（2015年）　2月25日一部改正
この業務分掌は，平成27年　2月25日から施行する.

小委員会および部会に関する規程

(目的)

第1条　この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「本連盟」という)の専門委員会規程第2条第3項の規定に基づき設置する小委員会および部会(以下「小委員会等」という)の組織および運営について必要なことを定める。

(種類)

第2条　小委員会は、次のとおりとする。

一　室内自転車競技小委員会
二　シクロクロス小委員会
三　マウンテンバイク小委員会
四　BMX小委員会
五　パラサイクリング小委員会
六　トライアル小委員会

２　部会は、次のとおりとする。

一　広報部会
二　コミッセール部会
三　国際推進部会
四　アンチドーピング部会
五　選手強化医科学部会
六　トラック競技部会
七　ロード競技部会
八　ジュニア強化育成部会

（業務）

第3条　小委員会等は、本連盟定款第4条に規定された事項の専門委員会における遂行に関し、その所管事項について協議し、専門委員会に意見を具申するとともに、所管の業務を処理する。

（委員等）

第4条　小委員会等は、委員をもって組織する。

２ 小委員会等の委員は、原則として専門的知識・経験を有する者5人以内で構成することとするが、小委員会の目的、特性に応じた増員は認められる。

３　小委員会等の委員は、会長が委嘱する。

（委員長等）

第5条　小委員会に委員長1名を、部会に部会長1名を置く。

（委員等の任期）

第6条　委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

（小委員会等の招集）

第7条　小委員会等は、所管委員会の承認を得て委員長もしくは部会長が招集する。

（小委員会等の議事）

第8条　委員長もしくは部会長が議長となり，小委員会等の議決は出席委員全員の賛成を原則とし、意見の相違する場合は委員長もしくは部会長が総合的に判断した上で決定する。

（小委員会等の参考人）

第9条　委員長が必要と認めたときは、小委員会等に参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（改訂）

第10条　本規程の改定は、理事会の承認により行う。

附　則　この規程は、平成24年 3月 9日から施行する。
平成27年（2015年） 2月25日一部改正
この規程は，平成27年　2月25日から施行する.

褒賞金支給要項

1 主 旨

主要国際大会において，上位入賞した選手に対し，平素の努力と栄光を称えるとともに，さらに競技力の維持向上に励み，本連盟の一層の発展に資することを目的とする.

2 支給対象大会

①オリンピック競技大会
②世界選手権大会
③ジュニア世界選手権大会
④ワールドカップ大会
⑤アジア競技大会

上記大会の入賞者で，別に定める基準により支給する.

3 褒賞金の取得

本連盟，登録者規程 第2章 第6条～第9条により支給する.

褒賞金表

順位	オリンピック	世界選手権	ジュニア世界選手権	ワールドカップ大会	アジア大会
1位	500万円	100万円	30万円	50万円	30万円
2位	300万円	70万円	20万円	30万円	10万円
3位	200万円	50万円	10万円	10万円	5万円
4位	90万円				
5位	60万円				
6位	40万円				

注 団体追抜・チーム・スプリント等の複数競技者種目であっても，褒賞金の支給額は該当位金額とする.

付 則

平成 4年（1992年） 4月 1日適用
平成16年（2004年） 5月20日適用
平成23年（2011年） 4月 1日適用

主催・共催・協賛・後援等に関する規程

（目的）
第1条　本規程は、日本国内において開催される国内ならびに国際競技大会の組織に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）
第2条　それぞれについて、次のように定める。
一　「主催」とは、自己の名義において競技大会等を開催することをいう。
二　「共催」とは、共同の名義において競技大会等を開催することをいう。
三　「主管」とは、競技運営について主体となって管理することをいう。
四　「公認」とは、他者の主催する競技大会等を公式なものとして許諾することをいう。
五　「協賛」とは、他者の主催する競技大会等にたいして、金銭等の経済的な援助を行うことをいう。
六　「協力」とは、他者の主催する競技大会等にたいして、物品・人員等の援助を行うことをいう。
七　「後援」とは、本連盟がその趣旨に賛同し、支援することをいう。
ただし原則として経済的援助もしくは物品、人員等の援助は伴わない。

（主催）
第3条　自転車競技の全競技部門における全日本選手権大会は、財団法人日本自転車競技連盟（以下、「本連盟」と称す）が主催する。
２ 上記のほか、本連盟は理事会の承認した競技大会等を主催する。

（共催）
第4条　本連盟加盟団体の主催する競技大会等のうち、本連盟からの給付を主たる収入とする競技大会については、原則として本連盟の共催とする。
２ 上記のほか、本連盟は会長の承認した競技大会等を共催とする。

（主管）
第5条　本連盟は、本連盟の主催する競技大会等の主管を、加盟団体に委託することができる。

（公認）
第6条　本連盟は、別に定める公認大会開催に関する規程を満たす競技大会等について、公認することができる。
２ 公認料は別途定める。

（協賛、協力および後援）
第7条　本連盟は、第三者の主催する競技大会等に関して協賛、協力または後援の依頼があった場合、次の第一項に掲げる条件を全て充足し、かつ第二項に掲げるいずれかに該当し、かつ第三項に掲げる何れにも該当しないことを基準として、個別に判断する。
一　必要条件
ア 本連盟寄付行為に定める目的・事業に合致していること。
イ 安全に関する配慮が十分になされていること。
ウ 競技大会の場合、参加者は本連盟登録競技者であり、本連盟競技規則・諸規則を遵守して行われること。
二　承認することができる場合
ア 自転車競技の普及促進に貢献すると認められるとき。
イ 公益性があると認められるとき。
ウ 本連盟並びに加盟団体に有益であると認められるとき。
エ 本連盟の事業及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。
三　承認できない場合
ア 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
イ その運営方法が公正、安全でないと認められるとき
ウ その他、本連盟の目的、内容に照らし、適当でないと認められるとき。

（共催、協賛、協力及び後援の対象）
第8条　共催、協賛、協力及び後援の対象となる他の主催者は、本連盟加盟団体、公益法人、官公庁、非営利法人もしくはこれに準ずるものとし、対象となる事業は、公益的性格を有するものとする。
２ 共催については、賞状、賞品等を授与することができるものとし、後援、協賛については、賞状、賞品の授与はしない。

（手続き）
第9条　本連盟の共催、協賛、協力もしくは後援を希望する主催者は、開催趣旨、開催日、場所等を記載した事業計画書、予算書を本連盟事務局へ提出する。
２ 共催、公認、協賛、協力、後援等については会長が承認する。

(規程の変更)
第10条　この規程を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付則　この規程は、平成24年 3月 9日から施行する。

（公財）日本自転車競技連盟・2014UCIコンチネンタルおよび女子チーム登録基準

定義
（公財）日本自転車競技連盟登録のUCIコンチネンタルおよび女子チームは，所属競技者の大多数の国籍は日本国籍でなければならない．
（公財）日本自転車競技連盟により大陸競技日程の競技大会への参加を認められライセンスを与えられ，UCIに登録される，ロード競技者のチームである

チームの登録期間
UCI規則に従い，2014年のUCIコンチネンタルおよび女子チームの登録期間は2013年1月1日から2013年12月31日とする．

登録チーム数
UCI規則に従い，本連盟登録のUCIコンチネンタル･チームは最多15チームとする．

チームの構成
UCIコンチネンタル･チームに所属する競技者は，男子エリートおよび/またはU23カテゴリのプロフェッショナルまたはアマチュア競技者とする．
UCI女子チームに所属する競技者は，女子エリート･カテゴリのプロフェッショナルまたはアマチュア競技者とする．

競技者数は，最少8名，最多16名とする．

本連盟に登録するチームの競技者の過半数は，日本国籍でなければならない．

（公財）日本自転車競技連盟の承認により，UCIコンチネンタル･チームはロード以外の種目（トラック，シクロクロス，マウンテンバイク等）からの特別枠の専門競技者を，その専門種目においての前年のUCI個人ランキング150位以内(女子チームにおいては100位以内)である場合，4名まで加えることができる．

競技者の年齢
チームを構成する競技者の過半数は28歳未満でなければならない．

契約期間
コンチネンタル･チームと競技者間の契約：契約期間は，2014年1月1日から2014年12月31日とする．

契約の形態
① コンチネンタル･チームと被雇用競技者間の契約
② コンチネンタル･チームと自営競技者間の契約
③ コンチネンタル･チームと特別枠専門競技者間の契約
④ コンチネンタル･チームと被雇用スタッフ間の契約
⑤ コンチネンタル･チームと自営スタッフ間の契約
被雇用者とは，チームのための仕事に対してチームから給料（年俸，年俸の分割払いも含む）を支払われる者をさす．自営とは，雇用関係はないが，チームのための仕事に対する謝金，経費の償還を受ける者をさす．

移籍
【移籍】　シーズン中，6月1日から25日の期間を除き，UCIチームに登録している競技者は移籍できない．
【トレーニー】8月1日から年末までの期間，各コンチネンタル･チームは23歳未満の競技者2名を下記条件の下に追加できる：
- 当該競技者はかつてUCIコンチネンタル･チーム，UCIプロフェッショナル･コンチネンタル･チーム，UCIワールドチームのメンバーであったことがないこと；
- コンチネンタル･チームは8月1日までに当該競技者の氏名をUCIに通知すること；
- これら競技者は所属国内連盟の許可を得なければならず，この期間内にただ1つのUCIチームに加入することができる．

国際ライセンス
チーム構成表に申請当初より記載されるチーム監督と競技者は，2013年に有効な国際ライセンスを取得しなければならない．

チーム･スタッフの資格
（公財）日本自転車競技連盟競技規則第98条の基準を満たすこと．国際ライセンスを所持すること．

保険
下記の危険性に対する，金額無制限かつ地域的制限のない(全世界無制限)，競技者のチームのための活動(レース，トレーニング，移動，プロモーション等)中に発生したすべての出来事をカバーする保険は義務付けられる．
1. 民事責任 (競技者の)
2. 事故 (回復までの治療費)
3. 疾病 (治療費と国外での入院費)
4. 本国送還 (無制限)

銀行保証
銀行保証金額は，2014年における給与等総額の15%または300万円の，いずれか多い方の額とする．
銀行保証の期間は，2014年1月1日から2015年3月31日までの15ヶ月間とする．

年間最低予算額
チーム活動の年間最低総予算額については，2014は2000万円とする．

登録料
UCIに支払われるべき登録料：UCIコンチネンタル･チーム：4,500ユーロ　　UCI女子チーム：2,000ユーロ
JCFに支払われるべき登録料：UCIコンチネンタル･チーム：50,000円　　UCI女子チーム：50,000円

国際競技大会参加許可証発行事務取扱い規定

この規定は，UCI規則第1.2.052条に従い，本連盟が，国際競技大会参加許可証を本連盟に登録したチームを対象として発行するための規定である．国内のチームが国際競技大会に参加することは奨励すべきことであるが，一方で国内の競技大会に参加する優秀な競技者を確保することにも配慮しなければならない．

第1条　(規定の対象)
本規定は公益財団法人日本自転車競技連盟（以下本連盟という）のチーム登録規定により本連盟に登録したロードおよびマウンテンバイク・チームおよび本連盟加盟連盟代表チーム（以下「チーム」という）を対象とする．ただし，UCI登録チームは対象としない）

第2条　（報告の義務）
本連盟以外のUCI加盟国内連盟監督下の主催者の競技大会に招待された「チーム」は，その旨を本連盟に報告しなければならない．（UCI規則第1.2.048条）

第3条　（国際競技大会参加許可）
第2条にいう競技大会に参加しようとする「チーム」は，本連盟より国際競技大会参加許可を得なければならない．
この許可を得ずに，上述の競技大会に参加し，その結果として本連盟もしくは本連盟の加盟団体，本連盟監督下の主催者に不利益を与えた場合は，その「チーム」もしくはそのメンバーは本連盟競技規則の制裁の対象となる．
上述の競技大会がロード・レースの大会である場合，許可証を所持しない「チーム」はその大会に参加できない．（UCI規則第1.2.052条）

第4条　（国際競技大会参加許可の条件）
次の事項に触れる場合は，参加許可を与えない．
1. UCIの認めない競技大会に，あるいはUCI規則に反して競技大会に参加しようとする場合．
2. 参加しようとするメンバーが必要なライセンスを所持していない場合．
3. 自「チーム」以外のチームに所属する者を，そのチームの承認なくメンバーとする場合．
4. 次の競技大会の前後5日間以内に行われる競技大会に，所属の都道府県連盟の承認を得ていない者をメンバーとする場合．
   ①　全日本自転車競技選手権大会
   ②　全日本アマチュア自転車競技選手権大会
   ③　JOCジュニア・オリンピック・カップ大会
   ④　国民体育大会
   ⑤　全国都道府県対抗自転車競技大会
5. 上記4.以外の場合でも，所属都道府県連盟の合宿等の行事に支障ある期間に，所属の都道府県連盟の承認を得ていない者をメンバーとする場合．
6. すでに参加申込みしている競技大会に，その主催者の承認なく欠場して，他の競技大会に参加しようとする場合．
7. 本連盟の組織するナショナル・チーム，国内連盟チームに選抜された者を，その派遣事業もしくは強化合宿に支障ある期間に参加許可を求める場合．
8. 許可を求める期間中有効な，第3者に対する賠償責任保険の契約をしていない場合．

第5条　（国際競技大会参加許可証の発行）
国際競技大会参加許可証の発行を申請する「チーム」は，別に定める発行申請書および副申書に記入し，所定の承認印を得た上で，本連盟に提出する．
申請書の必要事項がすべて記入，押印されている場合，本連盟はこれを受理する．
本連盟は，受理した申請について，第4条に掲げる条件に照らし，不都合のない場合は，速やかに許可証を発行する．

第6条　（国際競技大会参加許可証の取り消し）
次の場合，参加許可証を無効とし，その旨を当該「チーム」，主催者を監督する国内連盟に通知する．
1. 発行申請書の記載事項に過誤，偽りが明らかとなったとき．
2. 事情が変化し，第4条に示す事項に該当するようになったとき．

第7条　(手数料)
許可証の発行の申請に際し，申請者は本連盟に手数料として1件につき別に定める金額を納めること．この手数料は，申請がいったん受理された場合，不許可となったり，許可が取消しとなった場合でも返還しない．

第8条　付則　　この規定は1999年4月1日より発効する．

国際競技大会参加許可証発行申請書(チーム用)

その1

発行申請チーム名			
申請年月日	20　　年　　月　　日		
申請責任者名			
連絡先住所			
電話			
ファクシミリ			
チームの登録取扱い団体	学連・高体連・実業団・シクロクロス・MTB・室内競技・BMX・トライアル		
派遣チームの代表者名			
連絡先住所			
勤務先			
連絡先電話			
連絡先ファクシミリ			
競技大会参加許可を求める期間	20　　年　　月　　日 ～ 20　　年　　月　　日		
渡航期間中に有効な保険	種類:	金額:	会社:

渡航先国名	滞在予定期間
	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日

参加予定競技大会名	クラス	開催期日
	-	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	-	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	-	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	-	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	-	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日
	-	20____年　月　日 ～ 20____年　月　日

競技大会への参加にあたっては，UCIおよび日本自転車競技連盟の規則・規定を順守し，すべての場合にスポーツ精神に基づいて，自己の責任において行動することを誓約いたします．
帰国後は速やかに報告いたします．

(年月日)　　（場所）　　（申請責任者署名）　　(捺印)

国際競技大会参加許可証発行申請書(チーム用)

その2

発行申請チーム名	

	競技者名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	所属都道府県連盟	所属チーム	*
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

	チーム役員名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	所属都道府県連盟	所属チーム	*
1							
2							
3							
4							
5							
6							

- 所属の都道府県連盟の副申書をかならず添付すること.
- メンバーの所属チームが，許可証発行を申請するチームと異なる場合は，各所属チームの副申書をかならず添付すること.

国際競技大会参加許可証発行申請副申書(チーム用)

副申者（チーム・連盟）	

当チーム・連盟は，下記の競技者が

のメンバーとして，右記の期間

活動することを承認します.

チーム
20____年　　月　　日 ～ 20____年　　月　　日

	氏名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	備考	*
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(年月日)　　（場所）　　（記入責任者署名）　　(捺印)

許可証発行を申請チームするチームのメンバーの所属が複数の都道府県連盟，チームにわたる場合は，それぞれの連盟・チームからの副申書を要する.

国外競技大会参加許可証発行申請書(個人競技者用)

申請者（都道府県連盟）	

当連盟は，下記の競技者が

Team （ローマ字で表記してください）
20____年　　月　　日 ～ 20____年　　月　　日

のメンバーとして，右記の期間

活動することを承認します.

	氏名	NAME, First Name	登録番号	生年月日	渡航（活動）先国名	*
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(年月日)　　（場所）　　（競技団体記入責任者署名）　　(捺印)

- 競技者が活動しようとする国が複数にわたる場合は，すべての国を正確に列記すること.
- チーム欄が空白の場合は，競技者の意思により所属チームを選ぶことができるとみなされる.
- 原則としてライセンスのチーム名欄に記入されたチームのジャージと異なるジャージでレースに参加することはできない.

・ 様式1

201__年 月 日

（公財）日本自転車競技連盟
会長 橋本 聖子 様

審判長 氏 名 印
資 格
住 所
Tel.& Fax.

競技大会報告書

下記の大会に審判長として参加しましたので、報告いたします.

記

1. 大会名
2. カテゴリ
3. 開催期日
4. 開催場所
5. 大会責任者（役職，氏名，住所）
6. コミセール・パネル（主要役員）

氏名	資格	役職	住所

7. 競技規則情報

8. 競技準備情報

9. 競技内容情報

10. 総合意見

様式2

201__年　月　日

（公財）日本自転車競技連盟
会長　　橋本　聖子　　様

主管　自転車競技連盟
会長 氏　　名　　印

大会総務委員長
氏　　名　　印

公認競技会開催申請書

標記について下記により開催いたしたく申請致します.

記

1. 大会名
2. 主　催
3. 後　援
4. 主　管
5. 期　日
6. 会　場　　（　　mトラック）公認競技場
7. トラック測定　公認測定士　　実測（連盟立会2名）　　図面測定
8. 競技種目
9. 競技役員（主要役員，1級3名以上，各主任2級）

役職	氏名	級	役職	氏名	級	役職	氏名	級
競技委員長			審判長			出発合図員		
決勝審判員			計時員			監察員		
発送員			周回員			オペレータ		

10. 電子装置　　連盟装置一式依頼　　連盟装置部分依頼　　その他
11. 気象機器　　雨量計　　風速計　　湿度計　　寒暖計
12. その他

様式3

201__年 月 日

（公財）日本自転車競技連盟
会長　橋本 聖子　様

主管 自転車競技連盟
会長 氏　　名　印

大会総務委員長
氏　　名　印

トラック周長測定報告書

標記について下記により実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 期 日　　年　月　日
2. 会 場
3.測定方法　現地測定　　施工業者図面測定
4. 測定結果　1周　　m 1周当たりの差異　　m（1km当たりの差異　　m）
　　中央線とスタート/フィニッシュ・ラインの実距離　　m
　　フィニッシュ・ラインと“200m ライン”の実距離　　m
5. 測定士
6. 立会人
7. その他

電子機器装置設定の打合せ事項

1. 競技実施方法　運用基準 ① ②
2. 装置搬入日　　年　月　日
3. 搬入要員
4. 装置設置日
5. 設置要員
6. 競技日時
7. 使用機器
8. 役員配置方法　別表
9. 装置搬出日
10. 搬出要目
11. 作業実施者
12. その他

様式4

年　月　　日

（公財）日本自転車競技連盟
会長　　橋本　聖子　　様

主管　自転車競技連盟
会長 氏　　名　　印

大会総務委員長
氏　　名　　印

公認競技会開催報告書

標記について下記により開催いたしましたので報告致します.

記

1. 大会名
2. 主　催
3. 後　援

4. 主　管
5. 会　場
6. 期　日
7. 実施種目
8. 天　候
9. 新記録
10. 公式記録
11 . プログラム
12. 競技役員（主要役員）

役職	氏名	級	役職	氏名	級	役職	氏名	級
競技委員長			審判長			出発合図員		
決勝審判員			計時員			監察員		

13. その他（電子計時使用種目）

様式5

No.　1

記録報告書（種目別に作成）

大会名
期　日　　主　催
会　場　　天　候

競技委員長　氏　名　　印

競技開始　月　日　時　　天候（　　）

種　目

No.	距離	組	ゼッケン	氏名	所属	タイム	記録の種類	順位

下欄外に記入　新記録および参考記録には電子計時のプリントを添付する

加盟団体名簿

団体名	会長	理事長	郵便番号	住　　所	電　話	ファクシミリ
北海道自転車競技連盟	鎌田　公浩	小野　盛秀	003-0833	北海道 札幌市白石区北郷3条 13 丁目 5-4 スカイプランナー内	011-874-4005	011-874-4006
青森県自転車競技連盟	熊谷　雄一	田中　政志	030-0913	青森県 青森市 東造道 1-6-1 青森県青森商業高等学校内 三上 様	017-736-6116	017-736-5188
岩手県自転車競技連盟	熊谷　泉	花立　政広	020-0112	岩手県 盛岡市東緑が丘 22-32 村田信彦 様方	019-663-5478	019-663-5478
宮城県自転車競技連盟	浅野　元	角田　康夫	989-6311	宮城県 大崎市 三本木坂本字青山 11 早坂 和広 様	0229-52-3173	0229-52-3173
秋田県自転車競技連盟	松田　知己	伊藤　光雄	014-0005	秋田県大仙市花館柳町 7-22	0187-63-2726	0187-63-2726
山形県自転車競技連盟	坂本　貴美雄	泉　博文	996-0051	山形県 新庄市 大字松本 370 山形県立神室産業高等学校内	0233-28-8777	0233-22-7111
福島県自転車競技連盟	岩城　光英	鎌田　弘史	963-6131	福島県 東白川郡 棚倉町大字棚倉字東中居 63 福島県立修明高等学校内 中野目 様	0247-33-3214	0247-33-7943
茨城県自転車競技連盟	葉梨　康弘	折本　裕樹	300ー0341	茨城県 稲敷郡 阿見町 うずら野 2-18-33 折本 裕樹 様方	090-3217-9772	029-842-2229
栃木県自転車競技連盟	佐藤　栄一	大島　研一	320-0054	栃木県 宇都宮市 東戸祭 1-2-7 一般社団法人日本競輪選手会 栃木支部内	090-4374-1640	0287-37-2719
群馬県自転車競技連盟	林　勝	板鼻　昭	371-0035	群馬県前橋市岩神町 1-2-1 (一社)日本競輪選手会 群馬支部内	027-232-1351	027-233-1505
一般社団法人 埼玉県自転車競技連盟	新藤　享弘	木村　光男	330-0854	埼玉県 さいたま市大宮区桜木町 4-50	048-871-9433	048-871-9433
千葉県自転車競技連盟	臼井　正人	沢田　信	290-0151	千葉県 市原市 瀬又 2107-1 石井 様方	090-3098-8188	043-291-0931
東京都自転車競技連盟	橋本　聖子	中村　賢二	110-0015	東京都 台東区 東上野 3-1-14 横尾 様方	03-3843-4484	03-3843-4483
神奈川県自転車競技連盟	敷田　博昭	矢島　幸一	254-0075	神奈川県 平塚市中原 1-12-19 落合 様方	0463-31-2053	0463-31-2053
山梨県自転車競技連盟	高野　剛	早川　誠司	400-0215	山梨県 南アルプス市 上八田 1299 山口 一樹 様方		
新潟県自転車競技連盟	大谷　良孝	森山　信	959-0265	新潟県 燕市 吉田東町 16-1 県立吉田高等学校内 小柳 勝 様	0256-93-3225	0256-93-5455
長野県自転車競技連盟	耳塚　喜門	淺香　英二	399-8101	長野県安曇野市三郷明盛 3051-1 アズミノバイシクル内	0263-77-8118	0263-77-8118
富山県自転車競技連盟	米原　蕃	浅倉　基	930-0335	富山県 中新川郡上市町幸町 宍戸様方	076-472-0158	-
石川県自転車競技連盟	緩詰　潔	横長　勇	920-8658	石川県 金沢市 直江町イ-12　シンコールビル内 高桑様	076-237-7710	076-237-1003
福井県自転車競技連盟	関　捨男	竹沢　義忠	918-8037	福井県 福井市下江守町 28 福井県立科学技術高等学校内	0776-36-1856	0776-36-1871
一般社団法人 静岡県自転車競技連盟		松村　正之	421-3301	静岡県 富士市 北松野 620-2 松村 正之 様方	0545-85-3128	0545-69-1828
愛知県自転車競技連盟	斎藤　嘉隆	石原　正和	475-0006	愛知県 半田市南大矢知町 4-201-17 鈴木様方	0569-29-0487	0569-290487
三重県自転車競技連盟	西場　信行	杉本　信之	512-1304	三重県四日市市中野町 2216 三重県立朝明高校内	059-339-0212	059-339-0213
岐阜県自転車競技連盟	小見山　幸治	山崎　好弘	500-8389	岐阜県 岐阜市 本荘 345-19 岐南工業高等学校自転車競技部内 葛谷 様	058-271-3151	058-271-3127
滋賀県自転車競技連盟	田中　廣光	城念　久雄	524-0022	滋賀県 守山市 守山 3-1-3 小西 良章様方	077-581-3318	077-581-3318
京都府自転車競技連盟	狩野　哲男	坂井田　米治	617-0002	京都府 向日市 寺戸町西ノ段 5 向日町競輪場内	090-5151-9669	075-933-4173
大阪府自転車競技連盟	斧　隆夫	奥田　悦司	590-0077	大阪府 堺市堺区中瓦町 1-1-16 万字堂 堺東店内 廣浦様	070-5658-2867	072-221-0718
兵庫県自転車競技連盟	石井　秀武	藤本　清孝	657-0163	兵庫県加古郡播磨町古宮 167-3 兵庫県立播磨南高校内	090-6823-1082	078-944-1158
奈良県自転車競技連盟	米田　忠則	徳地　末広	633-0241	奈良県宇陀市榛原区下井足 210 奈良県立榛生昇陽高校内	0745-52-0525	0745-82-7606
和歌山県自転車競技連盟	林　英成	類家　信雄	640-0115	和歌山県 和歌山市 つつじヶ丘 3-25-1　岡本 健 様方	090-9699-1719	073-454-3553
鳥取県自転車競技連盟	上村　忠史	岡田　行雄	682-0044	鳥取県 倉吉市 小田 204 倉吉総合産業高等学校内 河田 様	0858-26-2851	0858-26-2852
島根県自転車競技連盟	南場　俊一	吉野　勝雄	690-0012	島根県松江市八雲台 2-20-6 寺本 道彦 様方	090-4897-9160	0852-22-7801
岡山県自転車競技連盟	佐藤　真治	近藤　忠彦	706-0001	岡山県玉野市田井 1-11-12 アヴェニール清水川 202 光森 様方	080-9580-6383	-
広島県自転車競技連盟	樋口　誼	高橋　真	731-0112	広島県 広島市 安佐南区東原 1-7-4-104 戸高 様方	082-874-5086	082-874-5086
山口県自転車競技連盟	大和　孝義	小倉　英治	754-0897	山口県 山口市 嘉川 4188 棟久 明博 様方	090-5374-8498	083-989-2773
香川県自転車競技連盟	木村　義雄	岩田　敬二	760-0063	香川県 高松市 多賀町 2-1-4 出本 様方	087-835-1283	087-835-1283
徳島県自転車競技連盟	-	中西　泰三	770-0854	徳島県 徳島市 徳島本町 1-6　ナカニシ サイクル 内	088-625-2864	088-623-3675
愛媛県自転車競技連盟	泉　圭一	二宮　一	791-8016	愛媛県 松山市 久万の台 1112　松山聖陵高等学校内	089-924-8783	089-926-2383
高知県自転車競技連盟	田鍋　剛	矢野　賢児	783-0006	高知県 南国市 篠原 1818-1 ｺｰﾎﾟｽｶｲﾗｰｸ 106 ｻｲｸﾙｽﾍﾟｰｽ南国	088-855-7428	088-855-7428
福岡県自転車競技連盟	高山　順	手島　又喜	830-0052	福岡県 久留米市 上津町 2192 祐誠高等学校内	0942-22-1238	0942-22-1239
佐賀県自転車競技連盟	関本　優	江田　弘	840-0054	佐賀県 佐賀市 水ヶ江 3-1-25　龍谷高等学校内	0952-24-2244	0952-24-3828
長崎県自転車競技連盟	北村　誠吾	豊岡　弘	857-0134	長崎県 佐世保市 瀬戸越 4-16-9 小野寺 俊幸 様方	0956-40-6666	0956-40-6666
熊本県自転車競技連盟	寺倉　宏嗣	中田　将次	860-0004	熊本県熊本市中央区新町 4-1-18 新町 CNT503 内 市原 裕二郎様方	096-288-1403	096-288-1403
大分県自転車競技連盟	荒金　信生	小石　孝生	879-1504	大分県 速見郡 日出町大神 1396-43 大分県立日出暘谷高等学校内	0977-72-2855	0977-72-2655
宮崎県自転車競技連盟	蓬原　正三	下村　守	889-1901	宮崎県 北諸県郡 三股町 樺山 3260 下村 守 様方	0986-51-2261	0986-51-2271
鹿児島県自転車競技連盟	小濵　康彦	黒川　剛	893-2303	鹿児島県 肝属郡 錦江町 馬場 1553-1 木下 様方	0994-22-3239	0994-22-3239
沖縄県自転車競技連盟	森　兵次	知念　正和	900-0016	沖縄県 島尻郡 南風原町兼城 517-3 沖縄輪業内	098-868-0404	098-888-0069
一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟		斧　隆夫	141-0021	東京都 品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 5 階	03-5475-8781	03-5475-8740
日本学生自転車競技連盟	村岡　功	松倉　信裕	150-8050	東京都 渋谷区 神南 1-1-1 岸記念体育会館内 412	03-3481-2369	03-3481-2369
公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部	部長:大舘 健司	坂井田　米治	601-0534	京都府 京都市右京区京北下弓削町沢ノ奥 15 京都府立北桑田高等学校	075-854-0022	075-854-0310
日本プロフェッショナルサイクリスト協会	佐久間　重光		174-0046	東京都 板橋区 蓮根 3-14-29	03-5970-5771	03-5970-5773

STARTER'S MANUAL 2015

INDIVIDUAL PURSUIT

<table>
<tr><td colspan="8">S　　1/2周　　3km　　F</td></tr>
<tr><td>スタート前</td><td>スタート時</td><td colspan="2">区分</td><td>1/2周まで</td><td>1/2周～3km</td><td>3km以降</td><td>フィニッシュ</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ラバーパッド設置
自転車
ゼッケン1枚
公認ヘルメット
衝撃吸収体を持たないプロファイル・ヘルメットは認められない
スタータ補助員
電子計時
手動計時
周回板
スターティング・マシン
発走位置
フラッグマンの旗

〔組合せ〕
予選：同等の力量同士．ただし，優勝候補同士は対戦させない．
強者ホームゴール</td><td rowspan="3">スターティング・マシン+
カウントダウンタイマ

不正スタート時
BANG! BANG!

準決勝までは，
相手不在でも
スタート・計時

順位決定戦では，
相手不在は
不戦勝</td><td rowspan="2">予選</td><td>事故等</td><td>BANG! BANG!
両者直ちに全距離を再スタート</td><td colspan="2">ピストルは撃たない．
事故に遭った競技者は最終組で再スタート．
他方の競技者はレースを続行し，計時する．
スタートは2回まで認められる．</td><td rowspan="3">事故，
追いつかれのなかった者に対し
BANG!</td></tr>
<tr><td colspan="3">2回目の事故に遭った競技者は除外（再スタートは1回のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">追つき時</td><td colspan="3">ピストルは撃たない．
追いつかれた競技者も完走し，計時する．
追いつきの基準はクランク軸
追いつかれた競技者が追走，再追越しした場合は失格となる．</td></tr>
<tr><td rowspan="3">順位決定戦</td><td>事故等</td><td>BANG! BANG!
両者直ちに全距離を再スタート</td><td>BANG! BANG!
遅れ距離計算の上，両者残距離を5分以内に再スタート
完走時間は，事故前後の部分時間の合計とする．</td><td>先行者が事故
=競走成立，先行者の勝ち
後行者が事故
=先行者は競走継続</td><td rowspan="3">事故，
追いつかれのなかった者に対し
BANG!</td></tr>
<tr><td colspan="3">2回目の事故に遭った競技者は敗者となる（再スタートは1回のみ）</td></tr>
<tr><td>追つき時</td><td colspan="3">BANG!
追いつきの基準はクランク軸
競走終了，勝敗決定</td></tr>
</table>

※　追いつきは，クランク軸があいてのクランク軸に並んだ時に成立する．
※※ 遅れ距離計算⇒先行競技者は最後に通過した半周の位置，後行競技者は距離差（コミセールが計算）を反対側のラインから下げてスタート．タイムは単純合計．

TEAM PURSUIT

<table>
<tr><td colspan="8">S　　1/2周　　3km　　F
(予選時，国内競技大会では30m)</td></tr>
<tr><td>スタート前</td><td>スタート時</td><td colspan="2">区分</td><td>1/2周（30m）まで</td><td>1/2周（30m）以降</td><td colspan="2">フィニッシュ</td></tr>
<tr><td rowspan="8">コーナーに赤旗要員
ラバーパッド設置
自転車
ゼッケン1枚
公認ヘルメット
スタータ補助員
電子計時
手動計時
周回板
スターティング・マシン
発走位置
フラッグマンの旗
45度スタート不可
側方間隔は1m
400m未満のトラックでは予選独走
〔組合せ〕
予選：同等の力量同士．ただし，優勝候補同士は対戦させない．
強者ホームゴール</td><td rowspan="4">スターティング・マシン+
カウントダウンタイマ

不正スタート時
BANG! BANG!
不正スタートは2回まで

準決勝までは，
相手不在でも
スタート・計時

決勝では，
相手不在は
不戦勝</td><td rowspan="2">予選</td><td>事故等</td><td>BANG! BANG!
両チーム直ちに全距離を再スタート</td><td colspan="2">ピストルは撃たない．
1名が事故に遭ったチームは，
3 名で競走を続ける．
1 周以内に競走を中止し，予選の最後に単独で再スタートする．　のいずれかを選択する．
他方のチームはレースを続行し，計時する．</td><td colspan="2" rowspan="3">事故，
追いつかれのなかったチームに対し
BANG!</td></tr>
<tr><td colspan="3">2回目の事故に遭ったチームは除外（再スタートは1回のみ）</td></tr>
<tr><td>追つき時</td><td colspan="3">ピストルは撃たない．赤旗，音声により先頭交代を禁止，走路最下部に留まらなければならない．
追いついたチームはレースを続行し，計時する．
追いつかれたチームも完走し，計時する．</td></tr>
<tr><td rowspan="5">45度スタート不可
側方間隔は1m
400m未満のトラックでは予選独走
〔組合せ〕
予選：同等の力量同士．ただし，優勝候補同士は対戦させない．
強者ホームゴール</td><td rowspan="3">順位決定戦</td><td rowspan="2">事故等</td><td>1/2周まで</td><td>1/2周以降</td><td colspan="2" rowspan="4">事故，
追いつかれのなかったチームに対し
BANG!</td></tr>
<tr><td>BANG! BANG!
認められる事故も，認められない事故も
両チーム直ちに全距離を再スタート</td><td>ピストルは撃たない．
事故は考慮されず（認められる事故の場合も認められない事故の場合も），再スタートは認められない．
3名残った場合は競走を続ける．
2名以下となった場合は競走を中止しなければならない．他方のチームは勝者となる（BANG!）．</td></tr>
<tr><td colspan="3">2回目の事故に遭ったチームは除外（再スタートは1回のみ）</td></tr>
<tr><td>追つき時</td><td colspan="3">BANG!
競走終了，勝敗決定</td></tr>
</table>

※　追いつきは，対戦チームの1m以内に，最少3名の競技者がともに走行している状態で，追いついた時に成立する．
※※ 計時の基準は，各チームの3番目競技者の前輪．

TEAM SPRINT

<table>
<tr><td colspan="8">S　　F</td></tr>
<tr><td>スタート前</td><td>スタート時</td><td colspan="2">区分</td><td></td><td>フィニッシュ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ラバーパッド設置
自転車
ゼッケン1枚
公認ヘルメット
スタータ補助員
電子計時
手動計時
周回板
スターティング・マシン
発走位置
フラッグマンの旗
45度スタート不可
側方間隔は1.5m
強者ホームゴール</td><td rowspan="2">スターティング・マシン+
カウントダウンタイマ
人数が不足するチームはスタートできない．
不正スタート時
BANG! BANG!
準決勝までは，
相手不在でも
スタート・計時
決勝では，
相手不在は
不戦勝</td><td>予選</td><td>事故等</td><td>ピストルは撃たない．
事故に遭ったチームは，予選ラウンドの最後に1回のみ再スタート．
相手チームの事故により走行を妨げられたチームは，コミセール・パネルの裁定により，予選ラウンドの最後に再スタートが認められ得る．
2度目の事故に遭ったチームは除外される．（再スタートはチーム毎2回まで）
他方のチームはレースを続行し，計時する．</td><td></td></tr>
<tr><td>順位決定戦</td><td>事故等</td><td>BANG! BANG!
認められる事故も，認められない事故も両チーム直ちに全距離を再スタート．
事故による再スタートはチームごとに1回のみ認められる．
2度目の事故に遭ったチームは降格．</td><td></td></tr>
</table>

※　交代は，中央線からその先15m以内で行わなければならない．これに違反した場合降格，その段階での最下位とする．

SPRINT

S	1周	あと1周	200m	F

スタート前	スタート時	区分			最後の1周	ラスト200m	フィニッシュ
ラバーパッド設置 自転車 ゼッケン1枚 公認ヘルメット TT用ハンドル不可 電子計時 手動計時 周回板	ホイッスル テープスイッチにより計時開始	予選 フライング 200mTT	認められる事故も，認められない事故もBANG! BANG! 直ちに全距離を再スタート 再スタートは1回のみ				
コーナー・ジャッジ ラバーパッド撤去 ゼッケン2枚 先行義務について抽選	ホイッスル	第1回戦以降	先行義務違反	トラックの内側からスタートした競技者は，追い越されない限り，トラック反対側の中央線に達するまで先行義務がある. 各レースにおいて2回までのスタンドスティルが許される（同一競技者による2回あるいは両競技者により1回ずつ）. 30秒以上のスタンドスティルは認められない. これを過ぎた場合，スタータは先行競技者に競技を続行するよう指示する. 従わなかった場合，スタータは競技を中止し，他の競技者にその対戦の勝利を宣言する. 3名または4名による競技の場合，降格競技者を除外して，ただちに2名または3名により再発走とする.			
			重大な違反行為BANG! BANG! 違反者は失格または降格とされうる. 失格/降格とならなかった場合は直ちに走路の内側に位置されて再スタート.				
			落車	違反行為による場合	BANG! BANG! 違反者は失格または降格		
				低速走行・不注意による場合	BANG! BANG! 原因者を内側から再スタートさせる.		
				違反行為によらない場合	BANG! BANG! 同じ順番で再スタートさせる.		
			パンク・破損		BANG! BANG! 同じ順番で再スタートさせる.		
			バランスを失う，相手・柵に触れる		BANG! BANG! 原因者を内側から再スタートさせる.		

1 km / 500m TIME TRIAL

S	1周	あと1周	200m	F

スタート前	スタート時	区分		フィニッシュ
ラバーパッド設置 自転車 ゼッケン1枚 公認ヘルメット TT用ハンドル可 電子計時 手動計時 周回板	スターティングマシン + カウントダウンタイマ 不正スタート時 BANG! BANG!		スタートが正当と認められたなら，ピストルは撃たない. 事故が起きた場合，おおよそ15分後に再スタートが認められる. 合計2回までのスタートが認められる.（再スタートは1回のみ） 天候等により中断した場合は，再開後に全競技者のトライア©ルを行う（最初のラウンドのタイムは考慮しない）.	

KEIRIN

S	1/2周	あと600～700m	F

スタート前	スタート時	区分	1/2周以内		ペーサ離脱後	フィニッシュ
周回数言明 ペーサ離脱位置 出走順抽選 周回板	デルニモーターがスタートラインに近づいた時にBANG! 不正スタート時 BANG! BANG!		事故時 BANG! BANG! 全距離再スタート	1番の競技者は，最初の1周はペーサの後ろにつく. これに違反した場合，その競技者を除外して再スタート. ペーサの離脱前にその後輪後端より前に出た場合，その競技者は失格 デルニーの後方に位置する間に，1ないし数名の競技者が違反あるいは反スポーツ的行動をした場合には競技を停止する. 競技は違反競技者を除外して再スタート.	競走成立	

速度競走 (4000m)

S	30m	F

スタート前	スタート時	区分	30m以内		フィニッシュ
先頭責任数言明 出走順抽選 周回板	スタンディング BANG! 不正スタート時 BANG! BANG!		事故時 BANG! BANG! 全距離再スタート 原因者最外側	競走成立 （半数以上が一度に落車した場合，BANG! BANG! 全距離再スタート）	

自転車競技場一覧表

	都道府県	競技場名	周長	設置者／管理者	電話	〒	所在地	電話
1	青森県	八戸自転車競技場	333	八戸市教育委員会	0178-43-2111	031-0833	青森県八戸市湊高台八丁目 1-1	0178-35-2113
2	秋田県	美郷町六郷自転車競技場	333	美郷町教育委員会生涯学習課 スポーツ振興班	0187-84-4916	019-1234	秋田県仙北郡美郷町六郷字押切 195-1	0187-84-4433
3	岩手県	紫波町営自転車競技場	333	紫波町教育委員会	01967-2-2111	028-3309	岩手県紫波郡紫波町北日詰牡丹野 92-2	0196-76-3626
4	山形県	新庄市サイクルスポーツセンター	400	新庄市体育協会	02332-2-4200	996-0041	山形県新庄市鳥越字山神沢 2580	
5	宮城県	宮城県自転車競技場	333	宮城県教育委員会	0222-63-2111	981-3624	宮城県黒川郡大和町宮床字松倉 92, 大和町総合運動公園内	022-346-2178 （体育館）
6	福島県	泉崎国際サイクルスタジアム	333	泉崎村教育委員会生涯学習課 スポーツ振興係	0248-53-3775	969-0101	福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字下陣馬 1	0248-52-3555
7	山梨県	境川自転車競技場	400	山梨県体育協会	055-253-1906	406-0853	山梨県笛吹市境川町藤垈八乙女	055-266-4485
8	長野県	「仮称」松本市美鈴湖自転車競技場	333			390-0302	長野県松本市三才山	
9	石川県	石川県立自転車競技場	400	石川県体育施設管理事務所	0762-21-6460	920-0266	石川県河北郡内灘町大根布 522	07628-6-1533
10	静岡県	日本サイクルスポーツセンター333M	333	日本サイクルスポーツセンター	0558-76-3211	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	0558-79-0004
11	静岡県	日本サイクルスポーツセンター・北400M	400	日本サイクルスポーツセンター	0558-76-3211	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	0558-79-0004
12	静岡県	日本競輪学校・南400M	400	日本競輪学校	0558-79-0111	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	0558-79-0004
13	静岡県	日本サイクルスポーツセンター250M	250	日本サイクルスポーツセンター	0558-76-3211	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	0558-79-0004
14	静岡県	伊豆ベロドローム	250	日本サイクルスポーツセンター	0558-79-0004	410-2402	静岡県伊豆市大野 1826	
15	大阪府	関西サイクルスポーツセンター	400	関西サイクルスポーツセンター	07215-4-3100	586-0086	大阪府河内長野市天野町 13-4	
16	兵庫県	兵庫県明石公園	400	兵庫県明石公園事務所	078-911-2901	673-0847	兵庫県明石市明石公園 1-27	
17	鳥取県	倉吉自転車競技場	333	倉吉市教育振興事業団	0858-22-5674	682-0822	鳥取県倉吉市葵町 591	0857-28-5441
18	島根県	大田自転車競技場	333	島根県体育協会	0852-22-5718	694-0051	島根県大田市久手町波根西字久手 1757	08548-2-6408
19	宮崎県	宮崎県自転車競技場	400	宮崎県体育協会	0985-58-0063	889-2151	宮崎県宮崎市大字熊野 1143 番地 12	
20	鹿児島県	鹿児島県根占自転車競技場	400	鹿児島県体育協会		893-2502	鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南 6240	0994-24-4150
21	沖縄県	総合運動公園	333	沖縄県公園スポーツ振興協会	098-932-5114	904-2173	沖縄県沖縄市比屋根 672 総合運動場	098-932-2951

競輪場周長補正値表

	施設名	全周長			1周あたり補正量	補正量						ライン間距離	
		測定線	外帯線	内圏線		200m	500m	1km	2km	3km	4km	Finish-HC	200m-BC
1	函館	400.000	402.229	398.331	0.556	0.278	0.695	1.391	2.782	4.172	5.563		
2	青森	400.000	402.125	398.159	0.614	0.307	0.767	1.534	3.068	4.603	6.137		
3	いわき平	400.000	402.264	398.276	0.575	0.287	0.718	1.437	2.873	4.310	5.747		
4	弥彦	400.000	402.154	398.118	0.627	0.314	0.784	1.568	3.137	4.705	6.273		
5	前橋	334.924	335.536	333.333	-1.060	-0.633	-1.582	-3.165	-6.330	-9.495	-12.660		
6	取手	400.000	402.137	398.159	0.614	0.307	0.767	1.534	3.068	4.603	6.137		
7	宇都宮	500.000	502.213	498.116	0.628	0.251	0.628	1.256	2.512	3.768	5.024		
8	大宮	500.000	502.198	498.121	0.626	0.251	0.626	1.253	2.505	3.758	5.011		
9	西武園	400.000	402.168	398.151	0.616	0.308	0.770	1.541	3.082	4.622	6.163		
10	京王閣	400.000	402.119	398.176	0.608	0.304	0.760	1.520	3.040	4.560	6.080		
11	立川	400.000	402.146	398.210	0.597	0.298	0.746	1.492	2.983	4.475	5.967		
12	松戸	333.333	335.483	331.499	0.611	0.367	0.917	1.834	3.668	5.502	7.336		
13	千葉	500.000	502.231	498.105	0.632	0.253	0.632	1.263	2.527	3.790	5.053		
14	花月園	400.000	402.172	398.134	0.622	0.311	0.777	1.555	3.110	4.665	6.220		
15	川崎	400.000	402.102	398.190	0.603	0.302	0.754	1.508	3.017	4.525	6.033		
16	平塚	400.000	402.130	398.164	0.612	0.306	0.765	1.530	3.060	4.590	6.120		
17	小田原	333.333	335.399	331.514	0.606	0.364	0.910	1.819	3.638	5.457	7.276		
18	伊東温泉	333.333	335.401	331.535	0.599	0.360	0.899	1.798	3.596	5.394	7.192		
19	静岡	400.000	402.167	398.238	0.587	0.294	0.734	1.468	2.937	4.405	5.873		
20	一宮	400.000	402.106	398.154	0.615	0.308	0.769	1.538	3.077	4.615	6.153		
21	名古屋	400.000	402.081	398.190	0.603	0.302	0.754	1.508	3.017	4.525	6.033		
22	豊橋	400.000	402.106	398.158	0.614	0.307	0.767	1.535	3.070	4.605	6.140		
23	岐阜	400.000	402.125	398.159	0.614	0.307	0.767	1.534	3.068	4.603	6.137		
24	大垣	400.000	402.142	398.161	0.613	0.307	0.766	1.533	3.065	4.598	6.130		
25	富山	333.333	335.398	331.556	0.592	0.355	0.889	1.777	3.554	5.331	7.108		
26	松坂	400.000	402.124	398.119	0.627	0.313	0.784	1.567	3.135	4.702	6.270		
27	四日市	400.000	402.119	398.171	0.610	0.305	0.762	1.524	3.048	4.573	6.097		
28	福井	400.000	402.137	398.159	0.614	0.307	0.767	1.534	3.068	4.603	6.137		
29	大津琵琶湖	500.000	502.195	498.127	0.624	0.250	0.624	1.249	2.497	3.746	4.995		
30	奈良	333.333	335.357	331.580	0.584	0.351	0.877	1.753	3.506	5.259	7.012		
31	向日町	400.000	402.132	398.178	0.607	0.304	0.759	1.518	3.037	4.555	6.073		
32	和歌山	400.000	402.200	398.340	0.553	0.277	0.692	1.383	2.767	4.150	5.533		
33	岸和田	400.000	402.284	398.260	0.580	0.290	0.725	1.450	2.900	4.350	5.800		
34	玉野	400.000	402.155	398.151	0.616	0.308	0.770	1.541	3.082	4.622	6.163		
35	広島	400.000	402.116	398.166	0.611	0.306	0.764	1.528	3.057	4.585	6.113		
36	防府	333.333	335.452	331.704	0.543	0.326	0.815	1.629	3.258	4.887	6.516		
37	高松	400.000	402.100	398.171	0.610	0.305	0.762	1.524	3.048	4.573	6.097		
38	観音寺	400.000	402.153	398.149	0.617	0.309	0.771	1.543	3.085	4.628	6.170		
39	小松島	400.000	402.154	398.156	0.615	0.307	0.768	1.537	3.073	4.610	6.147		
40	高知	500.000	502.279	498.210	0.532	0.213	0.532	1.063	2.126	3.189	4.252	12.000	62.000
41	松山	400.000	402.188	398.308	0.542	0.271	0.678	1.355	2.710	4.065	5.420	12.210	12.210
42	小倉	400.000	402.165	398.161	0.613	0.307	0.766	1.533	3.065	4.598	6.130		
43	久留米	400.000	402.187	398.153	0.616	0.308	0.770	1.539	3.078	4.617	6.157		
44	武雄	400.000	402.128	398.186	0.605	0.302	0.756	1.512	3.023	4.535	6.047		
45	佐世保	400.000	402.144	398.156	0.615	0.307	0.768	1.537	3.073	4.610	6.147		
46	別府	400.000	402.131	398.162	0.613	0.306	0.766	1.532	3.063	4.595	6.127		
47	熊本	499.841	502.233	498.164	0.718	0.287	0.718	1.436	2.872	4.307	5.743	10.240	60.240
48	NKG-333	333.333			0.000								
49	NKG-400	400.000	402.134	398.163	0.612	0.306	0.765	1.531	3.062	4.592	6.123		

注1： 周長は(株)日本舗道提供の計算値による.
注2： 補正量は，内圏線に接してラバー･パッドを配置することを想定した.
注3： 本表は，2000年4月25日に，高知，熊本の値（設計値）を修正.
注4： 高知の補正値は，2001年7月27日測定の仮想測定線長実測値から算出（全周長は設計値）.
注5： 熊本の補正値は，2001年7月13日測定の内圏線長実測値から算出（測定線長を比例補正）.
注6： NKG-333は，内圏線の位置が測定線の位置の20cm内側に変更されたことに伴い，修正値は0とする.

2015 主要事業予定表

Event	Dis	from		to		Venue
第40回チャレンジサイクルロードレース大会	RR	2015年4月5日	日	2015年4月5日	日	静岡県・日本サイクルスポーツセンター
全日本選手権自転車競技大会－トラック	TR	2015年4月11日	土	2015年4月12日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
全日本選手権自転車競技大会－パラサイクリング・トラック	PC	2015年4月11日	土	2015年4月12日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
全日本学生選手権クリテリウム大会	TR	2015年4月25日	土	2015年4月25日	土	滋賀県東近江市ふれあい公園
インターナショナル XCO びわ湖高島ステージ	MTB-XCO	2015年5月2日	土	2015年5月3日	日	滋賀県高島・朽木スキー場
インターナショナル DHI びわ湖高島ステージ	MTB-DHI	2015年5月4日	月	2015年5月5日	火	滋賀県高島・箱館山スキー場
2015 JBMXFシリーズ第1戦（西日本第1戦）	BMX	2015年5月4日	月	2015年5月4日	月	大阪府岸和田市サイクルピア岸和田
全日本選手権自転車競技大会－トライアル	TL	2015年5月4日	月	2015年5月5日	火	長野県・佐久市・ミレニアムパーク
西日本学生選手権トラック自転車競技大会	TR	2015年5月9日	土	2015年5月10日	日	大阪府・岸和田競輪場
東日本学生選手権トラック自転車競技大会	TR	2015年5月9日	土	2015年5月10日	日	山梨県・境川自転車競技場
八幡浜国際クロスカントリー	MTB-XCO	2015年5月16日	土	2015年5月17日	日	愛媛県・八幡浜市
ツアー・オブ・ジャパン	RR	2015年5月17日	日	2015年5月24日	日	大阪～東京
第62回全日本プロ選手権自転車競技大会トラック・レース	TR	2015年5月18日	月	2015年5月18日	月	大分県・別府市
ツール・ド・熊野	RR	2015年5月28日	木	2015年5月31日	日	和歌山県・新宮市他
JCFクップ・ド・ジャポン 富士見パノラマ大会	MTB-DHI	2015年5月30日	土	2015年5月30日	土	長野県富士見町・富士見パノラマリゾート
JCFクップ・ド・ジャポン 富士見パノラマ大会	MTB-XCO	2015年5月31日	日	2015年5月31日	日	長野県富士見町・富士見パノラマリゾート
全日本学生選手権 チーム・ロード・タイムトライアル大会	RR	2015年5月31日	日	2015年5月31日	日	埼玉県加須市・羽生市　利根川河川敷
UCIパラサイクリング・ロード・ワールドカップ	PC-RR	2015年6月5日	金	2015年6月17日	水	イタリア
全日本学生個人ロードTT自転車競技大会	RR	2015年6月7日	日	2015年6月7日	日	埼玉県加須市・羽生市　利根川河川敷
ジャパンシリーズ　トライアル　#1	TL	2015年6月7日	日	2015年6月7日	日	山梨県韮崎市・アルプスヴァン　トライアルパーク
全日本学生選手権個人ロードレース大会	RR	2015年6月13日	土	2015年6月14日	日	長野県木曽郡木祖村・奥木曽湖周回コース
UCIパラサイクリング・ロード・ワールドカップ	PC-RR	2015年6月13日	土	2015年6月16日	火	スイス
全日本選手権自転車競技大会－ロード・タイムトライアル	RR	2015年6月21日	日	2015年6月21日	日	栃木県・大田原市
全日本選手権自転車競技大会－パラサイクリング・ロード	PC	2015年6月21日	日	2015年6月21日	日	栃木県・大田原市
全日本選手権自転車競技大会－ロードレース	RR	2015年6月27日	土	2015年6月28日	日	栃木県・那須町
全日本選手権自転車競技大会－BMX	BMX	2015年7月4日	土	2015年7月5日	日	茨城県・国営ひたち海浜公園
全日本学生選手権トラック競技大会	TR	2015年7月4日	土	2015年7月5日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
ジャパンシリーズ　トライアル　#2	TL	2015年7月5日	日	2015年7月5日	日	愛知県豊田市妙楽寺トライアル場
JBCF石川サイクルロードレース	RR	2015年7月19日	日	2015年7月19日	日	福島県・石川町
全日本選手権自転車競技大会－マウンテンバイク	MTB	2015年7月18日	土	2015年7月19日	日	長野県・富士見パノラマ
UCI世界選手権大会−BMX	BMX	2015年7月21日	火	2015年7月26日	日	ベルギー・ゾルダー
アジア大学選手権大会	RR	2015年7月24日	金	2015年7月25日	土	大韓民国・昌寧郡
UCIパラサイクリング・ロード・ワールドカップ	PC-RR	2015年7月24日	金	2015年7月26日	日	ドイツ
UCI世界選手権大会−パラサイクリング・ロード	PC	2015年7月28日	火	2015年8月2日	日	スイス・ノットウィル
お台場サイクルフェスティバル湾岸クリテリウム	RR	2015年7月25日	土	2015年7月25日	土	東京都江東区青海
全国高等学校総合体育大会自転車競技	TR/RR	2015年8月6日	木	2015年8月10日	月	大阪府・岸和田市/三重県・鈴鹿市
2015 JBMXFシリーズ第1戦（西日本第2戦）	BMX	2015年8月9日	日	2015年8月9日	日	岡山県笠岡市 太陽の広場BMX競技場
アジア・マウンテンバイク選手権大会	MTB	2015年8月12日	水	2015年8月16日	日	マレーシア
JOCジュニアオリンピックカップ	TR	2015年8月15日	土	2015年8月16日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
UCI世界選手権大会−ジュニア・トラック	TR	2015年8月19日	水	2015年8月23日	日	カザフスタン・アスタナ
全国都道府県対抗自転車競技大会	TR/RR	2015年8月21日	金	2015年8月23日	日	岩手県・紫波町
2015 JBMXFシリーズ第3戦（東日本第1戦）	BMX	2015年8月23日	日	2015年8月23日	日	新潟県上越市金谷山
全日本大学対抗選手権自転車競技大会	TR/RR	2015年8月27日	木	2015年8月30日	日	長野県・松本市/大町市美麻
UCI世界選手権大会−MTB/トライアル	MTB/TL	2015年8月31日	月	2015年9月6日	日	アンドラ・ヴァルノード
JBCFタイムトライアルチャンピオンシップス	RR	2015年9月6日	日	2015年9月6日	日	渡良瀬遊水地
ツール・ド・北海道	RR	2015年9月11日	金	2015年9月13日	日	北海道（道北）
UCIパラサイクリング・ロード・ワールドカップ	PC-RR	2015年9月11日	金	2015年9月13日	日	南アフリカ

Event	Dis	from		to		Venue
JCFクップ･ド･ジャポン ウイングヒルズ白鳥リゾート	MTB-DHI	2015年9月12日	土	2015年9月13日	日	岐阜県白鳥町ウイングヒルズ白鳥リゾート
2015安芸高田国際BMX / 2015 JBMXFシリーズ第4戦（西日本第3戦）	BMX	2015年9月13日	日	2015年9月13日	日	広島県・安芸高田
日本スポーツマスターズ2015･自転車競技	TR	2015年9月19日	土	2015年9月20日	日	石川県・内灘
UCI世界選手権大会−ロードレース	RR	2015年9月19日	土	2015年9月27日	日	アメリカ・リッチモンド
JCFクップ･ド･ジャポン 白馬マウンテンバイク大会	MTB-XCO	2015年9月19日	土	2015年9月20日	日	長野県白馬村白馬スノーハープ
2015 室内自転車競技ジャパンカップ	INDOOR	2015年9月22日	火	2015年9月22日	火	大阪府
JBCF 経済産業大臣旗ロードチャンピオンシップ	RR	2015年9月26日	土	2015年9月27日	日	群馬県・群馬CSC
国民体育大会自転車競技	TR/RR	2015年9月27日	日	2015年10月1日	木	和歌山県
勢和多気国際クロスカントリ	MTB-XCO	2015年10月3日	土	2015年10月4日	日	三重県・多気町勢和の森MTBパーク
全日本学生自転車競技トラック新人戦・西日本大会	TR	2015年10月4日	日	2015年10月4日	日	滋賀県・旧びわこ競輪場
全日本学生自転車競技トラック新人戦・東日本大会	TR	2015年10月4日	日	2015年10月4日	日	山梨県笛吹市・境川自転車競技場
JBCF 輪島ロードレース	RR	2015年10月11日	日	2015年10月11日	日	石川県輪島市
ジャパンシリーズ　トライアル　#3　広島大会	TL	2015年10月11日	日	2015年10月11日	日	広島県三次市灰塚ダムトライアルパーク
JCFクップ･ド･ジャポン 白山一里野大会	MTB-DHI	2015年10月11日	日	2015年10月11日	日	石川県白山市一里野温泉スキー場
JCFクップ･ド･ジャポン 白山一里野大会	MTB-XCO	2015年10月12日	月	2015年10月12日	月	石川県白山市一里野温泉スキー場
JCFクップ･ド･ジャポン 富士見パノラマ大会	MTB-DHI	2015年10月17日	土	2015年10月17日	土	長野県富士見町・富士見パノラマリゾート
JCFクップ･ド･ジャポン 富士見パノラマ大会	MTB-XCO	2015年10月18日	日	2015年10月18日	日	長野県富士見町・富士見パノラマリゾート
ジャパン･カップ	RR	2015年10月17日	土	2015年10月18日	日	栃木県･宇都宮市
2015 JBMXFシリーズ第4戦（東日本第2戦）	BMX	2015年10月18日	日	2015年10月18日	日	埼玉県秩父市滝沢サイクルパーク
第11回全国ジュニア自転車競技大会	RR	2015年10月25日	日	2015年10月25日	日	三重県・四日市市
ジャパン・パラサイクリングカップ2015	PARA	2015年10月30日	金	2015年11月1日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
2015 ACC アジア大陸BMX選手権大会	BMX	2015年10月31日	土	2015年11月1日	日	ミャンマー
東北CXプロジェクト猪苗代ラウンド	CX	2015年11月1日	日	2015年11月1日	日	福島県・猪苗代
第21回日韓対抗学生自転車競技大会	TR					韓国
ツール・ド・おきなわ	RR	2015年11月8日	日	2015年11月8日	日	沖縄県北部
2015 第二回益田チャレンジャーズステージ	RR	2015年11月15日	日	2015年11月15日	日	島根県　益田・北仙道
2015 伊豆国際BMX / 2015 JBMXFシリーズ第6戦（東日本第3戦）	BMX	2015年11月15日	日	2015年11月15日	日	静岡県・日本サイクルスポーツセンター
JBCF 全日本トラックチャンピオンシップ	TR	2015年11月15日	日	2015年11月15日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
UCI世界選手権大会−室内自転車競技	INDOOR	2015年11月20日	金	2015年11月22日	日	マレーシア・メラカ
全日本選手権自転車競技大会－オムニアム	TR	2015年11月21日	土	2015年11月22日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
全日本選手権自転車競技大会－マスターズ	TR	2015年11月21日	土	2015年11月22日	日	静岡県・伊豆ベロドローム
関西シクロクロス・マキノラウンド	CX	2015年11月22日	日	2015年11月22日	日	滋賀県・高島市
信州シクロクロス・野辺山高原ラウンド 1	CX	2015年11月28日	土	2015年11月28日	土	長野県・野辺山
信州シクロクロス・野辺山高原ラウンド 2	CX	2015年11月29日	日	2015年11月29日	日	長野県・野辺山
全日本選手権自転車競技大会－シクロクロス	CX	2015年12月6日	日	2015年12月6日	日	長野県・飯山市
全日本選手権自転車競技大会－室内自転車競技	INDOOR	2015年12月12日	土	2015年12月13日	日	福岡県・那珂川町
第36回アジア自転車競技選手権大会	RR	2016年1月19日	火	2016年1月24日	日	東京都・大島町
第4回アジア･パラサイクリング選手権大会	PC	2016年1月19日	火	2016年1月24日	日	東京都・大島町
第36回アジア自転車競技選手権大会	TR	2016年1月26日	火	2016年1月30日	土	静岡県・伊豆ベロドローム
第4回アジア･パラサイクリング選手権大会	PC	2016年1月26日	火	2016年1月30日	土	静岡県・伊豆ベロドローム
UCI世界選手権大会－シクロクロス	CX	2016年1月30日	土	2016年1月31日	日	ベルギー・ゾルダー
UCI世界選手権大会－トラック	TR	2016年2月24日	水	2016年2月28日	日	イギリス・ロンドン
全国高校選抜大会	TR/RR	2016年3月18日	金	2016年3月21日	月	熊本市･山鹿市
2016年世界大学選手権大会・自転車競技		2016年3月23日	水	2016年3月27日	日	フィリピン･タガイタイ

競技大会前のチェックリスト

個人備品	1	ユニフォーム	□	
	2	ストップ・ウォッチ	□	
	3	ホイッスル	□	
	4	計算機	□	
	5	ボイス・レコーダー	□	
	6	筆記用具	□	
	7	クリップ・ボード	□	
	8	ガムテープ・セロテープ	□	
	9	記録用紙	□	
	10	チョーク	□	
	11	スタート用ピストル	□	
	12	抽せん用具	□	
	13	メジャー	□	
	14	下げ振り	□	
	15	競技規則集	□	
	16	大会プログラム，ハンドブック	□	
	17	雨具	□	
	18	防寒具	□	
	19	帽子	□	
	20	日焼け止め	□	
	21	サングラス	□	
	22	審判員登録証	□	
	23	（コンピュータ）	□	
	24	（双眼鏡）	□	
	25	(印鑑)	□	

トラック競技におけるチェック項目	トラック周長	□	
	周長補正値	□	
	200mTT 周回数	□	
	スプリント周回数	□	
	500mTT の S・F 位置	□	
	ポイント・レース周回数	□	
	ポイント・レース中間スプリント間隔周回数	□	
	ニュートラリゼーション周回数	□	
	チーム・スプリント交代ゾーン	□	
	ケイリンのペーサ離脱位置	□	
	各種目の予選からの勝ち上がり数	□	
	速度競走の先頭責任回数	□	
	タンデム予選・本戦周回数	□	
	ステーヤー・ライン有無	□	
	フィニッシュ・ジャッジ台	□	
	スタータ台	□	
	表彰台	□	
	雨天対策	□	
	救護体制・病院	□	

ロード競技におけるチェック項目	距離・周回数	□	
	正式スタート位置	□	
	車両の燃料補給状態	□	
	無線機の機能	□	
	補給ゾーン	□	
	補給開始距離・周回数	□	
	補給終了距離・周回数	□	
	中間スプリント位置・周回数	□	
	機材補給特別規則	□	
	要注意個所	□	
	フィニッシュ前 3km の目標物	□	
	フィニッシュ前 1km の目標物	□	
	フィニッシュ前の車両離脱位置	□	
	打ち切り制限(時間・%）	□	
	車両配置	□	
	無線周波数	□	
	救護体制・病院	□	